

全国児童福祉主管課長会議

(交付要綱、実施要綱等)

平成 2 2 年 2 月 2 5 日 (木)

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局

【目次】

[総務課関係]

(資料 1) 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱一部改正 新旧対照表 (案)	3
(資料 2) 次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等 の取扱いについての一部改正新旧対照表 (案)	3 1
(資料 3) 次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリングラー 設備等の取扱いについての一部改正新旧対照表 (案)	3 2
(資料 4) 次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊付帯工事 の取扱いについての一部改正新旧対照表 (案)	3 3
(資料 5) 次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費の取扱いについての一部改正新旧対照表 (案)	3 5
(資料 6) 次世代育成支援対策交付金交付要綱一部改正新旧対照表 (案)	3 6
(資料 7) 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」 の一部改正新旧対照表 (案)	8 8

[家庭福祉課関係]

(資料 8) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 についての一部改正新旧対照表 (案)	1 1 7
(資料 9) 平成22年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価 について (案)	2 0 6
(資料 10) 平成22年度小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設 に係る保護単価について (案)	2 0 7
(資料 11) 児童福祉施設 (児童家庭局所管施設) における施設機能強化 推進費についての一部改正新旧対照表 (案)	2 0 8
(資料 12) 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱一部改正 新旧対照表 (案)	2 1 7
(資料 13) 児童家庭支援センターの設置運営についての一部改正 新旧対照表 (案)	2 4 8
(資料 14) ひきこもり等児童福祉対策事業についての一部改正 新旧対照表 (案)	2 5 2
(資料 15) 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金 交付要綱新旧対照表 (案)	2 5 8

[育成環境課関係]

(資料16) 平成22年度放課後子どもプラン推進事業費補助金 実施要綱新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	277
(資料17) 平成22年度放課後子どもプラン推進事業費補助金 交付要綱新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	289
(資料18) 平成22年度児童厚生施設等整備費交付要綱新旧対照表(案)・・・	313
(資料19) 平成22年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金 実施要綱新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	325
(資料20) 平成22年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金 交付要綱新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	328

[保育課関係]

(資料21) 「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」 の一部改正新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	377
(資料22) 『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」 通知の施行について』の一部改正新旧対照表(案)・・・・・・・・	429
(資料23) 児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等の 改正点及びその運用について(案)・・・・・・・・	436
(資料24) 平成22年度小規模保育所に係る保育単価について(案)・・・・・・・・	440
(資料25) 平成22年度夜間保育所加算分保育単価について(案)・・・・・・・・	443
(資料26) 平成22年度保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	445
(資料27) 平成22年度保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	529

[母子保健課関係]

(資料28) 母子保健衛生費等国庫負担(補助)金交付要綱 一部改正新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	559
(資料29) 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱 一部改正新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	570
(資料30) 小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱 一部改正新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	574
(資料31) 小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱 一部改正新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	576
(資料32) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱 一部改正新旧対照表(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	580

[総務課関係]

次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱一部改正 新旧対照表(案)

改正後				現行			
別紙 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 (通則) 1 ~ (交付の対象) 3 (略) (定義) 4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。				別紙 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 (通則) 1 ~ (交付の対象) 3 (略) (定義) 4 本交付要綱において「児童福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。			
区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類	区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の2第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所及び平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づく妊産婦ケアセンター	児童福祉施設 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 妊産婦ケアセンター	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設	(1)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に基づく児童福祉施設、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第5項に基づく職員養成施設、同法第6条の2第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設及び平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家	児童福祉施設 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 子育て支援のための拠点施設(平成20年度から繰越を行った事業に限る。) 妊産婦ケアセンター	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所(平成20年度から繰越を行った事業に限る。) 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター	第一種助産施設 第二種助産施設

庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づく妊産婦ケアセンター

(2)～(4) (略)

5 (略)

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の欄に定める施設の種類ごとに、欄に定める設置根拠等により欄に定める設置者が設置する施設に係る事業

施設の種類	設置根拠等	設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第5項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の2第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の2第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
(削除)		
カ 子育て支援のための拠点施設(平成20年度から繰越を行った事業に限る。)	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市又は中核市、若しくは市町村
キ 妊産婦ケアセンター	平成17年8月23日雇児発第	都道府県

(2)～(4) (略)

5 (略)

(事業の種類)

6 交付金の交付の対象となる施設整備事業の種類は、以下によるものとする。

(1) 次の表の欄に定める施設の種類ごとに、欄に定める設置根拠等により欄に定める設置者が設置する施設に係る事業

施設の種類	設置根拠等	設置主体
(1)児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第2項又は第3項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
イ 児童相談所一時保護施設	児童福祉法第12条の4	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市
ウ 職員養成施設	児童福祉法第35条第5項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
エ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の2第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
オ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の2第8項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村
(削除)		
カ 妊産婦ケアセンター	平成17年8月23日雇児発第	都道府県

	0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」
(2)～(4) (略)	

(2)～(3) (略)
 (4) 次の表の欄に定める施設の種類ごとに、欄に定める設置根拠等により欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業。

施設の種類	設置根拠等	設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の2第1項	
ウ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の2第8項	
エ 妊産婦ケアセンター	平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」	
(2)～(4) (略)		

(交付金の対象除外) 7～(交付の算定方法) 8 (略)

(国の財政上の特別措置)
 9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類に掲げられて

	0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」
(2)～(4) (略)	

(2)～(3) (略)
 (4) 次の表の欄に定める施設の種類ごとに、欄に定める設置根拠等により欄に定める社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する施設に係る施設整備事業に対し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村が行う補助事業。

施設の種類	設置根拠等	設置主体
(1) 児童福祉法に基づく施設等 ア 児童福祉施設（ <u>保育所については、平成20年度から繰越を行った事業に限る。</u> ）	児童福祉法第35条第4項	社会福祉法人、 <u>学校法人（認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）</u> 、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人
イ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の2第1項	
ウ 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の2第8項	
エ 妊産婦ケアセンター	平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」	
(2)～(4) (略)		

(交付金の対象除外) 7～(交付の算定方法) 8 (略)

(国の財政上の特別措置)
 9 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める対象施設の種類に掲げられて

いる施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、第1欄の区分に基づいた別表2「交付基礎点数表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」中A地域基準点数を適用し、その定める方法により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	助産施設 乳児院 母子生活支援施設
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	児童福祉施設
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	乳児院 情緒障害児短期治療施設
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	乳児院 情緒障害児短期治療施設
（削除）	
（削除）	

いる施設の整備に係る交付金の交付額の算定にあつては、第1欄の区分に基づいた別表2「交付基礎点数表」に基づき、交付基礎額を算出するものとする。

ただし、対象施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、別表2「交付基礎点数表」中A地域基準点数を適用し、その定める方法により算出された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算し、交付基礎額を算出するものとする。

1 区 分	2 対象施設の種類
沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保 育 所 <u>（保育所については、平成20年度から繰越を行った事業に限る。）</u>
公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合	児童福祉施設 <u>（保育所については、平成20年度から繰越を行った事業に限る。）</u>
地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	乳児院 情緒障害児短期治療施設
地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）	乳児院 情緒障害児短期治療施設
<u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合</u>	<u>保 育 所</u> <u>（平成20年度から繰越を行った事業に限る。）</u>
<u>山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業とし</u>	<u>保 育 所</u> <u>（平成20年度から</u>

		<p>て行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第21号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））</p>	<p>繰越を行った事業に限る。）</p>
<p>（交付金の概算払）10～（その他）18 （略）</p>		<p>（交付金の概算払）10～（その他）18 （略）</p>	

別表 1 - 1

算 定 基 準
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区 分	2 種 目	3 基 準	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 4 条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 46 年法律第 70 号)第 2 条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7 に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI 事業に限る。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>

別表 1 - 1

算 定 基 準
創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備

1 区 分	2 種 目	3 基 準	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	<p>ア 定員 1 人当たり交付基礎点数を適用する場合 (ア) 別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (イ) 沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)第 4 条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (ウ) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 46 年法律第 70 号)第 2 条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。 (エ) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)第 2 条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表 2 に掲げる定員 1 人当</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生(支)局長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(7 に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。)並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費(PFI 事業に限る。) ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。))。</p>

たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

(オ)地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア)別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(イ)沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(ウ)公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(エ)地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(オ)地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

(オ)地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下、「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる定員1人当たり交付基礎点数に定員を乗じて得たものを基準とする。

イ 1施設当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア)別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(イ)沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(ウ)公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(エ)地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

(オ)地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

エ 1グループケア当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(エ) 地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

(オ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げ

ウ 1世帯当たり交付基礎点数を適用する場合

(ア) 別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(イ) 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

(ウ) 公害防止対策事業として行う場合には別表2に掲げる1世帯当たり交付基礎点数に定員(世帯)を乗じて得たものを基準とする。

る児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表2に掲げる1グループケア当たり交付基礎点数にグループケア数を乗じて得たものを基準とする。

オ 一部改築及び拡張

平成20年6月12日雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。

カ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

キ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり26,000点数を基準とする。

ただし、公害防止対策事業として行う場合には1施設当たり28,610点数、地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり34,680

エ 一部改築及び拡張

平成20年6月12日雇児発第0612005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算出方法の取扱いについて」により算出されたものを基準とする。

オ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。

カ 積雪寒冷地域（寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）別表1に掲げる地域（国家公務員の寒冷地手当支給地域）とする。）に所在する下記に掲げる対象施設の体育施設にあっては、1施設当たり25,550点数を基準とする。

ただし、公害防止対策事業として行う場合には1施設当たり28,110点数、地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には1施設当たり34,070

	<p>点数を基準とする。 対象施設 婦人保護施設、児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設、児童 自立支援施設</p> <p>ク 地域に密着した独自の事業を 実施するための場等を確保する 整備であって、平成20年6月 12日雇児発第0612008号厚生労 働省雇用均等・児童家庭局長通 知「次世代育成支援対策施設整 備交付金における地域福祉の推 進等を図るためのスペース（地 域交流スペース）の整備につ いて」に定める基準に適合する 整備を行うときは、別表2に定め る交付基礎点数を基準とする。</p>	
特殊附帯工 事費	別表2に掲げる1施設当たり交 付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工 事費又は工事請負費
解体撤去 工事費及び 仮設施設 整備工事費	<p>ア 別表2に掲げる1単位当たり 交付基礎点数を基準とする。</p> <p>イ 豪雪地帯対策特別措置法（昭 和37年法律第73号）第2条 第2項の規定に基づき指定され た特別豪雪地帯に所在する場合 は、上記に定める方法により算 定されたものに対して0.08 を乗じて得たものを加算する。</p>	解体撤去に必要な工事費 又は工事請負費及び仮設施設 整備に必要な賃借料、工事費 又は工事請負費

	<p>点数を基準とする。 対象施設 婦人保護施設、児童養護施設、 情緒障害児短期治療施設、児童 自立支援施設</p>	
特殊附帯工 事費	別表2に掲げる1施設当たり交 付基礎点数を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工 事費又は工事請負費
解体撤去 工事費及び 仮設施設 整備工事費	別表2に掲げる1施設当たり交 付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費 又は工事請負費及び仮設施設 整備に必要な賃借料、工事費 又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された算定基準を適用する。

別表1-2 (略)

別表1-2 (略)

別表 2

交付基礎点数表

	単 位	A地域 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	B地域 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	C地域 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	D地域 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	2,140	2,040	1,940	1,840
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,550	2,430	2,310	2,180
初度設備相当加算	1人当たり	44			
助産施設本体	1人当たり	2,590	2,470	2,350	2,220
初度設備相当加算	1人当たり	284			
乳児院本体	1人当たり	1,650	1,570	1,490	1,420
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	44			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	22			
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	1,600	1,520	1,450	1,370
心理療法室整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	480	450	430	410
初度設備相当加算	1人当たり	39			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	410	390	370	350
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	580	550	530	500
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,550	2,430	2,310	2,180
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	5,880	5,600	5,320	5,040
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,240	3,090	2,930	2,780
初度設備相当加算	1世帯当たり	39			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	580	550	530	500
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	820	780	740	700
初度設備相当加算	1人当たり	13			

別表 2

交付基礎点数表

	単 位	A地域 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	B地域 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	C地域 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	D地域 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
児童相談所一時保護施設本体	1人当たり	1,770	1,690	1,600	1,520
初度設備相当加算	1人当たり	44			
助産施設本体	1人当たり	2,550	2,430	2,310	2,190
初度設備相当加算	1人当たり	279			
乳児院本体	1人当たり	1,620	1,550	1,470	1,390
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	44			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	22			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	480	450	430	410
初度設備相当加算	1人当たり	39			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	410	390	370	350
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570	550	520	490
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	5,790	5,510	5,240	4,960
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,200	3,040	2,890	2,740
初度設備相当加算	1世帯当たり	39			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570	550	520	490
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	810	770	730	690
初度設備相当加算	1人当たり	13			

児童養護施設本体	1人当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,860	3,680	3,500	3,310
心理療法室整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	920	880	840	790
初度設備相当加算	1人当たり	39			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	580	550	530	500
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	170	160	150	150
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,550	2,430	2,310	2,180
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	2,960	2,810	2,670	2,530
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,570	3,400	3,230	3,060
心理療法室整備加算	1施設当たり	20,230	19,270	18,300	17,340
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,550	2,430	2,310	2,180
通所部門整備加算	1人当たり	1,250	1,190	1,130	1,070
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,510	3,340	3,180	3,010
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,120	3,920	3,730	3,530
心理療法室整備加算	1施設当たり	13,170	12,550	11,920	11,290
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,550	2,430	2,310	2,180
通所部門整備加算	1人当たり	1,250	1,190	1,130	1,070
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	8,010	7,630	7,250	6,870
職員養成施設本体	1人当たり	1,380	1,320	1,250	1,190
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	3,550	3,380	3,220	3,050
初度設備相当加算	1人当たり	44			
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,230	3,080	2,930	2,770
初度設備相当加算	1人当たり	44			

児童養護施設本体	1人当たり	2,470	2,350	2,230	2,120
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	920	870	830	780
初度設備相当加算	1人当たり	39			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	570	550	520	490
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	170	160	150	150
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	2,910	2,770	2,630	2,490
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,870	18,930	17,980	17,030
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
通所部門整備加算	1人当たり	1,230	1,170	1,110	1,050
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,450	3,290	3,120	2,960
初度設備相当加算	1人当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12,940	12,330	11,710	11,090
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,510	2,390	2,270	2,150
通所部門整備加算	1人当たり	1,230	1,170	1,110	1,050
初度設備相当加算	1人当たり	37			
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	7,880	7,500	7,130	6,750
職員養成施設本体	1人当たり	1,370	1,300	1,240	1,170
初度設備相当加算	1人当たり	44			
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	3,500	3,330	3,160	3,000
初度設備相当加算	1人当たり	44			
児童自立生活援助事業所	1人当たり	3,190	3,030	2,880	2,730
初度設備相当加算	1人当たり	44			

妊産婦ケアセンター	1人当たり	5.880	5.600	5.320	5.040
初度設備相当加算	1人当たり	44			
日中支援(デイケア)利用者のための居室を整備する場合の加算	1人当たり	3.240	3.090	2.930	2.780
初度設備相当加算	1人当たり	39			
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2.140	2.040	1.940	1.840
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	13.170	12.550	11.920	11.290
保育室整備加算	1人当たり	580	550	530	500
学習室整備加算	1人当たり	580	550	530	500
婦人保護施設本体	1世帯当たり	3.360	3.200	3.040	2.880
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	13.170	12.550	11.920	11.290

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

妊産婦ケアセンター	1人当たり	5.790	5.510	5.240	4.960
初度設備相当加算	1人当たり	44			
日中支援(デイケア)利用者のための居室を整備する場合の加算	1人当たり	3.200	3.040	2.890	2.740
初度設備相当加算	1人当たり	39			
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	2.120	2.010	1.910	1.810
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12.940	12.330	11.710	11.090
保育室整備加算	1人当たり	570	550	520	490
学習室整備加算	1人当たり	570	550	520	490
婦人保護施設本体	1世帯当たり	3.300	3.150	2.990	2.830
初度設備相当加算	1世帯当たり	44			
心理療法室整備加算	1施設当たり	12.940	12.330	11.710	11.090

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、婦人保護施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	沖 縄 県
助産施設本体	1人当たり	3,890
初度設備相当加算	1人当たり	440
乳児院本体	1人当たり	2,200
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	60
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	30
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,130
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,570
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	640
初度設備相当加算	1人当たり	50
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	550
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	780
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,400
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	8,830
初度設備相当加算	1世帯当たり	70
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,760
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,870
初度設備相当加算	1世帯当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	880
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,230
初度設備相当加算	1人当たり	20

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条第1項に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

	単 位	沖 縄 県
助産施設本体	1人当たり	3,830
初度設備相当加算	1人当たり	440
乳児院本体	1人当たり	2,170
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	60
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	30
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,260
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	640
初度設備相当加算	1人当たり	50
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	550
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	770
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	8,690
初度設備相当加算	1世帯当たり	70
心理療法室整備加算	1施設当たり	19,420
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	4,800
初度設備相当加算	1世帯当たり	60
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	860
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	1,220
初度設備相当加算	1人当たり	20

- (注) 1 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認められたポイントであること。
 2 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 3 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
 4 乳児院及び母子生活支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 5 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 6 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)

	単 位	A地域 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	B地域 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	C地域 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	D地域 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
助産施設本体	1人当たり	2,850	2,720	2,580	2,440
初度設備相当加算	1人当たり	312			
乳児院本体	1人当たり	1,820	1,730	1,640	1,560
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	49			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24			
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	1,760	1,670	1,590	1,510
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,490	13,800	13,110	12,420
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	530	500	470	450
初度設備相当加算	1人当たり	43			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	450	430	410	390
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	640	610	580	550
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,810	2,670	2,540	2,400
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	6,470	6,170	5,860	5,550
初度設備相当加算	1世帯当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,490	13,800	13,110	12,420
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,570	3,400	3,230	3,060
初度設備相当加算	1世帯当たり	43			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	640	610	580	550
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	900	860	810	770
初度設備相当加算	1人当たり	15			

■交付基礎点数表(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条第3項に規定する公害防止対策事業として行う場合)

	単 位	A地域 青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	B地域 北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	C地域 栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	D地域 徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
助産施設本体	1人当たり	2,810	2,680	2,540	2,410
初度設備相当加算	1人当たり	307			
乳児院本体	1人当たり	1,790	1,700	1,620	1,530
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	49			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	24			
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	530	500	470	450
初度設備相当加算	1人当たり	43			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	450	430	410	390
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	630	600	570	540
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
母子生活支援施設本体	1世帯当たり	6,370	6,070	5,760	5,460
初度設備相当加算	1世帯当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1世帯当たり	3,520	3,350	3,180	3,010
初度設備相当加算	1世帯当たり	43			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	630	600	570	540
母子家庭等子育て支援室整備加算	1人当たり	890	850	810	760
初度設備相当加算	1人当たり	15			

児童養護施設本体	1人当たり	2,760	2,630	2,490	2,360
初度設備相当加算	1人当たり	49			
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,250	4,050	3,850	3,640
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,490	13,800	13,110	12,420
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,020	970	920	870
初度設備相当加算	1人当たり	43			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	640	610	580	550
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	190	180	170	160
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,810	2,670	2,540	2,400
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,250	3,100	2,940	2,790
初度設備相当加算	1人当たり	49			
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	3,920	3,740	3,550	3,360
心理療法室整備加算	1施設当たり	22,250	21,190	20,130	19,070
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,810	2,670	2,540	2,400
通所部門整備加算	1人当たり	1,370	1,310	1,240	1,170
初度設備相当加算	1人当たり	41			
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,860	3,680	3,490	3,310
初度設備相当加算	1人当たり	49			
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,530	4,320	4,100	3,890
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,490	13,800	13,110	12,420
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	2,810	2,670	2,540	2,400
通所部門整備加算	1人当たり	1,370	1,310	1,240	1,170
初度設備相当加算	1人当たり	41			
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	8,810	8,390	7,970	7,550

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

児童養護施設本体	1人当たり	2,720	2,590	2,460	2,330
初度設備相当加算	1人当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	1,010	960	910	860
初度設備相当加算	1人当たり	43			
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	630	600	570	540
乳児を受け入れるためのほふく室又は養育室等を整備する場合	1人当たり	190	180	170	160
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,200	3,050	2,890	2,740
初度設備相当加算	1人当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	21,860	20,820	19,780	18,740
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
通所部門整備加算	1人当たり	1,350	1,290	1,220	1,160
初度設備相当加算	1人当たり	41			
児童自立支援施設本体	1人当たり	3,800	3,620	3,440	3,260
初度設備相当加算	1人当たり	49			
心理療法室整備加算	1施設当たり	14,240	13,560	12,880	12,200
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	2,760	2,630	2,500	2,370
通所部門整備加算	1人当たり	1,350	1,290	1,220	1,160
初度設備相当加算	1人当たり	41			
児童家庭支援センター本体	1施設当たり	8,670	8,250	7,840	7,430

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
- 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
- 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
- 4 母子生活支援施設に小規模分園型母子生活支援施設を設置する場合には、母子生活支援施設の交付基礎点数を適用する。
- 5 児童養護施設に地域小規模児童養護施設を設置する場合には、児童養護施設の交付基礎点数を適用する。
- 6 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
- 7 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
- 8 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

		A地域	B地域	C地域	D地域
	単 位	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,200	2,100	1,990	1,890
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	59			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	30			
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	2,130	2,030	1,930	1,830
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,570	16,730	15,890	15,060
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	640	610	580	550
初度設備相当加算	1人当たり	53			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	550	530	500	470
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	780	740	700	670
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,400	3,240	3,080	2,910
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,940	3,750	3,570	3,380
初度設備相当加算	1人当たり	59			
小規模グループケア整備加算	1グループケア当たり	4,760	4,530	4,300	4,080
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,970	25,690	24,400	23,120
親子生活訓練室整備加算	1世帯当たり	3,400	3,240	3,080	2,910
通所部門整備加算	1人当たり	1,660	1,580	1,500	1,420
初度設備相当加算	1人当たり	50			

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 5 乳児院、情緒障害児短期治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 6 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■交付基礎点数表(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造の改築として行う場合)として行う場合)

		A地域	B地域	C地域	D地域
	単 位	青森県・岩手県・福島県・東京都・富山県・山梨県・長野県・沖縄県	北海道・宮城県・秋田県・山形県・茨城県・神奈川県・新潟県・石川県・岐阜県・静岡県・三重県・京都府・大阪府・奈良県・鳥取県・広島県・熊本県・鹿児島県	栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・福井県・愛知県・滋賀県・兵庫県・和歌山県・島根県・岡山県・山口県・香川県・高知県・佐賀県・長崎県・宮崎県	徳島県・愛媛県・福岡県・大分県
乳 児 院 本 体	1人当たり	2,170	2,060	1,960	1,860
初度設備相当加算(30人以下)	1人当たり	59			
初度設備相当加算(30人を超える部分)	1人当たり	30			
心理療法室整備加算	1施設当たり	17,260	16,440	15,620	14,790
子育て短期支援事業のための居室等整備加算	1人当たり	640	610	580	550
初度設備相当加算	1人当たり	53			
年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	1人当たり	550	530	500	470
病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合	1人当たり	770	730	690	660
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350	3,190	3,030	2,870
情緒障害児短期治療施設本体	1人当たり	3,880	3,690	3,510	3,320
初度設備相当加算	1人当たり	59			
心理療法室整備加算	1施設当たり	26,500	25,240	23,970	22,710
親子生活訓練室整備加算	1施設当たり	3,350	3,190	3,030	2,870
通所部門整備加算	1人当たり	1,640	1,560	1,480	1,400
初度設備相当加算	1人当たり	50			

- (注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、A地域基準点数を適用し、さらにその定める方法により算定された点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
 2 改築整備に係る初度設備相当加算は、交付基礎点数の2分の1以内で厚生労働大臣の必要と認めたポイントであること。
 3 一部改築及び拡張に係る交付基礎点数は、「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」(雇児発第0612005号 平成20年6月12日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。(小数点以下切捨て)
 4 「病児・病後児保育事業のための保育室等を整備する場合」については、「保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日雇児発第0609001号通知)」に基づき、病児・病後児保育事業のうち病児対応型及び病後児対応型を実施するための保育室等を整備する場合に限る。
 5 乳児院、情緒障害児短期治療施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には当該本体及び初度設備相当加算(一人当たり)の交付基礎点数を適用する。
 6 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づ く事業として行う場合	公害防止対策事業と して 行 う 場 合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊 急事業五箇年計画に 基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	84	-	-	-
助産施設	1人当たり	136	207	150	-
乳児院	1人当たり	80	107	87	107
母子生活支援施設	1世帯当たり	287	431	315	-
児童養護施設	1人当たり	123	-	134	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	141	-	156	189
児童自立支援施設	1人当たり	176	-	193	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	407	-	447	-
職員養成施設	1人当たり	75	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	306	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	273	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	287	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	80	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	166	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、上記点数に
対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■解体撤去交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づ く事業として行う場合	公害防止対策事業と して 行 う 場 合	地震対策緊急整備事 業計画、地震防災緊 急事業五箇年計画に 基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	83	-	-	-
助産施設	1人当たり	134	204	148	-
乳児院	1人当たり	79	106	86	106
母子生活支援施設	1世帯当たり	282	424	310	-
児童養護施設	1人当たり	121	-	132	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	139	-	154	186
児童自立支援施設	1人当たり	173	-	190	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	400	-	440	-
職員養成施設	1人当たり	74	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	301	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	269	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	282	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	79	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	164	-	-	-

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	151	-	-	-
助産施設	1人当たり	252	380	278	-
乳児院	1人当たり	141	189	156	189
母子生活支援施設	1世帯当たり	519	778	569	-
児童養護施設	1人当たり	218	-	240	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	262	-	289	350
児童自立支援施設	1人当たり	309	-	342	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	723	-	797	-
職員養成施設	1人当たり	136	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,270	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,128	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	519	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	149	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	300	-	-	-

(注) 1 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記点数に対して、0.08を乗じて得られた点数を加算すること。(小数点以下切捨て)
 2 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■仮施設整備工事費交付基礎点数表

	単 位	標 準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
児童相談所一時保護施設	1人当たり	149	-	-	-
助産施設	1人当たり	248	374	274	-
乳児院	1人当たり	139	186	154	186
母子生活支援施設	1世帯当たり	510	765	559	-
児童養護施設	1人当たり	215	-	236	-
情緒障害児短期治療施設	1人当たり	258	-	284	344
児童自立支援施設	1人当たり	304	-	336	-
児童家庭支援センター	1施設当たり	711	-	783	-
職員養成施設	1人当たり	134	-	-	-
小規模住居型児童養育事業所	1人当たり	1,248	-	-	-
児童自立生活援助事業所	1人当たり	1,109	-	-	-
妊産婦ケアセンター	1人当たり	510	-	-	-
婦人相談所一時保護施設	1世帯当たり	147	-	-	-
婦人保護施設	1世帯当たり	295	-	-	-

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	26.000	-	-
児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	-	28.610	-
情緒障害児短期治療施設	-	-	34.680

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	10.080	13.440
初度設備相当加算	549	1,433

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業
本体点数	13.440
初度設備相当加算	2,390

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■積雪寒冷地域体育施設 交付基礎点数表

	標準	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
婦人保護施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	25.550	-	-
児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設	-	28.110	-
情緒障害児短期治療施設	-	-	34.070

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■地域交流スペース 交付基礎点数表

	地域交流スペース	防災拠点型
本体点数	9.910	13.210
初度設備相当加算	540	1,408

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■余裕教室活用促進事業 交付基礎点数表

	余裕教室活用促進事業
本体点数	13.210
初度設備相当加算	2,348

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数(1㎡当たり)	6

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	厚生労働大臣が別に定める点数

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
標準	6,470	-	-	-
乳児院	-	9,060	-	-
助産施設、母子生活支援施設	-	10,190	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	-	-	7,110	-
乳児院、情緒障害児短期治療施設	-	-	-	8,620

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を適用する。

■スプリンクラー設備工事費 交付基礎点数表

	スプリンクラー設備 (既存施設における整備事業)
基準点数(1㎡当たり)	6

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■屋内消火栓設備 交付基礎点数表

	屋内消火栓設備 (既存施設における整備事業)
基準点数	厚生労働大臣が別に定める点数

※創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る。

■特殊附帯工事 交付基礎点数表

	標準	沖縄振興計画に基づく事業として行う場合	公害防止対策事業として行う場合	地震対策緊急整備事業計画、地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の場合
標準	6,360	-	-	-
乳児院	-	8,900	-	-
助産施設、母子生活支援施設、保育所	-	10,010	-	-
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	-	-	6,990	-
乳児院、情緒障害児短期治療施設	-	-	-	8,470

(注) 平成20年度から繰越を行った事業については、平成20年度に設定された交付基礎点数を適用する。

別表3

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 区 分	2 種 目	3 基 準	4 対 象 経 費
施 設 整 備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。 厚生労働大臣が必要と認めた面積 鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた点数 ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた点数 木造 厚生労働大臣が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	厚生労働大臣が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表3

算 定 基 準
(そ の 他 施 設)

1 区 分	2 種 目	3 基 準	4 対 象 経 費
施 設 整 備	本体工事費	次に掲げる点数とし、改築及び大規模修繕等の工事費については、厚生労働大臣が必要と認めた点数とする。 厚生労働大臣が必要と認めた面積 鉄筋 厚生労働大臣が必要と認めた点数 ブロック 厚生労働大臣が必要と認めた点数 木造 厚生労働大臣が必要と認めた点数	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	別表2に掲げる1施設当たり交付基礎点数を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1 区 分	2 基 準	3 対 象 経 費
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数 <u>1 3 , 4 4 0</u> 点 (なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>2 , 3 9 0</u> 点を加えたものとする。) とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費

(注) 前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された算定基準を適用する。

別表 4

算 定 基 準
(余裕教室活用促進事業)

1 区 分	2 基 準	3 対 象 経 費
施設整備	余裕教室を児童福祉施設等に改築する場合は、別表 2 に掲げる交付基礎点数 <u>1 3 , 2 1 0</u> 点 (なお、初度設備相当を併せて整備する場合は、 <u>2 , 3 4 8</u> 点を加えたものとする。) とする。	(1) 余裕教室を社会福祉施設等に改築 (施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生 (支) 局長が必要と認めた整備を含む。) するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 (2) 暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費

(注) 平成 2 0 年度から繰越を行った事業については、平成 2 0 年度に設定された算定基準を適用する。

別紙 1
様式 1 - 1

第 年 月 号 日

厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長 印

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	申請額	別紙のとおり（別紙 1 様式 1 - 2）
2	整備計画概要	別紙のとおり（別紙 1 様式 1 - 2）
3	申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙 1 様式 1 - 4）

（添付書類）

- 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 1
様式 1 - 1

第 年 月 号 日

厚生（支）局長 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市町村長 印

平成 年度次世代育成支援対策施設整備交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1	申請額	別紙のとおり（別紙 1 様式 1 - 2）
2	整備計画概要	別紙のとおり（別紙 1 様式 1 - 2）
3	申請額算出内訳	別紙のとおり（別紙 1 様式 1 - 5）

（添付書類）

- 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村の歳入歳出予算書（見込書）抄本

（注）前年度から繰越を行った事業については、「平成 年度」の後に「（平成 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙 1

様式 1-2

平成 年度次世代育成支援対策施設整備計画書

都道府県・市区町村名 _____

1. ~ 3. (略)

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) ~ (2) (略)

(削除)

(削除)

5. (略)

別紙 1

様式 1-2

平成 年度次世代育成支援対策施設整備計画書

都道府県・市区町村名 _____

1. ~ 3. (略)

4. 管内における現在の状況と今後の推移について

(1) ~ (2) (略)

(3) 保育所の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、待機児童が存在する場合にはその解消計画、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、地域における子育て相談事業の処理件数（過去3年分）やその他事業の実施状況を必ず添付すること。

また、様式1-4についても作成されたい。

(4) 子育て支援のための拠点施設の状況について（施設ごとに記載すること）

今般の整備計画を申請するに当たって、現在の施設の状況、地域の状況（地域ネットワークの状況等）や現在の問題点、整備の必要性、今後の方向性（整備が実施された場合の状況、改善点等）を詳細に記載すること。

なお、記載内容を示す根拠となり、本計画の必要性が十分に確認できる資料を添付すること。

ただし、地域における子育て相談事業の処理件数（過去3年分）や子育て支援サービス等の実施状況を必ず添付すること。

5. (略)

様式 1-2 記入要領

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成 年度●●%～平成 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第 3 の 3 の（1）に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。

2. ～5. (略)

様式 1-2 記入要領

都道府県・市区町村名の欄は、市区町村の場合は、都道府県名も必ず記入すること。

1. 整備計画の概要

整備予定の児童福祉施設等について「施設種別」・「施設名」・「設置主体」・「所在地」・「整備区分」・「対象経費の実支出（予定）額」・「交付金申請額」・「年次計画」・「抵当権設定の有無」を記入すること。

※「所在地」：市町村名まで記入すること。

※「整備区分」：創設・増築・増改築・改築・拡張・大規模修繕・民老 等

※「交付金申請額」：「交付金申請額」を算出し、記入すること。

※「年次計画」：単年度事業の場合は「単年度」、継続事業の場合は「平成 年度●●%～平成 年度●●%」と記入すること。

※「抵当権設定の有無」：平成 20 年 4 月 17 日雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添 1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第 3 の 3 の（1）に規定する抵当権の設定の有無の別について、○をつけること。

※1つの施設で複数の整備区分がある場合でも、1つを記入し、整備区分については、主たる整備区分（整備計画に基づく主な整備目的）を記入すること。ただし、同一の保育所において大規模修繕を他の整備区分と併せて協議する場合は、別に記入すること。

2. ～5. (略)

別紙1
様式 1-3 (略)

(削除)

様式 1-4
(略)

別紙 2 様式 1-1 ~ 様式 1-3 (略)

別紙1
様式 1-3 (略)

様式 1-4

1. 市町村全体の保育所の定員・現員・待機児童数

区分	平成 年度				
現 員					
定 員					
待機児童数					

※ 過去5か年度分(5年度前の年度～前年度)の各年度10月1日現在数を記入すること。

2. 待機児童数・定員の弾力化・これまでの市町村の施設整備への取り組み状況と今回の施設整備との関係など、特記すべき事項がある場合は記載すること。

3. 当該施設の整備実績

整備年月日	整備区分	整備内容
	創設	

※ 今回の整備対象施設が、「改築」「増改築」「大規模修繕」の場合にのみ記入すること。

様式 1-5
(略)

別紙 2 様式 1-1 ~ 様式 1-3 (略)

別紙 2
様式 1 - 4

事業実績報告書

- 1 交付金における実施施設の概要
(1) ~ (3) (略)
(4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数を記入すること。

- 2 (略)

別紙 2 様式 1 - 5 ~ 別紙 7 (略)

別紙 2
様式 1 - 4

事業実績報告書

- 1 交付金における実施施設の概要
(1) ~ (3) (略)
(4) 入所(利用)定員

現在定員	増加定員	合計
人 (世帯)	人 (世帯)	人 (世帯)

(注) 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

- 2 (略)

別紙 2 様式 1 - 5 ~ 別紙 7 (略)

新旧対照表(案)

改 正 後	現 行
<p data-bbox="308 449 1329 478">次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p data-bbox="172 556 1466 764">標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p> <p data-bbox="172 768 1466 835">なお、平成19年7月26日雇児発第0726005号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p data-bbox="172 840 1466 907">おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p data-bbox="172 942 492 972">1 対象事業 (略)</p> <p data-bbox="172 1014 468 1043">2 交付金の対象基準</p> <p data-bbox="172 1050 1466 1226">(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(6)の事業については、特殊附带工事費交付金実施要綱3に定める交付基礎点数以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものとする(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点以上のものとする。)</p> <p data-bbox="290 1230 373 1260">(略)</p> <p data-bbox="172 1264 403 1293">(2)~(3) (略)</p> <p data-bbox="172 1297 314 1327">3 (略)</p>	<p data-bbox="1638 449 2659 478">次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて</p> <p data-bbox="1501 556 2795 764">標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。</p> <p data-bbox="1501 768 2795 835">なお、平成19年7月26日雇児発第0726005号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p data-bbox="1501 840 2795 907">おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p data-bbox="1501 942 1822 972">1 対象事業 (略)</p> <p data-bbox="1501 1014 1798 1043">2 交付金の対象基準</p> <p data-bbox="1501 1050 2795 1226">(1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(6)の事業については、特殊附带工事費交付金実施要綱に基づき、交付基礎点数6,360点以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものとする(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点以上のものとする。)</p> <p data-bbox="1620 1230 1703 1260">(略)</p> <p data-bbox="1501 1264 1733 1293">(2)~(3) (略)</p> <p data-bbox="1501 1297 1644 1327">3 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p data-bbox="498 401 1101 470">次世代育成支援対策施設整備交付金における スプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p data-bbox="172 541 1466 680">標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p data-bbox="172 684 1466 751">なお、平成19年7月26日雇児発第0726006号「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p data-bbox="172 756 1466 823">おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p data-bbox="181 863 546 930">第1 スプリンクラー設備 1～4 (略)</p> <p data-bbox="201 968 350 999">5 その他</p> <p data-bbox="201 1003 403 1035">(1) (略)</p> <p data-bbox="201 1039 1466 1106">(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型自動消火設備においても同様の取扱いとすること。</p> <p data-bbox="284 1110 1412 1142">ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。</p> <p data-bbox="261 1146 463 1178">ア～エ (略)</p> <p data-bbox="181 1251 486 1318">第2 屋内消火栓設備 1～2 (略)</p> <p data-bbox="201 1356 385 1388">3 交付基準</p> <p data-bbox="201 1392 403 1423">(1) (略)</p> <p data-bbox="201 1428 842 1530">(2) パッケージ型消火栓設備を設置する場合 交付基礎点数 当該設備を設置する個数に194点以内を乗じたもの</p> <p data-bbox="201 1608 403 1640">4～5 (略)</p>	<p data-bbox="1822 401 2424 470">次世代育成支援対策施設整備交付金における スプリンクラー設備等の取扱いについて</p> <p data-bbox="1501 541 2795 680">標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」により行うこととされているが、その取扱いに当たっては次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p data-bbox="1501 684 2795 751">なお、平成19年7月26日雇児発第0726006号「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」は廃止する。</p> <p data-bbox="1501 756 2795 823">おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p data-bbox="1501 863 1866 930">第1 スプリンクラー設備 1～4 (略)</p> <p data-bbox="1522 968 1670 999">5 その他</p> <p data-bbox="1522 1003 1724 1035">(1) (略)</p> <p data-bbox="1522 1039 2795 1106">(2) スプリンクラー設備の代替えとしての性格を有するパッケージ型屋内消火栓設備においても同様の取扱いとすること。</p> <p data-bbox="1605 1110 2733 1142">ただし、次の条件のいずれかを満たす場合についてのみ認められるものであること。</p> <p data-bbox="1581 1146 1783 1178">ア～エ (略)</p> <p data-bbox="1501 1251 1807 1318">第2 屋内消火栓設備 1～2 (略)</p> <p data-bbox="1522 1356 1706 1388">3 交付基準</p> <p data-bbox="1522 1392 1724 1423">(1) (略)</p> <p data-bbox="1522 1428 2223 1530">(2) パッケージ型屋内消火栓設備を設置する場合 交付基礎点数 当該設備を設置する個数に194点以内を乗じたもの</p> <p data-bbox="1522 1608 1724 1640">4～5 (略)</p>

新旧対照表(案)

改 正 後	現 行
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における 特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費)交付金実施要綱」を定め実施することとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726007号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費) 交付金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業 (1) 略</p> <p>(2) 消融雪設備整備 ア (略) イ 対象施設 交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地域に所在する交付要綱の4に掲げる施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設 ウ (略)</p> <p>3 交付基準 交付基礎点数6,470点を交付基準とする。 ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表の1に掲げる交付基礎点数、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表の2に掲げる交付基礎点数、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における 特殊附帯工事の取扱いについて</p> <p>標記の交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、その取扱いに当たっては別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費)交付金実施要綱」を定め実施することとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726007号「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 次世代育成支援対策施設整備(特殊附帯工事費) 交付金実施要綱</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象事業 (1) 略</p> <p>(2) 消融雪設備整備 ア (略) イ 対象施設 交付要綱の別表1-1に定める特別豪雪地域に所在する同別表1-1に掲げる施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設 ウ (略)</p> <p>3 交付基準 (1) 1施設ごとの2の(1)から(2)に係る対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額を2,000で除したものと、交付基礎点数6,360点とを比較して少ない方を交付基準とする。 ただし、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第4条に規定する沖縄振興計画(以下「沖縄振興計画」という。)に基づく事業として行う場合には別表の1に掲げる交付基礎点数と、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関</p>

下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の3に掲げる交付基礎点数を交付金基準とする。

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数を交付金基準とする。

別表

1 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
乳児院	9,060
助産施設、母子生活支援施設	10,190

2 公害防止対策事業として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	7,110

3 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
乳児院、情緒障害児短期治療施設	8,620

する法律(昭和46年法律第70号)第2条に規定する公害防止対策事業(以下「公害防止対策事業」という。)として行う場合には別表の2に掲げる交付基礎点数と、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画(以下「地震対策緊急整備事業計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画(以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。)に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる児童福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合には別表の3に掲げる交付基礎点数とを比較して少ない方を交付金基準とする。

なお、前年度から繰越を行った事業については、前年度に設定された交付基礎点数とを比較して少ない方を交付金基準とする。

別表

1 沖縄振興計画に基づく事業として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
乳児院	8,900
助産施設、母子生活支援施設、保育所	10,010

2 公害防止対策事業として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	6,990

3 地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合

施設の種類	交付基礎点数
乳児院、情緒障害児短期治療施設	8,470

改 正 後	現 行
<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費)交付金実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726010号「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費)交付金実施要綱</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 仮設施設整備工事費 (1)及び(2) (略)</p> <p>(3)交付基準額の算定 ① ②に掲げる施設以外の施設 ア～エ (略) オ <u>豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する場合は、上記に定める方法により算定されたものに対して0.08を乗じて得たものを加算する。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて</p> <p>次世代育成支援対策施設整備交付金の交付については、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費)交付金実施要綱」を定め、平成20年4月1日から適用することとしたので、了知の上、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、平成19年7月26日雇児発第0726010号「次世代育成支援対策施設整備交付金における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」は廃止する。</p> <p>おって、平成19年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 次世代育成支援対策施設整備(解体撤去工事費・仮設施設整備工事費)交付金実施要綱</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>3 仮設施設整備工事費 (1)及び(2) (略)</p> <p>(3)交付基準額の算定 ① ②に掲げる施設以外の施設 ア～エ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(4) (略)</p>

(別添)

次世代育成支援対策交付金交付要綱一部改正新旧対照表

平成21年度	平成22年度
<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第11条第1項の規定に基づく次世代育成支援対策交付金(以下「交付金」という。)の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この交付金は、次世代法第8条第1項の規定に基づき市町村(特別区を含む。以下同じ。)が策定する市町村行動計画(以下「行動計画」という。)に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるため交付することにより、行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1(別表3)による事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 特定事業 平成20年11月28日雇発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(以下「評価基準通知」という。)に基づく次の事業</p> <p>ア 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 評価基準通知の1の(1)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>イ 養育支援訪問事業 評価基準通知の1の(2)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>ウ ファミリー・サポート・センター事業 評価基準通知の1の(3)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施す</p>	<p style="text-align: center;">(別紙)</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この交付金は、市町村が行動計画により毎年度策定する別紙様式第1(別表3)による事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 特定事業 平成20年11月28日雇発第1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」(以下「評価基準通知」という。)に基づく次の事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>

<p>る事業に対して市町村が補助する事業</p> <p>エ 子育て短期支援事業 評価基準通知の1の(4)に基づき、市町村が行う事業</p> <p>オ <u>延長保育促進事業</u> 評価基準通知の1の(5)に基づき、市町村が民間に委託して実施する事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p>	<p>エ (略)</p> <p>オ <u>地域子育て支援拠点事業</u> 評価基準通知の1の(5)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p>
<p>(2) その他の事業 評価基準通知の2及び3の要件を備える事業であって、厚生労働大臣が認めた事業</p>	<p>カ <u>一時預かり事業</u> 評価基準通知の1の(6)に基づき、市町村が行う事業又は民間が実施する事業に対して市町村が補助する事業</p> <p>(2) (略)</p>
<p>(対象外事業及び費用)</p> <p>4 この交付金は、次に掲げる事業及び費用については、交付の対象としないものとする。</p> <p>(1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業</p> <p>(2) 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業</p> <p>(3) 今までに一般財源化された事業</p> <p>(4) 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業</p> <p>(5) 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」の7に掲げる費用</p> <p>(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、3(2)その他事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費</p>	<p>(対象外事業及び費用)</p> <p>4 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 市及び福祉事務所を設置する町村において、平成22年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、3(2)その他事業のうち、評価基準通知の3の要件を備える事業に要するすべての経費</p>
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この交付金の交付額の算定については、評価基準通知に定める評価基準(以下「評価基準」という。)に基づく基準点数を基礎とし、次により算出する。</p> <p>ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 3の(1)及び(2)に掲げる事業について、評価基準により設定された基準点数の合計点を基に厚生労働大臣が認めた額と、事業計画に掲げる事業の総事業費の合計額から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。)の合計額を控除した額に2分の1を乗じた額とを比較して、少ない方の額を選定し交付額と</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p>

する。

- (2) なお、前年度において交付金による事業実績がある市町村においては、(1)において、評価基準により設定された基準点数の合計点に、下表に掲げる執行率(前年度基準点数の合計(実績)／前年度基準点数の合計(計画))に応じて定める減額率を乗じることとする。

(表)

執行率	90%以上	90%未満
減額率	減額なし	0.9

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 市町村が事業を実施する場合((2)に掲げる場合を除く。)

ア 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

イ 事業を中止し、又は廃止する場合は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ウ 事業が、予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

キ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第2による調書を作成し、これを事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

- (2) 市町村が民間の実施する事業に対して補助する場合

ア (1)のア、イ、ウ及びキに掲げる条件

イ 市町村が民間が実施する事業に対してこの交付金を財源に補助金を交付する場合には、民間に対して次の条件を付さなければならない。

(ア)(1)のア、イ及びウに掲げる条件

- (2) (略)

(交付の条件)

- 6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) (略)

- (2) (略)

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

(イ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(ウ) 市町村長の承認を受けて前号に定める財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(エ) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(オ) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式第4により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、民間事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で、消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うこと。

また、市町村長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市町村に納付させることがある。

(カ) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ウ イにより付した条件に基づき市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

エ 民間事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

オ 民間事業者がイにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、別紙様式第1による申請書に関係書類を添えて、別に指示する期日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

<p><u>ア 補助事業者は、別紙様式第1による申請書に<u>関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。</u></u></p>	
<p><u>イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></p>	
<p>(2)(1)以外の場合 <u>補助事業者は、別紙様式1による申請書に<u>関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</u></u></p>	
<p>(変更申請手続) 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p>	<p>(変更申請手続) 8 (略)</p>
<p>(交付決定までの標準期間) 9 この交付金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。 <u>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は7の(1)のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。</u></p>	<p>(交付決定までの標準期間) 9 <u>厚生労働大臣は、7又は8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</u></p>
<p>(2)(1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。</p>	
<p>(交付決定の通知) 10 <u>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、市町村分に係る交付金について厚生労働大臣の交付決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し別紙1の様式により速やかに交付決定の通知を行うものとする。</u></p>	<p>(交付決定の通知) <u>(削除)</u></p>
<p>(交付金の概算払) 11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p>	<p>(交付金の概算払) 10 (略)</p>
<p>(実績報告) 12 この交付金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 <u>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合</u></p>	<p>(実績報告) 11 この交付金の事業実績報告は、別紙様式第3による報告書に<u>関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(6の(1)のイ又は(2)のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、</u></p>

ア 補助事業者は、別紙様式3による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出して行わなければならない。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（1）のイ又は（2）のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（2）（1）以外の場合

補助事業者は、別紙様式第3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（6の（1）のイ又は（2）のア若しくはウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（交付金の額の確定の通知）

13 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、市町村分に係る交付金について厚生労働大臣の確定通知があったときには、市町村長に対し、別紙2の様式により通知を行うものとする。

（交付金の返還）

14 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

15 特別の事情により5、7、8及び12に定める算定方法、手続によることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月10日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（交付金の額の確定の通知）

（削除）

（交付金の返還）

12 （略）

（その他）

13 特別の事情により5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることのできない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

平成21年度

平成22年度

別紙様式第1

別紙様式第1

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長
特別区 区 長

平成 年度次世代育成支援対策交付金の交付申請について

(略)

標記について、次により国庫交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1. 国庫交付金交付申請額 金 円
2. 平成 年度次世代育成支援対策交付金所要額調書（別表1）
3. 平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調書（別表2）
4. 平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書（別表3）

添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料
※ それぞれの事業において、市町村が定める利用料の設定がある場合は、その基準額がわかる資料を添付すること。

平成21年度

平成22年度

別表1

平成 年度 次世代育成支援対策交付金 所要額 調書

都道府県名(上段) 市区町村名(下段)	事業計画に掲げる 事業の総事業費 A	寄付金その他の 収入額 B	差引額 (A-B) C	国庫補助 基本額 D	厚生労働大臣が 認めた額 E	国庫補助 所要額 F
	円	円	円	円	円	円
			0	0		0

(略)

- (注) 1. クリーム色に色づけされたセルのみ記入する。それ以外のセルは式により自動計算される。
 2. 利用者から徴収した実費相当額等をE欄に記入すること。
 3. D欄は、Cの額に2分の1を乗じて得た額が自動入力される。
 4. E欄は内示額を記入すること。
 5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。

平成21年度

別表2

平成21年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査書

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(課室・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
メールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太線枠の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 21年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を入力し、B欄・C欄に21年度実施数(または数字の1)、欄外上部枠内に行動計画に位置づけた21年度実施が所数及び21年度目標値をそれぞれ入力すること。
(○欄は乳児家庭全戸訪問事業のみ)
- ※ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成21年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問数、養育支援訪問事業については、B欄に家庭訪問延べ件数をそれぞれ入力すること。
- ※ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のB欄については、基本事業は研修受講人数を、付加的事业は数字の1を入力すること。
- ※ ファミリーサポートセンター事業の「ひとり親家庭等のファミリーサポートセンター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援」については、「利用支援 有」の場合は、数字の1を入力すること。
- ※ 一時預かり事業については、B欄に実施が所数を入力すること。(事業開始が年度途中となるものについては、6~8月開始の場合は0、75か所(事業数)、9~12月開始で0、5か所(事業数)、1月以降開始で0、25か所(事業数)として入力するものとする。
- ※ B欄の欄掛けされているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

<評価1>

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。
- (①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計しないうち注意すること。)
- ① 研修を実施する。
- ② 実施計画を策定する。

A欄 (○を入力)	項 目	B欄 (対象全家庭数を入力)	C欄 (家庭訪問数を入力)	評価ポイント	申請ポイント
F	(1) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる種別をいずれも実施 ○育児・家事補助 ○専門的相談支援	G		0.04 ポイント	0.00 ポイント
H	(2) (1)以外の市町村	I		0.00 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計				J	0.00 ポイント

※「全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%は、地方交付税で既に実施されている新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。(すでに控除分については式が入っている。)

●養育支援訪問事業

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に家庭訪問延べ件数を入力すること。
- (①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計しないうち注意すること。)
- ① 情報の収集、一定の指標に基づき訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定めている。
- ② 研修を実施する。

A欄 (○を入力)	項 目	B欄 (家庭訪問延べ件数を入力)	評価ポイント	申請ポイント	
K	育児・家事補助		0.00 ポイント	0.00 ポイント	
L	専門的相談支援		0.04 ポイント	0.00 ポイント	
M	分館に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援		0.05 ポイント	0.00 ポイント	
ポイント合計				N	0.00 ポイント

平成22年度

別表2

平成22年度次世代育成支援対策交付金の事業内容及び取組内容等調査書

市町村コード		
都道府県名		
市区町村名		
担当部署(課室・係)	A	
職名	B	
担当者氏名	C	
電話番号(直通又は代表(内線))	D	
メールアドレス	E	

(記入上の注意事項)

- ※ 太線枠の欄(クリーム色に色づけされているセル)に記入し、それ以外の欄には記入しないこと。
- ※ 22年度実施事業の該当する項目について、A欄(該当項目チェック欄)に○を入力し、B欄・C欄に22年度実施数(または数字の1)、欄外上部枠内に行動計画に位置づけた22年度実施が所数及び22年度目標値をそれぞれ入力すること。
(○欄は乳児家庭全戸訪問事業のみ)
- ※ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)については、B欄・C欄に平成22年度の1年間における対象全家庭数・家庭訪問数、養育支援訪問事業については、B欄に家庭訪問延べ件数をそれぞれ入力すること。
- ※ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業のB欄については、基本事業は研修受講人数を、付加的事业は数字の1を入力すること。
- ※ ファミリーサポートセンター事業の「ひとり親家庭等のファミリーサポートセンター(病児・病後児の預かり等を含む)の利用支援」については、「利用支援 有」の場合は、数字の1を入力すること。
- ※ 一時預かり事業については、B欄に実施が所数を入力すること。(事業開始が年度途中となるものについても1か所として入力すること。)
- ※ 上記以外の事業で、22年度から新規に取り組むもので、事業開始が年度途中となるものについては、6~8月開始の場合は0、75か所(事業数)、9~12月開始で0、5か所(事業数)、1月以降開始で0、25か所(事業数)として入力するものとする。
- ※ B欄の欄掛けされているところは、A欄に○を入力した場合、便宜上、数字の1を入力すること。

<評価1>

●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に全戸訪問事業の対象となる全家庭数を、C欄に家庭訪問数を入力すること。
- (①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計しないうち注意すること。)
- ① 研修を実施する。
- ② 実施計画を策定する。

A欄 (○を入力)	項 目	B欄 (対象全家庭数を入力)	C欄 (家庭訪問数を入力)	評価ポイント	申請ポイント
F	(1) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる種別をいずれも実施 ○育児・家事補助 ○専門的相談支援	G		0.04 ポイント	0.00 ポイント
H	(2) (1)以外の市町村	I		0.00 ポイント	0.00 ポイント
ポイント合計				J	0.00 ポイント

※「全戸訪問事業の対象となる全家庭数×20%は、地方交付税で既に実施されている新生児訪問指導としての実施予定分として控除する。(すでに控除分については式が入っている。)

●養育支援訪問事業

- ※ 以下に掲げる項目①②に全て該当する場合は、A欄の該当項目に○を入力し、B欄に家庭訪問延べ件数を入力すること。
- (①②の1つでも該当しない場合は、対象とならないので計しないうち注意すること。)
- ① 情報の収集、一定の指標に基づき訪問対象者の決定、支援計画の策定等を行うための中核機関を定めている。
- ② 研修を実施する。

A欄 (○を入力)	項 目	B欄 (家庭訪問延べ件数を入力)	評価ポイント	申請ポイント	
K	育児・家事補助		0.00 ポイント	0.00 ポイント	
L	専門的相談支援		0.04 ポイント	0.00 ポイント	
M	分館に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援		0.05 ポイント	0.00 ポイント	
ポイント合計				N	0.00 ポイント

平成21年度

平成22年度

●地域子育て支援拠点事業

※ ①欄は実施か所数を入力すること。

A 種 (0を入力)	項 目	B 種 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
〇ちほば型(基本分)				
0	3~4日間所	AS	0	0.00
0	3~4日間所(機能拡充あり)	AT	0	0.00
0	5日間所	AU	0	0.00
0	5日間所(機能拡充あり)	AV	0	0.00
0	6~7日間所	AW	0	0.00
0	6~7日間所(機能拡充あり)	AX	0	0.00
〇ちほば型(加算分)				
0	出張ちほばの実施	AY	0	0.00
0	地域の子育て力を高める取組(1事業実施)	AZ	0	0.00
0	地域の子育て力を高める取組(2事業実施)	BA	0	0.00
0	地域の子育て力を高める取組(3事業実施)	BB	0	0.00
0	地域の子育て力を高める取組(4事業実施)	BC	0	0.00
〇センター型				
0	5日間所	BD	0	0.00
0	6~7日間所	BE	0	0.00
0	延床増築(基本分)	BF	0	0.00
0	延床増築(保健相談等加算分)	BG	0	0.00
〇児童館型				
0	基本分	BH	0	0.00
0	加算分(地域の子育て力を高める取組)	BI	0	0.00
ポイント数計				0.00

●一時預かり事業

※ ①欄は実施か所数を入力すること。

A 種 (0を入力)	項 目	B 種 (数字を入力)	評価ポイント	申請ポイント
〇保育所型(年間延利用児童数)				
0	25人以上～300人未満	BR	0	0.00
0	300人以上～900人未満	BL	0	0.00
0	900人以上～1500人未満	BRM	0	0.00
0	1500人以上～2100人未満	BRN	0	0.00
0	2100人以上～2700人未満	BRD	0	0.00
0	2700人以上～3300人未満	BRF	0	0.00
0	3300人以上～3900人未満	BRG	0	0.00
0	3900人以上	BRH	0	0.00
〇地域密着型(年間延利用児童数)				
0	25人以上～300人未満	BS	0	0.00
0	300人以上～900人未満	BSL	0	0.00
0	900人以上～1500人未満	BSM	0	0.00
0	1500人以上～2100人未満	BSN	0	0.00
0	2100人以上～2700人未満	BSD	0	0.00
0	2700人以上～3300人未満	BSF	0	0.00
0	3300人以上～3900人未満	BSG	0	0.00
0	3900人以上	BSH	0	0.00
〇地域密着Ⅱ型(年間延利用児童数)				
0	25人以上～300人未満	CA	0	0.00
0	300人以上～900人未満	CAL	0	0.00
0	900人以上～1500人未満	CAM	0	0.00
0	1500人以上～2100人未満	CAN	0	0.00
0	2100人以上～2700人未満	CAD	0	0.00
0	2700人以上～3300人未満	CAF	0	0.00
0	3300人以上～3900人未満	CAG	0	0.00
0	3900人以上	CAH	0	0.00
ポイント数計				0.00

評価1合計ポイント 0.00ポイント

平成21年度

<評価2>

A 種 (○を記入)	項 目	B 種 (□)及び数字を記入)	評価ポイント	申請ポイント
	●へき地保育事業 ・実施の所数	BB	200 ポイント	BC 0.00 ポイント
	●家庭支援推進保育事業 ・実施の所数	BD	190 ポイント	BE 0.00 ポイント
	●次世代育成支援人材養成事業 ・コーディネーターの養成 ・スタッフの養成	BF BH	30 ポイント 30 ポイント	BG 0.00 ポイント BI 0.00 ポイント
	●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (基本事業) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置要員が児童福祉司の任用資格を備えていない場合) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 (配置要員が児童福祉司の任用資格を備えている場合)	BJ BL	0.4 ポイント 0.4 ポイント	BK 0.00 ポイント BM 0.00 ポイント
	(付加的事業) ※ 付加的事業については、基本事業の実施が要件であること。 ※ 実施する取組につき、A種の出目項目に○を記入し、B種に「1」を記入すること。			
	地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	BH	3.0 ポイント	BO 0.00 ポイント
	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	BP	3.6 ポイント	BN 0.00 ポイント
	地域住民への周知を図る取組	BR	3.2 ポイント	BS 0.00 ポイント
	ポイント数計		DT 0.00 ポイント	0.00 ポイント
	評価総合計ポイント			0.00 ポイント

<評価3> その他、創意工夫のある取組について実施している場合のみ記入する。

●その他、創意工夫のある取組について

総人口 人 児童人口(0歳以上18歳未満) 人

※平成21年4月1日現在(もしくは3月31日現在)

児童人口3,000人未満の場合は、右欄に「0」を記入してください。 人 0.00 ポイント

児童人口3,000人以上~1万人未満の場合は、右欄に児童人口をそのまま記入してください。 人 0.00 ポイント

児童人口1万人以上の場合は、右欄に児童人口をそのまま記入してください。 人 0.00 ポイント

【評価3を申請する全市区町村要回答】平成21年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、あてはまるほうに○をつける。

BB 設置されている

BD 設置されていない

BY 設置している

BZ 設置していない

※市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、評価3のその他事項に要するすべての結果について、交付の対象としないものとする。

※ 以下に掲げる項目のうち、実施する取組は、○を記入すること。
※ 継続も地方広域行政システムについては、「平成20年11月29日児童見聞1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の3(2)」を参照

交付金対象事業として実施(○を記入)	継続も地方広域行政システム(□を記入)	取組の内容	
a	b	安心して子どもを生育できることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	
c	d	老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進	
e	f	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置、運営	
g	h	子どもを生まれるからの電話相談等への対応	
i	j	子育ての推進	
k	l	要期中等における子どもの事故防止対策の推進	
m	n	思春期保健対策等の推進	
o	p	その他創意工夫のある取組	
QA	Q	0	QB

※ 視察段階ではその他の事業を7項目中3項目以上実施しているも、継続も地方広域プログラムにおいて7項目のいずれかを実施しているも加算は反映されていないポイント数が表示されます。

評価総合計ポイント 0.00 ポイント

総合計ポイント 0.00 ポイント

平成22年度

<評価2>

A 種 (○を記入)	項 目	B 種 (□)及び数字を記入)	評価ポイント	申請ポイント
	●へき地保育事業 ・実施の所数	BJ	200 ポイント	BK 0.00 ポイント
	●家庭支援推進保育事業 ・実施の所数	BL	190 ポイント	BM 0.00 ポイント
	●次世代育成支援人材養成事業 ・コーディネーターの養成 ・スタッフの養成	BN BP	30 ポイント 30 ポイント	BQ 0.00 ポイント BR 0.00 ポイント
	●子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (基本事業) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置要員が児童福祉司の任用資格を備えていない場合) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講 (配置要員が児童福祉司の任用資格を備えている場合) ネットワーク関係機関との連携強化を図るための取組	BK BL BV	0.4 ポイント 0.4 ポイント 15.0 ポイント	BM 0.00 ポイント BN 0.00 ポイント BW 0.00 ポイント
	(付加的事業) ※ 付加的事業については、基本事業の実施が要件であること。 ※ 実施する取組につき、A種の出目項目に○を記入し、B種に「1」を記入すること。			
	地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	BV	3.0 ポイント	BX 0.00 ポイント
	地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	BW	3.6 ポイント	BY 0.00 ポイント
	地域住民への周知を図る取組	BZ	3.2 ポイント	CA 0.00 ポイント
	ポイント数計		DT 0.00 ポイント	0.00 ポイント
	評価総合計ポイント			0.00 ポイント
	●子育て支援ネットワーク事業 ・実施の所数	DE	12.5 ポイント	DF 0.00 ポイント
	●子どもの事故予防強化事業 ・基本が人口3,000人未満	DG	3.0 ポイント	DH 0.00 ポイント
	・基本が人口3,000人以上~1万人未満	DI	5.0 ポイント	DJ 0.00 ポイント
	・基本が人口1万人以上未満	DK	8.0 ポイント	DL 0.00 ポイント
	・加算(子ども事故予防計画の開催)	DM	1.0 ポイント	DN 0.00 ポイント
	ポイント数計		DT 0.00 ポイント	0.00 ポイント
	評価総合計ポイント			0.00 ポイント

<評価3> その他、創意工夫のある取組について実施している場合のみ記入する。

●その他、創意工夫のある取組について

総人口 人 児童人口(0歳以上18歳未満) 人

※平成22年4月1日現在(もしくは3月31日現在)

児童人口3,000人未満の場合は、右欄に「0」を記入してください。 人 0.00 ポイント

児童人口3,000人以上~1万人未満の場合は、右欄に児童人口をそのまま記入してください。 人 0.00 ポイント

児童人口1万人以上の場合は、右欄に児童人口をそのまま記入してください。 人 0.00 ポイント

【評価3を申請する全市区町村要回答】平成22年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む)が設置されているか、あてはまるほうに○をつける。

DG 設置されている

DH 設置されていない

DI 設置している

DJ 設置していない

※市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度中に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、評価3のその他事項に要するすべての結果について、交付の対象としないものとする。

※ 以下に掲げる項目のうち、実施する取組は、○を記入すること。
※ 継続も地方広域行政システムについては、「平成20年11月29日児童見聞1128003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」の3(2)」を参照

交付金対象事業として実施(○を記入)	継続も地方広域行政システム(□を記入)	取組の内容	
a	b	安心して子どもを生育できることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	
c	d	老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進	
e	f	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置、運営	
g	h	子どもを生まれるからの電話相談等への対応	
i	j	子育ての推進	
k	l	思春期保健対策等の推進	
m	n	中高生等の居場所づくりの推進	
o	p	巡回型児童活動等の推進	
q	r	その他創意工夫のある取組	
QA	Q	0	QB

※ 視察段階ではその他の事業を8項目中3項目以上実施しているも、継続も地方広域プログラムにおいて7項目のいずれかを実施しているも加算は反映されていないポイント数が表示されます。

評価総合計ポイント 0.00 ポイント

総合計ポイント 0.00 ポイント

平成21年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の 総事業費	寄付金その他の 収入額	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額 A-B)
	A	B	C
乳児家庭全戸訪問事業 (こんこちは赤ちゃん事業)	CE	CF	CG 0千円
養育支援訪問事業	CH	CI	CJ 0千円
ファミリー・サポート・センター事業	CK	CL	CM 0千円
子育て短期支援事業	CN	CO	CP 0千円
延長保育促進事業	OO	OP	OS 0千円
へき地保育事業	OT	OU	OV 0千円
家庭支援推進保育事業	OW	OX	OY 0千円
次世代育成支援人材養成事業	CZ	DA	DB 0千円
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	DC	DD	DE 0千円
安心して子どもを生き育てることができる社会について 地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	DF	DG	DH 0千円
若者男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、 交流の促進	DI	DJ	DK 0千円
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く) の設置・運営	DL	DM	DN 0千円
子どもたち本人からの電話相談等への対応	DO	DP	DQ 0千円
食育の推進	DR	DS	DT 0千円
家庭内等における子どもの事故防止対策の推進	DU	DV	DW 0千円
思春期保健対策等の推進	DX	DY	DZ 0千円
その他創意工夫のある取組 (評価1～3以外の創意工夫のある取組にかかる事業費を合算)	EA	EB	EC 0千円
合計	0千円	0千円	0千円

*印欄の金額は予算書(抄本)の交付金該当部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

平成22年度

● 予算措置状況確認表(必須入力項目)

実施する各事業の事業費、寄付金その他の収入額を記入してください。

(単位:千円)

事業名	交付対象事業の 総事業費	寄付金その他の 収入額	交付対象事業の 支出予定総額 (差引額 A-B)
	A	B	C
乳児家庭全戸訪問事業 (こんこちは赤ちゃん事業)	DY	DZ	EA 0千円
養育支援訪問事業	EB	EC	ED 0千円
ファミリー・サポート・センター事業	EE	EF	EG 0千円
子育て短期支援事業	EH	EI	EJ 0千円
地域子育て支援拠点事業	EG	EK	EL 0千円
一時預かり事業	EM	EN	EO 0千円
へき地保育事業	EP	EQ	ER 0千円
家庭支援推進保育事業	ES	ET	EU 0千円
次世代育成支援人材養成事業	EV	EW	EX 0千円
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	EY	EZ	FA 0千円
子育て支援ネットワーク事業	FB	FC	FD 0千円
子どもの事故予防強化事業	FE	FF	FG 0千円
安心して子どもを生き育てることができる社会について 地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供	FH	FI	FJ 0千円
若者男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、 交流の促進	FK	FL	FM 0千円
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く) の設置・運営	FN	FO	FP 0千円
食育の推進	FO	FR	FS 0千円
思春期保健対策等の推進	FT	FU	FV 0千円
中・高校生の居場所づくりの推進	FW	FX	FY 0千円
巡回児童館活動等の推進	FZ	GA	GB 0千円
その他創意工夫のある取組 (評価1～3以外の創意工夫のある取組にかかる事業費を合算)	GC	GD	GE 0千円
合計	0千円	0千円	0千円

*印欄の金額は予算書(抄本)の交付金該当部分の合計額と一致しているはずですが、必ず確認してください。

平成21年度

● 平成20年度の申請・実績の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成20年度交付申請時 総合ポイント	平成20年度実績ベース 総合ポイント	平成20年度交付決定額 (単位:円)
①	②	③
EH	EI	EJ
※必須入力		

※①及び②欄の総合ポイントは(評価1)～(評価3)までの合計のポイントを記入してください。
平成20年度の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
※③欄は平成21年3月10日付厚生労働省発覚見込第0310003号交付決定通知書の交付額を記入してください。
※平成20年度に交付を受けていない市町村は「0」を入力してください。空欄ではエラーになります。

● 最後に平成21年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成21年度事前協議時 総合ポイント	平成21年度内示額 (単位:円)	平成21年度交付申請額 (単位:円)
④	⑤	⑥
EK	EL	EM
※必須入力		

※④欄は平成21年度の事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合ポイントを記入してください。
平成21年度の事前協議の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
※⑤欄は内示額に記載されている金額を記入してください。
※⑥欄は平成21年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

1 F欄に入力ありの場合はH欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合はF欄が空欄になっているか。	EN	OK
2 G欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、I欄入力ありの場合はG欄が空欄になっているか。	EO	OK
3 F≠Gになっているか。	EP	OK
4 H≠Iになっているか。	EQ	OK
5 F欄に入力ありの場合、G欄、H欄及びI欄にも1件以上の件数が入力されているか。	ER	OK
6 O欄～L欄は、会員数に即して、いずれか1つの欄のみ入力する。実際にない場合は空欄になる。	ES	OK
7 V欄、W欄は支部が設置されている場合はいずれか1つの欄のみ入力する。支部が設置されていない場合は空欄になる。	ET	OK
8 AT欄が「0」以外の場合は、AS欄に入力があるか。	EU	OK
9 AU欄～AG欄になっているか。	EV	OK
10 BN欄、BP欄、BR欄が「0」以外に記入ありの場合(複数記載もあり)、BL欄、BL欄のどちらか又は両方に記載があるか。	EW	OK
11 BH欄、BP欄、BR欄が「1」か空欄のみか。	EX	OK
12 BV欄、BW欄が「0」か「1」の欄のみ入力する。	EY	OK
13 BV欄、BW欄が「0」か「1」の欄のみ入力する。	EZ	OK
14 EX欄が「0」かつEY欄が「0」の場合、CG欄は必ず「0、00」になっている。	FA	OK
15 a～c欄に「0」が入力されていないから、CG欄は必ず「0、00」になっている。	FB	OK
16 J欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	FC	OK
17 K欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	FD	OK
18 AH欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	FE	OK
19 AR欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	FF	OK
20 BA欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	FG	OK
21 BC欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	FH	OK
22 BE欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	FI	OK
23 BG又はBH欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	FJ	OK
24 BK又はBL欄にポイントが入っていたら、DE欄が1千円以上か。	FK	OK
25 s欄かu欄にOが入力されていたら、DE欄が1千円以上か。	FL	OK
26 s欄かu欄にOが入力されていたら、DE欄が1千円以上か。	FM	OK
27 s欄かu欄にOが入力されていたら、DE欄が1千円以上か。	FN	OK
28 s欄かu欄にOが入力されていたら、DE欄が1千円以上か。	FO	OK
29 s欄かu欄にOが入力されていたら、DE欄が1千円以上か。	FP	OK
30 s欄かu欄にOが入力されていたら、DE欄が1千円以上か。	FQ	OK
31 s欄かu欄にOが入力されていたら、DE欄が1千円以上か。	FR	OK
32 s欄かu欄にOが入力されていたら、DE欄が1千円以上か。	FS	OK
33 必須入力欄のED、EE、EF、EH、EI、EK、EL、EM欄が全て入力されているか。	FT	NG

※33は入力前は「NG」と表示されます。必要事項を入力すると「OK」に変わります。

平成22年度

● 平成21年度の申請・実績の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成21年度交付申請時 総合ポイント	平成21年度実績ベース 総合ポイント	平成21年度交付決定額 (単位:円)
①	②	③
GI	GJ	GK
※必須入力		

※①及び②欄の総合ポイントは(評価1)～(評価3)までの合計のポイントを記入してください。
平成21年度の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
※③欄は平成21年度の交付決定通知書の交付額を記入してください。
※平成21年度に交付を受けていない市町村は「0」を入力してください。空欄ではエラーになります。

● 最後に平成22年度事前協議時の状況を記入してください。(必須入力項目)

平成22年度事前協議時 総合ポイント	平成22年度内示額 (単位:円)	平成22年度交付申請額 (単位:円)
④	⑤	⑥
GL	GM	GN
※必須入力		

※④欄は平成22年度の事前協議時の(評価1)～(評価3)までの総合ポイントを記入してください。
平成22年度の事前協議の様式で算出された「総合ポイント」欄のポイントをそのまま記入してください。
※⑤欄は内示額に記載されている金額を記入してください。
※⑥欄は平成22年度に申請する交付申請額を記入してください。

チェック用

1 F欄に入力ありの場合はH欄が空欄になっているか、H欄入力ありの場合はF欄が空欄になっているか。	GO	OK
2 G欄に入力ありの場合はI欄が空欄になっているか、I欄入力ありの場合はG欄が空欄になっているか。	GP	OK
3 F≠Gになっているか。	GO	OK
4 H≠Iになっているか。	GR	OK
5 F欄に入力ありの場合、G欄、H欄及びI欄にも1件以上の件数が入力されているか。	GS	OK
6 O欄～L欄は、会員数に即して、いずれか1つの欄のみ入力する。実際にない場合は空欄になる。	GT	OK
7 V欄、W欄は支部が設置されている場合はいずれか1つの欄のみ入力する。支部が設置されていない場合は空欄になる。	GU	OK
8 AS=AT+AU+AV+AW+AX&AY+AZ+BA+BB+BCになっているか。	GV	OK
9 BF≠BGになっているか。	GW	OK
10 BH≠BIになっているか。	GX	OK
11 CG欄、CG欄、CH欄が「0」以外に記入ありの場合(複数記載もあり)、CH欄、CH欄のどちらか又は両方に記載があるか。	GY	OK
12 CG欄、CG欄、CH欄が「1」か空欄のみか。	GZ	OK
13 CG欄、CH欄が「0」か「1」の欄のみ入力する。	HA	OK
14 a～c欄に「0」が入力されていないから、CG欄は必ず「0、00」になっている。	HB	OK
15 J欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	HC	OK
16 K欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	HD	OK
17 AH欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	HE	OK
18 AR欄にポイントが入っていたら、CG欄が1千円以上か。	HF	OK
19 BU欄にポイントが入っていたら、EG欄が1千円以上か。	HG	OK
20 CI欄にポイントが入っていたら、EG欄が1千円以上か。	HI	OK
21 CI欄にポイントが入っていたら、EG欄が1千円以上か。	HE	OK
22 CI欄にポイントが入っていたら、EG欄が1千円以上か。	HJ	OK
23 CO又はCG欄にポイントが入っていたら、EG欄が1千円以上か。	HK	OK
24 CR欄、CT欄、CV欄が「0」以外にポイントが入っていたら、EG欄が1千円以上か。	HL	OK
25 CR欄にポイントが入っていたら、EG欄が1千円以上か。	HM	OK
26 CR欄、D欄、DL欄が「0」以外にポイントが入っていたら、EG欄が1千円以上か。	HN	OK
27 s欄かu欄にOが入力されていたら、EG欄が1千円以上か。	HO	OK
28 s欄かu欄にOが入力されていたら、EG欄が1千円以上か。	HP	OK
29 s欄かu欄にOが入力されていたら、EG欄が1千円以上か。	HO	OK
30 s欄かu欄にOが入力されていたら、EG欄が1千円以上か。	HR	OK
31 s欄かu欄にOが入力されていたら、EG欄が1千円以上か。	HS	OK
32 s欄かu欄にOが入力されていたら、EG欄が1千円以上か。	HT	OK
33 s欄かu欄にOが入力されていたら、EG欄が1千円以上か。	HU	OK
34 IOが入力されていたら、GE欄が1千円以上か。	HV	OK
35 必須入力欄のGG、GD、GE、GF、GG、GH、GI、GJ、GK欄が全て入力されているか。	HW	NG

※35は入力前は「NG」と表示されます。必要事項を入力すると「OK」に変わります。

平成21年度

平成22年度

別表3 平成 年度次世代育成支援対策交付金事業計画書

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日 平成 年 月 日	実施方法(直営・委託の別)					
		直営・委託		委託の場合は委託先			
乳児のいる全ての家庭を訪問するための実施計画(平成21年度計画)		訪問者実人数					
家庭訪問対象全家庭数(a)		保健師、 助産師、 看護師	保育士	母子保健推進員、 養育指導員、 民生(児童)委員	子育て経験者	その他	合計
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)							
うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)							
(件)	(b/a)(%)	(件)	(c/a)(%)	(人)	(人)	(人)	(人)
	#DIV/0!		#DIV/0!				0

以下の(1)～(3)について、該当する太枠内に○を記入

(1) 研修	(2) ケース対応会議	(3) 養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門知識相談支援をいづれも実施
<input type="checkbox"/> 実施有り	<input type="checkbox"/> 開催有り	<input type="checkbox"/> 実施有り
<input type="checkbox"/> ※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。	<input type="checkbox"/> 開催無し	<input type="checkbox"/> 実施無し

(注1)「家庭訪問対象全家庭数(a)」は、当該年度の出生児数などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。

(注2)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(2) 養育支援訪問事業

市町村名 (委託の場合は委託先)	訪問実家庭数				訪問延件数			
	育児・家事 援助	専門的 相談支援	分娩に関わった産 科医療機関の助産 師等が行う訪問支 援	合計	育児・家事 援助	専門的 相談支援	分娩に関わった産 科医療機関の助産 師等が行う訪問支 援	合計
	A (か所)	B (か所)	C (か所)	(か所)	D (件)	E (件)	F (件)	(件)
[]				0				0

訪問支援者実人数						以下の(1)(2)について該当する太枠内に○を記入	
育児・家事 援助	専門的相談支援				合計	(1) 中核機関	指定有り
ヘルパー、子育て OB等	保育士等	保健師、助産 師、看護師等	理学療法士、心 理療法士等	分娩に関わった産科医 療機関の助産師等 が行う訪問支援		(2) 研修	実施有り
G (人)	H (人)	I (人)	J (人)	K (人)	(人)	※中核機関を定めぬ場合、及び、研修を実施しない場合は 本事業の対象とならない。	
					0		

- (注1) A～Cについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一時的に支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づく訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。
- (注2) D～Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。
- (注3) G～Kについては、訪問支援を実施する人数を常勤換算せずに計上すること。
- (注4) Kについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が行う訪問支援を計上すること。
- (注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のこと。

(略)

平成21年度

(3) ファミリー・サポート・センター事業
○ファミリー・サポート・センターの概要

1. 運営方法		2. センター開設時間 (本部)	3. 支部数	4. 職員配置				5. 会員数(本年度末)	
(1) 基本事業 (委託・補助先)	直営・委託・補助			(1) 所長(主任)	(2) 事務長	(1) 提供員	(2) 依頼員	(3) 両方員	合計 (1)+(2)+(3)
(2) モデル事業 (委託・補助先)	直営・委託・補助	(時間)	(所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	0

○事業内容(該当する欄に○を記入)

1. 基本事業	2. 病児・緊急対応強化モデル事業
センター業務	センター業務
(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務	(1) 病児・病後児の預かり等に必要な知識を付与する講習会の開催
(2) 相互援助活動の調整等	(2) 医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定)
(3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催	(3) 依頼の受付・調整体制の強化
	【依頼受付時間(時間) : ~ : 】※1
	(4) 近隣市町村会員の受け入れ
活動内容	活動内容
(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	(1) 病児・病後児の預かり ○利用件数(見込) 件
(2) 保育施設までの送迎	(2) 宿泊を伴う預かり
(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	(3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)
(4) 学校の放課後の子どもの預かり	(4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎
(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	
(6) 買い物等外出の際の子どもの預かり	
(7) 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) ※2	

3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。)の利用支援	
(1) 援助を行いたい会員を優先して調整	(3) ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成
(2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応	

(注) 1. 基本事業とモデル事業の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業とモデル事業の合計数を記載すること。
2. モデル事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。
3. ※1 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記入すること。
4. ※2 援助を行いたい会員と援助を受けたい会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成22年度

(3) ファミリー・サポート・センター事業
○ファミリー・サポート・センターの概要

1. 運営方法		2. センター開設時間 (本部)	3. 支部数	4. 職員配置				5. 会員数(本年度末)	
(1) 基本事業 (委託・補助先)	直営・委託・補助			(1) 所長(主任)	(2) 事務長	(1) 提供員	(2) 依頼員	(3) 両方員	合計 (1)+(2)+(3)
(2) モデル事業 (委託・補助先)	直営・委託・補助	(時間)	(所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	0

○事業内容(該当する欄に○を記入)

1. 基本事業	2. 病児・緊急対応強化事業
センター業務	センター業務
(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務	(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
(2) 相互援助活動の調整等	(2) 相互援助活動の調整等
(3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催	(3) 病児・病後児の預かり等に必要な知識を付与する講習会の開催
	(4) 医療機関との連携体制の整備(医療アドバイザー・協力医療機関の選定)
	(5) 近隣市町村会員の受け入れ
	(6) 初年度体制整備 ※1
活動内容	活動内容
(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	(1) 病児・病後児の預かり ○利用件数(見込) 件
(2) 保育施設までの送迎	(2) 宿泊を伴う預かり
(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	(3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)
(4) 学校の放課後の子どもの預かり	(4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の間の送迎
(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	
(6) 買い物等外出の際の子どもの預かり	
(7) 複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) ※2	

3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。)の利用支援	
(1) 援助を行いたい会員を優先して調整	(3) ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成
(2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応	

(注) 1. 基本事業と病児・緊急対応強化事業(以下「病児事業」という)の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業と病児事業の合計数を記載すること。
2. 病児事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。
3. ※1 今年度から病児・緊急対応強化事業を実施する場合。
4. ※2 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成21年度

平成22年度

(4) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業担当者
 施設名

ア 短期入所生活援助(ショートステイ)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)			備 考
			2歳未満児	2歳以上児	緊急一時保護の申請	
1						保育士・児童等の 登録人数 人 (登録者の資格内訳) 保育士 人 児童 人 その他 人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

- (注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。
- (注2)「委託先」は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
- (注3)「所在地」欄には、施設のある住所を記載すること。
- (注4) 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

イ 訪問養護等(ワイルドステイ)事業

施設種別	施設名 (委託先)	所在地	利用予定児童数(人日)			児童の送迎の実施	備 考
			夜間養護分		休日種別		
			基本分	超過分			
1						有・無	保育士・児童等の 登録人数 人 (登録者の資格内訳) 保育士 人 児童 人 その他 人
2						有・無	
3						有・無	
4						有・無	
5						有・無	
6						有・無	
7						有・無	
8						有・無	

- (注1)「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。
- (注2)「委託先」は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
- (注3)「所在地」欄には、施設のある住所を記載すること。
- (注4) 里親や保育士等が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(5) 延長保育促進事業

設置主体	実施場所	年間事業月数	開所時間(11時間)	延長を要した開所時間(時間数)	延長時間(評価基準に基づき)	平均対象児童数	職員の配置	
							延長保育推進事業	延長保育事業
A	B	C	D	E	F	G	H	I
1 私			時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前 時間 前 後 時間 前	人	人	前 人 後 人
2 私			時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前 時間 前 後 時間 前	人	人	前 人 後 人
3 私			時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前 時間 前 後 時間 前	人	人	前 人 後 人
4 私			時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前 時間 前 後 時間 前	人	人	前 人 後 人
5 私			時～時 (11時間)	時～時 (時間)	前 時間 前 後 時間 前	人	人	前 人 後 人
合計								

<合計表>

実施場所数	事業数	※【参考】事業の種類・延長時間の区分と評価の考え方 延長保育促進事業(基本分)・・・11時間の開所時間の始期、終期に保育士を加配 延長保育事業(加算分)・・・11時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施
J	K	
()	30分延長	事業
	1時間延長	事業
	2時間延長	事業
	3時間延長	事業
うち延長保育推進事業 (基本分)実施場所数 ()	4時間延長	事業
	5時間延長	事業
	6時間延長	事業
	7時間延長	事業
合計 0	合計 0	

<記入上の注意>

- D欄は、延長保育時間を含めず、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- E欄は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- F欄は、「交付金算定の評価基準」について1の(5)の①に基づき延長時間を記入すること。
- G欄は、「交付金算定の評価基準」について1の(5)の②に基づき平均対象児童数を記入すること。
- H欄は、「交付金算定の評価基準」について1の(5)の③の実施、施設のみ、その要件である最低基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
- I欄は、「交付金算定の評価基準」について1の(5)の④のために配置された保育士数を記入すること。(必ず2人以上)
- J欄は、「交付金算定の評価基準」について1の(5)の⑤の①に基づき延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- K欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を足した総数を記入すること。

(削除)

平成21年度

平成22年度

(5) 地域子育て支援拠点事業〔続き〕

③セ・ター型・経過措置(規模型指定施設)

名称	実施場所	運営・委託 ・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員 の配置 (人)	事業内容	保健指針 (選3程度実施) の有無

〔注1〕「実施場所」欄には、保育所、医療機関等に記載すること。

〔注2〕開設年月日が平成19年3月31日以前であることを確認すること(平成19年4月1日以降の新規開設は認めない)。

〔注3〕「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を入力すること。

〔注4〕「事業内容」欄には、平成〇年〇月〇日雇児免〇第〇号通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」10(5)④イ①の(a)～(c)のうち該当する記号を入力すること。

〔注5〕「保健指針(選3程度実施)の有無」欄には、平成〇年〇月〇日雇児免〇第〇号通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」10(5)④イウに基づき保健指針業務の選3程度実施の有無を入力すること。

④児童館型

名称	実施場所	委託 ・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (週あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員 の配置 (人)	地域の子育て力を高 める取組の実施の有 無
	児童館						
	児童館						
	児童館						

〔注2〕「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補助基準を満たす最低の時間数を入力すること。

平成21年度

平成22年度

(6) 一時預かり事業

◎保育所型

名称	実施場所	運営主体 [公又は私]	年間延利用児童数	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
	保育所	公・私	人	日	時間
	保育所	公・私	人	日	時間
	保育所	公・私	人	日	時間
	保育所	公・私	人	日	時間
	保育所	公・私	人	日	時間
	保育所	公・私	人	日	時間
	保育所	公・私	人	日	時間
	保育所	公・私	人	日	時間
	保育所	公・私	人	日	時間
合計	か所	公 私 かつ	人	日	時間

◎地域密着型

名称	実施場所	運営主体 [公又は私]	年間延利用児童数	開所日数 (年間)	開設時間 (1日あたり)
		公・私	人	日	時間
		公・私	人	日	時間
		公・私	人	日	時間
		公・私	人	日	時間
合計	か所	公 私 かつ	人	日	時間

(注)「実施場所」欄には、公民館、駅ビル、地域子育て支援拠点等を記載すること。

◎地域密着Ⅱ型

名称	実施場所	運営主体 [公又は私]	年間延利用児童数	開所日数	開設時間 (時間数)
		公・私	人	日	時間
		公・私	人	日	時間
		公・私	人	日	時間
合計	か所	公 私 かつ	人	日	時間

(注)「実施場所」欄には、公民館、駅ビル、地域子育て支援拠点等を記載すること。

平成21年度

平成22年度

2. その他の事業

(1)へき地保育

保育所名 (委託先)	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			備考
				平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	保育士 A	その他 B	計 (A+B) C	
				人	人	人	人	人	人	
1 [委託先]	月	人							0	
2 [委託先]									0	
3 [委託先]									0	
4 [委託先]									0	
5 [委託先]									0	
合計 ()か所				0	0	0	0	0	0	

<記入上の注意>

- 「委託先」欄は、TOO法人OO会のように、委託先団体等の名称を記入すること。
- 「設置場所」欄は、平成20年11月28日鹿児島県12000号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」2の(1)のウ①のa～dのいずれか該当する記号を記入すること。
- 1日あたり平均入所児童数欄は、平成19年から平成21年のいずれかが10人以上であるか欄を記入すること。
- 「職員数」欄は、Aが1以上、Cが1以上となっているか欄を記入すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(2)家庭支援推進保育事業

	設置主体 〔公又は私〕	保育所名 〔委託又は補助先〕	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	備考
1	公・私	委託・補助〔 〕	%	人	月	
2	公・私	委託・補助〔 〕				
3	公・私	委託・補助〔 〕				
4	公・私	委託・補助〔 〕				
5	公・私	委託・補助〔 〕				
6	公・私	委託・補助〔 〕				
合計	公 私			0	0	

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体〔公又は私〕欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名〔委託又は補助先〕欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。（必ず40%以上）
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。（必ず1人以上）

(略)

平成21年度

平成22年度

(3)次世代育成支援人材養成事業

都道府県名: _____
市町村名: _____

①コーディネーター養成研修

実施の有無 ※実施する場合○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数(人)	配置先
	月 日 ~ 月 日			

②スタッフ養成研修

実施の有無 ※実施する場合○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数(人)	配置先
	月 日 ~ 月 日			

(略)

平成21年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: _____

① 養育児童対策調整機関の職員配置状況

・平成21年4月1日現在

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
人	人	人
		0

・平成22年3月31日予定

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
人	人	人
		0

② 基本事業

	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関
a 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満していない場合)			(名称) (実施機関)
b 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満している場合)			(名称) (実施機関)

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取組内容
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

(注1) 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。
 (注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。
 (注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

平成22年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: _____

① 養育児童対策調整機関の職員配置状況

・平成22年4月1日現在

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
人	人	人

・平成23年3月31日予定

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
人	人	人

② 基本事業

	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関
ア 調整機関職員の専門性強化			
(ア) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満していない場合)			(名称) (実施機関)
(イ) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満している場合)			(名称) (実施機関)
イ 地域ネットワーク構成員の連携強化			

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取組内容
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

(注1) 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。
 (注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。
 (注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

平成21年度

平成22年度

(5) 子育て支援ネットワーク事業

①情報配信領域

配信する情報の内容	連携・協力機関等

②情報共有領域

共有する情報の内容	連携・協力機関等

③個人情報領域

名称	連携・協力機関等

(注)「連携・協力機関等」欄には、保育所、学校、企業、保健所等を記載すること。

平成21年度

平成22年度

(6) 子どもの事故予防強化事業

都道府県名: _____
市町村名: _____

①基本分(事業実施担当者の配置等)

配置する事業実施担当者※1	取組内容※2

※1 「母子保健推進員」、「愛育班員」など記載

※2 単にパンフレット等を配布等するだけの取組については評価の対象としない。説明する場所(1歳6ヶ月健診の会場など)、回数や人数なども記載する。

②加算分(事故予防検討会の開催)※3

検討会の構成員※4	検討内容※5

※3 ②のみを実施する場合は評価の対象としない。

※4 「母子保健推進員」、「愛育班員」、「医師」、「保健師」、「保育士」などを記載

※5 検討内容の他、検討回数なども記載

平成21年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

※ (1)～(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

※ 事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、以下の取組が記載されている箇所にマーカーを引き、さらに(1)～(7)のどの取組に該当するのか分かるよう、番号もあわせて記載してください。

A欄	B欄
	(1) 安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
	(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
	(3) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営
	(4) 子どもたち本人からの電話相談等への対応
	(5) 食育の推進
	(6) 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進
	(7) 思春期保健対策等の推進

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。

①	【事業名】
②	【事業名】

平成22年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

※ (1)～(8)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)～(8)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

※ 事前協議書の提出時に添付していただく市町村行動計画には、以下の取組が記載されている箇所にマーカーを引き、さらに(1)～(8)のどの取組に該当するのか分かるよう、番号もあわせて記載してください。

A欄	B欄
	(1) 安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供
	(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進
	(3) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営
	(4) 子どもたち本人からの電話相談等への対応
	(5) 食育の推進
	(6) 思春期保健対策等の推進
	(7) 中・高校生の居場所づくりの推進
	(8) 巡回児童館活動等の推進

以下は、上記(1)～(8)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※欄が不足している場合には、行を追加して記入してください。

①	【事業名】
②	【事業名】

平成21年度

平成22年度

別紙様式第2

平成 年度 次世代育成支援対策交付金調書

都道府県名 _____

市区町村名 _____

国	地 方 公 共 団 体									備 考
	歳 出 予 算 科 目	交付決定 の 額	歳 入			歳 出			うち国庫補 助金相当額	
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫補 助金相当額		
	円		円	円		円	円	円	円	

(略)

(注)

1. 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
2. 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

平成21年度

平成22年度

別紙様式第3

別紙様式第3

番 号
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長
特別区 区 長

平成 年度次世代育成支援対策交付金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

(略)

1. 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算書（別表1）
2. 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算額調書（別表2）
3. 平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書（別表3）

添付書類

- (1) 当該年度の歳入歳出予算（見込）書抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）
- (2) その他参考となる資料

平成21年度

別表1

平成 年度 次世代育成支援対策交付金 精算書

都道府県名

市区町村名

区 分	交付対象事業の 総事業費	寄付金 その他の 収入額	交付対象事業の 支出総額 (差引額A-B)	国庫補助 基本額	厚生労働大臣が 認めた額	国庫補助 所要額	交付決定額	国庫補助 受入済額	差引過△不足額 (F-H)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
【特定事業】	円	円	円	円	円	円	円	円	円
乳児家庭全戸訪問事業	a		0						
養育支援訪問事業	b		0						
ファミリーサポートセンター事業	c		0						
子育て短期支援事業	d		0						
延長保育促進事業	e		0						
【その他の事業】									
へき地保育の推進	f		0						
家庭支援推進保育の推進	g		0						
次世代育成支援人材養成事業	h		0						
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	i		0						
地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組	j		0						
合 計	k	0	0	0		0			0

- (注) 1. クリーム色に色づいてあるセルに金額を記入する。その他のセルは自動計算される。
2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
3. D欄は、C欄に2分の1を乗じて得た額(千円未満は切り捨て)が自動入力される。
4. E欄は内示額を記入すること。
5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。(千円未満は切り捨て)
6. G欄は、交付決定通知書の額を記入すること。
7. H欄は、実際に受け入れた額を記入すること。

平成22年度

別表1

平成 年度 次世代育成支援対策交付金 精算書

都道府県名

市区町村名

区 分	交付対象事業の 総事業費	寄付金 その他の 収入額	交付対象事業の 支出総額 (差引額A-B)	国庫補助 基本額	厚生労働大臣が 認めた額	国庫補助 所要額	交付決定額	国庫補助 受入済額	差引過△不足額 (F-H)
	A	B	C	D	E	F	G	H	I
【特定事業】	円	円	円	円	円	円	円	円	円
乳児家庭全戸訪問事業	a		0						
養育支援訪問事業	b		0						
ファミリーサポートセンター事業	c		0						
子育て短期支援事業	d		0						
地域子育て支援拠点事業	e		0						
一時預かり事業	f		0						
【その他の事業】									
へき地保育	g		0						
家庭支援推進保育	h		0						
次世代育成支援人材養成事業	i		0						
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	j		0						
子育て支援ネットワーク事業	k		0						
子どもの事故予防強化事業	l		0						
地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組	m		0						
合 計	n	0	0	0		0			0

- (注) 1. クリーム色に色づいてあるセルに金額を記入する。その他のセルは自動計算される。
2. 利用者から徴収した実費相当額等をB欄に記入すること。
3. D欄は、C欄に2分の1を乗じて得た額(千円未満は切り捨て)が自動入力される。
4. E欄は内示額を記入すること。
5. F欄は、D欄の額とE欄の額とを比較していずれか少ない方の額が自動入力される。(千円未満は切り捨て)
6. G欄は、交付決定通知書の額を記入すること。
7. H欄は、実際に受け入れた額を記入すること。

平成21年度

平成22年度

別表2 平成 年度次世代育成支援対策交付金精算額調査

1. 特定事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

市町村名	事業開始年月日 平成 年 月 日	実施方法(運営・委託の別)					
		運営・委託				委託の場合は委託先	
全ての乳児家庭を訪問するための実施計画(平成21年度実績)		訪問者実人数					
家庭訪問対象全家庭数(a)		保健師、 助産師、 看護師	保育士	母子保健推進員、 実習指導員、 民生(児童)委員	子育て経験者	その他	合計
乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数(b)							
うち、新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)(c)							
(件)	(b/a)(%)	(件)	(c/a)(%)	(人)	(人)	(人)	(人)
	#DIV/0!		#DIV/0!				0

以下の(1)~(3)について、該当する太枠内に○を記入

(1)研修 実施有り 実施無し	(2)ケース対応会議 開催有り 開催無し	(3)養育支援訪問事業のうち、育児・家事援助と専門相談支援をいずれも実施 実施有り 実施無し
-----------------------	----------------------------	--

※研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。

対 象 経 費			備 考
実支出額 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引(実支出額) (①-②)=③ 円	
		0	

(注1)「家庭訪問対象全家庭数(a)」は、当該年度の出生児数などから、全戸訪問事業の対象となり得るすべての家庭数を計上すること。
(注2)「訪問者実人数」は、本事業の訪問を実施する人数を計上すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(2) 養育支援訪問事業

市町村名 [委託の場合は委託先]	訪問実家庭数				訪問延件数			
	育児・家事 援助 A (か所)	専門的 相談支援 B (か所)	分娩に関わった産 科医療機関の助産 師等が行う訪問支 援 C (か所)	合計 (か所)	育児・家事 援助 D (件)	専門的 相談支援 E (件)	分娩に関わった産 科医療機関の助産 師等が行う訪問支 援 F (件)	合計 (件)
[]				0				0

訪問支援者実人数					以下の(1)(2)について該当する太枠内に〇を記入	
育児・家事 援助	専門的相談支援			合計	(1)中核機関	指定有り
ヘルパー、子育 てOB等	保育士等	保健師、助産 師、看護師等	理学療法士、心 理療法士等		(2)研修	実施有り
G (人)	H (人)	I (人)	J (人)	K (人)		
0					※中核機関を定めない場合、及び、研修を実施しない場合は本事業の対象とならない。	

対象経費			備 考
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
L 円	M 円	(L-M)=N 円	
		0	

- ①注1) A～Cについては、訪問の対象と判断された家庭数を記入する。なお、訪問支援を実施した後の評価により、一般子育て支援サービスを紹介することで対応できると判断された後、再び本事業に基づき訪問支援の対象となった場合は、重複してカウントすること。
- ②注2) D～Fについては、訪問支援の延件数を計上すること。
- ③注3) G～Mについては、訪問支援を実施する人数を単数換算せずに計上すること。
- ④注4) Nについては、分娩に関わった産科医療機関の助産師等(保健師、助産師、看護師、医療ソーシャルワーカー等)が行う訪問支援を計上すること。
- ⑤注5) 「中核機関」とは、情報の収集やそれに基づき訪問対象者及び支援内容の決定等を行うための中核となる機関のことという。
- ⑥注6) 利用料を徴収する場合や利用者から徴収した実費相当分がある場合は、M欄へ計上すること。

(略)

平成21年度

(3) ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要

1. 運営方法		2. センター開設時間 (本部)	3. 支部数	4. 職員配置		5. 会員数 (本年度末)			
						(1) 提供会員	(2) 依頼会員	(3) 両方会員	合 計 (1)+(2)+(3)
(1) 基本事業 (委託・補助先)	直営・委託・補助	(時間)	(所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
(2) モデル事業 (委託・補助先)	直営・委託・補助								
									0

○事業内容 (該当する欄に○を記入)

1. 基本事業		2. 病児・緊急対応強化モデル事業	
センター業務		センター業務	
<input type="checkbox"/>	(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務	<input type="checkbox"/>	(1) 病児・病後児の預かり等に必要知識を付与する講習会の開催
<input type="checkbox"/>	(2) 相互援助活動の調整等	<input type="checkbox"/>	(2) 医療機関との連携体制の整備 (医療アドバイザー・協力医療機関の選定)
<input type="checkbox"/>	(3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催	<input type="checkbox"/>	(3) 依頼の受付・調整体制の強化
		【依頼受付時間 (時間) : ~ : 】※1	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	(4) 近隣市町村会員の受け入れ
活動実績		活動実績	
<input type="checkbox"/>	(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	<input type="checkbox"/>	(1) 病児・病後児の預かり
<input type="checkbox"/>	(2) 保育施設までの送迎	<input type="checkbox"/>	(2) 宿泊を伴う預かり
<input type="checkbox"/>	(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	<input type="checkbox"/>	(3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)
<input type="checkbox"/>	(4) 学校の放課後の子どもの預かり	<input type="checkbox"/>	(4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の搬送
<input type="checkbox"/>	(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	<input type="checkbox"/>	合計活動件数
<input type="checkbox"/>	(6) 買い物等外出の際の子どもの預かり	<input type="checkbox"/>	0 件
<input type="checkbox"/>	(7) その他	<input type="checkbox"/>	
合計活動件数		0 件	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) ※2

3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。)の利用支援	
<input type="checkbox"/>	(1) 援助を行いたい会員を優先して調整
<input type="checkbox"/>	(2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受け入れなどに柔軟に対応
<input type="checkbox"/>	(3) ひとり親家庭等の受け入れに対する援助を行いたい会員への助成

対象経費		
実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③(①-②)
円	円	0 円

(注) 1. 基本事業とモデル事業の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業とモデル事業の合計数を記載すること。
 2. モデル事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。
 3. ※1 依頼の受付・調整を行う1日当たりの時間数と時間帯を記入すること。
 4. ※2 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成22年度

(3) ファミリー・サポート・センター事業

○ファミリー・サポート・センターの概要

1. 運営方法		2. センター開設時間 (本部)	3. 支部数	4. 職員配置		5. 会員数 (本年度末)			
						(1) 提供会員	(2) 依頼会員	(3) 両方会員	合 計 (1)+(2)+(3)
(1) 基本事業 (委託・補助先)	直営・委託・補助	(時間)	(所)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
(2) モデル事業 (委託・補助先)	直営・委託・補助								
									0

○事業内容 (該当する欄に○を記入)

1. 基本事業		2. 病児・緊急対応強化事業	
センター業務		センター業務	
<input type="checkbox"/>	(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務	<input type="checkbox"/>	(1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
<input type="checkbox"/>	(2) 相互援助活動の調整等	<input type="checkbox"/>	(2) 相互援助活動の調整等
<input type="checkbox"/>	(3) 会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催	<input type="checkbox"/>	(3) 病児・病後児の預かり等に必要知識を付与する講習会の開催
		(4) 医療機関との連携体制の整備 (医療アドバイザー・協力医療機関の選定)	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	(5) 近隣市町村会員の受け入れ
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	(6) 初年度体制整備 ※1
活動実績		活動実績	
<input type="checkbox"/>	(1) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	<input type="checkbox"/>	(1) 病児・病後児の預かり
<input type="checkbox"/>	(2) 保育施設までの送迎	<input type="checkbox"/>	(2) 宿泊を伴う預かり
<input type="checkbox"/>	(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	<input type="checkbox"/>	(3) その他(早朝・夜間等の緊急時の預かりなど)
<input type="checkbox"/>	(4) 学校の放課後の子どもの預かり	<input type="checkbox"/>	(4) 上記に伴う保育施設、病児・病後児保育施設、自宅等の搬送
<input type="checkbox"/>	(5) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	<input type="checkbox"/>	合計活動件数
<input type="checkbox"/>	(6) 買い物等外出の際の子どもの預かり	<input type="checkbox"/>	0 件
<input type="checkbox"/>	(7) その他	<input type="checkbox"/>	
合計活動件数		0 件	複数預かりの実施(兄弟姉妹を除く) ※2

3. ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後児の預かり等を含む。)の利用支援	
<input type="checkbox"/>	(1) 援助を行いたい会員を優先して調整
<input type="checkbox"/>	(2) 早朝、夜間、宿泊、休日の受け入れなどに柔軟に対応
<input type="checkbox"/>	(3) ひとり親家庭等の受け入れに対する援助を行いたい会員への助成

対象経費		
実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③(①-②)
円	円	0 円

(注) 1. 基本事業と病児・緊急対応強化事業(以下「病児事業」という)の両事業を実施する場合は、2のセンター開設時間は、基本事業について、職員配置と会員数については、基本事業と病児事業の合計数を記載すること。
 2. 病児事業を実施する事務所等は、3の支部数には含まない。
 3. ※1 今年度から病児・緊急対応強化事業を実施する場合。
 4. ※2 提供会員と依頼会員の間で合意があり、かつ、アドバイザーが調整を行う際に安全な預かりの実施に留意するなどの取組がある場合。

平成21年度

平成22年度

(4) 子育て短期支援事業

① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

施設種別	施設名	委託先法人名	所在地	区分	実人員	延日数	対象経費			
							実支出額 ①	寄付金その 他の収入額②	差引実支出額 ①-②=③	
1				2歳未満児	人	日	円	円	円	
				2歳以上児						0
				緊急一時保護の母親						0
2				2歳未満児					0	
				2歳以上児						0
				緊急一時保護の母親						0
合 計					0	0	0	0	0	

- ①「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。
- ②「委託先法人名」欄は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
- ③「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- ④「里親」や「保育士等」が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「委託先法人」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

② 夜間看護等（トワイライトステイ）事業

施設種別	施設名	委託先法人名	所在地	区分	実人員	延日数	児童の送迎の実施 （どちらかに ○をつける）	対象経費			
								実支出額 ①	寄付金その 他の収入額②	差引実支出額 ①-②=③	
1				初回看護	基本分					0	
					宿舎分						0
				休日預かり							0
2				初回看護	基本分					0	
					宿舎分						0
				休日預かり							0
合 計					0	0		0	0		

- ①「施設種別」欄には、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、里親、保育士等を記載すること。
- ②「委託先法人名」欄は、市町村が事業を委託する場合に記載すること。
- ③「所在地」欄には、施設の住所を記載すること。
- ④「里親」や「保育士等」が実施施設から委託を受けて事業を実施する場合は、「施設種別」欄には「里親」や「保育士」等と記入するとともに、「施設名」、「委託先法人」、「所在地」欄には委託元の実施施設名等を記入すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(5) 延長保育促進事業

設置主体	実施場所	事業月数	開所時間 (11時間)	延長を含めた 開所時間(時間数)		延長時間 (評価基準に基づ)	平均対象児童数	職員配置		対 象 経 費			
				前	後			延長保育 推進事業	延長保育 推進事業	実支出額	寄付金その他の 収入額	差引(実支出額 ①+②-③)	
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
1 私			時~時 (11時間)	時~時 (時間)	時~時 (時間)	時間 前 後	人	人	人	円	円	円	円
2 私			時~時 (11時間)	時~時 (時間)	時~時 (時間)	時間 前 後	人	人	人	円	円	円	円
3 私			時~時 (11時間)	時~時 (時間)	時~時 (時間)	時間 前 後	人	人	人	円	円	円	円
4 私			時~時 (11時間)	時~時 (時間)	時~時 (時間)	時間 前 後	人	人	人	円	円	円	円
5 私			時~時 (11時間)	時~時 (時間)	時~時 (時間)	時間 前 後	人	人	人	円	円	円	円
合計										0	0	0	0

<合計表>

実施の所数	事業数	対 象 経 費		
		実支出額	寄付金その他の 収入額	差引(実支出額L-M=N)
J	K	L	M	N
() か所	30分延長 事業	/	/	/
	1時間延長 事業			
	2時間延長 事業			
	3時間延長 事業			
うち延長保育推進事業 (基本分)実施の所数	4時間延長 事業	/	/	/
	5時間延長 事業			
	6時間延長 事業			
	7時間延長 事業			
合計	0	0	0	0

※【参考】事業の種類・延長時間の区分と評価の考え方
 延長保育促進事業（基本分）・・・11時間の開所時間の始期、終期に保育士を加配
 延長保育事業（加算分）・・・11時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施

「前」「後」それぞれ1事業とカウントする。
 ・30分延長 30分以上の延長かつ平均対象児童数が1人以上
 ・1時間延長 1時間以上の延長かつ平均対象児童数が6人以上
 ・2時間以上の延長 延長時間を満たし、かつ平均対象児童数が3人以上
 (例1) 「実延長が1時間で平均対象児童数が3人」の場合→30分延長
 (例2) 「実延長が2時間で平均対象児童数が2人」という場合
 →1時間の要件を満たすか、又は30分に該当

<記入上の注意>

- D欄は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- E欄は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- F欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②の7に基づき延長時間を記入すること。
- G欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②の7に基づき平均対象児童数を記入すること。
- H欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②の7を要項に施設のみ、その要件である最低基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに加配した保育士数を記入すること。(必ず1人以上)
- I欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②の4のために配置された保育士数を記入すること。(必ず2人以上)
- J欄は、「交付金算定の評価基準について」の1の(5)の②の4に基づき延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- K欄は、それぞれの延長時間ごとに、前及び後の数を入れた総数を記入すること。
- 利用料を徴収する場合や利用者から徴収した実費相当がある場合は、M欄及びN欄に記入すること。

(削除)

平成21年度

平成22年度

(5) 地域子育て支援拠点事業(続き)

◎センター型+経過措置(小児保健型指定施設)

名称	実施場所	運営・委託・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (通あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員の配置 (人)	平均的な 利用親子数 (1日あたり) (組)	事業内容	保健指針 (週3回程度実施) の有無	対象経費		
										実支出額① (円)	寄付金その他の 収入額② (円)	差引実支出額 ①-②=③ (円)
合計												

(注1)「実施場所」欄には、保育所、区民センター等記載すること。

(注2)開設年月日が平成19年3月31日以前であることを確認すること(平成19年4月1日以降の新規開設は認めない)。

(注3)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補給基準を満たす最後の時間数を入力すること。

(注4)「事業内容」欄には、平成20年0月0日児童福祉法改正時(次世代育成支援対策推進法)の交付金事業及び評価基準について「10」(5)⑤の「6」～「6」のうち該当する記号を入力すること。

(注5)「保健指針(週3回程度実施)」の有無欄には、平成20年0月0日児童福祉法改正時(次世代育成支援対策推進法)の交付金事業及び評価基準について「10」(5)⑤の「7」に「×」保健指針(業務)の週3回程度実施の有無を入力すること。

◎児童館型

名称	実施場所	委託・補助の別	年間事業月数 (月)	開設日数 (通あたり) (日)	開設時間 (1日あたり) (時間)	専任職員の配置 (人)	地域の子育て 力高める取組 の実施の有無	平均的な 利用親子数 (1日あたり) (組)	対象経費			
									実支出額① (円)	寄付金その他の 収入額② (円)	差引実支出額 ①-②=③ (円)	
	児童館											
	児童館											
	児童館											
合計												

(注2)「開設時間」欄には、開設日によって開設時間が違う場合、補給基準を満たす最後の時間数を入力すること。

平成21年度

平成22年度

(6)一時預かり事業

①保育所型

名称	実施場所	運営主体 〔公又は私〕	年間延利用児童数	開所日数 (年間)	開所時間 (1日あたり)	対象経費		
						実支出額①	寄付金その他の 収入額②	差引実支出額 ①-②=③
	保育所	公私	人	日	時間	円	円	円
	保育所	公私	人	日	時間	円	円	円
	保育所	公私	人	日	時間	円	円	円
	保育所	公私	人	日	時間	円	円	円
	保育所	公私	人	日	時間	円	円	円
	保育所	公私	人	日	時間	円	円	円
	保育所	公私	人	日	時間	円	円	円
	保育所	公私	人	日	時間	円	円	円
合計	か所	公私 か所 か所	人	日	時間	円	円	円

②地域定着型

名称	実施場所	運営主体 〔公又は私〕	年間延利用児童数	開所日数 (年間)	開所時間 (1日あたり)	対象経費		
						実支出額①	寄付金その他の 収入額②	差引実支出額 ①-②=③
		公私	人	日	時間	円	円	円
		公私	人	日	時間	円	円	円
		公私	人	日	時間	円	円	円
		公私	人	日	時間	円	円	円
		公私	人	日	時間	円	円	円
合計	か所	公私 か所 か所	人	日	時間	円	円	円

(注)「実施場所」欄には、公民館、駅ビル、地域子育て支援拠点等を記載すること。

③地域定着Ⅱ型

名称	実施場所	運営主体 〔公又は私〕	年間延利用児童数	開所日数	開所時間 (時間数)	対象経費		
						実支出額①	寄付金その他の 収入額②	差引実支出額 ①-②=③
		公私	人	日	時間	円	円	円
		公私	人	日	時間	円	円	円
		公私	人	日	時間	円	円	円
合計	か所	公私 か所 か所	人	日	時間	円	円	円

(注)「実施場所」欄には、公民館、駅ビル、地域子育て支援拠点等を記載すること。

平成21年度

平成22年度

2. その他の事業

(1)へき地保育

保育所名 〔委託先〕	年間 事業月数	定員	設置 場所	1日あたり 平均入所児童数			職員数			対象経費			備考
				平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	保育士	その他	計 (A+B)	実支出額	寄付金その他の 収入額	差引実支出額 (D-E)	
				人	人	人	A	B	C	D	E	F	
1 委託先 〔 〕	月	人							0			0	
2 委託先 〔 〕									0			0	
3 委託先 〔 〕									0			0	
4 委託先 〔 〕									0			0	
5 委託先 〔 〕									0			0	
合計 ()か所				0	0	0	0	0	0	0	0	0	

<記入上の注意>

- 1.「委託先」欄は、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
- 2.「設置場所」欄は、平成20年11月28日雇児発第1120003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「大世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」2の(1)のウのa~dのうち該当する記号を記入すること。
- 3.「1日あたり平均入所児童数」欄は、平成19年から平成21年のいずれかが10人以上であるか確認すること。
- 4.「職員数」欄は、Aが1以上、Cが2以上となっているか確認すること。

(略)

平成21年度

平成22年度

(2) 家庭支援推進保育事業

	設置主体 〔公又は私〕	保育所名 〔委託又は補助先〕	対象児童 入所率	加配 保育士数	年間 事業月数	対象経費			備考
						実支出額 A	寄付金その 他 の収入額 B	差引実支出額 (A-B) C	
			%	人	月	円	円	円	
1	公・私	委託・補助〔 〕						0	
2	公・私	委託・補助〔 〕						0	
3	公・私	委託・補助〔 〕						0	
4	公・私	委託・補助〔 〕						0	
5	公・私	委託・補助〔 〕						0	
6	公・私	委託・補助〔 〕						0	
合計	公 私			0	0	0	0	0	

<記入上の注意>

1. 保育所ごとに記載のこと。
2. 設置主体〔公又は私〕欄は、どちらかに○をつけること。
3. 保育所名〔委託又は補助先〕欄は、保育所名を記載の上、委託・補助どちらかに○をつけ、「〇〇法人〇〇会」のように、委託先団体等の名称を記入すること。
4. 「対象児童入所率」欄は、当該保育所毎に本事業の対象児童数を入所児童数の総数で除した数字を小数点以下第1位まで記載すること。（必ず40%以上）
5. 「加配保育士数」欄は、本事業の要件である最低基準及びその他の補助金の配置基準に規定する保育士の他に加配した保育士数を記載すること。（必ず1人以上）

(略)

平成21年度

平成22年度

(3)次世代育成支援人材養成事業

都道府県名: _____
市町村名: _____

①コーディネーター養成研修

実施の有無 ※実施する場合○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数	配置先
	月 日 ~ 月 日			

②スタッフ養成研修

実施の有無 ※実施する場合○をつける	実施時期	研修時間数(時間)	養成人数	配置先
	月 日 ~ 月 日			

対象経費		
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額 (A-B)
A	B	C
		0

(略)

平成21年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: _____

① 要保護児童対策調整機関の職員配置状況
・平成21年4月1日の状況

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
人	人	人
		0

・平成22年3月31日の状況

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
人	人	人
		0

② 基本事業

	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関
a 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			(名称) 実施機関
b 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			(名称) 実施機関

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取組内容
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

対 象 経 費			備 考
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
①	②	(①-②)=③	0

(注1) 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。
(注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。
(注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

平成22年度

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

市町村名: _____

① 要保護児童対策調整機関の職員配置状況
・平成22年4月1日現在

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
人	人	人
		0

・平成23年3月31日予定

児童福祉司の任用資格を有する者	左記以外	合計
人	人	人
		0

② 基本事業

	A	B	C
	実施の有無	研修人数(人)	研修の名称、実施機関
ア 調整機関職員の専門性強化			
(ア) 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合)			(名称) 実施機関
(イ) 更に児童虐待への専門性を向上させるための研修 (配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合)			(名称) 実施機関
イ 地域ネットワーク構成員の連携強化	A	B	
	実施の有無	取組内容	

③ 付加的事業(基本事業の実施が要件)

	A	B
	実施の有無	取組内容
ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組		
イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組		
ウ 地域住民への周知を図る取組		

対 象 経 費			備 考
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額	
①	②	(①-②)=③	0

(注1) 取組を実施する場合には、A欄に○をつけること。
(注2) 基本事業(②)は、調整機関に職員を配置(①)していなければ対象にならないこと。
(注3) 付加的事業(③)は、基本事業(②)の実施が要件であること。

平成21年度

平成22年度

(5) 子育て支援ネットワーク事業

①情報配信領域

配信する情報の内容	連携・協力機関等

②情報共有領域

共有する情報の内容	連携・協力機関等

③個人情報領域

名称	連携・協力機関等

(注)「連携・協力機関等」欄には、保育所、学校、企業、保健所等を記載すること。

実支出額①	対象経費	
	寄付金その他の収入額②	差引実支出額 ①-②=③
円		円

平成21年度

平成22年度

(6) 子どもの事故予防強化事業

都道府県名: _____
市町村名: _____

①基本分(事業実施担当者の配置等)

配置した事業実施担当者 ※1	取組内容※2	場所※3	延べ回数※3	延べ人数※3

※1 「母子保健推進員」、「養育班員」など記載
 ※2 単にパンフレット等を配布等するための取組については評価の対象としない。「説明会の開催」など、どのようにきめ細かな意識啓発を行ったかその内容を記載
 ※3 説明した場合、説明した場所(1歳6ヶ月健診の会場など)、説明した回数、説明した保護者等の人数を記載

②加算分(事故予防検討会の開催)※4

検討会の構成員※5	回数※6	検討内容

※4 ②のみを実施する場合は評価の対象としない。
 ※5 「母子保健推進員」、「養育班員」、「医師」、「保健師」、「保育士」などを記載
 ※6 検討会の実施回数を記載

対象経費		
実支出額	寄付金その他の収入額	差引実支出額 (A-B)
A	B	C
		0

平成21年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

(1)~(7)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「関係する地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)~(7)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

A欄	B欄	対 象 経 費		
		実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
	(1) 安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供			0
	(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進			0
	(3) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営			0
	(4) 子どもたち本人からの電話相談等への対応			0
	(5) 食育の推進			0
	(6) 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進			0
	(7) 思春期保健対策等の推進			0

平成22年度

3. その他の事業(地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組)

(記載上の注意点)

(1)~(8)について、実施する取組についてA欄に○をつけてください。また、総務省の「関係する地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで、(1)~(8)の取組を実施する場合はB欄にも○をつけてください。

A欄	B欄	対 象 経 費		
		実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
	(1) 安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供			0
	(2) 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流の促進			0
	(3) 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く)の設置・運営			0
	(4) 子どもたち本人からの電話相談等への対応			0
	(5) 食育の推進			0
	(6) 思春期保健対策等の推進			0
	(7) 中・高校生の居場所づくりの推進			0
	(8) 巡回児童館活動等の推進			0

平成21年度

以下は、上記(1)～(7)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※権が不足している場合には、行を追加して記入してください。その際には小計と合計欄の款式も変更してください。

① 【事業名】	対 象 経 費		
	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
			0
② 【事業名】	対 象 経 費		
	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
			0
(1)～(7)以外のその他小計			
	0	0	0
合 計			
	0	0	0

平成22年度

以下は、上記(1)～(8)以外のその他の地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業名について記載してください。

※交付申請を行うもの(交付金の対象とする事業)、すべてについて、それぞれ記載してください。

※権が不足している場合には、行を追加して記入してください。その際には小計と合計欄の款式も変更してください。

① 【事業名】	対 象 経 費		
	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
			0
② 【事業名】	対 象 経 費		
	実支出額①	寄付金その他の収入額②	差引実支出額③
			0
(1)～(8)以外のその他小計			
	0	0	0
合 計			
	0	0	0

平成21年度

平成22年度

別表3

平成 年度次世代育成支援対策交付金設備整備実績報告書

品名	数量	単価	金額	直・間	設置場所 〔委託先又は補助先〕	備考
		円	円		※次により必ず記入のこと。 直 市町村が直接事業を実施した場合 間 市町村が民間が実施する事業に補助した場合	

(注)この報告書は、以下の場合に作成、提出するものとする。

1. 市町村が事業を実施したとき、単価50万円以上の機械又は器具を購入した場合
2. 市町村が民間が実施する事業に補助したとき、民間事業者が単価30万円以上の機械又は器具を購入した場合

(略)

平成21年度

平成22年度

別紙様式第4

別紙様式第4

番 号
平成 年 月 日

市 町 村 長
殿
特別区 区 長

法 人 名
代表者名 

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発雇児第 号により交付決定があった
平成 年度次世代育成支援対策交付金について、次世代育成支援対策交付金交付要
綱6(2)イ(オ)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(略)

1. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額
又は事業実績報告額

金 円

2. 消費税額及び地方消費税額の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額(要交付金返還相当額)

金 円

注: 別添参考となる書類(2の金額の積算内訳等)

平成 2 1 年度	平成 2 2 年度						
<p>別紙 1 厚生労働省発雇児第●●●●●●●●号</p> <p>平成 年度次世代育成支援対策交付金交付決定通知書</p> <p>〇〇市</p> <p>〇月〇日 〇〇号で申請のあった平成 年度次世代育成支援対策交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 6 条第 1 項の規定により、平成〇年〇月〇日厚生労働省発雇児第〇〇〇号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第 8 条の規定により通知する。</p> <p>平成〇年〇月〇日</p> <p>〇〇県知事 〇〇 〇〇</p> <p>1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日厚生労働省発雇児第 1128002 号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 3 に定める事業であり、その内容は〇月〇日〇〇号申請書記載のとおりである。</p> <p>2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。</p> <table border="0" data-bbox="353 981 851 1045"><tr><td>事業に要する経費</td><td>金</td><td>円</td></tr><tr><td>交付金の額</td><td>金</td><td>円</td></tr></table> <p>3 交付金の額の確定は、交付要綱の 5 に定める交付額の算定方法により行うものである。</p> <p>4 この交付金は、交付要綱の 6 に掲げる事項を条件として交付するものである。</p> <p>5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の 1 2 に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による申請の取下げができる期間は、平成〇〇年〇月〇〇日とする。</p>	事業に要する経費	金	円	交付金の額	金	円	<p>別紙 1</p> <p>(削除)</p>
事業に要する経費	金	円					
交付金の額	金	円					

平成21年度

平成22年度

別紙2

厚生労働省発雇児第●●●●●●●●号

平成 年度次世代育成支援対策交付金確定額通知書

〇〇市

平成〇年〇月〇〇日厚生労働省発雇児第●●●●●●●●号で交付決定された平成 年度次世代育成支援対策交付金については、〇月〇日 〇〇号事業実績報告に基づき、平成〇年〇月〇日厚生労働省発雇児第〇〇〇〇号をもって交付額を金 円に確定したので通知する。

なお、超過交付となった金 円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、平成〇年〇月〇〇日までに返還することを命ずる。
（施行後20日以内）

平成〇年〇月〇日

〇〇県知事 〇〇 〇〇

別紙2

（削除）

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」一部改正新旧対照表（案）

平成21年度	平成22年度
<p style="text-align: right;">雇児発第1128003号 平成20年11月28日 第一次改正 雇児発第0515007号 平成21年5月15日 第二次改正 雇児発第0818第2号 平成21年8月18日</p> <p>市町村長 各 殿 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおりに定めたのでその旨通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第1128003号 平成20年11月28日 第一次改正 雇児発第0515007号 平成21年5月15日 第二次改正 雇児発第0818第2号 平成21年8月18日 <u>第三次改正 雇児発第****第*号</u> <u>平成22年*月*日</u></p> <p>市町村長 各 殿 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおりに定めたのでその旨通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>

1 平成20年11月28日厚生労働省発雇児第1128002号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策交付金の国庫補助について」の別紙「次世代育成支援対策交付金交付要綱」（以下「交付要綱という。」）の3の（1）特定事業については、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、基準点数表の評価1に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

（1）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

① 事業内容

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業。（児童福祉法第6条の2第4項に規定される事業）

ア 対象者

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭。

イ 訪問の時期

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則とする。

ただし、生後4か月までの間に、健康診査等により親子の状況が確認できており、対象家庭の都合等により生後4か月を経過して訪問せざるを得ない場合は対象とする。この場合も、少なくとも経過後1か月以内に訪問することが望ましい。

ウ 訪問者

訪問者については、保健師、助産師、看護師の他、保育士、母子保健推進員、愛育班員、児童委員、母親クラブ、子育て経験者等から幅広く人材を発掘し、訪問者として登用して差し支えない。

ただし、訪問に先立って、訪問の目的や内容、留意事項等について必要な研修を行うものとする。

② 実施内容

ア 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談

イ 子育て支援に関する情報提供

ウ 乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握

エ 支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

③ 研修

訪問者に対して、必ず研修を実施すること。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略しても差し支えないものとする。

④ ケース対応会議

1 （略）

（1）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

① （略）

② （略）

③ （略）

④ （略）

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ、養育支援訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけること。

⑤ 新生児訪問指導等との関係

児童福祉法第 21 条の 2 第 2 項により、母子保健法に基づく新生児訪問指導等と併せて本事業を実施することができるが、その場合、②の実施内容を満たす必要があるので十分留意すること。

⑥ 実施計画

事業を行う年度の実施計画を作成すること。実施計画の作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

なお、本事業及び次の(2)に掲げる養育支援訪問事業は、児童福祉法第 21 条の 10 第 1 項により、市町村に対し、その実施について努力義務が課されていることから、できる限り早期の実施に努めること。

(2) 養育支援訪問事業

① 事業内容

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業（児童福祉法第 6 条の 2 第 5 項に規定される事業）

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

(ア) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭。

(イ) 出産後間もない時期（概ね 1 年程度）の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭。

(ウ) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭。

⑤ (略)

⑥ (略)

(2) 養育支援訪問事業

① (略)

② (略)

(I) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭。

イ 支援内容

(7) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠・出産・育児を迎えるための相談・支援

(イ) 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援

(ウ) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援

(I) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援

ウ 支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関（中核機関）を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとされる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

エ 訪問支援者

(7) 訪問支援者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

訪問支援者については、専門的相談支援は、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施することとし、育児・家事援助については、子育て経験者、ヘルパー等が実施することとする。

なお、複数の訪問支援者が適切な役割分担の下に支援を実施するなど、効果的な支援を行うこと。

(イ) 研修

訪問支援者に対して、訪問支援の目的、内容、支援の方法等について、必ず研修を行うこと。

研修は、各地域の実情に応じた内容により実施するものとし、実施に当たっては、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導等を組み込み、訪問の内容及び質が一定に保てるよう努めること。あわせて、個人情報適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

なお、専門資格を有する者については、各自の専門領域に関する部分については省略して差し支えないものとする。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(7)～(ウ)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを対象とする。）

- (7) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (イ) 相互援助活動の調整等
- (ウ) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (エ) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (オ) 子育て支援関連施設・事業（保育所、児童館、乳児院、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、子育て短期支援事業等）との連絡調整
- (カ) ひとり親家庭や低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）（以下「ひとり親家庭等」という。）のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。）の利用支援

イ 相互援助活動の内容

- (7) 保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり
- (イ) 保育施設までの送迎
- (ウ) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- (エ) 学校の放課後の子どもの預かり
- (オ) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
- (カ) 買い物等外出の際の子どもの預かり
等の活動とする。

ウ ファミリー・サポート・センターの設置について

- (7) 本部の設置について
各市町村1か所設置できること。
- (イ) 支部の設置について
政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかに支部を設置することができること。
ただし、合併した市町村において、合併前の旧市町村単位で支部を設置する場合については、事業の規模にかかわらず特例として支部を設置することができるものとする。

エ 実施方法

- (7) アドバイザーの配置について
ファミリー・サポート・センターには、アドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者をいう。以下同じ。）を配置すること。

(3) ファミリー・サポート・センター事業

① 基本事業

ア 事業内容

ファミリー・サポート・センター（地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織をいう。以下同じ。）を設立して行う以下に掲げる事業。（ただし、以下の(7)～(ウ)全ての事業を実施し、会員数100人相当以上のファミリー・サポート・センターを評価の対象とする。）

イ (略)

ウ (略)

エ (略)

また、ファミリー・サポート・センターの事業規模に応じて、会員の中からサブ・リーダーを配置することも差し支えないこと。

(イ) 会則の制定

市町村は、あらかじめ相互援助事業の実施に必要な事項を規定したファミリー・サポート・センターの会則を制定すること。

(ウ) 会員の登録

会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理することが望ましいこと。

(エ) 会員間で行う相互援助活動

会員間で行う相互援助活動は、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との請負又は準委任契約に基づくものであること。

(オ) 保険の加入

会員が行う相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険に加入するものとする。

(カ) 子どもの預かりの場所

子どもを預かる場所は、原則として援助を提供する会員の自宅とすること。

ただし、子どもの預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者との間で合意がある場合は、この限りでないこと。

(キ) 複数預かりの実施

相互援助活動の実施に当たっては、子どもの預かり等の援助を行いたい者は1人又は複数の援助を受けたい者の子どもを預かることができること。

なお、小学校就学前の始期に達するまでの子どもを複数預かる場合には、原則として5人以下とし、6人以上を預かる場合には児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に定める届け出を行わなければならない。

(ク) 援助活動に対する報酬

援助活動に対する報酬は、原則としてその会員間で決定するものであるが、報酬の目安として制度の趣旨、地域の実情等を反映した適正と認められる額を会則等で定めることができるものとする。

② 病児・緊急対応強化モデル事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（「病児・病後児の預かり等」という。以下同じ。）をファミリー・サポート・センターにおいて行う事業。（ただし、①アの(7)～(ウ)に加えて以下の事業を実施することとし、会員数は問わない。）

② 病児・緊急対応強化事業

ア 事業内容

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下「病児・病後児の預かり等」という。）に関して行う以下の事業。（会員数は問わない。）

- (7) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (イ) 安全に預かり等の活動が実施できるよう医療機関との連携体制の整備
- (ウ) 早朝・夜間等の急な相互援助の依頼にも対応できる体制の整備

イ 相互援助活動の内容

- (7) 病児・病後児の預かり
- (イ) 宿泊を伴う子どもの預かり
- (ウ) 早朝・夜間等の緊急時の子どもの預かり
- (イ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎等の活動とする。

ウ 実施方法

①のエ(7)～(ウ)に加えて、以下の方法によること。

- (7) 会員への講習の実施
病児・病後児の預かり等に対応できるよう、別途示す項目、時間を概ね満たした講習を実施し、これを修了した会員が活動を行うこと。
また、フォローアップ研修等の実施により、活動の質の維持、向上に努めること。
- (イ) 医療機関との連携体制の整備
 - a 市町村長は、都道府県医師会、郡市医師会等に対し、本事業への協力要請を行い、医療機関との連携体制を十分に整備すること。
 - b 事業の運営に関し、保健医療面での助言が随時受けられるよう、医療アドバイザーとなる医師をあらかじめ選定すること。
 - c 症状の急変等、緊急時に子どもを受け入れてもらう協力医療機関をあらかじめ選定すること。
- (ウ) 依頼の受付体制について
病児・病後児の預かり等に円滑に対応するため、ファミリー・サポート・センターの開所時間の延長、携帯電話による受付、転送電話による受付などにより、1日8時間を超えて依頼の受け付けを行い、相互援助活動の調整ができる体制をとること。
- (イ) 病児・病後児の預かりについての留意事項
 - a 預かる前又は預かった後直ちに、かかりつけ医に受診させ、保護者と協議のうえ、預かりの可否を判断すること。
 - b ①のエ(キ)にかかわらず、病児・病後児の預かりは1人までとすること。
 - c アドバイザー等は、病児・病後児の預かりを行う会員、援助を

- (7) 会員の募集、登録その他の会員組織業務

- (イ) 相互援助活動の調整等

- (ウ) 会員に対して病児・病後児の預かり等の相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催

イ 相互援助活動の内容

- (7) (略)
- (イ) (略)
- (ウ) (略)
- (イ) 上記に伴う保育施設、自宅、病児・病後児保育施設等への送迎等の活動とする。(ただし、上記のうち(7)については必ず実施すること。)

ウ 実施方法

①のエ(7)～(ウ)に加えて、以下の方法によること。

- (7) (略)

- (イ) (略)

- (ウ) (略)

- (イ) (略)

受ける会員、時間、場所、内容を把握し、相互援助活動中に常に連絡のとれる体制をとること。

(オ) 近隣市町村住民の利用について

地域の利用者の利便性を考慮し、在勤等の条件を付さずに事業実施市町村以外の住民が会員登録・利用できるように会則等を定め、周知するよう努めること。

(カ) 事業実施の体制整備について

平成22年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、②のア(7)～(ウ)の取組みを別途評価対象とする。

③ ひとり親家庭等のファミリー・サポート・センター（病児・病後児の預かり等を含む。以下同じ。）の利用支援

ア 事業内容

ひとり親家庭等に対して利用支援を実施することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業。（ただし、①のアの(7)～(ウ)に加えて以下のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。）

イ 利用支援の内容

- (7) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員を優先して調整
- (イ) ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応
- (ウ) ファミリー・サポート・センターを利用する、ひとり親家庭等の受入れに対する援助を行いたい会員への助成

(4) 子育て短期支援事業

① 事業の種類及び内容

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設（以下「実施施設」という。）において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする事業。

ア 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

(7) 事業内容

(オ) (略)

エ 実施体制

(7) 事業の実施については、①のアに掲げるファミリー・サポート・センターを設立して行うこととする。

なお、基本事業とは別の会員組織として実施することも差し支えない。

(イ) 初年度体制整備について

平成22年度末までに事業を開始する場合は、開始初年度に限り、別途評価の対象とする。

③ (略)

(4) 子育て短期支援事業

① (略)

市町村は、保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育・保護を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子等とする。

- a 児童の保護者の疾病
- b 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の事由
- c 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- d 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- e 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

(ウ) 利用期間

養育・保護の期間は7日以内とする。ただし、市町村が必要があると認めた場合には、必要最小限の範囲内でその期間を延長することができる。

イ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

(ア) 事業内容

市町村は、保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うものとする。

(イ) 対象者

この事業において対象となる者は、保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

② 実施場所

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施するものとする。

② (略)

③ 実施方法

ア 児童等の近隣に実施施設がないこと等により必要な養育・保護を行うことが困難である場合には、実施施設は、あらかじめ登録している保育士、里親等（市町村が適当と認めた者。以下「里親等」という。）に委託することができるものとする。

③ (略)

イ 実施施設において、保育士、里親等に委託する場合には、委託された者の居宅において又は当該児童の居宅に派遣して養育・保護を行うものとする。

ウ 実施施設は、児童の養育に経験を有する保育士、里親等を複数登録しておくこと。

エ 夜間養護等（トワイライトステイ）事業の実施施設は、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。

(5) 延長保育促進事業

(削除)

① 事業の種類及び内容

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村以外の者の設置する保育所（以下「民間保育所」という。）の開所時間を超えた保育を行う事業。

ア 延長保育推進事業（基本分）

イの事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図るもの。

イ 延長保育事業（加算分）

民間保育所の11時間の開所の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施するもの。

② 実施方法

ア 延長時間の定義

延長時間の定義は次のとおりとすること。

なお、同一の保育所又は送迎保育ステーションにおいて開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

なお、

(7) 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たりの平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が6人以上いることをいう。

(イ) 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。

(ウ) 3時間以上の延長については、(イ)と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。

(I) 30分延長とは、上記(7)～(ウ)に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。

なお、(I)を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

また、平均対象児童数とは、年間の上記延長時間区分における週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

③ 実施場所

事業の実施場所に当たっては、保育所の他、公共施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

④ 職員配置

①のアの事業を実施するに当たっては、11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

また、①のイの事業を実施するに当たっては、延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

⑤ 保護者負担額

①のイの事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

(5) 地域子育て支援拠点事業

① 基本事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業（児童福祉法第6条の2第6項に規定される事業）

次のア～エの取組を基本事業としてすべて実施すること。（ただし、③のオに定める小規模型指定施設を除く。）

ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

イ 子育て等に関する相談、援助の実施

ウ 地域の子育て関連情報の提供

エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

② ひろば型

ア 事業内容

常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽につどい、相互交流を図る場を提供する。

イ 実施場所

(7) 公共施設、空き店舗、公民館等、子育て親子が集う場として適した場所。

(1) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の

広さを確保すること。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

(ウ) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を有すること。

エ 機能拡充による子育て支援活動の展開を図るための取組

①に定める基本事業に加えて、市町村からの委託等により、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組のいずれかを実施する場合について、別途評価の対象とする。

(ア) ひろばの開設場所を活用した一時預かり事業((6)に定める事業(保育所型を除く。))またはこれに準じた事業の実施

(イ) ひろばの開設場所を活用した放課後児童健全育成事業またはこれに準じた事業の実施

(ウ) ひろばを拠点とした乳児家庭全戸訪問事業((1)に定める事業)または養育支援訪問事業((2)に定める事業)の実施

(エ) その他、ひろばを拠点とした市町村独自の子育て支援事業の実施

オ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、次の(ア)～(エ)に掲げる取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

(ア) 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組

(イ) 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間交流を継続的に実施する取組

(ウ) 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組

(エ) 公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に職員が定期的に出向き、必要な支援や見守りを行う取組

カ 出張ひろば

地域の実情や利用者のニーズにより、ひろばを常設することが困難な地域にあつては、次の(ア)～(ウ)に掲げる実施方法により、公共施設等を活用した出張ひろばを実施することができるものとし、この場合について別途評価の対象とする。

(ア) 開設日数は、週1～2日、かつ1日5時間以上とすること。

(イ) ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。

(ウ) 実施場所は、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し

支えないが、その場合には、子育て親子のニーズや利便性に十分配慮すること。

③ センター型

ア 事業内容

地域の子育て支援情報の収集、提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた支援活動を展開する。

イ 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設のほか、効果的・継続的な事業実施が可能な場所。

ウ 実施方法

(ア) 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

(イ) 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

(ウ) 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

エ 地域支援活動

①に定める基本事業の実施に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携し、以下の取組をすべて実施すること。

(ア) 公民館、公園などの公共施設等に出向き、親子交流活動や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。

(イ) 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合は、関係機関と連携・協力のうえ、当該家庭へ訪問するなどの支援を実施すること。

オ 経過措置(小規模型指定施設)

(ア) 内容

従来の地域子育て支援センター(小規模型指定施設)(以下「指定施設」という。)については、平成22年度において、評価の対象とする。

(イ) 実施方法

a 原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開設すること。

b 開設時間は、子育て親子が利用しやすい時間帯とするよう配慮すること。

c 育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する専任の者を1名以上配置すること。(非常勤職員でも可。)

d 次の(a)～(c)の取組のうち2つ以上実施すること。

(a) 育児不安等についての相談指導

来所、電話及び家庭訪問など事前予約制の相談指導、指定

施設内の交流スペースでの随時相談、公共的施設への出張相談など地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。

また、子育て親子の状況などに応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡などによりその家庭の状況などの把握に努め、児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談は、関係機関と連携を図り共通認識のもと適切な対応を図ること。

(b) 子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援

子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会などの企画、運営を行うこと。また、子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう活動場所の提供、活動内容の支援に努めること。

(c) 地域の保育資源の情報提供、地域の保育資源との連携・協力体制の構築

ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して様々な保育サービスに関する適切な情報の提供、紹介などを行うこと。また、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(ウ) 保健相談

(イ)のd(a)の取組に加えて、実施可能な指定施設は、子育て親子の疾病の予防、健康の増進を図るため、看護師又は保健師等による保健相談を実施することとし、この場合において、週3回程度実施する場合については、別途評価の対象とする。

④ 児童館型

ア 事業内容

民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供する。

イ 実施場所

(7) 児童館、児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって、子育て親子が交流し、集う場として適した場所。

(1) 概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

ウ 実施方法

(7) 原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。(ただし、夏休み等の長期休暇期間については、一般児童の利用も考慮して弾力的な運営を行って差し支えない。)

(1) 子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識

と経験を有する専任の者（以下「担当者」という。）を1名以上配置すること。（非常勤職員でも可。）

(ウ) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

(I) 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

エ 地域の子育て力を高める取組

①に定める基本事業に加えて、地域の子育て力を高めることを目的として、中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組を実施する場合について、別途評価の対象とする。

⑤ 費用

事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収できるものとする。

⑥ 留意事項

ア 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 実施主体（委託先を含む。）は、事業に従事する者の各種研修会、セミナー等への積極的な参加に努め、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図ること。

ウ 近隣地域の地域子育て支援拠点は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めるとともに、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健所、児童委員（主任児童委員）、医療機関等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。

(6) 一時預かり事業

① 事業の種類及び内容

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

ア 保育所型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

(7) 実施場所

保育所で実施するものとする。

(1) 実施方法

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

イ 地域密着型（児童福祉法第6条の2第7項に規定される事業）

(7) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施する

2 交付要綱の3の(2)その他事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(1) へき地保育の推進

① 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行ない、もってこれらの児童の福祉の増進を図ることを目的とすること。

② 実施要件

ア へき地保育所の定義

児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される児童を保育するための施設であ

ものとする。

(1) 実施方法

規則第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

ウ 地域密着Ⅱ型(児童福祉法第6条の2第7項の規定に準じた事業)

(7) 実施場所

地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などで実施するものとする。

(1) 実施方法

a 規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。

b 規則第36条の35第2号の規定に準じ、乳幼児の年齢及び人数に応じて当該乳幼児の処遇を行う者(以下「担当者」という。)を配置すること。

担当者の数は2名を下ることはできないこと。

担当者のうち、保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。

c 規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に定める保育内容を参考とすること。

(ウ) 研修

保育士資格を有していない担当者の配置は、2の(3)に定める次世代育成支援人材養成事業など、市町村が実施する研修を受講・修了することを要件とする。

② 保護者負担

本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができること。

2 (略)

(1) へき地保育

① (略)

② (略)

って、市町村長が②のウ及びエの基準に適合すると認め指定したものをいう。

イ 入所決定

へき地保育所への入所の決定は、市町村長がその地域内における保育を要する児童又は、特に必要があるときはその他の児童につき、行なうものとする。

ウ 設置基準

(7) 設置主体

へき地保育所の設置主体は、市町村とする。

(イ) 設置場所

へき地保育所を設置する場所は、次のいずれかでなければならない。

a へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2の規定によるへき地手当（以下「へき地手当」という。）の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内であること。

b 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第13条の2第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項の規定による特地勤務手当（以下「特地勤務手当」という。）の支給の指定を受けている国又は地方公共団体の公官署の4キロメートル以内にあること。

c へき地手当又は特地勤務手当の支給の指定を受けることとなる地域内にあること。

d aからcまでのいずれかに準ずるものとして市町村長が認める地域内にあること。

エ 設備及び運営の基準

へき地保育所の設備及び運営については、次に掲げる基準によるもののほか、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）の精神を尊重して行なうものとする。

(7) 1日当たり平均入所児童数が10人以上いること。

ただし、10人を下回っても、2年間は経過的に対象となること。

なお、1日当たりの平均入所児童数とは、年間延べ利用児童数を年間開所日数で除して得た数とすること。

(イ) 公民館、学校、集会所、共同作業所、婦人ホーム、寺院等の既設建物の一部を用いてへき地保育所を設置する場合には、その設備をそのへき地保育所のために常時使用することができるものでなければならないこと。

(ウ) 保育室、便所及び屋外遊戯場（その附近にあるこれにかわるべき場を含む。）その他必要な設備を設け、それらの規模は適正な保育ができるように定めること。

(I) 必要な医療器具、医薬品、ほう帯材料等を備えるほか、必要に応

じて楽器、黒板、机、椅子、積木、絵本、砂場、すべり台、ぶらんこ等を備えること。

(オ) 保育士を2人以上置くこと。

ただし、所定の資格を有する者がいない等やむを得ない事情があるときは、うち1人に限り児童の保育に熱意を有し、かつ、心身ともに健全な者をもってこれに代えることができること。

(カ) 保育時間、保育の内容、保護者との連絡方法等については入所児童が健やかに育成されるようその地方の実情に応じて定めること。

(2) 家庭支援推進保育の推進

① 趣旨

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的とする。

② 実施要件

本事業の対象となる保育所は、次のア～エの要件を満たすものであること。

ア 対象児童

日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童

イ 受け入れ状況

②のアに該当する児童が入所児童の40%以上であること。

なお、②のアに該当する児童であるかについては、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断すること。

ウ 保育士の配置

対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員ほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

エ ②のウにより配置された保育士は、②のアに該当する児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① 趣旨

核家族化等により子育てに不安を持つ世帯の増加や地域・家族における子育て力の低下が認められることから、子育て支援サービスの充実を図っていく必要がある中、地域力を活用した子育て支援の充実は重要で

(2) 家庭支援推進保育

① (略)

② (略)

(3) 次世代育成支援人材養成事業

① (略)

あり、それを支える質の確保された人材の養成研修を行う。

② 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方実施した場合にポイント算定対象とする。

ア 地域の様々な次世代育成支援の取組を把握し、親の子育てを支援するコーディネーター的役割を果たす者の養成

(ア) 子育て中の親のニーズの多様化と支援の意義

(イ) 子育て支援に関わる各施設との連携のあり方

(ウ) リスクマネジメント（虐待対応（つなぎ）など）

などを中心として、コーディネーターとして必要な理解や知識などを得るための研修を行う。

イ 地域で行われる子育て支援事業に参画する者の養成

(ア) 地域における子育て支援の必要性への理解

(イ) 保育の理解と援助

などを中心として、子育て支援に関する基本的な理解や知識などを得るための研修を行う。

(子育て支援事業の例)

地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 基本事業

ア 職員の配置

調整機関に、職員（非常勤職員等を含む。）を配置すること。

なお、配置する職員（非常勤職員等を含む。）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

イ 取組内容

アの職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講

② 事業内容等

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に評価の対象とする。

ア （略）

イ （略）

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 実施要件

調整機関に、職員（非常勤職員等を含む。）を配置すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

③ 基本事業

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。

ア 調整機関職員の専門性強化

②の職員の専門性向上のため、次の取組を行う。

(7) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講

させる。

・ 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）

・ 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合
更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

・ 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修

・ 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

③ 付加的事業

②の基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれポイント算定の対象とする。

ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

させる。

a 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）

b 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

(1) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合
更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

a 子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修

b 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

イ 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の(7)及び(1)のいずれか又は両方の取組を行う。

(7) インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

(1) ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

④ 付加的事業

③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

(5) 子育て支援ネットワーク事業

① 趣旨

子育て世代に幅広く普及している携帯サイトなどを活用し、子育て支援に関する地域住民参加型の情報ネットワークを構築・運用することで、子育てについての情報不足、相談相手の不在などによる子育てのしずらさの改善を図る。

② 事業内容

次のア～ウのいずれかを実施した場合に評価の対象とする。

ア 情報配信領域の構築・運用

希望する保護者に対して、子育て支援に関する情報をメール配信等することにより、情報不足の改善を図る取組。

イ 情報共有領域の構築・運用

子育てに関する悩み相談や保護者同士の情報交換を電子掲示板等により実施することで、相談相手不在の解消や交流の促進を図る取組。

ウ 個人情報領域の構築・運用

子どもの成育歴や既往症等の基本情報について、保護者が個人情報領域に記録・保存しておくことで、子育て支援サービス等の円滑な利用に活用する取組。（ただし、情報の公開は保護者の同意に基づく場合に限る。）

(6) 子どもの事故予防強化事業

① 趣旨

子ども（特に乳幼児）の事故（お風呂場で溺死する事故、階段等からの転落事故など）の大部分については予防可能なことから、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防強化を図る。

② 事業内容

次のア又は両方（ア及びイ）を実施した場合に評価の対象とする。

ア 基本分（事業実施担当者の配置等）

子どもの事故予防のためのパンフレット等を両親学級や、1歳6か月児・3歳児健診などの集団健診などの場において、事業実施担当者（市町村が適切と認めた者）が配布し、かつ説明するなど、保護者等に対する意識の啓発をきめ細かく行う。

（事業実施担当者の例）

母子保健推進員、愛育班員など

3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成21年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

(1) 地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供等を行うための取組が事業計画に記載されている。

(2) 以下に掲げる7つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで以下に掲げる7つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

① 安心して子どもを産み育てることができる社会について地域住民や関係者が参加して共に考える機会の提供

子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流し会える機会の提供などにより、子どもを産み、育てることを社会全体で応援する意識の醸成を図る取組

② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流促進

地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関する行事等を開催するなどの取組

③ 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く。)の設置・運営

地域における保健・医療・福祉の行政機関、教育委員会、警察、弁護士、ボランティア団体等の関係機関等から構成する要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを除く。)を設置し、定期的な連絡検討会議の開催など関係機関が連携しながら、地域における児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び保護・支援・アフターケアを図るための連携した活動を実施する取組

④ 子どもたち本人からの電話相談等への対応

児童虐待やいじめ等で思い悩む子ども達に対し、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応を行う取組

イ 加算分(事故予防検討会の開催)

意識啓発のための方策やパンフレット内容等を検討するために事故予防検討会を開催する。

3 交付要綱の3の(2)その他の事業については、次に掲げる要件を備える計画である場合は評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価3に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。ただし、市及び福祉事務所を設置する町村において、平成22年度に要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)が設置されていない場合には、次に掲げる要件を備える事業に要するすべての経費について、交付の対象としない。

(1) (略)

(2) 以下に掲げる8つの取組のうち3つ以上取り組む場合又は総務省が実施する「頑張る地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで以下に掲げる8つの取組のいずれかを実施する場合、基準点数表の評価3に定める基準点数について加算する。

① (略)

② 老若男女の地域住民の主体的な子育て支援活動、交流促進

地域の高齢者や子育て中の男性、中・高校生などを含め、老若男女の地域住民が子育て支援活動に主体的に関われるようにし、乳幼児とのふれあいはじめ多世代の交流を促進するため、保育所、児童館、自治会等で地域に開かれた各種子育てに関する行事等を開催するなどの取組

③ (略)

④ (略)

⑤ 食育の推進

子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、食育推進連絡会を設置するなど保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による取組

⑥ 家庭内等における子どもの事故防止対策の推進

乳幼児が家庭の浴槽で溺死する事故なども多いことから、家庭内における子どもの事故防止のための取組

⑦ 思春期保健対策等の推進

住民に身近な市町村において、地域の実情に応じた妊娠、出産、育児、母子の栄養、思春期等に関する各種母子保健事業を効果的・効率的に実施することにより、地域ぐるみで、健やかに子どもを生き育てるための施策を自主的に進めることを目的とした取組

⑤ 食育の推進

子どもの健やかな食習慣を培い、豊かな人間性を育むため、親子で参加する食事に関する講習会(食事セミナー)の開催や保健センター、保育所、学校等関係機関の連携による食育推進連絡会の設置などの取組

⑥ 思春期保健対策等の推進
(略)

⑦ 中・高校生の居場所づくりの推進

中・高校生の関心が高いパソコン、音楽機材、スポーツ等に関する講習会や交流会を実施するなど、地域に中・高校生の健全な居場所を確保するための取組

⑧ 巡回児童館活動等の推進

児童館職員が児童館から離れた地域や児童館のない地域に定期的に出向き、子どもへの遊びの指導や保護者への子育てに関する相談等を実施するなど、児童館不在地域における子どもの健全育成を図るための取組

平成21年度

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

評価	基準点数
評価1 ○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 (1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - $\left(\frac{\text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数}}{\times 20\%} \right)$ 0.04ポイント
(2) (1)以外の市町村	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - $\left(\frac{\text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数}}{\times 20\%} \right)$ 0.03ポイント
○養育支援訪問事業 ① 育児・家事援助 0.03ポイント ② 専門的相談支援 0.04ポイント ③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援 0.05ポイント	1訪問あたり
○ファミリー・サポート・センター事業 ① 基本事業(会員数) ・100人相当～299人 1.00ポイント ・300人～599人 1.40ポイント ・600人～899人 2.00ポイント ・1,000人～1,499人 4.00ポイント ・1,500人～1,999人 6.00ポイント ・2,000人～2,999人 8.00ポイント ・3,000人以上 10.00ポイント 支部の設置箇所数 ・1か所以上 5.00ポイント ・1か所未過 5.00ポイント 複数種からの実施(兄弟姉妹を除く) 5.00ポイント (加算)	1市町村あたり
② 病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後見預かりの利用件数) ・～59件 9.00ポイント ・60件～119件 12.00ポイント ・120件～199件 19.00ポイント ・200件～299件 28.00ポイント ・300件～399件 38.00ポイント ・400件～599件 52.00ポイント ・600件以上 72.00ポイント ・近隣市町村委員受入 5.00ポイント ・初年度体制整備 2.00ポイント	1市町村あたり
③ ひとより親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後見の預かり等を含む)の利用支援 ・利用支援 有 2.00ポイント	1市町村あたり
○子育て短期支援事業 ① ショートステイ事業の実施 ・2歳未満児・慢性疾患児 4.30ポイント ・2歳以上児 2.35ポイント ・緊急一時保護 0.60ポイント ② トワライステイ事業の実施 ・基本分 0.45ポイント ・宿泊分 0.45ポイント ・休日サービス 1.00ポイント ・児童の送迎の実施 0.30ポイント	100人日あたり 1か所あたり
○延長保育促進事業 ① 延長時間 ・30分 1.50ポイント ・1時間 7.00ポイント ・2～3時間 11.00ポイント ・4～5時間 23.00ポイント ・6時間以上 27.00ポイント ② 基本分 23.00ポイント (加算)	1事業あたり

平成22年度

【別表】

評価に対する基準点数表

【特定事業】

評価	基準点数
評価1 ○乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 支援が必要な家庭に対して、次の①及び②の対応をいずれも実施している市町村 (1) ①ケース対応会議の開催 ②養育支援訪問事業のうち、以下に掲げる援助をいずれも実施 ○育児・家事援助 ○専門的相談支援	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - $\left(\frac{\text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数}}{\times 20\%} \right)$ 0.04ポイント
(2) (1)以外の市町村	乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問数 - $\left(\frac{\text{全戸訪問事業の対象となる全家庭数}}{\times 20\%} \right)$ 0.03ポイント
○養育支援訪問事業 ① 育児・家事援助 0.03ポイント ② 専門的相談支援 0.04ポイント ③ 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援 0.05ポイント	1訪問あたり
○ファミリー・サポート・センター事業 ① 基本事業(会員数) ・100人相当～299人 1.00ポイント ・300人～599人 1.40ポイント ・600人～899人 2.00ポイント ・1,000人～1,499人 4.00ポイント ・1,500人～1,999人 6.00ポイント ・2,000人～2,999人 8.00ポイント ・3,000人以上 10.00ポイント 支部の設置箇所数 ・1か所以上 5.00ポイント ・1か所未過 5.00ポイント 複数種からの実施(兄弟姉妹を除く) 5.00ポイント (加算)	1市町村あたり
② 病児・緊急対応強化モデル事業(病児・病後見預かりの利用件数) ・～59件 9.00ポイント ・60件～119件 12.00ポイント ・120件～199件 19.00ポイント ・200件～299件 28.00ポイント ・300件～399件 38.00ポイント ・400件～599件 52.00ポイント ・600件以上 72.00ポイント ・近隣市町村委員受入 5.00ポイント ・初年度体制整備 2.00ポイント	1市町村あたり
③ ひとより親家庭等のファミリー・サポート・センター(病児・病後見の預かり等を含む)の利用支援 ・利用支援 有 2.00ポイント	1市町村あたり
○子育て短期支援事業 ① ショートステイ事業の実施 ・2歳未満児・慢性疾患児 4.30ポイント ・2歳以上児 2.35ポイント ・緊急一時保護 0.60ポイント ② トワライステイ事業の実施 ・基本分 0.45ポイント ・宿泊分 0.45ポイント ・休日サービス 1.00ポイント ・児童の送迎の実施 0.30ポイント	100人日あたり 1か所あたり

平成21年度

平成22年度

【特定事業(続き)】

	基準点数
評価1	
○地域子育て支援拠点事業	
①ひろば型	
基本分	
・3～4日間所	17.8ポイント
・3～4日間所(機能拡充あり)	23.9ポイント
・5日間所	21.9ポイント
・5日間所(機能拡充あり)	26.5ポイント
・6～7日間所	25.8ポイント
・6～7日間所(機能拡充あり)	39.0ポイント
加算分	
・出張ひろばの実施	6.7ポイント
・地域の子育て力を高める取組(1事業実施)	2.2ポイント
・地域の子育て力を高める取組(2事業実施)	3.0ポイント
・地域の子育て力を高める取組(3事業実施)	3.7ポイント
・地域の子育て力を高める取組(4事業実施)	4.5ポイント
②センター型	
基本分	
・5日間所	37.0ポイント
・6～7日間所	39.6ポイント
経過措置(小規模型指定施設)	
・基本分	12.9ポイント
・加算分(保健相談等)	6.8ポイント
③児童館型	
基本分	8.4ポイント
加算分(地域の子育て力を高める取組)	2.2ポイント
○一時預かり事業	
①保育所型、地域児童館型(年間延べ利用児童数)	
・25人以上～300人未満	2.6ポイント
・300人以上～800人未満	7.9ポイント
・800人以上～1,500人未満	14.2ポイント
・1,500人以上～2,100人未満	20.5ポイント
・2,100人以上～2,700人未満	26.8ポイント
・2,700人以上～3,300人未満	33.1ポイント
・3,300人以上～3,900人未満	39.4ポイント
・3,900人以上	45.7ポイント
②地域児童館型(年間延べ利用児童数)	
・25人以上～300人未満	2.4ポイント
・300人以上～800人未満	7.1ポイント
・800人以上～1,500人未満	12.8ポイント
・1,500人以上～2,100人未満	18.4ポイント
・2,100人以上～2,700人未満	24.1ポイント
・2,700人以上～3,300人未満	29.8ポイント
・3,300人以上～3,900人未満	35.4ポイント
・3,900人以上	41.1ポイント

平成21年度

【その他の事業】

	基準点数		
評価2			
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり	
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1か所あたり	
○次世代育成支援人材養成事業			
・コーディネーター養成研修	3ポイント	1市町村あたり	
・スタッフ養成研修	3ポイント	1市町村あたり	
	※同方実施の場合は5ポイント		
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業			
① 基本事業			
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	} 1人あたり	
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント		
② 付加的事業			
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント	} 1市町村あたり	
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント		
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント		
評価3			
●その他、創意工夫のある取組について			
児童人口3,000人未満	3ポイント	} 「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省が実施する「関係する地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合に加算	
児童人口3,000人以上～1万人未満	10P+ — 当該児童人口 1,000人		ポイント
児童人口1万人以上	10P+ — 当該児童人口=10,000人 1,500人		ポイント

平成22年度

【その他の事業】

	基準点数		
評価2			
○へき地保育所	20.0ポイント	1か所あたり	
○家庭支援推進保育事業	19.0ポイント	1か所あたり	
○次世代育成支援人材養成事業			
・コーディネーター養成研修	3ポイント	1市町村あたり	
・スタッフ養成研修	3ポイント	1市町村あたり	
	※同方実施の場合は5ポイント		
○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業			
① 基本事業			
・児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)の受講	0.4ポイント	} 1人あたり	
・更に児童虐待への専門性を向上させるための研修の受講	0.4ポイント		
・ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組	15.0ポイント	1市町村あたり	
② 付加的事業			
・地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組	3.3ポイント	} 1市町村あたり	
・地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組	3.6ポイント		
・地域住民への周知を図る取組	3.2ポイント		
○子育て支援ネットワーク事業	13.5ポイント	1市町村あたり	
○子どもの事故予防強化事業			
① 基本分(事業実施担当者の配置等)			
児童人口3,000人未満	3.0ポイント	} 1市町村あたり	
児童人口3,000人以上～1万人未満	5.0ポイント		
児童人口1万人以上	8.0ポイント		
② 加算分(事故予防検討会の開催)	1.0ポイント		
評価3			
●その他、創意工夫のある取組について			
児童人口3,000人未満	3ポイント	} 「交付金算定の評価基準」の3の(2)に掲げる7事業のうち3事業以上を実施する場合又は総務省が実施する「関係する地方応援プログラム」において策定するプロジェクトで7事業のいずれかを実施する場合に加算	
児童人口3,000人以上～1万人未満	10P+ — 当該児童人口 1,000人		ポイント
児童人口1万人以上	10P+ — 当該児童人口=10,000人 1,500人		ポイント

[家庭福祉課関係]

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 【一部改正】 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号 平成22年 月 日厚生労働省発雇児 第 号</p> <p>略</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発児第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 【一部改正】 平成11年12月9日厚生省発児第140号 平成12年5月19日厚生省発児第91号 平成12年11月22日厚生省発児第129号 平成13年8月2日厚生省発児第314号 平成14年11月11日厚生労働省発雇児第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発雇児第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発雇児第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発雇児第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発雇児第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発雇児第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発雇児第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発雇児第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発雇児第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発雇児第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発雇児第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発雇児第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発雇児第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発雇児第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発雇児第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発雇児第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号 平成21年6月29日厚生労働省発雇児第0629004号 平成21年10月1日厚生労働省発雇児1001第1号 平成22年1月28日厚生労働省発雇児0128第2号</p> <p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。 なお、平成10年6月12日厚生省発児第105号「児童福祉法による入所施設措</p>

改正後

(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{労働省}令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

1 略

2 略

現行

置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(通則)

この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{労働省}令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。

第1 用語の意義

次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。

1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第6号、第6号の3、第7号及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。

(1) 事務費 児童福祉施設（以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。

(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外の者が設置する施設にあっては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあっては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。

ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市

改正後	現行
<p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表（以下「別表」という。）第1の支給割合が<u>一級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が<u>二級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が<u>三級地</u>とされている地域及び<u>東久留米市</u>とする。 （削除）</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が<u>四級地</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町</u>とする。 （削除）</p> <p>(5) 「8/100」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。 （削除）</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が<u>五級地</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。 （削除）</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が<u>六級地</u>とされている地域及び<u>長岡京市</u>とする。</p> <p>(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。</p>	<p>の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p> <p>4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であつて、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）<u>附則別表</u>（以下「<u>附則別表</u>」という。）第2の支給割合が<u>17/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「11/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>11/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市</u>とする。</p> <p>(6) 「9/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>9/100</u>とされている<u>地域及び綾瀬市、座間市</u>とする。</p> <p>(7) 「8/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>8/100</u>とされている<u>地域及び大東市</u>とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p>(9) 「6/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>6/100</u>とされている<u>地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p> <p>(10) 「5/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>5/100</u>とされている<u>地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町</u>とする。</p> <p>(11) 「3/100」とは、人事院規則<u>附則別表第2</u>の支給割合が<u>3/100</u>とされている<u>地域及び長岡京市、広島県府中町</u>とする。</p> <p>(12) 「その他」とは(1)から(11)以外に属する地域とする。</p>

改正後

現行

6 略

6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。

7 略

7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。

8 略

8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1・2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児及び1・2歳児を除いたものをいう。

9 略

9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。

10 略

10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

11 略

11 「児童自立生活援助事業所」とは、法第6条の2第1項による事業を行う住居をいう。（以下「自立援助ホーム」という。）

12 略

12 「小規模住居型児童養育事業所」とは、法第6条の2第8項による事業を行う住居をいう。（以下「ファミリーホーム」という。）

改正後

現行

第2 国庫負担額等
1 略

第2 国庫負担額等
1 国庫負担の基本額
この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 略

2 負担額及び負担区分
国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。
なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号、第53条、第55条及び第59条の4に規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2
	都道府県、指定都市、中核市	都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設 市町村立施設及び私立施設		1 / 2	1 / 2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1 / 2	1 / 2

3 略

3 国庫負担金の概算払
国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

4 略

4 国庫負担金の返還
国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

改正後	現行
<p>第3 略</p>	<p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。 この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。</p>

改正後

現行

略

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(1)小規模施設加算分保護単価
2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表 2 のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(2)職業指導員加算分保護単価
3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれている定員20世帯の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価
5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
6 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(12)寒冷地加算分保護単価

改正後

現行

略

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 条 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
7 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の(26)事務用採暖費加算分保護単価
8 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
9 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等(以下「社会福祉事業団等」という。)経営の施設を除く。	一般分保護単価表(小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、寒冷地加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの単価を加算した額)×別に定める基準による加算率(ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
10除雪費	豪雪地帯特別措置法(昭和37年4月5日法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の(27)除雪費加算分保護単価
11降灰除去費	活動火山対策特別措置法(昭和48年7月24日法律第61号)第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表 1 の事務費の保護単価の 2 加算分保護単価の(28)降灰除去費加算分保護単価

改正後

現行

(2) 略

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、特別指導費加算分及び看護師加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員雇上費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び情緒障害児短期治療施設の個別対応職員加算分及び基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び情緒障害児短期治療施設の家家庭支援専門相談員加算分及び小規模グループケア担当職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、乳児院（定員50人以上）の家家庭支援専門相談員加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分、保育機能強化加算分及び母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子指導員、少年指導員加算分、ボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の処遇促進加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 略

(3) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

(4) 略

(4) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 略

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(22)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

4 略

4 措置費等の支弁基準の設定方法

2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

改正後	現行
<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 略</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式略</p>	<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の使途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の使途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからツまでにより算定した額の合算額 ア 略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>(1) 次のアからツまでにより算定した額の合算額</p> <p>ア 乳児院、自立援助ホーム及びファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、自立援助ホーム及びファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数））</p> <p>算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数）-その月初日の2歳児措置児数-その月初日の3歳以上児措置児数〕+2歳児の月額保護単価×その月初日の2歳児措置児数+3歳以上児の月額保護単価×その月初日の3歳以上児措置児数</p>

改正後

現行

費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事 務 費			イ 略	(1) 事 務 費			<p>算式(3) その施設の月額保護単価×その施設 のその月初日の現員(その月初日 において私的契約児及び家庭裁判所 からの補導委託児等があるときは、 その数を控除した数)</p> <p>算式(4) その施設の月額保護単価×その施設 の定員(その月初日において私的 契約児があるときは、その数を控除 した数)×支弁率 その支弁義務者の支弁すべき</p> <p>その月初日の措置児童数等又は世 帯数 <u>その施設その月初日の総措置児童 数等又は世帯数</u></p> <p>算式(5) その施設の月額保護単価×その協 定人員(その月初日において私的契 約者があるときは、その数を控除 した数)</p> <p>イ その月初日において、児童養護施 設に乳児、1・2歳児又は年少児が それぞれ入所している場合には、次 の算式により算定した額。</p> <p>算式 乳児、1・2歳児又は年少児加算分 月額保護単価×その月初日の乳児、 1・2歳児又は年少児数</p>

改正後

現行

費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1)事務費			<p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>シ 略</p>	(1)事務費			<p>算式 小規模グループケア担当職員加算 分月額保護単価×アの算式により算 定した定員</p> <p>ク 児童養護施設及び乳児院が別に定 める基準に該当する場合には 次の算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価× アの算式により算定した定員。</p> <p>ケ 児童養護施設、乳児院、児童自立 支援施設及び母子生活支援施設が別 に定める基準に該当する場合におい ては、次の算式によって算定した額。 算式 心理療法担当職員加算分月額保護 単価×アの算式により算定した定員</p> <p>コ 児童養護施設、乳児院、児童自立 支援施設、母子生活支援施設及び情 緒障害児短期治療施設が別に定める 基準に該当する場合には次の 算式によって算定した額。 算式 個別対応職員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員</p> <p>サ 児童養護施設、児童自立支援施設、 乳児院及び情緒障害児短期治療施設 が別に定める基準に該当する場合に おいては次の算式によって算定した額。 算式 家庭支援専門相談員加算分月額保 護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 児童養護施設、乳児院、児童自立 支援施設、情緒障害児短期治療施設 及び母子生活支援施設が別に定める 基準に該当する場合には、次 の算式によって算定した額。 ただし、基幹的職員加算の対象者 は1施設1名とし、施設長は加算の 対象とはしないこと。</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1)事務費			<p>ス 略</p> <p>セ 略</p> <p>ソ 略</p> <p>タ 略</p> <p>チ 略</p>	(1)事務費			<p>算式 基幹的職員加算分月額保護単価 × アの算式により算定した定員 ス 乳児院が別に定める基準に該当する 場合においては次の算式によって 算定した額。</p> <p>算式 乳児院（定員50人以上）の家庭支 援専門相談員加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員 セ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては次の算 式により算定した額。</p> <p>算式 特別生活指導費加算分月額保護単 価 ×アの算式により算定した定員 ソ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合においては次の算 式によって算定した額。</p> <p>算式 夜間警備体制強化加算分月額保護 単価 ×アの算式により算定した定員 タ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合には、次の 算式によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価 ×アの算式により算定した定員 チ 母子生活支援施設が別に定める基 準に該当する場合には、次の 算式により算定した額。</p> <p>算式 母子生活支援施設（定員40世帯以 上）母子指導員、少年指導員加算分 保護単価 ×アの算式により算定した額</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			<p>ツ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	(1) 事務費			<p>ツ その施設において別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。</p> <p>算式 単身赴任手当加算分月額保護単価 × アの算式により算定された定員</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）× その施設の定員 × 0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合算額とする。</p> <p>ア 次ににより算出した利用定員が該当する保護単価。 $\{ [\text{前年度の一時保護延べ人日} / 12 \text{月} / 30.4] \text{（小数点以下第1位の数値を切り上げる）} \times 1.205 \} \text{（小数点以下第1位の数値を四捨五入）}$</p> <p>イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所処遇促進加算分保護単価</p> <p>ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)の別表に定める支給地域に所在する場合 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。</p>

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費			(4) 略	(1) 事務費			<p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び乳児院において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> <p>その施設の月額保護単価 / 30.4 (10円未満の端数は切り捨て) × その月の受託延べ日数</p> <p>(注) 受託施設が障害児施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
一般生活費	(2) 児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所(一時保護委託を含む)の一時保護児	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、自立援助ホーム又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。)</p>
	自立援助ホームの入所児童	その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	
	母子生活支援施設の保育室における保育児童(保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。)	その児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費)	

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分	ア 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>
保護費	イ (ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料
	イ (イ) 胎盤処置料		胎盤処置料
	イ (ウ) 新生児介補料		新生児介補料
			<p>分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき148,310円を限度として支弁できる。</p> <p>胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。</p> <p>新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。</p>

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄		経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ	(エ) 保険料	保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき、30,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童		その児童の幼稚園就園に必要な経費	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園に就園している児童であって、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。
(7) 教育費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部1学年に入学するもの。		次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育（特別支援学校高等部の教育を含む。）に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(7) 教 育 費		(4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価 ×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="1657 526 2105 694"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>2,110円</td> <td>4,180円</td> <td>4,180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。</p> <p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	2,110円	4,180円	4,180円								

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			算式(5) 略 算式(6) 略 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,500円× 特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数
(8) 学 校 給 食 費	略	略	略
(9) 見 学 旅 行 費	略	略	略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(7) 教 育 費			算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。 算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児190円、中学校該当児270円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数(ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。) 算式(7) 特別加算費年額保護単価58,100円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数
(8) 学 校 給 食 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。
(9) 見 学 旅 行 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年(特別支援	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(9) 見学旅行費	略		略
(10) 入進学支度金	略	略	略
(11) 特別育成費	略	略	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 略</p> <p>算式(2) 特別加算費年額保護単価58,500円× 高等学校第1学年入学措置児童数</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄								
(9) 見学旅行費	第3学年(特別支援学校の高等部を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「見」に参加するもの。		<p>見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>20,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>55,900円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)</td> <td>108,200円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	20,600円	中学校第3学年	55,900円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	20,600円										
中学校第3学年	55,900円										
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む。)	108,200円										
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数 入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>46,100円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第1学年入学児童	39,500円	中学校第1学年進学児童	46,100円		
学年別	保護単価(年額)										
小学校第1学年入学児童	39,500円										
中学校第1学年進学児童	46,100円										
(11) 特別育成費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費 通学費等 (2) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費等として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,270円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>32,970円</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) 特別加算費年額保護単価58,100円× 高等学校第1学年入学措置児童数</p>	公私別	保護単価(月額)	国・公立高等学校	22,270円	私立高等学校	32,970円		
公私別	保護単価(月額)										
国・公立高等学校	22,270円										
私立高等学校	32,970円										

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,000円×夏季等特別行事参加措置児童数
(13) 期末一時扶助費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,070円×12月初日の措置又は一時保護児童数
医療費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護所の一時保護児童であつて疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるために	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(14) 医療費	その支弁を必要と認められるもの。		
(15) 職業補導費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価4,800円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 児童用採暖費	児童養護施設、児童自立支援施設(通所部を含む)、情緒障害児短期治療施設(通所部を含む)、乳児院、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等又は里親の委託児童	その児童の冬の採暖に必要な経費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限る。 算式(1) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注)10円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(16) 児童用採暖費			略
(17) 就職支度費	略	略	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価77,000円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 略</p>

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																								
(16) 児童用採暖費			<p>児童用採暖費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設種別 級地別</th> <th>児童養護施設 児童自立支援施設 情緒障害児短期治療施設 ファミリーホーム、里親</th> <th>乳児院</th> <th>母子生活支援施設 児童自立支援施設 通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧5級地</td> <td>6,820円</td> <td>7,210円</td> <td>1,130円</td> </tr> <tr> <td>旧4級地</td> <td>5,220</td> <td>5,660</td> <td>960</td> </tr> <tr> <td>旧3級地</td> <td>3,380</td> <td>3,590</td> <td>590</td> </tr> <tr> <td>旧2級地</td> <td>2,520</td> <td>2,620</td> <td>380</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>1,260</td> <td>1,260</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) この表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。</p>	施設種別 級地別	児童養護施設 児童自立支援施設 情緒障害児短期治療施設 ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設 児童自立支援施設 通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部	旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円	旧4級地	5,220	5,660	960	旧3級地	3,380	3,590	590	旧2級地	2,520	2,620	380	その他の地域	1,260	1,260	190
施設種別 級地別	児童養護施設 児童自立支援施設 情緒障害児短期治療施設 ファミリーホーム、里親	乳児院	母子生活支援施設 児童自立支援施設 通所部 情緒障害児短期治療施設 通所部																								
旧5級地	6,820円	7,210円	1,130円																								
旧4級地	5,220	5,660	960																								
旧3級地	3,380	3,590	590																								
旧2級地	2,520	2,620	380																								
その他の地域	1,260	1,260	190																								
(17) 就職支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。</p> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価75,000円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価137,510円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>																								

改正後

現行

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄	費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(18) 大学進学等自立生活支度費	略	略	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 $77,000円 \times \text{その月の進学による措置解除児童数}$ 算式(2) 略	(18) 大学進学等自立生活支度費	略	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合においては、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費支度費1件当たり保護単価 $75,000円 \times \text{その月の進学による措置解除児童数}$ 算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護 単価137,510円 \times その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬祭費	略	略	略	(19) 葬祭費	略	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が153,900円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは8,940円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価153,900円 \times 死亡児数
(20) 連れもどし費	略	略	略	(20) 連れもどし費	略	その児童の捜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設その月におけるその児童につき捜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規定に定める額(運賃については、普通旅客運賃)とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。

改正後

現行

略

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(21) 里親親受手託当支・度費	里親委託児童	次に掲げる経費 (1) その児童に係る委託手当 (2) 新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については、委託を開始した月の措置費等として支弁する。 算式(1) ア 里親手当 里親手当月額保護単価72,000円×1人 ただし、二人目以降は36,000円×その月の措置児童数 イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価123,000円×1人 ただし、二人目は87,000円×1人 算式(2) 里親受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数
(22) 受フ託ア支ミ度リ費・ホ・ム	ファミリーホーム入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 ファミリーホーム受託支度費1件当たり保護単価42,600円×新規委託措置児童数

改正後

現行

3 略

3 定員外支弁の禁止

事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

第5 略

第5 徴収金基準額

1 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

2 各月の支弁額の算定方法

児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）情緒障害児短期治療施設（通所部を含む）乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当及び保育機能強化加算費は、徴収の対象とはならないこと。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価（乳児、1・2歳児、年少児、特別指導費及びボイラー技工上費の単価を含み、民間施設給与等改善費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。）+事業費の各費目（里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。）のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額

改正後

現行

第6 略

算式(2)
[(事務費の月額保護単価+事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

第6 端数計算の方法

この国庫負担金における金額の計算課程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。

第7 略

第7 保護単価等の特例措置

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第8 略

第8 児童養護施設に移行した法改正前の虚弱児施設の経過措置

児童福祉法の一部改正(平成9年法律第74号)により、児童養護施設へ移行することとなった虚弱児施設については、厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

第9 略

第9 保護受託者の廃止に伴う経過措置

児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。

改正後	現行			
略	D6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が54,200円 を超えるときは 54,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が27,100円 を超えるときは 27,100円とする。)
	D7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が68,700円 を超えるときは 68,700円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が34,300円 を超えるときは 34,300円とする。)
	D8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が85,000円 を超えるときは 85,000円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が42,500円 を超えるときは 42,500円とする。)
	D9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が102,900 円を超えるときは 102,900円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が51,400円 を超えるときは 51,400円とする。)
	D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が122,500 円を超えるときは 122,500円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が61,200円 を超えるときは 61,200円とする。)

改正後				現行					
D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)	D11		3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が143,800 円を超えるときは 143,800円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が71,900円 を超えるときは 71,900円とする。)
D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)	D12		4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が166,600 円を超えるときは 166,600円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が83,300円 を超えるときは 83,300円とする。)
D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)	D13		5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置 児童等にかかる措 置費等の支弁額 (全額徴収。ただし、 その額が191,200 円を超えるときは 191,200円とする。)	その月のその入所 世帯にかかる措置 費等の支弁額(全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは 95,600円とする。)
D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収	D14		6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備	1 略				備	1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。			
考	2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 略 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項 (3) 略 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう				考	2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条 3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう			

改正後		現行	
備	<p>4 略</p>	備	<p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第41号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p>
考	<p>5 略</p>	考	<p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）（以下「1218002号通知」という。）」の別表4 - 1 障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める</p>

改正後		現行	
備	<p>6 略</p> <p>7 略</p>	備	<p>知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額(児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は情緒障害児短期治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額(以下「出産一時金」という。)が、390,000円以上であるとき。</p> <p>(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
考		考	

改正後							現行						
別表1 事務費の保護単価 [児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1)児童養護施設							別表1 事務費の保護単価 [児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1)児童養護施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	168,330	165,040	161,750	159,550	157,360	155,170	30人まで	167,190	163,900	161,710	160,610	159,520	158,420
31 ~ 40人	149,220	146,270	143,330	141,360	139,400	137,430	31 ~ 40人	148,200	145,260	143,290	142,310	141,330	140,350
41 ~ 50	137,560	134,780	132,000	130,140	128,290	126,430	41 ~ 50	136,600	133,820	131,960	131,030	130,110	129,180
51 ~ 60	133,490	130,790	128,080	126,280	124,470	122,670	51 ~ 60	132,550	129,850	128,050	127,140	126,240	125,340
61 ~ 70	129,420	126,790	124,160	122,410	120,660	118,910	61 ~ 70	128,500	125,880	124,130	123,250	122,380	121,500
71 ~ 80	125,350	122,800	120,250	118,550	116,850	115,150	71 ~ 80	124,460	121,910	120,220	119,370	118,520	117,670
81 ~ 90	121,270	118,800	116,330	114,680	113,040	111,390	81 ~ 90	120,410	117,940	116,300	115,480	114,650	113,830
91 ~ 100	117,200	114,810	112,410	110,820	109,220	107,630	91 ~ 100	116,370	113,980	112,380	111,580	110,790	109,990
101 ~ 110	115,530	113,160	110,800	109,220	107,640	106,070	101 ~ 110	114,710	112,340	110,770	109,980	109,190	108,400
111 ~ 120	113,860	111,520	109,180	107,620	106,060	104,500	111 ~ 120	113,050	110,710	109,150	108,370	107,590	106,810
121 ~ 130	112,190	109,880	107,570	106,020	104,480	102,940	121 ~ 130	111,390	109,070	107,530	106,760	105,990	105,220
131 ~ 140	110,520	108,240	105,950	104,430	102,900	101,380	131 ~ 140	109,730	107,440	105,920	105,160	104,390	103,630
141 ~ 150	108,850	106,590	104,330	102,830	101,320	99,810	141 ~ 150	108,070	105,810	104,300	103,550	102,800	102,040
151 ~ 160	108,190	105,940	103,690	102,200	100,700	99,200	151 ~ 160	107,410	105,160	103,660	102,920	102,170	101,420
161 ~ 170	107,520	105,290	103,060	101,570	100,080	98,590	161 ~ 170	106,750	104,520	103,030	102,280	101,540	100,800
171 ~ 180	106,860	104,640	102,420	100,940	99,460	97,980	171 ~ 180	106,090	103,870	102,390	101,650	100,910	100,170
181 ~ 190	106,200	103,990	101,780	100,310	98,840	97,380	181 ~ 190	105,430	103,220	101,760	101,020	100,280	99,550
191人以上	105,530	103,340	101,150	99,690	98,220	96,760	191人以上	104,770	102,580	101,120	100,390	99,660	98,930

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	151,870	148,580	30人まで	157,320	156,230	155,130	154,030	151,840	148,550
31 ~ 40人	134,490	131,540	31 ~ 40人	139,370	138,380	137,400	136,420	134,460	131,510
41 ~ 50	123,650	120,870	41 ~ 50	128,250	127,320	126,400	125,470	123,620	120,830
51 ~ 60	119,970	117,260	51 ~ 60	124,440	123,540	122,640	121,740	119,930	117,230
61 ~ 70	116,280	113,660	61 ~ 70	120,630	119,750	118,880	118,000	116,250	113,620
71 ~ 80	112,600	110,050	71 ~ 80	116,820	115,970	115,120	114,270	112,570	110,020
81 ~ 90	108,920	106,450	81 ~ 90	113,000	112,180	111,360	110,540	108,890	106,420
91 ~ 100	105,240	102,840	91 ~ 100	109,190	108,390	107,600	106,800	105,210	102,810
101 ~ 110	103,700	101,330	101 ~ 110	107,610	106,820	106,030	105,250	103,670	101,300
111 ~ 120	102,160	99,830	111 ~ 120	106,030	105,250	104,470	103,690	102,130	99,800
121 ~ 130	100,630	98,310	121 ~ 130	104,450	103,680	102,910	102,140	100,600	98,280
131 ~ 140	99,090	96,810	131 ~ 140	102,870	102,110	101,350	100,590	99,060	96,780
141 ~ 150	97,550	95,300	141 ~ 150	101,290	100,540	99,780	99,030	97,530	95,270
151 ~ 160	96,960	94,710	151 ~ 160	100,670	99,920	99,170	98,430	96,930	94,680
161 ~ 170	96,360	94,130	161 ~ 170	100,050	99,310	98,570	97,820	96,330	94,100
171 ~ 180	95,760	93,550	171 ~ 180	99,430	98,690	97,950	97,220	95,740	93,520
181 ~ 190	95,170	92,960	181 ~ 190	98,820	98,080	97,350	96,610	95,140	92,940
191人以上	94,570	92,380	191人以上	98,200	97,470	96,740	96,010	94,540	92,350

改正後							現行						
(2)児童自立支援施設							(2)児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	220.620	216.650	212.680	210.030	207.380	204.730	30人まで	219.250	215.280	212.630	211.310	209.990	208.660
31～40人	199.050	195.390	191.720	189.280	186.840	184.390	31～40人	197.790	194.120	191.680	190.460	189.240	188.020
41～50	184.930	181.390	177.860	175.500	173.140	170.790	41～50	183.700	180.170	177.810	176.640	175.460	174.280
51～60	178.510	175.060	171.610	169.310	167.010	164.710	51～60	177.310	173.860	171.570	170.420	169.270	168.120
61～70	172.080	168.720	165.360	163.120	160.880	158.640	61～70	170.920	167.560	165.320	164.200	163.080	161.960
71～80	165.660	162.390	159.110	156.930	154.750	152.570	71～80	164.530	161.260	159.080	157.980	156.890	155.800
81～90	159.240	156.050	152.870	150.750	148.620	146.500	81～90	158.130	154.950	152.830	151.770	150.710	149.640
91～100	152.810	149.720	146.620	144.560	142.490	140.430	91～100	151.740	148.640	146.580	145.550	144.520	143.480
101～110	151.480	148.400	145.320	143.270	141.210	139.160	101～110	150.420	147.330	145.280	144.250	143.230	142.200
111～120	150.150	147.090	144.020	141.980	139.940	137.890	111～120	149.090	146.030	143.980	142.960	141.940	140.920
121～130	148.830	145.770	142.720	140.690	138.660	136.620	121～130	147.770	144.720	142.680	141.670	140.650	139.630
131～140	147.500	144.460	141.430	139.400	137.380	135.360	131～140	146.440	143.410	141.390	140.370	139.360	138.350
141～150	146.170	143.150	140.130	138.110	136.100	134.090	141～150	145.120	142.100	140.090	139.080	138.070	137.070
151～160	145.280	142.280	139.270	137.270	135.270	133.270	151～160	144.240	141.240	139.230	138.230	137.230	136.230
161～170	144.400	141.410	138.420	136.430	134.440	132.440	161～170	143.360	140.380	138.380	137.390	136.390	135.400
171～180	143.520	140.540	137.570	135.590	133.610	131.620	171～180	142.480	139.510	137.530	136.540	135.550	134.560
181～190	142.640	139.680	136.720	134.750	132.770	130.800	181～190	141.610	138.650	136.680	135.690	134.710	133.720
191人以上	141.750	138.810	135.870	133.900	131.940	129.980	191人以上	140.730	137.790	135.830	134.850	133.870	132.890
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	200.760	196.780					30人まで	207.340	206.010	204.690	203.370	200.720	196.750
31～40人	180.730	177.070					31～40人	186.800	185.580	184.360	183.140	180.690	177.030
41～50	167.250	163.720					41～50	173.100	171.920	170.750	169.570	167.210	163.680
51～60	161.270	157.820					51～60	166.970	165.820	164.670	163.530	161.230	157.780
61～70	155.280	151.920					61～70	160.840	159.720	158.600	157.480	155.240	151.880
71～80	149.300	146.030					71～80	154.710	153.620	152.530	151.440	149.260	145.990
81～90	143.310	140.130					81～90	148.580	147.520	146.460	145.400	143.280	140.090
91～100	137.330	134.230					91～100	142.450	141.420	140.390	139.360	137.290	134.200
101～110	136.080	133.000					101～110	141.170	140.150	139.120	138.090	136.040	132.960
111～120	134.820	131.760					111～120	139.900	138.880	137.850	136.830	134.790	131.720
121～130	133.570	130.520					121～130	138.620	137.600	136.580	135.570	133.530	130.480
131～140	132.320	129.290					131～140	137.340	136.330	135.320	134.310	132.280	129.250
141～150	131.070	128.050					141～150	136.060	135.060	134.050	133.040	131.030	128.010
151～160	130.260	127.260					151～160	135.230	134.230	133.230	132.230	130.220	127.220
161～170	129.460	126.470					161～170	134.400	133.400	132.410	131.410	129.420	126.430
171～180	128.650	125.680					171～180	133.570	132.580	131.590	130.590	128.610	125.640
181～190	127.850	124.890					181～190	132.740	131.750	130.770	129.780	127.810	124.850
191人以上	127.040	124.100					191人以上	131.910	130.920	129.940	128.960	127.000	124.060

改正後							現行						
(3)乳児院(2歳未満児用)							(3)乳児院(2歳未満児用)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	663.290	650.170	637.050	628.310	619.560	610.810	10人まで	658.730	645.620	636.870	632.500	628.130	623.760
11 ~ 15人	534.500	523.780	513.050	505.900	498.750	491.600	11 ~ 15人	530.770	520.050	512.910	509.330	505.760	502.180
16 ~ 20人	481.530	471.590	461.660	455.030	448.410	441.780	16 ~ 20人	478.080	468.140	461.520	458.210	454.900	451.590
21 ~ 25	423.430	414.660	405.880	400.030	394.180	388.330	21 ~ 25	420.380	411.610	405.760	402.830	399.910	396.980
26 ~ 30	411.710	403.130	394.550	388.840	383.120	377.400	26 ~ 30	408.720	400.150	394.430	391.580	388.720	385.860
31 ~ 35	400.160	391.810	383.450	377.890	372.320	366.750	31 ~ 35	397.260	388.900	383.340	380.550	377.770	374.990
36 ~ 40	388.620	380.490	372.350	366.930	361.510	356.090	36 ~ 40	385.790	377.660	372.240	369.530	366.820	364.110
41 ~ 45	377.070	369.160	361.250	355.980	350.710	345.440	41 ~ 45	374.320	366.410	361.140	358.510	355.870	353.240
46 ~ 50	365.520	357.840	350.150	345.030	339.900	334.780	46 ~ 50	362.850	355.170	350.040	347.480	344.920	342.360
51 ~ 55	363.250	355.610	347.960	342.860	337.770	332.670	51 ~ 55	360.590	352.950	347.850	345.300	342.760	340.210
56 ~ 60	360.980	353.370	345.770	340.690	335.620	330.550	56 ~ 60	358.330	350.730	345.660	343.120	340.590	338.050
61 ~ 65	358.700	351.140	343.570	338.530	333.490	328.440	61 ~ 65	356.070	348.510	343.460	340.940	338.420	335.900
66 ~ 70	356.430	348.900	341.380	336.360	331.340	326.330	66 ~ 70	353.810	346.290	341.270	338.760	336.260	333.750
71 ~ 75	354.160	346.670	339.190	334.200	329.210	324.220	71 ~ 75	351.550	344.070	339.080	336.580	334.090	331.600
76 ~ 80	351.880	344.440	336.990	332.030	327.060	322.100	76 ~ 80	349.290	341.850	336.890	334.410	331.920	329.440
81 ~ 85	349.610	342.200	334.800	329.860	324.920	319.990	81 ~ 85	347.030	339.630	334.690	332.220	329.760	327.290
86 ~ 90	347.330	339.970	332.600	327.690	322.780	317.870	86 ~ 90	344.770	337.410	332.500	330.050	327.590	325.140
91 ~ 95	345.060	337.740	330.410	325.530	320.640	315.760	91 ~ 95	342.510	335.190	330.310	327.860	325.420	322.980
96人以上	353.320	345.780	338.240	333.210	328.180	323.150	96人以上	350.700	343.160	338.130	335.620	333.100	330.590
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	597.700	584.580					10人まで	619.390	615.020	610.640	606.270	597.530	584.420
11 ~ 15人	480.880	470.150					11 ~ 15人	498.610	495.040	491.460	487.890	480.740	470.020
16 ~ 20人	431.850	421.910					16 ~ 20人	448.270	444.960	441.650	438.340	431.720	421.780
21 ~ 25	379.550	370.770					21 ~ 25	394.060	391.130	388.210	385.290	379.440	370.660
26 ~ 30	368.820	360.250					26 ~ 30	383.000	380.150	377.290	374.430	368.710	360.140
31 ~ 35	358.390	350.040					31 ~ 35	372.200	369.420	366.640	363.850	358.280	349.930
36 ~ 40	347.960	339.830					36 ~ 40	361.400	358.690	355.980	353.270	347.850	339.730
41 ~ 45	337.530	329.620					41 ~ 45	350.600	347.970	345.330	342.690	337.420	329.520
46 ~ 50	327.100	319.410					46 ~ 50	339.800	337.240	334.680	332.120	326.990	319.310
51 ~ 55	325.020	317.380					51 ~ 55	337.660	335.110	332.560	330.020	324.920	317.280
56 ~ 60	322.950	315.340					56 ~ 60	335.520	332.990	330.450	327.920	322.850	315.240
61 ~ 65	320.880	313.310					61 ~ 65	333.380	330.860	328.340	325.820	320.780	313.210
66 ~ 70	318.800	311.280					66 ~ 70	331.240	328.730	326.230	323.720	318.700	311.180
71 ~ 75	316.730	309.250					71 ~ 75	329.100	326.610	324.110	321.620	316.630	309.150
76 ~ 80	314.660	307.210					76 ~ 80	326.960	324.480	322.000	319.520	314.560	307.120
81 ~ 85	312.580	305.180					81 ~ 85	324.820	322.350	319.890	317.420	312.480	305.080
86 ~ 90	310.510	303.140					86 ~ 90	322.680	320.230	317.770	315.320	310.410	303.050
91 ~ 95	308.440	301.110					91 ~ 95	320.540	318.100	315.660	313.220	308.340	301.020
96人以上	315.610	308.060					96人以上	328.080	325.560	323.050	320.540	315.510	307.970

改正後							現行						
(3)乳児院(2歳児用)							(3)乳児院(2歳児用)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10人まで	577.310	566.020	554.740	547.210	539.690	532.160	10人まで	573.390	562.110	554.580	550.820	547.060	543.300
11 ~ 15人	482.340	472.690	463.040	456.610	450.180	443.740	11 ~ 15人	478.990	469.340	462.910	459.700	456.480	453.260
16 ~ 20人	422.130	413.420	404.710	398.900	393.100	387.290	16 ~ 20人	419.100	410.390	404.590	401.690	398.780	395.880
21 ~ 25	396.770	388.520	380.270	374.770	369.270	363.770	21 ~ 25	393.900	385.660	380.160	377.410	374.660	371.910
26 ~ 30	375.970	368.110	360.250	355.020	349.780	344.540	26 ~ 30	373.240	365.380	360.150	357.530	354.910	352.290
31 ~ 35	366.840	359.150	351.460	346.340	341.220	336.090	31 ~ 35	364.160	356.480	351.360	348.800	346.240	343.670
36 ~ 40	357.710	350.190	342.670	337.660	332.650	327.640	36 ~ 40	355.090	347.580	342.570	340.070	337.560	335.060
41 ~ 45	348.580	341.230	333.890	328.990	324.090	319.200	41 ~ 45	346.020	338.680	333.780	331.330	328.890	326.440
46 ~ 50	339.440	332.270	325.100	320.310	315.530	310.750	46 ~ 50	336.950	329.770	324.990	322.600	320.210	317.820
51 ~ 55	336.740	329.610	322.490	317.740	312.990	308.240	51 ~ 55	334.260	327.130	322.380	320.010	317.640	315.620
56 ~ 60	334.030	326.950	319.880	315.160	310.440	305.720	56 ~ 60	331.560	324.490	319.770	317.420	315.060	312.700
61 ~ 65	331.320	324.290	317.270	312.580	307.900	303.210	61 ~ 65	328.870	321.850	317.170	314.820	312.480	310.140
66 ~ 70	328.610	321.630	314.660	310.000	305.350	300.700	66 ~ 70	326.180	319.200	314.560	312.230	309.910	307.580
71 ~ 75	325.900	318.970	312.050	307.430	302.810	298.190	71 ~ 75	323.490	316.560	311.950	309.640	307.330	305.020
76 ~ 80	323.190	316.310	309.430	304.850	300.260	295.680	76 ~ 80	320.800	313.920	309.340	307.050	304.750	302.460
81 ~ 85	320.480	313.650	306.830	302.270	297.720	293.170	81 ~ 85	318.110	311.280	306.730	304.450	302.180	299.900
86 ~ 90	317.770	310.990	304.210	299.690	295.180	290.660	86 ~ 90	315.410	308.640	304.120	301.860	299.600	297.340
91 ~ 95	315.070	308.340	301.610	297.120	292.630	288.150	91 ~ 95	312.720	305.990	301.510	299.270	297.020	294.780
96人以上	322.900	315.960	309.020	304.390	299.760	295.140	96人以上	320.480	313.540	308.920	306.610	304.290	301.980
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
10人まで	520.880	509.590					10人まで	539.540	535.780	532.020	528.260	520.730	509.450
11 ~ 15人	434.090	424.440					11 ~ 15人	450.050	446.830	443.620	440.400	433.970	424.320
16 ~ 20人	378.580	369.870					16 ~ 20人	392.980	390.080	387.170	384.270	378.470	369.760
21 ~ 25	355.520	347.270					21 ~ 25	369.160	366.410	363.660	360.910	355.420	347.170
26 ~ 30	336.680	328.830					26 ~ 30	349.670	347.050	344.440	341.820	336.580	328.730
31 ~ 35	328.410	320.720					31 ~ 35	341.110	338.550	335.990	333.430	328.310	320.620
36 ~ 40	320.130	312.610					36 ~ 40	332.550	330.050	327.540	325.040	320.030	312.520
41 ~ 45	311.850	304.510					41 ~ 45	323.990	321.540	319.100	316.650	311.760	304.410
46 ~ 50	303.570	296.400					46 ~ 50	315.430	313.040	310.650	308.260	303.480	296.310
51 ~ 55	301.110	293.990					51 ~ 55	312.890	310.510	308.140	305.770	301.020	293.900
56 ~ 60	298.650	291.570					56 ~ 60	310.340	307.990	305.630	303.270	298.560	291.480
61 ~ 65	296.190	289.160					61 ~ 65	307.800	305.460	303.120	300.780	296.090	289.070
66 ~ 70	293.730	286.750					66 ~ 70	305.260	302.930	300.610	298.280	293.630	286.660
71 ~ 75	291.260	284.340					71 ~ 75	302.710	300.410	298.100	295.790	291.170	284.250
76 ~ 80	288.800	281.920					76 ~ 80	300.170	297.880	295.590	293.290	288.710	281.840
81 ~ 85	286.340	279.510					81 ~ 85	297.630	295.350	293.080	290.800	286.250	279.420
86 ~ 90	283.880	277.100					86 ~ 90	295.080	292.820	290.560	288.310	283.790	277.010
91 ~ 95	281.420	274.690					91 ~ 95	292.540	290.300	288.050	285.810	281.330	274.600
96人以上	288.200	281.260					96人以上	299.670	297.360	295.040	292.730	288.110	281.170

改正後							現行						
(3)乳児院(3歳以上児用)							(3)乳児院(3歳以上児用)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	473.890	464.740	455.600	449.500	443.400	437.310	10人まで	470.720	461.580	455.480	452.440	449.390	446.340
11 ~ 15人	351.000	344.180	337.370	332.820	328.280	323.740	11 ~ 15人	348.630	341.820	337.280	335.010	332.730	330.460
16 ~ 20人	299.000	292.940	286.890	282.850	278.820	274.780	16 ~ 20人	296.890	290.840	286.810	284.790	282.770	280.760
21 ~ 25	278.560	272.860	267.160	263.370	259.570	255.770	21 ~ 25	276.580	270.890	267.090	265.190	263.290	261.390
26 ~ 30	261.040	255.670	250.290	246.700	243.120	239.540	26 ~ 30	259.170	253.800	250.210	248.420	246.630	244.840
31 ~ 35	251.090	245.900	240.710	237.260	233.800	230.340	31 ~ 35	249.290	244.100	240.640	238.910	237.180	235.460
36 ~ 40	241.140	236.140	231.140	227.810	224.470	221.140	36 ~ 40	239.400	234.400	231.070	229.400	227.740	226.070
41 ~ 45	231.190	226.370	221.560	218.360	215.150	211.940	41 ~ 45	229.510	224.700	221.500	219.890	218.290	216.690
46 ~ 50	221.230	216.610	211.990	208.910	205.820	202.740	46 ~ 50	219.620	215.000	211.920	210.380	208.840	207.300
51 ~ 55	218.030	213.470	208.910	205.870	202.820	199.780	51 ~ 55	216.440	211.880	208.840	207.320	205.800	204.280
56 ~ 60	214.830	210.330	205.830	202.820	199.820	196.820	56 ~ 60	213.260	208.760	205.760	204.260	202.760	201.260
61 ~ 65	211.630	207.190	202.740	199.780	196.820	193.860	61 ~ 65	210.080	205.640	202.680	201.200	199.720	198.240
66 ~ 70	208.430	204.050	199.660	196.740	193.820	190.900	66 ~ 70	206.900	202.520	199.600	198.140	196.680	195.220
71 ~ 75	205.230	200.910	196.580	193.700	190.820	187.940	71 ~ 75	203.720	199.400	196.520	195.080	193.640	192.200
76 ~ 80	202.030	197.760	193.500	190.660	187.820	184.970	76 ~ 80	200.540	196.280	193.440	192.020	190.600	189.180
81 ~ 85	198.830	194.620	190.420	187.620	184.820	182.010	81 ~ 85	197.360	193.160	190.360	188.960	187.560	186.160
86 ~ 90	195.620	191.480	187.340	184.580	181.810	179.050	86 ~ 90	194.180	190.040	187.280	185.900	184.520	183.140
91 ~ 95	192.420	188.340	184.260	181.540	178.810	176.090	91 ~ 95	191.000	186.920	184.200	182.840	181.480	180.120
96人以上	199.760	195.480	191.200	188.340	185.490	182.630	96人以上	198.270	193.990	191.140	189.710	188.280	186.860
(3)乳児院(3歳以上児用)							(3)乳児院(3歳以上児用)						
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	428.160	419.010					10人まで	443.290	440.240	437.200	434.150	428.050	418.910
11 ~ 15人	316.920	310.110					11 ~ 15人	328.190	325.920	323.650	321.380	316.840	310.020
16 ~ 20人	268.730	262.680					16 ~ 20人	278.740	276.720	274.710	272.690	268.650	262.600
21 ~ 25	250.070	244.370					21 ~ 25	259.490	257.590	255.690	253.790	250.000	244.300
26 ~ 30	234.160	228.780					26 ~ 30	243.050	241.260	239.470	237.670	234.090	228.720
31 ~ 35	225.150	219.960					31 ~ 35	233.730	232.000	230.270	228.540	225.080	219.900
36 ~ 40	216.140	211.140					36 ~ 40	224.410	222.740	221.070	219.410	216.080	211.080
41 ~ 45	207.130	202.320					41 ~ 45	215.080	213.480	211.880	210.270	207.070	202.260
46 ~ 50	198.120	193.500					46 ~ 50	205.760	204.220	202.680	201.140	198.060	193.440
51 ~ 55	195.220	190.660					51 ~ 55	202.760	201.240	199.720	198.200	195.160	190.600
56 ~ 60	192.320	187.810					56 ~ 60	199.760	198.260	196.760	195.260	192.260	187.760
61 ~ 65	189.420	184.970					61 ~ 65	196.760	195.280	193.800	192.320	189.360	184.920
66 ~ 70	186.510	182.130					66 ~ 70	193.760	192.300	190.840	189.380	186.460	182.070
71 ~ 75	183.610	179.290					71 ~ 75	190.760	189.320	187.880	186.440	183.560	179.240
76 ~ 80	180.710	176.450					76 ~ 80	187.760	186.340	184.920	183.500	180.660	176.400
81 ~ 85	177.810	173.610					81 ~ 85	184.760	183.360	181.960	180.560	177.750	173.550
86 ~ 90	174.910	170.770					86 ~ 90	181.760	180.380	179.000	177.620	174.850	170.710
91 ~ 95	172.010	167.930					91 ~ 95	178.760	177.400	176.030	174.670	171.950	167.870
96人以上	178.350	174.070					96人以上	185.430	184.000	182.580	181.150	178.290	174.010

改正後							現行						
(4)乳児10人未満を入所させる施設							(4)乳児10人未満を入所させる施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
1人につき	円 541,570	円 530,920	円 520,270	円 513,170	円 506,070	円 498,970	1人につき	円 537,890	円 527,240	円 520,150	円 516,600	円 513,050	円 509,500
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
1人につき	円 488,320	円 477,680					1人につき	円 505,950	円 502,400	円 498,860	円 495,310	円 488,210	円 477,560

改正後							現行						
(5) 母子生活支援施設							(5) 母子生活支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10世帯まで	165,920	162,980	160,040	158,080	156,120	154,160	10世帯まで	164,930	161,990	160,030	159,050	158,070	157,090
世帯							世帯						
11 ~ 20	118,530	116,310	114,090	112,610	111,130	109,650	11 ~ 20	117,780	115,560	114,080	113,340	112,600	111,860
21 ~ 30	97,800	95,900	94,010	92,740	91,480	90,200	21 ~ 30	97,150	95,260	93,990	93,360	92,730	92,100
31 ~ 40	73,690	72,270	70,850	69,900	68,950	68,010	31 ~ 40	73,210	71,780	70,840	70,360	69,890	69,420
41 ~ 50	66,480	65,200	63,920	63,070	62,220	61,370	41 ~ 50	66,050	64,770	63,920	63,490	63,060	62,640
51 ~ 60	59,280	58,140	57,000	56,240	55,490	54,730	51 ~ 60	58,890	57,750	56,990	56,620	56,240	55,860
61 ~ 70	52,070	51,070	50,080	49,420	48,750	48,090	61 ~ 70	51,730	50,740	50,070	49,740	49,410	49,080
71 ~ 80	44,860	44,010	43,160	42,590	42,020	41,450	71 ~ 80	44,570	43,720	43,150	42,860	42,580	42,300
81 ~ 90	37,650	36,940	36,230	35,760	35,290	34,810	81 ~ 90	37,410	36,700	36,230	35,990	35,750	35,520
91世帯以上	30,450	29,880	29,310	28,930	28,550	28,170	91世帯以上	30,250	29,680	29,310	29,120	28,930	28,740
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
10世帯まで	151,220	148,280					10世帯まで	156,120	155,140	154,160	153,180	151,220	148,280
世帯							世帯						
11 ~ 20	107,430	105,210					11 ~ 20	111,120	110,380	109,640	108,900	107,420	105,200
21 ~ 30	88,320	86,430					21 ~ 30	91,470	90,840	90,200	89,570	88,310	86,410
31 ~ 40	66,580	65,160					31 ~ 40	68,940	68,470	68,000	67,520	66,580	65,150
41 ~ 50	60,090	58,810					41 ~ 50	62,210	61,790	61,360	60,930	60,080	58,800
51 ~ 60	53,590	52,450					51 ~ 60	55,480	55,100	54,720	54,340	53,580	52,450
61 ~ 70	47,090	46,100					61 ~ 70	48,750	48,420	48,080	47,750	47,090	46,090
71 ~ 80	40,600	39,740					71 ~ 80	42,010	41,730	41,440	41,160	40,590	39,740
81 ~ 90	34,100	33,390					81 ~ 90	35,280	35,040	34,800	34,570	34,100	33,380
91世帯以上	27,600	27,040					91世帯以上	28,550	28,360	28,170	27,980	27,600	27,030

改正後							現行						
(6)情緒障害児短期治療施設							(6)情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>282,440</u>	<u>276,360</u>	<u>270,270</u>	<u>266,210</u>	<u>262,150</u>	<u>258,090</u>	30人まで	<u>280,320</u>	<u>274,230</u>	<u>270,180</u>	<u>268,150</u>	<u>266,120</u>	<u>264,090</u>
31～40人	<u>260,020</u>	<u>254,390</u>	<u>248,750</u>	<u>244,990</u>	<u>241,240</u>	<u>237,480</u>	31～40人	<u>258,060</u>	<u>252,420</u>	<u>248,670</u>	<u>246,790</u>	<u>244,910</u>	<u>243,030</u>
41人以上	<u>237,600</u>	<u>232,420</u>	<u>227,230</u>	<u>223,780</u>	<u>220,320</u>	<u>216,870</u>	41人以上	<u>235,790</u>	<u>230,610</u>	<u>227,160</u>	<u>225,430</u>	<u>223,700</u>	<u>221,980</u>
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>252,000</u>	<u>245,910</u>					30人まで	<u>262,060</u>	<u>260,030</u>	<u>258,000</u>	<u>255,970</u>	<u>251,920</u>	<u>245,830</u>
31～40人	<u>231,840</u>	<u>226,210</u>					31～40人	<u>241,160</u>	<u>239,280</u>	<u>237,400</u>	<u>235,520</u>	<u>231,770</u>	<u>226,130</u>
41人以上	<u>211,690</u>	<u>206,500</u>					41人以上	<u>220,250</u>	<u>218,520</u>	<u>216,800</u>	<u>215,070</u>	<u>211,620</u>	<u>206,430</u>

改正後							現行							
(7)児童自立支援施設通所部							(7)児童自立支援施設通所部							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
区分							区分							
児童自立支援施設通所部	円 68,400	円 66,920	円 65,430	円 64,440	円 63,450	円 62,450	児童自立支援施設通所部	円 67,890	円 66,400	円 65,410	円 64,910	円 64,420	円 63,920	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
区分								区分						
児童自立支援施設通所部	円 60,970	円 59,480						児童自立支援施設通所部	円 63,430	円 62,930	円 62,430	円 61,940	円 60,950	円 59,460
(8)情緒障害児短期治療施設通所部							(8)情緒障害児短期治療施設通所部							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
区分							区分							
情緒障害児短期治療施設通所部	円 103,910	円 101,620	円 99,320	円 97,790	円 96,260	円 94,730	情緒障害児短期治療施設通所部	円 103,110	円 100,820	円 99,290	円 98,530	円 97,760	円 97,000	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
区分								区分						
情緒障害児短期治療施設通所部	円 92,440	円 90,150						情緒障害児短期治療施設通所部	円 96,230	円 95,470	円 94,700	円 93,940	円 92,410	円 90,120

改正後							現行						
(9)ファミリーホーム							(9)ファミリーホーム						
地域区分	<u>18/100</u>	<u>15/100</u>	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	<u>17/100</u>	<u>14/100</u>	12/100	<u>11/100</u>	10/100	<u>9/100</u>
現員							現員						
1人につき	円	円	円	円	円	円	1人につき	円	円	円	円	円	円
	<u>157,810</u>	<u>155,890</u>	<u>153,960</u>	<u>152,680</u>	<u>151,390</u>	<u>150,110</u>		<u>157,150</u>	<u>155,220</u>	<u>153,940</u>	<u>153,300</u>	<u>152,650</u>	<u>152,010</u>
地域区分							地域区分						
現員	3/100	その他					現員	8/100	<u>7/100</u>	6/100	<u>5/100</u>	3/100	その他
1人につき	円	円					1人につき	円	円	円	円	円	円
	<u>148,180</u>	<u>146,260</u>						<u>151,370</u>	<u>150,730</u>	<u>150,090</u>	<u>149,450</u>	<u>148,160</u>	<u>146,240</u>
(10)自立援助ホーム							(10)自立援助ホーム						
地域区分	<u>18/100</u>	<u>15/100</u>	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	<u>17/100</u>	<u>14/100</u>	12/100	<u>11/100</u>	10/100	<u>9/100</u>
現員							現員						
6人まで	円	円	円	円	円	円	6人まで	円	円	円	円	円	円
7 ~ 9	<u>204,130</u>	<u>200,430</u>	<u>196,730</u>	<u>194,270</u>	<u>191,800</u>	<u>189,340</u>	7 ~ 9	<u>202,850</u>	<u>199,150</u>	<u>196,680</u>	<u>195,450</u>	<u>194,220</u>	<u>192,990</u>
10 ~ 12	<u>189,970</u>	<u>186,320</u>	<u>182,680</u>	<u>180,250</u>	<u>177,820</u>	<u>175,390</u>	10 ~ 12	<u>188,710</u>	<u>185,060</u>	<u>182,630</u>	<u>181,420</u>	<u>180,200</u>	<u>178,990</u>
13 ~ 15	<u>182,890</u>	<u>179,270</u>	<u>175,650</u>	<u>173,240</u>	<u>170,820</u>	<u>168,410</u>	13 ~ 15	<u>181,640</u>	<u>178,020</u>	<u>175,600</u>	<u>174,400</u>	<u>173,190</u>	<u>171,990</u>
16 ~ 18	<u>178,650</u>	<u>175,040</u>	<u>171,440</u>	<u>169,030</u>	<u>166,630</u>	<u>164,220</u>	16 ~ 18	<u>177,400</u>	<u>173,790</u>	<u>171,390</u>	<u>170,190</u>	<u>168,990</u>	<u>167,780</u>
19人以上	<u>175,810</u>	<u>172,220</u>	<u>168,620</u>	<u>166,230</u>	<u>163,830</u>	<u>161,430</u>	19人以上	<u>174,570</u>	<u>170,980</u>	<u>168,580</u>	<u>167,380</u>	<u>166,180</u>	<u>164,990</u>
19人以上	<u>173,420</u>	<u>169,830</u>	<u>166,240</u>	<u>163,850</u>	<u>161,460</u>	<u>159,070</u>	19人以上	<u>172,180</u>	<u>168,590</u>	<u>166,200</u>	<u>165,000</u>	<u>163,810</u>	<u>162,610</u>
地域区分							地域区分						
現員	3/100	その他					現員	8/100	<u>7/100</u>	6/100	<u>5/100</u>	3/100	その他
6人まで	円	円					6人まで	円	円	円	円	円	円
7 ~ 9	<u>185,640</u>	<u>181,940</u>					7 ~ 9	<u>191,760</u>	<u>190,520</u>	<u>189,290</u>	<u>188,060</u>	<u>185,600</u>	<u>181,900</u>
10 ~ 12	<u>171,740</u>	<u>168,090</u>					10 ~ 12	<u>177,770</u>	<u>176,560</u>	<u>175,340</u>	<u>174,130</u>	<u>171,700</u>	<u>168,050</u>
13 ~ 15	<u>164,790</u>	<u>161,170</u>					13 ~ 15	<u>170,780</u>	<u>169,570</u>	<u>168,370</u>	<u>167,160</u>	<u>164,750</u>	<u>161,130</u>
16 ~ 18	<u>160,620</u>	<u>157,010</u>					16 ~ 18	<u>166,580</u>	<u>165,380</u>	<u>164,180</u>	<u>162,980</u>	<u>160,580</u>	<u>156,970</u>
19人以上	<u>157,840</u>	<u>154,240</u>					19人以上	<u>163,790</u>	<u>162,590</u>	<u>161,390</u>	<u>160,190</u>	<u>157,800</u>	<u>154,200</u>
19人以上	<u>155,480</u>	<u>151,890</u>					19人以上	<u>161,420</u>	<u>160,220</u>	<u>159,020</u>	<u>157,830</u>	<u>155,440</u>	<u>151,850</u>

改正後							現行						
(11)一時保護所							(11)一時保護所						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
5人まで	9,162,820	8,940,110	8,717,400	8,568,920	8,420,440	8,271,970	5人まで	9,085,720	8,863,070	8,714,650	8,640,430	8,566,220	8,492,000
6～10人	14,085,310	13,740,730	13,396,160	13,166,440	12,936,720	12,707,000	6～10人	13,966,020	13,621,550	13,391,910	13,277,090	13,162,260	13,047,440
11～15	19,007,800	18,541,360	18,074,920	17,763,960	17,452,990	17,142,030	11～15	18,846,330	18,380,030	18,069,170	17,913,740	17,758,310	17,602,870
16～20	23,930,300	23,341,990	22,753,680	22,361,480	21,969,270	21,577,060	16～20	23,726,630	23,138,510	22,746,430	22,550,390	22,354,350	22,158,310
21～25	28,852,790	28,142,610	27,432,440	26,959,000	26,485,540	26,012,100	21～25	28,606,940	27,896,990	27,423,690	27,187,040	26,950,400	26,713,740
26～30	33,775,280	32,943,240	32,111,200	31,556,520	31,001,810	30,447,130	26～30	33,487,250	32,655,470	32,100,950	31,823,700	31,546,440	31,269,180
31～35	38,697,770	37,743,860	36,789,960	36,154,040	35,518,090	34,882,160	31～35	38,367,550	37,413,950	36,778,210	36,460,350	36,142,490	35,824,610
36～40	43,620,260	42,544,490	41,468,720	40,751,560	40,034,360	39,317,190	36～40	43,247,860	42,172,430	41,455,470	41,097,000	40,738,530	40,380,050
41～45	48,542,760	47,345,120	46,147,480	45,349,070	44,550,640	43,752,220	41～45	48,128,160	46,930,910	46,132,730	45,733,660	45,334,580	44,935,480
46～50	53,465,250	52,145,740	50,826,250	49,946,590	49,066,910	48,187,250	46～50	53,008,470	51,689,390	50,810,000	50,370,310	49,930,620	49,490,920
51～55	58,387,740	56,946,370	55,505,010	54,544,110	53,583,180	52,622,280	51～55	57,888,780	56,447,870	55,487,260	55,006,960	54,526,670	54,046,350
56～60	63,310,230	61,746,990	60,183,770	59,141,630	58,099,460	57,057,310	56～60	62,769,080	61,206,350	60,164,520	59,643,620	59,122,710	58,601,790
61～65	68,232,720	66,547,620	64,862,530	63,739,150	62,615,730	61,492,340	61～65	67,649,390	65,964,830	64,841,780	64,280,270	63,718,760	63,157,220
66～70	73,155,220	71,348,250	69,541,290	68,336,670	67,132,010	65,927,370	66～70	72,529,690	70,723,310	69,519,040	68,916,920	68,314,800	67,712,660
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
5人まで	8,049,260	7,826,550					5人まで	8,417,790	8,343,580	8,269,360	8,195,150	8,046,720	7,824,080
6～10人	12,362,420	12,017,850					6～10人	12,932,620	12,817,800	12,702,970	12,588,150	12,358,500	12,014,040
11～15	16,675,590	16,209,150					11～15	17,447,440	17,292,020	17,136,580	16,981,150	16,670,290	16,203,990
16～20	20,988,750	20,400,450					16～20	21,962,270	21,766,240	21,570,190	21,374,150	20,982,070	20,393,950
21～25	25,301,920	24,591,750					21～25	26,477,090	26,240,450	26,003,800	25,767,150	25,293,850	24,583,910
26～30	29,615,080	28,783,050					26～30	30,991,920	30,714,670	30,437,410	30,160,150	29,605,630	28,773,860
31～35	33,928,250	32,974,350					31～35	35,506,750	35,188,890	34,871,020	34,553,150	33,917,410	32,963,820
36～40	38,241,410	37,165,650					36～40	40,021,570	39,663,110	39,304,630	38,946,150	38,229,200	37,153,770
41～45	42,554,580	41,356,950					41～45	44,536,400	44,137,330	43,738,240	43,339,150	42,540,980	41,343,730
46～50	46,867,740	45,548,250					46～50	49,051,220	48,611,550	48,171,850	47,732,150	46,852,760	45,533,690
51～55	51,180,910	49,739,550					51～55	53,566,050	53,085,770	52,605,450	52,125,150	51,164,540	49,723,640
56～60	55,494,070	53,930,850					56～60	58,080,880	57,559,990	57,039,060	56,518,150	55,476,320	53,913,600
61～65	59,807,240	58,122,150					61～65	62,595,700	62,034,210	61,472,670	60,911,150	59,788,110	58,103,550
66～70	64,120,400	62,313,450					66～70	67,110,530	66,508,430	65,906,280	65,304,150	64,099,890	62,293,510
※1か所当たりの年額							※1か所当たりの年額						

改正後							現行						
2 加算分保護単価							2 加算分保護単価						
(1)小規模施設加算分保護単価							(1)小規模施設加算分保護単価						
児童養護施設							児童養護施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31～40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31～40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41人以上	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41人以上	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31～40人	11,830	11,550					31～40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41人以上	8,870	8,660					41人以上	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660

改正後							現行						
(2)職業指導員加算分保護単価 ア 児童養護施設							(2)職業指導員加算分保護単価 ア 児童養護施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,990	14,680	14,360	14,140	13,930	13,720	30人まで	14,880	14,560	14,350	14,250	14,140	14,030
31 ~ 40人	11,990	11,740	11,480	11,310	11,140	10,970	31 ~ 40人	11,910	11,650	11,480	11,400	11,310	11,230
41 ~ 50	8,990	8,800	8,610	8,480	8,360	8,230	41 ~ 50	8,930	8,740	8,610	8,550	8,480	8,420
51 ~ 60	8,090	7,920	7,750	7,640	7,520	7,410	51 ~ 60	8,040	7,860	7,750	7,690	7,630	7,580
61 ~ 70	7,190	7,040	6,890	6,790	6,690	6,580	61 ~ 70	7,140	6,990	6,890	6,840	6,780	6,730
71 ~ 80	6,300	6,160	6,030	5,940	5,850	5,760	71 ~ 80	6,250	6,110	6,030	5,980	5,940	5,890
81 ~ 90	5,400	5,280	5,170	5,090	5,010	4,940	81 ~ 90	5,350	5,240	5,160	5,130	5,090	5,050
91 ~ 100	4,500	4,400	4,300	4,240	4,180	4,110	91 ~ 100	4,460	4,370	4,300	4,270	4,240	4,210
101 ~ 110	4,200	4,110	4,020	3,960	3,900	3,840	101 ~ 110	4,160	4,080	4,020	3,990	3,960	3,930
111 ~ 120	3,900	3,810	3,730	3,670	3,620	3,560	111 ~ 120	3,870	3,780	3,730	3,700	3,670	3,650
121 ~ 130	3,600	3,520	3,440	3,390	3,340	3,290	121 ~ 130	3,570	3,490	3,440	3,420	3,390	3,370
131 ~ 140	3,300	3,230	3,150	3,110	3,060	3,010	131 ~ 140	3,270	3,200	3,150	3,130	3,110	3,080
141 ~ 150	3,000	2,930	2,870	2,830	2,780	2,740	141 ~ 150	2,970	2,910	2,870	2,850	2,820	2,800
151 ~ 160	2,900	2,830	2,770	2,730	2,690	2,650	151 ~ 160	2,870	2,810	2,770	2,750	2,730	2,710
161 ~ 170	2,800	2,740	2,680	2,640	2,600	2,560	161 ~ 170	2,770	2,720	2,680	2,660	2,640	2,620
171 ~ 180	2,700	2,640	2,580	2,540	2,500	2,470	171 ~ 180	2,680	2,620	2,580	2,560	2,540	2,520
181 ~ 190	2,600	2,540	2,480	2,450	2,410	2,370	181 ~ 190	2,580	2,520	2,480	2,470	2,450	2,430
191人以上	2,500	2,440	2,390	2,350	2,320	2,280	191人以上	2,480	2,420	2,390	2,370	2,350	2,340
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	13,400	13,080					30人まで	13,930	13,820	13,720	13,610	13,400	13,080
31 ~ 40人	10,720	10,470					31 ~ 40人	11,140	11,060	10,970	10,890	10,720	10,460
41 ~ 50	8,040	7,850					41 ~ 50	8,350	8,290	8,230	8,160	8,040	7,850
51 ~ 60	7,230	7,060					51 ~ 60	7,520	7,460	7,400	7,350	7,230	7,060
61 ~ 70	6,430	6,280					61 ~ 70	6,680	6,630	6,580	6,530	6,430	6,280
71 ~ 80	5,630	5,490					71 ~ 80	5,850	5,800	5,760	5,710	5,620	5,490
81 ~ 90	4,820	4,710					81 ~ 90	5,010	4,970	4,930	4,900	4,820	4,710
91 ~ 100	4,020	3,920					91 ~ 100	4,180	4,140	4,110	4,080	4,020	3,920
101 ~ 110	3,750	3,660					101 ~ 110	3,900	3,870	3,840	3,810	3,750	3,660
111 ~ 120	3,480	3,400					111 ~ 120	3,620	3,590	3,560	3,540	3,480	3,400
121 ~ 130	3,210	3,140					121 ~ 130	3,340	3,310	3,290	3,260	3,210	3,140
131 ~ 140	2,940	2,870					131 ~ 140	3,060	3,040	3,010	2,990	2,940	2,870
141 ~ 150	2,680	2,610					141 ~ 150	2,780	2,760	2,740	2,720	2,680	2,610
151 ~ 160	2,590	2,530					151 ~ 160	2,690	2,670	2,650	2,630	2,590	2,530
161 ~ 170	2,500	2,440					161 ~ 170	2,600	2,580	2,560	2,540	2,500	2,440
171 ~ 180	2,410	2,350					171 ~ 180	2,500	2,480	2,470	2,450	2,410	2,350
181 ~ 190	2,320	2,260					181 ~ 190	2,410	2,390	2,370	2,360	2,320	2,260
191人以上	2,230	2,180					191人以上	2,320	2,300	2,280	2,260	2,230	2,180

改正後							現行						
イ 児童自立支援施設							イ 児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	15,870	15,530	15,190	14,960	14,730	14,500	30人まで	15,750	15,410	15,180	15,070	14,950	14,840
31～40人	12,700	12,420	12,150	11,960	11,780	11,600	31～40人	12,600	12,330	12,140	12,050	11,960	11,870
41～50	9,520	9,310	9,110	8,970	8,840	8,700	41～50	9,450	9,240	9,110	9,040	8,970	8,900
51～60	8,570	8,380	8,200	8,070	7,950	7,830	51～60	8,500	8,320	8,200	8,130	8,070	8,010
61～70	7,620	7,450	7,290	7,180	7,070	6,960	61～70	7,560	7,390	7,280	7,230	7,170	7,120
71～80	6,660	6,520	6,380	6,280	6,180	6,090	71～80	6,610	6,470	6,370	6,330	6,280	6,230
81～90	5,710	5,590	5,460	5,380	5,300	5,220	81～90	5,670	5,540	5,460	5,420	5,380	5,340
91～100	4,760	4,660	4,550	4,480	4,420	4,350	91～100	4,720	4,620	4,550	4,520	4,480	4,450
101～110	4,440	4,340	4,250	4,180	4,120	4,060	101～110	4,410	4,310	4,250	4,220	4,180	4,150
111～120	4,120	4,030	3,940	3,890	3,830	3,770	111～120	4,090	4,000	3,940	3,910	3,880	3,850
121～130	3,810	3,720	3,640	3,590	3,530	3,480	121～130	3,780	3,690	3,640	3,610	3,580	3,560
131～140	3,490	3,410	3,340	3,290	3,240	3,190	131～140	3,460	3,390	3,340	3,310	3,290	3,260
141～150	3,170	3,100	3,030	2,990	2,940	2,900	141～150	3,150	3,080	3,030	3,010	2,990	2,960
151～160	3,060	3,000	2,930	2,890	2,840	2,800	151～160	3,040	2,980	2,930	2,910	2,890	2,870
161～170	2,960	2,890	2,830	2,790	2,750	2,700	161～170	2,940	2,870	2,830	2,810	2,790	2,770
171～180	2,850	2,790	2,730	2,690	2,650	2,610	171～180	2,830	2,770	2,730	2,710	2,690	2,670
181～190	2,750	2,690	2,630	2,590	2,550	2,510	181～190	2,730	2,670	2,630	2,610	2,590	2,570
191人以上	2,640	2,580	2,530	2,490	2,450	2,410	191人以上	2,620	2,560	2,530	2,510	2,490	2,470

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,160	13,820	30人まで	14,720	14,610	14,500	14,380	14,150	13,810
31～40人	11,330	11,050	31～40人	11,780	11,690	11,600	11,500	11,320	11,050
41～50	8,490	8,290	41～50	8,830	8,760	8,700	8,630	8,490	8,280
51～60	7,640	7,460	51～60	7,950	7,890	7,830	7,760	7,640	7,460
61～70	6,790	6,630	61～70	7,070	7,010	6,960	6,900	6,790	6,630
71～80	5,940	5,800	71～80	6,180	6,130	6,090	6,040	5,940	5,800
81～90	5,090	4,970	81～90	5,300	5,260	5,220	5,170	5,090	4,970
91～100	4,240	4,140	91～100	4,410	4,380	4,350	4,310	4,240	4,140
101～110	3,960	3,870	101～110	4,120	4,090	4,060	4,020	3,960	3,860
111～120	3,680	3,590	111～120	3,830	3,800	3,770	3,740	3,680	3,590
121～130	3,390	3,310	121～130	3,530	3,500	3,480	3,450	3,390	3,310
131～140	3,110	3,040	131～140	3,240	3,210	3,190	3,160	3,110	3,030
141～150	2,830	2,760	141～150	2,940	2,920	2,900	2,870	2,830	2,760
151～160	2,730	2,670	151～160	2,840	2,820	2,800	2,780	2,730	2,670
161～170	2,640	2,580	161～170	2,750	2,720	2,700	2,680	2,640	2,570
171～180	2,540	2,480	171～180	2,650	2,630	2,610	2,580	2,540	2,480
181～190	2,450	2,390	181～190	2,550	2,530	2,510	2,490	2,450	2,390
191人以上	2,360	2,300	191人以上	2,450	2,430	2,410	2,390	2,360	2,300

改正後							現行						
(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価							(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,990	29,360	28,720	28,290	27,870	27,440	10世帯まで	29,770	29,130	28,710	28,500	28,280	28,070
世帯							世帯						
11 ~ 20	22,490	22,020	21,540	21,220	20,900	20,580	11 ~ 20	22,330	21,850	21,530	21,370	21,210	21,050
21 ~ 30	14,990	14,680	14,360	14,140	13,930	13,720	21 ~ 30	14,880	14,560	14,350	14,250	14,140	14,030
31 ~ 40	13,490	13,210	12,920	12,730	12,540	12,350	31 ~ 40	13,390	13,110	12,920	12,820	12,730	12,630
41 ~ 50	11,990	11,740	11,480	11,310	11,140	10,970	41 ~ 50	11,910	11,650	11,480	11,400	11,310	11,230
51 ~ 60	10,490	10,270	10,050	9,900	9,750	9,600	51 ~ 60	10,420	10,190	10,050	9,970	9,900	9,820
61 ~ 70	8,990	8,800	8,610	8,490	8,360	8,230	61 ~ 70	8,930	8,740	8,610	8,550	8,480	8,420
71 ~ 80	7,490	7,340	7,180	7,070	6,960	6,860	71 ~ 80	7,440	7,280	7,170	7,120	7,070	7,010
81 ~ 90	6,000	5,870	5,740	5,660	5,570	5,480	81 ~ 90	5,950	5,820	5,740	5,700	5,650	5,610
91世帯以上	4,500	4,400	4,300	4,240	4,180	4,110	91世帯以上	4,460	4,370	4,300	4,270	4,240	4,210
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	26,810	26,170					10世帯まで	27,860	27,650	27,440	27,220	26,800	26,160
世帯							世帯						
11 ~ 20	20,100	19,630					11 ~ 20	20,890	20,730	20,580	20,420	20,100	19,620
21 ~ 30	13,400	13,080					21 ~ 30	13,930	13,820	13,720	13,610	13,400	13,080
31 ~ 40	12,060	11,770					31 ~ 40	12,530	12,440	12,340	12,250	12,060	11,770
41 ~ 50	10,720	10,470					41 ~ 50	11,140	11,060	10,970	10,890	10,720	10,460
51 ~ 60	9,380	9,160					51 ~ 60	9,750	9,670	9,600	9,530	9,380	9,150
61 ~ 70	8,040	7,850					61 ~ 70	8,350	8,290	8,230	8,160	8,040	7,850
71 ~ 80	6,700	6,540					71 ~ 80	6,960	6,910	6,860	6,800	6,700	6,540
81 ~ 90	5,360	5,230					81 ~ 90	5,570	5,530	5,480	5,440	5,360	5,230
91世帯以上	4,020	3,920					91世帯以上	4,180	4,140	4,110	4,080	4,020	3,920

改正後							現行						
(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価							(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
1世帯につき	円 25,180	円 24,620	円 24,050	円 23,670	円 23,290	円 22,910	1世帯につき	円 24,990	円 24,420	円 24,040	円 23,850	円 23,660	円 23,470
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
1世帯につき	円 22,340	円 21,770					1世帯につき	円 23,280	円 23,090	円 22,900	円 22,710	円 22,330	円 21,760

改正後							現行						
(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価							(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
20世帯まで	23,910	23,370	22,840	22,480	22,120	21,760	20世帯まで	23,720	23,190	22,830	22,650	22,470	22,290
世帯							世帯						
21 ~ 30	15,940	15,580	15,220	14,980	14,740	14,510	21 ~ 30	15,810	15,460	15,220	15,100	14,980	14,860
31 ~ 40	11,950	11,680	11,420	11,240	11,060	10,880	31 ~ 40	11,860	11,590	11,410	11,320	11,230	11,140
41 ~ 50	10,760	10,520	10,270	10,110	9,950	9,790	41 ~ 50	10,670	10,430	10,270	10,190	10,110	10,030
51 ~ 60	9,560	9,350	9,130	8,990	8,850	8,700	51 ~ 60	9,490	9,270	9,130	9,060	8,990	8,910
61 ~ 70	8,370	8,180	7,990	7,860	7,740	7,610	61 ~ 70	8,300	8,110	7,990	7,920	7,860	7,800
71 ~ 80	7,170	7,010	6,850	6,740	6,630	6,530	71 ~ 80	7,110	6,950	6,850	6,790	6,740	6,680
81 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,530	5,440	81 ~ 90	5,930	5,790	5,700	5,660	5,610	5,570
91世帯以上	4,780	4,670	4,560	4,490	4,420	4,350	91世帯以上	4,740	4,630	4,560	4,530	4,490	4,450

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員			定員						
	円	円		円	円	円	円	円	円
20世帯まで	21,220	20,690	20世帯まで	22,110	21,930	21,750	21,570	21,220	20,680
世帯			世帯						
21 ~ 30	14,150	13,790	21 ~ 30	14,740	14,620	14,500	14,380	14,140	13,780
31 ~ 40	10,610	10,340	31 ~ 40	11,050	10,960	10,870	10,790	10,610	10,340
41 ~ 50	9,550	9,310	41 ~ 50	9,950	9,870	9,790	9,710	9,550	9,300
51 ~ 60	8,490	8,270	51 ~ 60	8,840	8,770	8,700	8,630	8,480	8,270
61 ~ 70	7,430	7,240	61 ~ 70	7,740	7,670	7,610	7,550	7,420	7,240
71 ~ 80	6,360	6,200	71 ~ 80	6,630	6,580	6,520	6,470	6,360	6,200
81 ~ 90	5,300	5,170	81 ~ 90	5,520	5,480	5,440	5,390	5,300	5,170
91世帯以上	4,240	4,130	91世帯以上	4,420	4,380	4,350	4,310	4,240	4,130

改正後							現行						
(6)小規模グループケア担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(6)小規模グループケア担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31～40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31～40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41～50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51～60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	51～60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61～70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	61～70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71～80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	71～80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81～90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	81～90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91～100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91～100	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
101～110	4,640	4,540	4,440	4,370	4,310	4,240	101～110	4,610	4,510	4,440	4,400	4,370	4,340
111～120	4,310	4,220	4,120	4,060	4,000	3,940	111～120	4,280	4,180	4,120	4,090	4,060	4,030
121～130	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630	121～130	3,950	3,860	3,800	3,780	3,750	3,720
131～140	3,650	3,570	3,490	3,440	3,380	3,330	131～140	3,620	3,540	3,490	3,460	3,430	3,410
141～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	141～150	3,290	3,220	3,170	3,150	3,120	3,100
151～160	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	151～160	3,180	3,110	3,060	3,040	3,020	2,990
161～170	3,090	3,030	2,960	2,910	2,870	2,820	161～170	3,070	3,000	2,960	2,940	2,910	2,890
171～180	2,980	2,920	2,850	2,810	2,770	2,720	171～180	2,960	2,890	2,850	2,830	2,810	2,790
181～190	2,870	2,810	2,750	2,710	2,660	2,620	181～190	2,850	2,790	2,750	2,730	2,700	2,680
191人以上	2,760	2,700	2,640	2,600	2,560	2,520	191人以上	2,740	2,680	2,640	2,620	2,600	2,580
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31～40人	11,830	11,550					31～40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41～50	8,870	8,660					41～50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51～60	7,990	7,790					51～60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61～70	7,100	6,930					61～70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71～80	6,210	6,060					71～80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81～90	5,320	5,190					81～90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91～100	4,430	4,330					91～100	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330
101～110	4,140	4,040					101～110	4,300	4,270	4,240	4,200	4,140	4,040
111～120	3,840	3,750					111～120	4,000	3,970	3,930	3,900	3,840	3,750
121～130	3,550	3,460					121～130	3,690	3,660	3,630	3,600	3,550	3,460
131～140	3,250	3,170					131～140	3,380	3,350	3,330	3,300	3,250	3,170
141～150	2,960	2,880					141～150	3,070	3,050	3,030	3,000	2,950	2,880
151～160	2,860	2,790					151～160	2,970	2,950	2,920	2,900	2,860	2,790
161～170	2,760	2,690					161～170	2,870	2,850	2,820	2,800	2,760	2,690
171～180	2,660	2,590					171～180	2,770	2,740	2,720	2,700	2,660	2,590
181～190	2,560	2,500					181～190	2,660	2,640	2,620	2,600	2,560	2,500
191人以上	2,460	2,400					191人以上	2,560	2,540	2,520	2,500	2,460	2,400

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	10人まで	49,390	48,310	47,600	47,240	46,880	46,520
11～15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	11～15人	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
16～20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	16～20人	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21～25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	21～25	19,750	19,320	19,040	18,890	18,750	18,610
26～30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	26～30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31～35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640	31～35	14,810	14,490	14,280	14,170	14,060	13,950
36～40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	36～40	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41～45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600	41～45	11,520	11,270	11,100	11,020	10,940	10,850
46～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	46～50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51～55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630	51～55	9,380	9,180	9,040	8,970	8,900	8,840
56～60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	56～60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61～65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720	61～65	8,390	8,210	8,090	8,030	7,970	7,900
66～70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	66～70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71～75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71～75	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
76～80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	76～80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81～85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910	81～85	6,420	6,280	6,180	6,140	6,090	6,040
86～90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	86～90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91～95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000	91～95	5,430	5,310	5,230	5,190	5,150	5,110
96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	96人以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	44,390	43,310	10人まで	46,160	45,810	45,450	45,090	44,370	43,300
11～15人	29,590	28,870	11～15人	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
16～20人	22,190	21,650	16～20人	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21～25	17,750	17,320	21～25	18,460	18,320	18,180	18,030	17,750	17,320
26～30	14,790	14,430	26～30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31～35	13,310	12,990	31～35	13,850	13,740	13,630	13,520	13,310	12,990
36～40	11,830	11,550	36～40	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41～45	10,350	10,100	41～45	10,770	10,680	10,600	10,520	10,350	10,100
46～50	8,870	8,660	46～50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51～55	8,430	8,230	51～55	8,770	8,700	8,630	8,560	8,430	8,220
56～60	7,990	7,790	56～60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61～65	7,540	7,360	61～65	7,840	7,780	7,720	7,660	7,540	7,360
66～70	7,100	6,930	66～70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71～75	6,650	6,490	71～75	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
76～80	6,210	6,060	76～80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81～85	5,770	5,630	81～85	6,000	5,950	5,900	5,860	5,760	5,620
86～90	5,320	5,190	86～90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91～95	4,880	4,760	91～95	5,070	5,030	5,000	4,960	4,880	4,760
96人以上	4,430	4,330	96人以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	<u>16,580</u>	<u>16,230</u>	<u>15,870</u>	<u>15,630</u>	15,390	15,150	30人まで	<u>16,460</u>	<u>16,100</u>	<u>15,860</u>	<u>15,740</u>	<u>15,620</u>	<u>15,500</u>
31～40人	<u>13,270</u>	<u>12,980</u>	12,690	12,500	12,310	12,120	31～40人	<u>13,170</u>	<u>12,880</u>	12,690	<u>12,590</u>	12,500	<u>12,400</u>
41人以上	<u>9,950</u>	<u>9,730</u>	9,520	<u>9,380</u>	9,230	9,090	41人以上	<u>9,870</u>	<u>9,660</u>	9,520	<u>9,440</u>	<u>9,370</u>	<u>9,300</u>
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	<u>15,270</u>	15,150	<u>15,030</u>	14,790	14,430
31～40人	11,830	<u>11,550</u>					31～40人	12,310	<u>12,210</u>	12,120	<u>12,020</u>	11,830	<u>11,540</u>
41人以上	8,870	8,660					41人以上	9,230	<u>9,160</u>	9,090	<u>9,010</u>	8,870	8,660

改正後							現行						
(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(7)家庭支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31～40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31～40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41～50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51～60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	51～60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61～70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	61～70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71～80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	71～80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81～90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	81～90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91～100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91～100	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
101～110	4,640	4,540	4,440	4,370	4,310	4,240	101～110	4,610	4,510	4,440	4,400	4,370	4,340
111～120	4,310	4,220	4,120	4,060	4,000	3,940	111～120	4,280	4,180	4,120	4,090	4,060	4,030
121～130	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630	121～130	3,950	3,860	3,800	3,780	3,750	3,720
131～140	3,650	3,570	3,490	3,440	3,380	3,330	131～140	3,620	3,540	3,490	3,460	3,430	3,410
141～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	141～150	3,290	3,220	3,170	3,150	3,120	3,100
151～160	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	151～160	3,180	3,110	3,060	3,040	3,020	2,990
161～170	3,090	3,030	2,960	2,910	2,870	2,820	161～170	3,070	3,000	2,960	2,940	2,910	2,890
171～180	2,980	2,920	2,850	2,810	2,770	2,720	171～180	2,960	2,890	2,850	2,830	2,810	2,790
181～190	2,870	2,810	2,750	2,710	2,660	2,620	181～190	2,850	2,790	2,750	2,730	2,700	2,680
191人以上	2,760	2,700	2,640	2,600	2,560	2,520	191人以上	2,740	2,680	2,640	2,620	2,600	2,580
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31～40人	11,830	11,550					31～40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41～50	8,870	8,660					41～50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51～60	7,990	7,790					51～60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61～70	7,100	6,930					61～70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71～80	6,210	6,060					71～80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81～90	5,320	5,190					81～90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91～100	4,430	4,330					91～100	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330
101～110	4,140	4,040					101～110	4,300	4,270	4,240	4,200	4,140	4,040
111～120	3,840	3,750					111～120	4,000	3,970	3,930	3,900	3,840	3,750
121～130	3,550	3,460					121～130	3,690	3,660	3,630	3,600	3,550	3,460
131～140	3,250	3,170					131～140	3,380	3,350	3,330	3,300	3,250	3,170
141～150	2,960	2,880					141～150	3,070	3,050	3,030	3,000	2,950	2,880
151～160	2,860	2,790					151～160	2,970	2,950	2,920	2,900	2,860	2,790
161～170	2,760	2,690					161～170	2,870	2,850	2,820	2,800	2,760	2,690
171～180	2,660	2,590					171～180	2,770	2,740	2,720	2,700	2,660	2,590
181～190	2,560	2,500					181～190	2,660	2,640	2,620	2,600	2,560	2,500
191人以上	2,460	2,400					191人以上	2,560	2,540	2,520	2,500	2,460	2,400

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	10人まで	49,390	48,310	47,600	47,240	46,880	46,520
11～15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	11～15人	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
16～20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	16～20人	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21～25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	21～25	19,750	19,320	19,040	18,890	18,750	18,610
26～30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	26～30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31～35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640	31～35	14,810	14,490	14,280	14,170	14,060	13,950
36～40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	36～40	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41～45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600	41～45	11,520	11,270	11,100	11,020	10,940	10,850
46～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	46～50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51～55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630	51～55	9,380	9,180	9,040	8,970	8,900	8,840
56～60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	56～60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61～65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720	61～65	8,390	8,210	8,090	8,030	7,970	7,900
66～70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	66～70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71～75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71～75	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
76～80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	76～80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81～85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910	81～85	6,420	6,280	6,180	6,140	6,090	6,040
86～90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	86～90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91～95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000	91～95	5,430	5,310	5,230	5,190	5,150	5,110
96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	96人以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	44,390	43,310	10人まで	46,160	45,810	45,450	45,090	44,370	43,300
11～15人	29,590	28,870	11～15人	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
16～20人	22,190	21,650	16～20人	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21～25	17,750	17,320	21～25	18,460	18,320	18,180	18,030	17,750	17,320
26～30	14,790	14,430	26～30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31～35	13,310	12,990	31～35	13,850	13,740	13,630	13,520	13,310	12,990
36～40	11,830	11,550	36～40	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41～45	10,350	10,100	41～45	10,770	10,680	10,600	10,520	10,350	10,100
46～50	8,870	8,660	46～50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51～55	8,430	8,230	51～55	8,770	8,700	8,630	8,560	8,430	8,220
56～60	7,990	7,790	56～60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61～65	7,540	7,360	61～65	7,840	7,780	7,720	7,660	7,540	7,360
66～70	7,100	6,930	66～70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71～75	6,650	6,490	71～75	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
76～80	6,210	6,060	76～80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81～85	5,770	5,630	81～85	6,000	5,950	5,900	5,860	5,760	5,620
86～90	5,320	5,190	86～90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91～95	4,880	4,760	91～95	5,070	5,030	5,000	4,960	4,880	4,760
96人以上	4,430	4,330	96人以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31～40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31～40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41人以上	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41人以上	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31～40人	11,830	11,550					31～40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41人以上	8,870	8,660					41人以上	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660

改正後							現行						
(8)心理療法担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)							(8)心理療法担当職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設(常勤職員)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31 ~ 40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41 ~ 50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	51 ~ 60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	61 ~ 70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	71 ~ 80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	81 ~ 90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91 ~ 100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91 ~ 100	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
101 ~ 110	4,640	4,540	4,440	4,370	4,310	4,240	101 ~ 110	4,610	4,510	4,440	4,400	4,370	4,340
111 ~ 120	4,310	4,220	4,120	4,060	4,000	3,940	111 ~ 120	4,280	4,180	4,120	4,090	4,060	4,030
121 ~ 130	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630	121 ~ 130	3,950	3,860	3,800	3,780	3,750	3,720
131 ~ 140	3,650	3,570	3,490	3,440	3,380	3,330	131 ~ 140	3,620	3,540	3,490	3,460	3,430	3,410
141 ~ 150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	141 ~ 150	3,290	3,220	3,170	3,150	3,120	3,100
151 ~ 160	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	151 ~ 160	3,180	3,110	3,060	3,040	3,020	2,990
161 ~ 170	3,090	3,030	2,960	2,910	2,870	2,820	161 ~ 170	3,070	3,000	2,960	2,940	2,910	2,890
171 ~ 180	2,980	2,920	2,850	2,810	2,770	2,720	171 ~ 180	2,960	2,890	2,850	2,830	2,810	2,790
181 ~ 190	2,870	2,810	2,750	2,710	2,660	2,620	181 ~ 190	2,850	2,790	2,750	2,730	2,700	2,680
191人以上	2,760	2,700	2,640	2,600	2,560	2,520	191人以上	2,740	2,680	2,640	2,620	2,600	2,580
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 40人	11,830	11,550					31 ~ 40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41 ~ 50	8,870	8,660					41 ~ 50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51 ~ 60	7,990	7,790					51 ~ 60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61 ~ 70	7,100	6,930					61 ~ 70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71 ~ 80	6,210	6,060					71 ~ 80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81 ~ 90	5,320	5,190					81 ~ 90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91 ~ 100	4,430	4,330					91 ~ 100	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330
101 ~ 110	4,140	4,040					101 ~ 110	4,300	4,270	4,240	4,200	4,140	4,040
111 ~ 120	3,840	3,750					111 ~ 120	4,000	3,970	3,930	3,900	3,840	3,750
121 ~ 130	3,550	3,460					121 ~ 130	3,690	3,660	3,630	3,600	3,550	3,460
131 ~ 140	3,250	3,170					131 ~ 140	3,380	3,350	3,330	3,300	3,250	3,170
141 ~ 150	2,960	2,880					141 ~ 150	3,070	3,050	3,030	3,000	2,950	2,880
151 ~ 160	2,860	2,790					151 ~ 160	2,970	2,950	2,920	2,900	2,860	2,790
161 ~ 170	2,760	2,690					161 ~ 170	2,870	2,850	2,820	2,800	2,760	2,690
171 ~ 180	2,660	2,590					171 ~ 180	2,770	2,740	2,720	2,700	2,660	2,590
181 ~ 190	2,560	2,500					181 ~ 190	2,660	2,640	2,620	2,600	2,560	2,500
191人以上	2,460	2,400					191人以上	2,560	2,540	2,520	2,500	2,460	2,400

改正後							現行						
イ 乳児院(常勤職員)							イ 乳児院(常勤職員)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	10人まで	49,390	48,310	47,600	47,240	46,880	46,520
11 ~ 15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	11 ~ 15人	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
16 ~ 20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	16 ~ 20人	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21 ~ 25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	21 ~ 25	19,750	19,320	19,040	18,890	18,750	18,610
26 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	26 ~ 30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640	31 ~ 35	14,810	14,490	14,280	14,170	14,060	13,950
36 ~ 40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	36 ~ 40	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41 ~ 45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600	41 ~ 45	11,520	11,270	11,100	11,020	10,940	10,850
46 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	46 ~ 50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51 ~ 55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630	51 ~ 55	9,380	9,180	9,040	8,970	8,900	8,840
56 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	56 ~ 60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61 ~ 65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720	61 ~ 65	8,390	8,210	8,090	8,030	7,970	7,900
66 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	66 ~ 70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71 ~ 75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71 ~ 75	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
76 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	76 ~ 80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81 ~ 85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910	81 ~ 85	6,420	6,280	6,180	6,140	6,090	6,040
86 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	86 ~ 90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91 ~ 95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000	91 ~ 95	5,430	5,310	5,230	5,190	5,150	5,110
96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	96人以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	44,390	43,310	10人まで	46,160	45,810	45,450	45,090	44,370	43,300
11 ~ 15人	29,590	28,870	11 ~ 15人	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
16 ~ 20人	22,190	21,650	16 ~ 20人	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21 ~ 25	17,750	17,320	21 ~ 25	18,460	18,320	18,180	18,030	17,750	17,320
26 ~ 30	14,790	14,430	26 ~ 30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 35	13,310	12,990	31 ~ 35	13,850	13,740	13,630	13,520	13,310	12,990
36 ~ 40	11,830	11,550	36 ~ 40	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41 ~ 45	10,350	10,100	41 ~ 45	10,770	10,680	10,600	10,520	10,350	10,100
46 ~ 50	8,870	8,660	46 ~ 50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51 ~ 55	8,430	8,230	51 ~ 55	8,770	8,700	8,630	8,560	8,430	8,220
56 ~ 60	7,990	7,790	56 ~ 60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61 ~ 65	7,540	7,360	61 ~ 65	7,840	7,780	7,720	7,660	7,540	7,360
66 ~ 70	7,100	6,930	66 ~ 70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71 ~ 75	6,650	6,490	71 ~ 75	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
76 ~ 80	6,210	6,060	76 ~ 80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81 ~ 85	5,770	5,630	81 ~ 85	6,000	5,950	5,900	5,860	5,760	5,620
86 ~ 90	5,320	5,190	86 ~ 90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91 ~ 95	4,880	4,760	91 ~ 95	5,070	5,030	5,000	4,960	4,880	4,760
96人以上	4,430	4,330	96人以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後							現行						
ウ 母子生活支援施設(常勤職員)							ウ 母子生活支援施設(常勤職員)						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	10世帯まで	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
世帯							世帯						
11 ~ 20	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	11 ~ 20	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	21 ~ 30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	31 ~ 40	12,340	12,070	11,900	11,810	11,720	11,630
41 ~ 50	11,190	10,950	10,710	10,550	10,390	10,230	41 ~ 50	11,110	10,870	10,710	10,630	10,540	10,460
51 ~ 60	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	51 ~ 60	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
61 ~ 70	8,700	8,520	8,330	8,200	8,080	7,950	61 ~ 70	8,640	8,450	8,330	8,260	8,200	8,140
71 ~ 80	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71 ~ 80	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
81 ~ 90	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680	81 ~ 90	6,170	6,040	5,950	5,900	5,860	5,810
91世帯以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91世帯以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,590	28,870	10世帯まで	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
世帯			世帯						
11 ~ 20	22,190	21,650	11 ~ 20	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21 ~ 30	14,790	14,430	21 ~ 30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 40	11,090	10,830	31 ~ 40	11,540	11,450	11,360	11,270	11,090	10,820
41 ~ 50	9,980	9,740	41 ~ 50	10,380	10,300	10,220	10,140	9,980	9,740
51 ~ 60	8,870	8,660	51 ~ 60	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
61 ~ 70	7,760	7,580	61 ~ 70	8,080	8,010	7,950	7,890	7,760	7,570
71 ~ 80	6,650	6,490	71 ~ 80	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
81 ~ 90	5,540	5,410	81 ~ 90	5,770	5,720	5,680	5,630	5,540	5,410
91世帯以上	4,430	4,330	91世帯以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後				現行			
エ 児童養護施設、児童自立支援施設 (常勤の非常勤職員)		オ 乳児院 (常勤の非常勤職員)		エ 児童養護施設、児童自立支援施設 (常勤の非常勤職員)		オ 乳児院 (常勤の非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
30人まで	9,180	10人まで	27,540	30人まで	9,170	10人まで	27,530
31 ~ 40人	6,880	11 ~ 15	18,360	31 ~ 40人	6,880	11 ~ 15	18,350
41 ~ 50	5,500	16 ~ 20	13,770	41 ~ 50	5,500	16 ~ 20	13,760
51 ~ 60	4,590	21 ~ 25	11,010	51 ~ 60	4,580	21 ~ 25	11,010
61 ~ 70	3,930	26 ~ 30	9,180	61 ~ 70	3,930	26 ~ 30	9,170
71 ~ 80	3,440	31 ~ 35	7,870	71 ~ 80	3,440	31 ~ 35	7,860
81 ~ 90	3,060	36 ~ 40	6,880	81 ~ 90	3,060	36 ~ 40	6,880
91 ~ 100	2,750	41 ~ 45	6,120	91 ~ 100	2,750	41 ~ 45	6,110
101 ~ 110	2,500	46 ~ 50	5,500	101 ~ 110	2,500	46 ~ 50	5,500
111 ~ 120	2,290	51 ~ 55	5,000	111 ~ 120	2,290	51 ~ 55	5,000
121 ~ 130	2,110	56 ~ 60	4,590	121 ~ 130	2,110	56 ~ 60	4,580
131 ~ 140	1,960	61 ~ 65	4,230	131 ~ 140	1,960	61 ~ 65	4,230
141 ~ 150	1,830	66 ~ 70	3,930	141 ~ 150	1,830	66 ~ 70	3,930
151 ~ 160	1,720	71 ~ 75	3,670	151 ~ 160	1,720	71 ~ 75	3,670
161 ~ 170	1,620	76 ~ 80	3,440	161 ~ 170	1,620	76 ~ 80	3,440
171 ~ 180	1,530	81 ~ 85	3,240	171 ~ 180	1,530	81 ~ 85	3,240
181 ~ 190	1,450	86 ~ 90	3,060	181 ~ 190	1,440	86 ~ 90	3,060
191人以上	1,370	91 ~ 95	2,890	191人以上	1,370	91 ~ 95	2,890
		96人以上	2,750			96人以上	2,750
		カ 母子生活支援施設 (常勤の非常勤職員)				カ 母子生活支援施設 (常勤の非常勤職員)	
		定員	月額			定員	月額
			円				円
		10世帯まで	27,540			10世帯まで	27,530
		世帯				世帯	
		11 ~ 20	13,770			11 ~ 20	13,760
		21 ~ 30	9,180			21 ~ 30	9,170
		31 ~ 40	6,880			31 ~ 40	6,880
		41 ~ 50	5,500			41 ~ 50	5,500
		51 ~ 60	4,590			51 ~ 60	4,580
		61 ~ 70	3,930			61 ~ 70	3,930
		71 ~ 80	3,440			71 ~ 80	3,440
		81 ~ 90	3,060			81 ~ 90	3,060
		91世帯以上	2,750			91世帯以上	2,750

略

改正後

現行

キ 児童養護施設、児童自立支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
30人まで	6,120
31 ~ 40人	4,590
41 ~ 50	3,670
51 ~ 60	3,060
61 ~ 70	2,620
71 ~ 80	2,290
81 ~ 90	2,040
91 ~ 100	1,830
101 ~ 110	1,670
111 ~ 120	1,530
121 ~ 130	1,410
131 ~ 140	1,310
141 ~ 150	1,220
151 ~ 160	1,140
161 ~ 170	1,080
171 ~ 180	1,020
181 ~ 190	960
191人以上	910

ク 乳児院
(非常勤職員)

定 員	月 額
10人まで	18,360
11 ~ 15	12,240
16 ~ 20	9,180
21 ~ 25	7,340
26 ~ 30	6,120
31 ~ 35	5,240
36 ~ 40	4,590
41 ~ 45	4,080
46 ~ 50	3,670
51 ~ 55	3,330
56 ~ 60	3,060
61 ~ 65	2,820
66 ~ 70	2,620
71 ~ 75	2,440
76 ~ 80	2,290
81 ~ 85	2,160
86 ~ 90	2,040
91 ~ 95	1,930
96人以上	1,830

ケ 母子生活支援施設
(非常勤職員)

定 員	月 額
10世帯まで	18,360
世帯	
11 ~ 20	9,180
21 ~ 30	6,120
31 ~ 40	4,590
41 ~ 50	3,670
51 ~ 60	3,060
61 ~ 70	2,620
71 ~ 80	2,290
81 ~ 90	2,040
91世帯以上	1,830

改正後							現行						
(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(9)個別対応職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31～40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31～40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41～50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41～50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51～60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	51～60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61～70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	61～70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71～80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	71～80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81～90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	81～90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91～100	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91～100	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
101～110	4,640	4,540	4,440	4,370	4,310	4,240	101～110	4,610	4,510	4,440	4,400	4,370	4,340
111～120	4,310	4,220	4,120	4,060	4,000	3,940	111～120	4,280	4,180	4,120	4,090	4,060	4,030
121～130	3,980	3,890	3,800	3,750	3,690	3,630	121～130	3,950	3,860	3,800	3,780	3,750	3,720
131～140	3,650	3,570	3,490	3,440	3,380	3,330	131～140	3,620	3,540	3,490	3,460	3,430	3,410
141～150	3,310	3,240	3,170	3,120	3,070	3,030	141～150	3,290	3,220	3,170	3,150	3,120	3,100
151～160	3,200	3,130	3,060	3,020	2,970	2,930	151～160	3,180	3,110	3,060	3,040	3,020	2,990
161～170	3,090	3,030	2,960	2,910	2,870	2,820	161～170	3,070	3,000	2,960	2,940	2,910	2,890
171～180	2,980	2,920	2,850	2,810	2,770	2,720	171～180	2,960	2,890	2,850	2,830	2,810	2,790
181～190	2,870	2,810	2,750	2,710	2,660	2,620	181～190	2,850	2,790	2,750	2,730	2,700	2,680
191人以上	2,760	2,700	2,640	2,600	2,560	2,520	191人以上	2,740	2,680	2,640	2,620	2,600	2,580
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31～40人	11,830	11,550					31～40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41～50	8,870	8,660					41～50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51～60	7,990	7,790					51～60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61～70	7,100	6,930					61～70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71～80	6,210	6,060					71～80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81～90	5,320	5,190					81～90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91～100	4,430	4,330					91～100	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330
101～110	4,140	4,040					101～110	4,300	4,270	4,240	4,200	4,140	4,040
111～120	3,840	3,750					111～120	4,000	3,970	3,930	3,900	3,840	3,750
121～130	3,550	3,460					121～130	3,690	3,660	3,630	3,600	3,550	3,460
131～140	3,250	3,170					131～140	3,380	3,350	3,330	3,300	3,250	3,170
141～150	2,960	2,880					141～150	3,070	3,050	3,030	3,000	2,950	2,880
151～160	2,860	2,790					151～160	2,970	2,950	2,920	2,900	2,860	2,790
161～170	2,760	2,690					161～170	2,870	2,850	2,820	2,800	2,760	2,690
171～180	2,660	2,590					171～180	2,770	2,740	2,720	2,700	2,660	2,590
181～190	2,560	2,500					181～190	2,660	2,640	2,620	2,600	2,560	2,500
191人以上	2,460	2,400					191人以上	2,560	2,540	2,520	2,500	2,460	2,400

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10人まで	49,760	48,690	47,610	46,900	46,180	45,460	10人まで	49,390	48,310	47,600	47,240	46,880	46,520
11 ~ 15人	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	11 ~ 15人	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
16 ~ 20人	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	16 ~ 20人	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21 ~ 25	19,900	19,470	19,040	18,760	18,470	18,180	21 ~ 25	19,750	19,320	19,040	18,890	18,750	18,610
26 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	26 ~ 30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 35	14,920	14,600	14,280	14,070	13,850	13,640	31 ~ 35	14,810	14,490	14,280	14,170	14,060	13,950
36 ~ 40	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	36 ~ 40	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41 ~ 45	11,610	11,360	11,110	10,940	10,770	10,600	41 ~ 45	11,520	11,270	11,100	11,020	10,940	10,850
46 ~ 50	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	46 ~ 50	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
51 ~ 55	9,450	9,250	9,040	8,910	8,770	8,630	51 ~ 55	9,380	9,180	9,040	8,970	8,900	8,840
56 ~ 60	8,950	8,760	8,570	8,440	8,310	8,180	56 ~ 60	8,890	8,690	8,560	8,500	8,430	8,370
61 ~ 65	8,460	8,270	8,090	7,970	7,850	7,720	61 ~ 65	8,390	8,210	8,090	8,030	7,970	7,900
66 ~ 70	7,960	7,790	7,610	7,500	7,380	7,270	66 ~ 70	7,900	7,730	7,610	7,550	7,500	7,440
71 ~ 75	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71 ~ 75	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
76 ~ 80	6,960	6,810	6,660	6,560	6,460	6,360	76 ~ 80	6,910	6,760	6,660	6,610	6,560	6,510
81 ~ 85	6,470	6,330	6,190	6,090	6,000	5,910	81 ~ 85	6,420	6,280	6,180	6,140	6,090	6,040
86 ~ 90	5,970	5,840	5,710	5,620	5,540	5,450	86 ~ 90	5,920	5,790	5,710	5,660	5,620	5,580
91 ~ 95	5,470	5,350	5,230	5,150	5,080	5,000	91 ~ 95	5,430	5,310	5,230	5,190	5,150	5,110
96人以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	96人以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
10人まで	44,390	43,310					10人まで	46,160	45,810	45,450	45,090	44,370	43,300
11 ~ 15人	29,590	28,870					11 ~ 15人	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
16 ~ 20人	22,190	21,650					16 ~ 20人	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21 ~ 25	17,750	17,320					21 ~ 25	18,460	18,320	18,180	18,030	17,750	17,320
26 ~ 30	14,790	14,430					26 ~ 30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 35	13,310	12,990					31 ~ 35	13,850	13,740	13,630	13,520	13,310	12,990
36 ~ 40	11,830	11,550					36 ~ 40	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41 ~ 45	10,350	10,100					41 ~ 45	10,770	10,680	10,600	10,520	10,350	10,100
46 ~ 50	8,870	8,660					46 ~ 50	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
51 ~ 55	8,430	8,230					51 ~ 55	8,770	8,700	8,630	8,560	8,430	8,220
56 ~ 60	7,990	7,790					56 ~ 60	8,310	8,240	8,180	8,110	7,980	7,790
61 ~ 65	7,540	7,360					61 ~ 65	7,840	7,780	7,720	7,660	7,540	7,360
66 ~ 70	7,100	6,930					66 ~ 70	7,380	7,330	7,270	7,210	7,100	6,920
71 ~ 75	6,650	6,490					71 ~ 75	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
76 ~ 80	6,210	6,060					76 ~ 80	6,460	6,410	6,360	6,310	6,210	6,060
81 ~ 85	5,770	5,630					81 ~ 85	6,000	5,950	5,900	5,860	5,760	5,620
86 ~ 90	5,320	5,190					86 ~ 90	5,540	5,490	5,450	5,410	5,320	5,190
91 ~ 95	4,880	4,760					91 ~ 95	5,070	5,030	5,000	4,960	4,880	4,760
96人以上	4,430	4,330					96人以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	30人まで	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31～40人	13,270	12,980	12,690	12,500	12,310	12,120	31～40人	13,170	12,880	12,690	12,590	12,500	12,400
41人以上	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	41人以上	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
30人まで	14,790	14,430					30人まで	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31～40人	11,830	11,550					31～40人	12,310	12,210	12,120	12,020	11,830	11,540
41人以上	8,870	8,660					41人以上	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660

改正後							現行						
エ 母子生活支援施設							エ 母子生活支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10世帯まで	33,170	32,460	31,740	31,260	30,780	30,310	10世帯まで	32,920	32,210	31,730	31,490	31,250	31,010
世帯							世帯						
11 ~ 20	24,880	24,340	23,800	23,450	23,090	22,730	11 ~ 20	24,690	24,150	23,800	23,620	23,440	23,260
21 ~ 30	16,580	16,230	15,870	15,630	15,390	15,150	21 ~ 30	16,460	16,100	15,860	15,740	15,620	15,500
31 ~ 40	12,440	12,170	11,900	11,720	11,540	11,360	31 ~ 40	12,340	12,070	11,900	11,810	11,720	11,630
41 ~ 50	11,190	10,950	10,710	10,550	10,390	10,230	41 ~ 50	11,110	10,870	10,710	10,630	10,540	10,460
51 ~ 60	9,950	9,730	9,520	9,380	9,230	9,090	51 ~ 60	9,870	9,660	9,520	9,440	9,370	9,300
61 ~ 70	8,700	8,520	8,330	8,200	8,080	7,950	61 ~ 70	8,640	8,450	8,330	8,260	8,200	8,140
71 ~ 80	7,460	7,300	7,140	7,030	6,920	6,820	71 ~ 80	7,400	7,240	7,140	7,080	7,030	6,970
81 ~ 90	6,220	6,080	5,950	5,860	5,770	5,680	81 ~ 90	6,170	6,040	5,950	5,900	5,860	5,810
91世帯以上	4,970	4,860	4,760	4,690	4,610	4,540	91世帯以上	4,930	4,830	4,760	4,720	4,680	4,650
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,590	28,870					10世帯まで	30,770	30,540	30,300	30,060	29,580	28,870
世帯							世帯						
11 ~ 20	22,190	21,650					11 ~ 20	23,080	22,900	22,720	22,540	22,180	21,650
21 ~ 30	14,790	14,430					21 ~ 30	15,390	15,270	15,150	15,030	14,790	14,430
31 ~ 40	11,090	10,830					31 ~ 40	11,540	11,450	11,360	11,270	11,090	10,820
41 ~ 50	9,980	9,740					41 ~ 50	10,380	10,300	10,220	10,140	9,980	9,740
51 ~ 60	8,870	8,660					51 ~ 60	9,230	9,160	9,090	9,010	8,870	8,660
61 ~ 70	7,760	7,580					61 ~ 70	8,080	8,010	7,950	7,890	7,760	7,570
71 ~ 80	6,650	6,490					71 ~ 80	6,920	6,870	6,810	6,760	6,650	6,490
81 ~ 90	5,540	5,410					81 ~ 90	5,770	5,720	5,680	5,630	5,540	5,410
91世帯以上	4,430	4,330					91世帯以上	4,610	4,580	4,540	4,500	4,430	4,330

改正後							現行						
(10) 基幹的職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設							(10) 基幹的職員加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	800	780	770	30人まで	840	820	810	800	790	790
31～40人	680	660	650	640	620	610	31～40人	670	660	650	640	640	630
41～50	510	500	480	480	470	460	41～50	500	490	480	480	480	470
51～60	460	450	430	430	420	410	51～60	450	440	430	430	430	420
61～70	410	400	390	380	370	370	61～70	400	390	390	380	380	380
71～80	360	350	340	330	330	320	71～80	350	340	340	330	330	330
81～90	300	300	290	280	280	270	81～90	300	290	290	290	280	280
91～100	250	250	240	240	230	230	91～100	250	240	240	240	240	230
101～110	240	230	220	220	220	210	101～110	230	230	220	220	220	220
111～120	220	210	210	200	200	200	111～120	220	210	210	210	200	200
121～130	200	200	190	190	180	180	121～130	200	190	190	190	190	190
131～140	180	180	170	170	170	160	131～140	180	180	170	170	170	170
141～150	170	160	160	160	150	150	141～150	170	160	160	160	160	150
151～160	160	160	150	150	150	140	151～160	160	160	150	150	150	150
161～170	160	150	150	140	140	140	161～170	150	150	150	150	140	140
171～180	150	150	140	140	140	130	171～180	150	140	140	140	140	140
181～190	140	140	140	130	130	130	181～190	140	140	140	140	130	130
191人以上	140	130	130	130	130	120	191人以上	140	130	130	130	130	130

地域区分	3/100	その他	地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
30人まで	750	720	30人まで	780	770	770	760	750	720
31～40人	600	580	31～40人	620	620	610	610	600	580
41～50	450	430	41～50	470	460	460	450	450	430
51～60	400	390	51～60	420	420	410	410	400	390
61～70	360	350	61～70	370	370	370	360	360	350
71～80	310	300	71～80	330	320	320	320	310	300
81～90	270	260	81～90	280	280	270	270	270	260
91～100	220	210	91～100	230	230	230	220	220	210
101～110	210	200	101～110	220	210	210	210	210	200
111～120	190	190	111～120	200	200	200	190	190	190
121～130	180	170	121～130	180	180	180	180	180	170
131～140	160	160	131～140	170	170	160	160	160	160
141～150	150	140	141～150	150	150	150	150	150	140
151～160	140	140	151～160	150	150	140	140	140	140
161～170	140	130	161～170	140	140	140	140	140	130
171～180	130	130	171～180	140	140	130	130	130	130
181～190	130	120	181～190	130	130	130	130	130	120
191人以上	120	120	191人以上	130	130	120	120	120	120

改正後							現行						
イ 乳児院							イ 乳児院						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,560	2,500	2,440	2,390	2,350	2,310	10人まで	2,540	2,480	2,440	2,410	2,390	2,370
11 ～ 15人	1,710	1,670	1,620	1,590	1,570	1,540	11 ～ 15人	1,690	1,650	1,620	1,610	1,590	1,580
16 ～ 20人	1,280	1,250	1,220	1,190	1,170	1,150	16 ～ 20人	1,270	1,240	1,220	1,200	1,190	1,180
21 ～ 25	1,020	1,000	970	950	940	920	21 ～ 25	1,010	990	970	960	950	950
26 ～ 30	850	830	810	800	780	770	26 ～ 30	840	820	810	800	790	790
31 ～ 35	770	750	730	720	700	690	31 ～ 35	760	740	730	720	710	710
36 ～ 40	680	660	650	640	620	610	36 ～ 40	670	660	650	640	640	630
41 ～ 45	600	580	570	560	550	540	41 ～ 45	590	580	560	560	560	550
46 ～ 50	510	500	480	480	470	460	46 ～ 50	500	490	480	480	480	470
51 ～ 55	480	470	460	450	440	440	51 ～ 55	480	470	460	460	450	450
56 ～ 60	460	450	430	430	420	410	56 ～ 60	450	440	430	430	430	420
61 ～ 65	430	420	410	400	400	390	61 ～ 65	430	420	410	410	400	400
66 ～ 70	410	400	390	380	370	370	66 ～ 70	400	390	390	380	380	380
71 ～ 75	380	370	360	360	350	340	71 ～ 75	380	370	360	360	360	350
76 ～ 80	360	350	340	330	330	320	76 ～ 80	350	340	340	330	330	330
81 ～ 85	330	320	310	310	300	300	81 ～ 85	330	320	310	310	310	300
86 ～ 90	300	300	290	280	280	270	86 ～ 90	300	290	290	290	280	280
91 ～ 95	280	270	260	260	260	250	91 ～ 95	280	270	260	260	260	260
96人以上	250	250	240	240	230	230	96人以上	250	240	240	240	240	230
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員	円	円					定員	円	円	円	円	円	円
10人まで	2,250	2,180					10人まで	2,350	2,330	2,310	2,290	2,240	2,180
11 ～ 15人	1,500	1,450					11 ～ 15人	1,570	1,550	1,540	1,520	1,490	1,450
16 ～ 20人	1,120	1,090					16 ～ 20人	1,170	1,160	1,150	1,140	1,120	1,090
21 ～ 25	900	870					21 ～ 25	940	930	920	910	900	870
26 ～ 30	750	720					26 ～ 30	780	770	770	760	750	720
31 ～ 35	670	650					31 ～ 35	700	700	690	680	670	650
36 ～ 40	600	580					36 ～ 40	620	620	610	610	600	580
41 ～ 45	520	510					41 ～ 45	550	540	540	530	520	510
46 ～ 50	450	430					46 ～ 50	470	460	460	450	450	430
51 ～ 55	420	410					51 ～ 55	440	440	440	430	420	410
56 ～ 60	400	390					56 ～ 60	420	420	410	410	400	390
61 ～ 65	380	370					61 ～ 65	400	390	390	380	380	370
66 ～ 70	360	350					66 ～ 70	370	370	370	360	360	350
71 ～ 75	330	320					71 ～ 75	350	350	340	340	330	320
76 ～ 80	310	300					76 ～ 80	330	320	320	320	310	300
81 ～ 85	290	280					81 ～ 85	300	300	300	290	290	280
86 ～ 90	270	260					86 ～ 90	280	280	270	270	270	260
91 ～ 95	240	240					91 ～ 95	260	250	250	250	240	240
96人以上	220	210					96人以上	230	230	230	220	220	210

改正後							現行						
ウ 情緒障害児短期治療施設							ウ 情緒障害児短期治療施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	850	830	810	800	780	770	30人まで	840	820	810	800	790	790
31～40人	680	660	650	640	620	610	31～40人	670	660	650	640	640	630
41人以上	510	500	480	480	470	460	41人以上	500	490	480	480	480	470
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
30人まで	750	720					30人まで	780	770	770	760	750	720
31～40人	600	580					31～40人	620	620	610	610	600	580
41人以上	450	430					41人以上	470	460	460	450	450	430

改正後							現行						
エ 母子生活支援施設							エ 母子生活支援施設						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,710	1,670	1,620	1,590	1,570	1,540	10世帯まで	1,690	1,650	1,620	1,610	1,590	1,580
世帯							世帯						
11 ~ 20	1,280	1,250	1,220	1,190	1,170	1,150	11 ~ 20	1,270	1,240	1,220	1,200	1,190	1,180
21 ~ 30	850	830	810	800	780	770	21 ~ 30	840	820	810	800	790	790
31 ~ 40	640	620	610	600	580	570	31 ~ 40	630	620	610	600	590	590
41 ~ 50	570	560	540	540	530	520	41 ~ 50	570	550	540	540	530	530
51 ~ 60	510	500	480	480	470	460	51 ~ 60	510	490	480	480	470	470
61 ~ 70	450	430	420	420	410	400	61 ~ 70	440	430	420	420	420	410
71 ~ 80	380	370	360	360	350	340	71 ~ 80	380	370	360	360	360	350
81 ~ 90	320	310	300	300	290	280	81 ~ 90	310	310	300	300	300	290
91世帯以上	250	250	240	240	230	230	91世帯以上	250	240	240	240	240	230
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,500	1,450					10世帯まで	1,570	1,550	1,540	1,520	1,490	1,450
世帯							世帯						
11 ~ 20	1,120	1,090					11 ~ 20	1,170	1,160	1,150	1,140	1,120	1,090
21 ~ 30	750	720					21 ~ 30	780	770	770	760	750	720
31 ~ 40	560	540					31 ~ 40	580	580	570	570	560	540
41 ~ 50	500	490					41 ~ 50	530	520	520	510	500	490
51 ~ 60	450	430					51 ~ 60	470	460	460	450	450	430
61 ~ 70	390	380					61 ~ 70	410	400	400	400	390	380
71 ~ 80	330	320					71 ~ 80	350	350	340	340	330	320
81 ~ 90	280	270					81 ~ 90	290	290	280	280	280	270
91世帯以上	220	210					91世帯以上	230	230	230	220	220	210

改正後							現行						
(11)看護師加算分保護単価							(11)看護師加算分保護単価						
地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
30人まで	14,740	14,380	14,020	13,780	13,540	13,300	30人まで	14,610	14,260	14,020	13,900	13,780	13,660
31～40人	11,790	11,500	11,220	11,020	10,830	10,640	31～40人	11,690	11,400	11,210	11,120	11,020	10,930
41～50	8,840	8,630	8,410	8,270	8,120	7,980	41～50	8,770	8,550	8,410	8,340	8,260	8,190
51～60	7,960	7,760	7,570	7,440	7,310	7,180	51～60	7,890	7,700	7,570	7,500	7,440	7,370
61～70	7,070	6,900	6,730	6,610	6,500	6,380	61～70	7,010	6,840	6,730	6,670	6,610	6,550
71～80	6,190	6,040	5,890	5,790	5,690	5,580	71～80	6,140	5,980	5,880	5,830	5,780	5,730
81～90	5,300	5,170	5,050	4,960	4,870	4,790	81～90	5,260	5,130	5,040	5,000	4,960	4,910
91～100	4,420	4,310	4,200	4,130	4,060	3,990	91～100	4,380	4,270	4,200	4,170	4,130	4,090
101～110	4,120	4,020	3,920	3,860	3,790	3,720	101～110	4,090	3,990	3,920	3,890	3,850	3,820
111～120	3,830	3,740	3,640	3,580	3,520	3,460	111～120	3,800	3,700	3,640	3,610	3,580	3,550
121～130	3,530	3,450	3,360	3,300	3,250	3,190	121～130	3,500	3,420	3,360	3,330	3,300	3,270
131～140	3,240	3,160	3,080	3,030	2,980	2,920	131～140	3,210	3,130	3,080	3,050	3,030	3,000
141～150	2,940	2,870	2,800	2,750	2,700	2,660	141～150	2,920	2,850	2,800	2,780	2,750	2,730
151～160	2,850	2,780	2,710	2,660	2,610	2,570	151～160	2,820	2,750	2,710	2,680	2,660	2,640
161～170	2,750	2,680	2,610	2,570	2,520	2,480	161～170	2,720	2,660	2,610	2,590	2,570	2,550
171～180	2,650	2,580	2,520	2,480	2,430	2,390	171～180	2,630	2,560	2,520	2,500	2,480	2,450
181～190	2,550	2,490	2,430	2,390	2,340	2,300	181～190	2,530	2,470	2,430	2,400	2,380	2,360
191人以上	2,450	2,390	2,330	2,290	2,250	2,210	191人以上	2,430	2,370	2,330	2,310	2,290	2,270
地域区分 定員	3/100	その他					地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
	円	円						円	円	円	円	円	円
30人まで	12,940	12,580					30人まで	13,540	13,420	13,300	13,180	12,940	12,580
31～40人	10,350	10,070					31～40人	10,830	10,730	10,640	10,540	10,350	10,060
41～50	7,760	7,550					41～50	8,120	8,050	7,980	7,910	7,760	7,550
51～60	6,990	6,790					51～60	7,310	7,240	7,180	7,110	6,980	6,790
61～70	6,210	6,040					61～70	6,500	6,440	6,380	6,320	6,210	6,040
71～80	5,430	5,280					71～80	5,680	5,630	5,580	5,530	5,430	5,280
81～90	4,660	4,530					81～90	4,870	4,830	4,780	4,740	4,660	4,530
91～100	3,880	3,770					91～100	4,060	4,020	3,990	3,950	3,880	3,770
101～110	3,620	3,520					101～110	3,790	3,750	3,720	3,690	3,620	3,520
111～120	3,360	3,270					111～120	3,520	3,490	3,450	3,420	3,360	3,270
121～130	3,100	3,020					121～130	3,250	3,220	3,190	3,160	3,100	3,020
131～140	2,840	2,770					131～140	2,970	2,950	2,920	2,900	2,840	2,760
141～150	2,590	2,510					141～150	2,700	2,680	2,660	2,630	2,580	2,510
151～160	2,500	2,430					151～160	2,610	2,590	2,570	2,540	2,500	2,430
161～170	2,410	2,350					161～170	2,520	2,500	2,480	2,460	2,410	2,340
171～180	2,330	2,260					171～180	2,430	2,410	2,390	2,370	2,330	2,260
181～190	2,240	2,180					181～190	2,340	2,320	2,300	2,280	2,240	2,180
191人以上	2,150	2,090					191人以上	2,250	2,230	2,210	2,190	2,150	2,090

改正後	現行																																													
略	<p>(12)寒冷地手当</p> <p>○寒冷地に所在する施設</p> <p>定員1人(母子生活支援施設については1世帯、ファミリーホーム及び自立援助ホームについては現員1人)当たりの月額</p> <table border="1" data-bbox="1587 546 2389 961"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1級</th> <th>2級</th> <th>3級</th> <th>4級</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>1,460</td> <td>1,300</td> <td>1,280</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>2,250</td> <td>2,020</td> <td>1,990</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>1,720</td> <td>1,540</td> <td>1,520</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>4,740</td> <td>4,250</td> <td>4,180</td> <td>3,320</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>2,690</td> <td>2,410</td> <td>2,370</td> <td>1,880</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>1,010</td> <td>900</td> <td>890</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>2,020</td> <td>1,810</td> <td>1,780</td> <td>1,410</td> </tr> </tbody> </table> <p>注「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。</p>	区分	1級	2級	3級	4級		円	円	円	円	児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020	児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570	母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200	乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320	情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880	ファミリーホーム	1,010	900	890	700	自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410
区分	1級	2級	3級	4級																																										
	円	円	円	円																																										
児童養護施設	1,460	1,300	1,280	1,020																																										
児童自立支援施設	2,250	2,020	1,990	1,570																																										
母子生活支援施設	1,720	1,540	1,520	1,200																																										
乳児院	4,740	4,250	4,180	3,320																																										
情緒障害児短期治療施設	2,690	2,410	2,370	1,880																																										
ファミリーホーム	1,010	900	890	700																																										
自立援助ホーム	2,020	1,810	1,780	1,410																																										

改正後							現行							
(13)児童養護施設の乳児加算分保護単価							(13)児童養護施設の乳児加算分保護単価							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
定員							定員							
1人につき	円 215,890	円 211,200	円 206,520	円 203,400	円 200,270	円 197,150	1人につき	円 214,260	円 209,580	円 206,450	円 204,890	円 203,330	円 201,770	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員								定員						
1人につき	円 192,460	円 187,780						1人につき	円 200,210	円 198,650	円 197,080	円 195,520	円 192,400	円 187,720
(14)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価							(14)児童養護施設の1・2歳児加算分保護単価							
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100	
定員							定員							
1人につき	円 154,500	円 151,200	円 147,900	円 145,700	円 143,500	円 141,300	1人につき	円 153,350	円 150,050	円 147,860	円 146,760	円 145,660	円 144,560	
地域区分	3/100	その他						地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員								定員						
1人につき	円 138,000	円 134,710						1人につき	円 143,460	円 142,360	円 141,260	円 140,160	円 137,960	円 134,670

改正後							現行						
(15) 児童養護施設の年少児加算分保護単価							(15) 児童養護施設の年少児加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
1人につき	円 38,620	円 37,800	円 36,970	円 36,420	円 35,870	円 35,320	1人につき	円 38,330	円 37,510	円 36,960	円 36,690	円 36,410	円 36,140
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
1人につき	円 34,500	円 33,670					1人につき	円 35,860	円 35,590	円 35,310	円 35,040	円 34,490	円 33,660
(16) 略			(17) 略				(16) ボイラー技士雇上費			(17) 児童養護施設の特別指導費			
							加算分保護単価						
							定員	月額					
							円						
							30人まで	6,700					
							31 ~ 40人	5,360					
							41 ~ 50	4,020					
							51 ~ 60	3,610					
							61 ~ 70	3,210					
							71 ~ 80	2,810					
							81 ~ 90	2,410					
							91 ~ 100	2,010					
							101 ~ 110	1,870					
							111 ~ 120	1,740					
							121 ~ 130	1,600					
							131 ~ 140	1,470					
							141 ~ 150	1,340					
							151 ~ 160	1,290					
							161 ~ 170	1,250					
							171 ~ 180	1,200					
							181 ~ 190	1,160					
							191人以上	1,110					
							定員	月額					
							円						
							30人まで	5,180					
							31 ~ 40人	3,880					
							41 ~ 50	3,110					
							51 ~ 60	2,590					
							61 ~ 70	2,220					
							71 ~ 80	1,940					
							81 ~ 90	1,720					
							91 ~ 100	1,550					
							101 ~ 110	1,410					
							111 ~ 120	1,290					
							121 ~ 130	1,190					
							131 ~ 140	1,110					
							141 ~ 150	1,030					
							151 ~ 160	970					
							161 ~ 170	910					
							171 ~ 180	860					
							181 ~ 190	810					
							191人以上	770					

改正後

現行

略

(18) 学習指導費加算分保護単価

区 分	月 額
	円
1人当たり	8,100

(19) 乳児院(定員50人以上)の
家庭支援専門相談員
加算分保護単価

定 員	月
人	円
46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	2,820
56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	1,720
91 ~ 95	1,630
96人以上	1,550

改正後

(20) 母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員 世帯	月額
31 ~ 40	6,880
41 ~ 50	5,500
51 ~ 60	<u>4,590</u>
61 ~ 70	3,930
71 ~ 80	3,440
81 ~ 90	3,060
91世帯以上	2,750

現行

(20) 母子生活支援施設(定員40
世帯以上)の母子指導員,少年
指導員加算分保護単価

定員 世帯	月額
31 ~ 40	6,880
41 ~ 50	5,500
51 ~ 60	<u>4,580</u>
61 ~ 70	3,930
71 ~ 80	3,440
81 ~ 90	3,060
91世帯以上	2,750

改正後	現行																																																					
略	<p data-bbox="1546 331 1961 401">(21)母子生活支援施設の夜間警備 体制強化加算分保護単価</p> <table border="1" data-bbox="1540 405 1982 955"> <thead> <tr> <th data-bbox="1546 405 1762 443">定 員</th> <th data-bbox="1762 405 1982 443">月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1546 443 1762 483"></td> <td data-bbox="1762 443 1982 483" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 483 1762 525">10世帯まで</td> <td data-bbox="1762 483 1982 525" style="text-align: right;">16,180</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 525 1762 564" style="text-align: center;">世帯</td> <td data-bbox="1762 525 1982 564"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 564 1762 604">11 ~ 20</td> <td data-bbox="1762 564 1982 604" style="text-align: right;">8,090</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 604 1762 644">21 ~ 30</td> <td data-bbox="1762 604 1982 644" style="text-align: right;">5,390</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 644 1762 684">31 ~ 40</td> <td data-bbox="1762 644 1982 684" style="text-align: right;">4,040</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 684 1762 724">41 ~ 50</td> <td data-bbox="1762 684 1982 724" style="text-align: right;">3,230</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 724 1762 764">51 ~ 60</td> <td data-bbox="1762 724 1982 764" style="text-align: right;">2,690</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 764 1762 804">61 ~ 70</td> <td data-bbox="1762 764 1982 804" style="text-align: right;">2,310</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 804 1762 844">71 ~ 80</td> <td data-bbox="1762 804 1982 844" style="text-align: right;">2,020</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 844 1762 884">81 ~ 90</td> <td data-bbox="1762 844 1982 884" style="text-align: right;">1,790</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1546 884 1762 924">91世帯以上</td> <td data-bbox="1762 884 1982 924" style="text-align: right;">1,610</td> </tr> </tbody> </table>	定 員	月 額		円	10世帯まで	16,180	世帯		11 ~ 20	8,090	21 ~ 30	5,390	31 ~ 40	4,040	41 ~ 50	3,230	51 ~ 60	2,690	61 ~ 70	2,310	71 ~ 80	2,020	81 ~ 90	1,790	91世帯以上	1,610	<p data-bbox="2092 331 2507 401">(22)母子生活支援施設の特別生活 指導費加算分保護単価</p> <table border="1" data-bbox="2086 405 2499 955"> <thead> <tr> <th data-bbox="2092 405 2309 443">定 員</th> <th data-bbox="2309 405 2499 443">月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2092 443 2309 483"></td> <td data-bbox="2309 443 2499 483" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 483 2309 525">10世帯まで</td> <td data-bbox="2309 483 2499 525" style="text-align: right;">15,550</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 525 2309 564" style="text-align: center;">世帯</td> <td data-bbox="2309 525 2499 564"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 564 2309 604">11 ~ 20</td> <td data-bbox="2309 564 2499 604" style="text-align: right;">7,770</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 604 2309 644">21 ~ 30</td> <td data-bbox="2309 604 2499 644" style="text-align: right;">5,180</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 644 2309 684">31 ~ 40</td> <td data-bbox="2309 644 2499 684" style="text-align: right;">3,880</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 684 2309 724">41 ~ 50</td> <td data-bbox="2309 684 2499 724" style="text-align: right;">3,110</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 724 2309 764">51 ~ 60</td> <td data-bbox="2309 724 2499 764" style="text-align: right;">2,590</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 764 2309 804">61 ~ 70</td> <td data-bbox="2309 764 2499 804" style="text-align: right;">2,220</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 804 2309 844">71 ~ 80</td> <td data-bbox="2309 804 2499 844" style="text-align: right;">1,940</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 844 2309 884">81 ~ 90</td> <td data-bbox="2309 844 2499 884" style="text-align: right;">1,720</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2092 884 2309 924">91世帯以上</td> <td data-bbox="2309 884 2499 924" style="text-align: right;">1,550</td> </tr> </tbody> </table>	定 員	月 額		円	10世帯まで	15,550	世帯		11 ~ 20	7,770	21 ~ 30	5,180	31 ~ 40	3,880	41 ~ 50	3,110	51 ~ 60	2,590	61 ~ 70	2,220	71 ~ 80	1,940	81 ~ 90	1,720	91世帯以上	1,550
定 員	月 額																																																					
	円																																																					
10世帯まで	16,180																																																					
世帯																																																						
11 ~ 20	8,090																																																					
21 ~ 30	5,390																																																					
31 ~ 40	4,040																																																					
41 ~ 50	3,230																																																					
51 ~ 60	2,690																																																					
61 ~ 70	2,310																																																					
71 ~ 80	2,020																																																					
81 ~ 90	1,790																																																					
91世帯以上	1,610																																																					
定 員	月 額																																																					
	円																																																					
10世帯まで	15,550																																																					
世帯																																																						
11 ~ 20	7,770																																																					
21 ~ 30	5,180																																																					
31 ~ 40	3,880																																																					
41 ~ 50	3,110																																																					
51 ~ 60	2,590																																																					
61 ~ 70	2,220																																																					
71 ~ 80	1,940																																																					
81 ~ 90	1,720																																																					
91世帯以上	1,550																																																					

改正後							現行						
(23) 母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価							(23) 母子生活支援施設保育機能強化加算分保護単価						
地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	地域区分	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
定員							定員						
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
10世帯まで	29,990	29,360	28,720	28,290	27,870	27,440	10世帯まで	29,770	29,130	28,710	28,500	28,280	28,070
世帯							世帯						
11 ~ 20	22,490	22,020	21,540	21,220	20,900	20,580	11 ~ 20	22,330	21,850	21,530	21,370	21,210	21,050
21 ~ 30	14,990	14,680	14,360	14,140	13,930	13,720	21 ~ 30	14,880	14,560	14,350	14,250	14,140	14,030
31 ~ 40	13,490	13,210	12,920	12,730	12,540	12,350	31 ~ 40	13,390	13,110	12,920	12,820	12,730	12,630
41 ~ 50	11,990	11,740	11,480	11,310	11,140	10,970	41 ~ 50	11,910	11,650	11,480	11,400	11,310	11,230
51 ~ 60	10,490	10,270	10,050	9,900	9,750	9,600	51 ~ 60	10,420	10,190	10,050	9,970	9,900	9,820
61 ~ 70	8,990	8,800	8,610	8,490	8,360	8,230	61 ~ 70	8,930	8,740	8,610	8,550	8,480	8,420
71 ~ 80	7,490	7,340	7,180	7,070	6,960	6,860	71 ~ 80	7,440	7,280	7,170	7,120	7,070	7,010
81 ~ 90	6,000	5,870	5,740	5,660	5,570	5,480	81 ~ 90	5,950	5,820	5,740	5,700	5,650	5,610
91世帯以上	4,500	4,400	4,300	4,240	4,180	4,110	91世帯以上	4,460	4,370	4,300	4,270	4,240	4,210
地域区分	3/100	その他					地域区分	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
定員							定員						
	円	円						円	円	円	円	円	円
10世帯まで	26,810	26,170					10世帯まで	27,860	27,650	27,440	27,220	26,800	26,160
世帯							世帯						
11 ~ 20	20,100	19,630					11 ~ 20	20,890	20,730	20,580	20,420	20,100	19,620
21 ~ 30	13,400	13,080					21 ~ 30	13,930	13,820	13,720	13,610	13,400	13,080
31 ~ 40	12,060	11,770					31 ~ 40	12,530	12,440	12,340	12,250	12,060	11,770
41 ~ 50	10,720	10,470					41 ~ 50	11,140	11,060	10,970	10,890	10,720	10,460
51 ~ 60	9,380	9,160					51 ~ 60	9,750	9,670	9,600	9,530	9,380	9,150
61 ~ 70	8,040	7,850					61 ~ 70	8,350	8,290	8,230	8,160	8,040	7,850
71 ~ 80	6,700	6,540					71 ~ 80	6,960	6,910	6,860	6,800	6,700	6,540
81 ~ 90	5,360	5,230					81 ~ 90	5,570	5,530	5,480	5,440	5,360	5,230
91世帯以上	4,020	3,920					91世帯以上	4,180	4,140	4,110	4,080	4,020	3,920

改正後		現行																													
<p>(24) 児童養護施設、乳児院の 指導員特別加算分保護単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人まで</td> <td>円 6,250</td> </tr> <tr> <td>31 ~ 35人</td> <td>円 5,360</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額	30人まで	円 6,250	31 ~ 35人	円 5,360	<p>(25) 一時保護所処遇促進 加算分保護単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心理職員加算分</td> <td>円 5,329,840</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別指導担当職員</td> <td>円 5,084,100</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	心理職員加算分	円 5,329,840	区分	年額	個別指導担当職員	円 5,084,100	<p>(24) 児童養護施設、乳児院の 指導員特別加算分保護単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30人まで</td> <td>円 6,250</td> </tr> <tr> <td>31 ~ 35人</td> <td>円 5,350</td> </tr> </tbody> </table>	定員	月額	30人まで	円 6,250	31 ~ 35人	円 5,350	<p>(25) 一時保護所処遇促進 加算分保護単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心理職員加算分</td> <td>円 5,322,230</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個別指導担当職員</td> <td>円 5,075,830</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	心理職員加算分	円 5,322,230	区分	年額	個別指導担当職員	円 5,075,830
定員	月額																														
30人まで	円 6,250																														
31 ~ 35人	円 5,360																														
区分	年額																														
心理職員加算分	円 5,329,840																														
区分	年額																														
個別指導担当職員	円 5,084,100																														
定員	月額																														
30人まで	円 6,250																														
31 ~ 35人	円 5,350																														
区分	年額																														
心理職員加算分	円 5,322,230																														
区分	年額																														
個別指導担当職員	円 5,075,830																														
<p>(26) 略</p>	<p>(27) 除雪費加算分保護単価 児童養護施設、児童自立支援 施設、乳児院、情緒障害児短期 治療施設、母子生活支援施設、 ファミリーホーム、自立援助ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人(1世帯)当たり</td> <td>円 5,670</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	1人(1世帯)当たり	円 5,670	<p>(26) 事務用採暖費加算分保護単価 ア 児童養護施設、児童自立支援 施設、乳児院、情緒障害児短期 治療施設、ファミリーホーム 、自立援助ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 180</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	1人当たり	円 180	<p>(27) 除雪費加算分保護単価 児童養護施設、児童自立支援 施設、乳児院、情緒障害児短期 治療施設、母子生活支援施設、 ファミリーホーム、自立援助ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人(1世帯)当たり</td> <td>円 5,650</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	1人(1世帯)当たり	円 5,650																
区分	年額																														
1人(1世帯)当たり	円 5,670																														
区分	月額																														
1人当たり	円 180																														
区分	年額																														
1人(1世帯)当たり	円 5,650																														
	<p>(28) 降灰除去費 児童養護施設、児童自立支援 施設、乳児院、情緒障害児短期 治療施設、母子生活支援施設、 ファミリーホーム、自立援助ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>円 139,330</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	1施設当たり	円 139,330	<p>イ 母子生活支援施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1世帯当たり</td> <td>円 120</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月額	1世帯当たり	円 120	<p>(28) 降灰除去費 児童養護施設、児童自立支援 施設、乳児院、情緒障害児短期 治療施設、母子生活支援施設、 ファミリーホーム、自立援助ホーム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1施設当たり</td> <td>円 138,700</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年額	1施設当たり	円 138,700																
区分	年額																														
1施設当たり	円 139,330																														
区分	月額																														
1世帯当たり	円 120																														
区分	年額																														
1施設当たり	円 138,700																														

改正後

略

現行

算 定 額

○寒冷地に所在する施設

支給地域の区分	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	
1 級 地	131,900円	72,900円	51,700円
2 級 地	116,800円	65,300円	44,000円
3 級 地	112,700円	64,300円	43,000円
4 級 地	89,000円	51,000円	36,800円

注「寒冷地」の定義は別表1の2の(12)寒冷地手当の注と同じである。

(備 考)

「扶養親族のある職員」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

一時保護所寒冷地手当

改正後

現行

略

別表2

児童福祉施設の職種別職員定数表

(1) 児童養護施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員6人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。

(2) 児童自立支援施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童自立支援専門員 児 童 生 活 支 援 員	通じて定員5人につき1人。
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。

改正後

現行

略

(3) 乳児院（乳児10人未満を入所させる乳児院を除く。）

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
医 師	1人。ただし、定員100人未満の場合は、嘱託の医師とする。
看 護 師	2歳未満児（定員から2歳児及び3歳以上児の現員を差し引いたもの） 通じて1.7人につき1人。
保 育 士	2歳児の現員通じて2人につき1人。
児 童 指 導 員	3歳以上児の現員通じて4人につき1人。 ただし、看護師は定員10人の場合は2人以上、10人を超える場合は10人増すごとに1人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員20人以下の施設については、この定数のほか保育士1人を加算する。
栄 養 士	1人。
事 務 員	定員100人未満の場合は1人。定員100人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員30人未満の場合は4人。定員30人以上10人ごとに1人を加算する。

(4) 乳児10人未満を入所させる乳児院

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
看 護 師	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、その他は保育士又 保 育 士 は児童指導員とする。
児 童 指 導 員	なお、2歳児の現員通じて2人につき1人。 3歳以上児の現員通じて4人につき1人。
嘱 託 医	1人。
調 理 員 等	1人。

改正後

現行

略

(5) 母子生活支援施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
母子指導員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
保 育 士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯の場合は2人。
調 理 員 等	1人。
嘱 託 医	1人。

(6) 情緒障害児短期治療施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
医 師	1人。
セラピスト	定員10人につき1人。
看 護 師	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保 育 士	
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。
調 理 員 等	4人。

改正後

現行

略

(7) 自立援助ホーム

職 種 別	職 員 の 定 数
指 導 員	2人。ただし、入居児童が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。
補 助 者	1人。

(8) ファミリーホーム

職 種 別	職 員 の 定 数
指 導 員	1人。
補 助 者	2人。

改正後

現行

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(平成22年4月1日)

Table with columns for expense items (e.g., 児童生活費, 児童用保額費) and amounts. It details various costs for children's care, including food, clothing, and medical expenses.

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(平成21年4月1日)

Table with columns for expense items (e.g., 児童生活費, 児童用保額費) and amounts. It details various costs for children's care, including food, clothing, and medical expenses.

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。

(案)

雇 児 発 第 号
 平 成 2 2 年 月 日

都 道 府 県 知 事
 各 指 定 都 市 の 市 長 殿
 児 童 相 談 所 設 置 市 の 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度地域小規模児童養護施設に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、地域小規模児童養護施設（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成22年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
区 分						
地域小規模 児童養護施設	円 220,290	円 216,690	円 214,290	円 213,090	円 211,900	円 210,700

地域区分	3/100	その他
区 分		
地域小規模 児童養護施設	円 209,500	円 208,300

(うち管理費 41,380円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、乳児加算分、1・2歳児加算分、年少児加算分、事務用採暖費加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分及び特別生活指導費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

児童養護施設を地域小規模児童養護施設と読み替えて支弁することとする。

(案)

雇 児 発 第 号
 平 成 2 2 年 月 日

都道府県知事
 各 指定都市の市長 殿
 中核市の市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設
 に係る保護単価について

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第7により、小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設（平成15年7月1日雇児発第0701004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」により指定されたもの）に適用される保護単価については以下のように定め、平成22年4月分の支弁から適用することとしたので通知する。

1. 一般分事務費保護単価

地域区分 区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設	円 139,140	円 136,860	円 134,580	円 133,070	円 131,550	円 130,030

地域区分 区分	3/100	その他
小規模分園型 (サテライト型) 母子生活支援施設	円 127,750	円 125,480

(うち管理費 34,822円)

2. 加算分保護単価

寒冷地加算分、事務用採暖費加算分及び除雪費加算分保護単価並びに民間施設給与等改善費について支給対象とし、母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

3. 事業費保護単価

母子生活支援施設を小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設と読み替えて支弁することとする。

児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭和62年 5 月20日</p> <p>[一部改正]昭和63年 4 月 7 日 児企第321号 平成元年 5 月29日 児発第390号の 3 平成 2 年 6 月 7 日 児発第475号の 5 平成 4 年 4 月10日 児発第382号の 7 平成 5 年 4 月 9 日 児発第331号の 7 平成 6 年 6 月29日 児発第639号の 4 平成 7 年 4 月 3 日 児発第371号の 7 平成 8 年 6 月24日 児発第618号の 7 平成 9 年 5 月28日 児発第375号 平成10年 6 月12日 児発第457号 平成11年 4 月 1 日 児発第321号 平成11年 4 月30日 児発第418号 平成12年 5 月19日 児発第520号の 2 平成13年 8 月 2 日 雇児発第507号の 2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年 5 月23日 雇児発第0523004号の 2 平成16年 7 月16日 雇児発第0716004号 平成17年 6 月 1 日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の 2 平成18年 6 月27日 雇児発第0627009号 平成19年 7 月25日 雇児発第0725001号の 6 平成20年 6 月12日 雇児発第0612014号の 5 平成21年 6 月29日 雇児発第0629001号の 5 平成22年 月 日 雇児発 第 号</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭和62年 5 月20日</p> <p>[一部改正]昭和63年 4 月 7 日 児企第321号 平成元年 5 月29日 児発第390号の 3 平成 2 年 6 月 7 日 児発第475号の 5 平成 4 年 4 月10日 児発第382号の 7 平成 5 年 4 月 9 日 児発第331号の 7 平成 6 年 6 月29日 児発第639号の 4 平成 7 年 4 月 3 日 児発第371号の 7 平成 8 年 6 月24日 児発第618号の 7 平成 9 年 5 月28日 児発第375号 平成10年 6 月12日 児発第457号 平成11年 4 月 1 日 児発第321号 平成11年 4 月30日 児発第418号 平成12年 5 月19日 児発第520号の 2 平成13年 8 月 2 日 雇児発第507号の 2 平成14年11月11日 雇児発第1111005号 平成15年 5 月23日 雇児発第0523004号の 2 平成16年 7 月16日 雇児発第0716004号 平成17年 6 月 1 日 雇児発第0601005号 平成17年10月28日 雇児発第1028005号の 2 平成18年 6 月27日 雇児発第0627009号 平成19年 7 月25日 雇児発第0725001号の 6 平成20年 6 月12日 雇児発第0612014号の 5 平成21年 6 月29日 雇児発第0629001号の 5</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における 施設機能強化推進費について</p>

改正後

現行

<p>(略)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 一般事業 1 (略)</p>	<p>標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)及び「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。</p> <p>おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的 児童福祉施設において、(1)施設がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児(者)の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2)施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3)養護施設の入所児童に一定期間小集団での訓練を行うことにより、施設退所後の児童の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p>第2 一般事業 1 事業の種類及び内容 (1) 種類 社会復帰等自立促進事業 ア．施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業 イ．心身機能低下防止事業 ウ．処遇困難事例研究事業 専門機能強化事業 ア．養育機能等強化事業 イ．広域入所促進事業 総合防災対策強化事業 (2) 内容 別表のとおり</p>
---	---

改正後

現 行

2 (略)

3 (略)

2 事業の選択
 事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。ただし、保育所については、別添に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び、保育対策等促進事業等を複数実施する保育所において実施するものとする。

3 加算の方法等
 事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。)に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認められた場合は次の方法により加算すること。
 なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児(者)処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること
 また、当該施設において「児童福祉施設最低基準」(昭23年12月29日厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
 おって、第2の1の(1)の のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。
 (1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。
 (2) 施設当たりの加算総額は、入所施設にあっては年額75万円以内(ただし、第2の1の(1)の 及び のアの事業のみを行う場合は年額50万円以内とし、助産施設(第二種助産施設に限る。)にあっては、第2の1の(1)の の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。)、保育所にあっては、第2の1の(1)の の事業のみを対象とし、年額15万円以内とする。
 なお、第2の1の(1)の のイの事業を実施する場合には、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。
 ただし、実所要額がこれを下回る場合は実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。

改 正 後	現 行
<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園事業」という。) (1) (略)</p>	<p>(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。 ただし、助産施設(第二種助産施設に限る。)に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。</p> <p style="text-align: center;">認定額 = 施設機能強化推進費加算分保護単価 (10円未満については四捨五入) × その施設の5月初日の定員等 (保育所の場合は、5月初日の入所人員)</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin: 10px 0;"> $\left[\begin{array}{l} \text{施設機能強化推進費加算分保護単価(")} = \\ \text{施設機能強化推進費} \div \text{その施設の5月初日の定員等} \\ \text{(")} \end{array} \right]$ </div> <p>4 支出対象経費 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金(総合防災対策強化事業に限る。)・委託費(総合防災対策強化事業に限る。)</p> <p>5 対象除外 デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。</p> <p>第3 特別事業 1 児童養護施設分園型自活訓練事業(以下「分園型事業」という。) (1) 事業の内容等 ア 対象児童 分園型事業の対象児童は、児童養護施設に入所している児童であって、退所前の一定期間に自立のための個別指導訓練を行うことが、効果的であると施設長が認める児童であること。 施設長は、対象児童を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。</p>

改正後

現 行

- イ 対象施設等
分園型事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。
都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。
- (ア) 当該施設において「最低基準」が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
 - (イ) 入所率の高い施設を優先すること。なお、4月1日現在の入所率は原則として90%を下回らないことが望ましいこと。（ただし、極端に低いものは認められないこと）
 - (ウ) 本体施設の一部を分園とするものは認められないこと。
 - (エ) 同一施設において、本事業と地域小規模児童養護施設を同時に指定することは認められないこと。
 - (オ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。
- ウ 対象児童の居住場所
指定施設の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。
- エ 訓練期間・対象人員
訓練期間は、退所予定日前のおおむね1年間とし、定員は、認可定員のうち6人程度とすること。
- オ 事業の実施及び訓練の内容
分園型事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、次の指導項目についてあらかじめ個別指導訓練計画を定め、児童の社会的自立に向けての生活指導等を行うこと。
また、夜間において児童だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。
- ・自活のための生活指導
 - ・職業適性を高める指導
 - ・社会参加のための準備指導
 - ・学習指導
 - ・余暇の活用指導

改正後

(2) 加算の方法等 (略)

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,692,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。

イ (略)

2 (略)

現 行

(2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、一施設当たり年額4,680,000円を限度とする。この場合、年度内における各月初日入所児童の平均が4人を下回る場合は、支弁の対象としないこと。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

$$\begin{aligned} & \text{加算額} = \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ & \quad (10\text{円未満については四捨五入}) \\ & \quad \times \text{その施設の5月初日の定員} \\ & \text{分園型事業費加算分保護単価} \\ & \quad (10\text{円未満については四捨五入}) \\ & = 1 \text{施設当たり年額} \\ & \quad \div \text{その施設の5月初日の定員} \end{aligned}$$

2 家族療法事業

(1) 事業の内容等

ア 実施施設

この事業は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設(以下「実施施設」という。)において実施するものとする。

イ 対象児童及び家族

この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。

(ア) 実施施設に措置されている児童とその家族で、施設長が必要と認められたものであること。

(イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもり児童等とその家族で、都道府県知事が必要であると認められたものであること。

改正後

現行

ウ 対象施設等

この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに指定するものとする。

都道府県及び指定都市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別添様式4により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

(ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

(1) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

エ 設備

必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。

オ 事業の実施及び内容

対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画をたて面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。

(2) 加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参照とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

改正後

現行

3 (略)

ア 事業費の限度額
本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし、年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。

(ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 1,998,000円

(イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 999,000円

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

認定額 = 家族療法事業費加算分保護単価

× その施設の5月初日の定員

家族療法事業費加算分保護単価

(10円未満については四捨五入)

= 1施設当たり年額 ÷ その施設の5月初日の定員

3 施設入所児童家庭生活体験事業

(1) 事業の内容等

ア 対象児童

本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等(以下「委託家庭」という。)で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。

イ 対象施設等

本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が各年度ごとに認めるものであること。

・ 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。

ウ 事業の実施及び内容

児童養護施設等の入所児童を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。

(2) 加算の方法等

本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認められた場合は次により加算すること。

改正後

現 行

4 (略)

第4 報告等
(略)

別表 (略)

別紙様式1～5 (略)

別添1～4 (略)

ア 事業費の限度額
本事業の実施に要する経費は、対象児童一人当たり年額99,000円を限度とする。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

加算額 = 99,000円 × その施設の年間対象者数

ウ 加算額が年間を通して99,000円に満たない場合は、その満たない額とする。

4 支出対象経費
・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費) ・役務費(通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。) ・旅費(交通費) ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料

第4 報告等

1 本事業の経理は、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設を運営する社会福祉法人の経理規定準則の制定について」により行う(ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、当該基準により本事業の経理を行う。)ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿を設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

2 本事業を実施した施設は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設は、各々、別紙様式3を参考とした児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5を参考とした家族療法事業実施報告書も併せて提出すること。

3 都道府県知事は、本事業を実施した施設については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部(局)長は、別紙様式3の児童養護施設分園型自活訓練事業実施報告書及び別紙様式5の家族療法事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

別表 (略)

別紙様式1～5 (略)

別添1～4 (略)

新	旧
<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 略</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 略</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 略</p>	<p>別紙 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金(以下「補助金等」という。)については、予算の範囲内において交付するものとし、売春防止法(昭和31年法律第118号)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年第省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金等は、売春防止法に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること及び配偶者暴力防止法に基づき配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金等は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) 婦人保護事業費負担金 売春防止法第34条第2項第3号及び配偶者暴力防止法第3条第3項第3号(同第4項の規定により、厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)の規定により、都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に係る事業</p> <p>(2) 婦人相談所運営費負担金 売春防止法第38条第1項第1号及び配偶者暴力防止法第27条第1項第1号の規定により、都道府県が行う婦人相談所の運営事業</p> <p>(3) 婦人保護事業費補助金 昭和38年3月19日厚生省発社第34号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の6により、都道府県が行う婦人保護施設(婦人保護長期収容施設を含む。)の運営事業</p>

新	旧
<p>(申請手続)</p> <p>6 略</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>7 略</p> <p>(交付決定までの標準的処理期間)</p> <p>8 略</p> <p>(補助金等の概算払)</p> <p>9 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>10 略</p> <p>(補助金等の返還)</p> <p>11 略</p>	<p>整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(申請手続)</p> <p>6 都道府県知事は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度の8月末日までに地方厚生(支)局長に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>7 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別に定める期日までにを行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的処理期間)</p> <p>8 国は、6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として70日以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。</p> <p>(補助金等の概算払)</p> <p>9 厚生労働大臣は、補助金等の概算払をする必要があると認める場合には、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>10 都道府県知事は、別紙様式3による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度の6月末日(5の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに地方厚生(支)局長に提出しなければならない。</p> <p>(補助金等の返還)</p> <p>11 地方厚生(支)局長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p>

新

(その他)

12 略

旧

(その他)

12 特別の事情により4, 6, 7及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生(支)局長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

新

旧

別紙 婦人保護費交付基準

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
婦人保護事業費負担金	事務費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 別表に示す「施設事務費算定基準」によって算定された額(経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数(別に定める「職員職種別配置基準」を限度とする。)を乗じて得た額の合算額)を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額(円未満切捨)と、表1「施設事務費基準限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額(以下「標準国庫補助基本額」という。)とする。</p> <p>ただし、職員職種別配置基準を満たす施設であって、指導員が配置基準を超えて配置されている場合には、当該超えた指導員数の範囲内において、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数(以下「指導員加算数」という。)を限度として「施設事務費算定基準」によって算定された額(指導員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に指導員加算数を乗じて得た額の合算額)を、当該施設の取扱定員に12を乗じた数によって除して得た額(円未満切捨)と表2「指導員1人当たり加算限度額」に指導員加算数を乗じて得た額とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額を標準国庫補助基本額に加算することができる。</p>	<p>婦人相談所一時保護所職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(印刷製本費、食糧費、光熱水費、燃料費、修繕料、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等</p>	5 / 10

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

表 1 施設事務費基準限度額 (単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	219,300	214,700	210,200	207,100	204,100	201,000
21 ~ 30	146,500	143,400	140,400	138,300	136,300	134,300
31 ~ 40	110,100	107,800	105,500	104,000	102,400	100,900
41 ~ 50	88,200	86,400	84,500	83,300	82,100	80,900
51 ~ 60	81,800	80,100	78,400	77,300	76,100	75,000
61 ~ 70	70,300	68,800	67,300	66,300	65,400	64,400
71 ~ 80	61,600	60,300	59,000	58,100	57,300	56,400
81 ~ 90	54,800	53,700	52,500	51,800	51,000	50,200
91 ~ 100	49,400	48,400	47,400	46,700	46,000	45,300

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	217,800	213,200	210,100	208,600	207,100	205,600
21 ~ 30	145,500	142,400	140,400	139,300	138,300	137,300
31 ~ 40	109,300	107,000	105,500	104,700	103,900	103,200
41 ~ 50	87,600	85,800	84,500	83,900	83,300	82,700
51 ~ 60	81,300	79,500	78,400	77,800	77,300	76,700
61 ~ 70	69,800	68,300	67,300	66,800	66,300	65,800
71 ~ 80	61,100	59,900	59,000	58,600	58,100	57,700
81 ~ 90	54,400	53,300	52,500	52,100	51,800	51,400
91 ~ 100	49,100	48,000	47,400	47,000	46,700	46,300

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	196,400	191,800
21 ~ 30	131,200	128,200
31 ~ 40	98,600	96,300
41 ~ 50	79,000	77,200
51 ~ 60	73,200	71,500
61 ~ 70	62,900	61,400
71 ~ 80	55,100	53,800
81 ~ 90	49,100	48,000
91 ~ 100	44,300	43,200

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	204,000	202,500	201,000	199,500	196,400	191,800
21 ~ 30	136,300	135,300	134,300	133,200	131,200	128,100
31 ~ 40	102,400	101,700	100,900	100,100	98,600	96,300
41 ~ 50	82,100	81,500	80,900	80,300	79,000	77,200
51 ~ 60	76,100	75,500	75,000	74,400	73,200	71,500
61 ~ 70	65,300	64,900	64,400	63,900	62,900	61,400
71 ~ 80	57,300	56,800	56,400	56,000	55,100	53,800
81 ~ 90	51,000	50,600	50,200	49,900	49,100	47,900
91 ~ 100	46,000	45,600	45,300	45,000	44,300	43,200

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	25,400	24,800	24,200	23,800	23,400	23,100
21 ~ 30	16,900	16,500	16,100	15,900	15,600	15,400
31 ~ 40	12,700	12,400	12,100	11,900	11,700	11,500
41 ~ 50	10,100	9,900	9,700	9,500	9,400	9,200
51 ~ 60	8,500	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700
61 ~ 70	7,200	7,100	6,900	6,800	6,700	6,600
71 ~ 80	6,300	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100
91 ~ 100	5,100	5,000	4,800	4,800	4,700	4,600

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,500	21,900
21 ~ 30	15,000	14,600
31 ~ 40	11,200	10,900
41 ~ 50	9,000	8,800
51 ~ 60	7,500	7,300
61 ~ 70	6,400	6,300
71 ~ 80	5,600	5,500
81 ~ 90	5,000	4,900
91 ~ 100	4,500	4,400

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 2 指導員1人当たり加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	25,200	24,600	24,200	24,000	23,800	23,600
21 ~ 30	16,800	16,400	16,100	16,000	15,900	15,700
31 ~ 40	12,600	12,300	12,100	12,000	11,900	11,800
41 ~ 50	10,100	9,800	9,700	9,600	9,500	9,400
51 ~ 60	8,400	8,200	8,100	8,000	7,900	7,900
61 ~ 70	7,200	7,000	6,900	6,900	6,800	6,700
71 ~ 80	6,300	6,100	6,100	6,000	6,000	5,900
81 ~ 90	5,600	5,500	5,400	5,300	5,300	5,200
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,800	4,800	4,700

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,400	23,200	23,000	22,900	22,500	21,900
21 ~ 30	15,600	15,500	15,400	15,200	15,000	14,600
31 ~ 40	11,700	11,600	11,500	11,400	11,200	10,900
41 ~ 50	9,400	9,300	9,200	9,100	9,000	8,800
51 ~ 60	7,800	7,700	7,700	7,600	7,500	7,300
61 ~ 70	6,700	6,600	6,600	6,500	6,400	6,300
71 ~ 80	5,900	5,800	5,800	5,700	5,600	5,500
81 ~ 90	5,200	5,200	5,100	5,100	5,000	4,900
91 ~ 100	4,700	4,600	4,600	4,600	4,500	4,400

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「18/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49別表(以下「別表」という。)第1の支給割合が<u>一級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が<u>二級地</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が<u>三級地</u>とされている地域及び<u>東久留米市</u>とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が<u>四級地</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島府中町</u>とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 「8/100」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が<u>五級地</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p>					<p>(注) 1 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則(以下「人事院規則」という。)9-49附則別表(以下「附則別表」という。)第2の支給割合が<u>17/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>11/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び<u>習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市</u>とする。</p> <p>(6) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域及び<u>綾瀬市、座間市</u>とする。</p> <p>(7) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び<u>大東市</u>とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、<u>東大和市、松原市</u>とする。</p> <p>(9) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び<u>狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市</u>とする。</p>		

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(削除)</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。</p> <p>(8) 「その他」とは、(1)から(7)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(10) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは、(1)から(11)以外の地域とする。</p> <p>2 取扱定員は、別に定める施設別定員とする。</p> <p>2 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び同支給規則に定める支給地域に所在する婦人相談所一時保護所に勤務する職員に対して支給されるもので、毎年10月31日現在の現員に対し都道府県条例の定めるところにより支給した額の合算額と次の寒冷地手当算定方式により算定した額とを比較して少ない方の額とする。</p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	5 負担(補助)率
------	------	-------	-----------

寒冷地手当算定方式

寒冷地に所在する施設

次表の単価に員数を乗じて算定された額

単 価		員 数			
	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	
	円	円	円	円	
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注 「寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
- 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
------	------	-------	--------	-----------

寒冷地手当算定方式

(1) 旧寒冷地に所在する施設（新寒冷地に所在する施設を除く）
経費の種類ごとに単価に員数を乗じた額の合計額

で算出された合計額から1人あたり130,000円を引いた額（0円以下となる場合は、0円とする。）

経費の種類	単 価					員 数
(1) 定 額	旧 5 級地 円	旧 4 級地 円	旧 3 級地 円	旧 2 級地 円	旧 1 級地 円	
ア	163,700	129,600	97,800	67,500	39,600	世帯主（扶養親族3人以上）の員数
イ	136,500	108,000	81,500	56,300	33,000	世帯主（扶養親族1人または2人）の員数
ウ	82,900	65,000	49,100	33,600	19,800	準世帯主（扶養親族なし）の員数
エ	59,200	45,800	34,200	23,300	14,200	非世帯主の員数
(2) 加算額	北 海 道					
	旧甲地 円	旧乙地 円	旧丙地 円			
ア	66,500	51,600	38,600			世帯主の員数
イ	44,300	34,400	25,700			準世帯主の員数
ウ	22,200	17,200	12,900			非世帯主の員数
	北海道以外の地域					
	旧 5 級地 円	旧 4 級地 円				
ア	16,500	8,200				世帯主の員数
イ	11,000	5,500				準世帯主の員数
ウ	5,500	2,700				非世帯主の員数

注1 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域をいう。

(2) 新寒冷地に所在する施設
次表の単価に員数を乗じて算定された額

単 価		員 数			
新 1 級地 円	新 2 級地 円	新 3 級地 円	新 4 級地 円		
ア	131,900	116,800	112,700	89,000	世帯主の員数
イ	72,900	65,300	64,300	51,000	準世帯主の員数
ウ	51,700	44,000	43,000	36,800	非世帯主の員数

注2 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第1条第1号及び第2号に定める地域をいう。

- (備考) 1 「世帯主」とは、扶養親族を有する職員で主としてその収入によって世帯の生計を支えているものをいい、「準世帯主」とは、扶養親族を有しないが居住のため一戸を構え又は下宿、寮等において独立世帯を形成しているものをいい、「非世帯主」とは、世帯主及び準世帯主以外のものをいう。
- 2 「世帯主」には、寒冷地手当支給対象地域外に居住する扶養親族のある職員であって、その扶養親族と同居しておらず、かつ扶養親族が居住する住居と寒冷地手当支給対象地域との最短距離が60キロメートル以上であるものは含まないものとする。

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																				
		<p>3 夜間警備体制強化加算</p> <p>警備員を雇上げ又は委託契約等に基づき警備員を配置若しくは機械設備を利用し、夜間警備体制の強化を図る場合次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、警備員を配置する場合は1施設2名まで、機械設備のみの場合は1施設1式までとし、警備員と機械設備を併用する場合はどちらか一方を本加算の対象とする。</p> <p>(宿直職員が配置されており、夜間における入所者への処遇が適切に行える職員体制になっている場合に限る。なお、夜間に警備員のみとなる施設は、本加算の対象としない。)</p> <p>(算式) 施設定員 × 夜間警備体制強化加算分保護単価 × 警備員数 (又は機械設備1式数)</p> <p>夜間警備体制強化加算分保護単価 (月額)</p> <table border="1" data-bbox="1420 852 1695 1262"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>単価(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20名以下</td> <td>8,090</td> </tr> <tr> <td>21～30</td> <td>5,390</td> </tr> <tr> <td>31～40</td> <td>4,040</td> </tr> <tr> <td>41～50</td> <td>3,230</td> </tr> <tr> <td>51～60</td> <td>2,690</td> </tr> <tr> <td>61～70</td> <td>2,310</td> </tr> <tr> <td>71～80</td> <td>2,020</td> </tr> <tr> <td>81～90</td> <td>1,790</td> </tr> <tr> <td>91～100</td> <td>1,610</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 婦人相談所の終業時間から翌日の始業時間までの間12時間以上警備員を1名配置する場合には本加算分保護単価に2を乗じた単価を加算するものとする。</p>	定員	単価(円)	20名以下	8,090	21～30	5,390	31～40	4,040	41～50	3,230	51～60	2,690	61～70	2,310	71～80	2,020	81～90	1,790	91～100	1,610		
定員	単価(円)																							
20名以下	8,090																							
21～30	5,390																							
31～40	4,040																							
41～50	3,230																							
51～60	2,690																							
61～70	2,310																							
71～80	2,020																							
81～90	1,790																							
91～100	1,610																							

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>139,330円</u></p> <p>8 略</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>1,794,410円</u></p>					<p>4 入所者処遇特別加算 高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要と認定された場合。</p> <p>5 単身赴任手当加算 職員のうち単身赴任者が存する施設であって、別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必要と認定された場合。</p> <p>6 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設について 取扱人員×2, 210円</p> <p>7 降灰除去費 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について 1 施設当たり年額 <u>138,700円</u></p> <p>8 (1) 1により算定した事務費について、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から1の方法に準じて事務費の額を改定すること。 ア 当該施設の取扱定員に変更を生じたとき。 イ 当該施設の職員に増減を生じたとき。 ただし、1か月以内における増減を除く。 (2) 算定した事務費の算定基礎等に誤りがあった場合は決定の時期にさかのぼって改定すること。</p> <p>9 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員雇上費加算が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 <u>1,794,361円</u></p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,770円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,540円</u></p> <p>11 略</p>					<p>10 同伴児童対応指導員雇上費加算 別途定めるところにより、婦人相談所一時保護所において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。 1 施設当たり年額 (1人配置の場合) <u>2,257,721円</u> (2人配置の場合) <u>4,515,442円</u></p> <p>11 一時保護委託費 配偶者暴力防止法に基づき配偶者から暴力を受けた者(以下「暴力被害者」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合] 1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,650円を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。 同伴児 就学前児童 4,450円 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,950円 1 同伴児とは、暴力被害者が同伴する児童(18歳未満。)とする。(以下同じ。) 2 同伴者とは、同伴児以外の親等の家族とする。(以下同じ。) 2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。 児童 就学前児童 7,540円 就学児から18歳未満の児童 5,510円</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>児童以外の者 5,030円 (注)暴力被害者の一時保護が前提であること。 (14日を超えた場合も同様。)</p> <p>[14日を超えた場合]</p> <p>1 暴力被害者分 (1)暴力被害者 各月の委託延人数に日額7,500円を乗じた額 (2)同伴児(者)加算 暴力被害者が、その家族を同伴する場合には次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額を加算するものとする。</p> <p>同伴児 就学前児童 4,450円 就学児から18歳未満児童 2,420円 同伴者 1,800円</p> <p>2 同伴児(者)単独分 暴力被害者と、その同伴する家族を分離し一時保護を委託して行う場合は次に示す額に各月の委託延人数を乗じた額。</p> <p>児童 就学前児童 7,540円 就学児から18歳未満の児童 5,510円 児童以外の者 4,880円</p> <p>12 人身取引被害者の一時保護委託費 人身取引被害者の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>[14日以内の場合]</p> <p>1 人身取引被害者分 前項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、そ</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>の基準額を適用する。 〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 人身取引被害者分 前項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「人身取引被害者」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>13 売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託費 別途定めるところにより、売春防止法に基づく要保護女子(以下「要保護女子」という。)の一時保護を委託して行う場合、次により算出された額の合算額</p> <p>〔14日以内の場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日以内の場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日以内の場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>〔14日を超えた場合〕</p> <p>1 要保護女子分 前々項〔14日を超えた場合〕の1の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p> <p>2 同伴児(者)単独分 前々項〔14日を超えた場合〕の2の「暴力被害者」を「要保護女子」と読み替え、その基準額を適用する。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率																							
	事業費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 要保護女子等分</p> <p>(1) 事業費</p> <p>各月初日の保護現員(月の中途において退所した者を除く。以下「各月当初保護現員」という。)に月額54,600円を乗じた額の合算額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間は、その間の各月当初保護現員に次の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">冬 期 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>区</td> <td>区</td> <td>区</td> <td>区</td> <td>区</td> <td>区</td> </tr> <tr> <td>8,900円</td> <td>7,100円</td> <td>5,400円</td> <td>4,200円</td> <td>2,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> </table> <p>(注) 地区別区分は、生活保護法による保護基準(昭和38年厚生省告示第158号)の別表第1附表の区分による婦人相談所の所在地について適用するものであること。</p> <p>(2) 妊産婦加算</p> <p>妊産婦については、各月当初保護現員に掲げる区分ごとの妊産婦加算額を乗じて算定した額を、前項により算定した事業費に加えるものとする。</p> <p>ただし、妊婦については、次に掲げる妊婦の額を出産した日の属する月まで加算するものとし、産婦については出産した日の属する月の翌月から2か月間加算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">妊 産 婦 加 算 額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">妊 婦</td> <td rowspan="2">産 婦</td> </tr> <tr> <td>6月未満</td> <td>6月以上</td> </tr> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>9,140</td> <td>13,810</td> <td>8,490</td> </tr> </table>	区	区	区	区	区	区	8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円	妊 婦		産 婦	6月未満	6月以上	円	円	円	9,140	13,810	8,490	<p>婦人相談所一時保護所入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)扶助費等</p>	5 / 10
区	区	区	区	区	区																						
8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円																						
妊 婦		産 婦																									
6月未満	6月以上																										
円	円	円																									
9,140	13,810	8,490																									

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>(3) 母子加算 要保護女子等が乳児または幼児を養育しなければならない場合はその者の各月初日の在籍戸数(月中途において退所した月を除く。)に月額19,380円を、養育しなければならない者が2人の場合は1,560円、3人以上1人増すごとにさらに月額770円を加算した額を乗じた額を(1)の事業費に加算するものとする。</p> <p>ただし、国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による遺族基礎年金の支給を受けている者はこれを除外すること。</p> <p>(注)乳児とは、満1才未満の者、幼児とは、満1才以上小学校就学前の者をいうものであること。(以下同じ。)</p> <p>(4) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(5) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p> <p>2 要保護女子等が同伴する乳幼児</p> <p>(1) 事業費 ア 乳児の各月初日保護現員に月額37,900円を乗じた額の合計額。 イ 幼児の各月初日保護現員に月額42,600円を乗じた額の合計額。</p> <p>ただし、毎年11月1日からその翌年3月31日までの間はその間の乳児又は幼児の各月初日保護現員に前記1の(1)の冬期加算額を乗じて算定した額を加えるものとする。</p> <p>(2) 期末一時扶助費 毎年12月初日保護現員×5,070円</p> <p>(3) 被服加算 各月保護人員×月額250円</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>3 事業費の算出にあたり月の途中で保護又は退所した者についての事業費(冬期加算を含む。)妊産婦加算及び母子加算の額は次の算式により算定した額とする。</p> $\text{月額単価} \times \frac{\text{当該月の保護日数}}{30 \text{日又は当該月の日数}}$ <p>4 入所者の生活指導のための器具機材費として地方厚生(支)局長が必要と認めた額。</p>		

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
婦人相談所運営費負担金	運営費	<p>次に掲げる額の合算額</p> <p>1 婦人相談所活動費</p> <p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行う事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p> <p>2 外国人婦女子緊急一時保護経費</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業に要する経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p> <p>3 広域措置費</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるための経費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額</p>	<p>婦人相談所が行う都道府県域内における要保護女子等の移送等を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所が行う外国人婦女子緊急一時保護事業を行うために必要な旅費、役務費(通信運搬費)、通訳雇上費、婦人相談所で一時保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</p> <p>婦人相談所が行う配偶者からの暴力被害女性を他の都道府県の婦人相談所等へ移動させるために必要な旅費、需用費(燃料費)、役務費(通信運搬費)</p>	5 / 10

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		4 相談・一時保護同伴児童経費 婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額	婦人相談所が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)	5 / 10

新

旧

略

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率						
	<p>婦人保護事業費補助金 (婦人保護長期収容施設を含む。)</p>	<p>婦人保護施設</p> <p>1 〔区分〕婦人保護事業費負担金 〔種目〕事務費の基準額による。 ただし、基準額の「2 寒冷地手当」中「都道府県条例」とあるのは「都道府県条例(法人の経営する施設にあっては、当該法人の寒冷地手当の支給に関する規定)」と読み替えること。 また、基準額の「3 夜間警備体制強化加算」中「1施設2名」とあるのは「1施設1名」と読み替え、「(注)」の部分は除くこと。 なお、施設入所者に対して特別な処遇を行っている施設については地方厚生(支)局長がその都度承認した額。</p> <p>2 施設機能強化推進費 施設機能の充実強化を推進している施設であって別途定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合。 別途加算単価</p> <p>3 精神科医雇上費 入院治療の必要はないが精神に障害のある者(精神科通院により投薬治療を受けている者及び施設内において専門医の処方を受けている者(以下「対象者」という))が毎年4月1日現在の実入所人員に対して10人以上を占めている施設に対し、1回当たり単価13,570円を限度として年12回の範囲内で加算する。 対象者が21人を超える施設であるときは、次表に定める回数の範囲内でさらに加算する。</p> <p>対象者が21人を超える施設への加算回数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者数</th> <th>加算回数(年間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21~30人</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>31人以上</td> <td>24回</td> </tr> </tbody> </table>	対象者数	加算回数(年間)	21~30人	12回	31人以上	24回	<p>婦人保護施設職員設置のために必要な給料、賃金、職員手当等及び運営のために必要な旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費)、役務費(通信運搬費)、備品購入費、委託料等</p>	5 / 10
対象者数	加算回数(年間)									
21~30人	12回									
31人以上	24回									

新

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 略</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,976,343円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,090円</u></p>		

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>4 民間施設給与等改善費 地方公共団体の経営する施設以外の施設(ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。)であって、別途定めるところにより、民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合。 事務費基準額×別途定めるところにより決定された加算率</p> <p>5 心理療法担当職員雇上費加算 別途定めるところにより、心理療法担当職員加算が必要と認定された場合。</p> <p>(1) 常勤職員 「施設事務費算定基準」によって算定された額(心理療法担当職員に係る経費の種類ごとにそれぞれの単価に員数を乗じて得た額の合算額)を当該取扱定員に12を乗じた数によって除した額(円未満切捨)と表3「心理療法担当職員加算限度額」とを比較していずれか少ない方の額に取扱定員と12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 常勤的非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>2,975,406円</u></p> <p>(3) 非常勤職員 1 施設当たり年額 <u>1,712,041円</u></p>		

新

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100
20名以下	24,900	24,300	23,800	23,500	23,100	22,700
21 ~ 30	16,600	16,200	15,900	15,600	15,400	15,200
31 ~ 40	12,400	12,200	11,900	11,700	11,500	11,400
41 ~ 50	10,000	9,700	9,500	9,400	9,200	9,100
51 ~ 60	8,300	8,100	7,900	7,800	7,700	7,600
61 ~ 70	7,100	7,000	6,800	6,700	6,600	6,500
71 ~ 80	6,200	6,100	6,000	5,900	5,800	5,700
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,100	5,100
91 ~ 100	5,000	4,900	4,800	4,700	4,600	4,500

地域区分 定員	3/100	その他
20名以下	22,200	21,700
21 ~ 30	14,800	14,400
31 ~ 40	11,100	10,800
41 ~ 50	8,900	8,700
51 ~ 60	7,400	7,200
61 ~ 70	6,300	6,200
71 ~ 80	5,500	5,400
81 ~ 90	4,900	4,800
91 ~ 100	4,400	4,300

旧

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担 (補助)率
------	------	-------	--------	---------------

表 3 心理療法担当職員加算限度額 (単位:円)

地域区分 定員	17/100	14/100	12/100	11/100	10/100	9/100
20名以下	24,700	24,200	23,800	23,600	23,400	23,300
21 ~ 30	16,500	16,100	15,900	15,700	15,600	15,500
31 ~ 40	12,300	12,100	11,900	11,800	11,700	11,600
41 ~ 50	9,900	9,700	9,500	9,400	9,400	9,300
51 ~ 60	8,200	8,100	7,900	7,900	7,800	7,800
61 ~ 70	7,100	6,900	6,800	6,700	6,700	6,600
71 ~ 80	6,200	6,000	6,000	5,900	5,900	5,800
81 ~ 90	5,500	5,400	5,300	5,200	5,200	5,200
91 ~ 100	4,900	4,800	4,800	4,700	4,700	4,700

地域区分 定員	8/100	7/100	6/100	5/100	3/100	その他
20名以下	23,100	22,900	22,700	22,500	22,200	21,700
21 ~ 30	15,400	15,300	15,200	15,000	14,800	14,400
31 ~ 40	11,500	11,500	11,400	11,300	11,100	10,800
41 ~ 50	9,200	9,200	9,100	9,000	8,900	8,700
51 ~ 60	7,700	7,600	7,600	7,500	7,400	7,200
61 ~ 70	6,600	6,500	6,500	6,400	6,300	6,200
71 ~ 80	5,800	5,700	5,700	5,600	5,500	5,400
81 ~ 90	5,100	5,100	5,100	5,000	4,900	4,800
91 ~ 100	4,600	4,600	4,500	4,500	4,400	4,300

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
		<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) <u>2,257,770円</u></p> <p>(2人配置の場合) <u>4,515,540円</u></p> <p>7 <u>人身取引被害者支援のための通訳者及びケースワーカー雇上費加算</u></p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、人身取引被害者の対応を行う通訳者及びケースワーカーを雇い上げた場合、各月雇い上げた日数と以下の日額単価を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 通訳者</p> <p>1 施設当たり日額 <u>10,790円</u></p> <p>(2) ケースワーカー</p> <p>1 施設当たり日額 <u>7,180円</u></p> <p>略</p>					<p>6 同伴児童対応指導員雇上費加算</p> <p>別途定めるところにより、婦人保護施設において、主に同伴児童の対応を行う指導員の配置が必要と認定された場合。</p> <p>1 施設当たり年額</p> <p>(1人配置の場合) <u>2,257,721円</u></p> <p>(2人配置の場合) <u>4,515,442円</u></p> <p>婦人保護長期収容施設</p> <p>(1) 施設事務費は収容委託者各月の現員数に1人月額基準額78,100円を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 施設機能強化推進費は、前項 婦人保護施設の2施設機能強化推進費の取扱いによる。</p> <p>(3) 民間施設給与等改善費は、前項 婦人保護施設の4民間施設給与等改善費の算定による。</p> <p>(4) 下記の都道府県にあっては、次に掲げる定数を基礎に算定する。</p> <p>北海道 7人</p> <p>東京都 40人</p> <p>神奈川県 10人</p> <p>愛知県 5人</p> <p>大阪府 5人</p> <p>兵庫県 7人</p> <p>福岡県 5人</p> <p>(注) 別表に示す「施設事務費算定基準」は婦人保護長期収容施設に適用しない。</p>		

新

旧

新					旧				
1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率	1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担(補助)率
	事業費	1 略 2 略 3 略 4 略 5 <u>人身取引被害者支援のための医療費</u> <u>人身取引被害者が診察、治療等の医療を受けるために要する経費</u>	<u>婦人保護施設で保護した人身取引被害者の医療費(医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。)</u>			事業費	1 [区分]婦人保護事業費負担金 [種目]事業費の基準額(4を除く)による。 ただし、基準額中「婦人相談所」とあるのは、「婦人保護施設」と読み替えること。 なお、被服加算については、各月初日現員×月額250円とする。 2 社会適応訓練費 各月初日保護現員×月額330円 3 入所者の生活指導、職業訓練のための器具、機材費として、地方厚生(支)局長が必要と認めた額。 4 同伴児童経費 同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費 当該年度の同伴児童保護延人数に日額180円を乗じた額	婦人保護施設入所者の処遇のために必要な需用費(食糧費、光熱水費、燃料費、消耗品費)、備品購入費、扶助費、委託料等 婦人保護施設が行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行うために必要な備品購入費、需用費(消耗品費)	5 / 10

新

旧

略

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
人件費	(1) 給 与	<p>毎年4月1日現在(以下「4月当初現在」という。)の職員の現員を基礎として算定する。</p> <p>ア. 都道府県及び市が経営する施設にあっては、4月当初現在の職員の現員の本俸、特殊業務手当(主任指導員及び指導員については、別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。)、地域手当(毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。)及び扶養手当の合算額と次に示す職員の職種別の本俸、特殊業務手当、地域手当及び扶養手当の合算額とを比較していずれか少ない方の額とする。</p>	12

新

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価											員 数		
		本俸 A	特殊業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)									
						18/100 E	15/100 F	12/100 G	10/100 H	8/100 I	6/100 J	3/100 K			
福2-29 施設長 (50名以下)		246,400		13,183	259,583	46,725	38,937	31,150	25,958	20,767	15,575	7,787			
福4-1 施設長 (51名以上)		271,400		13,183	284,583	51,225	42,687	34,150	28,458	22,767	17,075	8,537			
行(一)2-9 事務員		200,000		13,183	213,183	38,373	31,977	25,582	21,318	17,056	12,791	6,395			
福2-17 主任指導員		225,600	11,700	13,183	250,483	45,087	37,572	30,058	25,048	20,039	15,029	7,514			
福2-13 指導員		219,200	11,700	13,183	244,083	43,935	36,612	29,290	24,408	19,527	14,645	7,322			
医(三)2-29 看護師		229,200	2,500	13,183	244,883	44,078	36,732	29,386	24,488	19,591	14,693	7,346			
医(二)2-9 栄養士		190,900		13,183	204,083	36,735	30,612	24,490	20,408	16,327	12,245	6,122			
行(二)1-37 調理員等		165,800		13,183	178,983	32,217	26,847	21,478	17,898	14,319	10,739	5,369			
福2-5 心理療法担当職員		205,800	11,700	13,183	230,683	41,523	34,602	27,682	23,068	18,455	13,841	6,920			

職種別	合計額 (合計+地域手当)								その他
	18/100 D+E	15/100 D+F	12/100 D+G	10/100 D+H	8/100 D+I	6/100 D+J	3/100 D+K		
福2-29 施設長 (50名以下)	306,308	298,520	290,733	285,541	280,350	275,158	267,370	259,583	
福4-1 施設長 (51名以上)	335,808	327,270	318,733	313,041	307,350	301,658	293,120	284,583	
行(一)2-9 事務員	251,558	245,160	238,765	234,501	230,238	225,974	219,578	213,183	
福2-17 主任指導員	295,570	288,055	280,541	275,531	270,522	265,512	257,997	250,483	
福2-13 指導員	288,018	280,695	273,373	268,491	263,610	258,728	251,405	244,083	
医(三)2-29 看護師	288,962	281,615	274,268	269,371	264,474	259,576	252,229	244,883	
医(二)2-9 栄養士	240,819	234,695	228,573	224,491	220,410	216,328	210,205	204,083	
行(二)1-37 調理員等	211,200	205,820	200,461	196,881	193,302	189,722	184,352	178,983	
福2-5 心理療法担当職員	272,206	265,285	258,365	253,751	249,138	244,524	237,603	230,683	

旧

(別表)

施設事務費算定基準

経費の種類	経費の区分	単 価											員 数			
		本俸 A	特殊業務手当 B	扶養手当 C	合計 D=(A+B+C)	地域手当 (合計×各%)										
						17/100 E	14/100 F	12/100 G	11/100 H	10/100 I	9/100 J	8/100 K		7/100 L	6/100 M	5/100 N
福2-29 施設長 (50名以下)		246,400		13,183	259,583	44,129	36,342	31,150	28,554	25,958	23,362	20,767	18,171	15,575	12,979	7,787
福4-1 施設長 (51名以上)		271,400		13,183	284,583	48,319	39,842	34,150	31,304	28,458	25,512	22,767	19,921	17,075	14,229	8,537
行(一)2-9 事務員		200,000		13,183	213,183	36,241	29,845	25,582	23,450	21,318	19,186	17,055	14,923	12,791	10,650	6,395
福2-17 主任指導員		225,600	11,700	13,183	250,483	42,582	35,068	30,058	27,553	25,048	22,543	20,039	17,524	15,029	12,524	7,514
福2-13 指導員		219,200	11,700	13,183	244,083	41,484	34,172	29,290	26,885	24,408	21,967	19,527	17,086	14,645	12,204	7,322
医(三)2-29 看護師		229,200	2,500	13,183	244,883	41,620	34,284	29,386	26,937	24,488	22,039	19,591	17,142	14,693	12,244	7,346
医(二)2-9 栄養士		190,900		13,183	204,083	34,684	28,572	24,490	22,449	20,408	18,367	16,327	14,286	12,245	10,204	6,122
行(二)1-37 調理員等		165,800		13,183	178,983	30,427	25,058	21,478	19,688	17,898	16,108	14,319	12,529	10,739	8,949	5,369
福2-5 心理療法担当職員		205,800	11,700	13,183	230,683	38,216	32,296	27,682	25,325	23,068	20,761	18,455	16,148	13,841	11,524	6,920

職種別	合計額 (合計+地域手当)											
	17/100 D+E	14/100 D+F	12/100 D+G	11/100 D+H	10/100 D+I	9/100 D+J	8/100 D+K	7/100 D+L	6/100 D+M	5/100 D+N	3/100 D+O	その他
福2-29 施設長 (50名以下)	303,712	295,925	290,733	288,137	285,541	282,945	280,350	277,754	275,158	272,562	267,370	259,583
福4-1 施設長 (51名以上)	332,962	324,425	318,733	315,887	313,041	310,195	307,350	304,504	301,658	298,812	293,120	284,583
行(一)2-9 事務員	249,424	243,029	238,765	236,630	234,501	232,369	230,238	228,106	225,974	223,842	219,578	213,183
福2-17 主任指導員	283,065	285,551	280,541	278,036	275,531	273,026	270,522	268,017	265,512	263,007	257,997	250,483
福2-13 指導員	285,572	278,255	273,373	270,932	268,491	266,050	263,610	261,169	258,728	256,287	251,405	244,083
医(三)2-29 看護師	288,513	279,167	274,269	271,820	269,371	266,922	264,474	262,025	259,576	257,127	252,228	244,883
医(二)2-9 栄養士	238,722	232,655	228,573	226,532	224,491	222,450	220,410	218,369	216,328	214,287	210,205	204,083
行(二)1-37 調理員等	209,410	204,041	200,461	198,671	196,881	195,091	193,302	191,512	189,722	187,932	184,352	178,983
福2-5 心理療法担当職員	269,893	262,972	258,365	256,058	253,751	251,444	249,138	246,831	244,524	242,217	237,603	230,683

新

旧

略

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
		イ．法人が経営する施設にあつては、4月当初現在の職員の本俸、特殊業務手当（主任指導員及び指導員については別に定める額を限度とし、看護師については、1人月額2,500円を限度とする。）、地域手当（毎年度の4月中に給与の改定を行うことが明らかな場合は、その本俸、特殊業務手当及び地域手当をもって4月当初現在のそれぞれの額とみなす。）及び扶養手当の合算額とする。	
	(2) 期末勤勉手当	(1)の給与の単価及び(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の期末勤勉手当加算額の合算額とする。	4.15 (円未満切捨)
	(3) 管理職手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長の本俸×1.2	0.125
	(4) 管理職員特別勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した施設長について、臨時又は緊急の必要による週休日又は休日の勤務をした場合 勤務1回につき 6,000円	勤務回数
	(5) 超過勤務手当	(1)の給与の単価の欄において算定した本俸、特殊業務手当（1人月額2,500円の加算額を除く。）及び地域手当の額の合算額（施設長の本俸及び地域手当の額を除く。）×1.2	0.0427
	(6) 住居手当	(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員の住居手当の月額	1.2
	(7) 通勤手当	(1)の給与の算定の基礎となつた4月当初現在の職員について算定した手当月額	1.2

新				旧			
経費の種類	経費の区分	単 価	員 数	経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
	(8) 略				(8) 非常勤調理員等	年額 1,596,000円	1
	(9) 略				(9) 非常勤調理員等 年休代替要員費	年額 74,480円	1
	(10) 略				(10) 年休代替要員費	年額 118,400円	(1) の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	(11) 略				(11) 調理員等年休代替要員費	年額 106,400円	(1) の給与の算定の基礎となった調理員等
	(12) 略				(12) 看護代替経費	年額 1,950円	取扱定員
	(13) 社会保険料 事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17970を乗じて得た額	12		(13) 社会保険料 事業主負担金	厚生年金保険、健康保険及び雇用保険労働者 災害補償保険又は地方公務員共済組合についてのみ 4月当初現在職員現員の給与に見合う所定の月額 の合算額又は給与の算定基礎額の欄において算定 した給与に0.17920を乗じて得た額	12
	(14) 略				(14) 嘱託医手当	4月当初現在の嘱託医手当の月額	12
	(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,452,520円	1		(15) 宿直業務改善費	1施設年額 2,460,500円	1
管理費	(16) 略			管理費	(16) 旅 費	5,580円	(1) の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
	(17) 略				(17) 庁 費	57,120円	同 上

新

旧

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)略			
(19)略			
(20)略			
(21)職員健康管理費		5,740円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)略			
(23)略			
(24)略			
(25)非常勤職員 処遇改善費	年額	5,740円	1
(26)略			

経費の種類	経費の区分	単 価	員 数
(18)特別管理費	50人以下の施設 年額	842,100円	1
	51人以上の施設 年額	785,400円	1
(19)職員研修費		1,950円	(1)の給与の算定の基礎となった職員のうち、調理員等を除いた職員数
(20)被服手当		630円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員等
(21)職員健康管理費		5,690円	(1)の給与の算定の基礎となった職員数
(22)各所修繕費	1㎡当たり	379円	当該施設の実延数（1㎡未満切捨） ただし、一時保護所の場合婦人相談所との兼用部分については、その主たる用途によって按分された延面積
(23)入所者保健衛生費		3,150円	取扱定員
(24)業務省力化等勤務条件改善費	直接処遇職員 年額	299,985円	(1)の給与の算定の基礎となった指導員及び看護師数
	調理員 年額	290,472円	(1)の給与の算定の基礎となった調理員数
(25)非常勤職員 処遇改善費	年額	5,690円	1
(26)苦情解決対策経費	年額	25,326円	1

新

旧

略

経費の 種 類	経費の区分	単 価	員 数
	(27) 調理業務外 部委託費	調理業務の全部を委託する場合は、その委託料 (事務費相当)の月額	1 2

児童家庭支援センターの設置運営についての一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: right;">平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号 【一部改正】平成22年 月 日雇児発第 号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 <u>児童相談所設置市長</u></p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営等について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙1のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p> <p>また、児童に関する家庭その他からの相談のうち、特に施設を退所した者等について、生活、就業に関して相談できる体制を整備するとともに、退所者等の自助グループにおいて意見交換や情報交換を行う場の提供等を行う事業を新たに退所児童等アフターケア事業と定め、別紙2のとおり「退所児童等アフターケア事業実施要綱」と定め、平成22年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ、円滑な実施を期せられたく通知する。</p> <p>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p> <p>おって平成20年4月1日雇児発第0401010号「地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施について」は平成22年3月31日限りで廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">平成10年5月18日 児発第397号</p> <p>【一部改正】平成18年4月 3日雇児発第0403013号 【一部改正】平成21年3月31日雇児発第0331012号</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">児童家庭支援センターの設置運営について</p> <p>児童福祉の向上については、かねてから特段のご配慮を煩わしているところであるが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号）により、新たに児童家庭支援センターが創設されることとなった。当該施設における設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）によるほか、別紙のとおり「児童家庭支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。</p>

新	旧
<p>(別紙1)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(別紙2)</p> <p><u>退所児童等アフターケア事業実施要綱</u></p> <p>1 目的 児童養護施設退所者等は、地域社会において自立生活を送る際には様々な生活・就業上の問題を抱えながら、自らの努力で生活基盤を築いていかなければならない。このため、これらの子ども(18歳以上の者を含む。以下同じ)に対し生活や就業に関する相談に応じるとともに、子どもが相互に意見交換や情報交換等を行えるよう自助グループ活動を支援するなど、先駆的な地域支援モデルに取り組むことにより、地域社会における社会的自立の促進を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体等 この事業の実施主体は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)とする。なお、都道府県は4に掲げる事業内容を適切に実施することができる者と認めた者に委託して実施できることとする。</p> <p>3 対象となる子ども (1)里親に委託する措置又は児童福祉施設に入所させる措置を解除し自立生活する子ども。 (2)都道府県知事が前号に規定する子どもと同等であると認めたもの。</p> <p>4 事業内容 この事業は、次のことを行うものとする。 (1)退所を控えた子どもに対する支援 地域生活を始める上で必要な知識、社会常識等を学ばせるためのテキストを作成し、講習会・職場体験実習・職場訪問見学等、生活技能等を修得するための支援を行うこと。 退所を控えた子どもが抱える自立生活への不安や悩み等の相談に応じること。 高校を中退・退学した子ども等の進路や求職活動等に関する問題について相談に応じ、必要に応じて専門機関の活用や面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。 子どもの入所施設等と連携の下、子どもとの関係性を深めるとともに、子ども同士の交流等を行うこと。</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童家庭支援センター設置運営要綱</p> <p>1～9 (略)</p>

新

旧

その他、地域生活を始める上で必要な支援を行うこと。

(2) 退所後の支援

住居、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題について相談に応じ、必要に応じて他機関と連携する等の必要な支援を行うこと。

職場の対人関係、離職・転職等に関する就業上の問題や、進路、求職活動等に関する求職上の問題、就学と生活の両立に関する問題等について相談に応じ、必要に応じてハローワーク等専門機関の活用、職場との連携、面接の付き添いを行う等の支援を行うこと。

子どもが気軽に集まる場を提供し、意見交換や情報交換、情報発信等自助グループ活動の育成支援を行うこと。

その他、地域社会において自立生活する上で必要な支援を行うこと。

5 職員の配置等

(1) 相談支援担当職員を配置すること。

(2) 相談支援担当職員は、子どもの自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てること。

児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者

児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者

子どもの自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者

6 設備

本事業に実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

(1) 相談室

(2) 子どもが集まることができる設備

(3) その他事業を実施するために必要な設備

7 事業の実施にあたっての留意事項

(1) 子どもとの信頼関係の構築に努めること。

(2) 子どもの入所施設等との連携を密にするとともに、必要に応じて他の関係機関とも連携し効果的に支援ができるよう努めること。

(3) 子ども及び保護者の意向に配慮すること。

(4) 事業を実施するにあたっては、子どもが利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。

(5) 地域の子どもの対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。

(6) 子ども個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

新	旧
<p>9 実施状況報告の提出 都道府県は、本事業の毎年度の実施状況等について、別紙様式により翌年度4月末日までに、厚生労働省あてに提出すること。</p>	

ひきこもり等児童福祉対策事業についての一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発第0328006号 平成17年3月28日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成18年4月3日雇児発第0403002号 [一部改正]平成22年月日雇児発第号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 <u>児童相談所設置市長</u></p> <p style="text-align: center;">厚生省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について</p> <p>子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校（以下「ひきこもり等」という。）など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。 <u>なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</u></p>	<p style="text-align: right;">雇児発第0328006号 平成17年3月28日</p> <p style="text-align: right;">[一部改正]平成18年4月3日雇児発第0403002号</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について</p> <p>子どもの福祉の向上については、かねてから特段の御配意を煩わしているところであるが、近年、子どもや家庭を取り巻く環境の変化により、ひきこもり・不登校（以下「ひきこもり等」という。）など、子どもの問題が複雑、深刻化していることにかんがみ、今般「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」を別紙のとおり定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>

新	旧
<p>別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業の種類及び内容 1 ふれあい心の友訪問援助・<u>保護者交流</u>事業 (1) 趣旨 ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。 <u>また、ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族(以下「保護者」という。)に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。</u></p> <p>(2) 事業の内容及び実施方法 <u>実施主体は次の および の事業を選択して実施するものとする。</u> <u>ふれあい心の友訪問援助事業</u> ア 登録・研修 (ア) 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。 (イ) 登録期間は、原則として1年間とする。 ただし、再登録は妨げない。 (ウ) 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。 (エ) 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣について、社会福祉法人等の民間団体(以下「民間団体」という。)に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。</p>	<p>別紙 ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱</p> <p>第1 目的 略</p> <p>第2 実施主体 略</p> <p>第3 事業の種類及び内容 1 ふれあい心の友訪問援助事業 (1) 趣旨 ひきこもり等の子どもに対して、児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、子どもの兄又は姉に相当する世代で子どもの福祉に理解と情熱を有する大学生等(以下「メンタル・フレンド」(ふれあい心の友)という。)を児童福祉司等の助言・指示のもとにその家庭に派遣し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図るものとする。</p> <p>(2) 対象となる子ども 児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子どもであって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。</p> <p>(3) 事業の内容及び実施方法 登録・研修 ア 都道府県は、メンタル・フレンドとなることを希望する者を募集し、必要な審査を行い、研修を実施し、適当と認められる者を登録する。 イ 登録期間は、原則として1年間とする。 ただし、再登録は妨げない。 ウ 都道府県は、登録された者が本事業の趣旨に合致しないと認めるときは、必要な審査を行い、その登録を取り消すことができる。 エ 都道府県は、メンタル・フレンドの募集、審査、研修の実施、登録及び派遣について、社会福祉法人等の民間団体(以下「民間団体」という。)に委託をすることができる。なお、本事業を委託により実施する場合には、都道府県は、効果的に事業が実施できるよう、民間団体と十分な連携を図ること。</p>

新

イ 実施方法

(ア) 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

(イ) 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者と定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

なお、コーディネーターを配置する場合は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者とする。

(ウ) 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から又はコーディネーターを配置して指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

(エ) 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

(オ) 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

ウ メンタル・フレンドの業務

(ア) メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

(イ) メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

(ウ) メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(エ) 指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

エ メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレ

旧

実施方法

ア 都道府県は、対象となる子どもに対し、登録されたメンタル・フレンドの中から適当な者を選定し、児童福祉法第27条第1項第二号の規定に基づく児童福祉司による指導等児童相談所における相談援助活動の一環としてその家庭に派遣する。

イ 都道府県は、当該メンタル・フレンドに対し、児童福祉司等の中から指導担当者を定め、援助方針、訪問回数等必要な指導を行う。

ウ 本事業を委託により実施する場合においても、児童福祉司による指導の一環として行われることから、都道府県は、児童福祉司等の中から指導担当者を定め、派遣されるメンタル・フレンドに対し、直接、又は、民間団体を通じ、援助方針、訪問回数等必要な指導を行うこと。

エ 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。

オ 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

メンタル・フレンドの業務

ア メンタル・フレンドは、子どもの良き理解者として子どもに接し、子どもの自主性、社会性等の伸長を援助する。

イ メンタル・フレンドは、担当の子どもの状況について定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に努めて出席しなければならない。また、本事業を委託により実施する場合には、民間団体は、当該メンタル・フレンドが担当する子どもの状況について、定期的に指導担当者に報告し、都道府県が開催する事例検討会に、当該メンタル・フレンドを努めて出席させなければならない。

ウ メンタル・フレンドは、訪問活動等により知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。また、都道府県から委託を受けた民間団体においても同様に、本事業に関連して知り得た子どもや家庭に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

指導・監督

都道府県は、子どもを担当しているメンタル・フレンドに対して適宜報告を求め、必要な指導を行い、また、指導に関する事例検討会を随時開催する等指導・監督を行う。

(4) メンタル・フレンドに対する手当

都道府県は、メンタル・フレンドにその訪問活動に対して手当を支給する。なお、本事業を委託により実施する場合には、民間団体を通じて、メンタル・フレンドに対する手当を支給することができるが、あらかじめ、当該手当の額について、民間団体は、都道府県の承認をとらなければならない。また、都道府県は、毎年度の実施状況報告の際に、メンタル・フレ

新

ンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、
手当の支払状況を確認すること。

オ 対象となる子ども

児童相談所及び家庭児童相談室等で相談に応じたひきこもり等の子ども
であって、この事業の対象として都道府県が認めたものとする。

保護者交流事業

ア 事業内容及び実施方法

(ア) 実施機関

この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実
施することができる。

この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のた
めの場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施で
きるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービ
スを利用できるよう援助すること。

(イ) 事業内容

実施機関は、以下の事業を実施すること。 および の事業は必ず実施
すること。

ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施す
る学習会

同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会

ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること

その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を
必要に応じ実施すること。

(ウ) 実施方法

事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施する
コーディネーターを配置すること。

あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。

参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積
極的な広報等に努めること。

本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。

民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載
した実施計画書を都道府県に提出すること。

民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県
に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。

(エ) 留意事項

関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとよ
り、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。

実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正
当な理由なく漏らしてはならない。

本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう
十分に配慮すること。

旧

ンドが手当を受領したことが確認できるよう受領証の写し等を提出させ、
手当の支払状況を確認すること。

新	旧
<p>イ 費用 <u>研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。</u></p> <p>ウ 対象となる保護者 <u>事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。</u></p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 (略)</p> <p>3 ひきこもり等保護者交流事業</p> <p>(1)趣旨 <u>ひきこもり等の子どもをもつ保護者及びその家族(以下「保護者」という。)に対し、ひきこもり等の子どもをもった経験のある親等を招いた学習会や、同じ悩みを持った保護者を対象に交流会等を実施することにより、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせるとともに、子育てに対する不安を軽減し、家庭の養育機能の強化を図る。</u></p> <p>(2)対象となる保護者 <u>事業への参加を希望する保護者で、この事業の対象として実施機関が認めたものとする。</u></p> <p>(3)事業内容及び実施方法</p> <p>実施機関</p> <p>ア この事業は、都道府県が自ら実施する他、民間団体への委託により実施することが出来る。</p> <p>イ この事業を委託により実施する場合には、都道府県は、事業実施のための場所の提供及び学習会の講師の派遣等に関し、事業が円滑に実施できるよう協力するとともに、必要に応じて、保護者が関係機関のサービスを利用できるよう援助すること。</p> <p>事業内容</p> <p>実施機関は、以下の事業を全て実施すること。</p> <p>ア ひきこもり等の子どもを持った経験のある親や有識者を招いて実施する学習会</p> <p>イ 同じ悩みをもった保護者同士が参加して実施する交流会</p> <p>ウ ひきこもり等に関する情報等を収集し、保護者へ提供すること</p> <p>エ その他、ひきこもり等の子どもをもつ保護者を支援するための事業を必要に応じ実施すること。</p>

新	旧
<p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>	<p><u>実施方法</u></p> <p>ア 事業の企画、実施及び関係機関との連絡調整等の中心となり実施するコーディネーター（以下「ひきこもり等保護者支援員」という。）を配置すること。なお、このひきこもり等保護者支援員は、元児童相談所職員やひきこもり等の子どもをもっていた親等、ひきこもり等に関し、十分な知識等を有する者としてすること。</p> <p>イ あらかじめ事業への参加者を募集・登録し、名簿を作成すること。</p> <p>ウ 参加者の募集にあたっては、都道府県の広報誌等を活用するなど、積極的な広報等に努めること。</p> <p>エ 本事業は、児童相談所、公民館の会議室等を活用すること。</p> <p>オ 民間団体は、毎年度、事業開始までに、翌年度の実施体制などを記載した実施計画書を都道府県に提出すること。</p> <p>カ 民間団体は、事業完了後、都道府県の指定する期日までに、都道府県に対し、事業の実施状況報告書を提出すること。</p> <p><u>留意事項</u></p> <p>ア 関係機関からの支援を受けることができるよう、児童相談所はもとより、学校及び保健所等関係機関との密接な連携を図り、実施すること。</p> <p>イ 実施機関は、この事業により知り得た子どもや家族に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。</p> <p>ウ 本事業の実施にあたっては、保護者が自主性をもって取り組めるよう十分に配慮すること。</p> <p><u>(4) 費用</u></p> <p>研修会等を実施する場合にかかる飲食物費等の実費は、保護者の負担とすること。</p> <p>4 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議 (略)</p> <p>第4 国の助成 (略)</p>

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表(案)

新	旧
<p style="text-align: center;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 1 9 年 1 2 月 3 日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正]平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号 [一部改正]平成 21 年 8 月 20 日発雇児 0820 第 5 号 [一部改正]平成 年 月 日発雇児 第 号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 1 9 年 1 2 月 3 日</p> <p style="text-align: center;">[一部改正]平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号 [一部改正]平成 21 年 8 月 20 日発雇児 0820 第 5 号</p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新	旧
<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は次の事業を対象とする。</p> <p>(1) 児童虐待防止対策等支援事業</p> <p>ア 平成17年5月2日雇児発第0502001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>イ 平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「ひきこもり等児童福祉対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>ウ 平成10年5月18日雇児発第397号厚生省児童家庭局長通知の別紙「児童家庭支援センター運営要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営等事業</p> <p>エ 平成20年4月1日雇児発第0401011号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「里親支援機関事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p>	<p>別紙</p> <p>児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省労働省令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。</p> <p>(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業</p> <p>(2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業</p> <p>(3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業</p> <p>(4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業</p>

新	旧
<p>削除</p> <p>オ <u>平成21年3月31日雇児発第 0331014 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「基幹的職員研修事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</u></p> <p>カ <u>平成19年4月23日雇児発第 0423005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</u></p> <p>キ <u>平成19年4月23日雇児発第 0423005 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「身元保証人確保対策事業実施要綱」に基づき、市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p>(2) DV・女性保護対策等支援事業</p> <p>ア <u>昭和38年3月19日厚生省発社第 34 号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の5に基づき、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</u></p> <p>イ <u>売春防止活動・DV対策機能強化事業</u></p> <p>(ア) <u>昭和38年3月19日厚生省発社第 34 号厚生事務次官通知「婦人保護事業の実施要領について」の第四の1の(2)及び同3の(2)のアに基づき都道府県が行う婦人保護に係る啓発活動事業</u></p> <p>(イ) <u>平成3年6月12日社生第 80 号厚生省社会局長通知の別紙「婦人保護施設退所者自立生活援助事業実施要領」に基づき都道府県が行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業</u></p> <p>(ウ) <u>平成 年 月 日雇児発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「 事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う休日夜間電話相談事業</u></p> <p>(エ) <u>平成14年5月30日雇児発第 0530006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の1に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク事業</u></p> <p>(オ) <u>平成14年5月30日雇児発第 0530006 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「配偶者からの暴力被害女性保護支援ネットワーク事業及び職員専門研修事業実施要綱」の2に基づき都道府県が行う配偶者からの暴力相談担当職員研修事業</u></p> <p>(カ) <u>平成21年4月6日雇児発第 0406002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「人身取引被害者及び外国人DV被害者を支援する専門通訳者養成研修事業の実施</u></p>	<p>(5) <u>都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）</u></p> <p>(6) <u>都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業</u></p> <p>(7) <u>都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業</u></p> <p>(8) <u>市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設分に限る。）に対して都道府県が補助する事業</u></p> <p>(9) <u>都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業</u></p> <p>(10) <u>都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業</u></p>

新	旧
<p style="text-align: center;"> <u>について」に基づき都道府県が行う専門通訳者養成研修事業</u> <u>(キ)平成 年 月 日雇児発第 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「 事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う法的対応機能強化事業</u> </p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)3の(1)のキ以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2)3の(1)のキの事業</p> <p>(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付額等の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)3の(8)以外の事業</p> <p>ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(2)3の(8)の事業</p> <p>(1)のアに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付額等の下限)</p> <p>5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の</p>

新	旧
<p>働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第 3 による申請書および関係書類を毎年度 5 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続に従い、別紙様式第 4 または別紙様式第 5 による申請書および関係書類を毎年度 1 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定 (決定の変更を含む。) を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第 6 による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度 4 月 10 日 (6 の (3) により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日) までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第 7 による報告書を、翌年度 4 月 10 日 (6 の (3) により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日) までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p>	<p>働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第 3 による申請書および関係書類を毎年度 9 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7 に定める申請手続に従い、別紙様式第 4 または別紙様式第 5 による申請書および関係書類を毎年度 1 月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として 2 か月以内に交付の決定 (決定の変更を含む。) を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第 6 による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、翌年度 4 月 10 日 (6 の (3) により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日) までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第 7 による報告書を、翌年度 4 月 10 日 (6 の (3) により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して 1 か月を経過した日) までに厚生労働大臣に提出しなければならない。</p> <p>(補助金の返還)</p> <p>12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。</p>

新	旧
<p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>325,000円</u></p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業(複数実施可能)</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>・<u>カウンセリング促進事業</u></p> <p>706,000円</p> <p>・<u>家族療法事業</u></p> <p><u>1,991,000円</u></p> <p>・<u>ファミリーグループカンファレンス事業</u></p> <p><u>3,609,000円</u></p> <p>・<u>宿泊型事業</u></p> <p><u>4,355,000円</u></p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>2,108,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>511,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童虐待防止対策支援事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修)</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>326,000円</u></p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>・<u>「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」</u></p> <p>706,000円</p> <p>・<u>「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合</u></p> <p><u>2,698,000円</u></p> <p>3 医療的機能強化事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>2,156,000円</u></p> <p>4 法的対応機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業</p> <p>児童相談所1か所当たり</p> <p>511,000円</p>	<p>児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

新

旧

6 専門性強化事業
 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
250,000円

7 一時保護機能強化事業
 児童相談所1か所当たり
 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)

8 市町村及び民間団体との連携強化事業
(複数実施可能)
 ・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援
 児童相談所1か所当たり
 3,342,000円
・民間団体活動推進事業
 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
 962,000円
・民間団体育成事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
1,253,000円

9 24時間・365日体制強化事業
 児童相談所1か所当たり
 5,637,000円

10 児童福祉司任用資格取得のための研修
 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
691,000円

11 評価・検証委員会設置促進事業
 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
992,000円

12 保護者指導支援事業
 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
 5,000,000円

6 専門性強化事業
 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
272,000円

7 一時保護機能強化事業
 児童相談所1か所当たり
 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)

8 市町村及び民間団体との連携強化事業
 ・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援
 児童相談所1か所当たり
 3,342,000円
・民間団体との連携
 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
 962,000円

9 24時間・365日体制強化事業
 児童相談所1か所当たり
 5,637,000円

10 児童福祉司任用資格取得のための研修
 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
711,000円

11 評価・検証委員会設置促進事業
 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
 1,000,000円

12 保護者指導支援事業
 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
 5,000,000円

新

旧

ひきこもり等児童福祉対策事業

次により算出された額の合計額

- 1 ふれあい心の友訪問援助・保護者交流事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
615,680円
(ふれあい心の友訪問援助事業を実施する場合)
 - ①メンタルフレンド活動費
 訪問1日当たり 2,815円
 - ②事業実施前研修会費 174,800円
 - ③活動検討会
 1回当たり 33,000円
 - 2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業
 - ①宿泊指導
 児童1人当たり日額 3,570円
 - ②通所指導
 児童1人当たり日額 2,100円
 - 3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費
 1回当たり 12,200円
- 削除

ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費
 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。

1/2

ひきこもり等児童福祉対策事業

次により算出された額の合計額

- 1 ふれあい心の友訪問援助事業
 - ①メンタルフレンド活動費
 訪問1日当たり 2,750円
 - ②事業実施前研修会費 174,800円
 - ③活動検討会
 1回当たり 33,000円
- 2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業
 - ①宿泊指導
 児童1人当たり日額 3,570円
 - ②通所指導
 児童1人当たり日額 2,100円
- 3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費
 1回当たり 12,200円
- 4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業
1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり
2,000,000円

ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費
 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。

1/2

児童家庭支援センター運営等事業

次により算出された額の合計額

- 1 児童家庭支援センター運営事業
 - ① 運営費
 1か所当たり
 心理療法等を担当する職員が常勤の場合

児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等

1/2

児童家庭支援センター運営事業

次により算出された額の合計額

- 1 運営費
 1か所当たり
 心理療法等を担当する職員が常勤の場合

児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬 等

1/2

新				旧			
	<p>年間 <u>12,695,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 <u>9,281,000円</u></p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 <u>1,057,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 <u>773,000円</u></p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>② 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p> <p>2 退所児童等アフターケア事業</p> <p>運営費</p> <p>1か所当たり</p> <p><u>7,186,000円</u></p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>月額 <u>598,000円</u></p>	<p>退所児童等アフターケア事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	1/2		<p>年間 <u>12,947,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>年間 <u>9,416,000円</u></p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)</p> <p>心理療法等を担当する職員が常勤の場合</p> <p>月額 <u>1,078,000円</u></p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合</p> <p>月額 <u>784,000円</u></p> <p>(1月未満の場合は1月とする)</p> <p>2 初度調弁費</p> <p>1か所当たり 420,000円</p>		
里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>3,963,000円</u></p> <p>2 里親委託推進・支援等事業</p> <p>1か所当たり</p> <p><u>7,424,000円</u></p>	<p>里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2	里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業</p> <p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり</p> <p><u>3,995,000円</u></p> <p>2 里親委託推進・支援等事業</p> <p>1か所当たり</p> <p><u>7,701,000円</u></p>	<p>里親支援機関事業に必要な賃金、報酬、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2

新				旧			
	(経過措置分)里親支援事業				(経過措置分)里親支援事業		
	次により算出された額の合計額	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/3		次により算出された額の合計額	里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料	1/3
	1 基礎研修				1 基礎研修		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円		
	2 専門里親研修				2 専門里親研修		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円		
	3 里親養育相談事業				3 里親養育相談事業		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円		
	4 里親養育援助事業				4 里親養育援助事業		
	1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円				1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円		
	5 里親養育相互援助事業				5 里親養育相互援助事業		
	1か所当たり 510,000円				1か所当たり 510,000円		
	(経過措置分)里親委託推進事業	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	1/2		(経過措置分)里親委託推進事業	里親委託推進事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)	1/2
	児童相談所1か所当たり 4,315,000円				児童相談所1か所当たり 4,315,000円		
削除	削除	削除	削除	地域生	次により算出した額の合計額	地域生活・自立	1/2

新

旧

新				旧			
				活・自立支援事業(モデル事業)	1 運営費 1か所当たり 7,905,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円 2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円	支援事業(モデル事業)に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費	
基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり 471,000円	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金、委託料	1/2	基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり 505,000円	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、使用料及び賃借料、賃金、委託料	1/2
身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1/2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する	身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円 2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1/2 市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する

新

旧

新				旧			
			場合 2/3				場合 2/3
DV・女性保護対策等支援事業	<p>婦人相談員活動強化事業</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費</p>	5/10	DV・女性保護対策等支援事業	<p>婦人相談員活動強化事業</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費</p> <p>厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。</p> <p>ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費</p>	5/10
売春防止活動・DV対策機能強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p>	<p>婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、</p>	5/10	売春防止活動・DV対策機能強化事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p>	<p>婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、</p>	5/10

新

旧

B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・
 広島・福岡・長崎・沖縄)
 年額 444,000円
 C型(その他の県) 年額 338,000円

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費
 1施設当たり年額 1,592,000円に10人を超えた対
 象者1人につき133,620円を乗じて加算し、算定した
 額とすること。

2 配偶者からの暴力対策機能強化事業

(1) 休日夜間電話相談事業

① 休日電話相談

9時～18時(8時間実施)

月額 54,600円

② 休日夜間部分実施

18時～22時 月額 27,300円

18時～20時 月額 13,650円

③ 平日夜間部分実施

18時～22時 月額 58,300円

18時～20時 月額 29,150円

(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク
 事業

年額 800,800円

需用費(消耗品
 費、食糧費、印刷
 製本費、光熱水
 費)、備品購入費、
 委託料、扶助費

婦人保護施設退
 所者自立生活援助
 事業を行うために
 必要な報酬、賃金、
 旅費、需用費(消
 耗品費、食糧費、
 印刷製本費)、役
 務費(通信運搬費)

婦人相談所で行
 う休日夜間電話相
 談事業を行うため
 に必要な報酬(歳
 出予算の節を給料
 又は賃金としてい
 る場合は、それぞ
 れ給料又は賃金と

配偶者からの暴
 力被害者保護支援
 ネットワーク事業に
 必要な報償費、旅
 費、需用費(消耗
 品費、印刷製本
 費)

B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・
 広島・福岡・長崎・沖縄)
 年額 444,000円
 C型(その他の県) 年額 338,000円

(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費
 1施設当たり年額 1,572,000円に10人を超えた対
 象者1人につき132,060円を乗じて加算し、算定した
 額とすること。

2 配偶者からの暴力対策機能強化事業

(1) 休日夜間電話相談事業

① 休日電話相談

9時～18時(8時間実施)

月額 53,200円

② 休日夜間部分実施

18時～22時 月額 26,600円

18時～20時 月額 13,300円

③ 平日夜間部分実施

18時～22時 月額 57,000円

18時～20時 月額 28,500円

(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク
 事業

年額 815,610円

需用費(消耗品
 費、食糧費、印刷
 製本費、光熱水
 費)、備品購入費、
 委託料、扶助費

婦人保護施設退
 所者自立生活援助
 事業を行うために
 必要な報酬、賃金、
 旅費、需用費(消
 耗品費、食糧費、
 印刷製本費)、役
 務費(通信運搬費)

婦人相談所で行
 う休日夜間電話相
 談事業を行うため
 に必要な報酬(歳
 出予算の節を給料
 又は賃金としてい
 る場合は、それぞ
 れ給料又は賃金と

配偶者からの暴
 力被害者保護支援
 ネットワーク事業に
 必要な報償費、旅
 費、需用費(消耗
 品費、印刷製本
 費)

[育成環境課關係]

平成22年度放課後子どもプラン推進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>18文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p> <p>第二次改正 20文科生第8119号 雇児発第0331038号 平成21年3月31日</p> <p><u>第三次改正 21文科生第 ※ 号</u> <u>雇児発 ※ 第 ※ 号</u> <u>平成22年※月※日</u></p>	<p>18文科生第587号 雇児発第0330039号 平成19年3月30日</p> <p>第一次改正 19文科生第611号 雇児発第0331024号 平成20年3月31日</p> <p>第二次改正 20文科生第8119号 雇児発第0331038号 平成21年3月31日</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p>文部科学省生涯学習政策局長</p>	<p>文部科学省生涯学習政策局長</p>
<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>	<p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p>
<p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p>	<p>放課後子どもプラン推進事業の実施について</p>
<p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部</p>	<p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部</p>

改 正 案	現 行
<p>科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>別 紙 現行のとおり (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>I 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣 旨 現行のとおり (略)</p> <p>2 実施主体 現行のとおり (略)</p> <p>3 対象児童 現行のとおり (略)</p>	<p>科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業実施要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p> <p>別 紙 (略)</p> <p>別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱 (略)</p> <p>別添2 放課後児童健全育成事業等実施要綱</p> <p>I 放課後児童健全育成事業</p> <p>1 趣 旨 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものである。</p> <p>2 実施主体 本事業の実施主体は、法第34条の7の規定に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、社会福祉法人その他の者(以下「市町村等」という。)とする。</p> <p>3 対象児童 本事業の対象児童は、法第6条の2第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要</p>

改 正 案	現 行
<p>4 運 営</p> <p>本事業の運営は、次により行うものであること。</p> <p>(1) ～ (2)</p> <p>現行のとおり (略)</p> <p>(3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。<u>ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、実態として250日開設する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。</u></p> <p>また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。</p> <p>(4)</p> <p>現行のとおり (略)</p> <p>(5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの</p>	<p>する児童（特別支援学校の小学部の児童及び小学校4年生以上の児童）も加えることができるものであること（以下「放課後児童」という。）。</p> <p>4 運 営</p> <p>本事業の運営は、次により行うものであること。</p> <p>(1) 本事業の実施に当たっては、遊びを主として放課後児童の健全育成を図る者（以下「放課後児童指導員」という。）を配置し、放課後児童を受け入れるものであること。</p> <p>(2) 放課後児童指導員の選任に当たっては、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましいこと。</p> <p>(3) 本事業は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所すること。<u>（ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助の対象とする。）</u></p> <p>また、開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること。</p> <p>(4) 本事業は、小学校の余裕教室や小学校敷地内の専用施設のほか、児童館、保育所や団地の集会室などの社会資源を活用して実施すること。</p> <p>なお、同じ建物内で、別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下、「放課後子ども教室推進事業」という。）など、すべての子どもを対象とした活動拠点（居場所）の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。</p> <p>(5) 子どもの情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの放課後児童の人数が一定規模以上になった場合には、分割を行うなど適正な人数規模のクラブへの</p>

改正案

現行

転換に努めること。(削除)

転換に努めること。(ただし、平成21年度までは、経過措置として1クラブ当たりの児童数が71人以上の場合も国庫補助の対象とする。)

(6)～(13)
現行のとおり(略)

- (6) 本事業は、法第6条の2第2項及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第1条の規定に基づき、利用する放課後児童の健全な育成が図られるよう、衛生及び安全が確保された設備を備える等により実施されなければならないものであり、その活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- (7) 本事業の実施に当たっては、家庭や放課後子ども教室推進事業の担当者及び関係機関との連携を図ること。
- (8) 本事業の実施に当たっては、子どもの様子の変化や小学校の下校時刻の変更などに十分対応できるよう、小学校の教職員との間で迅速な情報交換ができる体制を整備すること。
- (9) 本事業の実施に当たっては、地域における放課後児童の状況を的確に把握するとともに、法第56条の6第2項の規定に基づき、本事業を行う他の者との相互連携、放課後児童及びその家庭からの相談等地域の実情に応じた積極的な支援を行うように努めなければならないこと。
- (10) 本事業の実施に当たっては、本事業の加入申込み等に係る書類について、所定の様式を定め整備すること。
- (11) 本事業の実施に当たっては、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等について、放課後児童指導員の計画的な研修を実施するものとし、また児童館に勤務する児童厚生員の研修や放課後子ども教室推進事業の担当者研修との連携を図ること。
また、都道府県においても、同様に放課後児童指導員の計画的な研修を実施すること。
- (12) 市町村は、児童の保護者、児童委員、民間の児童健全育成ボランティア等の協力を得て本事業の支援に当たるものとする。
- (13) 市町村は、法第21条の10の規定に基づき、放課後児童の本事業の利用に関する相談及び助言、地域の実情に応じた本事業の実施及び本事業を行う者との連携等

改 正 案

現 行

5 事業の内容
 現行のとおり（略）

6 留意事項
 現行のとおり（略）

7 費 用
 現行のとおり（略）

により、放課後児童の本事業の利用の促進に努めなければならないこと。

5 事業の内容
 本事業は、次の内容・機能を有するものとする。こと。
 (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
 (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
 (3) 放課後児童の活動状況の把握
 (4) 遊びの活動への意欲と態度の形成
 (5) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
 (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
 (7) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
 (8) その他放課後児童の健全育成上必要な活動

6 留意事項
 (1) 本事業は、その目的を異にするスポーツクラブや塾等、その他公共性に欠けるものについては対象としないものであること。
 (2) 本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

7 費 用
 (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業（放課後児童が10人以上に限る。ただし、開設日数が200～249日の場合は、放課後児童が20人以上に限る。）に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
 (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

改 正 案

現 行

II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 実施主体

現行のとおり（略）

3 対象事業

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

現行のとおり（略）

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を実施するために必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

現行のとおり（略）

4 対象事業の制限

(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

II 放課後子ども環境整備事業（放課後児童クラブ未実施小学校区緊急解消等事業）

1 趣 旨

新たに放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）を設置するため、既存の小学校の余裕教室等の改修等や必要な設備の整備などの環境整備を行うことにより、放課後児童クラブの設置促進等を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、社会福祉法人その他の者とする。

3 対象事業

(1) 放課後児童クラブ設置促進事業

Iに基づく放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童健全育成事業」という。）を新たに実施するための施設の設置に必要な、小学校の余裕教室等の既存施設の改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

(2) 放課後児童クラブ環境改善事業

放課後児童健全育成事業を新たに実施するための施設の設置に必要な、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業

既存の放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の設置や修繕、備品の購入を行う事業。

4 対象事業の制限

(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。

改 正 案	現 行
<p>(2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 3の(1)及び(2)の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、 <u>ア 既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合</u> <u>イ (2)の事業について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)第14条1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合の設備等の更新</u> <u>ウ (2)の事業について、受入児童数の増により、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備(備品の購入等)</u> <u>については、この限りでないこと。</u> また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。</p> <p>(4) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。 また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。</p> <p>5 費 用 現行のとおり(略)</p>	<p>(2) 既存の事業実施施設の破損や老朽化等に伴う改修や修繕は、本事業の対象とはならないこと。</p> <p>(3) 3の(1)及び(2)の事業については、1施設につき1回限りとする。ただし、既存の放課後児童クラブを分割して、適正な人数規模のクラブとして実施する場合には、この限りでないこと。</p> <p>また、対象施設は、当該年度中または翌年度4月1日に事業を実施するもののみであること。</p> <p>(4) 3の(3)の事業については、受け入れる障害児の障害の種類や程度等によっては、同一施設において複数回、実施することも可能であること。 また、対象施設は、当該年度中又は翌年度に障害児の受入を予定しているもののみであること。</p> <p>5 費 用 国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>

改正案

現行

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣 旨

現行のとおり (略)

2 実施主体

現行のとおり (略)

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

現行のとおり (略)

Ⅲ 放課後児童クラブ支援事業

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業を実施するための施設(放課後児童クラブ)へのボランティアの派遣や放課後児童指導員の健康診断、障害児受入のための指導員の確保等を行うことにより、放課後児童クラブの円滑な事業実施に資するとともに、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)等とする。

3 事業内容

実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。

(1) ボランティア派遣事業

児童が地域の様々な人々と関わり合うことは、児童の成長・発達において重要であることから、市町村が、伝統的技術や自然体験の技術などを持つボランティアの登録名簿を作成し、以下の①～④の何れかの事業を実施するために放課後児童クラブへ派遣する。

① 伝承遊び等事業

お手玉、けん玉、あやとり、民謡、太鼓、囲碁、将棋、カルタ遊び、工作、折り紙などの遊びの指導を実施する事業。

② 自然等体験事業

田植え、畑づくり、地域のお祭りへの参加、草木や野鳥や昆虫などの自然観察などの体験活動を実施する事業。

③ 巡回派遣事業

障害児と健常児の関わり合いなど、放課後児童クラブを行うに当たって配慮が

改 正 案	現 行
<p>(削除)</p> <p>(2) 放課後児童の衛生・安全対策事業 感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。</p> <p>(3) 障害児受入推進事業 放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、以下の①～③の何れかの方法により、障害児を受け入れるクラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置する。</p> <p>① 市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用し、放課後児童クラブに派遣</p>	<p>必要な児童への生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。</p> <p>④ 長期休暇派遣事業 長期休暇期間において、利用時間が長くなることや一時的に利用する児童の増加などに配慮して生活指導等を行う放課後児童指導員に対する援助を実施する事業。</p> <p>(2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 <u>放課後児童クラブ未実施市町村に取組を促し、放課後子どもプランの円滑な策定・実施が図られるよう、以下の①～⑤の事業を実施する。</u></p> <p>① 人材確保のための研修等 <u>新たに放課後児童指導員を希望する者等に対する研修の実施、研修受講者の名簿への掲載・登録、他自治体で実施しているクラブの見学・実習の実施</u></p> <p>② 地区別運営委員会の設置・開催 <u>各小学校区内での実施場所の選定・確保、具体的な連携方法や活動内容等を検討する運営委員会の設置・開催</u></p> <p>③ 広報啓発 <u>「放課後子どもプラン」の実施に向けたリーフレットの作成などの広報活動</u></p> <p>④ その他 <u>その他「放課後子どもプラン」の推進に資する取組</u></p> <p>(3) 放課後児童の衛生・安全対策事業 感染症罹患等の有無を発見するため、民営の放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員に対する健康診断を行う。</p> <p>(4) 障害児受入推進事業 放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、以下の①～③の何れかの方法により、障害児を受け入れるクラブにおいて、専門的知識等を有する指導員を配置する。</p> <p>① 市町村が専門的知識等を有する指導員を直接雇用し、放課後児童クラブに派遣</p>

改 正 案	現 行
<p>して配置</p> <p>② 放課後児童クラブが専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出</p> <p>③ 放課後児童クラブが雇用した指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させる、又は個々の指導員が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1に基づく放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。</p> <p>(2) 3の(2)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。</p> <p>(3) 3の(3)の実施に当たっては、都道府県等が実施するIVに基づく放課後児童指導員等資質向上事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用</p> <p>国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業（3の(3)に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業（3の(3)に限る。）</p>	<p>して配置</p> <p>② 放課後児童クラブが専門的知識等を有する指導員を雇用して配置し、当該費用を市町村が委託費として支出</p> <p>③ 放課後児童クラブが雇用した指導員について、市町村が一定期間内に必要な研修を受講させる、又は個々の指導員が有する経歴、資格等から専門的知識等を有すると市町村が認めた上で配置し、当該費用を市町村が助成（補助）</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 3の(1)の実施に当たって同じ小学校で放課後児童クラブと別添1に基づく放課後子ども教室推進事業を実施する場合は、ボランティアの効果的な活用を図ること。</p> <p>(2) 3の(3)の実施に当たっては、感染症等にかかる健康診断について既存の制度等を活用するなどして柔軟に実施すること。</p> <p>(3) 3の(4)の実施に当たっては、都道府県等が実施するIVに基づく放課後児童指導員等資質向上事業を十分に活用するなどして、障害児対応を行う指導員の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努め、障害児の受入れの推進を図ること。</p> <p>5 費用</p> <p>国は、次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業（3の(4)に限る。）に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業（3の(4)に限る。）</p>

改正案

現行

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

現行のとおり（略）

IV 放課後児童指導員等資質向上事業

1 趣 旨

放課後児童指導員等に対して必要な知識及び技術の習得のための研修を行うことにより、指導員等の資質の向上及び放課後子どもプランの円滑な実施を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人及び特定非営利活動法人等に委託することができるものとする。

3 研修対象者

- (1) Iに基づく放課後児童健全育成事業を実施するための施設（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童指導員及び放課後児童クラブの活動に関わるボランティアなど
- (2) 別添1に基づく放課後子ども教室推進事業（以下「放課後子ども教室推進事業」という。）の担当者及び事業が円滑に運営されるためにこれらの者と連携・協力を行う学校の教職員など

4 事業内容

児童の安全管理、生活指導、遊びの指導及び障害児など特に配慮が必要な児童に対する指導技術に関する研修、並びに放課後子どもプランの円滑な実施や実施に当たっての留意点等に関する研修を実施するものとする。

5 留意事項

- (1) 放課後子ども教室推進事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課

改 正 案

現 行

後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

(2) 放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進し、適切な対応を図るため、研修内容に必要な知識の習得や実践的な指導技術に関する援助方法を盛り込むなど、障害児対応指導員の資質の向上に努めること。

6 費 用

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して、国は別に定めるところにより補助するものとする。

平成22年度放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改 正 案	現 行
<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p>	<p>18文科生第586号 厚生労働省発雇児第0330019号 平成19年3月30日</p>
<p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>	<p>第一次改正 19文科生第632号 厚生労働省発雇児第0331004号 平成20年3月31日</p>
<p>第二次改正 20文科生第8118号 厚生労働省発雇児第0331022号 平成21年3月31日</p>	<p>第二次改正 20文科生第8118号 厚生労働省発雇児第0331022号 平成21年3月31日</p>
<p>第三次改正 21文科生第※号 厚生労働省発雇児※第※号 平成22年※月※日</p>	
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>文部科学事務次官</p> <p>厚生労働事務次官</p> <p>放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について</p> <p>子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部</p>

改 正 案	現 行
<p>科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(その他) 17 (略)</p>	<p>科学省及び厚生労働省においては、両省連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、別紙のとおり「放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱」を定め、平成19年4月1日より実施することとしたので通知する。</p> <p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(その他) 17 (略)</p>

改正案

現行

別表

別表

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10~19人)当たり年額 $\frac{1,041,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{人}}$</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20~35人)当たり年額 $\frac{1,885,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{人}}$</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36~45人)当たり年額 $\frac{3,026,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{人}}$</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数46~55人)当たり年額 $\frac{2,873,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{人}}$</p> <p>⑤ 1クラブ(年間平均児童数56~70人)当たり年額 $\frac{2,719,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{人}}$</p> <p>⑥ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 $\frac{2,566,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{人}}$</p> <p>⑦ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） $13,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日}$までの250日を超える日数</p> <p>⑧ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） $215,000\text{円} \times \text{「18時を越える時間」}$の年間平均時間数</p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） $97,000\text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」}$の年間平均時間数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食料費を除く。）	1 / 3

事業名	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業費等	<p>1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）費</p> <p>(1) 開設日数 250日以上</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数10~19人)当たり年額 $\frac{995,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{人}}$</p> <p>② 1クラブ(年間平均児童数20~35人)当たり年額 $\frac{1,630,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{人}}$</p> <p>③ 1クラブ(年間平均児童数36~70人)当たり年額 $\frac{2,426,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{人}}$</p> <p>④ 1クラブ(年間平均児童数71人以上)当たり年額 $\frac{3,222,000\text{円} \times \text{か所数}}{\text{人}}$</p> <p>⑤ 開設日数加算額（原則として1日8時間以上開所する場合） $13,000\text{円} \times 251\text{日} \sim 300\text{日}$までの250日を超える日数</p> <p>⑥ 長時間開設加算額</p> <p>(ア) 平日分（1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合） $202,000\text{円} \times \text{「18時を越える時間」}$の年間平均時間数</p> <p>(イ) 長期休暇等分（1日8時間を超えて開設する場合） $91,000\text{円} \times \text{「1日8時間を超える時間」}$の年間平均時間数</p>	放課後児童クラブの運営に必要な経費（飲食料費を除く。）	1 / 3

改正案

現行

改正案			現行		
	<p>(2) 特例分 (開設日数 200~249日)</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 <u>1,814,000円</u>×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額 (1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合) <u>215,000円</u>×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p>			<p>(2) 特例分 (開設日数 200~249日)</p> <p>① 1クラブ(年間平均児童数20人以上)当たり年額 <u>1,651,000円</u>×か所数</p> <p>② 長時間開設加算額 (1日6時間を超え、かつ18時を越えて開設する場合) <u>202,000円</u>×「18時を越える時間」の年間平均時間数</p>	
	2 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)	放課後子ども環境整備事業に必要な経費		2 放課後子ども環境整備事業費 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 1事業当たり 7,000,000円 (2) 放課後児童クラブ環境改善事業 1事業当たり 1,000,000円 (3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1事業当たり 1,000,000円	放課後子ども環境整備事業に必要な経費
	3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 <u>463,000円</u> ×事業数 (削除)	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費		3 放課後児童クラブ支援事業費 (1) ボランティア派遣事業 1事業当たり年額 454,000円×事業数 (2) 放課後子どもプラン実施支援等事業 1市町村当たり年額 750,000円 (3) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (4) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 <u>1,421,000円</u> ×か所数	放課後児童クラブ支援事業に必要な経費
	(2) 放課後児童等の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 584,000円 (3) 障害児受入推進事業 1クラブ当たり年額 <u>1,472,000円</u> ×か所数				
放資 課後 向児 上童 事指 導員 等	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所 当たり年額 <u>950,000円</u>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費	放資 課後 向児 上童 事指 導員 等	4 放課後児童指導員等資質向上事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所 当たり年額 <u>950,000円</u>	放課後児童指導員等資質向上事業に必要な経費

改 正 案

現 行

別紙様式 1、2 (略)

別表 1 (略)

別表 2
1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業費 現行のとおり(略)

(2) 指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等資質向上事業費 現行のとおり (略)

・放課後児童健全育成事業費等

指定都市・中核市名	区	分	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3)⑥	備 考
			支出予定額 ①	寄付金その他の 収入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
		放課後児童健全育成事業費							(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 か所 ②児童数20~35人 か所 ③児童数36~45人 か所 ④児童数46~55人 か所 ⑤児童数56~70人 か所 ⑥児童数71人~ か所 ⑦開設日数加算 か所 日 ⑧長時間開設 ・平日分 か所 時間 ・長期休暇等分 か所 時間 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ か所 ②長時間開設 か所
		放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円		(1)放課後児童クラブ設置促進事業か所 (2)放課後子ども環境改善事業か所 (3)障害児受入促進事業か所
		放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円	円		(1)ボランティア派遣事業事業 (2)放課後児童の衛生・安全対策事業有・無 (3)障害児受入促進事業か所
		計	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後児童クラブ設置促進事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 (削除) 放課後児童の衛生・安全対策事業 円 障害児受入促進事業 円

別紙様式 1、2 (略)

別表 1 (略)

別表 2
1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分

・放課後児童指導員等資質向上事業費 (略)

(2) 指定都市・中核市分

・放課後児童指導員等資質向上事業費 (略)

・放課後児童健全育成事業費等

指定都市・中核市名	区	分	対象経費			基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して 少ない方の額)⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3)⑥	備 考
			支出予定額 ①	寄付金その他の 収入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
		放課後児童健全育成事業費							(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 か所 ②児童数20~35人 か所 ③児童数36~70人 か所 ④児童数71人~ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 ・平日分 か所 時間 ・長期休暇等分 か所 時間 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ か所 ②長時間開設 か所
		放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円		(1)放課後児童クラブ設置促進事業か所 (2)放課後子ども環境改善事業か所 (3)障害児受入促進事業か所
		放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円	円		(1)ボランティア派遣事業事業 (2)放課後子どもプラン実施支援等事業有・無 (3)放課後児童の衛生・安全対策事業有・無 (4)障害児受入促進事業か所
		計	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後児童クラブ設置促進事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 放課後子どもプラン実施支援等事業 円 放課後児童の衛生・安全対策事業 円 障害児受入促進事業 円

改 正 案

現 行

(3)市町村分
・放課後児童健全育成事業費等

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助額	国庫補助基本額	要国庫補助額	備考
		支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額(①-②)=③							
〇〇市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 か所 ②児童数20~35人 か所 ③児童数36~45人 か所 ④児童数46~55人 か所 ⑤児童数56~70人 か所 ⑥児童数71人~ か所 ⑦開設日数加算 か所 日 ⑧長時間開設 平日分 か所 時間 ・長期休暇等分 か所 時間 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ か所 ②長時間開設 か所
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)放課後児童クラブ設置促進事業 有 無 (2)放課後子ども環境改善事業 有 無 (3)障害児受入促進事業 有 無
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後児童の衛生・安全対策事業 有 無 (3)障害児受入促進事業 有 無
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
□□市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 か所 ②児童数20~35人 か所 ③児童数36~45人 か所 ④児童数46~55人 か所 ⑤児童数56~70人 か所 ⑥児童数71人~ か所 ⑦開設日数加算 か所 日 ⑧長時間開設 平日分 か所 時間 ・長期休暇等分 か所 時間 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ か所 ②長時間開設 か所
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)放課後児童クラブ設置促進事業 有 無 (2)放課後子ども環境改善事業 有 無 (3)障害児受入促進事業 有 無
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後児童の衛生・安全対策事業 有 無 (3)障害児受入促進事業 有 無
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村合計 (〇市△町□村)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後児童クラブ設置促進事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 (計) 円 放課後児童の衛生・安全対策事業 円 障害児受入促進事業 円

※実施する市町村数にあわせて、適宜記入欄を増やすこと。

(3)市町村分
・放課後児童健全育成事業費等

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助額	国庫補助基本額	要国庫補助額	備考
		支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額(①-②)=③							
〇〇市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 か所 ②児童数20~35人 か所 ③児童数36~70人 か所 ④児童数71人~ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 平日分 か所 時間 ・長期休暇等分 か所 時間 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ か所 ②長時間開設 か所
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)放課後児童クラブ設置促進事業 有 無 (2)放課後子ども環境改善事業 有 無 (3)障害児受入促進事業 有 無
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子ども環境改善事業 有 無 (3)放課後児童の衛生・安全対策事業 有 無 (4)障害児受入促進事業 有 無
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
□□市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 か所 ②児童数20~35人 か所 ③児童数36~70人 か所 ④児童数71人~ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 平日分 か所 時間 ・長期休暇等分 か所 時間 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ か所 ②長時間開設 か所
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)放課後児童クラブ設置促進事業 有 無 (2)放課後子ども環境改善事業 有 無 (3)障害児受入促進事業 有 無
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子ども環境改善事業 有 無 (3)放課後児童の衛生・安全対策事業 有 無 (4)障害児受入促進事業 有 無
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村合計 (〇市△町□村)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後児童クラブ設置促進事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 放課後児童の衛生・安全対策事業 円 障害児受入促進事業 円

※実施する市町村数にあわせて、適宜記入欄を増やすこと。

改 正 案

現 行

別表3
1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等
(1) 都道府県分 現行のとおり (略)

(2) 指定都市・中核市分
①放課後児童指導員等資質向上事業 現行のとおり (略)
②放課後児童健全育成事業費 a~b 現行のとおり (略)

c 国庫補助事業計画書(児童数36~45人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

d 国庫補助事業計画書(児童数46~55人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

e 国庫補助事業計画書(児童数56~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

f 国庫補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

g 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割	利用者に対するニーズ調査		
		年間開設日数	開設時間 (時~時) (長期休業日等時~時)	長時間開設の平日分	1~3年	4~6年	計		調査条件	調査結果	
										児童数(人)	割合(%)
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人				
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()				
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人				
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()				
合 計	クラブ			時間	人	人	人	か所			

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
 (注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
 (注4)「利用者に対するニーズ調査」における「調査条件」欄は、1~3の項目について条件を満たしている場合に○を記入すること。
 1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用を聴取すること。3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
 (注5)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上の開設を希望する児童数を記入すること。
 (注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(割合)」欄は、児童数のうち、250日以上の開設を希望する児童数の割合を記入すること。
 (注7)「利用者に対するニーズ調査」は市町村において5年間保存すること。

別表3
1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等
(1) 都道府県分 (略)

(2) 指定都市・中核市分
①放課後児童指導員等資質向上事業 (略)
②放課後児童健全育成事業費 a~b (略)

c 国庫補助事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

d 国庫補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ) (略)

e 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割
		年間開設日数	開設時間 (時~時) (長期休業日等時~時)	長時間開設の平日分	1~3年	4~6年	計	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()	
合 計	クラブ			時間	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
 (注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

現 行

h 国庫補助事業計画書 総括表(a~gの計)

		実施か所数								開設日数 加算対象 日数
		a	b	c	d	e	f	a~f 小計	g	
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	/
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
	()	()	()

年度途中開設クラブ (分割を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

f 国庫補助事業計画書 総括表(a~eの計)

		実施か所数						開設日数 加算対象 日数
		a	b	c	d	a~d 小計	e	
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間
		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
	()	()	()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改 正 案

現 行

③ 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)

③ 放課後子ども環境整備事業費 (略)

a 放課後児童クラブ設置促進事業 現行のとおり (略)

a 放課後児童クラブ設置促進事業 (略)

b 放課後児童クラブ環境改善事業

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	新規・既存 クラブ別 ⑤		購入備品等の内容 ⑦
				新規・既存	既存クラブ のうち、更 新・追加別 ⑥	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品等の内容 ⑤
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注1)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注2)⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)のどちらか該当する方を○で囲むこと。
 (注3)⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 現行のとおり (略)

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)

改 正 案

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業 現行のとおり（略）

(削除)

b 放課後児童の衛生・安全対策事業

現行のとおり（略）

c 障害児受入推進事業

現行のとおり（略）

現 行

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業（略）

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

(略)

d 障害児受入推進事業

(略)

改 正 案

現 行

(3) 市町村分
①放課後児童健全育成事業費 a~b 現行のとおり(略)

c 国庫補助事業計画書(児童数36~45人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

d 国庫補助事業計画書(児童数46~55人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

e 国庫補助事業計画書(児童数56~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

f 国庫補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

g 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割	利用者に対するニーズ調査		
		年間開設日数	開設時間 (時間) (長期休業日等 時間)	長時間 開設の 平日分	1~3年	4~6年	計		調査条件	調査結果	
										児童数(人)	割合(%)
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		()	()	()				
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		()	()	()				
小 計	クラブ			時間	人	人	人	か所			
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		()	()	()				
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		()	()	()				
小 計	クラブ			時間	人	人	人	か所			
(合 計 市町村)	クラブ			時間	人	人	人	か所			

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
 (注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
 (注4)「利用者に対するニーズ調査」における「調査条件」欄は、1~3の項目について条件を満たしている場合に○を記入すること。
 1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用を聴取すること。3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
 (注5)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上の開設を希望する児童数を記入すること。
 (注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(割合)」欄は、児童数のうち、250日以上の開設を希望する児童数の割合を記入すること。
 (注7)「利用者に対するニーズ調査」は市町村において5年間保存すること。

(3) 市町村分
①放課後児童健全育成事業費 a~b (略)

c 国庫補助事業計画書(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

d 国庫補助事業計画書(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)
(略)

e 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割
		年間開設日数	開設時間 (時間) (長期休業日等 時間)	長時間 開設の 平日分	1~3年	4~6年	計	
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		人	人	人	
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		()	()	()	
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		人	人	人	
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		()	()	()	
小 計	クラブ			時間	人	人	人	か所
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		人	人	人	
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		()	()	()	
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		人	人	人	
		日	時~時 (時間) (長期休業日等 時間)		()	()	()	
小 計	クラブ			時間	人	人	人	か所
(合 計 市町村)	クラブ			時間	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
 (注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

現 行

h 国庫補助事業計画書 総括表(a~gの計)

		実施か所数								開設日数 加算対象 日数	
		a	b	c	d	e	f	a~f 小計	g		a~g 合計
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	/
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
	()	()	()

年度途中開設クラブ (分割を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

f 国庫補助事業計画書 総括表(a~eの計)

		実施か所数						開設日数 加算対象 日数	
		a	b	c	d	a~d 小計	e		a~e 合計
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	/
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人	人	人
	()	()	()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改 正 案							現 行																																																																																																																
<p>② 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)</p> <p>a 放課後児童クラブ設置促進事業 現行のとおり (略)</p> <p>b 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">市町村名</th> <th style="width:20%;">施設名</th> <th style="width:10%;">設置 主体</th> <th style="width:10%;">運営 主体</th> <th style="width:10%;">新規・既存 クラブ別</th> <th style="width:10%;">既存クラブ のうち、更 新・追加別</th> <th style="width:30%;">購入備品等の内容</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">①</th> <th style="text-align: center;">②</th> <th style="text-align: center;">③</th> <th style="text-align: center;">④</th> <th style="text-align: center;">⑤</th> <th style="text-align: center;">⑥</th> <th style="text-align: center;">⑦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新規・既存</td> <td style="text-align: center;">更新・追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新規・既存</td> <td style="text-align: center;">更新・追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 新規 既存</td> <td style="text-align: center;">か所 更新 追加</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新規・既存</td> <td style="text-align: center;">更新・追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新規・既存</td> <td style="text-align: center;">更新・追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 新規 既存</td> <td style="text-align: center;">か所 更新 追加</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計 (市町村)</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 新規 既存</td> <td style="text-align: center;">か所 更新 追加</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。 (注2)⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)の どちらか該当する方を○で囲むこと。 (注3)⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。</p>							市町村名	施設名	設置 主体	運営 主体	新規・既存 クラブ別	既存クラブ のうち、更 新・追加別	購入備品等の内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦					新規・既存	更新・追加						新規・既存	更新・追加		小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/					新規・既存	更新・追加						新規・既存	更新・追加		小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/	合 計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/	<p>② 放課後子ども環境整備事業費 (略)</p> <p>a 放課後児童クラブ設置促進事業 (略)</p> <p>b 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">市町村名</th> <th style="width:20%;">施設名</th> <th style="width:10%;">設置 主体</th> <th style="width:10%;">運営 主体</th> <th style="width:30%;">購入備品等の内容</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">①</th> <th style="text-align: center;">②</th> <th style="text-align: center;">③</th> <th style="text-align: center;">④</th> <th style="text-align: center;">⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計 (市町村)</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。</p>					市町村名	施設名	設置 主体	運営 主体	購入備品等の内容	①	②	③	④	⑤											小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	/											小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	/	合 計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	/
市町村名	施設名	設置 主体	運営 主体	新規・既存 クラブ別	既存クラブ のうち、更 新・追加別	購入備品等の内容																																																																																																																	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦																																																																																																																	
				新規・既存	更新・追加																																																																																																																		
				新規・既存	更新・追加																																																																																																																		
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/																																																																																																																	
				新規・既存	更新・追加																																																																																																																		
				新規・既存	更新・追加																																																																																																																		
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/																																																																																																																	
合 計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/																																																																																																																	
市町村名	施設名	設置 主体	運営 主体	購入備品等の内容																																																																																																																			
①	②	③	④	⑤																																																																																																																			
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	/																																																																																																																			
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	/																																																																																																																			
合 計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	/																																																																																																																			
<p>c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 現行のとおり (略)</p>							<p>c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)</p>																																																																																																																

改正案

現行

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業 現行のとおり（略）

(削除)

b 放課後児童の衛生・安全対策事業

現行のとおり（略）

c 障害児受入推進事業

現行のとおり（略）

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業（略）

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

(注)事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

(略)

d 障害児受入推進事業

(略)

改 正 案

別紙様式 3～5 (略)
 別表 1 (略)
 別表 2
 1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等
 (1) 都道府県分
 ・放課後児童指導員等資質向上事業費 現行のとおり (略)
- (2) 指定都市・中核市分
 ・放課後児童指導員等資質向上事業費 現行のとおり (略)

指定都市・中核市名		対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 ③と④を比較して 少ない方の額 ⑤	要 国 庫 補 助 額 ⑤×1/3 ⑥	備 考
区	分	支出予定額 ①	寄付金 取 入 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③				
	放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費							(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10～19人 か所 ②児童数20～35人 か所 ③児童数36～45人 か所 ④児童数46～55人 か所 ⑤児童数56～70人 か所 ⑥児童数71人～ か所 ⑦開設日数加算 か所 日 ⑧長時間開設 ・平日分 か所 時間 ・長期休暇等分 か所 時間 (2)1クラブの開設日数 200～249日 ①児童数20人～ か所 ②長時間開設 か所
	放 課 後 子 ども 環 境 整 備 事 業 費	円	円	円	円			(1)放課後児童クラブ設置促進事業 か所 (2)放課後子ども環境改善事業 か所 (3)障害児受入促進事業 か所
	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 支 援 事 業 費	円	円	円	円			(1)ボランティア派遣事業 事業 (削除) (2)放課後児童の衛生・安全対策事業 有 . 無 . (3)障害児受入促進事業 か所
	計	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後児童クラブ設置促進事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 (削除) 放課後児童の衛生・安全対策事業 円 障害児受入促進事業 円

現 行

別紙様式 3～5 (略)
 別表 1 (略)
 別表 2
 1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等
 (1) 都道府県分
 ・放課後児童指導員等資質向上事業費 (略)
- (2) 指定都市・中核市分
 ・放課後児童指導員等資質向上事業費(略)

指定都市・中核市名		対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 ③と④を比較して 少ない方の額 ⑤	要 国 庫 補 助 額 ⑤×1/3 ⑥	備 考
区	分	支出予定額 ①	寄付金 取 入 額 ②	差 引 額 ① - ② = ③				
	放 課 後 児 童 健 全 育 成 事 業 費							(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10～19人 か所 ②児童数20～35人 か所 ③児童数36～70人 か所 ④児童数71人～ か所 ⑤開設日数加算 か所 日 ⑥長時間開設 ・平日分 か所 時間 ・長期休暇等分 か所 時間 (2)1クラブの開設日数 200～249日 ①児童数20人～ か所 ②長時間開設 か所
	放 課 後 子 ども 環 境 整 備 事 業 費	円	円	円	円			(1)放課後児童クラブ設置促進事業 か所 (2)放課後子ども環境改善事業 か所 (3)障害児受入促進事業 か所
	放 課 後 児 童 ク ラ ブ 支 援 事 業 費	円	円	円	円			(1)ボランティア派遣事業 事業 (2)放課後子どもプラン実施支援等事業 有 . 無 . (3)放課後児童の衛生・安全対策事業 有 . 無 . (4)障害児受入促進事業 か所
	計	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後児童クラブ設置促進事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 放課後子どもプラン実施支援等事業 円 放課後児童の衛生・安全対策事業 円 障害児受入促進事業 円

改 正 案

現 行

(3)市町村分
・放課後児童健全育成事業費等

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助額	国庫補助基本額	要国庫補助額	備考
		支出予定額①	交付金その他の収入額②	差引額(①-②)=③							
〇〇市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 在所 ②児童数20~35人 在所 ③児童数36~45人 在所 ④児童数46~55人 在所 ⑤児童数56~70人 在所 ⑥児童数71人~ 在所 ⑦開設日数加算 在所 日 ⑧長時間開設 在所 ・平日分 在所 時間 ・長期休暇等分 在所 時間 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ 在所 ②長時間開設 在所
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)放課後児童クラブ設置促進事業 在所 (2)放課後子ども環境改善事業 在所 (3)障害児受入促進事業 在所
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)ボランティア派遣事業 専業 (無給) (2)放課後児童の衛生・安全対策事業 有・無 (3)障害児受入促進事業 在所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
□□市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 在所 ②児童数20~35人 在所 ③児童数36~45人 在所 ④児童数46~55人 在所 ⑤児童数56~70人 在所 ⑥児童数71人~ 在所 ⑦開設日数加算 在所 日 ⑧長時間開設 在所 ・平日分 在所 時間 ・長期休暇等分 在所 時間 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ 在所 ②長時間開設 在所
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)放課後児童クラブ設置促進事業 在所 (2)放課後子ども環境改善事業 在所 (3)障害児受入促進事業 在所
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)ボランティア派遣事業 専業 (無給) (2)放課後児童の衛生・安全対策事業 有・無 (3)障害児受入促進事業 在所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村合計 (〇市△町□村)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後児童クラブ設置促進事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 (無給) 放課後児童の衛生・安全対策事業 円 障害児受入促進事業 円

※実施する市町村数にあわせて、適宜記入欄を増やすこと。

(3)市町村分
・放課後児童健全育成事業費等

市町村名	区分	対象経費			基準額④	選定額 (③と④を比較して少ない方の額)⑤	(⑤×2/3)=⑥	都道府県補助額	国庫補助基本額	要国庫補助額	備考
		支出予定額①	交付金その他の収入額②	差引額(①-②)=③							
〇〇市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 在所 ②児童数20~35人 在所 ③児童数36~70人 在所 ④児童数71人~ 在所 日 ⑤開設日数加算 在所 ⑥長時間開設 在所 ・平日分 在所 時間 ・長期休暇等分 在所 時間 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ 在所 ②長時間開設 在所
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)放課後児童クラブ設置促進事業 在所 (2)放課後子ども環境改善事業 在所 (3)障害児受入促進事業 在所
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)ボランティア派遣事業 専業 (2)放課後児童の衛生・安全対策事業 有・無 (3)放課後児童の衛生・安全対策事業 有・無 (4)障害児受入促進事業 在所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
□□市	放課後児童健全育成事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)1クラブの開設日数 250日以上 ①児童数10~19人 在所 ②児童数20~35人 在所 ③児童数36~70人 在所 ④児童数71人~ 在所 日 ⑤開設日数加算 在所 ⑥長時間開設 在所 ・平日分 在所 時間 ・長期休暇等分 在所 時間 (2)1クラブの開設日数 200~249日 ①児童数20人~ 在所 ②長時間開設 在所
	放課後子ども環境整備事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)放課後児童クラブ設置促進事業 在所 (2)放課後子ども環境改善事業 在所 (3)障害児受入促進事業 在所
	放課後児童クラブ支援事業費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	(1)ボランティア派遣事業 専業 (2)放課後児童の衛生・安全対策事業 有・無 (3)放課後児童の衛生・安全対策事業 有・無 (4)障害児受入促進事業 在所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
市町村合計 (〇市△町□村)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 放課後児童健全育成事業 円 放課後児童クラブ設置促進事業 円 放課後子ども環境改善事業 円 障害児受入促進事業 円 ボランティア派遣事業 円 放課後児童の衛生・安全対策事業 円 放課後児童の衛生・安全対策事業 円 障害児受入促進事業 円

※実施する市町村数にあわせて、適宜記入欄を増やすこと。

改 正 案

別表 3

1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分 現行のとおり (略)

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業 現行のとおり(略)

②放課後児童健全育成事業費 a~b 現行のとおり(略)

c 事業実績(児童数36~45人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

(略)

d 事業実績(児童数46~55人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

(略)

e 事業実績(児童数56~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

(略)

f 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

(略)

g 事業実績(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割	利用者に対するニーズ調査		
		年間開設日数	開設時間	長時間開設の平日分	1~3年	4~6年	計		調査条件	調査結果	
										児童数(人)	割合(%)
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人				
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()				
合 計	クラブ			時間	人	人	人	か所			

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

(注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

(注4)「利用者に対するニーズ調査」における「調査条件」欄は、1~3の項目について条件を満たしている場合に○を記入すること。

1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用を聴取すること。

3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。

(注5)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上の開設を希望する児童数を記入すること。

(注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(割合)」欄は、利用児童数のうち、250日以上の開設を希望する児童数の割合を記入すること。

(注7)「利用者に対するニーズ調査」は市町村において5年間保存すること。

現 行

別表 3

1. 放課後子ども教室推進事業等 (略)

2. 放課後児童健全育成事業等

(1) 都道府県分 (略)

(2) 指定都市・中核市分

①放課後児童指導員等資質向上事業 (略)

②放課後児童健全育成事業費 a~b (略)

c 事業実績(児童数36~70人・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

(略)

d 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上の放課後児童クラブ)

(略)

e 事業実績(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割
		年間開設日数	開設時間	長時間開設の平日分	1~3年	4~6年	計	
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人	
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()	
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		人	人	人	
		日	時~時 (時間) 長期休業日等 時~時 (時間)		()	()	()	
合 計	クラブ			時間	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を超えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。

(注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

(注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

現 行

h 事業実績 総括表(a~gの計)

		実施か所数								開設日数 加算対象 日数	
		a	b	c	d	e	f	a~f 小計	g		a~g 合計
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所		
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間		
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所		

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

年度途中開設クラブ (分割を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

f 事業実績 総括表(a~eの計)

		実施か所数						開設日数 加算対象 日数	
		a	b	c	d	a~d 小計	e		a~e 合計
クラブ数		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算		か所	か所	か所	か所	—	か所		
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	—	時間		
		か所	か所	か所	か所	—	か所		

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改 正 案

現 行

③ 放課後子ども環境整備事業費

③ 放課後子ども環境整備事業費

a 放課後児童クラブ設置促進事業 現行のとおり (略)

a 放課後児童クラブ設置促進事業 (略)

b 放課後児童クラブ環境改善事業

b 放課後児童クラブ環境改善事業

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	新規・既存 クラブ別 ⑤		購入備品等の内容 ⑦
				新規・既存	既存クラブ のうち、更 新・追加別 ⑥	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
				新規・既存	更新・追加	
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	

実施市名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	購入備品等の内容 ⑤
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	

(注1)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。
 (注2)⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)の
 どちらか該当する方を○で囲むこと。
 (注3)⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。

(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 現行のとおり (略)

c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)

改 正 案

現 行

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業 現行のとおり（略）

（削除）

b 放課後児童の衛生・安全対策事業

現行のとおり（略）

c 障害児受入推進事業

現行のとおり（略）

④放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業（略）

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

（注）事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

（略）

d 障害児受入推進事業

（略）

改 正 案

現 行

(3) 市町村分
 ①放課後児童健全育成事業費 a~b 現行のとおり (略)
 c 事業実績(児童数36~45人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)
 d 事業実績(児童数46~55人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)
 e 事業実績(児童数56~70人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)
 f 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)
 g 事業実績(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割	利用者に対するニーズ調査		
		年間開設日数	開設時間 (時~時) (長期休業日等時~時)	長時間開設の平日分	1~3年	4~6年	計		調査条件	調査結果	
										児童数(人)	割合(%)
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人				
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()				
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人				
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()				
小 計	クラブ			時間	人	人	人	か所			
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人				
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()				
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人				
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()				
小 計	クラブ			時間	人	人	人	か所			
(合 計 市町村)	クラブ			時間	人	人	人	か所			

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
 (注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。
 (注4)「利用者に対するニーズ調査」における「調査条件」欄は、1~3の項目について条件を満たしている場合に○を記入すること。
 1. すべての利用児童の保護者を対象とし、個々に利用希望を聴取すること。2. 期間(土曜日、日曜日、祝日、夏休み等)ごとの利用を聴取すること
 3. 事業実施年度における利用希望を聴取すること。
 (注5)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(児童数)」欄は、250日以上を希望する児童数を記入すること。
 (注6)「利用者に対するニーズ調査」における「調査結果(割合)」欄は、児童数のうち、250日以上を希望する児童数の割合を記入すること。
 (注7)「利用者に対するニーズ調査」は市町村において5年間保存すること。

(3) 市町村分
 ①放課後児童健全育成事業費 a~b (略)
 c 事業実績(児童数36~70人・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)
 d 事業実績(児童数71人以上・開設日数250日以上)の放課後児童クラブ (略)
 e 国庫補助事業計画書(児童数20人以上・開設日数200~249日の放課後児童クラブ)

実施市町村名	放課後児童クラブ名	開 設 状 況			児 童 数			分割
		年間開設日数	開設時間 (時~時) (長期休業日等時~時)	長時間開設の平日分	1~3年	4~6年	計	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()	
小 計	クラブ			時間	人	人	人	か所
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		人	人	人	
		日	(時~時) (長期休業日等時~時)		()	()	()	
小 計	クラブ			時間	人	人	人	か所
(合 計 市町村)	クラブ			時間	人	人	人	か所

(注1)「長時間開設の平日分」欄は、授業日における「1日の開設時間が6時間を超えて、かつ18時を越えて開設する場合」の年間平均時間数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。
 (注3)「分割」欄は、年度の途中にクラブを分割する(した)場合に○印を付し、分割前の放課後児童クラブ名を記入すること。

改 正 案

現 行

h 事業実績 総括表(a~gの計)

	実施か所数									開設日数 加算対象 日数
	a	b	c	d	e	f	a~f 小計	g	a~g 合計	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所

実施市町村数	児童数		
	1~3年	4~6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

年度途中開設クラブ (分割を除く)	
市町村数	
クラブ数	

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

f 事業実績 総括表(a~eの計)

	実施か所数							開設日数 加算対象 日数
	a	b	c	d	a~d 小計	e	a~e 合計	
クラブ数	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	日
開設日数加算	か所	か所	か所	か所	か所	—	か所	
長時間開設	平日分	時間	時間	時間	時間	時間	時間	
		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
	長期休暇分	時間	時間	時間	時間	時間	—	時間
		か所	か所	か所	か所	か所	—	か所

実施市町村数	児 童 数		
	1~3年	4~6年	計
	人 ()	人 ()	人 ()

(注1)「開設日数加算対象日数」欄は、開設日数加算の対象となる日数の総数を記入すること。
 (注2)「児童数」欄の()内は、障害児数を内数で記入すること。

改 正 案							現 行																																																																																																																
<p>② 放課後子ども環境整備事業費 現行のとおり (略)</p> <p>a 放課後児童クラブ設置促進事業 現行のとおり (略)</p> <p>b 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">市町村名</th> <th style="width:20%;">施設名</th> <th style="width:10%;">設置主体</th> <th style="width:10%;">運営主体</th> <th style="width:10%;">新規・既存 クラブ別</th> <th style="width:10%;">既存クラブ のうち、更 新・追加別</th> <th style="width:30%;">購入備品等の内容</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">①</th> <th style="text-align: center;">②</th> <th style="text-align: center;">③</th> <th style="text-align: center;">④</th> <th style="text-align: center;">⑤</th> <th style="text-align: center;">⑥</th> <th style="text-align: center;">⑦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新規・既存</td> <td style="text-align: center;">更新・追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新規・既存</td> <td style="text-align: center;">更新・追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 新規 既存</td> <td style="text-align: center;">か所 更新 追加</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新規・既存</td> <td style="text-align: center;">更新・追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">新規・既存</td> <td style="text-align: center;">更新・追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 新規 既存</td> <td style="text-align: center;">か所 更新 追加</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計 (市町村)</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 新規 既存</td> <td style="text-align: center;">か所 更新 追加</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。 (注2)⑤には、放課後児童健全育成事業を新たに実施するための備品購入等の整備(新規)、既存事業における備品購入等の整備(既存)のどちらか該当する方を○で囲むこと。 (注3)⑥には、放課後児童健全育成事業における備品購入等の整備(既存)のうち、設備等の更新、追加の該当するものを全て○で囲むこと。</p>							市町村名	施設名	設置主体	運営主体	新規・既存 クラブ別	既存クラブ のうち、更 新・追加別	購入備品等の内容	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦					新規・既存	更新・追加						新規・既存	更新・追加		小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/					新規・既存	更新・追加						新規・既存	更新・追加		小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/	合 計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/	<p>② 放課後子ども環境整備事業費 (略)</p> <p>a 放課後児童クラブ設置促進事業 (略)</p> <p>b 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">市町村名</th> <th style="width:20%;">施設名</th> <th style="width:10%;">設置主体</th> <th style="width:10%;">運営主体</th> <th style="width:30%;">購入備品等の内容</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">①</th> <th style="text-align: center;">②</th> <th style="text-align: center;">③</th> <th style="text-align: center;">④</th> <th style="text-align: center;">⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計 (市町村)</td> <td style="text-align: center;">か所</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">か所 公 私</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)③及び④には、市町村又は社会福祉法人等の名称を記入すること。</p>					市町村名	施設名	設置主体	運営主体	購入備品等の内容	①	②	③	④	⑤											小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	/											小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	/	合 計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	/
市町村名	施設名	設置主体	運営主体	新規・既存 クラブ別	既存クラブ のうち、更 新・追加別	購入備品等の内容																																																																																																																	
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦																																																																																																																	
				新規・既存	更新・追加																																																																																																																		
				新規・既存	更新・追加																																																																																																																		
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/																																																																																																																	
				新規・既存	更新・追加																																																																																																																		
				新規・既存	更新・追加																																																																																																																		
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/																																																																																																																	
合 計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	か所 新規 既存	か所 更新 追加	/																																																																																																																	
市町村名	施設名	設置主体	運営主体	購入備品等の内容																																																																																																																			
①	②	③	④	⑤																																																																																																																			
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	/																																																																																																																			
小計	か所	か所 公 私	か所 公 私	/																																																																																																																			
合 計 (市町村)	か所	か所 公 私	か所 公 私	/																																																																																																																			
<p>c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 現行のとおり (略)</p>							<p>c 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 (略)</p>																																																																																																																

改正案

現行

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

現行のとおり（略）

（削除）

b 放課後児童の衛生・安全対策事業

現行のとおり（略）

c 障害児受入推進事業

現行のとおり（略）

③放課後児童クラブ支援事業費

a ボランティア派遣事業

（略）

b 放課後子どもプラン実施支援等事業

実施市名	事業内容	研修等内容
	1. 人材確保のための研修	
	2. 地区別運営委員会の設置・開催	
	3. 広報啓発	
	4. その他	

（注）事業内容ごとに具体的な取組内容を記載すること。

c 放課後児童の衛生・安全対策事業

（略）

d 障害児受入推進事業

（略）

改 正 後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(交付額の算定方法) 7 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙15により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</u></p> <p>(9) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙11の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(11) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>(12) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、JKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(13) 都道府県、指定都市又は中核市が、市町村又は社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には(1)から(9)に掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については(9)の調書に替えて「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)及</p>	<p>別 紙</p> <p>児童厚生施設等整備費交付要綱</p> <p>(通 則) 1～(交付額の算定方法) 7 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>8. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙11の様式による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。</p> <p>(9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。</p> <p>(10) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県、指定都市又は中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。</p> <p>(11) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、JKA若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。</p> <p>(12) 都道府県、指定都市又は中核市が、市町村又は社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には(1)から(8)に掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については(8)の調書に替えて「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において、(1)、(2)、(3)、(4)及</p>

児童厚生施設等整備費交付要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは、「都道府県、指定都市又は中核市」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(14) (13)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(15) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続) 9～(状況報告) 13 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>1 4. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 別紙6、7、8、9又は10の様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)又は(14)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙14の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返納) 15～(その他) 16 略</p>	<p>び(6)中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と、(6)中「国庫」とあるのは、「都道府県、指定都市又は中核市」と、それぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(13) (12)により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。</p> <p>(14) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続) 9～(状況報告) 13 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>1 4. 補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。 別紙6、7、8、9又は10の様式による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日(8の(3)又は(13)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出して行わなければならない。 なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに、別紙14の様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。</p> <p>(補助金の返納) 15～(その他) 16 略</p>

改 正 後				現 行			
		<p>大型児童センターについては、1施設当たり 4, 633千円</p> <p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限3, 824千円</p> <p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種別ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>			<p>大型児童センターについては、1施設当たり 4, 551千円</p> <p>4 平成2年8月7日厚生省発児第123号「児童館の設置運営について」の第4の1の(3)のアの(イ)及び2の(3)のアの(エ)に規定する移動型児童館用車両を整備する場合 上限3, 756千円</p> <p>5 平成3年11月25日社施第121号「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める既設社会福祉施設用地有効活用改築促進制度に適合する整備を行う場合には、1の施設の種別ごとに掲げる額に1.08を乗じて得た額とする。</p>	<p>車両の購入費及び改装費</p>
	拡 張	<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル単価が、1平方メートル基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり 4, 633千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>		拡 張	<p>1 厚生労働大臣が承認した面積（ただし、本文の4の表拡張の欄(1)の場合119平方メートルを限度とし、同欄(2)の場合31.8平方メートルを限度とする。）に付表2に掲げる1平方メートル当たり基準単価（実1平方メートル単価が、1平方メートル基準単価に満たないときは実1平方メートル単価とする。）を乗じて得た額。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり 4, 551千円</p>	<p>拡張に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>
	大規模修繕	<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり 4, 633千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>		大規模修繕	<p>1 厚生労働大臣が必要と認める額とする。ただし、第5欄に定める対象経費の実支出額（以下「実支出額」という。）がこれに満たないときは、実支出額とする。</p> <p>2 既存の小型児童館又は児童センター（大型児童センターを除く。）で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合、次の額を加算する。 1施設当たり 4, 551千円</p>	<p>大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費</p>

改 正 後

付表 1 (略)

付表 2

1 平方米当たり基準単価

単 価	備 考
1 2 9 , 7 0 0 円	

現 行

付表 1

都道府県人口規模による補助基準面積

都 道 府 県 の 人 口 規 模	補 助 基 準 面 積 の 上 限
1 0 0 万人未満	3, 0 0 0 平方米
1 0 0 万人以上 3 0 0 万人未満	4, 0 0 0 平方米
3 0 0 万人以上 5 0 0 万人未満	6, 0 0 0 平方米
5 0 0 万人以上 7 0 0 万人未満	8, 0 0 0 平方米
7 0 0 万人以上	1 0, 0 0 0 平方米

付表 2

1 平方米当たり基準単価

単 価	備 考
1 2 7 , 4 0 0 円	

改 正 後	現 行
<p>別紙 1</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別</p> <p>イ <u>内示年月日</u></p> <p>ウ 契約年月日</p> <p>エ 着工年月日</p> <p>オ 完成年月日</p> <p>カ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>	<p>別紙 1</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別</p> <p>イ 契約年月日</p> <p>ウ 着工年月日</p> <p>エ 完成年月日</p> <p>オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙2</p> <p>別紙(2)</p> <p>事業計画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(5) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別</p> <p>イ <u>内示年月日</u></p> <p>ウ 契約年月日</p> <p>エ 着工年月日</p> <p>オ 完成年月日</p> <p>カ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (7) 省略</p>	<p>別紙2</p> <p>別紙(2)</p> <p>事業計画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(5) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別</p> <p>イ 契約年月日</p> <p>ウ 着工年月日</p> <p>エ 完成年月日</p> <p>オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (7) 省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙 4</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別</p> <p>イ <u>内示年月日</u></p> <p>ウ 契約年月日</p> <p>エ 着工年月日</p> <p>オ 完成年月日</p> <p>カ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>	<p>別紙 4</p> <p>別紙 (2)</p> <p style="text-align: center;">事 業 計 画</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業計画</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工計画</p> <p>ア 直営・請負の別</p> <p>イ 契約年月日</p> <p>ウ 着工年月日</p> <p>エ 完成年月日</p> <p>オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙6</p> <p>別紙(2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 施工期間 ア 契約年月日 イ <u>内示年月日</u> ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日</p> <p>(4)～(5)省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>	<p>別紙6</p> <p>別紙(2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日</p> <p>(4)～(5)省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙7</p> <p>別紙(2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工期間 ア 契約年月日 イ <u>内示年月日</u> ウ 着工年月日 エ 完成年月日 オ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>	<p>別紙7</p> <p>別紙(2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) 施工期間 ア 契約年月日 イ 着工年月日 ウ 完成年月日 エ 事業開始年月日</p> <p>(5) ~ (6) 省略</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙9</p> <p>別紙(2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 施工期間</p> <p>ア 契約年月日</p> <p>イ <u>内示年月日</u></p> <p>ウ 着工年月日</p> <p>エ 完成年月日</p> <p>オ 事業開始年月日</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>	<p>別紙9</p> <p>別紙(2) 事業実績報告書</p> <p>1 対象施設の概要</p> <p>省略</p> <p>2 施設整備費に係る事業内容</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3) 施工期間</p> <p>ア 契約年月日</p> <p>イ 着工年月日</p> <p>ウ 完成年月日</p> <p>エ 事業開始年月日</p> <p>(添付書類)</p> <p>省略</p>

改 正 後	現 行
<p>別紙 1 5</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市の長 中核市の長 印 市町村長</p> <p style="text-align: center;">平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号により交付決定のあった児童厚生施設等整備費補助金について、交付要綱 8 (8) の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 5 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額 (要国庫補助金等返還相当額)</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>3 添付書類 2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等</p>	<p>別紙 1 5</p> <p>(新設)</p>

平成22年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目的 核家族化の進行、児童虐待の増加など、子どもや子育てをめぐる環境の複雑・多様化により、家庭や地域における子育て機能の低下といった問題が生じていることから、<u>安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。</u></p> <p>2 事業の内容 この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。 <u>削 除</u> (1) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添1のとおり) <u>削 除</u> (2) 民間児童館活動事業 (内容については、別添2のとおり) (3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添3のとおり) <u>削 除</u> (4) 地域子育て環境づくり支援事業 (内容については、別添4のとおり) (5) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添5のとおり) <u>削 除</u></p> <p>3 事業の実施方法等 各事業の実施については、別添1～5に定めるところによるものとする。</p> <p><u>削 除</u></p> <p>別添1 児童育成事業推進等対策事業実施要綱</p>	<p>別 紙</p> <p>児童環境づくり基盤整備事業実施要綱</p> <p>1 目的 少子化や核家族化の進行、未婚化・晩婚化という結婚をめぐる変化に加え、結婚した夫婦の出生率の低下、夫婦共働き家庭の一般化、家庭生活との両立が困難な職場など、<u>児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、子育てしやすい環境を図るとともに、次代を担う児童の健全育成を支援することを目的とする。</u></p> <p>2 事業の内容 この要綱において、次の事業を児童環境づくり基盤整備事業とする。 <u>(1) 児童環境づくり推進機構事業 (内容については、別添1のとおり)</u> <u>(2) 児童育成事業推進等対策事業 (内容については、別添2のとおり)</u> <u>(3) 児童ふれあい交流支援事業 (内容については、別添3のとおり)</u> <u>(4) 民間児童館活動事業 (内容については、別添4のとおり)</u> <u>(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業 (内容については、別添5のとおり)</u> <u>(6) 児童ふれあい交流促進事業 (内容については、別添6のとおり)</u> <u>(7) 地域子育て環境づくり支援事業 (内容については、別添7のとおり)</u> <u>(8) 地域組織活動育成事業 (内容については、別添8のとおり)</u> <u>(9) 地域子育て支援拠点事業 (内容については、別添9のとおり)</u></p> <p>3 事業の実施方法等 各事業の実施については、別添1～9に定めるところによるものとする。</p> <p>別添1 児童環境づくり推進機構事業実施要綱 (略)</p> <p>別添2 児童育成事業推進等対策事業実施要綱</p>

改 正 後	現 行
<p>1 目的 ～ 2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際の<u>先駆的な取組であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。</u> ただし、国が別途定める国庫負担(補助)制度の対象となる事業は除外する。 (1) 児童育成のための普及啓発事業 (2) 児童健全育成に資する模範的事業 (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業 (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議 (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業 (6) その他(1)～(5)に準ずる事業</p> <p>4 事業実施の手続き ～ 6 費用 (略)</p> <p><u>削 除</u></p> <p>別添<u>2</u> 民間児童館活動事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 ～ 2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1)～(4) (略) (5) 地域子育て支援拠点事業(児童館型) 本事業は、(1)～(4)と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、<u>次世代育成支援対策</u></p>	<p>1 目的 ～ 2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際の<u>モデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。</u> ただし、国が別途定める国庫負担(補助)制度の対象となる事業は除外する。 (1) 児童育成のための普及啓発事業 (2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業 (3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条の規定により設立された法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業 (4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議 (5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業 (6) その他(1)～(5)に準ずる事業</p> <p>4 事業実施の手続き ～ 6 費用 (略)</p> <p>別添<u>3</u> 児童ふれあい交流支援事業実施要綱 (略)</p> <p>別添<u>4</u> 民間児童館活動事業実施要綱</p> <p>1 趣旨 ～ 2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業内容 (1)～(4) (略) (5) 地域子育て支援拠点事業(児童館型) <u>学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとし</u></p>

改 正 後

交付金の交付対象事業及び評価基準について（平成20年11月28日雇児
発第112800号「地域子育て支援拠点事業」に定めるものとする。

別添3 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱 (略)

削 除

別添4 地域子育て環境づくり支援事業実施要綱 (略)

別添5 地域組織活動育成事業実施要綱 (略)

削 除

現 行

て参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を行うものとする。
なお、本事業は、(1)～(4)と同様に、民間児童館が実施する事業
としての位置づけであるが、事業内容等については、別添9「地域子育て
支援拠点事業実施要綱」に定めるものとする。

別添5 児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱 (略)

別添6 児童ふれあい交流促進事業実施要綱 (略)

別添7 地域子育て環境づくり支援事業実施要綱 (略)

別添8 地域組織活動育成事業実施要綱 (略)

別添9 地域子育て支援拠点事業実施要綱 (略)

平成22年度 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改正後	現 行
<p>別 紙 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 (略)</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 <u>(削除)</u></p>	<p>別 紙 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱</p> <p>(通 則)</p> <p>1 児童環境づくり基盤整備事業費の国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>2 この補助金は児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、児童環境づくり基盤整備事業を実施し、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 <u>(1) 児童環境づくり推進機構事業</u> <u>平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「児童環境づくり推進機構事業実施要綱」により、都道府県が行う事業及び厚生労働大臣が認め</u> <u>た法人に対して都道府県が補助する事業。</u></p>

(1) 児童育成事業推進等対策事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添1「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

(削除)

(2) 民間児童館活動事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。

(3) 児童福祉施設併設型民間児童館事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。

(削除)

(2) 児童育成事業推進等対策事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添2「児童育成事業推進等対策事業実施要綱」により、都道府県、指定都市、中核市及び市町村が行う事業。

(3) 児童ふれあい交流支援事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添3「児童ふれあい交流支援事業実施要綱」により、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 民間児童館活動事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「民間児童館活動事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業並びに社会福祉法人等が設置し、行う事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業。

(5) 児童福祉施設併設型民間児童館事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱」により、市町村が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業（委託に限る。）又は助成する事業。

(6) 児童ふれあい交流促進事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添6「児童ふれあい交流促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(4) 地域子育て環境づくり支援事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添4「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(5) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添5「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。

(削除)

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア (略)

イ (略)

(7) 地域子育て環境づくり支援事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添7「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(8) 地域組織活動育成事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添8「地域組織活動育成事業実施要綱」により、市町村が助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が助成する事業。

(9) 地域子育て支援拠点事業

平成9年6月5日児発第396号厚生省児童家庭局長通知「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」の別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算定されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のア及びイにより算出された額、次のウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の健全育成推進事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得

ウ 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) (略)

(3) (略)

た額を交付額とする。

ウ 別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業費及び児童育成事業推進等対策事業費について、第1欄の区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

(2) 指定都市・中核市分

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の健全育成推進事業費及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第1欄の区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ イにより選定された額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(3) 市町村分（特別区を含み指定都市、中核市を除く。）

別表の第1欄に定める区分ごとに次のアにより算出された額、次のイ及びウにより算出された額の合計額

ア 別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業費について、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の範囲内で、厚生労働大臣が必要と認めた額を交付額とする。

イ 別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費について、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を選定する。

<p>(4) (略)</p> <p>(交付の下限)</p> <p>5 (略)</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6</p> <p>(1) (略)</p>	<p>ウ イにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(4) 社会福祉法人等分</p> <p>別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費のうち、民間児童館活動事業費について、次のア及びイにより算出された額の合計額</p> <p>ア 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを社会福祉法人等ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額に3分の2を乗じて得た額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。</p> <p>(交付の下限)</p> <p>5 4により算定された補助金の額の合計が、都道府県及び指定都市にあっては100万円、中核市にあっては50万円、市町村（特別区を含む。）にあっては10万円に満たない場合には交付の決定を行わないものとする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 直接補助事業に係る場合</p> <p>ア 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>イ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別</p>
---	---

(2) (略)

に定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

ウ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

オ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(2) 間接補助事業に係る場合

ア 都道府県又は指定都市若しくは中核市が市町村若しくは社会福祉法人等に対して間接補助金を交付する場合には、(1)のアからオに掲げる条件(ただし、社会福祉法人等については、オの条件にかえ「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。」の条件を加える。)を付さなければならない。この場合において(1)のア及びウ中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長」と、(1)のイ中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の承認」と(1)のウ中「国庫」とあるのは、「都道府県又は指定都市若しくは中核市」と読み替えるものとする。

イ 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補

(3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式9により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2によ

助金に相当する額を遅滞なく市町村若しくは社会福祉法人等に交付しなければならない。

ウ 間接補助事業者から財産の処分により収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童環境づくり推進機構事業、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

<p>る申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 (略)</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村</p>	<p>都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業</p> <p>ア 市町村長は、別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、毎年度5月末日までに都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>イ 都道府県知事は、アの申請書を取りまとめ、別紙様式6による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として90日以内に交付の決定を行うものとする。</p> <p>(補助金の概算払)</p> <p>10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>11 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 都道府県が行う別表の第1欄の<u>児童環境づくり推進機構事業</u>、児童育成事業推進等対策事業及び健全育成推進事業、市町村及び社会福祉法人</p>
--	--

児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (略)

(補助金の返還)

12 (略)

(その他)

13 (略)

等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、都道府県が補助する事業、指定都市及び中核市が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業、健全育成推進事業及び市町村児童環境づくり基盤整備事業費並びに社会福祉法人等が行う別表の第1欄の市町村児童環境づくり基盤整備事業費に対して、指定都市及び中核市が補助する事業

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式8による報告書に関係書類を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 市町村が行う別表の第1欄の児童育成事業推進等対策事業

ア 市町村長は、事業完了後、1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式9による報告書を都道府県知事を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を取りまとめ、別紙様式10による進達書を添えて、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

改正後

現行

別表

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
児童の健全育成に必要な経費	1 児童環境づくり推進機構事業費 都道府県当たり年額 11,380,000円 (平成21年度限りとする。)	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定額
	1 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
	3 児童ふれあい交流支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 936,000円	児童ふれあい交流支援事業に必要な経費	1/3
	2 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)~(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,799,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり899,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
児童の健全育成に必要な経費	1 児童環境づくり推進機構事業費 都道府県当たり年額 11,380,000円 (平成21年度限りとする。)	児童環境づくり推進機構事業に必要な経費	定額
	2 児童育成事業推進等対策事業費 (1) 都道府県、指定都市及び中核市に対し厚生労働大臣が認めた額 (2) 市区町村に対し厚生労働大臣が認めた額	児童育成事業推進等対策事業に必要な経費	定額
	3 児童ふれあい交流支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 936,000円	児童ふれあい交流支援事業に必要な経費	1/3
	4 民間児童館活動事業費 (1) 児童館 民間児童館活動事業実施要綱の3(1)~(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 1,796,000円×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の小型児童館にあつては、1か所当たり898,000円とする)	民間児童館活動事業に必要な経費(給料、職員手当、共済費を除く。)	1/3

改正後				現行				
児童の健全育成に必要な経費	市町村児童環境づくり基盤整備事業費	(2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3 (1)~(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 <u>2,968,000円</u> ×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり <u>1,484,000円</u> とする)		児童の健全育成に必要な経費	市町村児童環境づくり基盤整備事業費	(2) 児童センター 民間児童館活動事業実施要綱の3 (1)~(4)に掲げる事業のうち2事業以上を実施 1か所当たり年額 <u>2,963,000円</u> ×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童センターにあっては、1か所当たり <u>1,481,000円</u> とする)		
		3 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 <u>9,990,000円</u> ×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあっては、1か所当たり <u>4,995,000円</u> とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費			5 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 1か所当たり年額 <u>10,138,000円</u> ×か所数 (ただし、事業期間が6か月未満の児童福祉施設併設型民間児童館にあっては、1か所当たり <u>5,069,000円</u> とする)	児童福祉施設併設型民間児童館事業に必要な経費	
		6 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 1,160,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費			6 児童ふれあい交流促進事業費 1市町村当たり年額 1,160,000円	児童ふれあい交流促進事業に必要な経費	
地域子育て支援に必要な経費	健全育成推進 市町村児童環境づくり基盤整備事業費	4 地域子育て環境づくり支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 <u>935,000円</u>	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	1/3	健全育成推進 市町村児童環境づくり基盤整備事業費	7 地域子育て環境づくり支援事業費 都道府県、指定都市、中核市1か所当たり年額 <u>936,000円</u>	地域子育て環境づくり支援事業に必要な経費	1/3
		5 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	1/3		8 地域組織活動育成事業費 1か所当たり年額 189,000円×組織数	地域組織活動育成事業に必要な経費	1/3
		9 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (7)3~4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 4,787,000円)	地域子育て支援拠点事業に必要な経費			9 地域子育て支援拠点事業費 (1) ひろば型 ア 基本分 (7)3~4日型 1か所当たり年額 3,556,000円×か所 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 4,787,000円)	地域子育て支援拠点事業に必要な経費	

改 正 後				現 行				
地域子育て支援に必要な経費	市町村児童環境づくり基盤整備事業費	<p>(イ)5日型 1か所当たり年額 4,355,000円×か所 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 7,390,000円)</p> <p>(ウ)6～7日型 1か所当たり年額 5,154,000円×か所 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 7,881,000円)</p> <p>イ 加算分 (7)出張ひろばの実施 1か所当たり年額 1,343,000円×か所 (1)地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 1事業実施の場合 448,000円×か所数 2事業実施の場合 597,000円×か所数 3事業実施の場合 747,000円×か所数 4事業実施の場合 896,000円×か所数</p> <p>(2)センター型 ア 5日型 1か所当たり年額 7,491,000円×か所 イ 6～7日型 1か所当たり年額 8,002,000円×か所 ウ 経過措置分(小規模型指定施設) (ア)基本分 1か所当たり年額 2,576,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,288,000円) (イ)保健相談等加算分 1か所当たり年額 1,352,000円 (週3回程度実施する場合に加算。ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、676,000円)</p> <p>(3)児童館型 ア 基本分 1か所当たり年額 1,687,000円×か所 イ 加算分 地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 448,000円×か所数</p>						
		<p>(イ)5日型 1か所当たり年額 4,355,000円×か所 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 7,390,000円)</p> <p>(ウ)6～7日型 1か所当たり年額 5,154,000円×か所 (機能拡充型の場合、1か所当たり年額 7,881,000円)</p> <p>イ 加算分 (7)出張ひろばの実施 1か所当たり年額 1,343,000円×か所 (1)地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 1事業実施の場合 448,000円×か所数 2事業実施の場合 597,000円×か所数 3事業実施の場合 747,000円×か所数 4事業実施の場合 896,000円×か所数</p> <p>(2)センター型 ア 5日型 1か所当たり年額 7,491,000円×か所 イ 6～7日型 1か所当たり年額 8,002,000円×か所 ウ 経過措置分(小規模型指定施設) (ア)基本分 1か所当たり年額 2,576,000円 (ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、1,288,000円) (イ)保健相談等加算分 1か所当たり年額 1,352,000円 (週3回程度実施する場合に加算。ただし、事業期間が6か月未満の施設にあっては、676,000円)</p> <p>(3)児童館型 ア 基本分 1か所当たり年額 1,687,000円×か所 イ 加算分 地域の子育て力を高める取組の実施 1か所当たり年額 448,000円×か所数</p>						

改正後

現行

別紙様式1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管 年金特別会計 児童手当及び子ども手当勘定 (都道府県・指定都市・中核市・市町村名)

国 歳出予算科目	交付決定額 円	補助率	地方公共団体						備考
			歳入			歳出			
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	支出済額 円	
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) (1)児童の健全育成に必要な経費 児童育成事業推進等対策事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 (2)地域子育て支援に必要な経費 健全育成推進事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費									

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

別紙様式1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管 年金特別会計 児童手当勘定 (都道府県・指定都市・中核市・市町村名)

国 歳出予算科目	交付決定額 円	補助率	地方公共団体						備考
			歳入			歳出			
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	支出済額 円	
(項) 児童育成事業費 (目) 児童育成事業費補助金 (積算内訳) (1)児童の健全育成に必要な経費 児童環境づくり推進機事業費 児童育成事業推進等対策事業費 健全育成推進事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費 (2)地域子育て支援に必要な経費 健全育成推進事業費 市町村児童環境づくり基盤整備事業費									

(注) 1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分すること。
2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増△減額等の区分を明記すること。

改正後

別紙様式2 (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額 千円	要国庫補助額 千円	備 考
(1)児童の健全育成に必要な経費			
児童育成事業推進等対策事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
(2)地域子育て支援に必要な経費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

現 行

別紙様式2 (略)

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額総括表

区 分	国庫補助基本額 千円	要国庫補助額 千円	備 考
(1)児童の健全育成に必要な経費			
児童環境づくり推進機構事業費			
児童育成事業推進等対策事業費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
(2)地域子育て支援に必要な経費			
健全育成推進事業費			
市町村児童環境づくり基盤整備事業費			
小 計			
合 計			

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

改正後

現 行

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表
1 都道府県分

削除

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 ⑥	備 考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		※地域子育て環境づくり支援事業

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表
1 都道府県分

(1) 児童環境づくり推進機構事業費

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 ⑥	備 考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 ⑥	備 考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		

(3)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		※児童ふれあい交流支援事業

(3)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	支出予定額 ①	寄付金その他の 収入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円		※地域子育て環境づくり支援事業

改正後

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市・中核市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 収入額 ③	差引額 (①-②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	円	

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 収入額 ③	差引額 (①-②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市 中核市名	区分	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
		支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 収入額 ③	差引額 (①-②) = ③				
	民間児童館活動事業費								(1) 小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2) 児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費								うち、事業実施期間6月未満 か所
	合計	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 民間児童館活動事業費 円 うち、小型児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円

(4) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 収入額 ③	差引額 (①-②) = ③				
		円	円	円	円	円	円	※地域組織活動育成事業費

現 行

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金所要額内訳表

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 収入額 ③	差引額 (①-②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	円	

(2)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 収入額 ③	差引額 (①-②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	円	※児童ふれあい交流支援事業

(2)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
	支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 収入額 ③	差引額 (①-②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

(3)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市名	区分	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
		支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 収入額 ③	差引額 (①-②) = ③				
	民間児童館活動事業費								(1) 小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2) 児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費								うち、事業実施期間6月未満 か所
	児童ふれあい交流促進事業費								
	合計	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 民間児童館活動事業費 円 うち、小型児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円 児童ふれあい交流促進事業費 円

(3)-2 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市名	区分	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤×1/3) ⑥	備考
		支出予定額 ①	寄付金 収入額 ②	その他の 収入額 ③	差引額 (①-②) = ③				
	地域組織活動育成事業費								か所 (1) ひろば型 基本分 -3~4日型 (機能拡充型) 円 -3~4日型 (機能拡充型) 円 -5日型 (機能拡充型) 円 -5日型 (機能拡充型) 円 -6~7日型 (機能拡充型) 円 -6~7日型 (機能拡充型) 円 うち、加算分 ・出張ひろばの実施 円 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 円 2事業実施 円 3事業実施 円 4事業実施 円 (2) センター型 -5日型 円 -6~7日型 円 ・経過措置分 基本分 円 うち、保健相談等加算分 円 (3) 児童館型 円 うち、加算分 円
	合計	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 地域組織活動育成事業費 円 地域子育て支援拠点事業費 円 うち、ひろば型 円 うち、センター型 円 うち、児童館型 円

改正後

現行

3 市町村分

(1)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

市町村名	区分	対象経費			標準額④	選定額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)⑤	都道府県補助額⑦	国庫補助基本額⑧ (⑥とのを比較して少ない方の額)⑧	国庫補助額⑨ (⑧×1/2)	備考
		支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額(①-②)=③						
〇〇市	民間児童館活動事業費									(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費									(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	
□□市	民間児童館活動事業費									(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費									(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑨の内訳
計										民間児童館活動事業費 うち、小型児童館 円 円 うち、児童センター 円 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円

3 市町村分

(1)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

市町村名	区分	対象経費			標準額④	選定額⑤ (③と④を比較して少ない方の額)⑤	都道府県補助額⑦	国庫補助基本額⑧ (⑥とのを比較して少ない方の額)⑧	国庫補助額⑨ (⑧×1/2)	備考
		支出予定額①	寄付金その他の収入額②	差引額(①-②)=③						
〇〇市	民間児童館活動事業費									(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費									(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	児童ふれあい交流促進事業費									
計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
□□市	民間児童館活動事業費									(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費									(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	児童ふれあい交流促進事業費									
計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑨の内訳
計										民間児童館活動事業費 円 円 うち、小型児童館 円 円 うち、児童センター 円 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円 円 児童ふれあい交流促進事業費 円

改正後

(1)-2 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

市町村名	対象経費			標準額	④ ③と④を比較して少ない方の額	⑤×2/3=⑥	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助額	備考
	支出予定額①	交付金その他の収入額②	差引額③ (①-②)=③							
〇〇市										
□□市										
△△町										
計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
〇市△町□村										※地域組織活動育成事業費

現 行

(1)-2 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

市町村名	区分	対象経費			標準額	④ ③と④を比較して少ない方の額	⑤×2/3=⑥	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助額	備考
		支出予定額①	交付金その他の収入額②	差引額③ (①-②)=③							
〇〇市	地域組織活動育成事業費										(1)ひらび型 基本分 -3-4日型 在所(うち、公費 在所) -3-4日型(機能拡充型) 在所 -5日型 在所(うち、公費 在所) -5日型(機能拡充型) 在所 -6-7日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型(機能拡充型) 在所 うち、加算分 ・出張ひらびの実施 在所 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 在所 2事業実施 在所 3事業実施 在所 4事業実施 在所 (2)センター型 -5日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型 在所(うち、公費 在所) 経過措置分 基本分 在所(うち、公費 在所) うち、健康相談等加算分 在所 (3)児童館型 在所 うち、加算分 在所
	地域子育て支援拠点事業										
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
□□市	地域組織活動育成事業費										(1)ひらび型 基本分 -3-4日型 在所(うち、公費 在所) -3-4日型(機能拡充型) 在所 -5日型 在所(うち、公費 在所) -5日型(機能拡充型) 在所 -6-7日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型(機能拡充型) 在所 うち、加算分 ・出張ひらびの実施 在所 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 在所 2事業実施 在所 3事業実施 在所 4事業実施 在所 (2)センター型 -5日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型 在所(うち、公費 在所) 経過措置分 基本分 在所(うち、公費 在所) うち、健康相談等加算分 在所 (3)児童館型 在所 うち、加算分 在所
	地域子育て支援拠点事業										
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
〇市△町□村	計										国庫補助額⑩の内訳及び件数 円 地域組織活動育成事業費 円 円 地域子育て支援拠点事業 円 うち、ひらび型 円 基本分 -3-4日型 在所(うち、公費 在所) -3-4日型(機能拡充型) 在所 -5日型 在所(うち、公費 在所) -5日型(機能拡充型) 在所 -6-7日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型(機能拡充型) 在所 うち、加算分 ・出張ひらびの実施 在所 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 在所 2事業実施 在所 3事業実施 在所 4事業実施 在所 うち、センター型 円 -5日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型 在所(うち、公費 在所) 経過措置分 基本分 在所(うち、健康相談等加算分 在所) うち、児童館型 円 児童館型 在所(うち、加算分 在所)

改正後

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分
削除

現 行

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金事業計画書

1 都道府県分
(1)児童環境づくり推進機構事業費
①事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
設置目的			
推進機構の名称			
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 名(うち常勤 名)		

②推進機構事業の実施内容

区 分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

改正後

現行

(1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

削除

(3) - 1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

区 分	事業実施内容	備考
児童ふれあい交流支援事業		

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

(3) - 2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

改正後

現行

2 指定都市・中核市分
 (1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

2 指定都市・中核市分
 (1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
児童ふれあい交流支援事業		

(2)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

改正後

(3)市町村児童環境づくり基盤整備事業費 ア～ウ (略)

エ 削除

オ 削除

現 行

(3)市町村児童環境づくり基盤整備事業費 ア～ウ (略)

エ 児童ふれあい交流促進事業費

実施市名	運営主体	事業数	選択事業	実施場所 (選択事業「ア」について)
				児童館 〇か所 保育所 〇か所 保健センター 〇か所 その他 〇か所
合 計			ア: 事業 イ: 事業 ウ: 事業 エ: 事業 オ: 事業	児童館 〇か所 保育所 〇か所 保健センター 〇か所 その他 〇か所

- (注1) 事業数欄：実施する事業数を記入すること
 (注2) 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること
 年長児童の赤ちゃん出あいふれあい交流事業 → ア
 中・高校生居場所づくり推進事業 → イ
 絵本の読み聞かせ事業 → ウ
 親と子の食事セミナー事業 → エ
 巡回児童館事業 → オ
 (注3) 実施場所欄：選択事業欄に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

オ 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

(市町村名)

No.	直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先)	ひろば型の名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)
	直営・委託・補助 ()	()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～時 ()	
	事業の内容 (具体的に)	(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育て等に関する相談、援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施								従事者の状況 〇 専任の者の状況 職 員 人 (うち出張ひろばを兼務する職員) 人 △ 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人 備 考
出張ひろばの 実施の有無	No.	出張ひろばの名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)
有・無		()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～時 ()	
		()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	2. 月 回開設 3. 毎週開設	時～時 ()	
地域の子育て力を高める取組の実施(ア～エに○をつける)										
	ア	中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組		受入人数	合計()人(中学生()人・高校生()人・大学生()人・その他()人)					従事者の状況 〇 専任の者の状況 職 員 人 △ 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人
	イ	地域の高齢者や青年児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組		実施回数	月()回実施		()か月			
	ウ	父親のサークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組		実施回数	月()回実施	実施月数	()か月			
	エ	公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組		実施回数	週()回実施		()か月			備 考
か所数計		合 計								か所
		ひろば型								か所
		出張ひろば								か所

- (注)1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「広場の名称(実施場所)」及び「出張ひろばの名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余剰教室など具体的に記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()内に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

オ 削除

現 行

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型)

(市町村名)

No.	直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先)	センター型の名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)
	直営・委託・補助 ()	()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時 分 ()	
		(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進							従事者の状況	
		(2)子育て等に関する相談、援助の実施							○ 専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人	
		(3)地域の子育て関連情報の提供							○ 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
		(4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施							備 考	
		地域支援活動 の実施内容								
		備考								
		社								

- (注)1.「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
- 2.「センター型の名称(実施場所)」欄は、上段にセンター型の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
- 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
- 4.「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
- 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
- 6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

現 行

才 削除

才 地域子育て支援拠点事業(センター型・経過措置分(小規模型指定施設))

(市町村名)

No.	直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先) ()	指定施設の名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日 平成 年 月 日	年 間 事業月数 月	開設日数 (曜日) 週 日 ()	土日開設 (土・日) 1. 月 回開設 2. 毎週開設	開設時間 (時間数) 時～ 時 ()	広 さ (㎡)
		(1) 育児不安等についての相談指導								
		(2) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援								
		(3) 地域の保育資源の情報提供等								
	事業の内容 (事業実施要綱に基づき、具体的な事業内容を記載)									
	今後の事業実施予定	平成21年度 平成22年度	1. センター型に移行 1. センター型に移行	2. ひろば型に移行 2. ひろば型に移行	3. 小規模型指定施設として実施 3. その他()	4. その他() 4. その他()				
	備考									
	社									

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
3. 開設年月日が平成18年3月31日以前であることを確認すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
4. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
5. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
6. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
7. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。
8. 「今後の事業実施予定」欄は、該当する項目を○で囲むこと。また、「その他」に該当する場合については、具体的な対応について記入すること。

改正後

現行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

(市町村名)

No.	委託・補助の別 (委託先又は補助先)	児童館型の名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)
	委託・補助	児童館・児童センター	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～時 ()	
	事業の内容 (事業実施要綱に基づき、 具体的な事業内容を記載)								従事者の状況 <input type="checkbox"/> 専任の者(ひらば担当)の状況 職員 人 <input type="checkbox"/> 専任の者(ひらば担当)以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人 備考	
	地域の子育て力を高める取組の実施									
	受入人数	合計()人 (中学生()人・高校生()人・大学生()人・その他()人)								
	社	か所								

- (注)1. 「委託・補助の別」欄はいずれかに○をつけ、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「児童館型の名称(実施場所)」欄は、上段に児童館型の名称を、下段()内に実施児童館又は児童センターの名称を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 5. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

3 市町村分
(1)ア～ウ (略)
エ 削除

オ 削除

現 行

3 市町村分
(1)ア～ウ (略)

エ 児童ふれあい交流促進事業費

実施市名	運営主体	事業数	選択事業	実施場所 (選択事業「ア」について)
				児童館 〇 所 保育所 〇 所 保健センター 〇 所 その他 〇 所
合計			ア: 事業 イ: 事業 ウ: 事業 エ: 事業 オ: 事業	児童館 〇 所 保育所 〇 所 保健センター 〇 所 その他 〇 所

(注1) 事業数欄：実施する事業数を記入すること

(注2) 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること
 年長児童の赤ちゃん出あいふれあい交流事業 → ア
 中・高校生居場所づくり推進事業 → イ
 絵本の読み聞かせ事業 → ウ
 親と子の食事セミナー事業 → エ
 巡回児童館事業 → オ

(注3) 実施場所欄：選択事業欄に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

オ 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

(市町村名)

No.	直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先)	ひろば型の名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)
	直営・委託・補助 ()	()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	
	事業の内容 (事業実施要綱に基づき、 具体的な事業内容を記載)	(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2)子育て等に関する相談、援助の実施 (3)地域の子育て関連情報の提供 (4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施								従事者の状況 〇 専任の者の状況 職 員 () 人 (うち出張ひろばを兼務する職員) () 人 〇 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ () 人 (うち学生の数) () 人 備 考
	機能拡充にかかる事業の内容									
出張ひろばの 実施の有無	No.	出張ひろばの名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)
有・無		()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～ 時 ()	
		()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	2. 月 回開設 3. 毎週開設	時～ 時 ()	
		地域の子育て力を高める取組の実施(ア～エに○をつける)								従事者の状況
		ア 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組			受入人数	合計()人 (中学生()人・高校生()人・大学生()人・その他()人)			〇 専任の者の状況 職 員 () 人	
		イ 地域の高齢者や青年児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組			実施回数	月()回実施	()か月	〇 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ () 人 (うち学生の数) () 人		
		ウ 父親のサークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組			実施回数	月()回実施	()か月	備 考		
		エ 公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に向向き、必要な支援や見守り等を行う取組			実施回数	週()回実施	()か月			
か所数計	合 計		か所							
	ひろば型		か所							
	ひろば型(機能拡充型)		か所							
	出張ひろば		か所							

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「ひろばの名称(実施場所)」及び「出張ひろばの名称(実施場所)」欄は、上段にひろばの名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的に記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 5. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。
 7. 機能拡充型の場合、「機能拡充にかかる事業の内容」欄に該当する事業内容を記入すること。

改正後

現 行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型)

(市町村名)

No.	直営・委託・補助の別 (委託先又は補助先)	センター型の名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 域 (㎡)
	直営・委託・補助 ()	()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～時 ()	
	事業の内容 (事業実施要綱に基づき、具体的な事業内容を記載)	(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ----- (2)子育て等に関する相談、援助の実施 ----- (3)地域の子育て関連情報の提供 ----- (4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施							従事者の状況 ○ 専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 ○ 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人 備 考	
	地域支援活動の実施内容									
	備考									
	社	か所								

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「センター型の名称(実施場所)」欄は、上段にセンター型の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 5. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

オ 削除

4 社会福祉法人等分 (略)

現 行

オ 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

(市町村名)

No.	委託・補助の別 (委託先又は補助先)	児童館型の名称 (実施場所)	所在地 (郵便番号・都道府県から記載)	電話番号	開設年月日	年間 事業月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (七・日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)
	委託・補助 ()	児童館・児童センター ()	〒		平成 年 月 日	月	週 日 ()	1. 月 回開設 2. 毎週開設	時～時 ()	
	事業の内容 (事業実施要綱に基づき、 具体的な事業内容を記載)		(1)子育て親子の交流の場の提供と交流の促進		従事者の状況		○ 専任の者(ひろば担当)の状況			
			(2)子育て等に関する相談、援助の実施		職員		人			
			(3)地域の子育て関連情報の提供		○ 専任の者(ひろば担当)以外の状況		ボランティアスタッフ			
			(4)子育て及び子育て支援に関する講習等の実施		ボランティアスタッフ		人			
					うち学生の数		人			
					備考					
	地域の子育て力を高める取組の実施									
	受入人数	合計()人(中学生()人・高校生()人・大学生()人・その他()人)								
	社	か所								

- (注) 1. 「委託・補助の別」欄はいずれかに○をつけ、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「児童館型の名称(実施場所)」欄は、上段に児童館型の名称を、下段()内に実施児童館又は児童センターの名称を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 5. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

4 社会福祉法人等分 (略)

改 正 後

現 行

別紙様式3 (略)

別紙様式3 (略)

別紙様式4 (略)

別紙様式4 (略)

別表1 (略)

別表1 (略)

別表2 (略)

別表2 (略)

別紙様式5 (略)

別紙様式5 (略)

別紙様式6 (略)

別紙様式6 (略)

別紙様式7 (略)

別紙様式7 (略)

別紙様式8 (略)

別紙様式8 (略)

改正後

現 行

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額総括表

区 分	要国庫補助額① 千円	交付決定額② 千円	受入額③ 千円	差引過△不足額 (③-①)④ 千円	備 考
(1)児童の健全育成に必要な経費					
児童育成事業推進等対策事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
(2)地域子育て支援に必要な経費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

別表1

平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額総括表

区 分	要国庫補助額① 千円	交付決定額② 千円	受入額③ 千円	差引過△不足額 (③-①)④ 千円	備 考
(1)児童の健全育成に必要な経費					
児童環境づくり推進機構事業費					
児童育成事業推進等対策事業費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
(2)地域子育て支援に必要な経費					
健全育成推進事業費					
市町村児童環境づくり基盤整備事業費					
小 計					
合 計					

(注) 別表2の各表に記載された数値と付合すること。

改正後

現 行

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表
1 都道府県分

削除

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 ⑥	備 考
	実 支 出 額 ①	寄 付 金 其 他 の 収 入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	実 支 出 額 ①	寄 付 金 其 他 の 収 入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表
1 都道府県分

(1) 児童環境づくり推進機構事業費

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 ⑥	備 考
	実 支 出 額 ①	寄 付 金 其 他 の 収 入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

(2) 児童育成事業推進等対策事業費

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 ⑥	備 考
	実 支 出 額 ①	寄 付 金 其 他 の 収 入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	

(3)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	実 支 出 額 ①	寄 付 金 其 他 の 収 入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※児童ふれあい交流支援事業

(3)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

都道府県名	対象経費			基 準 額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少 ない方の額)⑤	要 国 庫 補 助 額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	実 支 出 額 ①	寄 付 金 其 他 の 収 入 額 ②	差 引 額 (① - ②) = ③				
	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

改 正 後

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市・中核市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③	額				
	円	円	円	円	円	円	円	

削除

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③	額				
	円	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

(3) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市 中核市名	区 分	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
		実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③	額				
	民間児童館活動事業費								(1) 小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2) 児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費								うち、事業実施期間6月未満 か所
	合計	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 民間児童館活動事業費 円 うち、小型児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円

(4) 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市・中核市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③	額				
		円	円	円	円	円	円	※地域組織活動育成事業費

現 行

別表2
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費国庫補助金精算額内訳表

2 指定都市・中核市分

(1) 児童育成事業推進等対策事業費

指定都市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③	額				
	円	円	円	円	円	円	円	

(2)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③	額				
	円	円	円	円	円	円	円	※児童ふれあい交流支援事業

(2)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市名	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
	実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③	額				
	円	円	円	円	円	円	円	※地域子育て環境づくり支援事業

(3)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

指定都市名	区 分	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
		実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③	額				
	民間児童館活動事業費								(1) 小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 (2) 児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費								うち、事業実施期間6月未満 か所
	児童ふれあい交流促進事業費								
	合計	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 民間児童館活動事業費 円 うち、小型児童館 円 うち、児童センター 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円 児童ふれあい交流促進事業費 円

(3)-2 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

指定都市名	区 分	対象経費				基準額 ④	国庫補助基本額 (③と④を比較して少ない方の額) ⑤	要国庫補助額 (⑤ × 1/3) ⑥	備 考
		実支出額 ①	寄付金その他の収入額 ②	差引額 (① - ②) = ③	額				
	地域組織活動育成事業費								か所 (1) ひろば型 基本分 - 3~4日型 (機能拡充型) か所(うち、公営 か所) - 3~4日型 (機能拡充型) か所 - 5日型 (機能拡充型) か所(うち、公営 か所) - 5日型 (機能拡充型) か所 - 6~7日型 (機能拡充型) か所(うち、公営 か所) - 6~7日型 (機能拡充型) か所 うち、加算分 ・ 出張ひろばの実施 か所 ・ 地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 か所 2事業実施 か所 3事業実施 か所 4事業実施 か所 (2) センター型 - 5日型 か所(うち、公営 か所) - 6~7日型 か所(うち、公営 か所) ・ 経過措置分 基本分 か所(うち、公営 か所) うち、保健相談等加算分 か所 (3) 児童館型 か所 うち、加算分 か所
	合計	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑥の内訳 地域組織活動育成事業費 円 地域子育て支援拠点事業費 円 うち、ひろば型 円 うち、センター型 円 うち、児童館型 円

改正後

現 行

3 市町村分

(1)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

市町村名	区 分	対象経費			基 準 額 ④	選 定 額 ⑤	都 道 府 県 補 助 額 ⑦	国 庫 補 助 基 本 額 ⑧	国 庫 補 助 額 ⑨	備 考
		実 支 出 額 ①	寄 付 金 等 の 差 引 額 ②	差 引 額 ③						
〇〇市	民間児童館活動事業費									(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費									(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	
□□市	民間児童館活動事業費									(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費									(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑨の内訳
計										民間児童館活動事業費 うち、小型児童館 円 円 うち、児童センター 円 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円

3 市町村分

(1)-1 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(児童の健全育成に必要な経費)

市町村名	区 分	対象経費			基 準 額 ④	選 定 額 ⑤	都 道 府 県 補 助 額 ⑦	国 庫 補 助 基 本 額 ⑧	国 庫 補 助 額 ⑨	備 考
		実 支 出 額 ①	寄 付 金 等 の 差 引 額 ②	差 引 額 ③						
〇〇市	民間児童館活動事業費									(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費									(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	
□□市	民間児童館活動事業費									(1)小型児童館 うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	児童福祉施設併設型民間児童館事業費									(2)児童センター うち、事業実施期間6月未満 か所 か所
	計	円	円	円	円	円	円	円	円	要国庫補助額⑨の内訳
計										民間児童館活動事業費 円 円 うち、小型児童館 円 円 うち、児童センター 円 円 児童福祉施設併設型民間児童館事業費 円 円 児童ふれあい交流促進事業費 円

改正後

(1)-2 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

市町村名	対象経費			標準額	④ ③と④を比較して少ない方の額	⑤ ⑤×2/3	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助額	備考
	実支出額①	交付金その他の収入額②	差引額③ (①-②)							
〇〇市										
□□市										
△△町										
計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
〇市△町□村										※地域組織活動育成事業費

現行

(1)-2 市町村児童環境づくり基盤整備事業費(地域子育て支援に必要な経費)

市町村名	区分	対象経費			標準額	④ ③と④を比較して少ない方の額	⑤ ⑤×2/3	都道府県補助額	国庫補助基本額	国庫補助額	備考
		実支出額①	交付金その他の収入額②	差引額③ (①-②)							
〇〇市	地域組織活動育成事業費										(1)ひらば型 基本分 -3-4日型 在所(うち、公費 在所) -3-4日型(機能拡充型) 在所 -5日型 在所(うち、公費 在所) -5日型(機能拡充型) 在所 -6-7日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型(機能拡充型) 在所 うち、加算分 ・出張ひろばの実施 在所 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 在所 2事業実施 在所 3事業実施 在所 4事業実施 在所 (2)センター型 -5日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型 在所(うち、公費 在所) 経過措置分 基本分 在所(うち、公費 在所) うち、健康相談等加算分 在所 (3)児童館型 在所 うち、加算分 在所
	地域子育て支援拠点事業										
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
□□市	地域組織活動育成事業費										(1)ひらば型 基本分 -3-4日型 在所(うち、公費 在所) -3-4日型(機能拡充型) 在所 -5日型 在所(うち、公費 在所) -5日型(機能拡充型) 在所 -6-7日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型(機能拡充型) 在所 うち、加算分 ・出張ひろばの実施 在所 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 在所 2事業実施 在所 3事業実施 在所 4事業実施 在所 (2)センター型 -5日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型 在所(うち、公費 在所) 経過措置分 基本分 在所(うち、公費 在所) うち、健康相談等加算分 在所 (3)児童館型 在所 うち、加算分 在所
	地域子育て支援拠点事業										
計		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
〇市△町□村	計										要国庫補助額⑧の内訳及び件数 円 地域組織活動育成事業費 円 円 地域子育て支援拠点事業 円 うち、ひらば型 円 基本分 -3-4日型 在所(うち、公費 在所) -3-4日型(機能拡充型) 在所 -5日型 在所(うち、公費 在所) -5日型(機能拡充型) 在所 -6-7日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型(機能拡充型) 在所 うち、加算分 ・出張ひろばの実施 在所 ・地域の子育て力を高める取組の実施 1事業実施 在所 2事業実施 在所 3事業実施 在所 4事業実施 在所 うち、センター型 円 -5日型 在所(うち、公費 在所) -6-7日型 在所(うち、公費 在所) 経過措置分 基本分 在所(うち、健康相談等加算分 在所) うち、児童館型 円 児童館型 在所(うち、加算分 在所)

改正後

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金にかかる事業実施状況

1 都道府県分
(1) 削除

現 行

4 社会福祉法人等分 (略)

別表3
平成 年度児童環境づくり基盤整備事業費補助金にかかる事業実施状況

1 都道府県分
(1) 児童環境づくり推進機構事業費

① 事業実施主体の概要

法人の名称		設立年月日	
所在地		電話番号	
設置目的			
推進機構の名称			
組織の状況	① 組織図(運営協議会を含めたもの) ② 職員配置 名(うち常勤 名)		

② 推進機構事業の実施内容

区 分	事業実施内容
1. 地域の子育て・子育て力を高める気運づくり	
2. 子育てや子育て支援に関するネットワークの充実強化	
3. 地域の子育て人材確保・養成に関する取組	

(注) 参考となる資料があれば添付してください。

改正後

現行

(1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

(2) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

削除

(3) - 1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

区 分	事業実施内容	備考
児童ふれあい交流支援事業		

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

(3) - 2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

改正後

現行

2 指定都市・中核市分
 (1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

2 指定都市・中核市分
 (1) 児童育成事業推進等対策事業費 (略)

削除

(2)-1 健全育成推進事業費(児童の健全育成に必要な経費)

区 分	事 業 実 施 内 容	備 考
児童ふれあい交流支援事業		

(2) 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

(2)-2 健全育成推進事業費(地域子育て支援に必要な経費) (略)

改正後

(3)市町村児童環境づくり基盤整備事業費 ア～ウ (略)

エ 削除

オ 削除

現 行

(3)市町村児童環境づくり基盤整備事業費 ア～ウ (略)

エ 児童ふれあい交流促進事業費

実施市名	運営主体	事業数	選 択 事 業	実 施 場 所 (選択事業「ア」について)
				児童館 〇 保育所 〇 保健センター 〇 その他 〇
合 計			ア: 事業 イ: 事業 ウ: 事業 エ: 事業 オ: 事業	児童館 〇 保育所 〇 保健センター 〇 その他 〇

- (注1) 事業数欄：実施する事業数を記入すること
 (注2) 選択事業欄：下記の「略号」を記入すること
 年長児童の赤ちゃんと出合いふれあい交流事業 → ア
 中・高校生居場所づくり推進事業 → イ
 絵本の読み聞かせ事業 → ウ
 親と子の食事セミナー事業 → エ
 巡回児童館事業 → オ
 (注3) 実施場所欄：選択事業欄に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

オ 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

(市町村名)

No.	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	ひろば型の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考	
	直営・委託・補助	()	年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		〇専任の者の状況 職員 〇人 mf 〇(うち出張ひろばを兼務する職員) 〇専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 〇人 (うち学生の数) 〇人		
	なにかかる事業の実施										
	出張ひろば 委託・補助	()	年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		〇専任の者の状況 職員 〇人 mf 〇専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 〇人 (うち学生の数) 〇人		
	出張ひろば 委託・補助	()	年 月 日	火	週 日	(土・日)	時～時		〇専任の者の状況 職員 〇人 mf 〇専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 〇人 (うち学生の数) 〇人		
	地域の子育て力を高める取組の実施状況(ア～エについて、実施した取組について全て〇をつけ内容を記入)										
	ア イ ウ エ										
か所数計	合 計								か所	か所	か所
	ひろば型								〇	〇	〇
	ひろば型(機能拡充型)								〇	〇	〇
	出張ひろば								〇	〇	〇

- (注)1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに〇をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「ひろば型の名称(実施場所)」欄は、上段に名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的な実施場所を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に〇をつけ、開設回数を記入すること。
 5. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。
 7. 機能拡充型の場合、「機能拡充にかかる事業の内容」欄に該当する事業内容を記入すること。
 8. 必要に応じ、備考欄に詳細を記入すること。

改正後

現 行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型)

市町村名

No	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	センター型の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者の状況 職員 ㎡ (うち保育士の数) ○専任の者以外の状 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	
	[]	()			()		1. 月 回開設 2. 毎週開設 ()			
地域支援活動の実施内容(地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、具体的な事業内容を記載)										
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者の状況 職員 ㎡ (うち保育士の数) ○専任の者以外の状 ボランティアスタッフ (うち学生の数)	
	[]	()			()		1. 月 回開設 2. 毎週開設 ()			
地域支援活動の実施内容(地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、具体的な事業内容を記載)										
か所数計	か所									

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、()内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「広場の名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的に記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 5. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

現 行

才 削除

才 地域子育て支援拠点事業(センター型・経過措置分(小規模型指定施設))

(市町村名)

No	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	指定施設の名称 〔実施場所〕	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者の状況 職員 〔うち保育士の数〕 ㎡ ○専任の者以外の状 ボランティアスタッフ 〔うち学生の数〕	
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者の状況 職員 〔うち保育士の数〕 ㎡ ○専任の者以外の状 ボランティアスタッフ 〔うち学生の数〕	
か所数計		か所								

- (注)1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段〔 〕内に保育所などの実施場所を記入すること。
3. 開設年月日が平成18年3月31日以前であることを確認すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
4. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段〔 〕に開設曜日を必ず記入すること。
5. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
6. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段〔 〕内に時間数を必ず記入すること。
7. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

現 行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

(市町村名)

No	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	指定施設の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設 (土・日)	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
	〔 _____ 〕	(_____)			(_____)	1. 月 回開設 2. 毎週開設	(_____)			
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)	時～時		○専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
	〔 _____ 〕	(_____)			(_____)	1. 月 回開設 2. 毎週開設	(_____)			
か所数計		か所								

- (注)1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
3. 開設年月日が平成18年3月31日以前であることを確認すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
4. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
5. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
6. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
7. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

3 市町村分
(1)ア～ウ (略)
エ 削除

現 行

3 市町村分
(1)ア～ウ (略)

エ 児童ふれあい交流促進事業費

実施市名	運 営 主 体	事 業 数	選 択 事 業	実 施 場 所 <small>(選択事業「ア」について)</small>
				児童館 場所 保育所 場所 保健センター 場所 その他 場所
会 社			ア: 事業 イ: 事業 ウ: 事業 エ: 事業 オ: 事業	児童館 場所 保育所 場所 保健センター 場所 その他 場所

(注1) 事業数欄 : 実施する事業数を記入すること

(注2) 選択事業欄 : 下記の「略号」を記入すること
 年長児童の赤ちゃん出会いふれあい交流事業 → ア
 中・高校生居場所づくり推進事業 → イ
 絵本の読み聞かせ事業 → ウ
 親と子の食事セミナー事業 → エ
 巡回児童館事業 → オ

(注3) 実施場所欄 : 選択事業欄に「ア」を記入した場合は併せて、実施場所を記入すること

改正後

現 行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	ひろば型の名称 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広さ (㎡)	従事者の状況	備考
	直営・委託・補助 〔 〕	()	年 月 日	月	週 日 ()	(土・日)	時～時 ()	㎡	○専任の者の状況 職員 人 (うち出張ひろばを兼務する職員) 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
	出張ひろば 直営・委託・補助 〔 〕	()	年 月 日	月	週 日 ()	(土・日)	時～時 ()	㎡	○専任の者の状況 職員 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
	出張ひろば 直営・委託・補助 〔 〕	()	年 月 日	火	週 日 ()	(土・日)	時～時 ()	㎡	○専任の者の状況 職員 人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ 人 (うち学生の数) 人	
地域の子育て力を高める取組の実施状況(ア～エについて、実施した取組について全て記入)										
か所数計	合 計		か所							
	(ひろば型		か所							
	出張ひろば		か所							

- (注)1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「ひろば型の名称(実施場所)」欄は、上段に名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的な実施場所を記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 5. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。
 6. 必要に応じ、備考欄に詳細を記入すること。

改 正 後

現 行

オ 削除

オ 地域子育て支援拠点事業(センター型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	センター型の名 種 (実施場所)	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	直営・委託・補助 〔 〕	()	年 月 日	月	週 日 ()	(土・日)	時～時 ()	㎡	○専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
地域支援活動の実施内容(地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、具体的な事業内容を記載)										
	直営・委託・補助 〔 〕	()	年 月 日	月	週 日 ()	(土・日)	時～時 ()	㎡	○専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 ○専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
地域支援活動の実施内容(地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき、具体的な事業内容を記載)										
か所数計	か所									

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2. 「広場の名称(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的に記入すること。
 3. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 5. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改 正 後

現 行

才 削除

才 地域子育て支援拠点事業(センター型・経過措置分(小規模型指定施設))

市町村名

No.	直営・委託・補助の別	指定施設の名称	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	[委託先または補助先]	(実 施 場 所)								
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)			<input type="checkbox"/> 専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 <input type="checkbox"/> 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
	[_____]	(_____)			(_____)	1. 月 回開設 2. 毎週開設	(_____)			
	直営・委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)			<input type="checkbox"/> 専任の者の状況 職 員 _____人 (うち保育士の数) _____人 <input type="checkbox"/> 専任の者以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
	[_____]	(_____)			(_____)	1. 月 回開設 2. 毎週開設	(_____)			
か所数計	か所									

- (注) 1. 「直営・委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、[]内に委託先または補助先を記入する。
2. 「指定施設の名称(実施場所)」欄は、上段に指定施設の名称を、下段()内に保育所などの実施場所を記入すること。
3. 開設年月日が平成18年3月31日以前であることを確認すること(経過措置期間中の新規開設は認められない)。
4. 「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
5. 「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
6. 「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
7. 「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

改正後

現 行

才 削除

才 地域子育て支援拠点事業(児童館型)

市町村名

No.	直営・委託・補助の別 〔委託先または補助先〕	児童館型の名称 〔実施場所〕	開設年月日	年間事業 月数	開設日数 (曜日)	土日開設	開設時間 (時間数)	広 さ (㎡)	従事者の状況	備 考
	委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)			○専任の者(ひろば担当)の状況 職 員 _____人 ○専任の者(ひろば担当)以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
地域の子育て力を高める取組の実施状況 _____ _____										
	委託・補助		年 月 日	月	週 日	(土・日)			○専任の者(ひろば担当)の状況 職 員 _____人 ○専任の者(ひろば担当)以外の状況 ボランティアスタッフ _____人 (うち学生の数) _____人	
地域の子育て力を高める取組の実施状況 _____ _____										
か所数計	合 計		か所							

- (注)1.「委託・補助の別」欄はいずれかに○をつける。委託または補助の場合には、〔 〕内に委託先または補助先を記入する。
 2.「(実施場所)」欄は、上段に広場の名称を、下段()内に商店街の空き店舗、学校の余裕教室など具体的に記入すること。
 3.「開設日数(曜日)」欄は、上段に週あたりの開設日数を、下段()に開設曜日を必ず記入すること。
 4.「土日開設(土・日)」欄は、土・日における開設曜日に○をつけ、開設回数を記入すること。
 5.「開設時間(時間数)」欄は、上段に開設時間を、下段()内に時間数を必ず記入すること。
 6.「従事者の状況」欄は、ボランティアスタッフがいる場合には、ボランティアスタッフのうち学生が何人いるか人数を再掲で記入すること。

4 社会福祉法人等分 (略)

別紙様式9 (略)

別表1 (略)

別表2 (略)

別紙様式10 (略)

別表 (略)

別紙様式11

4 社会福祉法人等分 (略)

別紙様式9 (略)

別表1 (略)

別表2 (略)

別紙様式10 (略)

別表 (略)

[保育課関係]

「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の一部改正新旧対照表

○ 児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)

改正後	改正前
<p>第1 用語の意義 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略) ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第1 用語の意義 この交付要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによること。</p> <p>1 「運営費」とは、市町村が児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条本文の規定による保育所での保育の実施を行った場合における法第51条第4号に規定する保育の実施につき法第45条の最低基準を維持するための費用であって、次の範囲内の経費をいうこと。</p> <p>(1) 事業費 ア 一般生活費 入所児童の給食に要する材料費(3歳未満児については主食及び副食給食費、3歳以上児については副食給食費とする。)及び保育に直接必要な保育材料費、炊具食器具、光熱水費等 (3歳未満児については月額9,550円、3歳以上児については月額6,466円とする。)</p> <p>イ 児童用採暖費 入所児童の冬期の採暖費</p> <p>(2) 人件費 入所児童の保育に必要なその保育所の長、保育士(乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人とする。ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人を加算する。)、調理員その他の職員の人件費</p> <p>(3) 管理費 保育所の管理に必要な経費</p> <p>2 「私立認定保育所」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。)第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。</p> <p>3 「幼稚園」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいう。</p> <p>4 「認定こども園」とは、就学前保育等推進法第6条第2項に規定する認定こども園をいう。</p> <p>5 「幼保連携施設」とは、就学前保育等推進法第3条第2項に規定する幼保連携施設をいう。</p>

改正後

改正前

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 (略)

14 (略)

6 「特別支援学校幼稚部」とは、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部をいう。

7 「知的障害児通園施設」とは、法第7条第1項に規定する知的障害児通園施設をいう。

8 「難聴幼児通園施設」とは、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第60条第2項第1号に規定する難聴幼児通園施設をいう。

9 「肢体不自由児施設通園部」とは、法第7条第1項に規定する肢体不自由児施設のうち「し体不自由児施設の通園児童に対する療育について」(昭和38年6月11日厚生省発児第122号厚生事務次官通知)による通園児童療育部門及び児童福祉施設最低基準第68条第2号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。

10 「情緒障害児短期治療施設通所部」とは、法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。

11 「児童デイサービス」とは、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する児童デイサービスをいう。

12 「定員」とは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が認可した定員をいう。

これらの場合において、2歳未満児とその他の児童など年齢ごとに分けて定員を定めているときは、その合算人員とすること。

13 「保育単価」とは、入所児童1人当たり運営費の月額単位をいうこと。

14 「支弁額」とは、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額をいい、その算定にあたっては、第3の4に定める算式によること。

ただし、私立認定保育所については、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額(以下「保育料額」という。)を控除した額をいい、その算定にあたっては、第3の4のただし書に定める算式によること。

改正後

- 15 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (ア) 「18/100地域」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(地域手当)(以下「人事院規則」という。)別表第1の支給割合が一級地とされている地域とする。
- (イ) 「15/100地域」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域とする。
- (ウ) 「12/100地域」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び東久留米市とする。
(削除)
- (エ) 「10/100地域」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。
(削除)
- (オ) 「8/100地域」とは、東大和市、松原市とする。
(削除)
- (カ) 「6/100地域」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
(削除)
- (キ) 「3/100地域」とは、人事院規則別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
- (ク) 「その他地域」とは、(ア)から(キ)以外の地域とする。

16 (略)

改正前

- 15 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- (ア) 「17/100地域」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(地域手当)(以下「人事院規則」という。)附則別表第2の支給割合が17/100とされている地域とする。
- (イ) 「14/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が14/100とされている地域とする。
- (ウ) 「12/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が12/100とされている地域とする。
- (エ) 「11/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。
- (オ) 「10/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市とする。
- (カ) 「9/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が9/100とされている地域及び綾瀬市、座間市とする。
- (キ) 「8/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が8/100とされている地域及び大東市とする。
- (ク) 「7/100地域」とは、東大和市、松原市とする。
- (ケ) 「6/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び狭山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (コ) 「5/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。
- (サ) 「3/100地域」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。
- (シ) 「その他地域」とは、(ア)から(サ)以外の地域とする。

16 「乳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとする。

改正後

17 (略)

18 (略)

19 「年齢区分」について、16～18にかかわらず、年度の初日の年齢により保育の実施を行っている場合は、年度の初日の年齢区分とする。

第2 国庫負担額

1 国庫負担金
(略)

2 (略)

3 (略)

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価
(略)

改正前

17 「1～2歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り1～2歳児とみなすものとする。

18 「3歳児」とは、法第24条本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳児とみなすものとする。

第2 国庫負担額

1 国庫負担金
この国庫負担金は、その年度において、市町村が法第51条第4号により支弁した支弁総額(各保育所に対する各月の支弁額(私立認定保育所にあつては、保育単価に入所児童の数を乗じて得た額とする。)の年間の合算額の全保育所の合計額をいう。)から当該年度における第4に定める徴収金(保育料)基準額を控除した額を基本額として、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。ただし、昭和63年度以前における事務又は事業の実施に係る国庫負担金については、なお従前の例によるものとする。

2 国庫負担金の概算払

厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

3 国庫負担金の返還

厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

第3 保育単価及び支弁額

1 保育単価
その保育所の保育単価は、次の表の第1欄に、民間施設給与等改善費として別に定める基準により第2欄に掲げる額(以下「加算額」という。)を加算した額とすること。
なお、加算額については、別に定めるところにより全部又は一部を減ずることができるものであること。

改正後
保育単価表

改正前
保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
31人から40人まで	設置	設置	乳児	189,550	21,590	17,990	14,390	7,190
			1, 2歳児	118,870	13,110	10,920	8,740	4,370
			3歳児	66,300	7,170	5,970	4,780	2,390
			4歳以上児	59,240	6,330	5,270	4,220	2,110
	未設置	未設置	乳児	176,910	20,070	16,730	13,380	6,680
			1, 2歳児	106,230	11,590	9,660	7,730	3,860
			3歳児	53,660	5,650	4,710	3,770	1,880
			4歳以上児	46,600	4,810	4,010	3,210	1,600
(削除)	設置	設置	乳児	187,310	21,320	17,770	14,210	7,100
			1, 2歳児	116,630	12,840	10,700	8,560	4,280
			3歳児	64,060	6,900	5,750	4,600	2,300
			4歳以上児	57,000	6,060	5,050	4,040	2,020
	未設置	未設置	乳児	177,190	20,110	16,760	13,400	6,690
			1, 2歳児	106,510	11,630	9,690	7,750	3,870
			3歳児	53,940	5,690	4,740	3,790	1,890
			4歳以上児	46,880	4,850	4,040	3,230	1,610
41人から50人まで	設置	設置	乳児	181,160	20,580	17,150	13,720	6,850
			1, 2歳児	110,480	12,100	10,080	8,070	4,030
			3歳児	57,910	6,160	5,130	4,110	2,050
			4歳以上児	50,850	5,320	4,430	3,550	1,770
	未設置	未設置	乳児	172,730	19,570	16,310	13,040	6,510
			1, 2歳児	102,050	11,090	9,240	7,390	3,690
			3歳児	49,480	5,150	4,290	3,430	1,710
			4歳以上児	42,420	4,310	3,590	2,870	1,430
51人から60人まで	設置	設置	乳児	176,840	20,060	16,720	13,370	6,680
			1, 2歳児	106,160	11,580	9,650	7,720	3,860
			3歳児	53,590	5,640	4,700	3,760	1,880
			4歳以上児	46,530	4,800	4,000	3,200	1,600
	未設置	未設置	乳児	169,610	19,200	16,000	12,790	6,390
			1, 2歳児	98,930	10,720	8,930	7,140	3,570
			3歳児	46,360	4,780	3,980	3,180	1,590
			4歳以上児	39,300	3,940	3,280	2,620	1,310
61人から70人まで	設置	設置	乳児	176,840	20,060	16,720	13,370	6,680
			1, 2歳児	106,160	11,580	9,650	7,720	3,860
			3歳児	53,590	5,640	4,700	3,760	1,880
			4歳以上児	46,530	4,800	4,000	3,200	1,600
	未設置	未設置	乳児	169,610	19,200	16,000	12,790	6,390
			1, 2歳児	98,930	10,720	8,930	7,140	3,570
			3歳児	46,360	4,780	3,980	3,180	1,590
			4歳以上児	39,300	3,940	3,280	2,620	1,310

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
31人から40人まで	設置	設置	乳児	188,140	21,420	17,850	14,280	7,130
			1, 2歳児	118,020	13,010	10,830	8,670	4,330
			3歳児	65,850	7,120	5,930	4,750	2,370
			4歳以上児	58,840	6,280	5,230	4,190	2,090
	未設置	未設置	乳児	175,610	19,920	16,600	13,270	6,630
			1, 2歳児	105,490	11,510	9,580	7,660	3,830
			3歳児	53,320	5,620	4,680	3,740	1,870
			4歳以上児	46,310	4,780	3,980	3,180	1,590
41人から45人まで	設置	設置	乳児	186,730	21,250	17,710	14,160	7,070
			1, 2歳児	116,610	12,840	10,690	8,550	4,270
			3歳児	64,440	6,950	5,790	4,630	2,310
			4歳以上児	57,430	6,110	5,090	4,070	2,030
	未設置	未設置	乳児	175,590	19,910	16,600	13,270	6,630
			1, 2歳児	105,470	11,500	9,580	7,660	3,830
			3歳児	53,300	5,610	4,680	3,740	1,870
			4歳以上児	46,290	4,770	3,980	3,180	1,590
46人から50人まで	設置	設置	乳児	185,910	21,150	17,630	14,100	7,040
			1, 2歳児	115,790	12,740	10,610	8,490	4,240
			3歳児	63,620	6,850	5,710	4,570	2,280
			4歳以上児	56,610	6,010	5,010	4,010	2,000
	未設置	未設置	乳児	175,880	19,950	16,630	13,290	6,640
			1, 2歳児	105,760	11,540	9,610	7,680	3,840
			3歳児	53,590	5,650	4,710	3,760	1,880
			4歳以上児	46,580	4,810	4,010	3,200	1,600
51人から60人まで	設置	設置	乳児	179,810	20,420	17,020	13,610	6,800
			1, 2歳児	109,690	12,010	10,000	8,000	4,000
			3歳児	57,520	6,120	5,100	4,080	2,040
			4歳以上児	50,510	5,280	4,400	3,520	1,760
	未設置	未設置	乳児	171,450	19,420	16,180	12,940	6,460
			1, 2歳児	101,330	11,010	9,160	7,330	3,660
			3歳児	49,160	5,120	4,260	3,410	1,700
			4歳以上児	42,150	4,280	3,560	2,850	1,420
61人から70人まで	設置	設置	乳児	175,520	19,910	16,590	13,270	6,630
			1, 2歳児	105,400	11,500	9,570	7,660	3,830
			3歳児	53,230	5,610	4,670	3,740	1,870
			4歳以上児	46,220	4,770	3,970	3,180	1,590
	未設置	未設置	乳児	168,360	19,050	15,870	12,690	6,340
			1, 2歳児	98,240	10,640	8,850	7,080	3,540
			3歳児	46,070	4,750	3,950	3,160	1,580
			4歳以上児	39,060	3,910	3,250	2,600	1,300

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
					円	円	円	円
18/100地域	71人から80人まで	設置	乳児	173,650	19,680	16,400	13,120	6,550
			1, 2歳児	102,970	11,200	9,330	7,470	3,730
			3歳児	50,400	5,260	4,380	3,510	1,750
			4歳以上児	43,340	4,420	3,680	2,950	1,470
	未設置	乳児	167,330	18,920	15,770	12,610	6,300	
		1, 2歳児	96,650	10,440	8,700	6,960	3,480	
		3歳児	44,080	4,500	3,750	3,000	1,500	
		4歳以上児	37,020	3,660	3,050	2,440	1,220	
	81人から90人まで	設置	乳児	171,130	19,380	16,150	12,910	6,450
			1, 2歳児	100,450	10,900	9,080	7,260	3,630
			3歳児	47,880	4,960	4,130	3,300	1,650
			4歳以上児	40,820	4,120	3,430	2,740	1,370
	未設置	乳児	165,510	18,700	15,590	12,460	6,220	
		1, 2歳児	94,830	10,220	8,520	6,810	3,400	
		3歳児	42,260	4,280	3,570	2,850	1,420	
		4歳以上児	35,200	3,440	2,870	2,290	1,140	
	91人から100人まで	設置	乳児	166,050	18,770	15,640	12,510	6,250
			1, 2歳児	95,370	10,290	8,570	6,860	3,430
			3歳児	42,800	4,350	3,620	2,900	1,450
			4歳以上児	35,740	3,510	2,920	2,340	1,170
	未設置	乳児	160,990	18,160	15,140	12,100	6,040	
		1, 2歳児	90,310	9,680	8,070	6,450	3,220	
		3歳児	37,740	3,740	3,120	2,490	1,240	
		4歳以上児	30,680	2,900	2,420	1,930	960	
101人から110人まで	設置	乳児	164,710	18,610	15,510	12,400	6,190	
		1, 2歳児	94,030	10,130	8,440	6,750	3,370	
		3歳児	41,460	4,190	3,490	2,790	1,390	
		4歳以上児	34,400	3,350	2,790	2,230	1,110	
未設置	乳児	160,110	18,060	15,050	12,030	6,010		
	1, 2歳児	89,430	9,580	7,980	6,380	3,190		
	3歳児	36,860	3,640	3,030	2,420	1,210		
	4歳以上児	29,800	2,800	2,330	1,860	930		
111人から120人まで	設置	乳児	163,560	18,470	15,390	12,310	6,150	
		1, 2歳児	92,880	9,990	8,320	6,660	3,330	
		3歳児	40,310	4,050	3,370	2,700	1,350	
		4歳以上児	33,250	3,210	2,670	2,140	1,070	
未設置	乳児	159,350	17,960	14,970	11,970	5,980		
	1, 2歳児	88,670	9,480	7,900	6,320	3,160		
	3歳児	36,100	3,540	2,950	2,360	1,180		
	4歳以上児	29,040	2,700	2,250	1,800	900		
17/100地域	71人から80人まで	設置	乳児	172,360	19,530	16,270	13,010	6,500
			1, 2歳児	102,240	11,120	9,250	7,400	3,700
			3歳児	50,070	5,230	4,350	3,480	1,740
			4歳以上児	43,060	4,390	3,650	2,920	1,460
	未設置	乳児	166,090	18,770	15,650	12,510	6,250	
		1, 2歳児	95,970	10,360	8,630	6,900	3,450	
		3歳児	43,800	4,470	3,730	2,980	1,490	
		4歳以上児	36,790	3,630	3,030	2,420	1,210	
	81人から90人まで	設置	乳児	169,850	19,230	16,020	12,810	6,400
			1, 2歳児	99,730	10,820	9,000	7,200	3,600
			3歳児	47,560	4,930	4,100	3,280	1,640
			4歳以上児	40,550	4,090	3,400	2,720	1,360
	未設置	乳児	164,280	18,560	15,470	12,370	6,180	
		1, 2歳児	94,160	10,150	8,450	6,760	3,380	
		3歳児	41,990	4,260	3,550	2,840	1,420	
		4歳以上児	34,980	3,420	2,850	2,280	1,140	
	91人から100人まで	設置	乳児	164,820	18,620	15,520	12,410	6,200
			1, 2歳児	94,700	10,210	8,500	6,800	3,400
			3歳児	42,530	4,320	3,600	2,880	1,440
			4歳以上児	35,520	3,480	2,900	2,320	1,160
	未設置	乳児	159,810	18,020	15,020	12,010	6,000	
		1, 2歳児	89,690	9,610	8,000	6,400	3,200	
		3歳児	37,520	3,720	3,100	2,480	1,240	
		4歳以上児	30,510	2,880	2,400	1,920	960	
101人から110人まで	設置	乳児	163,490	18,460	15,390	12,300	6,140	
		1, 2歳児	93,370	10,050	8,370	6,690	3,340	
		3歳児	41,200	4,160	3,470	2,770	1,380	
		4歳以上児	34,190	3,320	2,770	2,210	1,100	
未設置	乳児	158,940	17,920	14,930	11,940	5,960		
	1, 2歳児	88,820	9,510	7,910	6,330	3,160		
	3歳児	36,650	3,620	3,010	2,410	1,200		
	4歳以上児	29,640	2,780	2,310	1,850	920		
111人から120人まで	設置	乳児	162,350	18,330	15,270	12,210	6,100	
		1, 2歳児	92,230	9,920	8,250	6,600	3,300	
		3歳児	40,060	4,030	3,350	2,680	1,340	
		4歳以上児	33,050	3,190	2,650	2,120	1,060	
未設置	乳児	158,180	17,820	14,860	11,880	5,930		
	1, 2歳児	88,060	9,410	7,840	6,270	3,130		
	3歳児	35,890	3,520	2,940	2,350	1,170		
	4歳以上児	28,880	2,680	2,240	1,790	890		

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分	
					円	円	円	円	
121人から130人まで	設置	設置	乳児	162,590	18,350	15,300	12,230	6,110	
			1, 2歳児	91,910	9,870	8,230	6,580	3,290	
			3歳児	39,340	3,930	3,280	2,620	1,310	
			4歳以上児	32,280	3,090	2,580	2,060	1,030	
	未設置	未設置	乳児	158,700	17,890	14,910	11,920	5,950	
			1, 2歳児	88,020	9,410	7,840	6,270	3,130	
			3歳児	35,450	3,470	2,890	2,310	1,150	
			4歳以上児	28,390	2,630	2,190	1,750	870	
	131人から140人まで	設置	設置	乳児	161,790	18,260	15,220	12,170	6,080
				1, 2歳児	91,110	9,780	8,150	6,520	3,260
		未設置	未設置	3歳児	38,540	3,840	3,200	2,560	1,280
				4歳以上児	31,480	3,000	2,500	2,000	1,000
141人から150人まで	設置	設置	乳児	161,070	18,170	15,140	12,110	6,050	
			1, 2歳児	90,390	9,690	8,070	6,460	3,230	
	未設置	未設置	3歳児	37,820	3,750	3,120	2,500	1,250	
			4歳以上児	30,760	2,910	2,420	1,940	970	
151人から160人まで	設置	設置	乳児	161,300	18,200	15,170	12,130	6,060	
			1, 2歳児	90,620	9,720	8,100	6,480	3,240	
	未設置	未設置	3歳児	38,050	3,780	3,150	2,520	1,260	
			4歳以上児	30,990	2,940	2,450	1,960	980	
161人から170人まで	設置	設置	乳児	160,720	18,130	15,110	12,080	6,030	
			1, 2歳児	90,040	9,650	8,040	6,430	3,210	
	未設置	未設置	3歳児	37,470	3,710	3,090	2,470	1,230	
			4歳以上児	30,410	2,870	2,390	1,910	950	

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
					円	円	円	円
171人以上	設置	設置	乳児	160,180	18,060	15,060	12,040	6,010
			1, 2歳児	89,500	9,580	7,990	6,390	3,190
			3歳児	36,930	3,640	3,040	2,430	1,210
			4歳以上児	29,870	2,800	2,340	1,870	930
	未設置	未設置	乳児	157,370	17,730	14,770	11,810	5,900
			1, 2歳児	86,690	9,250	7,700	6,160	3,080
			3歳児	34,120	3,310	2,750	2,200	1,100
			4歳以上児	27,060	2,470	2,050	1,640	820
31人から40人まで	設置	設置	乳児	185,480	21,100	17,590	14,060	7,030
			1, 2歳児	116,410	12,820	10,680	8,540	4,270
			3歳児	64,970	7,010	5,850	4,670	2,330
			4歳以上児	58,070	6,190	5,160	4,120	2,060
	未設置	未設置	乳児	173,150	19,620	16,350	13,080	6,540
			1, 2歳児	104,080	11,340	9,440	7,560	3,780
			3歳児	52,640	5,530	4,610	3,690	1,840
			4歳以上児	45,740	4,710	3,920	3,140	1,570
(削除)	設置	設置	乳児	183,280	20,830	17,370	13,890	6,940
			1, 2歳児	114,210	12,550	10,460	8,370	4,180
			3歳児	62,770	6,740	5,630	4,500	2,240
			4歳以上児	55,870	5,920	4,940	3,950	1,970
	未設置	未設置	乳児	173,420	19,650	16,380	13,100	6,550
			1, 2歳児	104,350	11,370	9,470	7,580	3,790
			3歳児	52,910	5,560	4,640	3,710	1,850
			4歳以上児	46,010	4,740	3,950	3,160	1,580
41人から45人まで	設置	設置	乳児	182,690	20,760	17,310	13,840	6,920
			1, 2歳児	114,170	12,540	10,460	8,360	4,180
			3歳児	63,130	6,790	5,660	4,520	2,260
			4歳以上児	56,280	5,970	4,980	3,980	1,990
	未設置	未設置	乳児	171,840	19,460	16,220	12,970	6,480
			1, 2歳児	103,320	11,240	9,370	7,490	3,740
			3歳児	52,280	5,490	4,570	3,650	1,820
			4歳以上児	45,430	4,670	3,890	3,110	1,550
46人から50人まで	設置	設置	乳児	181,900	20,670	17,230	13,780	6,890
			1, 2歳児	113,380	12,450	10,380	8,300	4,150
			3歳児	62,340	6,700	5,580	4,460	2,230
			4歳以上児	55,490	5,880	4,900	3,920	1,960
	未設置	未設置	乳児	172,130	19,500	16,250	13,000	6,500
			1, 2歳児	103,610	11,280	9,400	7,520	3,760
			3歳児	52,570	5,530	4,600	3,680	1,840
			4歳以上児	45,720	4,710	3,920	3,140	1,570
51人から60人まで	設置	設置	乳児	177,270	20,110	16,760	13,410	6,700
			1, 2歳児	108,200	11,830	9,850	7,890	3,940
			3歳児	56,760	6,020	5,020	4,020	2,000
			4歳以上児	49,860	5,200	4,330	3,470	1,730
	未設置	未設置	乳児	169,050	19,130	15,940	12,750	6,370
			1, 2歳児	99,980	10,850	9,030	7,230	3,610
			3歳児	48,540	5,040	4,200	3,360	1,670
			4歳以上児	41,640	4,220	3,510	2,810	1,400
171人以上	設置	設置	乳児	159,000	17,920	14,940	11,940	5,960
			1, 2歳児	88,880	9,510	7,920	6,330	3,160
			3歳児	36,710	3,620	3,020	2,410	1,200
			4歳以上児	29,700	2,780	2,320	1,850	920
	未設置	未設置	乳児	156,210	17,590	14,660	11,720	5,850
			1, 2歳児	86,090	9,180	7,640	6,110	3,050
			3歳児	33,920	3,290	2,740	2,190	1,090
			4歳以上児	26,910	2,450	2,040	1,630	810
31人から40人まで	設置	設置	乳児	184,080	20,930	17,450	13,950	6,970
			1, 2歳児	115,560	12,710	10,600	8,470	4,230
			3歳児	64,520	6,960	5,800	4,630	2,310
			4歳以上児	57,670	6,140	5,120	4,090	2,040
	未設置	未設置	乳児	171,860	19,460	16,220	12,970	6,480
			1, 2歳児	103,340	11,240	9,370	7,490	3,740
			3歳児	52,300	5,490	4,570	3,650	1,820
			4歳以上児	45,450	4,670	3,890	3,110	1,550
41人から45人まで	設置	設置	乳児	182,690	20,760	17,310	13,840	6,920
			1, 2歳児	114,170	12,540	10,460	8,360	4,180
			3歳児	63,130	6,790	5,660	4,520	2,260
			4歳以上児	56,280	5,970	4,980	3,980	1,990
	未設置	未設置	乳児	171,840	19,460	16,220	12,970	6,480
			1, 2歳児	103,320	11,240	9,370	7,490	3,740
			3歳児	52,280	5,490	4,570	3,650	1,820
			4歳以上児	45,430	4,670	3,890	3,110	1,550
46人から50人まで	設置	設置	乳児	181,900	20,670	17,230	13,780	6,890
			1, 2歳児	113,380	12,450	10,380	8,300	4,150
			3歳児	62,340	6,700	5,580	4,460	2,230
			4歳以上児	55,490	5,880	4,900	3,920	1,960
	未設置	未設置	乳児	172,130	19,500	16,250	13,000	6,500
			1, 2歳児	103,610	11,280	9,400	7,520	3,760
			3歳児	52,570	5,530	4,600	3,680	1,840
			4歳以上児	45,720	4,710	3,920	3,140	1,570
51人から60人まで	設置	設置	乳児	175,930	19,950	16,630	13,300	6,650
			1, 2歳児	107,410	11,730	9,780	7,820	3,910
			3歳児	56,370	5,980	4,980	3,980	1,990
			4歳以上児	49,520	5,160	4,300	3,440	1,720
	未設置	未設置	乳児	167,780	18,970	15,820	12,650	6,320
			1, 2歳児	99,260	10,750	8,970	7,170	3,580
			3歳児	48,220	5,000	4,170	3,330	1,660
			4歳以上児	41,370	4,180	3,490	2,790	1,390

改正後										改正前									
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)					
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分						12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分		
					円	円	円	円						円	円	円	円		
15/100地域	61人から70人まで	設置	乳児	173,040	19,610	16,340	13,070	6,530	設置	61人から70人まで	設置	乳児	171,740	19,450	16,210	12,960	6,480		
			1, 2歳児	103,970	11,330	9,430	7,550	3,770				1, 2歳児	103,220	11,230	9,360	7,480	3,740		
			3歳児	52,530	5,520	4,600	3,680	1,830				3歳児	52,180	5,480	4,560	3,640	1,820		
			4歳以上児	45,630	4,700	3,910	3,130	1,560				4歳以上児	45,330	4,660	3,880	3,100	1,550		
	61人から70人まで	未設置	乳児	166,000	18,760	15,640	12,510	6,250	未設置	61人から70人まで	未設置	乳児	164,760	18,610	15,510	12,410	6,200		
			1, 2歳児	96,930	10,480	8,730	6,990	3,490				1, 2歳児	96,240	10,390	8,660	6,930	3,460		
			3歳児	45,490	4,670	3,900	3,120	1,550				3歳児	45,200	4,640	3,860	3,090	1,540		
			4歳以上児	38,590	3,850	3,210	2,570	1,280				4歳以上児	38,350	3,820	3,180	2,550	1,270		
	71人から80人まで	設置	乳児	169,930	19,230	16,030	12,820	6,410	設置	71人から80人まで	設置	乳児	168,650	19,080	15,900	12,720	6,360		
			1, 2歳児	100,860	10,950	9,120	7,300	3,650				1, 2歳児	100,130	10,860	9,050	7,240	3,620		
			3歳児	49,420	5,140	4,290	3,430	1,710				3歳児	49,090	5,110	4,250	3,400	1,700		
			4歳以上児	42,520	4,320	3,600	2,880	1,440				4歳以上児	42,240	4,290	3,570	2,860	1,430		
	71人から80人まで	未設置	乳児	163,770	18,490	15,410	12,330	6,160	未設置	71人から80人まで	未設置	乳児	162,540	18,350	15,290	12,230	6,110		
			1, 2歳児	94,700	10,210	8,500	6,810	3,400				1, 2歳児	94,020	10,130	8,440	6,750	3,370		
			3歳児	43,260	4,400	3,670	2,940	1,460				3歳児	42,980	4,380	3,640	2,910	1,450		
			4歳以上児	36,360	3,580	2,980	2,390	1,190				4歳以上児	36,130	3,560	2,960	2,370	1,180		
	81人から90人まで	設置	乳児	167,460	18,940	15,780	12,620	6,310	設置	81人から90人まで	設置	乳児	166,200	18,780	15,660	12,520	6,260		
			1, 2歳児	98,390	10,660	8,870	7,100	3,550				1, 2歳児	97,680	10,560	8,810	7,040	3,520		
			3歳児	46,950	4,850	4,040	3,230	1,610				3歳児	46,640	4,810	4,010	3,200	1,600		
			4歳以上児	40,050	4,030	3,350	2,680	1,340				4歳以上児	39,790	3,990	3,330	2,660	1,330		
	81人から90人まで	未設置	乳児	161,980	18,280	15,240	12,180	6,090	未設置	81人から90人まで	未設置	乳児	160,770	18,130	15,110	12,090	6,040		
			1, 2歳児	92,910	10,000	8,330	6,660	3,330				1, 2歳児	92,250	9,910	8,260	6,610	3,300		
			3歳児	41,470	4,190	3,500	2,790	1,390				3歳児	41,210	4,160	3,460	2,770	1,380		
			4歳以上児	34,570	3,370	2,810	2,240	1,120				4歳以上児	34,360	3,340	2,780	2,230	1,110		
91人から100人まで	設置	乳児	162,520	18,340	15,290	12,230	6,110	設置	91人から100人まで	設置	乳児	161,310	18,200	15,170	12,130	6,060			
		1, 2歳児	93,450	10,060	8,380	6,710	3,350				1, 2歳児	92,790	9,980	8,320	6,650	3,320			
		3歳児	42,010	4,250	3,550	2,840	1,410				3歳児	41,750	4,230	3,520	2,810	1,400			
		4歳以上児	35,110	3,430	2,860	2,290	1,140				4歳以上児	34,900	3,410	2,840	2,270	1,130			
91人から100人まで	未設置	乳児	157,590	17,750	14,800	11,830	5,910	未設置	91人から100人まで	未設置	乳児	156,420	17,610	14,680	11,740	5,870			
		1, 2歳児	88,520	9,470	7,890	6,310	3,150				1, 2歳児	87,900	9,390	7,830	6,260	3,130			
		3歳児	37,080	3,660	3,060	2,440	1,210				3歳児	36,860	3,640	3,030	2,420	1,210			
		4歳以上児	30,180	2,840	2,370	1,890	940				4歳以上児	30,010	2,820	2,350	1,880	940			
101人から110人まで	設置	乳児	161,210	18,190	15,160	12,120	6,060	設置	101人から110人まで	設置	乳児	160,010	18,040	15,040	12,030	6,010			
		1, 2歳児	92,140	9,910	8,250	6,600	3,300				1, 2歳児	91,490	9,820	8,190	6,550	3,270			
		3歳児	40,700	4,100	3,420	2,730	1,360				3歳児	40,450	4,070	3,390	2,710	1,350			
		4歳以上児	33,800	3,280	2,730	2,180	1,090				4歳以上児	33,600	3,250	2,710	2,170	1,080			
101人から110人まで	未設置	乳児	156,730	17,650	14,710	11,760	5,880	未設置	101人から110人まで	未設置	乳児	155,560	17,510	14,590	11,670	5,830			
		1, 2歳児	87,660	9,370	7,800	6,240	3,120				1, 2歳児	87,040	9,290	7,740	6,190	3,090			
		3歳児	36,220	3,560	2,970	2,370	1,180				3歳児	36,000	3,540	2,940	2,350	1,170			
		4歳以上児	29,320	2,740	2,280	1,820	910				4歳以上児	29,150	2,720	2,260	1,810	900			

改正後										改正前									
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)					
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分						12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分		
					円	円	円	円						円	円	円	円		
111人から120人まで	設置	乳児	160,090	18,050	15,050	12,030	6,010	111人から120人まで	設置	乳児	158,890	17,910	14,930	11,940	5,970				
		1, 2歳児	91,020	9,770	8,140	6,510	3,250			1, 2歳児	90,370	9,690	8,080	6,460	3,230				
		3歳児	39,580	3,960	3,310	2,640	1,310			3歳児	39,330	3,940	3,280	2,620	1,310				
		4歳以上児	32,680	3,140	2,620	2,090	1,040			4歳以上児	32,480	3,120	2,600	2,080	1,040				
	未設置	乳児	155,980	17,560	14,640	11,700	5,850		未設置	乳児	154,820	17,420	14,520	11,610	5,800				
		1, 2歳児	86,910	9,280	7,730	6,180	3,090			1, 2歳児	86,300	9,200	7,670	6,130	3,060				
		3歳児	35,470	3,470	2,900	2,310	1,150			3歳児	35,260	3,450	2,870	2,290	1,140				
		4歳以上児	28,570	2,650	2,210	1,760	880			4歳以上児	28,410	2,630	2,190	1,750	870				
121人から130人まで	設置	乳児	159,130	17,940	14,950	11,960	5,980	121人から130人まで	設置	乳児	157,940	17,790	14,830	11,860	5,930				
		1, 2歳児	90,060	9,660	8,040	6,440	3,220			1, 2歳児	89,420	9,570	7,980	6,380	3,190				
		3歳児	38,620	3,850	3,210	2,570	1,280			3歳児	38,380	3,820	3,180	2,540	1,270				
		4歳以上児	31,720	3,030	2,520	2,020	1,010			4歳以上児	31,530	3,000	2,500	2,000	1,000				
	未設置	乳児	155,340	17,480	14,570	11,650	5,820		未設置	乳児	154,180	17,340	14,460	11,560	5,780				
		1, 2歳児	86,270	9,200	7,660	6,130	3,060			1, 2歳児	85,660	9,120	7,610	6,080	3,040				
		3歳児	34,830	3,390	2,830	2,260	1,120			3歳児	34,620	3,370	2,810	2,240	1,120				
		4歳以上児	27,930	2,570	2,140	1,710	850			4歳以上児	27,770	2,550	2,130	1,700	850				
131人から140人まで	設置	乳児	158,350	17,840	14,870	11,890	5,940	131人から140人まで	設置	乳児	157,160	17,700	14,750	11,800	5,900				
		1, 2歳児	89,280	9,560	7,960	6,370	3,180			1, 2歳児	88,640	9,480	7,900	6,320	3,160				
		3歳児	37,840	3,750	3,130	2,500	1,240			3歳児	37,600	3,730	3,100	2,480	1,240				
		4歳以上児	30,940	2,930	2,440	1,950	970			4歳以上児	30,750	2,910	2,420	1,940	970				
	未設置	乳児	154,830	17,420	14,520	11,610	5,800		未設置	乳児	153,670	17,280	14,410	11,520	5,760				
		1, 2歳児	85,760	9,140	7,610	6,090	3,040			1, 2歳児	85,150	9,060	7,560	6,040	3,020				
		3歳児	34,320	3,330	2,780	2,220	1,100			3歳児	34,110	3,310	2,760	2,200	1,100				
		4歳以上児	27,420	2,510	2,090	1,670	830			4歳以上児	27,260	2,490	2,080	1,660	830				
141人から150人まで	設置	乳児	157,640	17,760	14,800	11,840	5,920	141人から150人まで	設置	乳児	156,460	17,620	14,680	11,740	5,870				
		1, 2歳児	88,570	9,480	7,890	6,320	3,160			1, 2歳児	87,940	9,400	7,830	6,260	3,130				
		3歳児	37,130	3,670	3,060	2,450	1,220			3歳児	36,900	3,650	3,030	2,420	1,210				
		4歳以上児	30,230	2,850	2,370	1,900	950			4歳以上児	30,050	2,830	2,350	1,880	940				
	未設置	乳児	154,360	17,360	14,470	11,570	5,780		未設置	乳児	153,200	17,220	14,360	11,480	5,740				
		1, 2歳児	85,290	9,080	7,560	6,050	3,020			1, 2歳児	84,680	9,000	7,510	6,000	3,000				
		3歳児	33,850	3,270	2,730	2,180	1,080			3歳児	33,640	3,250	2,710	2,160	1,080				
		4歳以上児	26,950	2,450	2,040	1,630	810			4歳以上児	26,790	2,430	2,030	1,620	810				
151人から160人まで	設置	乳児	157,890	17,790	14,830	11,860	5,930	151人から160人まで	設置	乳児	156,720	17,650	14,710	11,760	5,880				
		1, 2歳児	88,820	9,510	7,920	6,340	3,170			1, 2歳児	88,200	9,430	7,860	6,280	3,140				
		3歳児	37,380	3,700	3,090	2,470	1,230			3歳児	37,160	3,680	3,060	2,440	1,220				
		4歳以上児	30,480	2,880	2,400	1,920	960			4歳以上児	30,310	2,860	2,380	1,900	950				
	未設置	乳児	154,810	17,420	14,520	11,610	5,800		未設置	乳児	153,660	17,280	14,400	11,520	5,760				
		1, 2歳児	85,740	9,140	7,610	6,090	3,040			1, 2歳児	85,140	9,060	7,550	6,040	3,020				
		3歳児	34,300	3,330	2,780	2,220	1,100			3歳児	34,100	3,310	2,750	2,200	1,100				
		4歳以上児	27,400	2,510	2,090	1,670	830			4歳以上児	27,250	2,490	2,070	1,660	830				

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
					円	円	円	円
161人から170人まで	設置	設置	乳児	157,320	17,720	14,770	11,810	5,900
			1, 2歳児	88,250	9,440	7,860	6,290	3,140
			3歳児	36,810	3,630	3,030	2,420	1,200
			4歳以上児	29,910	2,810	2,340	1,870	930
	未設置	未設置	乳児	154,420	17,370	14,480	11,580	5,790
			1, 2歳児	85,350	9,090	7,570	6,060	3,030
			3歳児	33,910	3,280	2,740	2,190	1,090
			4歳以上児	27,010	2,460	2,050	1,640	820
171人以上	設置	設置	乳児	156,790	17,650	14,720	11,770	5,880
			1, 2歳児	87,720	9,370	7,810	6,250	3,120
			3歳児	36,280	3,560	2,980	2,380	1,180
			4歳以上児	29,380	2,740	2,290	1,830	910
	未設置	未設置	乳児	154,050	17,330	14,440	11,550	5,770
			1, 2歳児	84,980	9,050	7,530	6,030	3,010
			3歳児	33,540	3,240	2,700	2,160	1,070
			4歳以上児	26,640	2,420	2,010	1,610	800
31人から40人まで	設置	設置	乳児	181,420	20,620	17,180	13,740	6,860
			1, 2歳児	113,950	12,520	10,430	8,340	4,160
			3歳児	63,640	6,850	5,710	4,560	2,270
			4歳以上児	56,900	6,050	5,040	4,030	2,010
	未設置	未設置	乳児	169,410	19,180	15,980	12,780	6,380
			1, 2歳児	101,940	11,080	9,230	7,380	3,680
			3歳児	51,630	5,410	4,510	3,600	1,790
			4歳以上児	44,890	4,610	3,840	3,070	1,530
(削除)	設置	設置	乳児	181,370	20,610	17,180	13,740	6,860
			1, 2歳児	113,920	12,520	10,430	8,340	4,160
			3歳児	63,630	6,850	5,710	4,560	2,270
			4歳以上児	56,890	6,050	5,040	4,030	2,010
	未設置	未設置	乳児	169,360	19,170	15,980	12,780	6,380
			1, 2歳児	101,910	11,080	9,230	7,380	3,680
			3歳児	51,620	5,410	4,510	3,600	1,790
			4歳以上児	44,880	4,610	3,840	3,070	1,530
46人から50人まで	設置	設置	乳児	180,000	20,440	17,040	13,630	6,810
			1, 2歳児	112,550	12,350	10,290	8,230	4,110
			3歳児	62,260	6,680	5,570	4,450	2,220
			4歳以上児	55,520	5,880	4,900	3,920	1,960
	未設置	未設置	乳児	169,330	19,160	15,970	12,780	6,380
			1, 2歳児	101,880	11,070	9,220	7,380	3,680
			3歳児	51,590	5,400	4,500	3,600	1,790
			4歳以上児	44,850	4,600	3,830	3,070	1,530
41人から50人まで	設置	設置	乳児	179,270	20,360	16,960	13,570	6,780
			1, 2歳児	111,800	12,260	10,210	8,170	4,080
			3歳児	61,490	6,590	5,490	4,390	2,190
			4歳以上児	54,750	5,790	4,820	3,860	1,930
	未設置	未設置	乳児	169,660	19,210	16,000	12,800	6,390
			1, 2歳児	102,190	11,110	9,250	7,400	3,690
			3歳児	51,880	5,440	4,530	3,620	1,800
			4歳以上児	45,140	4,640	3,860	3,090	1,540
161人から170人まで	設置	設置	乳児	156,140	17,580	14,650	11,720	5,860
			1, 2歳児	87,620	9,360	7,800	6,240	3,120
			3歳児	36,580	3,610	3,000	2,400	1,200
			4歳以上児	29,730	2,790	2,320	1,860	930
	未設置	未設置	乳児	153,270	17,230	14,360	11,490	5,740
			1, 2歳児	84,750	9,010	7,510	6,010	3,000
			3歳児	33,710	3,260	2,710	2,170	1,080
			4歳以上児	26,860	2,440	2,030	1,630	810
171人以上	設置	設置	乳児	155,620	17,510	14,600	11,670	5,830
			1, 2歳児	87,100	9,290	7,750	6,190	3,090
			3歳児	36,060	3,540	2,950	2,350	1,170
			4歳以上児	29,210	2,720	2,270	1,810	900
	未設置	未設置	乳児	152,900	17,190	14,330	11,460	5,730
			1, 2歳児	84,380	8,970	7,480	5,980	2,990
			3歳児	33,340	3,220	2,680	2,140	1,070
			4歳以上児	26,490	2,400	2,000	1,600	800
31人から40人まで	設置	設置	乳児	181,370	20,610	17,180	13,740	6,860
			1, 2歳児	113,920	12,520	10,430	8,340	4,160
			3歳児	63,630	6,850	5,710	4,560	2,270
			4歳以上児	56,890	6,050	5,040	4,030	2,010
	未設置	未設置	乳児	169,360	19,170	15,980	12,780	6,380
			1, 2歳児	101,910	11,080	9,230	7,380	3,680
			3歳児	51,620	5,410	4,510	3,600	1,790
			4歳以上児	44,880	4,610	3,840	3,070	1,530
46人から50人まで	設置	設置	乳児	180,000	20,440	17,040	13,630	6,810
			1, 2歳児	112,550	12,350	10,290	8,230	4,110
			3歳児	62,260	6,680	5,570	4,450	2,220
			4歳以上児	55,520	5,880	4,900	3,920	1,960
	未設置	未設置	乳児	169,330	19,160	15,970	12,780	6,380
			1, 2歳児	101,880	11,070	9,220	7,380	3,680
			3歳児	51,590	5,400	4,500	3,600	1,790
			4歳以上児	44,850	4,600	3,830	3,070	1,530
46人から50人まで	設置	設置	乳児	179,220	20,350	16,960	13,570	6,780
			1, 2歳児	111,770	12,260	10,210	8,170	4,080
			3歳児	61,480	6,590	5,490	4,390	2,190
			4歳以上児	54,740	5,790	4,820	3,860	1,930
	未設置	未設置	乳児	169,620	19,200	16,000	12,800	6,390
			1, 2歳児	102,170	11,110	9,250	7,400	3,690
			3歳児	51,880	5,440	4,530	3,620	1,800
			4歳以上児	45,140	4,640	3,860	3,090	1,540

改正後										改正前									
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)					
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分						12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分		
					円	円	円	円						円	円	円	円		
12/100地域	51人から60人まで	設置	乳児	173,390	19,650	16,380	13,100	6,540	51人から60人まで	設置	乳児	173,340	19,640	16,370	13,100	6,540			
			1, 2歳児	105,920	11,550	9,630	7,700	3,840			1, 2歳児	105,890	11,550	9,620	7,700	3,840			
			3歳児	55,610	5,880	4,910	3,920	1,950			3歳児	55,600	5,880	4,900	3,920	1,950			
			4歳以上児	48,870	5,080	4,240	3,390	1,690			4歳以上児	48,860	5,080	4,230	3,390	1,690			
	51人から60人まで	未設置	乳児	165,380	18,690	15,580	12,460	6,220	51人から60人まで	未設置	乳児	165,340	18,680	15,570	12,460	6,220			
			1, 2歳児	97,910	10,590	8,830	7,060	3,520			1, 2歳児	97,890	10,590	8,820	7,060	3,520			
			3歳児	47,600	4,920	4,110	3,280	1,630			3歳児	47,600	4,920	4,100	3,280	1,630			
			4歳以上児	40,860	4,120	3,440	2,750	1,370			4歳以上児	40,860	4,120	3,430	2,750	1,370			
	61人から70人まで	設置	乳児	169,260	19,160	15,960	12,770	6,380	61人から70人まで	設置	乳児	169,210	19,150	15,960	12,770	6,380			
			1, 2歳児	101,790	11,060	9,210	7,370	3,680			1, 2歳児	101,760	11,060	9,210	7,370	3,680			
			3歳児	51,480	5,390	4,490	3,590	1,790			3歳児	51,470	5,390	4,490	3,590	1,790			
			4歳以上児	44,740	4,590	3,820	3,060	1,530			4歳以上児	44,730	4,590	3,820	3,060	1,530			
	61人から70人まで	未設置	乳児	162,400	18,340	15,280	12,220	6,100	61人から70人まで	未設置	乳児	162,350	18,320	15,280	12,220	6,100			
			1, 2歳児	94,930	10,240	8,530	6,820	3,400			1, 2歳児	94,900	10,230	8,530	6,820	3,400			
			3歳児	44,620	4,570	3,810	3,040	1,510			3歳児	44,610	4,560	3,810	3,040	1,510			
			4歳以上児	37,880	3,770	3,140	2,510	1,250			4歳以上児	37,870	3,760	3,140	2,510	1,250			
	71人から80人まで	設置	乳児	166,220	18,790	15,660	12,520	6,250	71人から80人まで	設置	乳児	166,170	18,780	15,660	12,520	6,250			
			1, 2歳児	98,750	10,690	8,910	7,120	3,550			1, 2歳児	98,720	10,690	8,910	7,120	3,550			
			3歳児	48,440	5,020	4,190	3,340	1,660			3歳児	48,430	5,020	4,190	3,340	1,660			
			4歳以上児	41,700	4,220	3,520	2,810	1,400			4歳以上児	41,690	4,220	3,520	2,810	1,400			
	71人から80人まで	未設置	乳児	160,210	18,070	15,060	12,040	6,010	71人から80人まで	未設置	乳児	160,170	18,060	15,060	12,040	6,010			
			1, 2歳児	92,740	9,970	8,310	6,640	3,310			1, 2歳児	92,720	9,970	8,310	6,640	3,310			
			3歳児	42,430	4,300	3,590	2,860	1,420			3歳児	42,430	4,300	3,590	2,860	1,420			
			4歳以上児	35,690	3,500	2,920	2,330	1,160			4歳以上児	35,690	3,500	2,920	2,330	1,160			
81人から90人まで	設置	乳児	163,800	18,500	15,420	12,330	6,160	81人から90人まで	設置	乳児	163,760	18,490	15,420	12,330	6,160				
		1, 2歳児	96,330	10,400	8,670	6,930	3,460			1, 2歳児	96,310	10,400	8,670	6,930	3,460				
		3歳児	46,020	4,730	3,950	3,150	1,570			3歳児	46,020	4,730	3,950	3,150	1,570				
		4歳以上児	39,280	3,930	3,280	2,620	1,310			4歳以上児	39,280	3,930	3,280	2,620	1,310				
81人から90人まで	未設置	乳児	158,470	17,860	14,880	11,900	5,940	81人から90人まで	未設置	乳児	158,420	17,850	14,880	11,900	5,940				
		1, 2歳児	91,000	9,760	8,130	6,500	3,240			1, 2歳児	90,970	9,760	8,130	6,500	3,240				
		3歳児	40,690	4,090	3,410	2,720	1,350			3歳児	40,680	4,090	3,410	2,720	1,350				
		4歳以上児	33,950	3,290	2,740	2,190	1,090			4歳以上児	33,940	3,290	2,740	2,190	1,090				
91人から100人まで	設置	乳児	159,000	17,930	14,940	11,950	5,970	91人から100人まで	設置	乳児	158,960	17,920	14,940	11,950	5,970				
		1, 2歳児	91,530	9,830	8,190	6,550	3,270			1, 2歳児	91,510	9,830	8,190	6,550	3,270				
		3歳児	41,220	4,160	3,470	2,770	1,380			3歳児	41,220	4,160	3,470	2,770	1,380				
		4歳以上児	34,480	3,360	2,800	2,240	1,120			4歳以上児	34,480	3,360	2,800	2,240	1,120				
91人から100人まで	未設置	乳児	154,200	17,350	14,460	11,560	5,770	91人から100人まで	未設置	乳児	154,160	17,340	14,460	11,560	5,770				
		1, 2歳児	86,730	9,250	7,710	6,160	3,070			1, 2歳児	86,710	9,250	7,710	6,160	3,070				
		3歳児	36,420	3,580	2,990	2,380	1,180			3歳児	36,420	3,580	2,990	2,380	1,180				
		4歳以上児	29,680	2,780	2,320	1,850	920			4歳以上児	29,680	2,780	2,320	1,850	920				

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
					円	円	円	円
101人から110人まで	設置	設置	乳児	157,720	17,770	14,810	11,840	5,910
			1, 2歳児	90,250	9,670	8,060	6,440	3,210
			3歳児	39,940	4,000	3,340	2,660	1,320
			4歳以上児	33,200	3,200	2,670	2,130	1,060
	未設置	未設置	乳児	153,360	17,250	14,370	11,500	5,740
			1, 2歳児	85,890	9,150	7,620	6,100	3,040
			3歳児	35,580	3,480	2,900	2,320	1,150
			4歳以上児	28,840	2,680	2,230	1,790	890
	設置	設置	乳児	156,620	17,640	14,700	11,760	5,870
			1, 2歳児	89,150	9,540	7,950	6,360	3,170
			3歳児	38,840	3,870	3,230	2,580	1,280
			4歳以上児	32,100	3,070	2,560	2,050	1,020
未設置	未設置	乳児	152,620	17,160	14,300	11,440	5,710	
		1, 2歳児	85,150	9,060	7,550	6,040	3,010	
		3歳児	34,840	3,390	2,830	2,260	1,120	
		4歳以上児	28,100	2,590	2,160	1,730	860	
設置	設置	乳児	155,690	17,530	14,610	11,680	5,830	
		1, 2歳児	88,220	9,430	7,860	6,280	3,130	
		3歳児	37,910	3,760	3,140	2,500	1,240	
		4歳以上児	31,170	2,960	2,470	1,970	980	
未設置	未設置	乳児	151,990	17,090	14,240	11,390	5,690	
		1, 2歳児	84,520	8,990	7,490	5,990	2,990	
		3歳児	34,210	3,320	2,770	2,210	1,100	
		4歳以上児	27,470	2,520	2,100	1,680	840	
設置	設置	乳児	154,920	17,440	14,530	11,620	5,800	
		1, 2歳児	87,450	9,340	7,780	6,220	3,100	
		3歳児	37,140	3,670	3,060	2,440	1,210	
		4歳以上児	30,400	2,870	2,390	1,910	950	
未設置	未設置	乳児	151,490	17,030	14,190	11,350	5,670	
		1, 2歳児	84,020	8,930	7,440	5,950	2,970	
		3歳児	33,710	3,260	2,720	2,170	1,080	
		4歳以上児	26,970	2,460	2,050	1,640	820	
設置	設置	乳児	154,230	17,350	14,460	11,560	5,770	
		1, 2歳児	86,760	9,250	7,710	6,160	3,070	
		3歳児	36,450	3,580	2,990	2,380	1,180	
		4歳以上児	29,710	2,780	2,320	1,850	920	
未設置	未設置	乳児	151,030	16,970	14,140	11,310	5,650	
		1, 2歳児	83,560	8,870	7,390	5,910	2,950	
		3歳児	33,250	3,200	2,670	2,130	1,060	
		4歳以上児	26,510	2,400	2,000	1,600	800	
101人から110人まで	設置	設置	乳児	157,680	17,760	14,810	11,840	5,910
			1, 2歳児	90,230	9,670	8,060	6,440	3,210
			3歳児	39,940	4,000	3,340	2,660	1,320
			4歳以上児	33,200	3,200	2,670	2,130	1,060
	未設置	未設置	乳児	153,310	17,240	14,370	11,490	5,740
			1, 2歳児	85,860	9,150	7,620	6,090	3,040
			3歳児	35,570	3,480	2,900	2,310	1,150
			4歳以上児	28,830	2,680	2,230	1,780	890
	設置	設置	乳児	156,570	17,630	14,700	11,760	5,870
			1, 2歳児	89,120	9,540	7,950	6,360	3,170
			3歳児	38,830	3,870	3,230	2,580	1,280
			4歳以上児	32,090	3,070	2,560	2,050	1,020
未設置	未設置	乳児	152,570	17,150	14,300	11,440	5,710	
		1, 2歳児	85,120	9,060	7,550	6,040	3,010	
		3歳児	34,830	3,390	2,830	2,260	1,120	
		4歳以上児	28,090	2,590	2,160	1,730	860	
設置	設置	乳児	155,640	17,520	14,610	11,680	5,830	
		1, 2歳児	88,190	9,430	7,860	6,280	3,130	
		3歳児	37,900	3,760	3,140	2,500	1,240	
		4歳以上児	31,160	2,960	2,470	1,970	980	
未設置	未設置	乳児	151,950	17,080	14,240	11,390	5,690	
		1, 2歳児	84,500	8,990	7,490	5,990	2,990	
		3歳児	34,210	3,320	2,770	2,210	1,100	
		4歳以上児	27,470	2,520	2,100	1,680	840	
設置	設置	乳児	154,870	17,430	14,530	11,620	5,800	
		1, 2歳児	87,420	9,340	7,780	6,220	3,100	
		3歳児	37,130	3,670	3,060	2,440	1,210	
		4歳以上児	30,390	2,870	2,390	1,910	950	
未設置	未設置	乳児	151,440	17,020	14,190	11,350	5,670	
		1, 2歳児	83,990	8,930	7,440	5,950	2,970	
		3歳児	33,700	3,260	2,720	2,170	1,080	
		4歳以上児	26,960	2,460	2,050	1,640	820	
設置	設置	乳児	154,180	17,340	14,460	11,560	5,770	
		1, 2歳児	86,730	9,250	7,710	6,160	3,070	
		3歳児	36,440	3,580	2,990	2,380	1,180	
		4歳以上児	29,700	2,780	2,320	1,850	920	
未設置	未設置	乳児	150,980	16,960	14,140	11,310	5,650	
		1, 2歳児	83,530	8,870	7,390	5,910	2,950	
		3歳児	33,240	3,200	2,670	2,130	1,060	
		4歳以上児	26,500	2,400	2,000	1,600	800	

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分						12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
					円	円	円	円						円	円	円	円
	151人から160人まで	設置	乳児	154,490	17,390	14,490	11,590	5,790	151人から160人まで	設置	乳児	154,440	17,380	14,490	11,590	5,790	
			1,2歳児	87,020	9,290	7,740	6,190	3,090			1,2歳児	86,990	9,290	7,740	6,190	3,090	
			3歳児	36,710	3,620	3,020	2,410	1,200			3歳児	36,700	3,620	3,020	2,410	1,200	
			4歳以上児	29,970	2,820	2,350	1,880	940			4歳以上児	29,960	2,820	2,350	1,880	940	
	161人から170人まで	未設置	乳児	151,490	17,030	14,190	11,350	5,670	161人から170人まで	未設置	乳児	151,440	17,020	14,190	11,350	5,670	
			1,2歳児	84,020	8,930	7,440	5,950	2,970			1,2歳児	83,990	8,930	7,440	5,950	2,970	
			3歳児	33,710	3,260	2,720	2,170	1,080			3歳児	33,700	3,260	2,720	2,170	1,080	
			4歳以上児	26,970	2,460	2,050	1,640	820			4歳以上児	26,960	2,460	2,050	1,640	820	
	161人から170人まで	設置	乳児	153,930	17,320	14,430	11,540	5,760	161人から170人まで	設置	乳児	153,880	17,310	14,430	11,540	5,760	
			1,2歳児	86,460	9,220	7,680	6,140	3,060			1,2歳児	86,430	9,220	7,680	6,140	3,060	
			3歳児	36,150	3,550	2,960	2,360	1,170			3歳児	36,140	3,550	2,960	2,360	1,170	
			4歳以上児	29,410	2,750	2,290	1,830	910			4歳以上児	29,400	2,750	2,290	1,830	910	
161人から170人まで	未設置	乳児	151,100	16,980	14,150	11,310	5,650	161人から170人まで	未設置	乳児	151,060	16,970	14,150	11,310	5,650		
		1,2歳児	83,630	8,880	7,400	5,910	2,950			1,2歳児	83,610	8,880	7,400	5,910	2,950		
		3歳児	33,320	3,210	2,680	2,130	1,060			3歳児	33,320	3,210	2,680	2,130	1,060		
		4歳以上児	26,580	2,410	2,010	1,600	800			4歳以上児	26,580	2,410	2,010	1,600	800		
171人以上	設置	乳児	153,400	17,260	14,380	11,500	5,740	171人以上	設置	乳児	153,360	17,250	14,380	11,500	5,740		
		1,2歳児	85,930	9,160	7,630	6,100	3,040			1,2歳児	85,910	9,160	7,630	6,100	3,040		
		3歳児	35,620	3,490	2,910	2,320	1,150			3歳児	35,620	3,490	2,910	2,320	1,150		
		4歳以上児	28,880	2,690	2,240	1,790	890			4歳以上児	28,880	2,690	2,240	1,790	890		
171人以上	未設置	乳児	150,740	16,940	14,110	11,290	5,640	171人以上	未設置	乳児	150,690	16,930	14,110	11,290	5,640		
		1,2歳児	83,270	8,840	7,360	5,890	2,940			1,2歳児	83,240	8,840	7,360	5,890	2,940		
		3歳児	32,960	3,170	2,640	2,110	1,050			3歳児	32,950	3,170	2,640	2,110	1,050		
		4歳以上児	26,220	2,370	1,970	1,580	790			4歳以上児	26,210	2,370	1,970	1,580	790		
	31人から40人まで	設置	乳児						31人から40人まで	設置	乳児	180,010	20,450	17,040	13,630	6,810	
			1,2歳児								1,2歳児	113,100	12,420	10,350	8,280	4,140	
			3歳児								3歳児	63,180	6,800	5,660	4,530	2,260	
			4歳以上児								4歳以上児	56,490	6,000	5,000	4,000	2,000	
	31人から40人まで	未設置	乳児						31人から40人まで	未設置	乳児	168,120	19,020	15,850	12,680	6,330	
			1,2歳児								1,2歳児	101,210	10,990	9,160	7,330	3,660	
			3歳児								3歳児	51,290	5,370	4,470	3,580	1,780	
			4歳以上児								4歳以上児	44,600	4,570	3,810	3,050	1,520	
41人から45人まで	設置	乳児						41人から45人まで	設置	乳児	178,660	20,290	16,900	13,520	6,750		
		1,2歳児								1,2歳児	111,750	12,260	10,210	8,170	4,080		
		3歳児								3歳児	61,830	6,640	5,520	4,420	2,200		
		4歳以上児								4歳以上児	55,140	5,840	4,860	3,890	1,940		
41人から45人まで	未設置	乳児						41人から45人まで	未設置	乳児	168,090	19,020	15,850	12,670	6,330		
		1,2歳児								1,2歳児	101,180	10,990	9,160	7,320	3,660		
		3歳児								3歳児	51,260	5,370	4,470	3,570	1,780		
		4歳以上児								4歳以上児	44,570	4,570	3,810	3,040	1,520		

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
					円	円	円	円
(削除)				円	円	円	円	円

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
					円	円	円	円
11/100地域	46人から50人まで	設置	乳児 1.2歳児 3歳児 4歳以上児	180,930 112,810 62,040 55,230	20,560 12,380 6,660 5,850	17,130 10,310 5,550 4,870	13,700 8,250 4,440 3,900	6,850 4,120 2,220 1,950
		未設置	乳児 1.2歳児 3歳児 4歳以上児	171,210 103,090 52,320 45,510	19,390 11,210 5,490 4,680	16,160 9,340 4,580 3,900	12,920 7,470 3,660 3,120	6,460 3,730 1,830 1,560
		設置	乳児 1.2歳児 3歳児 4歳以上児	174,990 106,870 56,100 49,290	19,840 11,660 5,940 5,130	16,540 9,720 4,960 4,280	13,220 7,770 3,960 3,420	6,610 3,880 1,980 1,710
		未設置	乳児 1.2歳児 3歳児 4歳以上児	166,890 98,770 48,000 41,190	18,870 10,690 4,970 4,160	15,730 8,910 4,150 3,470	12,570 7,120 3,310 2,770	6,280 3,550 1,650 1,380
	61人から70人まで	設置	乳児 1.2歳児 3歳児 4歳以上児	170,820 102,700 51,930 45,120	19,340 11,160 5,440 4,630	16,120 9,300 4,540 3,860	12,890 7,440 3,630 3,090	6,440 3,710 1,810 1,540
		未設置	乳児 1.2歳児 3歳児 4歳以上児	163,880 95,760 44,990 38,180	18,510 10,330 4,610 3,800	15,430 8,610 3,850 3,170	12,330 6,880 3,070 2,530	6,160 3,430 1,530 1,260
		設置	乳児 1.2歳児 3歳児 4歳以上児	167,750 99,630 48,860 42,050	18,980 10,800 5,080 4,270	15,810 8,990 4,230 3,550	12,640 7,190 3,380 2,840	6,320 3,590 1,690 1,420
		未設置	乳児 1.2歳児 3歳児 4歳以上児	161,670 93,550 42,780 35,970	18,250 10,070 4,350 3,540	15,210 8,390 3,630 2,950	12,160 6,710 2,900 2,360	6,080 3,350 1,450 1,180
81人から90人まで	設置	乳児 1.2歳児 3歳児 4歳以上児	165,310 97,190 46,420 39,610	18,680 10,500 4,780 3,970	15,570 8,750 3,990 3,310	12,450 7,000 3,190 2,650	6,220 3,490 1,590 1,320	
	未設置	乳児 1.2歳児 3歳児 4歳以上児	159,910 91,790 41,020 34,210	18,030 9,850 4,130 3,320	15,030 8,210 3,450 2,770	12,010 6,560 2,750 2,210	6,000 3,270 1,370 1,100	

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				円	その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				円	
					12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分							12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分		
					円	円	円	円							円	円	円	円		
	91人から100人まで	設置	乳児	160,450	18,100	15,080	12,060	6,030				設置	乳児	160,450	18,100	15,080	12,060	6,030		
			1.2歳児	92,330	9,920	8,260	6,610	3,300					1.2歳児	92,330	9,920	8,260	6,610	3,300		
			3歳児	41,560	4,200	3,500	2,800	1,400					3歳児	41,560	4,200	3,500	2,800	1,400		
			4歳以上児	34,750	3,390	2,820	2,260	1,130					4歳以上児	34,750	3,390	2,820	2,260	1,130		
			未設置	乳児	155,590	17,520	14,600	11,670	5,830				未設置	乳児	155,590	17,520	14,600	11,670	5,830	
				1.2歳児	87,470	9,340	7,780	6,220	3,100					1.2歳児	87,470	9,340	7,780	6,220	3,100	
				3歳児	36,700	3,620	3,020	2,410	1,200					3歳児	36,700	3,620	3,020	2,410	1,200	
				4歳以上児	29,890	2,810	2,340	1,870	930					4歳以上児	29,890	2,810	2,340	1,870	930	
		101人から110人まで	設置	乳児	159,160	17,940	14,950	11,950	5,970				設置	乳児	159,160	17,940	14,950	11,950	5,970	
				1.2歳児	91,040	9,760	8,130	6,500	3,240					1.2歳児	91,040	9,760	8,130	6,500	3,240	
				3歳児	40,270	4,040	3,370	2,690	1,340					3歳児	40,270	4,040	3,370	2,690	1,340	
				4歳以上児	33,460	3,230	2,690	2,150	1,070					4歳以上児	33,460	3,230	2,690	2,150	1,070	
			未設置	乳児	154,740	17,410	14,510	11,600	5,800				未設置	乳児	154,740	17,410	14,510	11,600	5,800	
				1.2歳児	86,620	9,230	7,690	6,150	3,070					1.2歳児	86,620	9,230	7,690	6,150	3,070	
				3歳児	35,850	3,510	2,930	2,340	1,170					3歳児	35,850	3,510	2,930	2,340	1,170	
				4歳以上児	29,040	2,700	2,250	1,800	900					4歳以上児	29,040	2,700	2,250	1,800	900	
		111人から120人まで	設置	乳児	158,050	17,810	14,840	11,870	5,930				設置	乳児	158,050	17,810	14,840	11,870	5,930	
				1.2歳児	89,930	9,630	8,020	6,420	3,200					1.2歳児	89,930	9,630	8,020	6,420	3,200	
				3歳児	39,160	3,910	3,260	2,610	1,300					3歳児	39,160	3,910	3,260	2,610	1,300	
				4歳以上児	32,350	3,100	2,580	2,070	1,030					4歳以上児	32,350	3,100	2,580	2,070	1,030	
			未設置	乳児	153,990	17,320	14,440	11,540	5,770				未設置	乳児	153,990	17,320	14,440	11,540	5,770	
				1.2歳児	85,870	9,140	7,620	6,090	3,040					1.2歳児	85,870	9,140	7,620	6,090	3,040	
				3歳児	35,100	3,420	2,860	2,280	1,140					3歳児	35,100	3,420	2,860	2,280	1,140	
				4歳以上児	28,290	2,610	2,180	1,740	870					4歳以上児	28,290	2,610	2,180	1,740	870	
	121人から130人まで	設置	乳児	157,100	17,700	14,750	11,790	5,890				設置	乳児	157,100	17,700	14,750	11,790	5,890		
			1.2歳児	88,980	9,520	7,930	6,340	3,160					1.2歳児	88,980	9,520	7,930	6,340	3,160		
			3歳児	38,210	3,800	3,170	2,530	1,260					3歳児	38,210	3,800	3,170	2,530	1,260		
			4歳以上児	31,400	2,990	2,490	1,990	990					4歳以上児	31,400	2,990	2,490	1,990	990		
		未設置	乳児	153,370	17,250	14,380	11,490	5,740				未設置	乳児	153,370	17,250	14,380	11,490	5,740		
			1.2歳児	85,250	9,070	7,560	6,040	3,010					1.2歳児	85,250	9,070	7,560	6,040	3,010		
			3歳児	34,480	3,350	2,800	2,230	1,110					3歳児	34,480	3,350	2,800	2,230	1,110		
			4歳以上児	27,670	2,540	2,120	1,690	840					4歳以上児	27,670	2,540	2,120	1,690	840		
	131人から140人まで	設置	乳児	156,330	17,600	14,670	11,730	5,860				設置	乳児	156,330	17,600	14,670	11,730	5,860		
			1.2歳児	88,210	9,420	7,850	6,280	3,130					1.2歳児	88,210	9,420	7,850	6,280	3,130		
			3歳児	37,440	3,700	3,090	2,470	1,230					3歳児	37,440	3,700	3,090	2,470	1,230		
			4歳以上児	30,630	2,890	2,410	1,930	960					4歳以上児	30,630	2,890	2,410	1,930	960		
		未設置	乳児	152,850	17,190	14,320	11,450	5,720				未設置	乳児	152,850	17,190	14,320	11,450	5,720		
			1.2歳児	84,730	9,010	7,500	6,000	2,990					1.2歳児	84,730	9,010	7,500	6,000	2,990		
			3歳児	33,960	3,290	2,740	2,190	1,090					3歳児	33,960	3,290	2,740	2,190	1,090		
			4歳以上児	27,150	2,480	2,060	1,650	820					4歳以上児	27,150	2,480	2,060	1,650	820		

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 円			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
	31人から40人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	178,700 112,300 62,740 56,110	20,290 12,320 6,740 5,950	16,910 10,270 5,620 4,960	13,530 8,210 4,500 3,970	6,760 4,100 2,240 1,980
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	166,910 100,510 50,950 44,320	18,880 10,910 5,330 4,540	15,730 9,090 4,440 3,780	12,580 7,260 3,550 3,020	6,290 3,630 1,770 1,510

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄) 円			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
	141人から150人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	155,630 87,510 36,740 29,930	17,520 9,340 3,620 2,810	14,600 7,780 3,020 2,340	11,670 6,220 2,410 1,870	5,830 3,100 1,200 930
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	152,390 84,270 33,500 26,690	17,130 8,950 3,230 2,420	14,280 7,460 2,700 2,020	11,410 5,960 2,150 1,610	5,700 2,970 1,070 800
	151人から160人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	155,890 87,770 37,000 30,190	17,550 9,370 3,650 2,840	14,630 7,810 3,050 2,370	11,690 6,240 2,430 1,890	5,840 3,110 1,210 940
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	152,850 84,730 33,960 27,150	17,190 9,010 3,290 2,480	14,320 7,500 2,740 2,060	11,450 6,000 2,190 1,650	5,720 2,990 1,090 820
	161人から170人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	155,320 87,200 36,430 29,620	17,480 9,300 3,580 2,770	14,570 7,750 2,990 2,310	11,650 6,200 2,390 1,850	5,820 3,090 1,190 920
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	152,460 84,340 33,570 26,760	17,140 8,960 3,240 2,430	14,280 7,460 2,700 2,020	11,420 5,970 2,160 1,620	5,710 2,980 1,080 810
	171人以上	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	154,790 86,670 35,900 29,090	17,420 9,240 3,520 2,710	14,520 7,700 2,940 2,260	11,610 6,160 2,350 1,810	5,800 3,070 1,170 900
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	152,090 83,970 33,200 26,390	17,100 8,920 3,200 2,390	14,250 7,430 2,670 1,990	11,390 5,940 2,130 1,590	5,690 2,960 1,060 790
	31人から40人まで	設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	178,650 112,280 62,730 56,100	20,280 12,320 6,740 5,950	16,900 10,260 5,620 4,960	13,520 8,210 4,500 3,970	6,750 4,100 2,240 1,980
		未設置	乳児 1, 2歳児 3歳児 4歳以上児	166,860 100,490 50,940 44,310	18,870 10,910 5,330 4,540	15,720 9,080 4,440 3,780	12,570 7,260 3,550 3,020	6,280 3,630 1,770 1,510

改正後

改正前

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
					円	円	円	円
(削除)	41人から50人まで	設置	乳児	176,590	20,040	16,700	13,360	6,680
			1, 2歳児	110,190	12,070	10,060	8,040	4,020
			3歳児	60,630	6,490	5,410	4,330	2,160
		未設置	4歳以上児	54,000	5,700	4,750	3,800	1,900
			乳児	167,150	18,910	15,760	12,600	6,300
			1, 2歳児	100,750	10,940	9,120	7,280	3,640
	51人から60人まで	設置	3歳児	51,190	5,360	4,470	3,570	1,780
			4歳以上児	44,560	4,570	3,810	3,040	1,520
			乳児	170,800	19,340	16,120	12,890	6,440
		未設置	1, 2歳児	104,400	11,370	9,480	7,570	3,780
			3歳児	54,840	5,790	4,830	3,860	1,920
			4歳以上児	48,210	5,000	4,170	3,330	1,660
61人から70人まで	設置	乳児	162,940	18,400	15,330	12,270	6,130	
		1, 2歳児	96,540	10,430	8,690	6,950	3,470	
		3歳児	46,980	4,850	4,040	3,240	1,610	
	未設置	4歳以上児	40,350	4,060	3,380	2,710	1,350	
		乳児	166,730	18,860	15,710	12,570	6,280	
		1, 2歳児	100,330	10,890	9,070	7,250	3,620	
71人から80人まで	設置	3歳児	50,770	5,310	4,420	3,540	1,760	
		4歳以上児	44,140	4,520	3,760	3,010	1,500	
		乳児	160,000	18,050	15,040	12,030	6,010	
	未設置	1, 2歳児	93,600	10,080	8,400	6,710	3,350	
		3歳児	44,040	4,500	3,750	3,000	1,490	
		4歳以上児	37,410	3,710	3,090	2,470	1,230	
41人から45人まで	46人から50人まで	設置	乳児	163,740	18,500	15,410	12,330	6,160
			1, 2歳児	97,340	10,530	8,770	7,010	3,500
			3歳児	47,780	4,950	4,120	3,300	1,640
		未設置	4歳以上児	41,150	4,160	3,460	2,770	1,380
			乳児	157,840	17,790	14,820	11,860	5,930
			1, 2歳児	91,440	9,820	8,180	6,540	3,270
	51人から60人まで	設置	3歳児	41,880	4,240	3,530	2,830	1,410
			4歳以上児	35,250	3,450	2,870	2,300	1,150
			乳児	177,310	20,120	16,760	13,410	6,700
		未設置	1, 2歳児	110,940	12,160	10,120	8,100	4,050
			3歳児	61,390	6,580	5,480	4,390	2,190
			4歳以上児	54,760	5,790	4,820	3,860	1,930
61人から70人まで	設置	乳児	166,830	18,860	15,720	12,570	6,280	
		1, 2歳児	100,460	10,900	9,080	7,260	3,630	
		3歳児	50,910	5,320	4,440	3,550	1,770	
	未設置	4歳以上児	44,280	4,530	3,780	3,020	1,510	
		乳児	176,540	20,030	16,690	13,350	6,670	
		1, 2歳児	110,170	12,070	10,050	8,040	4,020	
71人から80人まで	設置	3歳児	60,620	6,490	5,410	4,330	2,160	
		4歳以上児	53,990	5,700	4,750	3,800	1,900	
		乳児	167,110	18,900	15,740	12,590	6,290	
	未設置	1, 2歳児	100,740	10,940	9,100	7,280	3,640	
		3歳児	51,190	5,360	4,460	3,570	1,780	
		4歳以上児	44,560	4,570	3,800	3,040	1,520	
41人から45人まで	設置	乳児	170,750	19,330	16,110	12,880	6,430	
		1, 2歳児	104,380	11,370	9,470	7,570	3,780	
		3歳児	54,830	5,790	4,830	3,860	1,920	
	未設置	4歳以上児	48,200	5,000	4,170	3,330	1,660	
		乳児	162,890	18,390	15,320	12,260	6,120	
		1, 2歳児	96,520	10,430	8,680	6,950	3,470	
51人から60人まで	設置	3歳児	46,970	4,850	4,040	3,240	1,610	
		4歳以上児	40,340	4,060	3,380	2,710	1,350	
		乳児	166,690	18,850	15,700	12,560	6,270	
	未設置	1, 2歳児	100,320	10,890	9,060	7,250	3,620	
		3歳児	50,770	5,310	4,420	3,540	1,760	
		4歳以上児	44,140	4,520	3,760	3,010	1,500	
61人から70人まで	設置	乳児	159,950	18,040	15,030	12,020	6,000	
		1, 2歳児	93,580	10,080	8,390	6,710	3,350	
		3歳児	44,030	4,500	3,750	3,000	1,490	
	未設置	4歳以上児	37,400	3,710	3,090	2,470	1,230	
		乳児	163,690	18,490	15,400	12,320	6,150	
		1, 2歳児	97,320	10,530	8,760	7,010	3,500	
71人から80人まで	設置	3歳児	47,770	4,950	4,120	3,300	1,640	
		4歳以上児	41,140	4,160	3,460	2,770	1,380	
		乳児	157,790	17,780	14,810	11,850	5,920	
	未設置	1, 2歳児	91,420	9,820	8,170	6,540	3,270	
		3歳児	41,870	4,240	3,530	2,830	1,410	
		4歳以上児	35,240	3,450	2,870	2,300	1,150	

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
10/100 地域	81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円	10/100 地域	81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	161,360	18,210	15,180	12,140	6,070				161,310	18,200	15,170	12,130	6,060	
			3歳児	94,960	10,240	8,540	6,820	3,410				94,940	10,240	8,530	6,820	3,410	
			4歳以上児	45,400	4,660	3,890	3,110	1,550				45,390	4,660	3,890	3,110	1,550	
		未設置	乳 児	161,360	18,210	15,180	12,140	6,070			161,310	18,200	15,170	12,130	6,060		
			1, 2歳児	156,120	17,580	14,650	11,720	5,860			156,070	17,570	14,640	11,710	5,850		
			3歳児	89,720	9,610	8,010	6,400	3,200			89,700	9,610	8,000	6,400	3,200		
			4歳以上児	40,160	4,030	3,360	2,690	1,340			40,150	4,030	3,360	2,690	1,340		
	91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	156,660	17,650	14,710	11,760	5,880	10/100 地域	91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	156,610	17,640	14,700	11,750	5,870
			1, 2歳児	90,260	9,680	8,070	6,440	3,220				90,240	9,680	8,060	6,440	3,220	
			3歳児	40,700	4,100	3,420	2,730	1,360				40,690	4,100	3,420	2,730	1,360	
			4歳以上児	34,070	3,310	2,760	2,200	1,100				34,060	3,310	2,760	2,200	1,100	
		未設置	乳 児	156,660	17,650	14,710	11,760	5,880			156,610	17,640	14,700	11,750	5,870		
			1, 2歳児	151,940	17,080	14,230	11,390	5,690			151,900	17,070	14,220	11,380	5,680		
			3歳児	85,540	9,110	7,590	6,070	3,030			85,530	9,110	7,580	6,070	3,030		
			4歳以上児	35,980	3,530	2,940	2,360	1,170			35,980	3,530	2,940	2,360	1,170		
	101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	155,390	17,500	14,580	11,660	5,830	10/100 地域	101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	155,350	17,490	14,570	11,650	5,820
			1, 2歳児	88,990	9,530	7,940	6,340	3,170				88,980	9,530	7,930	6,340	3,170	
			3歳児	39,430	3,950	3,290	2,630	1,310				39,430	3,950	3,290	2,630	1,310	
			4歳以上児	32,800	3,160	2,630	2,100	1,050				32,800	3,160	2,630	2,100	1,050	
		未設置	乳 児	155,390	17,500	14,580	11,660	5,830			155,350	17,490	14,570	11,650	5,820		
			1, 2歳児	151,100	16,980	14,150	11,320	5,660			151,060	16,970	14,140	11,310	5,650		
			3歳児	84,700	9,010	7,510	6,000	3,000			84,690	9,010	7,500	6,000	3,000		
			4歳以上児	35,140	3,430	2,860	2,290	1,140			35,140	3,430	2,860	2,290	1,140		
111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	154,310	17,370	14,470	11,580	5,790	10/100 地域	111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	154,260	17,350	14,460	11,560	5,770	
		1, 2歳児	87,910	9,400	7,830	6,260	3,130				87,890	9,390	7,820	6,250	3,120		
		3歳児	38,350	3,820	3,180	2,550	1,270				38,340	3,810	3,180	2,540	1,260		
		4歳以上児	31,720	3,030	2,520	2,020	1,010				31,710	3,020	2,520	2,010	1,000		
	未設置	乳 児	154,310	17,370	14,470	11,580	5,790			154,260	17,350	14,460	11,560	5,770			
		1, 2歳児	150,380	16,890	14,080	11,260	5,630			150,330	16,880	14,070	11,250	5,620			
		3歳児	83,980	8,920	7,440	5,940	2,970			83,960	8,920	7,430	5,940	2,970			
		4歳以上児	34,420	3,340	2,790	2,230	1,110			34,410	3,340	2,790	2,230	1,110			
121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	153,390	17,260	14,380	11,500	5,750	10/100 地域	121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	153,340	17,240	14,370	11,490	5,740	
		1, 2歳児	86,990	9,290	7,740	6,180	3,090				86,970	9,280	7,730	6,180	3,090		
		3歳児	37,430	3,710	3,090	2,470	1,230				37,420	3,700	3,090	2,470	1,230		
		4歳以上児	30,800	2,920	2,430	1,940	970				30,790	2,910	2,430	1,940	970		
	未設置	乳 児	153,390	17,260	14,380	11,500	5,750			153,340	17,240	14,370	11,490	5,740			
		1, 2歳児	149,760	16,820	14,020	11,210	5,600			149,710	16,810	14,010	11,200	5,590			
		3歳児	83,360	8,850	7,380	5,890	2,940			83,340	8,850	7,370	5,890	2,940			
		4歳以上児	33,800	3,270	2,730	2,180	1,080			33,790	3,270	2,730	2,180	1,080			
121人 から 130人 まで	設 置	乳 児	27,170	2,480	2,070	1,650	820	10/100 地域	設 置	乳 児	27,160	2,480	2,070	1,650	820		
		1, 2歳児	27,170	2,480	2,070	1,650	820			27,160	2,480	2,070	1,650	820			
		3歳児	27,170	2,480	2,070	1,650	820			27,160	2,480	2,070	1,650	820			
		4歳以上児	27,170	2,480	2,070	1,650	820			27,160	2,480	2,070	1,650	820			
	未設置	乳 児	27,170	2,480	2,070	1,650	820		27,160	2,480	2,070	1,650	820				
		1, 2歳児	27,170	2,480	2,070	1,650	820		27,160	2,480	2,070	1,650	820				
		3歳児	27,170	2,480	2,070	1,650	820		27,160	2,480	2,070	1,650	820				
		4歳以上児	27,170	2,480	2,070	1,650	820		27,160	2,480	2,070	1,650	820				

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
131人から140人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	131人から140人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	152,630	17,160	14,300	11,440	5,720				152,580	17,150	14,290	11,430	5,710	
			3歳児	86,230	9,190	7,660	6,120	3,060				86,210	9,190	7,650	6,120	3,060	
			4歳以上児	36,670	3,610	3,010	2,410	1,200				36,660	3,610	3,010	2,410	1,200	
	未設置	未設置	乳児	30,040	2,820	2,350	1,880	940		30,030	2,820	2,350	1,880	940			
			1, 2歳児	149,260	16,760	13,970	11,170	5,580		149,210	16,750	13,960	11,160	5,570			
			3歳児	82,860	8,790	7,330	5,850	2,920		82,840	8,790	7,320	5,850	2,920			
			4歳以上児	33,300	3,210	2,680	2,140	1,060		33,290	3,210	2,680	2,140	1,060			
141人から150人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	141人から150人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	151,950	17,080	14,230	11,390	5,690				151,900	17,070	14,220	11,380	5,680	
			3歳児	85,550	9,110	7,590	6,070	3,030				85,530	9,110	7,580	6,070	3,030	
			4歳以上児	35,990	3,530	2,940	2,360	1,170				35,980	3,530	2,940	2,360	1,170	
	未設置	未設置	乳児	29,360	2,740	2,280	1,830	910		29,350	2,740	2,280	1,830	910			
			1, 2歳児	148,800	16,710	13,920	11,140	5,570		148,760	16,690	13,910	11,120	5,550			
			3歳児	82,400	8,740	7,280	5,820	2,910		82,390	8,730	7,270	5,810	2,900			
			4歳以上児	32,840	3,160	2,630	2,110	1,050		32,840	3,150	2,630	2,100	1,040			
151人から160人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	151人から160人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	152,220	17,120	14,260	11,410	5,700				152,170	17,100	14,250	11,400	5,690	
			3歳児	85,820	9,150	7,620	6,090	3,040				85,800	9,140	7,610	6,090	3,040	
			4歳以上児	36,260	3,570	2,970	2,380	1,180				36,250	3,560	2,970	2,380	1,180	
	未設置	未設置	乳児	29,630	2,780	2,310	1,850	920		29,620	2,770	2,310	1,850	920			
			1, 2歳児	149,270	16,760	13,970	11,170	5,580		149,230	16,750	13,960	11,160	5,570			
			3歳児	82,870	8,790	7,330	5,850	2,920		82,860	8,790	7,320	5,850	2,920			
			4歳以上児	33,310	3,210	2,680	2,140	1,060		33,310	3,210	2,680	2,140	1,060			
161人から170人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	161人から170人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	151,660	17,050	14,210	11,360	5,680				151,620	17,040	14,200	11,350	5,670	
			3歳児	85,260	9,080	7,570	6,040	3,020				85,250	9,080	7,560	6,040	3,020	
			4歳以上児	35,700	3,500	2,920	2,330	1,160				35,700	3,500	2,920	2,330	1,160	
	未設置	未設置	乳児	29,070	2,710	2,260	1,800	900		29,070	2,710	2,260	1,800	900			
			1, 2歳児	148,890	16,720	13,930	11,140	5,570		148,840	16,700	13,920	11,130	5,560			
			3歳児	82,490	8,750	7,290	5,820	2,910		82,470	8,740	7,280	5,820	2,910			
			4歳以上児	32,930	3,170	2,640	2,110	1,050		32,920	3,160	2,640	2,110	1,050			
171人以上	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	171人以上	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	151,150	16,990	14,150	11,320	5,660				151,100	16,980	14,140	11,310	5,650	
			3歳児	84,750	9,020	7,510	6,000	3,000				84,730	9,020	7,500	6,000	3,000	
			4歳以上児	35,190	3,440	2,860	2,290	1,140				35,180	3,440	2,860	2,290	1,140	
	未設置	未設置	乳児	28,560	2,650	2,200	1,760	880		28,550	2,650	2,200	1,760	880			
			1, 2歳児	148,530	16,670	13,890	11,110	5,550		148,480	16,660	13,880	11,100	5,540			
			3歳児	82,130	8,700	7,250	5,790	2,890		82,110	8,700	7,240	5,790	2,890			
			4歳以上児	32,570	3,120	2,600	2,080	1,030		32,560	3,120	2,600	2,080	1,030			
未設置	未設置	乳児	25,940	2,330	1,940	1,550	770	25,930	2,330	1,940	1,550	770					

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円						12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円
	31人 から 40人 まで	設置	乳児	177,300	20,130	16,770	13,420	6,710	設置	乳児	177,300	20,130	16,770	13,420	6,710		
			1, 2歳児	111,460	12,230	10,180	8,150	4,070		1, 2歳児	111,460	12,230	10,180	8,150	4,070		
			3歳児	62,290	6,700	5,570	4,460	2,230		3歳児	62,290	6,700	5,570	4,460	2,230		
		4歳以上児	55,710	5,910	4,920	3,940	1,970	4歳以上児	55,710	5,910	4,920	3,940	1,970				
		未設置	乳児	165,620	18,720	15,600	12,480	6,240	未設置	乳児	165,620	18,720	15,600	12,480	6,240		
			1, 2歳児	99,780	10,820	9,010	7,210	3,600		1, 2歳児	99,780	10,820	9,010	7,210	3,600		
	3歳児		50,610	5,290	4,400	3,520	1,760	3歳児		50,610	5,290	4,400	3,520	1,760			
	4歳以上児	44,030	4,500	3,750	3,000	1,500	4歳以上児	44,030	4,500	3,750	3,000	1,500					
	41人 から 45人 まで	設置	乳児	175,970	19,970	16,640	13,310	6,650	設置	乳児	175,970	19,970	16,640	13,310	6,650		
			1, 2歳児	110,130	12,070	10,050	8,040	4,010		1, 2歳児	110,130	12,070	10,050	8,040	4,010		
			3歳児	60,960	6,540	5,440	4,350	2,170		3歳児	60,960	6,540	5,440	4,350	2,170		
		4歳以上児	54,380	5,750	4,790	3,830	1,910	4歳以上児	54,380	5,750	4,790	3,830	1,910				
		未設置	乳児	165,580	18,720	15,600	12,480	6,240	未設置	乳児	165,580	18,720	15,600	12,480	6,240		
			1, 2歳児	99,740	10,820	9,010	7,210	3,600		1, 2歳児	99,740	10,820	9,010	7,210	3,600		
	3歳児		50,570	5,290	4,400	3,520	1,760	3歳児		50,570	5,290	4,400	3,520	1,760			
	4歳以上児	43,990	4,500	3,750	3,000	1,500	4歳以上児	43,990	4,500	3,750	3,000	1,500					
	46人 から 50人 まで	設置	乳児	175,200	19,870	16,560	13,250	6,620	設置	乳児	175,200	19,870	16,560	13,250	6,620		
			1, 2歳児	109,360	11,970	9,970	7,980	3,980		1, 2歳児	109,360	11,970	9,970	7,980	3,980		
			3歳児	60,190	6,440	5,360	4,290	2,140		3歳児	60,190	6,440	5,360	4,290	2,140		
		4歳以上児	53,610	5,650	4,710	3,770	1,880	4歳以上児	53,610	5,650	4,710	3,770	1,880				
		未設置	乳児	165,860	18,750	15,630	12,500	6,250	未設置	乳児	165,860	18,750	15,630	12,500	6,250		
			1, 2歳児	100,020	10,850	9,040	7,230	3,610		1, 2歳児	100,020	10,850	9,040	7,230	3,610		
	3歳児		50,850	5,320	4,430	3,540	1,770	3歳児		50,850	5,320	4,430	3,540	1,770			
	4歳以上児	44,270	4,530	3,780	3,020	1,510	4歳以上児	44,270	4,530	3,780	3,020	1,510					
51人 から 60人 まで	設置	乳児	169,460	19,180	15,990	12,790	6,390	設置	乳児	169,460	19,180	15,990	12,790	6,390			
		1, 2歳児	103,620	11,280	9,400	7,520	3,750		1, 2歳児	103,620	11,280	9,400	7,520	3,750			
		3歳児	54,450	5,750	4,790	3,830	1,910		3歳児	54,450	5,750	4,790	3,830	1,910			
	4歳以上児	47,870	4,960	4,140	3,310	1,650	4歳以上児	47,870	4,960	4,140	3,310	1,650					
	未設置	乳児	161,670	18,250	15,210	12,160	6,080	未設置	乳児	161,670	18,250	15,210	12,160	6,080			
		1, 2歳児	95,830	10,350	8,620	6,890	3,440		1, 2歳児	95,830	10,350	8,620	6,890	3,440			
3歳児		46,660	4,820	4,010	3,200	1,600	3歳児		46,660	4,820	4,010	3,200	1,600				
4歳以上児	40,080	4,030	3,360	2,680	1,340	4歳以上児	40,080	4,030	3,360	2,680	1,340						
61人 から 70人 まで	設置	乳児	165,430	18,700	15,580	12,470	6,230	設置	乳児	165,430	18,700	15,580	12,470	6,230			
		1, 2歳児	99,590	10,800	8,990	7,200	3,590		1, 2歳児	99,590	10,800	8,990	7,200	3,590			
		3歳児	50,420	5,270	4,380	3,510	1,750		3歳児	50,420	5,270	4,380	3,510	1,750			
	4歳以上児	43,840	4,480	3,730	2,990	1,490	4歳以上児	43,840	4,480	3,730	2,990	1,490					
	未設置	乳児	158,750	17,900	14,920	11,930	5,960	未設置	乳児	158,750	17,900	14,920	11,930	5,960			
		1, 2歳児	92,910	10,000	8,330	6,660	3,320		1, 2歳児	92,910	10,000	8,330	6,660	3,320			
3歳児		43,740	4,470	3,720	2,970	1,480	3歳児		43,740	4,470	3,720	2,970	1,480				
4歳以上児	37,160	3,680	3,070	2,450	1,220	4歳以上児	37,160	3,680	3,070	2,450	1,220						

改正後									改正前								
その保育所 所在する 地域 区分	その保育 所のその 月初日の 定員区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所 のその 月初日の 定員区分	その保育所の長 がその月初日に おいて設置又は 未設置(欠員・ 無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円	
(削除)				円	円	円	円	円	9/100 地域	71人 から 80人 まで	設置	乳児	162,450	18,340	15,290	12,230	6,110
												1, 2歳児	96,610	10,440	8,700	6,960	3,470
												3歳児	47,440	4,910	4,090	3,270	1,630
											4歳以上児	40,860	4,120	3,440	2,750	1,370	
											未設置	乳児	156,610	17,640	14,700	11,760	5,880
												1, 2歳児	90,770	9,740	8,110	6,490	3,240
										3歳児		41,600	4,210	3,500	2,800	1,400	
										4歳以上児	35,020	3,420	2,850	2,280	1,140		
										81人 から 90人 まで	設置	乳児	160,100	18,060	15,050	12,040	6,020
												1, 2歳児	94,260	10,160	8,460	6,770	3,380
												3歳児	45,090	4,630	3,850	3,080	1,540
											4歳以上児	38,510	3,840	3,200	2,560	1,280	
											未設置	乳児	154,910	17,440	14,530	11,620	5,810
												1, 2歳児	89,070	9,540	7,940	6,350	3,170
										3歳児		39,900	4,010	3,330	2,660	1,330	
										4歳以上児	33,320	3,220	2,680	2,140	1,070		
										91人 から 100人 まで	設置	乳児	155,440	17,500	14,580	11,670	5,830
												1, 2歳児	89,600	9,600	7,990	6,400	3,190
												3歳児	40,430	4,070	3,380	2,710	1,350
											4歳以上児	33,850	3,280	2,730	2,190	1,090	
											未設置	乳児	150,770	16,940	14,120	11,290	5,640
												1, 2歳児	84,930	9,040	7,530	6,020	3,000
										3歳児		35,760	3,510	2,920	2,330	1,160	
										4歳以上児	29,180	2,720	2,270	1,810	900		
101人 から 110人 まで	設置	乳児	154,190	17,350	14,460	11,570	5,780										
		1, 2歳児	88,350	9,450	7,870	6,300	3,140										
		3歳児	39,180	3,920	3,260	2,610	1,300										
	4歳以上児	32,600	3,130	2,610	2,090	1,040											
	未設置	乳児	149,940	16,840	14,030	11,230	5,610										
		1, 2歳児	84,100	8,940	7,440	5,960	2,970										
3歳児		34,930	3,410	2,830	2,270	1,130											
4歳以上児	28,350	2,620	2,180	1,750	870												
111人 から 120人 まで	設置	乳児	153,110	17,220	14,350	11,480	5,740										
		1, 2歳児	87,270	9,320	7,760	6,210	3,100										
		3歳児	38,100	3,790	3,150	2,520	1,260										
	4歳以上児	31,520	3,000	2,500	2,000	1,000											
	未設置	乳児	149,220	16,750	13,960	11,170	5,580										
		1, 2歳児	83,380	8,850	7,370	5,900	2,940										
3歳児		34,210	3,320	2,760	2,210	1,100											
4歳以上児	27,630	2,530	2,110	1,690	840												

改正後									改正前										
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				円	その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				円
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分							12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	
					円	円	円	円					円	円	円	円	円		
										121人 から 130人 まで	設置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	152,200 86,360 37,190 30,610	17,110 9,210 3,680 2,890	14,260 7,670 3,060 2,410	11,410 6,140 2,450 1,930	5,700 3,060 1,220 960		
										131人 から 140人 まで	未設置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	148,600 82,760 33,590 27,010	16,680 8,780 3,250 2,460	13,900 7,310 2,700 2,050	11,120 5,850 2,160 1,640	5,560 2,920 1,080 820		
										141人 から 150人 まで	設置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	151,440 85,600 36,430 29,850	17,020 9,120 3,590 2,800	14,180 7,590 2,980 2,330	11,350 6,080 2,390 1,870	5,670 3,030 1,190 930		
										151人 から 160人 まで	未設置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	148,110 82,270 33,100 26,520	16,620 8,720 3,190 2,400	13,850 7,260 2,650 2,000	11,080 5,810 2,120 1,600	5,540 2,900 1,060 800		
										141人 から 150人 まで	設置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	150,770 84,930 35,760 29,180	16,940 9,040 3,510 2,720	14,120 7,530 2,920 2,270	11,290 6,020 2,330 1,810	5,640 3,000 1,160 900		
										151人 から 160人 まで	未設置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	147,650 81,810 32,640 26,060	16,570 8,670 3,140 2,350	13,810 7,220 2,610 1,960	11,040 5,770 2,080 1,560	5,520 2,880 1,040 780		
										151人 から 160人 まで	設置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	151,040 85,200 36,030 29,450	16,970 9,070 3,540 2,750	14,140 7,550 2,940 2,290	11,310 6,040 2,350 1,830	5,650 3,010 1,170 910		
										161人 から 170人 まで	未設置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	148,120 82,280 33,110 26,530	16,620 8,720 3,190 2,400	13,850 7,260 2,650 2,000	11,080 5,810 2,120 1,600	5,540 2,900 1,060 800		
										161人 から 170人 まで	設置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	150,490 84,650 35,480 28,900	16,910 9,010 3,480 2,690	14,090 7,500 2,890 2,240	11,270 6,000 2,310 1,790	5,630 2,990 1,150 890		
										161人 から 170人 まで	未設置	乳児 1,2歳児 3歳児 4歳以上児	147,740 81,900 32,730 26,150	16,580 8,680 3,150 2,360	13,810 7,220 2,610 1,960	11,050 5,780 2,090 1,570	5,520 2,880 1,040 780		

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
8/100 地域	61人 から 70人 まで	設置	乳児	円	円	円	円	円	61人 から 70人 まで	設置	乳児	円	円	円	円	円	
			1, 2歳児	164,210	18,550	15,450	12,360	6,180			164,160	18,540	15,450	12,360	6,180		
		3歳児	98,890	10,720	8,920	7,140	3,570	98,860		10,700	8,920	7,130	3,560				
		4歳以上児	50,080	5,230	4,350	3,480	1,740	50,070		5,220	4,350	3,480	1,740				
	未設置	乳児	43,550	4,450	3,700	2,960	1,480	43,540	4,440	3,700	2,960	1,480					
		1, 2歳児	157,590	17,750	14,790	11,830	5,910	157,550	17,750	14,790	11,830	5,910					
		3歳児	92,270	9,920	8,260	6,610	3,300	92,250	9,910	8,260	6,600	3,290					
		4歳以上児	43,460	4,430	3,690	2,950	1,470	43,460	4,430	3,690	2,950	1,470					
	71人 から 80人 まで	設置	乳児	36,930	3,650	3,040	2,430	1,210	36,930	3,650	3,040	2,430	1,210				
			1, 2歳児	161,260	18,190	15,160	12,130	6,060	161,210	18,190	15,160	12,130	6,060				
		3歳児	95,940	10,360	8,630	6,910	3,450	95,910	10,350	8,630	6,900	3,440					
		4歳以上児	47,130	4,870	4,060	3,250	1,620	47,120	4,870	4,060	3,250	1,620					
	未設置	乳児	40,600	4,090	3,410	2,730	1,360	40,590	4,090	3,410	2,730	1,360					
		1, 2歳児	155,470	17,500	14,580	11,660	5,830	155,420	17,500	14,580	11,660	5,830					
		3歳児	90,150	9,670	8,050	6,440	3,220	90,120	9,660	8,050	6,430	3,210					
		4歳以上児	41,340	4,180	3,480	2,780	1,390	41,330	4,180	3,480	2,780	1,390					
	81人 から 90人 まで	設置	乳児	34,810	3,400	2,830	2,260	1,130	34,800	3,400	2,830	2,260	1,130				
			1, 2歳児	158,920	17,910	14,920	11,940	5,970	158,870	17,910	14,920	11,940	5,970				
		3歳児	93,600	10,080	8,390	6,720	3,360	93,570	10,070	8,390	6,710	3,350					
		4歳以上児	44,790	4,590	3,820	3,060	1,530	44,780	4,590	3,820	3,060	1,530					
未設置	乳児	38,260	3,810	3,170	2,540	1,270	38,250	3,810	3,170	2,540	1,270						
	1, 2歳児	153,770	17,290	14,410	11,530	5,760	153,730	17,290	14,410	11,530	5,760						
	3歳児	88,450	9,460	7,880	6,310	3,150	88,430	9,450	7,880	6,300	3,140						
	4歳以上児	39,640	3,970	3,310	2,650	1,320	39,640	3,970	3,310	2,650	1,320						
91人 から 100人 まで	設置	乳児	33,110	3,190	2,660	2,130	1,060	33,110	3,190	2,660	2,130	1,060					
		1, 2歳児	154,310	17,360	14,460	11,570	5,780	154,260	17,360	14,460	11,570	5,780					
	3歳児	88,990	9,530	7,930	6,350	3,170	88,960	9,520	7,930	6,340	3,160						
	4歳以上児	40,180	4,040	3,360	2,690	1,340	40,170	4,040	3,360	2,690	1,340						
未設置	乳児	33,650	3,260	2,710	2,170	1,080	33,640	3,260	2,710	2,170	1,080						
	1, 2歳児	149,680	16,800	14,000	11,200	5,600	149,630	16,800	14,000	11,200	5,600						
	3歳児	84,360	8,970	7,470	5,980	2,990	84,330	8,960	7,470	5,970	2,980						
	4歳以上児	35,550	3,480	2,900	2,320	1,160	35,540	3,480	2,900	2,320	1,160						
101人 から 110人 まで	設置	乳児	29,020	2,700	2,250	1,800	900	29,010	2,700	2,250	1,800	900					
		1, 2歳児	153,060	17,210	14,340	11,470	5,730	153,020	17,210	14,340	11,470	5,730					
	3歳児	87,740	9,380	7,810	6,250	3,120	87,720	9,370	7,810	6,240	3,110						
	4歳以上児	38,930	3,890	3,240	2,590	1,290	38,930	3,890	3,240	2,590	1,290						
未設置	乳児	32,400	3,110	2,590	2,070	1,030	32,400	3,110	2,590	2,070	1,030						
	1, 2歳児	148,850	16,700	13,920	11,130	5,560	148,810	16,700	13,920	11,130	5,560						
	3歳児	83,530	8,870	7,390	5,910	2,950	83,510	8,860	7,390	5,900	2,940						
	4歳以上児	34,720	3,380	2,820	2,250	1,120	34,720	3,380	2,820	2,250	1,120						
			28,190	2,600	2,170	1,730	860	28,190	2,600	2,170	1,730	860					

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
111人から120人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	111人から120人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	151,990	17,080	14,230	11,380	5,690				151,950	17,080	14,230	11,380	5,690	
			3歳児	86,670	9,250	7,700	6,160	3,080				86,650	9,240	7,700	6,150	3,070	
			4歳以上児	37,860	3,760	3,130	2,500	1,250				37,860	3,760	3,130	2,500	1,250	
	未設置	未設置	乳児	31,330	2,980	2,480	1,980	990		31,330	2,980	2,480	1,980	990			
			1, 2歳児	148,130	16,620	13,850	11,080	5,540		148,090	16,620	13,850	11,080	5,540			
			3歳児	82,810	8,790	7,320	5,860	2,930		82,790	8,780	7,320	5,850	2,920			
			4歳以上児	34,000	3,300	2,750	2,200	1,100		34,000	3,300	2,750	2,200	1,100			
121人から130人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	121人から130人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	151,090	16,970	14,140	11,310	5,650				151,040	16,970	14,140	11,310	5,650	
			3歳児	85,770	9,140	7,610	6,090	3,040				85,740	9,130	7,610	6,080	3,030	
			4歳以上児	36,960	3,650	3,040	2,430	1,210				36,950	3,650	3,040	2,430	1,210	
	未設置	未設置	乳児	30,430	2,870	2,390	1,910	950		30,420	2,870	2,390	1,910	950			
			1, 2歳児	147,520	16,540	13,790	11,030	5,510		147,480	16,540	13,780	11,030	5,510			
			3歳児	82,200	8,710	7,260	5,810	2,900		82,180	8,700	7,250	5,800	2,890			
			4歳以上児	33,390	3,220	2,690	2,150	1,070		33,390	3,220	2,680	2,150	1,070			
131人から140人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	131人から140人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	150,340	16,880	14,070	11,250	5,620				150,290	16,880	14,070	11,250	5,620	
			3歳児	85,020	9,050	7,540	6,030	3,010				84,990	9,040	7,540	6,020	3,000	
			4歳以上児	36,210	3,560	2,970	2,370	1,180				36,200	3,560	2,970	2,370	1,180	
	未設置	未設置	乳児	29,680	2,780	2,320	1,850	920		29,670	2,780	2,320	1,850	920			
			1, 2歳児	147,030	16,480	13,740	10,990	5,490		146,990	16,480	13,740	10,990	5,490			
			3歳児	81,710	8,650	7,210	5,770	2,880		81,690	8,640	7,210	5,760	2,870			
			4歳以上児	32,900	3,160	2,640	2,110	1,050		32,900	3,160	2,640	2,110	1,050			
141人から150人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	141人から150人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	149,670	16,800	14,000	11,200	5,600				149,620	16,800	14,000	11,200	5,600	
			3歳児	84,350	8,970	7,470	5,980	2,990				84,320	8,960	7,470	5,970	2,980	
			4歳以上児	35,540	3,480	2,900	2,320	1,160				35,530	3,480	2,900	2,320	1,160	
	未設置	未設置	乳児	29,010	2,700	2,250	1,800	900		29,000	2,700	2,250	1,800	900			
			1, 2歳児	146,580	16,430	13,690	10,950	5,470		146,540	16,430	13,690	10,950	5,470			
			3歳児	81,260	8,600	7,160	5,730	2,860		81,240	8,590	7,160	5,720	2,850			
			4歳以上児	32,450	3,110	2,590	2,070	1,030		32,450	3,110	2,590	2,070	1,030			
151人から160人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	151人から160人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	149,950	16,830	14,030	11,220	5,610				149,900	16,830	14,030	11,220	5,610	
			3歳児	84,630	9,000	7,500	6,000	3,000				84,600	8,990	7,500	5,990	2,990	
			4歳以上児	35,820	3,510	2,930	2,340	1,170				35,810	3,510	2,930	2,340	1,170	
	未設置	未設置	乳児	29,290	2,730	2,280	1,820	910		29,280	2,730	2,280	1,820	910			
			1, 2歳児	147,050	16,490	13,740	10,990	5,490		147,010	16,490	13,740	10,990	5,490			
			3歳児	81,730	8,660	7,210	5,770	2,880		81,710	8,650	7,210	5,760	2,870			
			4歳以上児	32,920	3,170	2,640	2,110	1,050		32,920	3,170	2,640	2,110	1,050			

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)					
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		
161人から170人まで	設置	乳児	円	円	円	円	円	設置	乳児	円	円	円	円	円			
		1,2歳児	149,400	16,770	13,970	11,180	5,590		149,350	16,770	13,970	11,180	5,590				
		3歳児	84,080	8,940	7,440	5,960	2,980		84,050	8,930	7,440	5,950	2,970				
		4歳以上児	35,270	3,450	2,870	2,300	1,150		35,260	3,450	2,870	2,300	1,150				
	未設置	乳児	28,740	2,670	2,220	1,780	890	28,730	2,670	2,220	1,780	890					
		1,2歳児	146,670	16,440	13,700	10,960	5,480	146,630	16,440	13,700	10,960	5,480					
		3歳児	81,350	8,610	7,170	5,740	2,870	81,330	8,600	7,170	5,730	2,860					
		4歳以上児	32,540	3,120	2,600	2,080	1,040	32,540	3,120	2,600	2,080	1,040					
171人以上	設置	乳児	円	円	円	円	設置	乳児	円	円	円	円	円				
		1,2歳児	148,890	16,710	13,920	11,140		5,570	148,850	16,710	13,920	11,140	5,570				
		3歳児	83,570	8,880	7,390	5,920		2,960	83,550	8,870	7,390	5,910	2,950				
		4歳以上児	34,760	3,390	2,820	2,260		1,130	34,760	3,390	2,820	2,260	1,130				
	未設置	乳児	28,230	2,610	2,170	1,740	870	28,230	2,610	2,170	1,740	870					
		1,2歳児	146,320	16,400	13,660	10,930	5,460	146,270	16,400	13,660	10,930	5,460					
		3歳児	81,000	8,570	7,130	5,710	2,850	80,970	8,560	7,130	5,700	2,840					
		4歳以上児	32,190	3,080	2,560	2,050	1,020	32,180	3,080	2,560	2,050	1,020					
31人から40人まで	設置	乳児	円	円	円	円	設置	乳児	円	円	円	円	円				
		1,2歳児	174,590	19,790	16,490	13,190		6,590	174,590	19,790	16,490	13,190	6,590				
		3歳児	109,820	12,020	10,020	8,010		4,000	109,820	12,020	10,020	8,010	4,000				
		4歳以上児	61,400	6,580	5,480	4,380		2,180	61,400	6,580	5,480	4,380	2,180				
	未設置	乳児	54,930	5,810	4,840	3,870	1,930	54,930	5,810	4,840	3,870	1,930					
		1,2歳児	163,120	18,420	15,350	12,280	6,140	163,120	18,420	15,350	12,280	6,140					
		3歳児	98,350	10,650	8,880	7,100	3,550	98,350	10,650	8,880	7,100	3,550					
		4歳以上児	49,930	5,210	4,340	3,470	1,730	49,930	5,210	4,340	3,470	1,730					
	41人から45人まで	設置	乳児	43,460	4,440	3,700	2,960	1,480	43,460	4,440	3,700	2,960	1,480				
			1,2歳児	173,280	19,630	16,360	13,090	6,540	173,280	19,630	16,360	13,090	6,540				
			3歳児	108,510	11,860	9,890	7,910	3,950	108,510	11,860	9,890	7,910	3,950				
			4歳以上児	60,090	6,420	5,350	4,280	2,130	60,090	6,420	5,350	4,280	2,130				
未設置	乳児	53,620	5,650	4,710	3,770	1,880	53,620	5,650	4,710	3,770	1,880						
	1,2歳児	163,080	18,410	15,340	12,270	6,130	163,080	18,410	15,340	12,270	6,130						
	3歳児	98,310	10,640	8,870	7,090	3,540	98,310	10,640	8,870	7,090	3,540						
	4歳以上児	49,890	5,200	4,330	3,460	1,720	49,890	5,200	4,330	3,460	1,720						
46人から50人まで	設置	乳児	43,420	4,430	3,690	2,950	1,470	43,420	4,430	3,690	2,950	1,470					
		1,2歳児	172,520	19,540	16,290	13,030	6,510	172,520	19,540	16,290	13,030	6,510					
		3歳児	107,750	11,770	9,820	7,850	3,920	107,750	11,770	9,820	7,850	3,920					
		4歳以上児	59,330	6,330	5,280	4,220	2,100	59,330	6,330	5,280	4,220	2,100					
	未設置	乳児	52,860	5,560	4,640	3,710	1,850	52,860	5,560	4,640	3,710	1,850					
		1,2歳児	163,350	18,440	15,370	12,290	6,140	163,350	18,440	15,370	12,290	6,140					
		3歳児	98,580	10,670	8,900	7,110	3,550	98,580	10,670	8,900	7,110	3,550					
		4歳以上児	50,160	5,230	4,360	3,480	1,730	50,160	5,230	4,360	3,480	1,730					
4歳以上児	43,690	4,460	3,720	2,970	1,480	43,690	4,460	3,720	2,970	1,480							

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)					
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円				12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円		
(削除)	51人 から 60人 まで	設置	乳児	166,870	18,860	15,720	12,570	6,280	設置	乳児	162,900	18,390	15,320	12,260	6,130		
			1・2歳児	102,100	11,090	9,250	7,390	3,690		1・2歳児	98,130	10,620	8,850	7,080	3,540		
			3歳児	53,680	5,650	4,710	3,760	1,870		3歳児	49,710	5,180	4,310	3,450	1,720		
		4歳以上児	47,210	4,880	4,070	3,250	1,620	4歳以上児	43,240	4,410	3,670	2,940	1,470				
		未設置	乳児	159,220	17,950	14,960	11,960	5,980	未設置	乳児	156,350	17,600	14,670	11,730	5,860		
			1・2歳児	94,450	10,180	8,490	6,780	3,390		1・2歳児	91,580	9,830	8,200	6,550	3,270		
	3歳児		46,030	4,740	3,950	3,150	1,570	3歳児		43,160	4,390	3,660	2,920	1,450			
	61人 から 70人 まで	設置	4歳以上児	39,560	3,970	3,310	2,640	1,320	設置	4歳以上児	36,690	3,620	3,020	2,410	1,200		
			乳児	159,980	18,040	15,030	12,020	6,010		設置	乳児	157,660	17,760	14,800	11,840	5,920	
			1・2歳児	95,210	10,270	8,560	6,840	3,420			1・2歳児	92,890	9,990	8,330	6,660	3,330	
		3歳児	46,790	4,830	4,020	3,210	1,600	3歳児	44,470		4,550	3,790	3,030	1,510			
		未設置	4歳以上児	40,320	4,060	3,380	2,700	1,350	未設置	4歳以上児	38,000	3,780	3,150	2,520	1,260		
			乳児	154,240	17,350	14,460	11,560	5,780		未設置	乳児	152,560	17,150	14,290	11,430	5,710	
	1・2歳児		89,470	9,580	7,990	6,380	3,190	1・2歳児			87,790	9,380	7,820	6,250	3,120		
	3歳児	41,050	4,140	3,450	2,750	1,370	3歳児	39,370	3,940		3,280	2,620	1,300				
	71人 から 80人 まで	設置	4歳以上児	34,580	3,370	2,810	2,240	1,120	設置	4歳以上児	32,900	3,170	2,640	2,110	1,050		
			乳児	154,240	17,350	14,460	11,560	5,780		設置	乳児	153,100	17,210	14,340	11,470	5,730	
			1・2歳児	89,470	9,580	7,990	6,380	3,190			1・2歳児	88,330	9,440	7,870	6,290	3,140	
		3歳児	41,050	4,140	3,450	2,750	1,370	3歳児	39,910		4,000	3,330	2,660	1,320			
		未設置	4歳以上児	34,580	3,370	2,810	2,240	1,120	未設置	4歳以上児	33,440	3,230	2,690	2,150	1,070		
			乳児	154,240	17,350	14,460	11,560	5,780		未設置	乳児	148,510	16,660	13,880	11,110	5,550	
	1・2歳児		89,470	9,580	7,990	6,380	3,190	1・2歳児			83,740	8,890	7,410	5,930	2,960		
	3歳児	41,050	4,140	3,450	2,750	1,370	3歳児	35,320	3,450		2,870	2,300	1,140				
	81人 から 90人 まで	設置	4歳以上児	34,580	3,370	2,810	2,240	1,120	設置	4歳以上児	32,900	3,170	2,640	2,110	1,050		
乳児			154,240	17,350	14,460	11,560	5,780	設置		乳児	153,100	17,210	14,340	11,470	5,730		
1・2歳児			89,470	9,580	7,990	6,380	3,190			1・2歳児	88,330	9,440	7,870	6,290	3,140		
3歳児		41,050	4,140	3,450	2,750	1,370	3歳児		39,910	4,000	3,330	2,660	1,320				
未設置		4歳以上児	34,580	3,370	2,810	2,240	1,120	未設置	4歳以上児	33,440	3,230	2,690	2,150	1,070			
		乳児	154,240	17,350	14,460	11,560	5,780		未設置	乳児	148,510	16,660	13,880	11,110	5,550		
	1・2歳児	89,470	9,580	7,990	6,380	3,190	1・2歳児			83,740	8,890	7,410	5,930	2,960			
3歳児	41,050	4,140	3,450	2,750	1,370	3歳児	35,320	3,450		2,870	2,300	1,140					
91人 から 100人 まで	設置	4歳以上児	34,580	3,370	2,810	2,240	1,120	設置	4歳以上児	32,900	3,170	2,640	2,110	1,050			
		乳児	154,240	17,350	14,460	11,560	5,780		設置	乳児	153,100	17,210	14,340	11,470	5,730		
		1・2歳児	89,470	9,580	7,990	6,380	3,190			1・2歳児	88,330	9,440	7,870	6,290	3,140		
	3歳児	41,050	4,140	3,450	2,750	1,370	3歳児	39,910		4,000	3,330	2,660	1,320				
	未設置	4歳以上児	34,580	3,370	2,810	2,240	1,120	未設置	4歳以上児	33,440	3,230	2,690	2,150	1,070			
		乳児	154,240	17,350	14,460	11,560	5,780		未設置	乳児	148,510	16,660	13,880	11,110	5,550		
1・2歳児		89,470	9,580	7,990	6,380	3,190	1・2歳児			83,740	8,890	7,410	5,930	2,960			
3歳児	41,050	4,140	3,450	2,750	1,370	3歳児	35,320	3,450		2,870	2,300	1,140					
7/100 地域	設置	4歳以上児	28,850	2,680	2,230	1,790	890	設置	4歳以上児	28,850	2,680	2,230	1,790	890			
		乳児	148,510	16,660	13,880	11,110	5,550		設置	乳児	148,510	16,660	13,880	11,110	5,550		
		1・2歳児	83,740	8,890	7,410	5,930	2,960			1・2歳児	83,740	8,890	7,410	5,930	2,960		
	3歳児	35,320	3,450	2,870	2,300	1,140	3歳児	35,320		3,450	2,870	2,300	1,140				
	未設置	4歳以上児	28,850	2,680	2,230	1,790	890	未設置	4歳以上児	28,850	2,680	2,230	1,790	890			
		乳児	148,510	16,660	13,880	11,110	5,550		未設置	乳児	148,510	16,660	13,880	11,110	5,550		
1・2歳児		83,740	8,890	7,410	5,930	2,960	1・2歳児			83,740	8,890	7,410	5,930	2,960			
3歳児	35,320	3,450	2,870	2,300	1,140	3歳児	35,320	3,450		2,870	2,300	1,140					

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円						12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円
	101人 から 110人 まで	設置	乳児	151,860	17,060	14,220	11,370	5,680	111人 から 120人 まで	設置	乳児	150,800	16,940	14,110	11,290	5,640	
			1・2歳児	87,090	9,290	7,750	6,190	3,090			1・2歳児	86,030	9,170	7,640	6,110	3,050	
			3歳児	38,670	3,850	3,210	2,560	1,270			3歳児	37,610	3,730	3,100	2,480	1,230	
		4歳以上児	32,200	3,080	2,570	2,050	1,020	4歳以上児		31,140	2,960	2,460	1,970	980			
		未設置	乳児	147,690	16,560	13,800	11,040	5,520		未設置	乳児	146,970	16,480	13,730	10,980	5,490	
			1・2歳児	82,920	8,790	7,330	5,860	2,930			1・2歳児	82,200	8,710	7,260	5,800	2,900	
	3歳児		34,500	3,350	2,790	2,230	1,110	3歳児	33,780		3,270	2,720	2,170	1,080			
	4歳以上児	28,030	2,580	2,150	1,720	860	4歳以上児	27,310	2,500	2,080	1,660	830					
	121人 から 130人 まで	設置	乳児	149,900	16,830	14,020	11,220	5,610	131人 から 140人 まで	設置	乳児	149,150	16,740	13,950	11,160	5,580	
			1・2歳児	85,130	9,060	7,550	6,040	3,020			1・2歳児	84,380	8,970	7,480	5,980	2,990	
			3歳児	36,710	3,620	3,010	2,410	1,200			3歳児	35,960	3,530	2,940	2,350	1,170	
		4歳以上児	30,240	2,850	2,370	1,900	950	4歳以上児		29,490	2,760	2,300	1,840	920			
		未設置	乳児	146,370	16,400	13,670	10,930	5,460		未設置	乳児	145,880	16,350	13,620	10,900	5,450	
			1・2歳児	81,600	8,630	7,200	5,750	2,870			1・2歳児	81,110	8,580	7,150	5,720	2,860	
	3歳児		33,180	3,190	2,660	2,120	1,050	3歳児	32,690		3,140	2,610	2,090	1,040			
	4歳以上児	26,710	2,420	2,020	1,610	800	4歳以上児	26,220	2,370	1,970	1,580	790					
	141人 から 150人 まで	設置	乳児	148,490	16,660	13,880	11,100	5,550	141人 から 150人 まで	設置	乳児	148,490	16,660	13,880	11,100	5,550	
			1・2歳児	83,720	8,890	7,410	5,920	2,960			1・2歳児	83,720	8,890	7,410	5,920	2,960	
			3歳児	35,300	3,450	2,870	2,290	1,140			3歳児	35,300	3,450	2,870	2,290	1,140	
		4歳以上児	28,830	2,680	2,230	1,780	890	4歳以上児		28,830	2,680	2,230	1,780	890			
		未設置	乳児	145,430	16,290	13,580	10,860	5,430		未設置	乳児	145,430	16,290	13,580	10,860	5,430	
			1・2歳児	80,660	8,520	7,110	5,680	2,840			1・2歳児	80,660	8,520	7,110	5,680	2,840	
	3歳児		32,240	3,080	2,570	2,050	1,020	3歳児	32,240		3,080	2,570	2,050	1,020			
	4歳以上児	25,770	2,310	1,930	1,540	770	4歳以上児	25,770	2,310	1,930	1,540	770					

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
6/100 地域	41人 から 50人 まで	設置	乳児	171,230	19,390	16,160	12,930	6,460	46人 から 50人 まで	設置	乳児	171,180	19,390	16,160	12,920	6,460	
			1, 2歳児	106,980	11,680	9,730	7,790	3,890			1, 2歳児	106,950	11,680	9,730	7,790	3,890	
		3歳児	58,920	6,290	5,240	4,190	2,090	3歳児		58,910	6,290	5,240	4,190	2,090			
		4歳以上児	52,500	5,520	4,600	3,680	1,840	4歳以上児		52,490	5,520	4,600	3,680	1,840			
	51人 から 60人 まで	未設置	乳児	162,140	18,300	15,250	12,200	6,090	51人 から 60人 まで	未設置	乳児	162,090	18,300	15,250	12,190	6,090	
			1, 2歳児	97,890	10,590	8,820	7,060	3,520			1, 2歳児	97,860	10,590	8,820	7,060	3,520	
		3歳児	49,830	5,200	4,330	3,460	1,720	3歳児		49,820	5,200	4,330	3,460	1,720			
		4歳以上児	43,410	4,430	3,690	2,950	1,470	4歳以上児		43,400	4,430	3,690	2,950	1,470			
	61人 から 70人 まで	設置	乳児	165,620	18,720	15,600	12,480	6,230	61人 から 70人 まで	設置	乳児	165,570	18,720	15,600	12,470	6,230	
			1, 2歳児	101,370	11,010	9,170	7,340	3,660			1, 2歳児	101,340	11,010	9,170	7,340	3,660	
		3歳児	53,310	5,620	4,680	3,740	1,860	3歳児		53,300	5,620	4,680	3,740	1,860			
		4歳以上児	46,890	4,850	4,040	3,230	1,610	4歳以上児		46,880	4,850	4,040	3,230	1,610			
	61人 から 70人 まで	未設置	乳児	158,040	17,810	14,840	11,870	5,930	61人 から 70人 まで	未設置	乳児	157,990	17,810	14,840	11,860	5,930	
			1, 2歳児	93,790	10,100	8,410	6,730	3,360			1, 2歳児	93,760	10,100	8,410	6,730	3,360	
		3歳児	45,730	4,710	3,920	3,130	1,560	3歳児		45,720	4,710	3,920	3,130	1,560			
		4歳以上児	39,310	3,940	3,280	2,620	1,310	4歳以上児		39,300	3,940	3,280	2,620	1,310			
	71人 から 80人 まで	設置	乳児	161,680	18,240	15,200	12,160	6,070	71人 から 80人 まで	設置	乳児	161,640	18,240	15,200	12,150	6,070	
			1, 2歳児	97,430	10,530	8,770	7,020	3,500			1, 2歳児	97,410	10,530	8,770	7,020	3,500	
		3歳児	49,370	5,140	4,280	3,420	1,700	3歳児		49,370	5,140	4,280	3,420	1,700			
		4歳以上児	42,950	4,370	3,640	2,910	1,450	4歳以上児		42,950	4,370	3,640	2,910	1,450			
	71人 から 80人 まで	未設置	乳児	155,190	17,460	14,550	11,640	5,810	71人 から 80人 まで	未設置	乳児	155,140	17,460	14,550	11,630	5,810	
			1, 2歳児	90,940	9,750	8,120	6,500	3,240			1, 2歳児	90,910	9,750	8,120	6,500	3,240	
		3歳児	42,880	4,360	3,630	2,900	1,440	3歳児		42,870	4,360	3,630	2,900	1,440			
		4歳以上児	36,460	3,590	2,990	2,390	1,190	4歳以上児		36,450	3,590	2,990	2,390	1,190			
81人 から 90人 まで	設置	乳児	158,780	17,900	14,910	11,930	5,960	81人 から 90人 まで	設置	乳児	158,730	17,890	14,910	11,920	5,960		
		1, 2歳児	94,530	10,190	8,480	6,790	3,390			1, 2歳児	94,500	10,180	8,480	6,790	3,390		
	3歳児	46,470	4,800	3,990	3,190	1,590	3歳児		46,460	4,790	3,990	3,190	1,590				
	4歳以上児	40,050	4,030	3,350	2,680	1,340	4歳以上児		40,040	4,020	3,350	2,680	1,340				
81人 から 90人 まで	未設置	乳児	153,100	17,210	14,350	11,480	5,730	81人 から 90人 まで	未設置	乳児	153,050	17,210	14,340	11,470	5,730		
		1, 2歳児	88,850	9,500	7,920	6,340	3,160			1, 2歳児	88,820	9,500	7,910	6,340	3,160		
	3歳児	40,790	4,110	3,430	2,740	1,360	3歳児		40,780	4,110	3,420	2,740	1,360				
	4歳以上児	34,370	3,340	2,790	2,230	1,110	4歳以上児		34,360	3,340	2,780	2,230	1,110				
81人 から 90人 まで	設置	乳児	156,480	17,620	14,680	11,750	5,870	81人 から 90人 まで	設置	乳児	156,430	17,620	14,680	11,740	5,870		
		1, 2歳児	92,230	9,910	8,250	6,610	3,300			1, 2歳児	92,200	9,910	8,250	6,610	3,300		
	3歳児	44,170	4,520	3,760	3,010	1,500	3歳児		44,160	4,520	3,760	3,010	1,500				
	4歳以上児	37,750	3,750	3,120	2,500	1,250	4歳以上児		37,740	3,750	3,120	2,500	1,250				
81人 から 90人 まで	未設置	乳児	151,430	17,010	14,180	11,340	5,660	81人 から 90人 まで	未設置	乳児	151,380	17,010	14,180	11,330	5,660		
		1, 2歳児	87,180	9,300	7,750	6,200	3,090			1, 2歳児	87,150	9,300	7,750	6,200	3,090		
	3歳児	39,120	3,910	3,260	2,600	1,290	3歳児		39,110	3,910	3,260	2,600	1,290				
	4歳以上児	32,700	3,140	2,620	2,090	1,040	4歳以上児		32,690	3,140	2,620	2,090	1,040				

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
91人から100人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	91人から100人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	151,960	17,080	14,230	11,390	5,690				151,920	17,080	14,230	11,380	5,690	
			3歳児	87,710	9,370	7,800	6,250	3,120				87,690	9,370	7,800	6,250	3,120	
			4歳以上児	39,650	3,980	3,310	2,650	1,320				39,650	3,980	3,310	2,650	1,320	
	未設置	未設置	未設置	乳児	33,230	3,210	2,670	2,140	1,070	33,230	3,210	2,670	2,140	1,070			
				1, 2歳児	147,420	16,530	13,780	11,020	5,500	147,370	16,530	13,780	11,010	5,500			
				3歳児	83,170	8,820	7,350	5,880	2,930	83,140	8,820	7,350	5,880	2,930			
				4歳以上児	35,110	3,430	2,860	2,280	1,130	35,100	3,430	2,860	2,280	1,130			
101人から110人まで	設置	設置	乳児	28,690	2,660	2,220	1,770	880	28,680	2,660	2,220	1,770	880				
			1, 2歳児	150,730	16,930	14,110	11,290	5,640	150,690	16,930	14,110	11,280	5,640				
			3歳児	86,480	9,220	7,680	6,150	3,070	86,460	9,220	7,680	6,150	3,070				
			4歳以上児	38,420	3,830	3,190	2,550	1,270	38,420	3,830	3,190	2,550	1,270				
	未設置	未設置	未設置	乳児	32,000	3,060	2,550	2,040	1,020	32,000	3,060	2,550	2,040	1,020			
				1, 2歳児	146,600	16,430	13,700	10,960	5,470	146,560	16,430	13,700	10,950	5,470			
				3歳児	82,350	8,720	7,270	5,820	2,900	82,330	8,720	7,270	5,820	2,900			
				4歳以上児	34,290	3,330	2,780	2,220	1,100	34,290	3,330	2,780	2,220	1,100			
111人から120人まで	設置	設置	乳児	27,870	2,560	2,140	1,710	850	27,870	2,560	2,140	1,710	850				
			1, 2歳児	149,680	16,800	14,000	11,200	5,590	149,630	16,800	14,000	11,190	5,590				
			3歳児	85,430	9,090	7,570	6,060	3,020	85,400	9,090	7,570	6,060	3,020				
			4歳以上児	37,370	3,700	3,080	2,460	1,220	37,360	3,700	3,080	2,460	1,220				
	未設置	未設置	未設置	乳児	30,950	2,930	2,440	1,950	970	30,940	2,930	2,440	1,950	970			
				1, 2歳児	145,890	16,350	13,620	10,900	5,440	145,850	16,350	13,620	10,890	5,440			
				3歳児	81,640	8,640	7,190	5,760	2,870	81,620	8,640	7,190	5,760	2,870			
				4歳以上児	33,580	3,250	2,700	2,160	1,070	33,580	3,250	2,700	2,160	1,070			
121人から130人まで	設置	設置	乳児	27,160	2,480	2,060	1,650	820	27,160	2,480	2,060	1,650	820				
			1, 2歳児	148,790	16,700	13,910	11,130	5,560	148,740	16,700	13,910	11,120	5,560				
			3歳児	84,540	8,990	7,480	5,990	2,990	84,510	8,990	7,480	5,990	2,990				
			4歳以上児	36,480	3,600	2,990	2,390	1,190	36,470	3,600	2,990	2,390	1,190				
	未設置	未設置	未設置	乳児	30,060	2,830	2,350	1,880	940	30,050	2,830	2,350	1,880	940			
				1, 2歳児	145,290	16,280	13,560	10,850	5,420	145,250	16,280	13,560	10,840	5,420			
				3歳児	81,040	8,570	7,130	5,710	2,850	81,020	8,570	7,130	5,710	2,850			
				4歳以上児	32,980	3,180	2,640	2,110	1,050	32,980	3,180	2,640	2,110	1,050			
131人から140人まで	設置	設置	乳児	26,560	2,410	2,000	1,600	800	26,560	2,410	2,000	1,600	800				
			1, 2歳児	148,050	16,610	13,840	11,070	5,530	148,000	16,610	13,840	11,060	5,530				
			3歳児	83,800	8,900	7,410	5,930	2,960	83,770	8,900	7,410	5,930	2,960				
			4歳以上児	35,740	3,510	2,920	2,330	1,160	35,730	3,510	2,920	2,330	1,160				
	未設置	未設置	未設置	乳児	29,320	2,740	2,280	1,820	910	29,310	2,740	2,280	1,820	910			
				1, 2歳児	144,800	16,220	13,520	10,810	5,400	144,760	16,220	13,520	10,800	5,400			
				3歳児	80,550	8,510	7,090	5,670	2,830	80,530	8,510	7,090	5,670	2,830			
				4歳以上児	32,490	3,120	2,600	2,070	1,030	32,490	3,120	2,600	2,070	1,030			

改正後									改正前										
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)							
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				
141人から150人まで	設置	設置	乳児	147,390	16,530	13,770	11,020	5,500	141人から150人まで	設置	設置	乳児	147,340	16,530	13,770	11,010	5,500		
			1, 2歳児	83,140	8,820	7,340	5,880	2,930				1, 2歳児	83,110	8,820	7,340	5,880	2,930		
			3歳児	35,080	3,430	2,850	2,280	1,130				3歳児	35,070	3,430	2,850	2,280	1,130		
			4歳以上児	28,660	2,660	2,210	1,770	880				4歳以上児	28,650	2,660	2,210	1,770	880		
	未設置	未設置	未設置	乳児	144,360	16,160	13,470	10,780	5,380	141人から150人まで	未設置	未設置	未設置	乳児	144,310	16,160	13,470	10,770	5,380
				1, 2歳児	80,110	8,450	7,040	5,640	2,810					1, 2歳児	80,080	8,450	7,040	5,640	2,810
				3歳児	32,050	3,060	2,550	2,040	1,010					3歳児	32,040	3,060	2,550	2,040	1,010
				4歳以上児	25,630	2,290	1,910	1,530	760					4歳以上児	25,620	2,290	1,910	1,530	760
	151人から160人まで	設置	設置	乳児	147,680	16,560	13,800	11,040	5,510	151人から160人まで	設置	設置	設置	乳児	147,630	16,560	13,800	11,030	5,510
				1, 2歳児	83,430	8,850	7,370	5,900	2,940					1, 2歳児	83,400	8,850	7,370	5,900	2,940
				3歳児	35,370	3,460	2,880	2,300	1,140					3歳児	35,360	3,460	2,880	2,300	1,140
				4歳以上児	28,950	2,690	2,240	1,790	890					4歳以上児	28,940	2,690	2,240	1,790	890
未設置	未設置	未設置	乳児	144,830	16,220	13,520	10,820	5,400	151人から160人まで	未設置	未設置	未設置	乳児	144,790	16,220	13,520	10,810	5,400	
			1, 2歳児	80,580	8,510	7,090	5,680	2,830					1, 2歳児	80,560	8,510	7,090	5,680	2,830	
			3歳児	32,520	3,120	2,600	2,080	1,030					3歳児	32,520	3,120	2,600	2,080	1,030	
			4歳以上児	26,100	2,350	1,960	1,570	780					4歳以上児	26,100	2,350	1,960	1,570	780	
161人から170人まで	設置	設置	乳児	147,130	16,500	13,750	11,000	5,490	161人から170人まで	設置	設置	設置	乳児	147,090	16,500	13,750	10,990	5,490	
			1, 2歳児	82,880	8,790	7,320	5,860	2,920					1, 2歳児	82,860	8,790	7,320	5,860	2,920	
			3歳児	34,820	3,400	2,830	2,260	1,120					3歳児	34,820	3,400	2,830	2,260	1,120	
			4歳以上児	28,400	2,630	2,190	1,750	870					4歳以上児	28,400	2,630	2,190	1,750	870	
未設置	未設置	未設置	乳児	144,460	16,180	13,480	10,790	5,390	161人から170人まで	未設置	未設置	未設置	乳児	144,420	16,180	13,480	10,780	5,390	
			1, 2歳児	80,210	8,470	7,050	5,650	2,820					1, 2歳児	80,190	8,470	7,050	5,650	2,820	
			3歳児	32,150	3,080	2,560	2,050	1,020					3歳児	32,150	3,080	2,560	2,050	1,020	
			4歳以上児	25,730	2,310	1,920	1,540	770					4歳以上児	25,730	2,310	1,920	1,540	770	
171人以上	設置	設置	乳児	146,630	16,440	13,700	10,960	5,470	171人以上	設置	設置	設置	乳児	146,590	16,440	13,700	10,950	5,470	
			1, 2歳児	82,380	8,730	7,270	5,820	2,900					1, 2歳児	82,360	8,730	7,270	5,820	2,900	
			3歳児	34,320	3,340	2,780	2,220	1,100					3歳児	34,320	3,340	2,780	2,220	1,100	
			4歳以上児	27,900	2,570	2,140	1,710	850					4歳以上児	27,900	2,570	2,140	1,710	850	
未設置	未設置	未設置	乳児	144,110	16,130	13,450	10,760	5,370	171人以上	未設置	未設置	未設置	乳児	144,060	16,130	13,450	10,750	5,370	
			1, 2歳児	79,860	8,420	7,020	5,620	2,800					1, 2歳児	79,830	8,420	7,020	5,620	2,800	
			3歳児	31,800	3,030	2,530	2,020	1,000					3歳児	31,790	3,030	2,530	2,020	1,000	
			4歳以上児	25,380	2,260	1,890	1,510	750					4歳以上児	25,370	2,260	1,890	1,510	750	
31人から40人まで	設置	設置	乳児	171,880	19,470	16,220	12,980	6,480	31人から40人まで	設置	設置	設置	乳児	171,880	19,470	16,220	12,980	6,480	
			1, 2歳児	108,180	11,830	9,850	7,880	3,930					1, 2歳児	108,180	11,830	9,850	7,880	3,930	
			3歳児	60,510	6,480	5,390	4,310	2,150					3歳児	60,510	6,480	5,390	4,310	2,150	
			4歳以上児	54,150	5,720	4,760	3,810	1,900					4歳以上児	54,150	5,720	4,760	3,810	1,900	
未設置	未設置	未設置	乳児	160,620	18,120	15,100	12,080	6,030	31人から40人まで	未設置	未設置	未設置	乳児	160,620	18,120	15,100	12,080	6,030	
			1, 2歳児	96,920	10,480	8,730	6,980	3,480					1, 2歳児	96,920	10,480	8,730	6,980	3,480	
			3歳児	49,250	5,130	4,270	3,410	1,700					3歳児	49,250	5,130	4,270	3,410	1,700	
			4歳以上児	42,890	4,370	3,640	2,910	1,450					4歳以上児	42,890	4,370	3,640	2,910	1,450	

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円						12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円
	41人 から 45人 まで	設置	乳児	170,580	19,310	16,090	12,880	6,430	46人 から 50人 まで	設置	乳児	169,840	19,220	16,020	12,820	6,400	
			1・2歳児	106,880	11,670	9,720	7,780	3,880			1・2歳児	106,140	11,580	9,650	7,720	3,850	
			3歳児	59,210	6,320	5,260	4,210	2,100			3歳児	58,470	6,230	5,190	4,150	2,070	
		4歳以上児	52,850	5,560	4,630	3,710	1,850	4歳以上児		52,110	5,470	4,560	3,650	1,820			
		未設置	乳児	160,580	18,110	15,090	12,080	6,030		未設置	乳児	160,840	18,140	15,120	12,100	6,040	
			1・2歳児	96,880	10,470	8,720	6,980	3,480			1・2歳児	97,140	10,500	8,750	7,000	3,490	
	3歳児		49,210	5,120	4,260	3,410	1,700	3歳児	49,470		5,150	4,290	3,430	1,710			
	4歳以上児	42,850	4,360	3,630	2,910	1,450	4歳以上児	43,110	4,390	3,660	2,930	1,460					
	51人 から 60人 まで	設置	乳児	164,280	18,560	15,460	12,370	6,180	51人 から 60人 まで	設置	乳児	164,280	18,560	15,460	12,370	6,180	
			1・2歳児	100,580	10,920	9,090	7,270	3,630			1・2歳児	100,580	10,920	9,090	7,270	3,630	
			3歳児	52,910	5,570	4,630	3,700	1,850			3歳児	52,910	5,570	4,630	3,700	1,850	
		4歳以上児	46,550	4,810	4,000	3,200	1,600	4歳以上児		46,550	4,810	4,000	3,200	1,600			
		未設置	乳児	156,770	17,650	14,710	11,770	5,880		未設置	乳児	156,770	17,650	14,710	11,770	5,880	
			1・2歳児	93,070	10,010	8,340	6,670	3,330			1・2歳児	93,070	10,010	8,340	6,670	3,330	
	3歳児		45,400	4,660	3,880	3,100	1,550	3歳児	45,400		4,660	3,880	3,100	1,550			
	4歳以上児	39,040	3,900	3,250	2,600	1,300	4歳以上児	39,040	3,900	3,250	2,600	1,300					
	61人 から 70人 まで	設置	乳児	160,380	18,090	15,070	12,060	6,020	61人 から 70人 まで	設置	乳児	160,380	18,090	15,070	12,060	6,020	
			1・2歳児	96,680	10,450	8,700	6,960	3,470			1・2歳児	96,680	10,450	8,700	6,960	3,470	
			3歳児	49,010	5,100	4,240	3,390	1,690			3歳児	49,010	5,100	4,240	3,390	1,690	
		4歳以上児	42,650	4,340	3,610	2,890	1,440	4歳以上児		42,650	4,340	3,610	2,890	1,440			
		未設置	乳児	153,940	17,320	14,430	11,550	5,770		未設置	乳児	153,940	17,320	14,430	11,550	5,770	
			1・2歳児	90,240	9,680	8,060	6,450	3,220			1・2歳児	90,240	9,680	8,060	6,450	3,220	
	3歳児		42,570	4,330	3,600	2,880	1,440	3歳児	42,570		4,330	3,600	2,880	1,440			
	4歳以上児	36,210	3,570	2,970	2,380	1,190	4歳以上児	36,210	3,570	2,970	2,380	1,190					
71人 から 80人 まで	設置	乳児	157,500	17,740	14,790	11,830	5,910	71人 から 80人 まで	設置	乳児	157,500	17,740	14,790	11,830	5,910		
		1・2歳児	93,800	10,100	8,420	6,730	3,360			1・2歳児	93,800	10,100	8,420	6,730	3,360		
		3歳児	46,130	4,750	3,960	3,160	1,580			3歳児	46,130	4,750	3,960	3,160	1,580		
	4歳以上児	39,770	3,990	3,330	2,660	1,330	4歳以上児		39,770	3,990	3,330	2,660	1,330				
	未設置	乳児	151,870	17,070	14,220	11,380	5,680		未設置	乳児	151,870	17,070	14,220	11,380	5,680		
		1・2歳児	88,170	9,430	7,850	6,280	3,130			1・2歳児	88,170	9,430	7,850	6,280	3,130		
3歳児		40,500	4,080	3,390	2,710	1,350	3歳児	40,500		4,080	3,390	2,710	1,350				
4歳以上児	34,140	3,320	2,760	2,210	1,100	4歳以上児	34,140	3,320	2,760	2,210	1,100						

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分保育単価(第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
					12.0%加算分 円	10.0%加算分 円	8.0%加算分 円	4.0%加算分 円						12.0%加算分 円	10.0%加算分 円	8.0%加算分 円	4.0%加算分 円
(削除)				円	円	円	円	円	5/100地域	設置	乳児	155,220	17,470	14,560	11,650	5,820	
											1.2歳児	91,520	9,830	8,190	6,550	3,270	
											3歳児	43,850	4,480	3,730	2,980	1,490	
											4歳以上児	37,490	3,720	3,100	2,480	1,240	
											未設置	乳児	150,210	16,870	14,060	11,250	5,620
												1.2歳児	86,510	9,230	7,690	6,150	3,070
												3歳児	38,840	3,880	3,230	2,580	1,290
												4歳以上児	32,480	3,120	2,600	2,080	1,040
										91人から100人まで	設置	乳児	150,750	16,930	14,110	11,290	5,640
												1.2歳児	87,050	9,290	7,740	6,190	3,090
												3歳児	39,380	3,940	3,280	2,620	1,310
												4歳以上児	33,020	3,180	2,650	2,120	1,060
											未設置	乳児	146,250	16,390	13,660	10,930	5,460
												1.2歳児	82,550	8,750	7,290	5,830	2,910
												3歳児	34,880	3,400	2,830	2,260	1,130
												4歳以上児	28,520	2,640	2,200	1,760	880
										101人から110人まで	設置	乳児	149,530	16,790	13,990	11,190	5,590
												1.2歳児	85,830	9,150	7,620	6,090	3,040
												3歳児	38,160	3,800	3,160	2,520	1,260
												4歳以上児	31,800	3,040	2,530	2,020	1,010
											未設置	乳児	145,440	16,290	13,580	10,860	5,420
												1.2歳児	81,740	8,650	7,210	5,760	2,870
												3歳児	34,070	3,300	2,750	2,190	1,090
												4歳以上児	27,710	2,540	2,120	1,690	840
111人から120人まで	設置	乳児	148,480	16,660	13,880	11,110	5,550										
		1.2歳児	84,780	9,020	7,510	6,010	3,000										
		3歳児	37,110	3,670	3,050	2,440	1,220										
		4歳以上児	30,750	2,910	2,420	1,940	970										
	未設置	乳児	144,730	16,210	13,510	10,810	5,400										
		1.2歳児	81,030	8,570	7,140	5,710	2,850										
		3歳児	33,360	3,220	2,680	2,140	1,070										
		4歳以上児	27,000	2,460	2,050	1,640	820										
121人から130人まで	設置	乳児	147,600	16,550	13,800	11,040	5,510										
		1.2歳児	83,900	8,910	7,430	5,940	2,960										
		3歳児	36,230	3,560	2,970	2,370	1,180										
		4歳以上児	29,870	2,800	2,340	1,870	930										
	未設置	乳児	144,130	16,140	13,450	10,760	5,370										
		1.2歳児	80,430	8,500	7,080	5,660	2,820										
		3歳児	32,760	3,150	2,620	2,090	1,040										
		4歳以上児	26,400	2,390	1,990	1,590	790										

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄) 円	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円						12.0% 加算分 円	10.0% 加算分 円	8.0% 加算分 円	4.0% 加算分 円
	131人 から 140人 まで	設置	乳児	146,860	16,470	13,720	10,980	5,480	141人 から 150人 まで	設置	乳児	146,210	16,390	13,660	10,930	5,460	
			1・2歳児	83,160	8,830	7,350	5,880	2,930			1・2歳児	82,510	8,750	7,290	5,830	2,910	
			3歳児	35,490	3,480	2,890	2,310	1,150			3歳児	34,840	3,400	2,830	2,260	1,130	
			4歳以上児	29,130	2,720	2,260	1,810	900			4歳以上児	28,480	2,640	2,200	1,760	880	
		未設置	乳児	143,650	16,080	13,400	10,720	5,350		未設置	乳児	143,210	16,030	13,360	10,690	5,340	
			1・2歳児	79,950	8,440	7,030	5,620	2,800			1・2歳児	79,510	8,390	6,990	5,590	2,790	
			3歳児	32,280	3,090	2,570	2,050	1,020			3歳児	31,840	3,040	2,530	2,020	1,010	
			4歳以上児	25,920	2,330	1,940	1,550	770			4歳以上児	25,480	2,280	1,900	1,520	760	
	151人 から 160人 まで	設置	乳児	146,500	16,420	13,690	10,950	5,470	161人 から 170人 まで	設置	乳児	145,960	16,360	13,630	10,910	5,450	
			1・2歳児	82,800	8,780	7,320	5,850	2,920			1・2歳児	82,260	8,720	7,260	5,810	2,900	
			3歳児	35,130	3,430	2,860	2,280	1,140			3歳児	34,590	3,370	2,800	2,240	1,120	
			4歳以上児	28,770	2,670	2,230	1,780	890			4歳以上児	28,230	2,610	2,170	1,740	870	
		未設置	乳児	143,690	16,080	13,400	10,720	5,350		未設置	乳児	143,310	16,040	13,370	10,690	5,340	
			1・2歳児	79,990	8,440	7,030	5,620	2,800			1・2歳児	79,610	8,400	7,000	5,590	2,790	
			3歳児	32,320	3,090	2,570	2,050	1,020			3歳児	31,940	3,050	2,540	2,020	1,010	
			4歳以上児	25,960	2,330	1,940	1,550	770			4歳以上児	25,580	2,290	1,910	1,520	760	
	171人 以上	設置	乳児	145,460	16,300	13,580	10,870	5,430	171人 以上	設置	乳児	145,460	16,300	13,580	10,870	5,430	
			1・2歳児	81,760	8,660	7,210	5,770	2,880			1・2歳児	81,760	8,660	7,210	5,770	2,880	
			3歳児	34,090	3,310	2,750	2,200	1,100			3歳児	34,090	3,310	2,750	2,200	1,100	
			4歳以上児	27,730	2,550	2,120	1,700	850			4歳以上児	27,730	2,550	2,120	1,700	850	
		未設置	乳児	142,960	16,000	13,330	10,670	5,330		未設置	乳児	142,960	16,000	13,330	10,670	5,330	
			1・2歳児	79,260	8,360	6,960	5,570	2,780			1・2歳児	79,260	8,360	6,960	5,570	2,780	
			3歳児	31,590	3,010	2,500	2,000	1,000			3歳児	31,590	3,010	2,500	2,000	1,000	
			4歳以上児	25,230	2,250	1,870	1,500	750			4歳以上児	25,230	2,250	1,870	1,500	750	

改正後									改正前										
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				円	その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				円
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分							12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	
	31人から40人まで	設置	乳児	169,210	19,150	15,960	12,770	6,380	円	31人から40人まで	設置	乳児	169,170	19,140	15,960	12,760	6,370	円	
			1, 2歳児	106,570	11,630	9,700	7,750	3,870	円			1, 2歳児	106,550	11,630	9,690	7,750	3,870	円	
		3歳児	59,640	6,370	5,310	4,250	2,120	円	3歳児		59,630	6,370	5,310	4,250	2,120	円			
		4歳以上児	53,380	5,620	4,690	3,750	1,870	円	4歳以上児		53,370	5,620	4,690	3,750	1,870	円			
	(削除)	未設置	乳児	158,160	17,830	14,850	11,880	5,940	円	41人から45人まで	設置	乳児	167,890	18,990	15,830	12,660	6,320	円	
			1, 2歳児	95,520	10,310	8,590	6,860	3,430	円			1, 2歳児	105,270	11,480	9,560	7,650	3,820	円	
			3歳児	48,590	5,050	4,200	3,360	1,680	円		3歳児	58,350	6,220	5,180	4,150	2,070	円		
			4歳以上児	42,330	4,300	3,580	2,860	1,430	円		4歳以上児	52,090	5,470	4,560	3,650	1,820	円		
	41人から50人まで	設置	乳児	167,200	18,910	15,760	12,610	6,300	円	46人から50人まで	設置	乳児	167,170	18,900	15,760	12,600	6,290	円	
			1, 2歳児	104,560	11,390	9,500	7,590	3,790	円			1, 2歳児	104,550	11,390	9,490	7,590	3,790	円	
		3歳児	57,630	6,130	5,110	4,090	2,040	円	3歳児		57,630	6,130	5,110	4,090	2,040	円			
		4歳以上児	51,370	5,380	4,490	3,590	1,790	円	4歳以上児		51,370	5,380	4,490	3,590	1,790	円			
51人から60人まで	未設置	乳児	158,370	17,850	14,870	11,900	5,950	円	51人から60人まで	未設置	乳児	158,330	17,840	14,870	11,890	5,940	円		
		1, 2歳児	95,730	10,330	8,610	6,880	3,440	円			1, 2歳児	95,710	10,330	8,600	6,880	3,440	円		
	3歳児	48,800	5,070	4,220	3,380	1,690	円	3歳児		48,790	5,070	4,220	3,380	1,690	円				
	4歳以上児	42,540	4,320	3,600	2,880	1,440	円	4歳以上児		42,530	4,320	3,600	2,880	1,440	円				
61人から70人まで	設置	乳児	161,730	18,260	15,210	12,170	6,080	円	61人から70人まで	設置	乳児	161,690	18,250	15,210	12,160	6,070	円		
		1, 2歳児	99,090	10,740	8,950	7,150	3,570	円			1, 2歳児	99,070	10,740	8,940	7,150	3,570	円		
	3歳児	52,160	5,480	4,560	3,650	1,820	円	3歳児		52,150	5,480	4,560	3,650	1,820	円				
	4歳以上児	45,900	4,730	3,940	3,150	1,570	円	4歳以上児		45,890	4,730	3,940	3,150	1,570	円				
61人から70人まで	未設置	乳児	154,360	17,370	14,470	11,580	5,790	円	61人から70人まで	未設置	乳児	154,330	17,360	14,470	11,570	5,780	円		
		1, 2歳児	91,720	9,850	8,210	6,560	3,280	円			1, 2歳児	91,710	9,850	8,200	6,560	3,280	円		
	3歳児	44,790	4,590	3,820	3,060	1,530	円	3歳児		44,790	4,590	3,820	3,060	1,530	円				
	4歳以上児	38,530	3,840	3,200	2,560	1,280	円	4歳以上児		38,530	3,840	3,200	2,560	1,280	円				
61人から70人まで	設置	乳児	157,890	17,800	14,820	11,860	5,930	円	61人から70人まで	設置	乳児	157,850	17,790	14,820	11,850	5,920	円		
		1, 2歳児	95,250	10,280	8,560	6,840	3,420	円			1, 2歳児	95,230	10,280	8,550	6,840	3,420	円		
	3歳児	48,320	5,020	4,170	3,340	1,670	円	3歳児		48,310	5,020	4,170	3,340	1,670	円				
	4歳以上児	42,060	4,270	3,550	2,840	1,420	円	4歳以上児		42,050	4,270	3,550	2,840	1,420	円				
61人から70人まで	未設置	乳児	151,580	17,040	14,190	11,360	5,680	円	61人から70人まで	未設置	乳児	151,540	17,030	14,190	11,350	5,670	円		
		1, 2歳児	88,940	9,520	7,930	6,340	3,170	円			1, 2歳児	88,920	9,520	7,920	6,340	3,170	円		
	3歳児	42,010	4,260	3,540	2,840	1,420	円	3歳児		42,000	4,260	3,540	2,840	1,420	円				
	4歳以上児	35,750	3,510	2,920	2,340	1,170	円	4歳以上児		35,740	3,510	2,920	2,340	1,170	円				

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
3/100 地域	71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円	71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円	
			1, 2歳児	155,060	17,460	14,540	11,640	5,820			155,020	17,450	14,540	11,630	5,810		
			3歳児	92,420	9,940	8,280	6,620	3,310			92,400	9,940	8,270	6,620	3,310		
			4歳以上児	45,490	4,680	3,890	3,120	1,560			45,480	4,680	3,890	3,120	1,560		
	未設置	乳 児	149,530	16,790	13,990	11,190	5,590	149,500	16,780	13,990	11,180	5,580					
		1, 2歳児	86,890	9,270	7,730	6,170	3,080	86,880	9,270	7,720	6,170	3,080					
		3歳児	39,960	4,010	3,340	2,670	1,330	39,960	4,010	3,340	2,670	1,330					
		4歳以上児	33,700	3,260	2,720	2,170	1,080	33,700	3,260	2,720	2,170	1,080					
	81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	152,810	17,190	14,320	11,460	5,730	152,770	17,180	14,320	11,450	5,720				
			1, 2歳児	90,170	9,670	8,060	6,440	3,220	90,150	9,670	8,050	6,440	3,220				
			3歳児	43,240	4,410	3,670	2,940	1,470	43,230	4,410	3,670	2,940	1,470				
			4歳以上児	36,980	3,660	3,050	2,440	1,220	36,970	3,660	3,050	2,440	1,220				
	未設置	乳 児	147,900	16,600	13,830	11,060	5,530	147,870	16,590	13,830	11,050	5,520					
		1, 2歳児	85,260	9,080	7,570	6,040	3,020	85,250	9,080	7,560	6,040	3,020					
		3歳児	38,330	3,820	3,180	2,540	1,270	38,330	3,820	3,180	2,540	1,270					
		4歳以上児	32,070	3,070	2,560	2,040	1,020	32,070	3,070	2,560	2,040	1,020					
	91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	148,440	16,660	13,880	11,110	5,550	148,400	16,650	13,880	11,100	5,540				
			1, 2歳児	85,800	9,140	7,620	6,090	3,040	85,780	9,140	7,610	6,090	3,040				
			3歳児	38,870	3,880	3,230	2,590	1,290	38,860	3,880	3,230	2,590	1,290				
			4歳以上児	32,610	3,130	2,610	2,090	1,040	32,600	3,130	2,610	2,090	1,040				
	未設置	乳 児	144,020	16,130	13,440	10,750	5,370	143,980	16,120	13,440	10,740	5,360					
		1, 2歳児	81,380	8,610	7,180	5,730	2,860	81,360	8,610	7,170	5,730	2,860					
		3歳児	34,450	3,350	2,790	2,230	1,110	34,440	3,350	2,790	2,230	1,110					
		4歳以上児	28,190	2,600	2,170	1,730	860	28,180	2,600	2,170	1,730	860					
101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	147,240	16,520	13,760	11,010	5,500	147,200	16,510	13,760	11,000	5,490					
		1, 2歳児	84,600	9,000	7,500	5,990	2,990	84,580	9,000	7,490	5,990	2,990					
		3歳児	37,670	3,740	3,110	2,490	1,240	37,660	3,740	3,110	2,490	1,240					
		4歳以上児	31,410	2,990	2,490	1,990	990	31,400	2,990	2,490	1,990	990					
未設置	乳 児	143,220	16,040	13,360	10,690	5,340	143,180	16,030	13,360	10,680	5,330						
	1, 2歳児	80,580	8,520	7,100	5,670	2,830	80,560	8,520	7,090	5,670	2,830						
	3歳児	33,650	3,260	2,710	2,170	1,080	33,640	3,260	2,710	2,170	1,080						
	4歳以上児	27,390	2,510	2,090	1,670	830	27,380	2,510	2,090	1,670	830						
111人 から 120人 まで	設 置	乳 児	146,200	16,390	13,660	10,930	5,460	146,170	16,380	13,660	10,920	5,450					
		1, 2歳児	83,560	8,870	7,400	5,910	2,950	83,550	8,870	7,390	5,910	2,950					
		3歳児	36,630	3,610	3,010	2,410	1,200	36,630	3,610	3,010	2,410	1,200					
		4歳以上児	30,370	2,860	2,390	1,910	950	30,370	2,860	2,390	1,910	950					
未設置	乳 児	142,520	15,950	13,290	10,630	5,310	142,490	15,940	13,290	10,620	5,300						
	1, 2歳児	79,880	8,430	7,030	5,610	2,800	79,870	8,430	7,020	5,610	2,800						
	3歳児	32,950	3,170	2,640	2,110	1,050	32,950	3,170	2,640	2,110	1,050						
	4歳以上児	26,690	2,420	2,020	1,610	800	26,690	2,420	2,020	1,610	800						

改正後									改正前										
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)					
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		
					円	円	円	円	円						円	円	円	円	円
121人から130人まで	設置		乳児	145,330	16,290	13,570	10,860	5,430	121人から130人まで	設置		乳児	145,300	16,280	13,570	10,850	5,420		
			1, 2歳児	82,690	8,770	7,310	5,840	2,920				1, 2歳児	82,680	8,770	7,300	5,840	2,920		
			3歳児	35,760	3,510	2,920	2,340	1,170				3歳児	35,760	3,510	2,920	2,340	1,170		
			4歳以上児	29,500	2,760	2,300	1,840	920				4歳以上児	29,500	2,760	2,300	1,840	920		
	未設置		乳児	141,930	15,880	13,230	10,590	5,290		未設置		乳児	141,900	15,870	13,230	10,580	5,280		
			1, 2歳児	79,290	8,360	6,970	5,570	2,780				1, 2歳児	79,280	8,360	6,960	5,570	2,780		
			3歳児	32,360	3,100	2,580	2,070	1,030				3歳児	32,360	3,100	2,580	2,070	1,030		
			4歳以上児	26,100	2,350	1,960	1,570	780				4歳以上児	26,100	2,350	1,960	1,570	780		
131人から140人まで	設置		乳児	144,610	16,200	13,500	10,800	5,400	131人から140人まで	設置		乳児	144,570	16,190	13,500	10,790	5,390		
			1, 2歳児	81,970	8,680	7,240	5,780	2,890				1, 2歳児	81,950	8,680	7,230	5,780	2,890		
			3歳児	35,040	3,420	2,850	2,280	1,140				3歳児	35,030	3,420	2,850	2,280	1,140		
			4歳以上児	28,780	2,670	2,230	1,780	890				4歳以上児	28,770	2,670	2,230	1,780	890		
	未設置		乳児	141,450	15,820	13,180	10,550	5,270		未設置		乳児	141,420	15,810	13,180	10,540	5,260		
			1, 2歳児	78,810	8,300	6,920	5,530	2,760				1, 2歳児	78,800	8,300	6,910	5,530	2,760		
			3歳児	31,880	3,040	2,530	2,030	1,010				3歳児	31,880	3,040	2,530	2,030	1,010		
			4歳以上児	25,620	2,290	1,910	1,530	760				4歳以上児	25,620	2,290	1,910	1,530	760		
141人から150人まで	設置		乳児	143,960	16,130	13,430	10,750	5,370	141人から150人まで	設置		乳児	143,930	16,120	13,430	10,740	5,360		
			1, 2歳児	81,320	8,610	7,170	5,730	2,860				1, 2歳児	81,310	8,610	7,160	5,730	2,860		
			3歳児	34,390	3,350	2,780	2,230	1,110				3歳児	34,390	3,350	2,780	2,230	1,110		
			4歳以上児	28,130	2,600	2,160	1,730	860				4歳以上児	28,130	2,600	2,160	1,730	860		
	未設置		乳児	141,020	15,770	13,140	10,510	5,250		未設置		乳児	140,980	15,760	13,140	10,500	5,240		
			1, 2歳児	78,380	8,250	6,880	5,490	2,740				1, 2歳児	78,360	8,250	6,870	5,490	2,740		
			3歳児	31,450	2,990	2,490	1,990	990				3歳児	31,440	2,990	2,490	1,990	990		
			4歳以上児	25,190	2,240	1,870	1,490	740				4歳以上児	25,180	2,240	1,870	1,490	740		
151人から160人まで	設置		乳児	144,260	16,160	13,460	10,770	5,380	151人から160人まで	設置		乳児	144,230	16,150	13,460	10,760	5,370		
			1, 2歳児	81,620	8,640	7,200	5,750	2,870				1, 2歳児	81,610	8,640	7,190	5,750	2,870		
			3歳児	34,690	3,380	2,810	2,250	1,120				3歳児	34,690	3,380	2,810	2,250	1,120		
			4歳以上児	28,430	2,630	2,190	1,750	870				4歳以上児	28,430	2,630	2,190	1,750	870		
	未設置		乳児	141,500	15,830	13,190	10,550	5,270		未設置		乳児	141,470	15,820	13,190	10,540	5,260		
			1, 2歳児	78,860	8,310	6,930	5,530	2,760				1, 2歳児	78,850	8,310	6,920	5,530	2,760		
			3歳児	31,930	3,050	2,540	2,030	1,010				3歳児	31,930	3,050	2,540	2,030	1,010		
			4歳以上児	25,670	2,300	1,920	1,530	760				4歳以上児	25,670	2,300	1,920	1,530	760		
161人から170人まで	設置		乳児	143,730	16,100	13,410	10,730	5,360	161人から170人まで	設置		乳児	143,700	16,090	13,410	10,720	5,350		
			1, 2歳児	81,090	8,580	7,150	5,710	2,850				1, 2歳児	81,080	8,580	7,140	5,710	2,850		
			3歳児	34,160	3,320	2,760	2,210	1,100				3歳児	34,160	3,320	2,760	2,210	1,100		
			4歳以上児	27,900	2,570	2,140	1,710	850				4歳以上児	27,900	2,570	2,140	1,710	850		
	未設置		乳児	141,130	15,790	13,150	10,520	5,260		未設置		乳児	141,100	15,780	13,150	10,510	5,250		
			1, 2歳児	78,490	8,270	6,890	5,500	2,750				1, 2歳児	78,480	8,270	6,880	5,500	2,750		
			3歳児	31,560	3,010	2,500	2,000	1,000				3歳児	31,560	3,010	2,500	2,000	1,000		
			4歳以上児	25,300	2,260	1,880	1,500	750				4歳以上児	25,300	2,260	1,880	1,500	750		

改正後									改正前									
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分	
171人以上	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	171人以上	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	
			1, 2歳児	143,240	16,040	13,360	10,690	5,340				143,210	16,030	13,360	10,680	5,330		
			3歳児	80,600	8,520	7,100	5,670	2,830				80,590	8,520	7,090	5,670	2,830		
			4歳以上児	33,670	3,260	2,710	2,170	1,080				33,670	3,260	2,710	2,170	1,080		
	未設置	未設置	乳児	円	円	円	円	円		171人以上	未設置	未設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	140,790	15,740	13,110	10,490	5,240					140,750	15,730	13,110	10,480	5,230	
			3歳児	78,150	8,220	6,850	5,470	2,730					78,130	8,220	6,840	5,470	2,730	
			4歳以上児	31,220	2,960	2,460	1,970	980					31,210	2,960	2,460	1,970	980	
31人から40人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	31人から40人まで		設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	165,140	18,660	15,550	12,430	6,210					165,090	18,650	15,550	12,430	6,210	
			3歳児	104,110	11,330	9,450	7,550	3,770					104,080	11,330	9,450	7,550	3,770	
			4歳以上児	58,300	6,210	5,180	4,130	2,060					58,290	6,210	5,180	4,130	2,060	
	未設置	未設置	乳児	円	円	円	円	円		31人から40人まで	未設置	未設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	154,410	17,380	14,480	11,580	5,790					154,370	17,370	14,480	11,580	5,790	
			3歳児	93,380	10,050	8,380	6,700	3,350					93,360	10,050	8,380	6,700	3,350	
			4歳以上児	47,570	4,930	4,110	3,280	1,640					47,570	4,930	4,110	3,280	1,640	
(削除)	設置	設置	乳児						41人から45人まで		設置	設置	乳児					
			1, 2歳児															
			3歳児															
			4歳以上児															
	未設置	未設置	乳児							41人から45人まで	未設置	未設置	乳児					
			1, 2歳児															
			3歳児															
			4歳以上児															
41人から50人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	41人から50人まで		設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	163,190	18,430	15,350	12,280	6,140					163,140	18,420	15,350	12,280	6,140	
			3歳児	102,160	11,100	9,250	7,400	3,700					102,130	11,100	9,250	7,400	3,700	
			4歳以上児	56,350	5,980	4,980	3,980	1,990					56,340	5,980	4,980	3,980	1,990	
	未設置	未設置	乳児	円	円	円	円	円		41人から50人まで	未設置	未設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	154,610	17,400	14,500	11,590	5,790					154,560	17,390	14,500	11,590	5,790	
			3歳児	93,580	10,070	8,400	6,710	3,350					93,550	10,070	8,400	6,710	3,350	
			4歳以上児	47,770	4,950	4,130	3,290	1,640					47,760	4,950	4,130	3,290	1,640	
51人から60人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	51人から60人まで		設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	157,850	17,790	14,820	11,850	5,920					157,800	17,780	14,820	11,850	5,920	
			3歳児	96,820	10,460	8,720	6,970	3,480					96,790	10,460	8,720	6,970	3,480	
			4歳以上児	51,010	5,340	4,450	3,550	1,770					51,000	5,340	4,450	3,550	1,770	
	未設置	未設置	乳児	円	円	円	円	円		51人から60人まで	未設置	未設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	150,700	16,930	14,100	11,280	5,640					150,650	16,920	14,100	11,280	5,640	
			3歳児	89,670	9,600	8,000	6,400	3,200					89,640	9,600	8,000	6,400	3,200	
			4歳以上児	43,860	4,480	3,730	2,980	1,490					43,850	4,480	3,730	2,980	1,490	
未設置	未設置	乳児	円	円	円	円	円	51人から60人まで	未設置		未設置	乳児	円	円	円	円	円	
		1, 2歳児	37,760	3,750	3,120	2,500	1,250					37,750	3,750	3,120	2,500	1,250		
		3歳児																
		4歳以上児																

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)					
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分				12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分		
その他 地域	61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円	61人 から 70人 まで	設 置	円	円	円	円	円		
			1, 2歳児	154,100	17,340	14,450	11,550	5,770			154,060	17,330	14,440	11,550	5,770		
			3歳児	93,070	10,010	8,350	6,670	3,330			93,050	10,010	8,340	6,670	3,330		
			4歳以上児	47,260	4,890	4,080	3,250	1,620			47,260	4,890	4,070	3,250	1,620		
		未設置	乳 児	41,160	4,160	3,470	2,770	1,380	41,160	4,160	3,460	2,770	1,380				
			1, 2歳児	147,970	16,600	13,830	11,060	5,530	147,930	16,590	13,830	11,060	5,530				
			3歳児	86,940	9,270	7,730	6,180	3,090	86,920	9,270	7,730	6,180	3,090				
			4歳以上児	41,130	4,150	3,460	2,760	1,380	41,130	4,150	3,460	2,760	1,380				
	71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円	71人 から 80人 まで	設 置	円	円	円	円	円		
			1, 2歳児	151,340	17,010	14,170	11,330	5,660			151,300	17,000	14,170	11,330	5,660		
			3歳児	90,310	9,680	8,070	6,450	3,220			90,290	9,680	8,070	6,450	3,220		
			4歳以上児	44,500	4,560	3,800	3,030	1,510			44,500	4,560	3,800	3,030	1,510		
		未設置	乳 児	38,400	3,830	3,190	2,550	1,270	38,400	3,830	3,190	2,550	1,270				
			1, 2歳児	145,980	16,360	13,630	10,900	5,450	145,930	16,350	13,630	10,900	5,450				
			3歳児	84,950	9,030	7,530	6,020	3,010	84,920	9,030	7,530	6,020	3,010				
			4歳以上児	39,140	3,910	3,260	2,600	1,300	39,130	3,910	3,260	2,600	1,300				
	81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円	81人 から 90人 まで	設 置	円	円	円	円	円		
			1, 2歳児	149,150	16,750	13,950	11,160	5,580			149,110	16,730	13,950	11,150	5,570		
			3歳児	88,120	9,420	7,850	6,280	3,140			88,100	9,410	7,850	6,270	3,130		
			4歳以上児	42,310	4,300	3,580	2,860	1,430			42,310	4,290	3,580	2,850	1,420		
		未設置	乳 児	36,210	3,570	2,970	2,380	1,190	36,210	3,560	2,970	2,370	1,180				
			1, 2歳児	144,390	16,170	13,470	10,770	5,380	144,340	16,160	13,470	10,770	5,380				
			3歳児	83,360	8,840	7,370	5,890	2,940	83,330	8,840	7,370	5,890	2,940				
			4歳以上児	37,550	3,720	3,100	2,470	1,230	37,540	3,720	3,100	2,470	1,230				
91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円	91人 から 100人 まで	設 置	円	円	円	円	円			
		1, 2歳児	144,920	16,240	13,530	10,820	5,410			144,880	16,230	13,530	10,820	5,410			
		3歳児	83,890	8,910	7,430	5,940	2,970			83,870	8,910	7,430	5,940	2,970			
		4歳以上児	38,080	3,790	3,160	2,520	1,260			38,080	3,790	3,160	2,520	1,260			
	未設置	乳 児	31,980	3,060	2,550	2,040	1,020	31,980	3,060	2,550	2,040	1,020					
		1, 2歳児	140,630	15,720	13,100	10,470	5,230	140,590	15,710	13,100	10,470	5,230					
		3歳児	79,600	8,390	7,000	5,590	2,790	79,580	8,390	7,000	5,590	2,790					
		4歳以上児	33,790	3,270	2,730	2,170	1,080	33,790	3,270	2,730	2,170	1,080					
101人 から 110人 まで	設 置	乳 児	円	円	円	円	円	101人 から 110人 まで	設 置	円	円	円	円	円			
		1, 2歳児	143,750	16,100	13,410	10,720	5,360			143,700	16,090	13,410	10,720	5,360			
		3歳児	82,720	8,770	7,310	5,840	2,920			82,690	8,770	7,310	5,840	2,920			
		4歳以上児	36,910	3,650	3,040	2,420	1,210			36,900	3,650	3,040	2,420	1,210			
	未設置	乳 児	30,810	2,920	2,430	1,940	970	30,800	2,920	2,430	1,940	970					
		1, 2歳児	139,850	15,630	13,020	10,410	5,200	139,800	15,620	13,020	10,410	5,200					
		3歳児	78,820	8,300	6,920	5,530	2,760	78,790	8,300	6,920	5,530	2,760					
		4歳以上児	33,010	3,180	2,650	2,110	1,050	33,000	3,180	2,650	2,110	1,050					
未設置	乳 児	26,910	2,450	2,040	1,630	810	26,900	2,450	2,040	1,630	810						

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
111人から120人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円	111人から120人まで	設置	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	142,740	15,980	13,310	10,640	5,320				142,690	15,960	13,310	10,640	5,320	
			3歳児	81,710	8,650	7,210	5,760	2,880				81,680	8,640	7,210	5,760	2,880	
			4歳以上児	35,900	3,530	2,940	2,340	1,170				35,890	3,520	2,940	2,340	1,170	
	未設置	未設置	乳児	29,800	2,800	2,330	1,860	930		29,790	2,790	2,330	1,860	930			
			1, 2歳児	139,160	15,550	12,950	10,360	5,180		139,120	15,540	12,950	10,360	5,180			
			3歳児	78,130	8,220	6,850	5,480	2,740		78,110	8,220	6,850	5,480	2,740			
			4歳以上児	32,320	3,100	2,580	2,060	1,030		32,320	3,100	2,580	2,060	1,030			
	未設置	未設置	乳児	26,220	2,370	1,970	1,580	790		26,220	2,370	1,970	1,580	790			
			1, 2歳児	141,890	15,870	13,220	10,570	5,280		141,840	15,860	13,220	10,570	5,280			
			3歳児	80,860	8,540	7,120	5,690	2,840		80,830	8,540	7,120	5,690	2,840			
			4歳以上児	35,050	3,420	2,850	2,270	1,130		35,040	3,420	2,850	2,270	1,130			
未設置	未設置	乳児	28,950	2,690	2,240	1,790	890	28,940	2,690	2,240	1,790	890					
		1, 2歳児	138,580	15,480	12,890	10,310	5,150	138,540	15,470	12,890	10,310	5,150					
		3歳児	77,550	8,150	6,790	5,430	2,710	77,530	8,150	6,790	5,430	2,710					
		4歳以上児	31,740	3,030	2,520	2,010	1,000	31,740	3,030	2,520	2,010	1,000					
未設置	未設置	乳児	25,640	2,300	1,910	1,530	760	25,640	2,300	1,910	1,530	760					
		1, 2歳児	141,180	15,790	13,150	10,520	5,260	141,140	15,780	13,150	10,520	5,260					
		3歳児	80,150	8,460	7,050	5,640	2,820	80,130	8,460	7,050	5,640	2,820					
		4歳以上児	34,340	3,340	2,780	2,220	1,110	34,340	3,340	2,780	2,220	1,110					
未設置	未設置	乳児	28,240	2,610	2,170	1,740	870	28,240	2,610	2,170	1,740	870					
		1, 2歳児	138,120	15,420	12,850	10,270	5,130	138,070	15,410	12,850	10,270	5,130					
		3歳児	77,090	8,090	6,750	5,390	2,690	77,060	8,090	6,750	5,390	2,690					
		4歳以上児	31,280	2,970	2,480	1,970	980	31,270	2,970	2,480	1,970	980					
未設置	未設置	乳児	25,180	2,240	1,870	1,490	740	25,170	2,240	1,870	1,490	740					
		1, 2歳児	140,550	15,710	13,090	10,470	5,230	140,500	15,700	13,090	10,470	5,230					
		3歳児	79,520	8,380	6,990	5,590	2,790	79,490	8,380	6,990	5,590	2,790					
		4歳以上児	33,710	3,260	2,720	2,170	1,080	33,700	3,260	2,720	2,170	1,080					
未設置	未設置	乳児	27,610	2,530	2,110	1,690	840	27,600	2,530	2,110	1,690	840					
		1, 2歳児	137,690	15,370	12,800	10,240	5,120	137,640	15,360	12,800	10,240	5,120					
		3歳児	76,660	8,040	6,700	5,360	2,680	76,630	8,040	6,700	5,360	2,680					
		4歳以上児	30,850	2,920	2,430	1,940	970	30,840	2,920	2,430	1,940	970					
未設置	未設置	乳児	24,750	2,190	1,820	1,460	730	24,740	2,190	1,820	1,460	730					
		1, 2歳児	140,860	15,750	13,120	10,490	5,240	140,820	15,740	13,120	10,490	5,240					
		3歳児	79,830	8,420	7,020	5,610	2,800	79,810	8,420	7,020	5,610	2,800					
		4歳以上児	34,020	3,300	2,750	2,190	1,090	34,020	3,300	2,750	2,190	1,090					
未設置	未設置	乳児	27,920	2,570	2,140	1,710	850	27,920	2,570	2,140	1,710	850					
		1, 2歳児	138,180	15,430	12,850	10,280	5,140	138,140	15,420	12,850	10,280	5,140					
		3歳児	77,150	8,100	6,750	5,400	2,700	77,130	8,100	6,750	5,400	2,700					
		4歳以上児	31,340	2,980	2,480	1,980	990	31,340	2,980	2,480	1,980	990					
未設置	未設置	乳児	25,240	2,250	1,870	1,500	750	25,240	2,250	1,870	1,500	750					

改正後									改正前								
その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)				その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額 (第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分						12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
	161人から 170人まで	設置	乳児	円	円	円	円	円		161人から 170人まで	設置	乳児	円	円	円	円	円
			1, 2歳児	140,340	15,690	13,070	10,450	5,220				140,300	15,680	13,070	10,450	5,220	
		3歳児	79,310	8,360	6,970	5,570	2,780	79,290			8,360	6,970	5,570	2,780			
		4歳以上児	33,500	3,240	2,700	2,150	1,070	33,500			3,240	2,700	2,150	1,070			
	未設置	乳児	137,820	15,380	12,820	10,250	5,120	137,770		15,370	12,820	10,250	5,120				
		1, 2歳児	76,790	8,050	6,720	5,370	2,680	76,760		8,050	6,720	5,370	2,680				
		3歳児	30,980	2,930	2,450	1,950	970	30,970		2,930	2,450	1,950	970				
		4歳以上児	24,880	2,200	1,840	1,470	730	24,870		2,200	1,840	1,470	730				
171人以上	設置	乳児	139,860	15,630	13,020	10,410	5,200	139,820	15,620	13,020	10,410	5,200					
		1, 2歳児	78,830	8,300	6,920	5,530	2,760	78,810	8,300	6,920	5,530	2,760					
	3歳児	33,020	3,180	2,650	2,110	1,050	33,020	3,180	2,650	2,110	1,050						
	4歳以上児	26,920	2,450	2,040	1,630	810	26,920	2,450	2,040	1,630	810						
未設置	乳児	137,480	15,340	12,780	10,220	5,110	137,430	15,330	12,780	10,220	5,110						
	1, 2歳児	76,450	8,010	6,680	5,340	2,670	76,420	8,010	6,680	5,340	2,670						
	3歳児	30,640	2,890	2,410	1,920	960	30,630	2,890	2,410	1,920	960						
	4歳以上児	24,540	2,160	1,800	1,440	720	24,530	2,160	1,800	1,440	720						

改正後

改正前

2 (略)

2 保育単価に加える加算額
その保育所の保育単価は、前項の定めにかかわらず、保育単価表による保育単価に次の(1)から(10)までによる額を加算した額とすること。

(1) (略)

(1) 児童用採暖費加算
すべての保育所について、児童用採暖費として次の表に掲げる額を加算すること。ただし、その支弁のできる期間は、10月分から翌年3月分までに限ること。
次の表の「旧5級地から旧2級地」までの級地区分は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域とし、「その他の地域」は、旧5級地から旧2級地までの地域以外の地域とすること。

児童用採暖費加算額表

級地区分	加算額
旧5級地	1,130円
旧4級地	960円
旧3級地	590円
旧2級地	380円
その他の地域	190円

(2) (略)

(2) 寒冷地加算
寒冷地手当の支給地域に所在する保育所については、次の表に掲げる額を加算すること。
次の表の「支給地域の区分」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に定める地域とすること。

改正後

寒冷地加算額表

支給地域の区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分															
			40人まで	41人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで	141人から150人まで	151人から160人まで	161人から171人以上		
1級地	設置	乳児	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		1, 2歳児	1,490	1,490	1,410	1,350	1,310	1,210	1,190	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110	1,110	
		3歳児	680	680	600	540	500	400	380	360	350	340	330	320	310	300	300	
		4歳以上児																
	未設置	乳児	2,360	2,380	2,320	2,280	2,250	2,150	2,140	2,130	2,120	2,110	2,100	2,100	2,090	2,090	2,090	
		1, 2歳児	1,350	1,370	1,310	1,270	1,240	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,090	1,090	1,080	1,080	1,080	
		3歳児	540	560	500	460	430	330	320	310	300	290	280	280	270	270	270	
		4歳以上児																
2級地	設置	乳児	2,240	2,240	2,170	2,120	2,080	1,990	1,970	1,950	1,940	1,930	1,920	1,920	1,910	1,900	1,900	
		1, 2歳児	1,330	1,330	1,260	1,210	1,170	1,080	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,010	1,000	990	990	
		3歳児	610	610	540	490	450	360	340	320	310	300	290	290	280	270	270	
		4歳以上児																
	未設置	乳児	2,110	2,130	2,080	2,040	2,010	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,880	1,870	1,870	1,870	
		1, 2歳児	1,200	1,220	1,170	1,130	1,100	1,020	1,010	1,000	990	980	970	970	960	960	960	
		3歳児	480	500	450	410	380	300	290	280	270	260	250	250	240	240	240	
		4歳以上児																
3級地	設置	乳児	2,200	2,200	2,130	2,080	2,040	1,950	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,870	1,870	1,860	
		1, 2歳児	1,310	1,310	1,240	1,190	1,150	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	980	970	
		3歳児	600	600	530	480	440	350	330	320	310	300	290	280	270	270	260	
		4歳以上児																
	未設置	乳児	2,070	2,100	2,040	2,000	1,970	1,890	1,880	1,870	1,860	1,860	1,850	1,850	1,840	1,840	1,830	
		1, 2歳児	1,180	1,210	1,150	1,110	1,080	1,000	990	980	970	970	960	960	950	950	940	
		3歳児	470	500	440	400	370	290	280	270	260	260	250	250	240	240	230	
		4歳以上児																
4級地	設置	乳児	1,750	1,750	1,690	1,650	1,620	1,550	1,530	1,520	1,510	1,500	1,500	1,490	1,490	1,480	1,480	
		1, 2歳児	1,040	1,040	980	940	910	840	820	810	800	790	790	780	780	770	770	
		3歳児	480	480	420	380	350	280	260	250	240	230	230	220	220	210	210	
		4歳以上児																
	未設置	乳児	1,640	1,660	1,620	1,590	1,570	1,500	1,490	1,480	1,480	1,470	1,470	1,460	1,460	1,460	1,450	
		1, 2歳児	930	950	910	880	860	790	780	770	770	760	760	750	750	750	740	
		3歳児	370	390	350	320	300	230	220	210	210	200	200	190	190	190	180	
		4歳以上児																

改正前

寒冷地加算額表

支給地域の区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	その保育所のその月初日の定員区分														
			40人まで	41人から45人まで	46人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで	91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで	141人から150人まで	151人から160人まで	161人から171人以上
1級地	設置	乳児	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		1, 2歳児	1,490	1,480	1,490	1,410	1,350	1,310	1,210	1,190	1,170	1,160	1,150	1,140	1,130	1,120	1,110
		3歳児	680	670	680	600	540	500	400	380	360	350	340	330	320	310	300
		4歳以上児															
	未設置	乳児	2,360	2,360	2,380	2,320	2,280	2,250	2,150	2,140	2,130	2,120	2,110	2,100	2,100	2,090	2,090
		1, 2歳児	1,350	1,350	1,370	1,310	1,270	1,240	1,140	1,130	1,120	1,110	1,100	1,090	1,090	1,080	1,080
		3歳児	540	540	560	500	460	430	330	320	310	300	290	280	280	270	270
		4歳以上児															
2級地	設置	乳児	2,240	2,230	2,240	2,170	2,120	2,080	1,990	1,970	1,950	1,940	1,930	1,920	1,920	1,910	1,900
		1, 2歳児	1,330	1,320	1,330	1,260	1,210	1,170	1,080	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,010	1,000	990
		3歳児	610	600	610	540	490	450	360	340	320	310	300	290	290	280	270
		4歳以上児															
	未設置	乳児	2,110	2,110	2,130	2,080	2,040	2,010	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,880	1,870	1,870
		1, 2歳児	1,200	1,200	1,220	1,170	1,130	1,100	1,020	1,010	1,000	990	980	970	970	960	960
		3歳児	480	480	500	450	410	380	300	290	280	270	260	250	250	240	240
		4歳以上児															
3級地	設置	乳児	2,200	2,190	2,200	2,130	2,080	2,040	1,950	1,930	1,920	1,910	1,900	1,890	1,880	1,870	1,860
		1, 2歳児	1,310	1,300	1,310	1,240	1,190	1,150	1,060	1,040	1,030	1,020	1,010	1,000	990	980	970
		3歳児	600	590	600	530	480	440	350	330	320	310	300	290	280	270	260
		4歳以上児															
	未設置	乳児	2,070	2,070	2,100	2,040	2,000	1,970	1,890	1,880	1,870	1,860	1,860	1,850	1,850	1,840	1,830
		1, 2歳児	1,180	1,180	1,210	1,150	1,110	1,080	1,000	990	980	970	970	960	960	950	940
		3歳児	470	470	500	440	400	370	290	280	270	260	260	250	250	240	230
		4歳以上児															
4級地	設置	乳児	1,750	1,740	1,750	1,690	1,650	1,620	1,550	1,530	1,520	1,510	1,500	1,500	1,490	1,490	1,480
		1, 2歳児	1,040	1,030	1,040	980	940	910	840	820	810	800	790	790	780	780	770
		3歳児	480	470	480	420	380	350	280	260	250	240	230	230	220	220	210
		4歳以上児															
	未設置	乳児	1,640	1,640	1,660	1,620	1,590	1,570	1,500	1,490	1,480	1,480	1,470	1,470	1,460	1,460	1,450
		1, 2歳児	930	930	950	910	880	860	790	780	770	770	760	760	750	750	740
		3歳児	370	370	390	350	320	300	230	220	210	210	200	200	190	190	180
		4歳以上児															

改正後

- (3) 単身赴任手当加算
(略)
- (4) 事務用採暖費の加算
(略)
- (5) 除雪費加算
豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費5,670円を2月分の保育単価に加算すること。
- (6) 降灰除去費加算
活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費139,330円を2月分の保育単価に加算すること。
- (7) 入所児童(者)処遇特別加算費の加算
(略)
- (8) 施設機能強化推進費の加算
(略)
- (9) 保育所事務職員雇上費の加算
(略)

改正前

- (3) 単身赴任手当加算
別に定めるところにより、単身赴任手当加算費を必要とするものと認定された場合の保育単価を加算すること。
- (4) 事務用採暖費の加算
北海道に所在する保育所については、事務用採暖費として120円を加算すること。
- (5) 除雪費加算
豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する保育所については、保育所の建物、工作物等の除雪及び雪囲いを行うに要する費用として除雪費5,650円を2月分の保育単価に加算すること。
- (6) 降灰除去費加算
活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)の規定に基づく降灰防除地域に所在する保育所については、火山の爆発による保育所の建物、工作物、敷地等の降灰除去を行うために要する費用として1施設当たり降灰除去費138,700円を2月分の保育単価に加算すること。
- (7) 入所児童(者)処遇特別加算費の加算
別に定めるところにより、入所児童(者)処遇特別加算費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。
- (8) 施設機能強化推進費の加算
別に定めるところにより、施設機能強化推進費を必要とするものと認定された場合の認定額を加算すること。
- (9) 保育所事務職員雇上費の加算
別に定めるところにより、事務職員雇上費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

改正後

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 40 人	1,150	円 130	円 110	円 90	円 40
<u>41</u> 人 ～ 50 人	920	110	90	70	30
51 人 ～ 60 人	760	90	70	60	30
61 人 ～ 70 人	650	70	60	50	20
71 人 ～ 80 人	570	60	50	40	20
81 人 ～ 90 人	510	60	50	40	20
91 人 ～ 100 人	460	50	40	30	10
101 人 ～ 110 人	410	50	40	30	10
111 人 ～ 120 人	380	40	30	30	10
121 人 ～ 130 人	350	40	30	20	10
131 人 ～ 140 人	320	30	30	20	10
141 人 ～ 150 人	300	30	30	20	10
151 人 ～ 160 人	280	30	20	20	10
161 人 ～ 170 人	270	30	20	20	10
171 人 ～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 40 人	6,080	円 <u>730</u>	円 600	円 480	円 240
<u>41</u> 人 ～ 50 人	4,860	580	480	380	190
51 人 ～ 60 人	4,050	480	400	320	160
61 人 ～ 70 人	3,470	410	340	270	130
71 人 ～ 80 人	3,040	360	300	240	120
81 人 ～ 90 人	2,700	320	270	210	100
91 人 ～ 100 人	2,430	290	240	190	90
101 人 ～ 110 人	2,210	260	220	170	80
111 人 ～ 120 人	2,020	240	200	160	80
121 人 ～ 130 人	1,870	220	180	140	70
131 人 ～ 140 人	1,730	200	170	130	60
141 人 ～ 150 人	1,620	190	160	120	60
151 人 ～ 160 人	1,520	180	150	120	60
161 人 ～ 170 人	1,430	170	140	110	50
171 人 ～	1,350	160	130	100	50

改正前

事務職員雇上費加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 40 人	1,150	円 130	円 110	円 90	円 40
<u>41</u> 人 ～ <u>45</u> 人	<u>1,020</u>	<u>120</u>	<u>100</u>	<u>80</u>	<u>40</u>
<u>46</u> 人 ～ 50 人	920	110	90	70	30
51 人 ～ 60 人	760	90	70	60	30
61 人 ～ 70 人	650	70	60	50	20
71 人 ～ 80 人	570	60	50	40	20
81 人 ～ 90 人	510	60	50	40	20
91 人 ～ 100 人	460	50	40	30	10
101 人 ～ 110 人	410	50	40	30	10
111 人 ～ 120 人	380	40	30	30	10
121 人 ～ 130 人	350	40	30	20	10
131 人 ～ 140 人	320	30	30	20	10
141 人 ～ 150 人	300	30	30	20	10
151 人 ～ 160 人	280	30	20	20	10
161 人 ～ 170 人	270	30	20	20	10
171 人 ～	250	30	20	20	10

(10) 主任保育士の専任加算

別に定めるところにより、主任保育士の専任加算費を必要とするものと認定された場合には、次の表に掲げる額を加算すること。

主任保育士の専任加算単価表

区 分	基本分 加算額 (第1欄)	民間施設給与等改善費加算額(第2欄)			
		12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
～ 40 人	6,080	円 <u>720</u>	円 600	円 480	円 240
<u>41</u> 人 ～ <u>45</u> 人	<u>5,400</u>	<u>640</u>	<u>540</u>	<u>430</u>	<u>210</u>
<u>46</u> 人 ～ 50 人	4,860	580	480	380	190
51 人 ～ 60 人	4,050	480	400	320	160
61 人 ～ 70 人	3,470	410	340	270	130
71 人 ～ 80 人	3,040	360	300	240	120
81 人 ～ 90 人	2,700	320	270	210	100
91 人 ～ 100 人	2,430	290	240	190	90
101 人 ～ 110 人	2,210	260	220	170	80
111 人 ～ 120 人	2,020	240	200	160	80
121 人 ～ 130 人	1,870	220	180	140	70
131 人 ～ 140 人	1,730	200	170	130	60
141 人 ～ 150 人	1,620	190	160	120	60
151 人 ～ 160 人	1,520	180	150	120	60
161 人 ～ 170 人	1,430	170	140	110	50
171 人 ～	1,350	160	130	100	50

改正後

改正前

3 (略)

4 (略)

算式1 (略)

算式2 (略)

3 保育単価の特例

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、保育所の運営について、特別の事由があるため1及び2による保育単価によることが適当でないこと認められるときは、厚生労働大臣の承認を得て別に定める保育単価によることができること。

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

ただし、私立認定保育所については、次の算式によって計算した額の合計額から就学前保育等推進法第13条第2項の規定により読み替えられた法第51条第4号に規定する保育料額を控除した額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

なお、算定に用いる入所児童の数は、別に定める場合を除き、その保育所の定員をこえないものとする。

算式1 (各月初日の入所児童の場合)

乳児保育単価×その月初日の乳児入所児童数
 1～2歳児保育単価 ×その月初日の1～2歳児入所児童数
 3歳児保育単価 ×その月初日の3歳児入所児童数
 4歳以上児保育単価×その月初日の4歳以上児入所児童数

算式2 (月途中入所児童の場合)

乳児保育単価 ×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 1～2歳児保育単価 ×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 3歳児保育単価 ×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 4歳以上児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

改正後

算式3 (略)

第4 徴収金(保育料)基準額
1 (略)

算式1 (略)

算式2 (略)

改正前

算式3 (月途中退所児童の場合)

乳児保育単価 ×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 1～2歳児保育単価 ×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 3歳児保育単価 ×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日
 4歳以上児保育単価 ×その月の月途中退所日の前日までの開所日数
 (25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

第4 徴収金(保育料)基準額
1 基準額の算定方法

その年度における徴収金(保育料)基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童について、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間の合算額とすること。

算式1 (月途中入所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額 × その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

算式2 (月途中退所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額 × その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日) ÷ 25日

(注) 10円未満の端数は切り捨てる。

改正後

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	40,000円未満	30,000円 27,000円 (保育単価限度)
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	413,000円以上 734,000円未満	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)
第8階層	734,000円以上	104,000円 (保育単価限度)	101,000円 (保育単価限度)

改正前

保育所徴収金(保育料)基準額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金(保育料)基準額(月額)	
階層区分	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円	6,000円
第3階層	市町村民税非課税世帯	19,500円	16,500円
第4階層	市町村民税課税世帯	40,000円未満	30,000円 27,000円 (保育単価限度)
第5階層	40,000円以上 103,000円未満	44,500円	41,500円 (保育単価限度)
第6階層	103,000円以上 413,000円未満	61,000円	58,000円 (保育単価限度)
第7階層	413,000円以上	80,000円 (保育単価限度)	77,000円 (保育単価限度)

改正後

改正前

備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第8階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) (略)

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) (略)

2 (略)

3 (略)

(1) (略)

(2) (略)

① (略)

② (略)

③ (略)

④ (略)

備考

1 この表の第3階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。

また、この表の第4階層～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。

3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金(保育料)基準額とする。

(1) 「母子世帯等」… 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。

(2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」… 次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

① 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

② 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。

改正後

(3) (略)

4 第2階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。

ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

(略)

2 (略)

改正前

(3)「その他の世帯」… 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。

階層区分	徴収金(保育料)基準額(月額)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0円	0円
第3階層	18,500円	15,500円

4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。

ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第2欄については、3に掲げる徴収金(保育料)基準額により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
ア 上記4に掲げる施設を利用している就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表に定める額
イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の就学前児童(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。)	徴収金(保育料)基準額表×0.5
ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の就学前児童	0円

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

2 徴収金(保育料)基準額の特例

その市町村の全地域又は相当地域にわたる災害等の特別な理由により1による基準額により難しいときは、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長の申請に基づいて厚生労働大臣の定めるところによることができること。

『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について』の一部改正新旧対照表

○『「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金」通知の施行について』（昭和51年4月16日厚生省発児第59号の5）厚生省児童家庭局長通知

改正後	改正前
<p>第1 保育単価及び支弁額について</p> <p>1 保育単価について</p> <p>保育単価の構成は、地域差を8区分、定員規模別を15区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額（基本分保育単価）にすべての保育所について児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地手当の支給地域に所在する保育所にあつては、寒冷地加算、北海道に所在する保育所にあつては事務用採暖費加算額、単身赴任手当加算費が承認された保育所にあつては単身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所にあつては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所にあつては事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月途中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額（私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）にあつては、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第4号に規定する保育料額を控除した額とする。）によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。</p> <p>児童用採暖費加算額又は寒冷地加算額の加算については、その保育所の所在する地域が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域により、その適用すべき加算額を異にするのでその該当級地等を確認のうえ、あらかじめ関係市町村及び保育所に連絡しておかれないこと。</p> <p>年齢別保育単価に含まれている職員構成は、所長のほか、保育士については乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人（ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算）並びに調理員等については2人（定員40人以下の保育所においては1人、定員151人以上の保育所においては3人）とされているのでこれを充足すること。</p> <p>なお、前記のほか非常勤の保育士が配置されていること。</p>	<p>第1 保育単価及び支弁額について</p> <p>1 保育単価について</p> <p>保育単価の構成は、地域差を12区分、定員規模別を16区分、年齢別を乳児、1～2歳児、3歳児及び4歳以上児の4区分とし、この額（基本分保育単価）にすべての保育所について児童用採暖費加算額、民間施設給与等改善費、除雪費、寒冷地手当の支給地域に所在する保育所にあつては、寒冷地加算、北海道に所在する保育所にあつては事務用採暖費加算額、単身赴任手当加算費が承認された保育所にあつては単身赴任手当加算費、施設機能強化推進費が承認された保育所にあつては施設機能強化推進費、特別保育事業等を実施する保育所にあつては事務職員雇上費の加算及び主任保育士の専任加算がそれぞれ行われ、また、これらによる年齢別保育単価に各月初日の年齢別入所児童数を乗じて得た額と、月途中入退所がある場合にはその入所児童数を乗じた合算額（私立認定保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所をいう。以下同じ。）にあつては、同法第13条第2項の規定により読み替えられた児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第51条第4号に規定する保育料額を控除した額とする。）によって、その月の支弁額の算定が行われるものであること。</p> <p>児童用採暖費加算額又は寒冷地加算額の加算については、その保育所の所在する地域が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域により、その適用すべき加算額を異にするのでその該当級地等を確認のうえ、あらかじめ関係市町村及び保育所に連絡しておかれないこと。</p> <p>年齢別保育単価に含まれている職員構成は、所長のほか、保育士については乳児3人につき1人、1～2歳児6人につき1人、3歳児20人につき1人、4歳以上児30人につき1人（ただし、定員90人以下の施設においては、この定数のほか1人加算）並びに調理員等については2人（定員45人以下の保育所においては1人、定員151人以上の保育所においては3人）とされているのでこれを充足すること。</p> <p>なお、前記のほか非常勤の保育士が配置されていること。</p>

改正後

改正前

2 所長の設置又は未設置の認定について
(略)

2 所長の設置又は未設置の認定について

(1) 保育単価については、その保育所の長が各月の初日において欠員又は無給であるときは、その人件費を控除した未設置の保育単価が適用されるが、この設置又は未設置であるかどうかの認定は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、おおむね次の基準によらるべきこと。

ア その所長が児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給のものである場合に限り、設置の単価を適用すること。

イ したがって私立保育所において、2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、保育所長としての職務を行っていないものは欠員とみなして未設置の単価を適用すること。

(2) 保育所長の欠員補充に伴い新たに所長設置の保育単価を適用するにあたっては、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、その保育所の設置者からその旨の申請（保育所名、所長設置の保育単価の適用年月日、所長となる者の氏名、年齢、児童福祉事業に従事した期間、給与等を記載した履歴書等）を徴し、前記(1)の基準に適合しているときは所長設置の保育単価の適用の決定を行い、欠員補充された日の属する月の翌月（月初日に欠員補充された場合はその月）から所長設置の保育単価の適用承認を行うこととする。

都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、所長設置の保育単価が適用されている保育所については、申請又は指導監査等を通じてその状況を把握し、(1)の基準に適合しなくなった場合には、(1)の基準に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適用しなくなった場合はその月）から未設置の単価の適用を行うこととする。

3 民間施設給与等改善費の承認等について

交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらるべきこと。

(1) (略)

3 民間施設給与等改善費の承認等について

交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算額の承認等は、その保育所を管轄する都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が行うこととし、その基準及び事務処理は次によらるべきこと。

(1) 交付要綱に定める民改費の加算率の適用は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として次表によるものとする。

改正後

改正前

加算率の区分	職員一人当たりの平均勤続年数	内 訳	
		人件費 加算分	管理費 加算分
12%加算分	10年以上	10%	2%
10%加算分	7年以上 10年未満	8%	2%
8%加算分	4年以上 7年未満	6%	2%
4%加算分	4年未満	2%	2%

(2) (略)

- (ア) 算定の対象となる職員は、その保育所に勤務するすべての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とすること。
- (イ) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する保育所における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者自立支援法附則によりなお従前の例により運営できることとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設、盲人ホーム、視聴覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園における勤続年数を合算するものとする。
- (ウ) その保育所の職員1人当たり平均勤続年数は(ア)により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数により除して得た年数（6月以上の端数は1年とし、6月未満の端数は切り捨てること。）をいうこと。
- (エ) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度の途中においてその職員の異動があっても適用の変更は行わないものであること。
- (2) 入所児童の処遇等に不適切な事由が認められ、改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられるまでの間で貴職が必要と認める期間、民改費の管理費加算分若しくは人件費加算分又はその両者を減ずるものであること。ただし、遡及適用は行わないこと。

改正後

改正前

(3) (略)

(3) 「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の5の(2)の結果、「1 運営費の使途範囲」から「4 運営費及び保育料の管理・運用」までに定める以外の支出が行われていた場合には、4月分から翌年3月分までの間、民改費全額について加算を停止するものとする。

(4) (略)

(4) また、加算を停止した施設であっても、「保育所運営費の経理等について」(平成12年3月30日児発第299号児童家庭局長通知)の別表1に掲げる事業等のいずれかを実施する保育所であって、同通知の1の(2)の①から⑦までに掲げる要件を満たすものについては、民改費が加算されたものと仮定して、同通知の別表2に掲げる経費等への充当を行って差し支えないこととする。

(5) (略)

(5) 民改費は、そもそも余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施設間の職員給与格差の是正などを目的としており、配当に対して支出が行われている保育所については、対象とならないものであること。

(6) (略)

(6) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は、市町村長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)に保育所の設置者から別紙(1)に定める申請書を取りまとめさせ(指定都市及び中核市の市長は直接、保育所の設置者から申請書を徴すること。)、いずれかの加算率の適用に該当するかの承認を行い、市町村長に通知する措置を講ずること。市長村長は、その内容を保育所の設置者に通知すること。

4 保育所事務職員雇上費の加算について

交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。

(1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

4 保育所事務職員雇上費の加算について

交付要綱の第3の2の(9)に定める事務職員雇上費の加算については、次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等のいずれかを実施する保育所に加算するものとする。

(1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所(平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)

改正後

(2) 一時預かり事業実施保育所（平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

(3) (略)

(4) (略)

5 主任保育士の専任加算について

交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。

(1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

(2) 一時預かり事業実施保育所（平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

改正前

(2) 一時預かり事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

(3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

(4) 乳児が3人以上入所している保育所（月の初日において乳児が3人以上入所しているもの。）

5 主任保育士の専任加算について

交付要綱の第3の2の(10)に定める主任保育士の専任加算については次に掲げる次世代育成支援対策交付金対象事業及び保育対策等促進事業等を複数実施する保育所に加算するものとする。

(1) 延長保育実施保育所及び延長保育自主事業実施保育所（平成20年11月28日雇児発第1128003号本職通知「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」に定める要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

(2) 一時預かり事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの（対象児童は、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は、4月又は5月）における平均対象児童が1人以上いること。）

ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号本職通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。

改正後

改正前

(3) (略)

(3) 病児・病後児保育事業実施保育所及び病児病後児保育自主事業実施保育所（平成20年6月9日雇児発第0609001号本職通知「保育対策等促進事業の実施について」に定める要件に適合するもの及びこと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）

(4) (略)

(4) 乳児が3人以上入所している保育所(月の初日において乳児が3人以上入所しているもの。)

6 保育単価の予算措置等について
(略)

6 保育単価の予算措置等について
保育単価は、最低基準を維持するのに必要な最低の経費であるから、市町村においては必要な予算措置を行い、所定の保育単価による支弁額を各月必ず支弁するよう厳正に指導されたいこと。したがって都道府県知事は、毎年度当初において、管下市町村の予算書抄本を徴する等、その市町村における支弁予定額を確認し、適切なる指導を加えられたいこと。

なお、この費用の性質にかんがみ、各月初日の入所児童については当月分は遅くともその月中に精算支弁するように、月途中入退所については市町村の実情、施設の運営等を勘案しながら支弁するよう指導されたいこと。

第2 徴収金（保育料）基準額について
(略)

第2 徴収金（保育料）基準額について

1 交付要綱の第4に定める徴収金（保育料）基準額の算定については、市町村において適正かつ簡明に行えるよう各月初日の入所児童の属する世帯を課税額等の状況に応じ区分し、それぞれ入所児童1人当たりの基準額をさだめていること。

入所児童の属する世帯の課税額等の確認については、関係機関との連携を密にして、誤りなきを期するよう指導することはもちろんであるが、各市町村における各階層区分の確認の適否は、直ちに国庫負担に重大な影響をもたらすこととなるので、指導監査等を通じて、とくにこの点の状況を厳密に監督することとされたいこと。

改正後

改正前

2 その世帯の階層区分の認定については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

ただし、私立認定保育所については、その児童と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の法第24条第2項に規定する保育の実施に係る児童の保護者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

3 その世帯の階層区分の確認は次によらねたいこと。

ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所等において行うこと。

イ 前年度分市長村民税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税主管課の資料等に基づいて行うこと。

ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村の市町村民税主管課又は税務署において行うこと。

エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認方法、確認年月日、税額等を保育児童台帳の相当の欄に記載し、確認者の印を押印すること。

なお、課税状況の確認を証明書を徴して行うこととしている場合においては、その課税額がない場合においてもその旨の証明書を徴すること。

オ 前年分の所得税の課税状況を把握するにあたって1月ないし3月の間においてはその確認が困難な場合もあるので、前々年分の課税状況により階層を決定するものであること。

第3 保育所における運営費の経理について
(略)

第3 保育所における運営費の経理について
保育所における運営費の経理については、別に定めるところによること。

(案)

雇児保発※第 ※ 号
平成※年※月※日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金交付要綱等
の改正点及びその運用について

平成※年※月※日厚生労働省発雇児※第※号により「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」等が一部改正され、平成22年4月分の運営費の支弁、徴収及び負担から適用することとされたが、今回の改正点及び運用上留意すべき事項は次のとおりである。

第1 交付要綱等の改正点について

1 基本分保育単価関係

- (1) 社会保険料事業主負担金
厚生年金保険料等の改定に伴う引き上げ
- (2) 地域手当
人事院規則による支給割合の改正等に伴う改正
- (3) 職員健康管理費 5,417円 → 5,464円

2 加算単価関係

- (1) 主任保育士の専任加算
1 施設年額 2,918,882円 → 2,919,977円
- (2) 除雪費
入所児童1人当たり 5,650円 → 5,670円
- (3) 降灰除去費
1 施設年額 138,700円 → 139,330円

第2 平成22年度保育所職員の本俸基準額及び特殊業務手当基準額

職 種	格 付	本俸基準額	特殊業務手当基準額	
			調 整 数	基 本 額
所 長	(福) 2-33	253,400円	—	—
主任保育士	(福) 2-17	230,112円	1	9,200円
保 育 士	(福) 1-29	195,228円	1	7,800円
調 理 員 等	(行二) 1-37	165,800円	—	—

- (注) 1 この表は、保育所運営費負担金の予算積算上の給与格付けを例示したものである。
- 2 「格付」とは、国家公務員給与法に定める俸給表及び級号俸を指している。
- 3 主任保育士・保育士にあつては、当該俸給額その他、特別給与改善費を加えたものを本俸基準額としている。
- 4 なお、主任保育士・保育士は、本俸基準額とは別に特殊業務手当基準額（基本額×調整数）を本俸基準額に加えている。

第3 交付要綱等に定める保育単価に含まれている管理費は別紙「保育単価に含まれている管理費」のとおりである。

保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月 初日 の 入所 児 童 の 年 齢 区 分	管理費
31人 から 40人 まで	設 置	乳 児	12,687
		1 歳 児	7,543
		3 歳 児	3,942
		4 歳 以上 児	3,428
	未 設 置	乳 児	12,541
		1 歳 児	7,397
		3 歳 児	3,796
		4 歳 以上 児	3,282
41人 から 50人 まで	設 置	乳 児	12,714
		1 歳 児	7,570
		3 歳 児	3,969
		4 歳 以上 児	3,455
	未 設 置	乳 児	12,597
		1 歳 児	7,453
		3 歳 児	3,852
		4 歳 以上 児	3,338
51人 から 60人 まで	設 置	乳 児	12,248
		1 歳 児	7,104
		3 歳 児	3,503
		4 歳 以上 児	2,989
	未 設 置	乳 児	12,151
		1 歳 児	7,007
		3 歳 児	3,406
		4 歳 以上 児	2,892
61人 から 70人 まで	設 置	乳 児	11,990
		1 歳 児	6,846
		3 歳 児	3,245
		4 歳 以上 児	2,731
	未 設 置	乳 児	11,906
		1 歳 児	6,762
		3 歳 児	3,161
		4 歳 以上 児	2,647
71人 から 80人 まで	設 置	乳 児	11,800
		1 歳 児	6,656
		3 歳 児	3,055
		4 歳 以上 児	2,541
	未 設 置	乳 児	11,727
		1 歳 児	6,583
		3 歳 児	2,982
		4 歳 以上 児	2,468
81人 から 90人 まで	設 置	乳 児	11,648
		1 歳 児	6,504
		3 歳 児	2,903
		4 歳 以上 児	2,389
	未 設 置	乳 児	11,583
		1 歳 児	6,439
		3 歳 児	2,838
		4 歳 以上 児	2,324
91人 から 100人 まで	設 置	乳 児	11,219
		1 歳 児	6,075
		3 歳 児	2,474
		4 歳 以上 児	1,960
	未 設 置	乳 児	11,160
		1 歳 児	6,016
		3 歳 児	2,415
		4 歳 以上 児	1,901

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月 の年齢 区分	管理費
101人 から 110人 まで	設 置	乳児	11,151
		1,2歳児	6,007
		3歳児	2,406
	未 設 置	4歳以上児	1,892
		乳児	11,097
		1,2歳児	5,953
111人 から 120人 まで	設 置	3歳児	2,352
		4歳以上児	1,838
		乳児	11,091
	未 設 置	1,2歳児	5,947
		3歳児	2,346
		4歳以上児	1,832
121人 から 130人 まで	設 置	乳児	11,042
		1,2歳児	5,898
		3歳児	2,297
	未 設 置	4歳以上児	1,783
		乳児	11,041
		1,2歳児	5,897
131人 から 140人 まで	設 置	3歳児	2,296
		4歳以上児	1,782
		乳児	10,996
	未 設 置	1,2歳児	5,852
		3歳児	2,251
		4歳以上児	1,737
141人 から 150人 まで	設 置	乳児	11,000
		1,2歳児	5,856
		3歳児	2,255
	未 設 置	4歳以上児	1,741
		乳児	10,958
		1,2歳児	5,814
151人 から 160人 まで	設 置	3歳児	2,213
		4歳以上児	1,699
		乳児	10,967
	未 設 置	1,2歳児	5,823
		3歳児	2,222
		4歳以上児	1,708
161人 から 170人 まで	設 置	乳児	10,928
		1,2歳児	5,784
		3歳児	2,183
	未 設 置	4歳以上児	1,669
		乳児	10,934
		1,2歳児	5,790
171人 以上	設 置	3歳児	2,189
		4歳以上児	1,675
		乳児	10,897
	未 設 置	1,2歳児	5,753
		3歳児	2,152
		4歳以上児	1,638
171人 以上	設 置	乳児	10,906
		1,2歳児	5,762
		3歳児	2,161
	未 設 置	4歳以上児	1,647
		乳児	10,872
		1,2歳児	5,728
171人 以上	設 置	3歳児	2,127
		4歳以上児	1,613
		乳児	10,883
	未 設 置	1,2歳児	5,739
		3歳児	2,138
		4歳以上児	1,624
未 設 置	乳児	10,850	
	1,2歳児	5,706	
	3歳児	2,105	
未 設 置	4歳以上児	1,591	

(案)

雇 児 発 ※ 第 ※ 号 ※
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度小規模保育所に係る保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により、小規模保育所（平成12年3月30日児発第296号厚生省児童家庭局長通知「小規模保育所の設置認可等について」により承認され、同通知の第1の2のただし書の適用を受けたもの）に適用される保育単価を別紙のとおり定め、平成22年度分について適用することとしたので通知する。

なお、保育単価に含まれている管理費は別紙（参考）のとおりである。

別紙
小規模保育所適用保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
18/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	円 225,210	円 25,870	円 21,560	円 17,240	円 8,610
			1,2歳児	154,530	17,390	14,490	11,590	5,790
			3歳児	101,960	11,450	9,540	7,630	3,810
			4歳以上児	94,900	10,610	8,840	7,070	3,530
		未 設 置	乳児	199,920	22,830	19,030	15,220	7,600
			1,2歳児	129,240	14,350	11,960	9,570	4,780
	21人 から 30人 まで	設 置	1,2歳児	76,670	8,410	7,010	5,610	2,800
			3歳児	69,610	7,570	6,310	5,050	2,520
			4歳以上児	201,260	22,990	19,160	15,320	7,650
			1,2歳児	130,580	14,510	12,090	9,670	4,830
		未 設 置	3歳児	78,010	8,570	7,140	5,710	2,850
			4歳以上児	70,950	7,730	6,440	5,150	2,570
15/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	220,400	25,290	21,080	16,860	8,430
			1,2歳児	151,330	17,010	14,170	11,340	5,670
			3歳児	99,890	11,200	9,340	7,470	3,730
			4歳以上児	92,990	10,380	8,650	6,920	3,460
		未 設 置	乳児	195,750	22,330	18,610	14,890	7,440
			1,2歳児	126,680	14,050	11,700	9,370	4,680
	21人 から 30人 まで	設 置	3歳児	75,240	8,240	6,870	5,500	2,740
			4歳以上児	68,340	7,420	6,180	4,950	2,470
			乳児	196,970	22,480	18,730	14,980	7,490
			1,2歳児	127,900	14,200	11,820	9,460	4,730
		未 設 置	3歳児	76,460	8,390	6,990	5,590	2,790
			4歳以上児	69,560	7,570	6,300	5,040	2,520
12/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	215,610	24,720	20,600	16,480	8,230
			1,2歳児	148,140	16,620	13,850	11,080	5,530
			3歳児	97,830	10,950	9,130	7,300	3,640
			4歳以上児	91,090	10,150	8,460	6,770	3,380
		未 設 置	乳児	191,600	21,840	18,200	14,550	7,270
			1,2歳児	124,130	13,740	11,450	9,150	4,570
	21人 から 30人 まで	設 置	3歳児	73,820	8,070	6,730	5,370	2,680
			4歳以上児	67,080	7,270	6,060	4,840	2,420
			乳児	192,690	21,970	18,310	14,640	7,310
			1,2歳児	125,220	13,870	11,560	9,240	4,610
		未 設 置	3歳児	74,910	8,200	6,840	5,460	2,720
			4歳以上児	68,170	7,400	6,170	4,930	2,460
10/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	176,680	20,050	16,700	13,360	6,670
			1,2歳児	109,210	11,950	9,950	7,960	3,970
			3歳児	58,900	6,280	5,230	4,180	2,080
			4歳以上児	52,160	5,480	4,560	3,650	1,820
		未 設 置	乳児	188,830	21,510	17,920	14,340	7,170
			1,2歳児	122,430	13,540	11,280	9,020	4,510
	21人 から 30人 まで	設 置	3歳児	72,870	7,960	6,630	5,310	2,650
			4歳以上児	66,240	7,170	5,970	4,780	2,390
			乳児	189,830	21,630	18,020	14,420	7,210
			1,2歳児	123,430	13,660	11,380	9,100	4,550
		未 設 置	3歳児	73,870	8,080	6,730	5,390	2,690
			4歳以上児	67,240	7,290	6,070	4,860	2,430

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月月初日の定員区分	その保育所の長がその月月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
8/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	円 209,220	円 23,950	円 19,950	円 15,960	円 7,980
			1,2歳児	143,900	16,120	13,420	10,740	5,370
			3歳児	95,090	10,630	8,850	7,080	3,540
			4歳以上児	88,560	9,850	8,200	6,560	3,280
		未 設 置	乳児	186,060	21,170	17,640	14,110	7,050
			1,2歳児	120,740	13,340	11,110	8,890	4,440
	21人 から 30人 まで	設 置	乳児	186,970	21,280	17,730	14,180	7,090
			1,2歳児	121,650	13,450	11,200	8,960	4,480
			3歳児	72,840	7,960	6,630	5,300	2,650
			4歳以上児	66,310	7,180	5,980	4,780	2,390
		未 設 置	乳児	171,530	19,420	16,190	12,950	6,470
			1,2歳児	106,210	11,590	9,660	7,730	3,860
6/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	206,020	23,560	19,640	15,710	7,850
			1,2歳児	141,770	15,850	13,210	10,570	5,280
			3歳児	93,710	10,460	8,720	6,970	3,480
			4歳以上児	87,290	9,690	8,080	6,460	3,230
		未 設 置	乳児	183,280	20,840	17,360	13,890	6,940
			1,2歳児	119,030	13,130	10,930	8,750	4,370
	21人 から 30人 まで	設 置	乳児	184,110	20,930	17,450	13,960	6,970
			1,2歳児	119,860	13,220	11,020	8,820	4,400
			3歳児	71,800	7,830	6,530	5,220	2,600
			4歳以上児	65,380	7,060	5,890	4,710	2,350
		未 設 置	乳児	168,950	19,120	15,930	12,750	6,370
			1,2歳児	104,700	11,410	9,500	7,610	3,800
3/100 地域	20人 まで	設 置	乳児	201,220	23,000	19,160	15,330	7,660
			1,2歳児	138,580	15,480	12,900	10,310	5,150
			3歳児	91,650	10,220	8,510	6,810	3,400
			4歳以上児	85,390	9,470	7,890	6,310	3,150
		未 設 置	乳児	179,120	20,340	16,950	13,560	6,780
			1,2歳児	116,480	12,820	10,690	8,540	4,270
	21人 から 30人 まで	設 置	乳児	179,810	20,430	17,020	13,620	6,810
			1,2歳児	117,170	12,910	10,760	8,600	4,300
			3歳児	70,240	7,650	6,370	5,100	2,550
			4歳以上児	63,980	6,900	5,750	4,600	2,300
		未 設 置	乳児	165,080	18,660	15,540	12,440	6,220
			1,2歳児	102,440	11,140	9,280	7,420	3,710
その他 地域	20人 まで	設 置	乳児	196,420	22,420	18,680	14,940	7,470
			1,2歳児	135,390	15,090	12,580	10,060	5,030
			3歳児	89,580	9,970	8,310	6,640	3,320
			4歳以上児	83,480	9,240	7,700	6,160	3,080
		未 設 置	乳児	174,970	19,840	16,530	13,220	6,610
			1,2歳児	113,940	12,510	10,430	8,340	4,170
	21人 から 30人 まで	設 置	乳児	175,530	19,910	16,590	13,270	6,630
			1,2歳児	114,500	12,580	10,490	8,390	4,190
			3歳児	68,690	7,460	6,220	4,970	2,480
			4歳以上児	62,590	6,730	5,610	4,490	2,240
		未 設 置	乳児	161,220	18,190	15,160	12,120	6,060
			1,2歳児	100,190	10,860	9,060	7,240	3,620
			3歳児	54,380	5,740	4,790	3,820	1,910
			4歳以上児	48,280	5,010	4,180	3,340	1,670

別紙(参考)

小規模保育所適用保育単価に含まれている管理費

その保育所の その月初日の 定員区分	その保育所の長がその月 初日において設置又は未 設置(欠員・無給)の区分	その月初日 の入所児童 の年齢区分	管理費
20人 まで	設 置	乳 児	円 14,637
		1, 2 歳 児	9,493
		3 歳 児	5,892
		4 歳 以上 児	5,378
	未 設 置	乳 児	14,343
		1, 2 歳 児	9,199
		3 歳 児	5,598
		4 歳 以上 児	5,084
21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	13,248
		1, 2 歳 児	8,104
		3 歳 児	4,503
		4 歳 以上 児	3,989
	未 設 置	乳 児	13,052
		1, 2 歳 児	7,908
		3 歳 児	4,307
		4 歳 以上 児	3,793

(案)

雇 児 発 ※ 第 ※ 号 ※
平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成22年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成22年度分について適用することとしたので通知する。

別 紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所の その月初日の 定員区分	年 齢 区 分	加 算 額	民 間 施 設 給 与 等 改 善 費 加 算 額 (第 2 欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人まで	3歳未満児	円 13,870	円 1,100	円 910	円 730	円 360
	3歳以上児	円 15,440	円 1,100	円 910	円 730	円 360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,810	円 730	円 610	円 480	円 240
	3歳以上児	円 12,380	円 730	円 610	円 480	円 240
31人から 40人まで	3歳未満児	円 9,280	円 550	円 450	円 360	円 180
	3歳以上児	円 10,850	円 550	円 450	円 360	円 180
41人から 50人まで	3歳未満児	円 8,360	円 440	円 360	円 290	円 140
	3歳以上児	円 9,930	円 440	円 360	円 290	円 140
51人から 60人まで	3歳未満児	円 7,750	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	円 9,320	円 360	円 300	円 240	円 120
61人から 70人まで	3歳未満児	円 7,320	円 310	円 260	円 200	円 100
	3歳以上児	円 8,880	円 310	円 260	円 200	円 100
71人から 80人まで	3歳未満児	円 6,990	円 270	円 220	円 180	円 90
	3歳以上児	円 8,550	円 270	円 220	円 180	円 90
81人から 90人まで	3歳未満児	円 6,730	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	円 8,300	円 240	円 200	円 160	円 80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	円 6,263

平成22年度保育対策等促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第0609001号 平成20年6月9日 厚生労働省発雇児第0304005号 平成21年3月4日 厚生労働省発雇児第0603004号 平成21年6月3日 厚生労働省発雇児第*****号 平成**年**月**日</p> <p style="text-align: center;">〔一部改正〕 〔一部改正〕 〔一部改正〕</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、平成12年6月2日厚生省発児第102号「保育対策等促進事業費の国庫補助について」は廃止する。 おって、平成19年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内市町村（特別区を含む。）に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第0609001号 平成20年6月9日 厚生労働省発雇児第0304005号 平成21年3月4日 厚生労働省発雇児第0603004号 平成21年6月3日</p> <p style="text-align: center;">〔一部改正〕 〔一部改正〕</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核都市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成20年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、平成12年6月2日厚生省発児第102号「保育対策等促進事業費の国庫補助について」は廃止する。 おって、平成19年度以前に交付された国庫補助金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。 また、貴管内市町村（特別区を含む。）に対しては、貴職よりこの旨周知されたい。</p>

改正後

改正前

別紙

保育対策等促進事業費補助金交付要綱

(通則)

1 (略)

(交付の目的)

2 この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、特定保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、待機児童解消促進等事業、保育環境改善等事業、延長保育促進事業を円滑に実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 特定保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添1「特定保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

ただし、年間の延べ利用児童数が25人に満たない保育所は、補助対象とならないものとする。

(2) 休日・夜間保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添2「休日

別紙

保育対策等促進事業費補助金交付要綱

(通則)

1 保育対策等促進事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省令・労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、児童手当法（昭和46年法律第73号）第29条の2に規定する児童育成事業として、一時預かり事業、特定保育事業、休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、待機児童解消促進等事業、保育環境改善等事業を円滑に実施し、もって児童の福祉の向上を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 一時預かり事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添1「一時預かり事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

ただし、年間の延べ利用児童数が300人に満たない施設は、補助対象とならないが、保育所型については、しばらくの間、経過措置により補助対象とする。

(2) 特定保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添2「特定保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

ただし、年間の延べ利用児童数が25人に満たない保育所は、補助対象とならないものとする。

(3) 休日・夜間保育事業

平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添3「休日

改正後

・夜間保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(3) 病児・病後児保育事業

平成20年6月9日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

ただし、病児対応型及び病後児対応型については、年間の延べ利用児童数が10人に満たない場合は、補助対象とならないものとする。

(4) 待機児童解消促進等事業

平成20年6月9日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添4「待機児童解消促進等事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(5) 保育環境改善等事業

平成20年6月9日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(6) 延長保育促進事業

平成20年6月9日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添6「延長保育促進事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(交付額の算定方法)

4 (略)

改正前

・夜間保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(4) 病児・病後児保育事業

平成20年6月9日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添4「病児・病後児保育事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

ただし、病児対応型及び病後児対応型については、年間の延べ利用児童数が10人に満たない場合は、補助対象とならないものとする。

(5) 待機児童解消促進等事業

平成20年6月9日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添5「待機児童解消促進等事業実施要綱」により、市町村が行う事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業、若しくは、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(6) 保育環境改善等事業

平成20年6月9日雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」の別添6「保育環境改善等事業実施要綱」により、市町村が行う事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業並びに指定都市及び中核市が行う事業又は助成する事業。

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 都道府県分

ア 別表の第1欄の保育対策等促進事業について、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額を算定する。

改正後

(交付額の下限)

5 (略)

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

改正前

イ アにより選定された額に3分の2を乗じた額と都道府県が補助した額を比較して少ない方の額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 指定都市及び中核市分

ア 別表の第1欄の保育対策等促進事業について、第2欄に定める基準額と、第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を算定する。

イ アにより選定された額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額の下限)

5 交付決定については、4に定める交付額が、175,000円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 厚生労働大臣の承認を受けて前号に定める補助財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

改正後

- (7) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 都道府県は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- (9) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(1)から(6)までに掲げる条件を付さなければならない。
この場合において(1)、(2)、(3)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (10) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)
7 (略)

(変更申請手続)
8 (略)

(交付決定までの標準的期間)
9 (略)

(補助金の概算払)
10 (略)

(実績報告)
11 (略)

改正前

- (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 都道府県は、国からの概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく市町村に交付しなければならない。
- (8) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、(1)から(6)までに掲げる条件を付さなければならない。
この場合において(1)、(2)、(3)及び(4)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4)中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
- (9) (8)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (10) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)
7 この補助金の交付の申請について、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書を毎年度5月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)
8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)
9 国は、交付申請書が到達した日から起算して原則として3か月以内に交付決定を行うものとする。

(補助金の概算払)
10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)
11 この補助金の実績報告について、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、翌年度の4月10日(6の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

改正後	改正前
<p>(補助金の返還) 12 (略)</p> <p>(その他) 13 (略)</p>	<p>(補助金の返還) 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その越える部分について国庫に返還することを命ずる。</p> <p>(その他) 13 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>

改正後

改正前

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育対策等促進事業			

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
保育対策等促進事業	<p><u>1 一時預かり事業</u></p> <p><u>(1) 保育所型及び地域密着型</u> <u>(年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</u></p> <p><u>1 か所当たり年額</u> <u>1,350,000 円</u> <u>(300 人以上 900 人未満)</u></p> <p><u>2,430,000 円</u> <u>(900 人以上 1,500 人未満)</u></p> <p><u>3,510,000 円</u> <u>(1,500 人以上 2,100 人未満)</u></p> <p><u>4,590,000 円</u> <u>(2,100 人以上 2,700 人未満)</u></p> <p><u>5,670,000 円</u> <u>(2,700 人以上 3,300 人未満)</u></p> <p><u>6,750,000 円</u> <u>(3,300 人以上 3,900 人未満)</u></p> <p><u>7,830,000 円 (3,900 人以上)</u></p> <p>※ <u>保育所型における経過措置分</u> <u>450,000 円</u> <u>(25 人以上 300 人未満)</u></p> <p><u>(2) 地域密着Ⅱ型(地域密着型に類するもの)</u> <u>(年間延べ利用児童数により区分される次に定める額とする)</u></p> <p><u>1 か所当たり年額</u> <u>1,215,000 円</u> <u>(300 人以上 900 人未満)</u></p>	一時預かり事業に必要な経費	<u>1 / 3</u>

改正後				改正前			
					<u>2,187,000 円</u> <u>(900 人以上 1,500 人未満)</u>		
					<u>3,159,000 円</u> <u>(1,500 人以上 2,100 人未満)</u>		
					<u>4,131,000 円</u> <u>(2,100 人以上 2,700 人未満)</u>		
					<u>5,103,000 円</u> <u>(2,700 人以上 3,300 人未満)</u>		
					<u>6,075,000 円</u> <u>(3,300 人以上 3,900 人未満)</u>		
					<u>7,047,000 円 (3,900 人以上)</u>		
					<u>※(1) 及び(2) とともに、1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること</u>		
	<u>1</u> 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする)	特定保育事業に必要な 経費	<u>1 / 3</u>		<u>2</u> 特定保育事業 (年間延べ利用児童数により区分される 次に定める額とする)	特定保育事業に必要な 経費	
	1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)				1 か所当たり年額 270,000 円 (25 人以上 300 人未満)		
	810,000 円 (300 人以上 600 人未満)				810,000 円 (300 人以上 600 人未満)		
	1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)				1,350,000 円 (600 人以上 900 人未満)		
	1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)				1,890,000 円 (900 人以上 1,200 人未満)		
	2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)				2,430,000 円 (1,200 人以上 1,500 人未満)		
	2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)				2,970,000 円 (1,500 人以上 1,800 人未満)		

改正後

改正前

3,510,000 円
(1,800 人以上 2,100 人未満)

4,050,000 円
(2,100 人以上 2,400 人未満)

4,590,000 円
(2,400 人以上 2,700 人未満)

5,130,000 円 (2,700 人以上)

※ 1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること

3,510,000 円
(1,800 人以上 2,100 人未満)

4,050,000 円
(2,100 人以上 2,400 人未満)

4,590,000 円
(2,400 人以上 2,700 人未満)

5,130,000 円 (2,700 人以上)

※ 1 日当たり 4 時間未満の利用児童については、2 人で 1 人と算定すること

2 休日・夜間保育事業

(1) 休日保育事業 (認可保育所)

① 基本分

(年間延べ利用児童数が 210 人以下)

1 か所当たり年額 1,161,000 円

② 加算分

(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額
80,500 円
(210 人超 280 人未満)

241,500 円
(280 人以上 350 人未満)

402,500 円
(350 人以上 420 人未満)

563,500 円
(420 人以上 490 人未満)

724,500 円
(490 人以上 560 人未満)

休日・夜間保育事業に必要な経費

3 休日・夜間保育事業

(1) 休日保育事業 (認可保育所)

① 基本分

(年間延べ利用児童数が 210 人以下)

1 か所当たり年額 1,176,000 円

② 加算分

(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額
80,500 円
(210 人超 280 人未満)

241,500 円
(280 人以上 350 人未満)

402,500 円
(350 人以上 420 人未満)

563,500 円
(420 人以上 490 人未満)

724,500 円
(490 人以上 560 人未満)

休日・夜間保育事業に必要な経費

改正後

改正前

885,500 円
(560 人以上 630 人未満)

1,046,500 円
(630 人以上 700 人未満)

1,207,500 円
(700 人以上 770 人未満)

1,368,500 円
(770 人以上 840 人未満)

1,529,500 円
(840 人以上 910 人未満)

1,690,500 円
(910 人以上 980 人未満)

1,851,500 円
(980 人以上 1,050 人未満)

2,012,500 円 (1,050 人以上)

(2) 休日保育事業 (認可保育所以外)

①基本分

(年間延べ利用児童数が 210 人以下)
1 か所当たり年額 630,000 円

②加算分

(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額
63,000 円
(210 人超 280 人未満)

189,000 円
(280 人以上 350 人未満)

315,000 円
(350 人以上 420 人未満)

885,500 円
(560 人以上 630 人未満)

1,046,500 円
(630 人以上 700 人未満)

1,207,500 円
(700 人以上 770 人未満)

1,368,500 円
(770 人以上 840 人未満)

1,529,500 円
(840 人以上 910 人未満)

1,690,500 円
(910 人以上 980 人未満)

1,851,500 円
(980 人以上 1,050 人未満)

2,012,500 円 (1,050 人以上)

(2) 休日保育事業 (認可保育所以外)

①基本分

(年間延べ利用児童数が 210 人以下)
1 か所当たり年額 630,000 円

②加算分

(年間延べ利用児童数が 210 人を超える場合、基本分に加え、次の単価を加算)

1 か所当たり年額
63,000 円
(210 人超 280 人未満)

189,000 円
(280 人以上 350 人未満)

315,000 円
(350 人以上 420 人未満)

改正後

改正前

441,000 円
(420 人以上 490 人未満)

567,000 円
(490 人以上 560 人未満)

693,000 円
(560 人以上 630 人未満)

819,000 円
(630 人以上 700 人未満)

945,000 円
(700 人以上 770 人未満)

1,071,000 円
(770 人以上 840 人未満)

1,197,000 円
(840 人以上 910 人未満)

1,323,000 円
(910 人以上 980 人未満)

1,449,000 円
(980 人以上 1,050 人未満)

1,575,000 円 (1,050 人以上)

(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所)
1 か所当たり年額 2,460,000 円
(ただし、事業期間が 6 か月未満の
保育所にあつては、1,230,000 円)

(4) 夜間保育推進事業
(認可保育所以外)
1 か所当たり年額 1,500,000 円
(ただし、事業期間が 6 か月未満の
施設にあつては、750,000 円)

441,000 円
(420 人以上 490 人未満)

567,000 円
(490 人以上 560 人未満)

693,000 円
(560 人以上 630 人未満)

819,000 円
(630 人以上 700 人未満)

945,000 円
(700 人以上 770 人未満)

1,071,000 円
(770 人以上 840 人未満)

1,197,000 円
(840 人以上 910 人未満)

1,323,000 円
(910 人以上 980 人未満)

1,449,000 円
(980 人以上 1,050 人未満)

1,575,000 円 (1,050 人以上)

(3) 夜間保育推進事業 (認可保育所)
1 か所当たり年額 2,460,000 円
(ただし、事業期間が 6 か月未満の
保育所にあつては、1,230,000 円)

(4) 夜間保育推進事業
(認可保育所以外)
1 か所当たり年額 1,500,000 円
(ただし、事業期間が 6 か月未満の
施設にあつては、750,000 円)

改正後

改正前

3 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

①基本分

1 か所当たり年額 2,400,000 円

②加算分

(基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)

1 か所当たり年額
500,000 円
(10 人以上 50 人未満)

2,500,000 円
(50 人以上 200 人未満)

4,250,000 円
(200 人以上 400 人未満)

6,250,000 円
(400 人以上 600 人未満)

7,750,000 円
(600 人以上 800 人未満)

9,750,000 円
(800 人以上 1,000 人未満)

11,750,000 円
(1,000 人以上 1,200 人未満)

13,750,000 円
(1,200 人以上 1,400 人未満)

15,750,000 円
(1,400 人以上 1,600 人未満)

17,750,000 円
(1,600 人以上 1,800 人未満)

19,750,000 円
(1,800 人以上 2,000 人未満)

21,750,000 円 (2,000 人以上)

病児・病後児保育事業に必要な経費

4 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

①基本分

1 か所当たり年額 1,500,000 円

②加算分

(基本分に加え、年間延べ利用児童数により区分される次に定める額を加算)

1 か所当たり年額
500,000 円
(10 人以上 50 人未満)

1,560,000 円
(50 人以上 200 人未満)

3,750,000 円
(200 人以上 400 人未満)

5,750,000 円
(400 人以上 600 人未満)

7,750,000 円
(600 人以上 800 人未満)

9,750,000 円
(800 人以上 1,000 人未満)

11,750,000 円
(1,000 人以上 1,200 人未満)

13,750,000 円
(1,200 人以上 1,400 人未満)

15,750,000 円
(1,400 人以上 1,600 人未満)

17,750,000 円
(1,600 人以上 1,800 人未満)

19,750,000 円
(1,800 人以上 2,000 人未満)

21,750,000 円 (2,000 人以上)

病児・病後児保育事業に必要な経費

改正後

改正前

- (2) 低所得者減免分加算 (病児対応型)
 ア 生活保護法による被保護者世帯
 5,000 円 × 年間延利用人員
 イ 市区町村民税非課税世帯
 2,500 円 × 年間延利用人員

- (3) 普及定着促進費 (病児対応型)
 1 か所当たり年額 500,000 円
 (ただし、事業期間が 6 か月未満の
 施設にあつては、250,000 円)
 (事業開始年度限り)

- (4) 病後児対応型
 ① 基本分
 1 か所当たり年額 2,000,000 円

 ② 加算分
 (基本分に加え、年間延べ利用児童
 数により区分される次に定める額を
 加算)

1 か所当たり年額
 400,000 円
 (10 人以上 50 人未満)

2,200,000 円
 (50 人以上 200 人未満)

3,100,000 円
 (200 人以上 400 人未満)

5,000,000 円
 (400 人以上 600 人未満)

6,800,000 円
 (600 人以上 800 人未満)

8,700,000 円
 (800 人以上 1,000 人未満)

10,600,000 円
 (1,000 人以上 1,200 人未満)

- (2) 低所得者減免分加算 (病児対応型)
 ア 生活保護法による被保護者世帯
 5,000 円 × 年間延利用人員
 イ 市区町村民税非課税世帯
 2,500 円 × 年間延利用人員
 (千円未満切り捨て)

- (3) 病後児対応型
 ① 基本分
 1 か所当たり年額 1,500,000 円

 ② 加算分
 (基本分に加え、年間延べ利用児童
 数により区分される次に定める額を
 加算)

1 か所当たり年額
 400,000 円
 (10 人以上 50 人未満)

1,250,000 円
 (50 人以上 200 人未満)

3,000,000 円
 (200 人以上 400 人未満)

4,900,000 円
 (400 人以上 600 人未満)

6,800,000 円
 (600 人以上 800 人未満)

8,700,000 円
 (800 人以上 1,000 人未満)

10,600,000 円
 (1,000 人以上 1,200 人未満)

改正後			改正前		
12,500,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)			12,500,000 円 (1,200 人以上 1,400 人未満)		
14,400,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)			14,400,000 円 (1,400 人以上 1,600 人未満)		
16,300,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)			16,300,000 円 (1,600 人以上 1,800 人未満)		
18,200,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)			18,200,000 円 (1,800 人以上 2,000 人未満)		
20,100,000 円 (2,000 人以上)			20,100,000 円 (2,000 人以上)		
(5) 低所得者減免分加算 (病後児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円× 年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円× 年間延利用人員			(4) 低所得者減免分加算 (病後児対応型) ア 生活保護法による被保護者世帯 5,000 円× 年間延利用人員 イ 市区町村民税非課税世帯 2,500 円× 年間延利用人員 (千円未満切り捨て)		
(6) 普及定着促進費 (病後児対応型) <u>1 か所当たり年額 500,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、 <u>250,000 円</u>) (事業開始年度限り)					
(7) 体調不良児対応型 1 か所当たり年額 <u>4,330,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、 <u>2,160,000 円</u>)			(5) 体調不良児対応型 1 か所当たり年額 <u>4,410,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、 <u>2,200,000 円</u>)		
<u>4</u> 待機児童解消促進等事業	待機児童解消促進等事業に必要な経費		<u>5</u> 待機児童解消促進等事業	待機児童解消促進等事業に必要な経費	
			(1) <u>送迎保育ステーション試行事業</u> ① <u>事業費</u> 1 か所当たり年額 <u>13,386,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、 <u>6,693,000 円</u>) ② <u>賃借料</u> 1 か所当たり年額 <u>3,000,000 円</u> (ただし、事業期間が 6 か月未満の 施設にあっては、 <u>1,500,000 円</u>)		

改正後

改正前

(1) 家庭的保育事業

①家庭的保育者経費

児童1人当たり月額 52,400円

②家庭的保育支援者経費

ア 家庭的保育者6人以上に対し
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額
4,549,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、2,274,000円)

イ 家庭的保育者3～5人に対し
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額
2,274,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、1,137,000円)

③連携保育所又は実施保育所経費

ア 基本分

1か所当たり年額 600,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、300,000円)

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者1人
につき次の年額単価を加算

110,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、55,000円)

(2) 認可化移行促進事業

1か所当たり年額 2,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、1,000,000円)

(3) 保育所分園推進事業

1か所当たり年額 1,200,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、600,000円)

(4) 保育所体験特別事業

1事業当たり年額 848,000円

(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策
事業

1市町村当たり年額 325,000円

(2) 家庭的保育事業

①家庭的保育者経費

児童1人当たり月額 53,400円

②家庭的保育支援者経費

ア 家庭的保育者6人以上に対し
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額
4,631,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、2,315,000円)

イ 家庭的保育者3～5人に対し
配置する場合

家庭的保育支援者1人当たり年額
2,315,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、1,157,000円)

③連携保育所又は実施保育所経費

ア 基本分

1か所当たり年額 600,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、300,000円)

イ 加算分

基本分に加え家庭的保育者1人
につき次の年額単価を加算

110,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、55,000円)

(3) 認可化移行促進事業

1か所当たり年額 2,000,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、1,000,000円)

(4) 保育所分園推進事業

1か所当たり年額 1,200,000円

(ただし、事業期間が6か月未満の
場合は、600,000円)

(5) 保育所体験特別事業

1事業当たり年額 937,000円

(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策
事業

1市町村当たり年額 322,000円

改正後

改正前

<p><u>5</u> 保育環境改善等事業</p> <p>(1) 基本改善事業 1事業あたり 7,000,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 1事業あたり 1,000,000円</p>	<p>保育環境改善等事業に必要な経費</p>	<p><u>6</u> 保育環境改善等事業</p> <p>(1) 基本改善事業 1事業あたり 7,000,000円</p> <p>(2) 環境改善事業 1事業あたり 1,000,000円</p>	<p>保育環境改善等事業に必要な経費</p>
<p><u>6</u> 延長保育促進事業</p> <p>(1) <u>延長保育推進事業（基本分）</u> <u>1か所あたり年額 4,600,000円</u></p> <p>(2) <u>延長保育事業（加算分）</u> <u>（延長時間により区分される次に定める額とする）</u></p> <p><u>1事業あたり年額</u> <u>300,000円</u> (延長時間 30分)</p> <p><u>1,400,000円</u> (延長時間 1時間)</p> <p><u>2,200,000円</u> (延長時間 2～3時間)</p> <p><u>4,600,000円</u> (延長時間 4～5時間)</p> <p><u>5,400,000円</u> (延長時間 6時間以上)</p> <p><u>（ただし、（1）及び（2）ともに事業期間が6か月未満の施設にあつては、該する1か所（事業）あたり年額に2分の1を乗じて得た額を基準額とする）</u></p>	<p><u>延長保育促進事業に必要な経費</u></p>		

別紙様式 1

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金調書

厚生労働省所管
年金特別会計児童手当勘定

都道府県
指定都市名
中核市

国			地方公共団体							備考	
歳出予算科目	交付決定額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額		うち国庫補助金相当額
(組織)厚生労働本省	円			円	円		円	円	円	円	
(項)児童育成事業費											
(事項)特別保育等に必要経費											
(目)児童育成事業費補助金											
保育対策等促進事業費											

(注)1 「地方公共団体」の「科目」は、国の歳出予算科目に対応する部分まで区分すること。
2 「予算現額」は、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明記すること。

前
正
改

表
照
対
旧
新

後
正
改

別紙様式1(略)

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式2(略)</p>	<p>別紙様式2</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金の交付申請について</p> <p>標記の国庫補助金に係る事業について、次のとおり関係書類を添えて申請する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国庫補助金申請額 金 円 2. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額総括表（別表1） 3. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表（別表2） 4. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書（別表3） 5. 添付書類 当該事業に関する歳入歳出予算書抄本

別表 1

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額総括表

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

区 分	国庫補助基本額 円	要国庫補助額 円	備考
保育対策等促進事業費			

前
正
改

表
照
対
新
旧

後
正
改

別表1(略)

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費				基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥	合 計 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国 庫 補 助 基 本 額 ⑨	要 国 庫 補 助 額 (⑨×1/2) ⑩
		支出 予定額 ②	寄付金その 他の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④							
		円	円	円	円						
1. 一時預かり事業											
(1)保育所型											
(2)地域密着型											
(3)地域密着Ⅱ型											
2. 特定保育事業											
3. 休日・夜間保育事業	()										
(1)休日保育事業(認可保育所)											
(2)休日保育事業(認可保育所以外)											
(3)夜間保育推進事業(認可保育所)	()										
(4)夜間保育推進事業 (認可保育所以外)	()										
4. 病児・病後児保育事業	()										
(1)病児対応型											
(2)低所得者加算(病児保育)	()										
(3)病後児対応型											
(4)低所得者加算(病後児保育)	()										
(5)体調不良児対応型	()										
5. 待機児童解消促進等事業	()										
(1)送迎保育ステーション試行事業	()										
(2)家庭的保育事業	()										
(3)認可化移行促進事業	()										
(4)保育所分園推進事業	()										
(5)保育所体験特別事業											
(6)認可外保育施設の衛生・ 安全対策事業											
6. 保育環境改善等事業											
(1)基本改善事業											
(2)環境改善事業											
合計											

(注) 1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)-(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。
2. ⑩は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費				基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥	合 計 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国 庫 補 助 基 本 額 ⑨	要 国 庫 補 助 額 (⑨×1/2) ⑩
		支出 予定額 ②	寄付金その 他の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④							
		円	円	円	円						
1. 特定保育事業											
2. 休日・夜間保育事業	()										
(1)休日保育事業(認可保育所)											
(2)休日保育事業(認可保育所以外)											
(3)夜間保育推進事業(認可保育所)	()										
(4)夜間保育推進事業 (認可保育所以外)	()										
3. 病児・病後児保育事業	()										
(1)病児対応型											
(2)低所得者減免分加算(病児対応型)	()										
(3)普及定着促進費(病児対応型)	()										
(4)病後児対応型											
(5)低所得者減免分加算(病後児対応型)	()										
(6)普及定着促進費(病後児対応型)	()										
(7)体調不良児対応型	()										
4. 待機児童解消促進等事業	()										
(1)家庭的保育事業	()										
(2)認可化移行促進事業	()										
(3)保育所分園推進事業	()										
(4)保育所体験特別事業											
(5)認可外保育施設の衛生・ 安全対策事業											
5. 保育環境改善等事業											
(1)基本改善事業											
(2)環境改善事業											
6. 延長保育推進事業											
(1)延長保育推進事業(基本分)	()										
(2)延長保育事業(加算分)	()										
合計											

(注) 1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)・(5)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、5(2)は事業数を記入すること。
2. ⑩は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥ (④と⑤を比較 して少ない方 の額)	⑥×2/3 =⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨ (⑦と⑧を比較 して少ない方 の額)	要国庫 補助額 ⑩ (⑨×1/2)
		支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④						
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1.一時預かり事業										
(1)保育所型										
(2)地域密着型										
(3)地域密着II型										
2.特定保育事業										
3.休日・夜間保育事業	()									
(1)休日保育事業(認可保育所)										
(2)休日保育事業(認可保育所以外)										
(3)夜間保育推進事業(認可保育所)	()									
(4)夜間保育推進事業 (認可保育所以外)	()									
4.病児・病後児保育事業	()									
(1)病児対応型										
(2)低所得者加算(病児保育)	()									
(3)病後児対応型										
(4)低所得者加算(病後児保育)	()									
(5)体調不良児対応型	()									
5.待機児童解消促進等事業	()									
(1)送迎保育ステーション試行事業	()									
(2)家庭的保育事業	()									
(3)認可化移行促進事業	()									
(4)保育所分園推進事業	()									
(5)保育所体験特別事業										
(6)認可外保育施設の衛生・ 安全対策事業										
6.保育環境改善等事業										
(1)基本改善事業										
(2)環境改善事業										
合計										

(注)1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)・(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。

改 正 前

表 照 対

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥ (④と⑤を比較 して少ない方 の額)	⑥×2/3 =⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 ⑨ (⑦と⑧を比較 して少ない方 の額)	要国庫 補助額 ⑩ (⑨×1/2)
		支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④						
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
1.特定保育事業										
2.休日・夜間保育事業	()									
(1)休日保育事業(認可保育所)										
(2)休日保育事業(認可保育所以外)										
(3)夜間保育推進事業(認可保育所)	()									
(4)夜間保育推進事業 (認可保育所以外)	()									
3.病児・病後児保育事業	()									
(1)病児対応型										
(2)低所得者減免加算(病児対応型)	()									
(3)普及定着促進費(病児対応型)	()									
(4)病後児対応型										
(5)低所得者減免加算(病後児対応型)	()									
(6)普及定着促進費(病後児対応型)	()									
(7)体調不良児対応型	()									
4.待機児童解消促進等事業	()									
(1)家庭的保育事業	()									
(2)認可化移行促進事業	()									
(3)保育所分園推進事業	()									
(4)保育所体験特別事業										
(5)認可外保育施設の衛生・ 安全対策事業										
5.保育環境改善等事業										
(1)基本改善事業										
(2)環境改善事業										
6.延長保育促進事業										
(1)延長保育推進事業(基本分)	()									
(2)延長保育事業(加算分)	()									
合計										

(注)1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)・(5)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、5(2)は事業数を記入すること。

改 正 後

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

指定都市名
中核市名

内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	国 庫 補 助 基 本 額 (④と⑤を比較して少 ない方の額)⑥	要国庫 補助額 (⑥×1/3) ⑦
		支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④			
	か所	円	円	円	円	円	円
1_一時預かり事業							
(1)保育所型							
(2)地域密着型							
(3)地域密着Ⅱ型							
2_特定保育事業							
3_休日・夜間保育事業	()						
(1)休日保育事業(認可保育所)							
(2)休日保育事業(認可保育所以外)							
(3)夜間保育推進事業(認可保育所)	()						
(4)夜間保育推進事業(認可保育所以外)	()						
4_病児・病後児保育事業	()						
(1)病児対応型							
(2)低所得者加算(病児対応)	()						
(3)病後児対応型							
(4)低所得者加算(病後児対応)	()						
(5)体調不良児対応型	()						
5_待機児童解消促進等事業	()						
(1)送迎保育之ソリューション試行事業	()						
(2)家庭的保育事業	()						
(3)認可化移行促進事業	()						
(4)保育所分園推進事業	()						
(5)保育所体験特別事業	()						
(6)認可外保育施設の衛生・安全対策事業	()						
6_保育環境改善等事業							
(1)基本改善事業							
(2)環境改善事業							
合計							

(注)1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)・(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。
2. ⑦は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金所要額内訳表

指定都市名
中核市名

内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	国 庫 補 助 基 本 額 (④と⑤を比較して少 ない方の額)⑥	要国庫 補助額 (⑥×1/3) ⑦
		支出 予定額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④			
	か所	円	円	円	円	円	円
1_特定保育事業							
2_休日・夜間保育事業	()						
(1)休日保育事業(認可保育所)							
(2)休日保育事業(認可保育所以外)							
(3)夜間保育推進事業(認可保育所)	()						
(4)夜間保育推進事業(認可保育所以外)	()						
3_病児・病後児保育事業	()						
(1)病児対応型							
(2)低所得者加算(病児対応)	()						
(3)病及児童促進費(病児対応)	()						
(4)病後児対応型							
(5)低所得者加算(病後児対応)	()						
(6)病及児童促進費(病後児対応)	()						
(7)体調不良児対応型	()						
4_待機児童解消促進等事業	()						
(1)家庭的保育事業	()						
(2)認可化移行促進事業	()						
(3)保育所分園推進事業	()						
(4)保育所体験特別事業	()						
(5)認可外保育施設の衛生・安全対策事業	()						
5_保育環境改善等事業							
(1)基本改善事業							
(2)環境改善事業							
6_延長保育促進事業							
(1)延長保育推進事業(基本分)	()						
(2)延長保育事業(加算分)	()						
合計							

(注)1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)・(4)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、6(2)は事業数を記入すること。
2. ⑦は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

1. 一時預かり事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(1) 保育所型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

(削除)

新 旧 対 照 表 前 正 改 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

1. 一時預かり事業

(2)地域密着型

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置場所 ③	設置 主体 ④	運営 主体 ⑤	支出予定額 ⑥	事業実施 月数 ⑦	年間延べ 利用児童数 ⑧
					円	月	人
合計			か所 公私	か所 公私	円		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③は、「地域子育て支援拠点」や「〇〇駅ビル」等と記入すること。
 3. ④と⑤は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

(削除)

前 正 改 表 照 対 新 旧 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

1. 一時預かり事業
(3)地域密着Ⅱ型

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置場所 ③	設置 主体 ④	運営 主体 ⑤	職員数 ⑥			支出予定額 ⑦	事業実施 月数 ⑧	年間延べ 利用児童数 ⑨
					保育士 A	その他 B	計(A+B) C			
								円	月	人
合計			か所 公私	か所 公私	人	人	人	円		

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
 2. ③は、「地域子育て支援拠点」や「〇〇駅ビル」等と記入すること。
 3. ④と⑤は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。
 4. ⑥は、例えば、標準的な職員配置体制が2名であり、うち1名が保育士である場合は、Aに1、Bに1、Cに2と記入すること。
 なお、Aが1以上、Cが2以上となっている必要があるので確認すること。

(削除)

新 旧 対 照 表 前 正 改 後

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

2. 特定保育事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村	公 私	公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

1. 特定保育事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村	公 私	公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

新 旧 対 照 表

改 正 前

改 正 後

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(1) 休日保育事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

2. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(1) 休日保育事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3. 休日・夜間保育事業

(2) 休日保育事業(認可保育所以外)

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所	人
市町村						

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

2. 休日・夜間保育事業

(2) 休日保育事業(認可保育所以外)

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所	人
市町村						

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

2. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

2. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県
指定都市 名
中核市

4. 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	支出予定額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私		円		か所	人

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県
指定都市 名
中核市

3. 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	支出予定額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私		円		か所	人

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県
指定都市 名
中核市

4_ 病児・病後児保育事業

(2) 低所得者加算分(病児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	支出予定額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県
指定都市 名
中核市

3_ 病児・病後児保育事業

(2) 低所得者減免分加算(病児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	支出予定額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3. 病児・病後児保育事業
 (3) 普及定着促進費(病児対応型)

都 道 府 県 名
 指 定 都 市 名
 中 核 市

市 町 村 名 ①	実 施 施 設 名 ②	支 出 予 定 額 (円) ③	事 業 開 始 年 月 日 ④	実 施 事 業 内 容 ⑤
合計	か所	円		
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ④は、病児・病後児保育事業(病児対応型)の事業開始年月日を記入すること。
 3. ⑤は、備品購入、広報活動等具体的に記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県
指定都市 名
中核市4. 病児・病後児保育事業
(3) 病後児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	支出予定額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/	円	/	か所	人
市町村									

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県
指定都市 名
中核市3. 病児・病後児保育事業
(4) 病後児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	支出予定額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私	/	円	/	か所	人
市町村									

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県
指定都市 名
中核市

4_ 病児・病後児保育事業

(4) 低所得者加算分(病後児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	支出予定額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県
指定都市 名
中核市

3_ 病児・病後児保育事業

(5) 低所得者減免分加算(病後児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	支出予定額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

3. 病児・病後児保育事業
 (6) 普及定着促進費(病後児対応型)

都 道 府 県 名
 指 定 都 市
 中 核 市

市 町 村 名 ①	実 施 施 設 名 ②	支 出 予 定 額 (円) ③	事 業 開 始 日 年 月 日 ④	実 施 事 業 内 容 ⑤
合計 市町村		円		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ④は、病児・病後児保育事業(病後児対応型)の事業開始年月日を記入すること。
 3. ⑤は、備品購入、広報活動等具体的に記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県
指定都市 名
中核市

4_病児・病後児保育事業
(5)体調不良児対応型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施月数 ⑥	看護師等を常時2 名以上配置 ⑦	延長保育を2時間以 上実施 ⑧	夜間保育の実施 ⑨	へき地(山間地・離 島・過疎地)に所在 する保育所 ⑩	旧自園型の実施 ⑪
				円	月					
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑦～⑩は、平成21年2月27日事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)に基づき、該当するものに○を付すこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

都道府県
指定都市 名
中核市

3_病児・病後児保育事業
(7)体調不良児対応型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施月数 ⑥	看護師等を常時2 名以上配置 ⑦	延長保育を2時間以 上実施 ⑧	夜間保育の実施 ⑨	へき地(山間地・離 島・過疎地)に所在 する保育所 ⑩	旧自園型の実施 ⑪
				円	月					
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑦～⑩は、平成〇〇年〇月〇〇日事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)に基づき、該当するものに○を付すこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(1) 送迎保育ステーション試行事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	登録児童数 ⑦
				円	月	人
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満	()

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑦の()は、登録児童数のうち、放課後児童数を記入すること。

(削除)

前 正 改 表 対 照 新 旧 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業
(2) 家庭的保育事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

市町村名 ①	連携・実施 保育所名 ②	家庭的保育 支援者番号 ③	家庭的保育者 番号 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	補助者数 (実人数) ⑦	利用児童数 (実人数) ⑧	延利用月数 ⑨	実施形態 ⑩
				円	月	人	人	月	
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
合計	か所	6月以上 6月未満	人	円	か所	人	人	月	合計 か所 1. か所 2. か所
市町村									

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
3. ④は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
4. ⑩は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

4. 待機児童解消促進等事業
(1) 家庭的保育事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

市町村名 ①	連携・実施 保育所名 ②	家庭的保育 支援者番号 ③	家庭的保育者 番号 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	補助者数 (実人数) ⑦	利用児童数 (実人数) ⑧	延利用月数 ⑨	実施形態 ⑩
				円	月	人	人	月	
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
合計	か所	6月以上 6月未満	人	円	か所	人	人	月	合計 か所 1. か所 2. か所
市町村									

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③は、家庭的保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
3. ④は、家庭的保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
4. ⑩は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業

(3) 認可化移行促進事業

都 道 府 県 名
指 定 核 都 市 市

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施月数 ⑥	事業開始 年月日 ⑦	認可目標 年月日 ⑧	認可までに要する期間 ⑨	認可化移行計画に基づく支援・指導内容 ⑩	認可化移行環境改善事業申請有無 ⑪
				円	月					
合計	か所	か所	か所	円	か所					
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満					

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑪は、実施要綱別添6の3(1)②の事業を合わせて実施する場合は○をすること。

前 正 改 表 対 照 表

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

4. 待機児童解消促進等事業

(2) 認可化移行促進事業

都 道 府 県 名
指 定 核 都 市 市

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施月数 ⑥	事業開始 年月日 ⑦	認可目標 年月日 ⑧	認可までに要する期間 ⑨	認可化移行計画に基づく支援・指導内容 ⑩	認可化移行環境改善事業申請有無 ⑪
				円	月					
合計	か所	か所	か所	円	か所					
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満					

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑪は、実施要綱別添5の3(1)②の事業を合わせて実施する場合は○をすること。

後 正 改 表

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(4) 保育所分園推進事業

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

4. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(3) 保育所分園推進事業

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度 保育 対策 等 促進 事業 費 国 庫 補 助 金 事 業 計 画 書

5. 待機児童解消促進等事業

(5) 保育所体験特別事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業実 施回数 ⑦	事業内容 ⑧	備考 ⑨
				円	月	回		
合計	か所	か所	か所	円	か所	回		
市町村	公 私	公 私			6月以上 6月未満			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度 保育 対策 等 促進 事業 費 国 庫 補 助 金 事 業 計 画 書

4. 待機児童解消促進等事業

(4) 保育所体験特別事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業実 施回数 ⑦	事業内容 ⑧	備考 ⑨
				円	月	回		
合計	か所	か所	か所	円	か所	回		
市町村	公 私	公 私			6月以上 6月未満			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし。
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	区分 ⑥	参加人数 ⑦	備考 ⑧
				円		人	
合計	か所	か所	か所	円		人	
市町村	公 私	公 私	公 私				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

4. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 ⑤	区分 ⑥	参加人数 ⑦	備考 ⑧
				円		人	
合計	か所	か所	か所	円		人	
市町村	公 私	公 私	公 私				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6_保育環境改善等事業

(1)基本改善事業

①保育サービス提供施設設置促進事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	提供する保育サービス内容 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	円		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
3. ⑥は、保育所、地域子育て支援拠点事業(センター型)、送迎保育ステーションなどを記入すること。
4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5_保育環境改善等事業

(1)基本改善事業

①保育サービス提供施設設置促進事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	提供する保育サービス内容 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	円		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
3. ⑥は、保育所、地域子育て支援拠点事業(センター型)などを記入すること。
4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(1) 基本改善事業

② 認可化移行環境改善事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設 置 主 体 ③	運 営 主 体 ④	支 出 予 定 額 (円) ⑤	事 業 開 始 日 年 月 日 ⑥	認 可 目 標 日 年 月 日 ⑦	認 可 ま で に 要 する 期 間 ⑧	実 施 事 業 内 容 ⑨	認 可 化 移 行 促 進 事 業 申 請 有 無 ⑩
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
合計		か所 公 私	か所 公 私	円					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑨は、該当するもの全ての番号に○をすること。
 4. ⑩は、実施要綱別添5の3(3)の事業を合わせて実施する場合は○印を付すこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(1) 基本改善事業

② 認可化移行環境改善事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設 置 主 体 ③	運 営 主 体 ④	支 出 予 定 額 (円) ⑤	事 業 開 始 日 年 月 日 ⑥	認 可 目 標 日 年 月 日 ⑦	認 可 ま で に 要 する 期 間 ⑧	実 施 事 業 内 容 ⑨	認 可 化 移 行 促 進 事 業 申 請 有 無 ⑩
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
合計		か所 公 私	か所 公 私	円					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑨は、該当するもの全ての番号に○をすること。
 4. ⑩は、実施要綱別添4の2(3)の事業を合わせて実施する場合は○印を付すこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市
中 核 市

(1) 基本改善事業

③ 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設置 主体 ③	運 営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所	か所	円		
市町村	か所	公 私	公 私			

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市
中 核 市

(1) 基本改善事業

③ 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設置 主体 ③	運 営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所	か所	円		
市町村	か所	公 私	公 私			

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 名
中 核 市

(2) 環境改善事業

① 保育所障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円	
市町村		公 私	公 私		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 名
中 核 市

(2) 環境改善事業

① 保育所障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円	
市町村		公 私	公 私		

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6_ 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(2) 環境改善事業

② 保育所分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私		円
市町村					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5_ 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(2) 環境改善事業

② 保育所分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私		円
市町村					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6_保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(2)環境改善事業

③病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	事 業 開 始 日 年 月 日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円		
市町村		公 私	公 私			

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

5_保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(2)環境改善事業

③病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円) ⑤	事 業 開 始 日 年 月 日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円		
市町村		公 私	公 私			

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業計画書

6. 延長保育促進事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	支出予定額 (円)		年間事業月数 ⑦	開所時間 (11時間) ⑧	延長を含めた 開所時間 (時間数) ⑨	延長時間 (前延長 後延長) ⑩	平均対象児童数 (前延長 後延長) ⑪	年間延べ 利用児童数 (前延長 後延長) ⑫
				延長保育推進事業(基本分) ⑤	延長保育事業(加算分) ⑥						
		私					時 ~ 時 (11時間)	時 ~ 時 (時間)	前 後 (時間)	前 後 (人)	前 後 (人)
		私					時 ~ 時 (11時間)	時 ~ 時 (時間)	前 後 (時間)	前 後 (人)	前 後 (人)
		私					時 ~ 時 (11時間)	時 ~ 時 (時間)	前 後 (時間)	前 後 (人)	前 後 (人)
		私					時 ~ 時 (11時間)	時 ~ 時 (時間)	前 後 (時間)	前 後 (人)	前 後 (人)
		私					時 ~ 時 (11時間)	時 ~ 時 (時間)	前 後 (時間)	前 後 (人)	前 後 (人)
合計	か所			円		円6月以上 6月未満	か所 か所				前 後 (人)

<合計表<市町村、都道府県(指定都市・中核市)分>>

市町村名 A	延長保育推進事業実施か所数 B	延長保育推進事業 (基本分)実施か所数 C	延 長 保 育 事 業 (加 算 分) 事 業 数 計 D	延 長 保 育 事 業 (加 算 分) 事 業 数								
				うち30分延長 事業数 E	うち1時間延長 事業数 F	うち2時間延長 事業数 G	うち3時間延長 事業数 H	うち4時間延長 事業数 I	うち5時間延長 事業数 J	うち6時間延長 事業数 K	うち7時間延長 事業数 L	
合計	か所	か所	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業
市町村												

- (注) 1 ⑤は、実施要綱別添6の4の(1)を実施した施設のみ、記入すること。
- 2 ⑧は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- 3 ⑨は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- 4 ⑩は、実施要綱別添6の6の(1)に基づく延長時間を記入すること。
- 5 ⑪は、実施要綱別添6の6の(1)に基づく平均対象児童数を記入すること。
- 6 Bは、実施要綱別添6の4の(2)に基づく延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- 7 Dは、E~Lの合計と一致させること。
- 8 E~Lは、それぞれの延長時間ごとに、前延長及び後延長の数を足した総数を記入すること。

※[参考]延長保育促進事業の種類・延長時間区分の考え方

- 延長保育推進事業(基本分)
…11時間の開所時間の始期、終期に保育士を加配
- 延長保育事業(加算分)
…11時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施
- 「前延長」「後延長」それぞれ1事業とカウントする。
○30分延長…30分以上の延長、かつ平均対象児童数が1人以上
○1時間延長
…1時間以上の延長、かつ平均対象児童数が6人以上
○2時間以上の延長
…延長時間を満たし、かつ平均対象児童数が3人以上
(例1)「実延長が1時間で平均対象児童数が3人」の場合
→30分延長
(例2)「実延長が2時間で平均対象児童数が2人」という場合
→1時間延長の要件を満たすか、又は30分延長に該当

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">別紙様式3(略)</p>	<p>別紙様式3</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p>平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金の実績報告について</p> <p>標記の国庫補助金に係る事業の実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額総括表（別表1） 2. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額内訳表（別表2） 3. 平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況（別表3） 4. 添付書類 当該事業に関する歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

前 正 改 表 照 対 旧 新 後 正 改

別表 1

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額総括表

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

区 分	要国庫補助額 円	交付決定額 円	受入額 円	差引過△不足額 円	備考
保育対策等促進事業費					

別表 1 (略)

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥	合 計 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国 庫 補 助 基本額 ⑨	要国庫 補助額 (⑨×1/2) ⑩	(参考) 要国庫 補助額⑩ の内訳
		実支出額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④							
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1. 一時預かり事業											
(1)保育所型											
(2)地域密着型											
(3)地域密着II型											
2. 特定保育事業											
3. 休日・夜間保育事業	()										
(1)休日保育事業(認可保育所)											
(2)休日保育事業(認可保育所以外)											
(3)夜間保育推進事業(認可保育所)	()										
(4)夜間保育推進事業(認可保育所以外)	()										
4. 病児・病後児保育事業	()										
(1)病児対応型											
(2)低所得者加算(病児保育)	()										
(3)病後児対応型											
(4)低所得者加算(病後児保育)	()										
(5)体調不良児対応型	()										
5. 待機児童解消促進等事業	()										
(1)送迎保育ステーション試行事業	()										
(2)家庭的保育事業	()										
(3)認可化移行促進事業	()										
(4)保育所分園推進事業	()										
(5)保育所体験特別事業	()										
(6)認可外保育施設の衛生・安全対策事業	()										
6. 保育環境改善等事業											
(1)基本改善事業											
(2)環境改善事業											
合計											

(注) 1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4.(2)・(4)は減免した人数を、5.(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。
2. ⑩は、千円未満切り捨てて記入のこと。

改 正 前

新 旧 対 照 表

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 ⑥	合 計 ⑦	都道府県 補助額 ⑧	国 庫 補 助 基本額 ⑨	要国庫 補助額 (⑨×1/2) ⑩
		実支出額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④						
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 特定保育事業										
2. 休日・夜間保育事業	()									
(1)休日保育事業(認可保育所)										
(2)休日保育事業(認可保育所以外)										
(3)夜間保育推進事業(認可保育所)	()									
(4)夜間保育推進事業(認可保育所以外)	()									
3. 病児・病後児保育事業	()									
(1)病児対応型										
(2)低所得者減免分加算(病児対応型)	()									
(3)普及定着促進費(病児対応型)	()									
(4)病後児対応型										
(5)低所得者減免分加算(病後児対応型)	()									
(6)普及定着促進費(病後児対応型)	()									
(7)体調不良児対応型	()									
4. 待機児童解消促進等事業	()									
(1)家庭的保育事業	()									
(2)認可化移行促進事業	()									
(3)保育所分園推進事業	()									
(4)保育所体験特別事業	()									
(5)認可外保育施設の衛生・安全対策事業	()									
5. 保育環境改善等事業										
(1)基本改善事業										
(2)環境改善事業										
6. 延長保育促進事業										
(1)延長保育推進事業(基本分)	()									
(2)延長保育事業(加算分)	()									
合計										

(注) 1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3.(2)・(6)は減免した人数を、4.(1)は「家庭的保育者数」を、5.(2)は事業数を記入すること。
2. ⑩は、千円未満切り捨てて記入のこと。

改 正 後

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 (④と⑤を比較して少ない方の額)⑥	(⑥×2/3) =⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 (⑦と⑧を比較して少ない方の額)⑨	要国庫 補助額 (⑨×1/2) ⑩
		実支出額 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④						
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 一時預かり事業										
(1) 保育所型										
(2) 地域密着型										
(3) 地域密着II型										
2. 特定保育事業										
3. 休日・夜間保育事業	()									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	()									
(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)	()									
4. 病児・病後児保育事業	()									
(1) 病児対応型										
(2) 低所得者加算(病児保育)	()									
(3) 病後児対応型										
(4) 低所得者加算(病後児保育)	()									
(5) 体調不良児対応型	()									
5. 待機児童解消促進等事業	()									
(1) 送迎保育ステーション試行事業	()									
(2) 家庭的保育事業	()									
(3) 認可化移行促進事業	()									
(4) 保育所分園推進事業	()									
(5) 保育所体験特別事業										
(6) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
6. 保育環境改善等事業										
(1) 基本改善事業										
(2) 環境改善事業										
合計										

(注) 1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)・(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金収支精算額内訳表

都道府県名

1. 都道府県分

区分内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	選 定 額 (④と⑤を比較して少ない方の額)⑥	(⑥×2/3) =⑦	都道府県 補助額 ⑧	国庫補助 基本額 (⑦と⑧を比較して少ない方の額)⑨	要国庫 補助額 (⑨×1/2) ⑩
		実支出額 ②	寄付金その他の収入額 ③	差引額 (②-③)= ④						
	か所	円	円	円	円	円	円	円	円	
1. 特定保育事業										
2. 休日・夜間保育事業	()									
(1) 休日保育事業(認可保育所)										
(2) 休日保育事業(認可保育所以外)										
(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)	()									
(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)	()									
3. 病児・病後児保育事業	()									
(1) 病児対応型										
(2) 低所得者減免加算(病児対応型)	()									
(3) 普及定着促進費(病児対応型)	()									
(4) 病後児対応型										
(5) 低所得者減免加算(病後児対応型)	()									
(6) 普及定着促進費(病後児対応型)	()									
(7) 体調不良児対応型	()									
4. 待機児童解消促進等事業	()									
(1) 家庭的保育事業	()									
(2) 認可化移行促進事業	()									
(3) 保育所分園推進事業	()									
(4) 保育所体験特別事業	()									
(5) 認可外保育施設の衛生・安全対策事業										
5. 保育環境改善等事業										
(1) 基本改善事業										
(2) 環境改善事業										
6. 延長保育促進事業										
(1) 延長保育推進事業(基本分)	()									
(2) 延長保育事業(加算分)	()									
合計										

(注) 1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)・(5)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、5(2)は事業数を記入すること。

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金精算額内訳表

指定都市名
中核市名

内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	国庫補助 基本額 (④と⑤を比較して少 ない方の額)⑥	要国庫 補助額 (⑥×1/3) ⑦	(参考) 要国庫 補助額⑩ の内訳
		実支出額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④				
	か所	円	円	円	円	円	円	円
1.一時預かり事業								
(1)保育所型								
(2)地域密着型								
(3)地域密着且型								
2.特定保育事業								
3.休日・夜間保育事業	()							
(1)休日保育事業(認可保育所)								
(2)休日保育事業(認可保育所以外)								
(3)夜間保育推進事業(認可保育所)								
(4)夜間保育推進事業(認可保育所以外)								
4.病児・病後児保育事業	()							
(1)病児対応型								
(2)低所得者加算(病児保育)								
(3)病後児対応型								
(4)低所得者加算(病後児保育)								
(5)体調不良児対応型								
5.待機児童解消促進等事業	()							
(1)巡回保育ステーション試行事業								
(2)家庭的保育事業								
(3)認可化移行促進事業								
(4)保育所分園推進事業								
(5)保育所体験特別事業								
(6)認可外保育施設の衛生・安全対策事業								
6.保育環境改善等事業								
(1)基本改善事業								
(2)環境改善事業								
合計								

(注)1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、4(2)・(4)は減免した人数を、5(2)は「家庭的保育者数」を記入すること。
2. ⑦は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表2

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金精算額内訳表

指定都市名
中核市名

内訳	か所数 ①	対象経費			基 準 額 ⑤	国庫補助 基本額 (④と⑤を比較して少 ない方の額)⑥	要国庫 補助額 (⑥×1/3) ⑦
		実支出額 ②	寄付金その他 の収入額 ③	差引額 (②-③)=④			
	か所	円	円	円	円	円	
1.特定保育事業							
2.休日・夜間保育事業	()						
(1)休日保育事業(認可保育所)							
(2)休日保育事業(認可保育所以外)							
(3)夜間保育推進事業(認可保育所)							
(4)夜間保育推進事業(認可保育所以外)							
3.病児・病後児保育事業	()						
(1)病児対応型							
(2)低所得者減免分加算(病児対応型)							
(3)普及定額促進費(病児対応型)							
(4)病後児対応型							
(5)低所得者減免分加算(病後児対応型)							
(6)普及定額促進費(病後児対応型)							
(7)体調不良児対応型							
4.待機児童解消促進等事業	()						
(1)家庭的保育事業							
(2)認可化移行促進事業							
(3)保育所分園推進事業							
(4)保育所体験特別事業							
(5)認可外保育施設の衛生・安全対策事業							
5.保育環境改善等事業							
(1)基本改善事業							
(2)環境改善事業							
6.延長保育促進事業							
(1)延長保育推進事業(基本分)							
(2)延長保育事業(加算分)							
合計							

(注)1. ①の()は、6ヶ月未満事業を実施する「か所数」を内数で記入し、3(2)・(5)は減免した人数を、4(1)は「家庭的保育者数」を、5(2)は事業数を記入すること。
2. ⑦は、千円未満切り捨てで記入のこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

1. 一時預かり事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(1) 保育所型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所	人

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

(削除)

新 旧 対 照 表 前 正 改 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

1. 一時預かり事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(2) 地域密着型

市町村名 ①	施設名 ②	設置場所 ③	設置 主体 ④	運営 主体 ⑤	実支出額 ⑥	事業実施 月数 ⑦	年間延べ 利用児童数 ⑧
					円	月	人
合計			か所 公私	か所 公私	円		
市町村							

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③は、「地域子育て支援拠点」や「〇〇駅ビル」等と記入すること。
 3. ④と⑤は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

(削除)

新 旧 対 照 表

改 正 後

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

1. 一時預かり事業

(3)地域密着Ⅱ型

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	施設名 ②	設置場所 ③	設置 主体 ④	運営 主体 ⑤	職員数 ⑥			実支出額 ⑦	事業実施 月数 ⑧	年間延べ 利用児童数 ⑨
					保育士 A	その他 B	計(A+B) C			
								円	月	人
合計			公 所 私 所	公 所 私 所	人	人	人	円		

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③は、「地域子育て支援拠点」や「〇〇駅ビル」等と記入すること。
 3. ④と⑤は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。
 4. ⑥は、例えば、標準的な職員配置体制が2名であり、うち1名が保育士である場合は、Aに1、Bに1、Cに2と記入すること。
 なお、Aが1以上、Cが2以上となっている必要があるので確認すること。

(削除)

新 旧 対 照 表 前 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

2. 特定保育事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

1. 特定保育事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

3. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

(1) 休日保育事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

2. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

(1) 休日保育事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計	か所	か所	か所	円	か所	人
市町村		公 私	公 私			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

3. 休日・夜間保育事業

(2) 休日保育事業(認可保育所以外)

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所	人

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

2. 休日・夜間保育事業

(2) 休日保育事業(認可保育所以外)

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	年間延べ 利用児童数 ⑦
				円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所	人

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

3. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

2. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(3) 夜間保育推進事業(認可保育所)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注)1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

前 正 改 表 対 照 新 旧 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

3. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

2. 休日・夜間保育事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(4) 夜間保育推進事業(認可保育所以外)

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、NPO等の場合「私」と記入すること。

前 正 改 表 照 対 新 日 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都道府県 名
指定都市
中核市

4. 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	実支出額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私			円		か所	人

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都道府県 名
指定都市
中核市

3. 病児・病後児保育事業

(1) 病児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	実支出額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私			円		か所	人

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

都道府県
指定都市 名
中核市

4_病児・病後児保育事業
(2)低所得者加算分(病児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	実支出額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

都道府県
指定都市 名
中核市

3_病児・病後児保育事業
(2)低所得者減免分加算(病児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	実支出額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

3. 病児・病後児保育事業
 (3) 普及定着促進費(病児対応型)

都 道 府 県 名
 指 定 都 市
 中 核 市

市 町 村 名 ①	実 施 施 設 名 ②	実 支 出 額 (円) ③	事 業 開 始 日 年 月 日 ④	実 施 事 業 内 容 ⑤
合計		円		
市町村	か所			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ④は、病児・病後児保育事業(病児対応型)の事業開始年月日を記入すること。
 3. ⑤は、備品購入、広報活動等具体的に記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都道府県
指定都市 名
中核市

4. 病児・病後児保育事業
(3) 病後児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	実支出額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私		円		か所	人
市町村									

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都道府県
指定都市 名
中核市

3. 病児・病後児保育事業
(4) 病後児対応型

市町村名 ①	実施施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	本体施設 の種別 ⑤	利用定員 ⑥	実支出額 ⑦	利用料金 (1日当たり) ⑧	事業実施 月数 ⑨	年間延べ 利用児童数 ⑩
					人	円	円	月	人
合計		か所 公 私	か所 公 私	か所 公 私		円		か所	人
市町村									

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、医療法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑤は、本体施設の種別(病院、診療所、保育所、単独設置等)を記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

都道府県
指定都市 名
中核市

4_病児・病後児保育事業
(4)低所得者加算分(病後児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	実支出額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

都道府県
指定都市 名
中核市

3_病児・病後児保育事業
(5)低所得者減免分加算(病後児対応型)

市町村名 ①	実施施設名 ②	減免分加算適用(生活保護) 延べ人数 ③	減免分加算適用(非課税世帯) 延べ人数 ④	実支出額 ⑤
		人	人	円
合計	か所	人	人	円
市町村				

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金事業実施状況

3. 病児・病後児保育事業

(6) 普及定着促進費(病後児対応型)

都 道 府 県 名
指 定 都 市
中 核 市

市 町 村 名 ①	実 施 施 設 名 ②	実 支 出 額 (円) ③	事 業 開 始 日 年 月 日 ④	実 施 事 業 内 容 ⑤
合計		円		
市町村	か所			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ④は、病児・病後児保育事業(病後児対応型)の事業開始年月日を記入すること。
 3. ⑤は、備品購入、広報活動等具体的に記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都 道 府 県
指 定 核 都 市 名
中 核 市

4. 病児・病後児保育事業

(5) 体調不良児対応型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施月数 ⑥	看護師等を常時2 名以上配置 ⑦	延長保育を2時間 以上実施 ⑧	夜間保育の実施 ⑨	へき地(山間地・離 島・過疎地)に所在 する保育所 ⑩	旧自園型の実施 ⑪
				円	月					
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満					

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑦～⑩は、平成21年2月27日事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)に基づき、該当するものに○を付すこと。

前 正 改 表

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

都 道 府 県
指 定 核 都 市 名
中 核 市

3. 病児・病後児保育事業

(7) 体調不良児対応型

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施月数 ⑥	看護師等を常時2 名以上配置 ⑦	延長保育を2時間 以上実施 ⑧	夜間保育の実施 ⑨	へき地(山間地・離 島・過疎地)に所在 する保育所 ⑩	旧自園型の実施 ⑪
				円	月					
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満					

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑦～⑩は、平成〇〇年〇〇月〇〇日事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課)に基づき、該当するものに○を付すこと。

後 正 改 表

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(1) 送迎保育ステーション試行事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	登録児童数 ⑦
				円	月	人
						()
						()
						()
						()
						()
						()
						()
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	か所 6月以上 6月未満	人 ()

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑦の()は、登録児童数のうち、放課後児童数を記入すること。

(削除)

新 旧 対 照 表 前 正 改 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 待機児童解消促進等事業
(2) 家庭の保育事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 核 市

市町村名 ①	連携・実施 保育所名 ②	家庭の保育 支援者番号 ③	家庭の保育者 番号 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	補助者数 (実人数) ⑦	利用児童数 (実人数) ⑧	延利用月数 ⑨	実施形態 ⑩
				円	月	人	人	月	
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
合計	か所	人	人	円	か所	人	人	月	合計 1. 個人実施型 2. 保育所実施型
市町村	6月以上 6月未満			6月以上 6月未満					1. 個人実施型 2. 保育所実施型

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③は、家庭の保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
3. ④は、家庭の保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
4. ⑩は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

4. 待機児童解消促進等事業
(1) 家庭の保育事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 核 市

市町村名 ①	連携・実施 保育所名 ②	家庭の保育 支援者番号 ③	家庭の保育者 番号 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	補助者数 (実人数) ⑦	利用児童数 (実人数) ⑧	延利用月数 ⑨	実施形態 ⑩
				円	月	人	人	月	
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
									1. 個人実施型 2. 保育所実施型
合計	か所	人	人	円	か所	人	人	月	合計 1. 個人実施型 2. 保育所実施型
市町村	6月以上 6月未満	保育士 保育士以外		6月以上 6月未満					1. 個人実施型 2. 保育所実施型

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③は、家庭の保育支援者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
3. ④は、家庭の保育者ごとに、通し番号を記入し異なる者であることが分かるようにすること。
4. ⑩は、該当する番号の左に○印を付すこと。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5_待機児童解消促進等事業

都 道 府 県 名
指 定 核 都 市 市

(3)認可化移行促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施月数 ⑥	事業開始年月日 ⑦	認可目標年月日 ⑧	認可までに要する期間 ⑨	認可化移行計画に基づく支援・指導内容 ⑩	認可化移行環境改善事業申請有無 ⑪
				円	月					
合計	か所	か所	か所	円	か所					
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑪は、実施要綱別添6の3(1)②の事業を合わせて実施する場合は○をすること。

前 正 改 表 対 照 新 旧

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

4_待機児童解消促進等事業

都 道 府 県 名
指 定 核 都 市 市

(2)認可化移行促進事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施月数 ⑥	事業開始年月日 ⑦	認可目標年月日 ⑧	認可までに要する期間 ⑨	認可化移行計画に基づく支援・指導内容 ⑩	認可化移行環境改善事業申請有無 ⑪
				円	月					
合計	か所	か所	か所	円	か所					
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満					

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑪は、実施要綱別添5の3(1)②の事業を合わせて実施する場合は○をすること。

後 正 改 表 対 照 新 旧

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 待機児童解消促進等事業
(4) 保育所分園推進事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

4. 待機児童解消促進等事業
(3) 保育所分園推進事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥
				円	月
合計	か所	か所	か所	円	か所
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度 保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(5) 保育所体験特別事業

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業実施 回数 ⑦	事業内容 ⑧	備考 ⑨
				円	月	回		
合計	か所	か所	か所	円	か所	回		
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度 保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

4. 待機児童解消促進等事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(4) 保育所体験特別事業

市町村名 ①	保育所名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	事業実施 月数 ⑥	事業実施 回数 ⑦	事業結果内容 ⑧	備考 ⑨
				円	月	回		
合計	か所	か所	か所	円	か所	回		
市町村		公 私	公 私		6月以上 6月未満			

(注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。

別表 3

平成 年度 保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5_待機児童解消促進等事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

(6)認可外保育施設の衛生・安全対策事業

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	区分 ⑥	参加人数 ⑦	備考 ⑧
				円		人	
合計	か所	か所	か所	円		人	
市町村	公 私	公 私	公 私				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

別表 3

平成 年度 保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

4_待機児童解消促進等事業

都 道 府 県 市 名
指 定 都 市
中 核 市

(5)認可外保育施設の衛生・安全対策事業

市町村名 ①	認可外保育施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 ⑤	区分 ⑥	参加人数 ⑦	備考 ⑧
				円		人	
合計	か所	か所	か所	円		人	
市町村	公 私	公 私	公 私				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、事業所内保育施設、ベビーホテル、その他の認可外保育施設のいずれかを記入すること。

前 正 改 表 照 対 新 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(1) 基本改善事業

① 保育サービス提供施設設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	提供する保育サービス内容 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	円		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、保育所、地域子育て支援拠点事業(センター型)、送迎保育ステーションなどを記入すること。
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

(1) 基本改善事業

① 保育サービス提供施設設置促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	提供する保育サービス内容 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所 公 私	か所 公 私	円		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、保育所、地域子育て支援拠点事業(センター型)などを記入すること。
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 核 都 市 市

(1) 基本改善事業

② 認可化移行環境改善事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設 置 主 体 ③	運 営 主 体 ④	実支出額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	認 可 目 標 年 月 日 ⑦	認 可 可 至 要 する 期 間 ⑧	実 施 事 業 内 容 ⑨	認 可 化 移 行 促 進 事 業 申 請 有 無 ⑩
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
合計		か所 公 私	か所 公 私	円					

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑨は、該当するもの全ての番号に○をすること。
 4. ⑩は、実施要綱別添5の3(3)の事業を合わせて実施する場合は○印を付すこと。

前 正 改 表 照 対 新 日 後 正 改

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 核 都 市 市

(1) 基本改善事業

② 認可化移行環境改善事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設 置 主 体 ③	運 営 主 体 ④	実支出額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	認 可 目 標 年 月 日 ⑦	認 可 可 至 要 する 期 間 ⑧	実 施 事 業 内 容 ⑨	認 可 化 移 行 促 進 事 業 申 請 有 無 ⑩
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
								1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費	
合計		か所 公 私	か所 公 私	円					

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑨は、該当するもの全ての番号に○をすること。
 4. ⑩は、実施要綱別添4の2(3)の事業を合わせて実施する場合は○印を付すこと。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6. 保育環境改善等事業

都道府県名
指定都市
中核市

(1) 基本改善事業

③病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実支出額 (円) ⑤	事業開始 年月日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私		円	
市町村						

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 保育環境改善等事業

都道府県名
指定都市
中核市

(1) 基本改善事業

③病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業

市町村名 ①	対象施設名 ②	設置主体 ③	運営主体 ④	実支出額 (円) ⑤	事業開始 年月日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
						1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私		円	
市町村						

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6. 保育環境改善等事業

(2) 環境改善事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市
中 核 市

① 保育所障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円	
市町村		公 私	公 私		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 保育環境改善等事業

(2) 環境改善事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市
中 核 市

① 保育所障害児受入促進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
					1. 既存施設の改修費用 2. 設備の設置費及び修繕費 3. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円	
市町村		公 私	公 私		

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(2) 環境改善事業

② 保育所分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	
市町村					

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市 市
中 核 市

(2) 環境改善事業

② 保育所分園推進事業

市町村名 ①	施設名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	実施事業内容 ⑥
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
					1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計		か所 公 私	か所 公 私	円	
市町村					

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、該当するもの全ての番号に○をすること

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市
中 核 市

(2) 環境改善事業

③ 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円		
市町村	公 私	公 私				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

5. 保育環境改善等事業

都 道 府 県 名
指 定 都 市
中 核 市

(2) 環境改善事業

③ 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業

市町村名 ①	対 象 施 設 名 ②	設置 主体 ③	運営 主体 ④	実支出額 (円) ⑤	事 業 開 始 年 月 日 ⑥	実施事業内容 ⑦
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
						1. 設備の設置費及び修繕費 2. 備品の購入費
合計	か所	か所	か所	円		
市町村	公 私	公 私				

- (注) 1. ①は、指定都市と中核市は記入の必要なし
 2. ③と④は、市町村の場合「公」と、社会福祉法人等の場合「私」と記入すること。
 3. ⑥は、病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)を開始する年月日を記入すること。
 4. ⑦は、該当するもの全ての番号に○をすること。

別表 3

平成 年度保育対策等促進事業費国庫補助金に係る事業実施状況

6. 延長保育促進事業

都 道 府 県
指 定 都 市 名
中 核 市

市町村名 (1)	実施施設名 (2)	設置 主体 (3)	運営 主体 (4)	実支出額 (円)		年間事業月数 (7)	開所時間 (11時間) (8)	延長を含めた 開所時間 (時間数) (9)	延長時間 (前延長 後延長) (10)	平均対象児童数 (前延長 後延長) (11)	年間延べ 利用児童数 (前延長 後延長) (12)
				延長保育推進事業(基本分) (5)	延長保育事業(加算分) (6)						
		私					時 ~ 時 (11時間)	時 ~ 時 (11時間)	前 後 時間 時間	人 人 人 人	人 人 人 人
		私					時 ~ 時 (11時間)	時 ~ 時 (11時間)	前 後 時間 時間	人 人 人 人	人 人 人 人
		私					時 ~ 時 (11時間)	時 ~ 時 (11時間)	前 後 時間 時間	人 人 人 人	人 人 人 人
		私					時 ~ 時 (11時間)	時 ~ 時 (11時間)	前 後 時間 時間	人 人 人 人	人 人 人 人
		私					時 ~ 時 (11時間)	時 ~ 時 (11時間)	前 後 時間 時間	人 人 人 人	人 人 人 人
合計	か所			円	円	6月以上 6月未満	か所 か所				前 後

<合計表<市町村、都道府県(指定都市・中核市)分>>

市町村名 A	延長保育促進事業実施か所数 B	うち延長保育推進事業(基本分)実施か所数 C	延 長 保 育 事 業 (加 算 分) 事 業 数 計 D	事 業 数								
				うち30分延長 事業数 E	うち1時間延長 事業数 F	うち2時間延長 事業数 G	うち3時間延長 事業数 H	うち4時間延長 事業数 I	うち5時間延長 事業数 J	うち6時間延長 事業数 K	うち7時間延長 事業数 L	
合計	か所	か所	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業	事業
市町村												

- (注) 1 ⑤は、実施要綱別添6の4の(1)を実施した施設のみ、記入すること。
- 2 ⑧は、延長保育時間を含めない、基本開所時間を24時間表記で記入すること。
- 3 ⑨は、延長保育時間を含めた総開所時間を24時間表記で記入すること。
- 4 ⑩は、実施要綱別添6の6の(1)に基づく延長時間を記入すること。
- 5 ⑪は、実施要綱別添6の6の(1)に基づく平均対象児童数を記入すること。
- 6 Bは、実施要綱別添6の4の(2)に基づく延長保育事業を実施した施設数を記入すること。
- 7 Dは、E~Lの合計と一致させること。
- 8 E~Lは、それぞれの延長時間ごとに、前延長及び後延長の数を足した総数を記入すること。

※〔参考〕延長保育促進事業の種類・延長時間区分の考え方

延長保育推進事業(基本分)
…1時間の開所時間の始期、終期に保育士を加配(最低基準及びその他の補助金等の配置基準に規定する保育士のほかに保育士1人以上配置)

延長保育事業(加算分)
…1時間の開所時間の前後に、30分以上の延長保育を実施(保育士2人以上配置)

「前延長」「後延長」それぞれ1事業とカウントする。
○30分延長…30分以上の延長、かつ平均対象児童数が1人以上
○1時間延長
…1時間以上の延長、かつ平均対象児童数が6人以上
○2時間以上の延長
…延長時間を満たし、かつ平均対象児童数が3人以上
(例1)「実延長が1時間で平均対象児童数が3人」の場合
→30分延長
(例2)「実延長が2時間で平均対象児童数が2人」という場合
→1時間延長の要件を満たさず、又は30分延長に該当

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>別紙様式 4</p> <p style="text-align: right;">番 号 平成 年 月 日</p> <p>厚生労働大臣 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 指定都市市長 印 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書</p> <p>平成 年 月 日第 号により交付決定のあった保育対策等促進事業費補助金について、交付要綱 6（6）の規定に基づき、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要国庫補助金等返還相当額）</p> <p style="text-align: right;">金 円</p> <p>（注）別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）</p>	

平成22年度保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;"> 雇児発第0609001号 平成20年6月9日 雇児発第0304005号 平成21年3月4日 一部改正 雇児発第0603002号 平成21年6月3日 一部改正 雇児発****第*号 平成**年**月**日 一部改正 </p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。 そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。 あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。 なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p>	<p style="text-align: right;"> 雇児発第0609001号 平成20年6月9日 雇児発第0304005号 平成21年3月4日 一部改正 雇児発第0603002号 平成21年6月3日 一部改正 </p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長 中核市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育についても多様なニーズに対応したサービスが求められている。 そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。 あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。 なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日児発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p>

改正後

第1 事業の種類

- 1 特定保育事業
- 2 休日・夜間保育事業
- 3 病児・病後児保育事業
- 4 待機児童解消促進等事業
- 5 保育環境改善等事業
- 6 延長保育促進事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 特定保育事業実施要綱（別添1）
- 2 休日・夜間保育事業実施要綱（別添2）
- 3 病児・病後児保育事業実施要綱（別添3）
- 4 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添4）
- 5 保育環境改善等事業実施要綱（別添5）
- 6 延長保育促進事業実施要綱（別添6）

改正前

第1 事業の種類

- 1 一時預かり事業
- 2 特定保育事業
- 3 休日・夜間保育事業
- 4 病児・病後児保育事業
- 5 待機児童解消促進等事業
- 6 保育環境改善等事業

第2 事業の実施

各事業の実施及び運営は、次によること。

- 1 一時預かり事業実施要綱（別添1）
- 2 特定保育事業実施要綱（別添2）
- 3 休日・夜間保育事業実施要綱（別添3）
- 4 病児・病後児保育事業実施要綱（別添4）
- 5 待機児童解消促進等事業実施要綱（別添5）
- 6 保育環境改善等事業実施要綱（別添6）

改正後

改正前

(削除)

(別添 1)

一時預かり事業実施要綱

1 事業の目的

常日頃、保育所を利用していない家庭においても、保護者の疾病や災害等により、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中で、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。
こうした保育需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めたとする。

3 対象児童

本事業の対象となる児童は、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）とする。

4 事業類型

本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。

(1) 保育所型

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所において一時的に預かる事業

(2) 地域密着型

法第6条の2第7項の規定に基づき、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

(3) 地域密着Ⅱ型（(2)に類するもの）

法第6条の2第7項の規定に準じ、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かる事業

5 実施要件

(1) 保育所型及び地域密着型

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）（以下「規則」という。）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。

改正後

改正前

(2) 地域密着Ⅱ型

- ① 規則第36条の35第1号、第4号の規定に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
- ② 規則第36条の35第2号の規定に準じ、事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者（以下「担当者」という。）を配置することとし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこととする。ただし、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置すること。
保育士資格を有していない担当者の配置は、市町村等が実施する研修を受講・修了することを要件とする。
なお、研修内容については概ね別紙1に掲げる研修科目、時間数以上であることとし、市町村等が実施する他の研修会が別紙1の内容を満たす場合には、その研修等の修了をもって代えることも差し支えないこと。
- ③ 事業を実施するに当たっては、規則第36条の35第3号の規定に準じ、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に定める保育内容を参考とすること。

6 事業の実施手続

(1) 保育所型及び地域密着型

法第34条の11第1項の規定に基づき、都道府県知事へ届出を行うこと。

(2) 地域密着Ⅱ型

- ① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施施設について都道府県知事に十分協議を行うこと。
- ② この実施要綱の要件に適合する施設である旨の必要な書類を整備しておくこと。

7 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

(2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

また、地域密着Ⅱ型においても、保育所型及び地域密着型に準じた取扱いとすること。

改正後

改正前

(別添 1)

特定保育事業実施要綱

1 (略)

2 実施主体
実施主体は、市町村 (特別区を含む。以下同じ。) 又は保育所を運営する者とする。

3 (略)

4 (略)

(別添 2)

特定保育事業実施要綱

1 事業の目的
パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育の実施が求められている。
こうした保育需要に対応するため、保育所において児童を一定程度（1か月当たり概ね64時間以上）継続的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体
実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。

3 対象児童
本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前児童とする。
ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合は、本事業の対象としない。

4 実施要件
(1) 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
ただし、年間の平均利用児童数が1名を下回る場合には、最低基準第33条第2項及びその他の補助金等の職員配置基準を超えた保育士が配置されていれば、本事業を担当する保育士が配置されていなくても差し支えない。
(2) 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。
ただし、適切な事業実施が可能な場合は、保育所の空きスペースのほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。
また、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、最低基準第32条第8号の基準を満たすこと。
(3) 公共施設の空き部屋等で実施する場合には、保育士を2名以上配置すること。
(4) 最低基準第32条の規定に基づき、対象児童の人数に応じて、必要となる設備の基準を確保すること。

改正後	改正前
5 (略)	5 留意事項 (1) 本事業の実施に当たっては、法第24条による保育の実施に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。 (2) 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。
6 (略)	6 事業の実施手続 (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
7 (略)	7 費用 (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業 (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

改正後

(別添 2)

休日・夜間保育事業実施要綱

1 (略)

改正前

(別添 3)

休日・夜間保育事業実施要綱

1 休日保育事業

(1) 事業の目的

保護者の就労形態が多様化している中で、日曜日、国民の祝日等（以下、「休日等」という。）においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。

こうした保育需要に対応するため、休日等に保育所等で児童を保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、休日等においても保育に欠ける児童とする。

(4) 実施要件

① 休日等を含めて、年間を通じて開所する保育所等を指定して実施すること。

② 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「最低基準」という。）第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
ただし、保育士の数は全体で2名を下回らないこと。

③ 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。

④ 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される最低基準第32条に定める設備の基準を満たす施設であって、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。（保護者負担（利用料）を軽減することを目的とした公費助成は含まない。また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。）

(5) 事業の実施手続

① 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

改正後

改正前

2 (略)

- ア 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- イ 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
- ② 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

2 夜間保育推進事業

- (1) 事業の目的
保護者の就労形態が多様化している中で、夜間においても保育に欠ける児童に対する保育の実施が求められている。
こうした保育需要に対応するため、夜間保育を実施する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- (2) 実施主体
実施主体は、市町村又は市町村が適切と認めた者とする。
- (3) 実施要件
本事業の対象となる保育所等は、次に掲げるものとする。
 - ① 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」に基づく夜間保育所
 - ② 平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく中心保育所が、①の事業を実施しない場合であって、同通知の5により分園が中心保育所と開所時間に差を設けて行う夜間保育事業
 - ③ 継続的な使用が確保される最低基準第32条及び第33条第2項に定める基準を満たす施設であって、開所時間・仮眠設備等において上記①又②の要件を満たす保育所と同等であると市町村が認めた施設、かつ、市町村が運営費を公費助成している施設とすること。(保護者負担(利用料)を軽減することを目的とした公費助成は含まない。
また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)
- (4) 事業の実施手続
 - ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議を行うこと。
 - ② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- (5) 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

改正後

改正前

(別添 3)

病児・病後児保育事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

(別添 4)

病児・病後児保育事業実施要綱

- 1 事業の目的
保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合がある。
こうした保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 実施主体
実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は市町村が適切と認めた者とする。
- 3 事業類型
本事業の対象となる事業類型は、次に掲げるものとする。
 - (1) 病児対応型
児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
 - (2) 病後児対応型
児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。
 - (3) 体調不良児対応型
児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所における緊急的な対応を図る事業及び保育所に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。
- 4 対象児童
本事業の対象となる児童は、次のとおりとする。
 - (1) 病児対応型
当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病児」という。）
 - (2) 病後児対応型
病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童であって、市町村が

改正後

改正前

5 (略)

必要と認めた小学校3年生までの児童（以下「病後児」という。）
(3) 体調不良児対応型
事業実施保育所に通所しており、保育中に微熱を出すなど体調不良となった児童であって、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を必要とする児童（以下「体調不良児」という。）

5 実施要件

(1) 病児対応型

- ① 病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。
- ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。
（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
（イ）調理室を有すること。なお、病児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(2) 病後児対応型

- ① 病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置するとともに、病後児が安心して過ごせる環境を整えるために、保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。
- ② 本事業の実施場所は、病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設であって、次の（ア）～（ウ）の基準を満たし、市町村が適当と認めたものとする。
（ア）保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること。
（イ）調理室を有すること。なお、病後児保育専用の調理室を設けることが望ましいが、本体施設等の調理室と兼用しても差し支えないこと。
（ウ）事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所とすること。
- ③ 集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で保育を行うことができない期間内で対象児童の受け入れを行うこと。

(3) 体調不良児対応型

- ① 体調不良児の看護を担当する看護師等を1名以上配置すること。
- ② 預かる体調不良児の人数は、看護師等1名に対して2名程度とする

改正後

改正前

6 実施方法

(1) (略)

(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙1様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。

(3) (略)

7 (略)

こと。

- ③ 本事業の実施場所は、保育所の医務室、余裕スペース等で、衛生面に配慮されており、対象児童の安静が確保されている場所とすること。
- ④ 本事業を担当する看護師等は、実施保育所における児童全体の健康管理・衛生管理等の保健的な対応を日常的に行うこと。
- ⑤ 本事業を担当する看護師等は、地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を地域のニーズに応じて定期的実施すること。

6 実施方法

(1) 病児対応型及び病後児対応型については、対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受け入れの決定を行うこと。

(2) 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票（別紙2様式例。児童を診察した医師が入院の必要性はない旨を署名したもの。）により、症状を確認し、受け入れの決定を行うこと。

(3) 保育所に登所する前からの体調不良児については、体調不良児対応型の事業を実施する保育所を利用するものでなく、地域の病児対応型又は病後児対応型の事業を実施する施設を優先的に利用することとし、児童の症状に応じた適切な利用が行われるよう、地域における連携体制の確保に努めること。

7 留意事項

(1) 医療機関との連携等

- ① 市町村長は、都道府県医師会・郡市医師会等（以下「地方医師会」という。）に対し、本事業への協力要請を行うとともに、実施施設に対し医療機関との連携体制を十分に整えるよう指導すること。
- ② 本事業を実施する施設は、緊急時に児童を受け入れてもらうための医療機関（以下「協力医療機関」という。）をあらかじめ選定し、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築すること。
- ③ 医療機関でない施設が病児対応型を実施する場合は、児童の病態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療面での指導、助言を行う医師（以下「指導医」という。）をあらかじめ選定すること。
- ④ 病児対応型を実施する場合においては、指導医又は協力医療機関（併設する医療機関の医師を含む。）との関係において、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。
- ⑤ 本事業を実施するに当たっては、指導医・嘱託医と相談のうえ、一定の目安（対応可能な症例、開所時間等）を作成するとともに、保護者に対して周知し、理解を得ること。

(2) 感染の防止

- ① 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。

改正後

改正前

8 (略)

- ② 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。
- ③ 体調不良児対応型を実施する場合には、他の健康な児童が感染しないよう、事業実施場所と保育室・遊戯室等の間に間仕切り等を設けることで、職員及び他児の往来を制限すること。
- ④ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

9 (略)

- 8 事業の実施手続
- (1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
 - (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
- 9 費用
- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
 - ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 - ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
 - (2) 本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

改正後

(別添 4)

待機児童解消促進等事業実施要綱

(削除)

改正前

(別添 5)

待機児童解消促進等事業実施要綱

1 送迎保育ステーション試行事業

(1) 事業の目的

居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、保育所の利用が困難となる場合がある。こうした課題に対応するため、駅前等利便性の高い場所に設置した施設（以下「送迎保育ステーション」という。）において、保育所が開所するまでの間、児童を保育するとともに、送迎保育ステーションから郊外の複数の保育所へ児童を送迎することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。ただし、本事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。

(3) 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、居住地と保育所が離れている又は保育所の開所時間が保護者のニーズに合わないといった理由により、送迎保育ステーションによる送迎が必要な児童とする。

(4) 実施要件

- ① 対象児童は、本事業の利用に際し、事前に市町村に登録すること。また、一施設あたりの登録児童数は概ね20人以上とすること。
- ② 事業を担当する保育士を配置すること。送迎保育ステーションでの保育の際は保育士2人以上、バスで送迎する際は保育士1人以上（運転手を除く。）をそれぞれ配置すること。
- ③ 送迎保育ステーションの開所時間は、朝夕の送迎に要する時間を含めて1日4時間を原則とし、その地域における対象児童の保護者の労働時間、送迎先の保育所等の開所時間及び送迎に要する時間等を考慮して、市町村の長が定めること。
- ④ 本事業の実施場所は、保育所のほか、継続的な使用が確保される公共施設の空き部屋等において実施することも差し支えない。ただし、公共施設の空き部屋等を利用して本事業を実施する場合においても、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号（以下「最低基準」という。）第32条第8号の基準を満たすこと。
- ⑤ 対象児童の送迎を行う場合には、幼児用補助装置（いわゆる「チャイルドシート」）を使用すること。また、送迎経路の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を十分に考慮すること。
- ⑥ 子どもの生活状況、健康状態、事故の発生などについて、送迎保育ステーション、保護者、保育所の三者間で密接な連絡が取れる体制を

改正後

改正前

という。)「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者

b (略)

エ 補助者の要件は次のとおりとする。

a ガイドラインに定める基礎研修を修了した者

b 心身ともに健全であること。

c 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

d 乳幼児の保育に専念できること。

e 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

オ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。

a 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者

b 心身ともに健全であること。

c 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

d 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

カ 家庭的保育者が一人で保育をするときは、保育する乳幼児の数は3人以下であること。補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともに保育する場合は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))

キ 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。

ク 個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

ケ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。

コ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

サ 賠償責任保険に加入すること。

シ 保育内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。

b 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。

c 補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受講した者とすること。

ウ 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。

a 保育士又は看護師の資格を有すること。

b 保育所若しくは家庭的保育事業における保育の経験を通算して10年以上有すること又は保育所において主任保育士の経験を有すること。

c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に休止する場合に、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うことができるよう、アの要件を満たす居宅又は賃貸アパート等、家庭的保育を実施するために適切と市町村が認めた場所(家庭的保育者が事業を実施する場所を含む。)を確保すること。

エ 個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

a 保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下又は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))

b 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。

c 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

d 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。

e 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

f 賠償責任保険に加入すること。

改正後	改正前
<p>ス <u>家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。</u></p> <p>セ <u>家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。</u></p> <p>⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割 連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。 ア <u>乳幼児の</u>育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等（以下「担当者」という。）を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。 また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。 なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。 イ <u>家庭的保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。</u> ウ <u>乳幼児の</u>保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。 なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。 エ （略）</p>	<p>オ <u>保育所実施型保育の実施要件は次のとおりとする。</u></p> <p>a <u>保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人以下とすること。（家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童を含めて3人以下又は5人以下とすること（当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。）。</u></p> <p>b <u>補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。</u></p> <p>c <u>家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として実施保育所に配置すること。</u></p> <p>d <u>家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。</u></p> <p>e <u>賠償責任保険に加入すること。</u></p> <p>⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割 連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。 ア <u>児童の</u>育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等（以下「担当者」という。）を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。 また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。 なお、家庭的保育支援者を配置する場合においては、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。 イ <u>家庭的保育の申込みを代行するとともに、市町村により保育に欠ける認定を受けた児童の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。</u> ウ <u>児童の</u>保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで利用児童の送迎を行うこと。 なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。 エ <u>家庭的保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助</u></p>

改正後

(2) (略)

(3) (略)

2 認可化移行促進事業

(1) (略)

(2) (略)

(3) 実施要件

① (略)

② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件をすべて満たす施設とする。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ 本事業及び本通知の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」に基づく認可化移行環境改善事業（以下「認可化移行環境改善事業」という。）を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施設であること。

改正前

(2) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(3) 費用

① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

イ 指定都市及び中核市が実施する事業

② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

3 認可化移行促進事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するため、認可外保育施設に対して認可保育所へ移行するために必要な支援・指導を行い、認可保育所へ移行できるよう支援することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。

(3) 実施要件

① 市町村は、本事業の実施に際し、地域の保育資源として認可保育所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分に協議のうち、当該認可外保育施設と共に認可化移行計画を策定すること。

② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件をすべて満たす施設とする。

ア 法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童が多く存在する地域に所在している施設であること。

イ 認可保育所への移行について、意欲のある施設であること。

ウ 設備基準や職員配置基準について、最低基準に定める保育所の基準を概ね満たしており、都道府県等が実施する立入調査において指摘事項がないなど、運営や保育内容について一定の水準を確保している施設であること。

エ 本事業及び本通知の別添6「保育環境改善等事業実施要綱」に基づく認可化移行環境改善事業（以下「認可化移行環境改善事業」という。）を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施設であること。

改正後

オ (略)
③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

改正前

- オ 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。
- ③ 認可保育所への移行に必要な支援・指導とは、次に掲げる内容をいう。
- ア 保育の内容についての支援・指導・確認
保育所保育指針の理解など、保育士による保育の内容についての助言指導
 - イ 施設運営についての支援・指導・確認
専門家による帳簿の管理、人事管理、会計処理等についての助言指導
 - ウ 児童の健康管理についての支援・指導・確認
健康診断の実施に関する助言指導や保健師等による相談指導の実施
 - エ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認
栄養士による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容についての助言指導
 - オ 関係法令遵守のための支援・指導・確認
用途変更手続きが必要な場合の専門家の助言指導や耐震診断の実施
 - カ その他認可保育所へ移行するために必要な支援・指導・確認
- ④ 市町村は、次の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。
- ア 目標年次
 - イ 認可されるために取り組むべき課題
 - ウ イの課題に対する毎年度の具体的な活動計画
 - エ 認可保育所へ移行するために必要な経費及びその活用方法
- ⑤ 留意事項
- ア 認可化移行計画の期間は最長3年とし、認可化移行計画の期間が年度をまたがる場合には、前年度の活動計画の達成状況及び本事業にかかる経費の活用実績を検証すること。
また、前年度の活動計画の達成が著しく遅れており、事業実施主体である市町村が、次年度以降に継続して本事業を実施しても認可保育所に移行することが困難であると認めた場合、またはやむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合には、速やかに本事業を中止すること。
 - イ 認可化移行計画に基づき、認可保育所への移行を図るためには、前年度ごとの活動計画が着実に達成されることが重要であるため、前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必要があること。
 - ウ 本事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による保育内容等についての助言指導のほか、認可保育所への移行に必要な諸準備のための支援・指導を行うものであるが、本事業を実施するのに適当と認めた認可保育所に委託することも差し支えないこと。

改正後

改正前

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 保育所分園推進事業

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

エ 本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。

(4) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。
- ② この実施要綱の要件に適合する認可外保育施設等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(5) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業

(6) 補助金の返還

本事業終了時において、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかった場合であって、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。

4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園とする。

(4) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
- ② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(5) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
- ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

改正後	改正前
<p><u>4 保育所体験特別事業</u></p> <p>(1) 事業の目的 ベビーホテル等の認可外保育施設を利用する親子等、<u>主に認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育て家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 対象者 本事業の対象となる者は、<u>普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子等を対象とするものとする。</u></p> <p>(4) 実施要件</p> <p>① <u>対象者が利用しやすい日（土日祝日も可）を選定して年12回以上（原則として月1回以上。感染症の発生等やむを得ない事情がある場合には、他の月に振り替えることができる）実施すること。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>市町村は、本事業を実施する保育所から実施計画を提出させ、要綱に則した計画となっていることを確認すること。</u></p> <p>⑥ <u>本事業は、認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子等を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子や引きこもり親子等が本事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけること。</u></p> <p>⑦ <u>市町村及び本事業を実施する保育所は、広報誌等による広報のほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p><u>5 保育所体験特別事業</u></p> <p>(1) 事業の目的 ベビーホテル等の認可外保育施設を利用する親子や<u>適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育て家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(2) 実施主体 実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。</p> <p>(3) 対象者 本事業の対象となる者は、<u>普段認可保育所を利用していない親子を対象とするものとする。</u></p> <p>(4) 実施要件</p> <p>① 対象者が利用しやすい日（土日祝日も可）を選定して月1回以上実施すること。</p> <p>② 児童の発達状況の観察や保護者からの聞き取り等により、対象となる親子の抱える悩みや問題点を的確に把握するとともに、指導のための計画を策定の上、必要な支援を行うこと。</p> <p>③ 対象となる児童に対しては、<u>集団活動を通じた子ども同士の関係づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果が期待される計画の策定に配慮すること。</u></p> <p>④ 対象となる保護者に対しては、<u>離乳食等の調理方法や食事の食べさせ方、絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサインの理解などといった効果が期待される計画策定に配慮すること。</u></p> <p>⑤ <u>本事業は、認可保育所を利用していない親子を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子や引きこもり親子等が本事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけること。</u></p> <p>⑥ <u>市町村及び本事業を実施する保育所は、広報誌等による広報のほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。</u></p> <p>(5) 留意事項</p> <p>① <u>本事業は、親子の育ちを計画的に支援することを目的としたものであり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童との交流を行う事業は対象とならないこと。</u></p> <p>② <u>地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあっては、それぞれの事業が効果的に連携するよう配慮すること。</u></p>

改正後

(6) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
なお、本事業における定員超過により参加を希望しながら参加できない親子が生じた場合に、本事業を実施している近隣の保育所へ案内できる体制を整える等、地域における連携を図ること。
- ② (略)

(7) (略)

5 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

改正前

(6) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(7) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
 ② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

6 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

(1) 事業の目的

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村とする。

(3) 対象者

本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。

(4) 実施要件

- ① 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。
 ② 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。

(5) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
 ② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
 ② 指定都市及び中核市が実施する事業

改正後

改正前

(別添 5)

保育環境改善等事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。

(1) 基本改善事業

既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

① (略)

② (略)

③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業

本通知の別添 3 「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3)に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。

(2) (略)

(別添 6)

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所分園等を設置するなど保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を運営する者とする。

3 対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。

(1) 基本改善事業

既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

① 保育サービス提供施設設置促進事業

保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。

② 認可化移行環境改善事業

市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。

③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業

本通知の別添 4 「病児・病後児保育事業実施要綱」の3の(3)に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。

(2) 環境改善事業

利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行う事業で、次に掲げるものとする。

① 保育所障害児受入促進事業

既存の保育所又は保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

② 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。

③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

改正後	改正前
4 (略)	<p>4 対象事業の制限</p> <p>(1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。</p> <p>(2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は、本事業の対象としないこと。</p> <p>(3) 本事業の実施については、保育所障害児受入促進事業を除き、1施設につき1回限りとする。</p> <p>(4) 保育サービス提供施設設置促進事業について、既存施設の改修を伴わない設備の整備（備品の購入等）のみの場合は、本事業の対象としないこと。</p> <p>(5) 保育サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とすること。</p> <p>(6) 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業及び病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所を対象とすること。</p> <p>(7) 保育所障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所を対象とすること。</p> <p>(8) 保育サービス提供施設設置促進事業において、保育所又は保育所分園を設置する場合に限り、必要に応じて、保育所障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。</p>
5 (略)	<p>5 事業の実施手続</p> <p>(1) 市町村の長（指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。）及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。</p> <p>(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p>
6 (略)	<p>6 費用</p> <p>国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業</p> <p>(2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>
7 (略)	<p>7 補助金の返還</p> <p>認可化移行環境改善事業については、事業実施後3年を経て、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。</p>

改正後

改正前

(別添6)

延長保育促進事業実施要綱

1 事業の目的

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村（特別区を含む。以下同じ。）以外の者の設置する保育所(以下「民間保育所」という。)が開所時間を超えた保育を取り組む場合に補助を行うことで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

3 対象児童

本事業の対象となる児童は、実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。

なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とできること。

4 対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「延長保育促進事業（基本分）」及び「延長保育事業（加算分）」とする。

(1) 延長保育推進事業(基本分)

(2) の事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。

(2) 延長保育事業(加算分)

民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。

5 実施要件

(1) 延長保育推進事業（基本分）

11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

(2) 延長保育事業（加算分）

延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

改正後

改正前

6 実施方法

(1) 延長時間の定義は次のとおりとすること。

なお、同一保育所又は駅前等利便性の高い場所に設置した施設において開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。

なお、

① 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たり平均対象児童数(以下「平均対象児童数」という。)が6人以上いることをいう。

② 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。

③ 3時間以上の延長については、②と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。

④ 30分延長とは、上記①～③に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。

なお、④を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。

また、平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。

(2) 事業の実施に当たっては、保育所の他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。

(3) 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

7 事業の実施手続

(1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。

(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

8 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

(2) 延長保育事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

別紙(略)

別紙(略)

[母子保健課關係]

別紙 母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 母子保健医療対策等総合支援事業（補助金）</p> <p>平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業</p> <p>イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業</p> <p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p>オ 都道府県が行う<u>健やかな妊娠等サポート事業</u></p> <p>カ 都道府県が行う妊産婦ケアセンター運営事業</p> <p>4～15 （略）</p>	<p style="text-align: center;">母子保健衛生費等国庫負担（補助）金交付要綱</p> <p>1～2 （略）</p> <p>（交付の対象）</p> <p>3 この負担金及び補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 母子保健医療対策等総合支援事業（補助金）</p> <p>平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」に基づき、実施する次の事業とする。</p> <p>ア 都道府県が行う子どもの心の診療拠点病院機構推進事業</p> <p>イ 都道府県、政令市及び特別区が行う療育指導事業</p> <p>ウ 都道府県、指定都市及び中核市が行う生涯を通じた女性の健康支援事業</p> <p>エ 都道府県、指定都市及び中核市が行う特定不妊治療費助成事業</p> <p>オ 都道府県が行う<u>健やかな妊娠・出産等サポート事業</u></p> <p>カ 都道府県が行う妊産婦ケアセンター運営事業</p> <p>4～15 （略）</p>

新					
別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)					
階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
	所得割の額のある世帯	C2	7,900	790	
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 15,000円以下	D1	10,800	1,080
		15,001～40,000	D2	16,200	1,620
		40,001～70,000	D3	22,400	2,240
		70,001～183,000	D4	34,800	3,480
		183,001～403,000	D5	49,400	4,940
		403,001～703,000	D6	65,000	6,500
		703,001～1,078,000	D7	82,400	8,240
		1,078,001～1,632,000	D8	102,000	10,200
		1,632,001～2,303,000	D9	123,400	12,340
		2,303,001～3,117,000	D10	147,000	14,700
		3,117,001～4,173,000	D11	172,500	17,250
		4,173,001～5,334,000	D12	199,900	19,990
		5,334,001～6,674,000	D13	229,400	22,940
		6,674,001以上	D14	全額	
				左の徴収基準月額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円	
備考	1 (略) 2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。				

旧					
別表1 徴収基準額表(養育医療給付事業)					
階層区分	世帯の階層(細)区分	徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	5,400	540
	所得割の額のある世帯	C2	7,900	790	
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 15,000円以下	D1	10,800	1,080
		15,001～40,000	D2	16,200	1,620
		40,001～70,000	D3	22,400	2,240
		70,001～183,000	D4	34,800	3,480
		183,001～403,000	D5	49,400	4,940
		403,001～703,000	D6	65,000	6,500
		703,001～1,078,000	D7	82,400	8,240
		1,078,001～1,632,000	D8	102,000	10,200
		1,632,001～2,303,000	D9	123,400	12,340
		2,303,001～3,117,000	D10	147,000	14,700
		3,117,001～4,173,000	D11	172,500	17,250
		4,173,001～5,334,000	D12	199,900	19,990
		5,334,001～6,674,000	D13	229,400	22,940
		6,674,001以上	D14	全額	
				左の徴収基準月額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は26,300円	
備考	1 (略) 2 この表のD1～D14階層における「所得税額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。				

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

3～7 (略)

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
- (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項
- (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

3～7 (略)

新					旧						
別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)					別表2 徴収基準額表(結核児童療育給付事業)						
階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額	階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準額 月	徴収基準額 加算月額		
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0		
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,200	220		
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	C1	4,500	450	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	C1	4,500	450	
		所得割の額のある世帯	C2	5,800	580			C2	5,800	580	
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下	D1	6,900	690	D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下	D1	6,900	690
		2,401～ 4,800	D2	7,600	760			2,401～ 4,800	D2	7,600	760
		4,801～ 8,400	D3	8,500	850			4,801～ 8,400	D3	8,500	850
		8,401～ 12,000	D4	9,400	940			8,401～ 12,000	D4	9,400	940
		12,001～ 16,200	D5	11,000	1,100			12,001～ 16,200	D5	11,000	1,100
		16,201～ 21,000	D6	12,500	1,250			16,201～ 21,000	D6	12,500	1,250
		21,001～ 46,200	D7	16,200	1,620			21,001～ 46,200	D7	16,200	1,620
		46,201～ 60,000	D8	18,700	1,870			46,201～ 60,000	D8	18,700	1,870
		60,001～ 78,000	D9	23,100	2,310			60,001～ 78,000	D9	23,100	2,310
		78,001～ 100,500	D10	27,500	2,750			78,001～ 100,500	D10	27,500	2,750
		100,501～ 190,000	D11	35,700	3,570			100,501～ 190,000	D11	35,700	3,570
		190,001～ 299,500	D12	44,000	4,400			190,001～ 299,500	D12	44,000	4,400
		299,501～ 831,900	D13	52,300	5,230			299,501～ 831,900	D13	52,300	5,230
		831,901～1,467,000	D14	80,700	8,070			831,901～1,467,000	D14	80,700	8,070
		1,467,001～1,632,000	D15	85,000	8,500			1,467,001～1,632,000	D15	85,000	8,500
		1,632,001～2,302,900	D16	102,900	10,290			1,632,001～2,302,900	D16	102,900	10,290
		2,302,901～3,117,000	D17	122,500	12,250			2,302,901～3,117,000	D17	122,500	12,250
		3,117,001～4,173,000	D18	143,800	14,380			3,117,001～4,173,000	D18	143,800	14,380
		4,173,001以上	D19	全 額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円			4,173,001以上	D19	全 額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が17,120円に満たない場合は17,120円
備考	1 (略)				備考	1 (略)					

2 世帯階層区分の認定

(1) (略)

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア～イ(略)

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) (略)

3～4 (略)

2 世帯階層区分の認定

(1) (略)

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア～イ(略)

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項、第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項、第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) (略)

3～4 (略)

新					旧				
別表 3					別表 3				
1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率	1 区分	2 種目	3 基準額等	4 対象経費	5 負担率 又は 補助率
母子保健 衛生費国 庫負担金	養育医療費 (移送を除く。)	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成22年厚生労働省告示第〇〇号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療(移送を除く。)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	母子保健 衛生費国 庫負担金	養育医療費 (移送を除く。)	母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額	養育医療(移送を除く。)に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1
	療育の給付費(学習品・日用品の給付を除く。)	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 (1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成22年厚生労働省告示第〇〇号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 (2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額	療育の給付(学習品・日用品の給付を除く。)に必要な需用費(消耗品費)、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1		療育の給付費(学習品・日用品の給付を除く。)	次により算出された額の合算額 1 児童福祉法第20条第3項に規定する各号のうち、次により算出された合計額からこれらの費用について医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を控除した額 (1) 第1号から第4号までの給付に要する費用については「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額 (2) 第5号に係る費用については、移送に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定療育機関が移送を実施する場合にあっては、都道府県、指定都市又は中核市が指定療育機関とあらかじめ協議して定めた額	療育の給付(学習品・日用品の給付を除く。)に必要な需用費(消耗品費)、委託料、扶助費、負担金、補助及び交付金	2分の1

結核児童日用品費等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)	結核児童日用品費等負担金	(略)	(略)	(略)	(略)
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業	子どもの心の診療拠点病院 1か所につき <u>16,100,000円</u> ※事業期間が1年に満たない場合は、 <u>16,100,000円</u> ×事業月数/12とする。	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1	母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院推進事業	子どもの心の診療拠点病院 1か所につき <u>18,600,000円</u> ※事業期間が1年に満たない場合は、 <u>18,600,000円</u> ×事業月数/12とする。	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	2分の1
療育指導事業	(略)	(略)	(略)	(略)	療育指導事業	(略)	(略)	(略)	(略)
生涯を通じた女性の健康支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)	生涯を通じた女性の健康支援事業	(略)	(略)	(略)	(略)
特定不妊治療費助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 <u>150,000円</u> ×実施件数 2 事務費 (1) 定額分 3,000,000円	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1	特定不妊治療費助成事業	次により算出された額の合計額 1 助成費 特定不妊治療 (①及び②の合計額) <u>①150,000円</u> ×実施件数 (※実施件数には、平成21年4月1日から5月28日までの間の助成件数を含む。) <u>②100,000円</u> ×実施件数 (※実施件数は、平成21年4月1日から5月28日までの間に助成申請を行い助成を受けた者のうち、平成17年8月23日雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱」の第2の4(7)に規定する50,000円までの額による申請がなされなかった件数とする。)	特定不妊治療費助成事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金、扶助費	2分の1		

	(2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数		
健やかな妊 娠等サポ ート事業	1 都道府県あたり 5,900,000円以内	健やかな妊娠等サポート 事業に必要な報酬、賃金、 共済費、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、食糧 費、印刷製本費)、役務 費(通信運搬費、広告料)、 委託料、使用料及び賃借 料、備品購入費	定 額
妊産婦ケア センター運 営事業	(略)	(略)	(略)

	(2) 登録管理 530円×登録組数 (3) 医療機関旅費 6,860円×か所数		
健やかな妊 娠・出 産等サポ ート事業	次により算出された額の合計額 1 小児科・産科医療体制整備事業 4,300,000円以内 2 安全・安心な妊娠・出産等支援 体制整備事業 9,500,000円以内	健やかな妊娠・出産等 サポート事業に必要な 報酬、賃金、共済費、 報償費、旅費、需用費 (消耗品費、食糧費、 印刷製本費、修繕料)、 役務費(通信運搬費、 広告料)、委託料、使用 料及び賃借料、備品購 入費	定 額
妊産婦ケ アセンタ ー運営事 業	(略)	(略)	(略)

別紙様式第1 (略)
別紙様式第2 (略)
様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

都道府県(政令市、特別区)名

区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備 考
母子保健衛生費負担金	養育医療費	円	円	
	療育の給付費			
	小 計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	健やかな妊娠等サポート事業			
	妊産婦ケアセンター運営事業			
	小 計			
合 計				

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

様式2 (略)

別紙様式第1 (略)
別紙様式第2 (略)
様式1 国庫負担金及び国庫補助金所要額総括表

都道府県(政令市、特別区)名

区分	種 目	国庫負担(補助)基本額	要国庫負担額及び国庫補助額	備 考
母子保健衛生費負担金	養育医療費	円	円	
	療育の給付費			
	小 計			
結核児童日用品費等負担金	結核児童日用品費等			
母子保健衛生費補助金	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業			
	療育指導事業			
	生涯を通じた女性の健康支援事業			
	特定不妊治療費助成事業			
	健やかな妊娠・出産等サポート事業			
	妊産婦ケアセンター運営事業			
	小 計			
合 計				

(注) 国庫負担(補助)基本額欄には、様式2及び様式3の各表の国庫負担及び補助基本額を記載すること。

様式2 (略)

新	様式3 国庫補助金所要額調						
	都道府県（政令市・特別区）名						
	種 目	対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥
		円	円	円	円	円	円
	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
	療育指導事業						
	生涯を通じた女性の健康支援事業						
	特定不妊治療費助成事業						
	健やかな妊娠等サポート事業						
	妊産婦ケアセンター運営事業						
合 計							
<p>(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付要綱4（交付額の算定方法）（4）に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額。 ・ 「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。 							
旧	様式3 国庫補助金所要額調						
	都道府県（政令市・特別区）名						
	種 目	対象経費の 支出予定額 ①	寄付金その 他の収入額 ②	差引額 (①-②) ③	基準額 ④	国庫補助 基本額 ⑤	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥
		円	円	円	円	円	円
	子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
	療育指導事業						
	生涯を通じた女性の健康支援事業						
	特定不妊治療費助成事業						
	健やかな妊娠・出産等サポート事業						
	妊産婦ケアセンター運営事業						
合 計							
<p>(注) 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付要綱4（交付額の算定方法）（4）に掲げる事業 ③と④とを比較して少ない方の額。 ・ 「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。 							

別紙様式第3 (略)

様式1～2 (略)

様式3 国庫補助金精算額調

都道府県(政令市・特別区)名

種 目	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 (①-②) ③ 円	基準額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ 円
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
療育指導事業						
生涯を通じた女性の健康支援事業						
特定不妊治療費助成事業						
健やかな妊娠等サポート事業						
妊産婦ケアセンター運営事業						
合 計						

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
 ③と④とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

別紙様式第4 (略)

新

別紙様式第3 (略)

様式1～2 (略)

様式3 国庫補助金精算額調

都道府県(政令市・特別区)名

種 目	対象経費の 支出予定額 ① 円	寄付金その 他の収入額 ② 円	差引額 (①-②) ③ 円	基準額 ④ 円	国庫補助 基本額 ⑤ 円	要国庫補助額 (⑤×補助率) ⑥ 円
子どもの心の診療拠点病院機構推進事業						
療育指導事業						
生涯を通じた女性の健康支援事業						
特定不妊治療費助成事業						
健やかな妊娠・出産等サポート事業						
妊産婦ケアセンター運営事業						
合 計						

(注)「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。
 ・交付要綱4(交付額の算定方法)(4)に掲げる事業
 ③と④とを比較して少ない方の額。
 ・「健やかな妊娠・出産等サポート事業」の⑥の額は、⑤と同額とする。

別紙様式第4 (略)

旧

別 紙 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p>別紙 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 （略）</p> <p>第2 事業内容 1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 （略）</p> <p>2 療育指導事業 (1) 事業目的 （略） (2) 実施主体 事業の実施主体は、都道府県、<u>地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める保健所を設置する市及び特別区とする。</u> (3)～(8) （略） (9) その他 <u>長期療養児に関する療養等の内容を記載した連絡票は、「診療報酬の算定方法」（平成22年厚生労働省告示第〇〇号）に規定する診療情報提供料（I）注2の算定要件の対象となるものであり、このことについては、保険局と協議済みである。</u></p> <p>3 <u>生涯を通じた女性の健康支援事業</u> (1)～(3) （略）</p> <p>4 特定不妊治療費助成事業 (1)～(6) （略） (7) 助成の額及び期間 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成する。 なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。 具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。 (8)～(12) （略）</p>	<p>別紙 母子保健医療対策等総合支援事業の実施について 母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨 （略）</p> <p>第2 事業内容 1 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業 （略）</p> <p>2 療育指導事業 (1) 事業目的 （略） (2) 実施主体 事業の実施主体は、都道府県、<u>政令市及び特別区とする。</u> (3)～(8) （略） (9) その他 <u>長期療養児に関する療養等の内容を記載した連絡票は、「診療報酬の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第92号）に規定する診療情報提供料（I）注2の算定要件の対象となるものであり、このことについては、保険局と協議済みである。</u></p> <p>3 <u>生涯を通じた女性の健康支援事業について</u> (1)～(3) （略）</p> <p>4 特定不妊治療費助成事業 (1)～(6) （略） (7) 助成の額及び期間 特定不妊治療に要した費用に対して、1回の治療につき15万円まで、<u>（平成21年4月1日から5月28日までの間に助成申請を行い、10万円の助成を受けた者については、5万円まで）、1年度当たり2回を限度に通算5年間助成する。</u> なお、「1回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、体外受精または顕微授精1回に至る治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も1回とみなす。 具体的には別添4のAからFのいずれかにあてはまるものとする。G及びHは助成の対象としない。 (8)～(12) （略）</p>

新	旧
<p>5 <u>健やかな妊娠等サポート事業</u></p> <p>(1) 目的 <u>妊娠中は、母体や胎児の健康の確保を図る上で、定期的に健診を受診し、普段以上に健康に気をつける必要があることなどから、健やかな妊娠等をサポートするための地域の先駆的な取組への支援により、出産前後の安全・安心の確保を図ることを目的とする。</u></p> <p>(2) 実施主体 (略)</p> <p>(3) 事業の内容 <u>妊婦・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るための妊娠期からの支援体制の構築など、出産前後における地域の先駆的な取組について、1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。</u></p> <p>6 妊産婦ケアセンター運営事業 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p>	<p>5 <u>健やかな妊娠・出産等サポート事業について</u></p> <p>(1) 目的 <u>小児科医・産科医の不足に対応するための医療資源の集約化・重点化や女性医師の就労支援策等、都道府県における小児科・産科医療の体制整備を図る。また、併せて、健やかな妊娠・出産等をサポートするための地域の先駆的な取組への支援により、妊娠・出産の安全・安心の確保を図る。</u></p> <p>(2) 実施主体 (略)</p> <p>(3) 事業の内容</p> <p>① <u>小児科・産科医療体制整備事業</u> <u>医療資源の集約化・重点化に係る次に掲げるア又はイの取組を実施するものとし、1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。</u> <u>ア 女性医師等の労働環境整備及び仕事と家庭の両立支援の先駆的な取組</u> <u>イ 集約化・重点化に関する地域住民等への理解を深める広報啓発等</u></p> <p>② <u>安全・安心な妊娠・出産等支援体制整備事業</u> <u>健やかな妊娠・出産等をサポートするためのア又はイに係る先駆的な取組を実施するものについて、ア及びイの各々について1都道府県あたり3年を限度に補助するものとする。</u> <u>ア 妊娠期における支援体制の充実に資する取組</u> <u>妊婦・胎児のリスクの軽減や早産児・低出生体重児等の出生リスクの低下を図るための妊娠期からの支援体制の構築に資する取組</u> <u>イ 出産期に係る周産期医療提供体制の確保に資する取組</u> <u>周産期医療施設におけるNICUの確保を図るため、在宅移行が最も望ましいNICU長期入院児を対象にした、在宅への移行支援及び継続した支援体制整備のための取組</u></p> <p>6 妊産婦ケアセンター運営事業 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p>

新	別添1～3 (略)													助成対象範囲
	別添4 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲													
	治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)		
薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)		薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵	新鮮胚移植			胚凍結	凍結胚移植						
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日		10日	7～10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	助成対象
B	凍結胚移植を実施*	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

*B: 採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

旧	別添1～3 (略)													助成対象範囲
	別添4 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲													
	治療内容	採卵まで			採精(夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚移植					妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)		
薬品投与(点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)		薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵	新鮮胚移植			胚凍結	凍結胚移植						
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日		10日	7～10日	1日	10日	1日		
A	新鮮胚移植を実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	助成対象
B	凍結胚移植を実施*	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
E	受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
F	採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

*B: 採卵・受精後、1～3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

新

別添5

(表)

特定不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

記

	(ふりがな) 氏名		生年月日
夫	()	昭和	年 月 日生(歳)
妻	()	平成	年 月 日生(歳)

(略)

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説 明 書

(略)

受給者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

医療機関発行の領収書添付箇所
(裏面添付又は別添可)

特定不妊治療費助成事業受診等証明書

(略)

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

A 新鮮胚移植を実施

B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)

C 以前に凍結した胚による胚移植を実施

D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止

F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

別添6 (略)

旧

別添5

(表)

特定不妊治療費助成事業申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

記

	(ふりがな) 氏名		生年月日
夫	()	昭和	年 月 日生(歳)
妻	()	平成	年 月 日生(歳)

(略)

(裏)

治療の内容・結果および妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する
説 明 書

(略)

受給者番号							
-------	--	--	--	--	--	--	--

医療機関発行の領収書添付箇所
(裏面添付又は別添可)

特定不妊治療費助成事業受診等証明書

(略)

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです

A 新鮮胚移植を実施

B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)

C 以前に凍結した胚による胚移植を実施

D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

E 受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等による中止

F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

別添6 (略)

新			旧		
小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱			小児慢性特定疾患治療研究費国庫補助金交付要綱		
1～3 略 （交付額の算定方法） 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額（法第56条第5項の規定により都道府県等が支払うべき旨を命ずる額が5に定める支払命令基準額を上回るときは、その差額を加算した額とする。）に2分の1を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。			1～3 略 （交付額の算定方法） 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。 ただし、算出された種目ごとの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (1) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額を選定する。 (2) (1)により選定された額（法第56条第5項の規定により都道府県等が支払うべき旨を命ずる額が5に定める支払命令基準額を上回るときは、その差額を加算した額とする。）に2分の1を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。		
1 種目	2 基準額	3 対象経費	1 種目	2 基準額	3 対象経費
医療費	「診療報酬の算定方法」（平成22年厚生労働省告示第〇〇号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」（平成22年厚生労働省告示第〇〇号）及び「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」（平成18年厚生労働省告示第496号）に準じて算定した額の合計額から、社会保険各法の規定により療養の給付に関し保険者が負担すべき額及び5に定める支払命令基準額を控除した額	小児慢性特定疾患の治療研究に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費	医療費	「診療報酬の算定方法」（平成20年3月厚生労働省告示第59号）、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月厚生労働省告示第99号）、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」（平成20年9月厚生労働省告示第67号）及び「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」（平成18年9月厚生労働省告示第496号）に準じて算定した額の合計額から、社会保険各法の規定により療養の給付に関し保険者が負担すべき額及び5に定める支払命令基準額を控除した額	小児慢性特定疾患の治療研究に必要な委託料、負担金、補助及び交付金、扶助費
事務費	次により算出された額の合算額 小児慢性特定疾患対策協議会及び小	小児慢性特定疾患治療研究事業の適正化のための小	事務費	次により算出された額の合算額 小児慢性特定疾患対策協議会及び小	小児慢性特定疾患治療研究事業の適正化のための小

児慢性特定疾患児手帳交付
 1 定額分 820,000円
 2 対象児童分 520円×対象児童数
 3 医療機関指導旅費 1か所当たり 1,300円
 4 登録管理費 登録患者1人当たり 100円
 5 手帳交付費 450円×手帳交付件数
 6 ただし、1の定額分及び4の登録管理費については、厚生労働大臣が必要と認めた額を加算

児慢性特定疾患対策協議会の運営並びに手帳の作成及び交付に必要な報酬、謝金及び報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

児慢性特定疾患児手帳交付
 1 定額分 820,000円
 2 対象児童分 520円×対象児童数
 3 医療機関指導旅費 1か所当たり 1,300円
 4 登録管理費 登録患者1人当たり 100円
 5 手帳交付費 450円×手帳交付件数
 6 ただし、1の定額分及び4の登録管理費については、厚生労働大臣が必要と認めた額を加算

児慢性特定疾患対策協議会の運営並びに手帳の作成及び交付に必要な報酬、謝金及び報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金

5～14 略
 別紙様式1～3 略
 別表 略

5～14 略

小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱一部改正新旧対照表（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 略 第4 実施方法</p> <p>1～2 (1) 略 (2) 重症患者の申請</p> <p>① 8の(2)により、一部負担額の支払いを要しない患者（以下「重症患者」という。）の認定を受けようとする場合は、その保護者は別紙様式例2による重症患者認定申請書に医療意見書を添えて都道府県知事等に申請するものとする。</p> <p>② 都道府県知事等は、重症患者認定の申請者に対し、障害厚生年金等（厚生年金保険法に基づく、障害厚生年金、国民年金法に基づく障害基礎年金、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法に基づく障害共済年金をいう。以下同じ。）の証書の写し又は当該申請に係る児童の身体障害者手帳の写しなど、重症患者の認定審査に必要と思われる資料の提出を求めることができる。</p> <p>3～8 (1) 略 (2) (1)の費用の額は、「診療報酬の算定方法（平成22年厚生労働省告示第〇〇号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成22年厚生労働省告示第〇〇号）」又は「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）」に準じて算定した額から、当該児童について医療保険により行われる医療に関する給付の額を控除し、さらに8に定めるところにより対象患者又はその扶養義務者が負担する額（以下「一部負担額」という。）を控除した額とする。</p> <p>9～11 略 第5～第11 略</p>	<p style="text-align: center;">小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱</p> <p>第1～第3 略 第4 実施方法</p> <p>1～2 (1) 略 (2) 重症患者の申請</p> <p>① 8の(2)により、一部負担額の支払いを要しない患者（以下「重症患者」という。）の認定を受けようとする場合は、その保護者は別紙様式例2による重症患者認定申請書に医療意見書を添えて都道府県知事等に申請するものとする。</p> <p>② 都道府県知事等は、重症患者認定の申請者に対し、障害厚生年金等（厚生年金保険法に基づく、障害厚生年金、国民年金法に基づく障害基礎年金、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び農林漁業団体職員組合法に基づく障害共済年金をいう。以下同じ。）の証書の写し又は当該申請に係る児童の身体障害者手帳の写しなど、重症患者の認定審査に必要と思われる資料の提出を求めることができる。</p> <p>3～8 (1) 略 (2) (1)の費用の額は、「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養費の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）」、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）」又は「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）」に準じて算定した額から、当該児童について医療保険により行われる医療に関する給付の額を控除し、さらに8に定めるところにより対象患者又はその扶養義務者が負担する額（以下「一部負担額」という。）を控除した額とする。</p> <p>9～11 略 第5～第11 略</p>

新

旧

(別表1)

(別表1)

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表		
階層区分	自己負担限度額	
	入院	外来
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500	5,750

小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表		
階層区分	自己負担限度額	
	入院	外来
生活保護法の被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500	5,750

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

備考：1. 「市町村民税が非課税の場合」とは、当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）において市町村民税が課税されていない（地方税法第323条により免除されている場合を含む。）場合をいう。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

2. この表の「所得税課税年額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

新

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。
 5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。
 6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

別表2 略
別紙1～2 略

旧

- (1) 所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条
3. 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
 4. 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えない。
 5. 同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な児童以外の児童については、上記の表に定める額の1/10に該当する額をもって自己負担限度額とする。
 6. 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

別表2 略
別紙1～2 略

新

旧

(別紙様式例1)

小児慢性特定疾患医療受診券交付申請書					
受	氏名			性別	男・女
	生年月日	昭和 年 月 日			
診	住所	(電話)			
	加入	被保険者氏名		受診者との続柄	
		保険種別	協・組・共・国	被保険者証の記号・番号	
	医療	被保険者証発行機関名			
		所在地			
申請者	氏名		受診者との続柄		
	住所	(電話)			
生計	氏名		受診者との続柄		
	住所				
中心者	今回申請する受診者以外に既に同一生計内で受診券の交付を受けている者		有 (氏名)	無	
	疾患名				
医療機関	名称				
	所在地				
上記のとおり、小児慢性特定疾患医療受診券の交付を申請します。					
		申請者氏名	印		
		平成 年 月 日			
		知事 (市長) 殿			

小児慢性特定疾患医療受診券交付申請書					
受	氏名			性別	男・女
	生年月日	昭和 年 月 日			
診	住所	(電話)			
	加入	被保険者氏名		受診者との続柄	
		保険種別	政・組・船・共・国	被保険者証の記号・番号	
	医療	被保険者証発行機関名			
		所在地			
申請者	氏名		受診者との続柄		
	住所	(電話)			
生計	氏名		受診者との続柄		
	住所				
中心者	今回申請する受診者以外に既に同一生計内で受診券の交付を受けている者		有 (氏名)	無	
	疾患名				
医療機関	名称				
	所在地				
上記のとおり、小児慢性特定疾患医療受診券の交付を申請します。					
		申請者氏名	印		
		平成 年 月 日			
		知事 (市長) 殿			

別紙様式例2～4 略

別紙様式例2～4 略

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱一部改正新旧対照表（案）

新					旧						
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱					小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱						
第1～第10 略 別表 略 別紙様式例1～別紙様式例5 略					第1～第10 略 別表 略 別紙様式例1～別紙様式例5 略						
別表2					別表2						
徴収基準額表					徴収基準額表						
階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準月額	加算基準月額	階層区分	世帯の階層（細）区分			徴収基準月額	加算基準月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0	A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110	B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯			1,100	110
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	C1階層	2,250	230	C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ （所得割の額のない世帯）	C1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2階層	2,900	290			所得割の額のある世帯	C2階層	2,900	290

新						旧					
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下	D 1 階層	3,450	350	D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400円以下	D 1 階層	3,450	350
		2,401～ 4,800円	D 2 "	3,800	380			2,401～ 4,800円	D 2 "	3,800	380
		4,801～ 8,400円	D 3 "	4,250	430			4,801～ 8,400円	D 3 "	4,250	430
		8,401～ 12,000円	D 4 "	4,700	470			8,401～ 12,000円	D 4 "	4,700	470
		12,001～ 16,200円	D 5 "	5,500	550			12,001～ 16,200円	D 5 "	5,500	550
		16,201～ 21,000円	D 6 "	6,250	630			16,201～ 21,000円	D 6 "	6,250	630
		21,001～ 46,200円	D 7 "	8,100	810			21,001～ 46,200円	D 7 "	8,100	810
		46,201～ 60,000円	D 8 "	9,350	940			46,201～ 60,000円	D 8 "	9,350	940
		60,001～ 78,000円	D 9 "	11,550	1,160			60,001～ 78,000円	D 9 "	11,550	1,160
		78,001～ 100,500円	D 10 "	13,750	1,380			78,001～ 100,500円	D 10 "	13,750	1,380
		100,501～ 190,000円	D 11 "	17,850	1,790			100,501～ 190,000円	D 11 "	17,850	1,790
		190,001～ 299,500円	D 12 "	22,000	2,200			190,001～ 299,500円	D 12 "	22,000	2,200
		299,501～ 831,900円	D 13 "	26,150	2,620			299,501～ 831,900円	D 13 "	26,150	2,620
		831,901～ 1,467,000円	D 14 "	40,350	4,040			831,901～ 1,467,000円	D 14 "	40,350	4,040
		1,467,001～ 1,632,000円	D 15 "	42,500	4,250			1,467,001～ 1,632,000円	D 15 "	42,500	4,250
		1,632,001～ 2,302,900円	D 16 "	51,450	5,150			1,632,001～ 2,302,900円	D 16 "	51,450	5,150
		2,302,901～ 3,117,000円	D 17 "	61,250	6,130			2,302,901～ 3,117,000円	D 17 "	61,250	6,130
		3,117,001～ 4,173,000円	D 18 "	71,900	7,190			3,117,001～ 4,173,000円	D 18 "	71,900	7,190
		4,173,001円以上	D 19 "	全 額	左の徴収基準額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円			4,173,001円以上	D 19 "	全 額	左の徴収基準額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円
備			考			備			考		
<p>1 徴収月額の決定の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p>						<p>1 徴収月額の決定の特例</p> <p>ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。</p>					

新

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため、数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶

旧

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は本人につき、扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため、数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等以内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項、第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。）第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の5第1項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しない。）、地方税法により賦課される市町村民税、（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しない。）、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けて

新	旧
<p>助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。</p> <p>4 徴収金基準額の特例 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p>	<p>いる事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除。以下同じ。）の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>(3) 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。</p> <p>3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。</p> <p>4 徴収金基準額の特例 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。</p>